

社会科学年報

第 53 号 2019

論文

- ベトナムにおける自動車産業政策と流通 石川 和男
- マルクスとオイラー
— 遍在する「対称性原理」に『資本論』は存立する — 内田 弘
- 石巻市域復興を「森里川海の連携」思想から展望する
— 歴史学の視点からのアプローチ — 近江 吉明
- 自立支援施策におけるアウトリーチ・サービス・モデルの理論的枠組み
..... 鈴木奈穂美
- 東日本における養蚕業の発展と繭価動向
— 1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討 — 高梨 健司
- 原爆被爆二世・三世運動の新たな展開
～放射線の遺伝的影響をめぐる被爆二世訴訟と国連での訴え～
..... 中村 尚樹
- アメリカ高等教育財政とレベニュー債
— 「イリノイ大学システム」を事例に — 埜 武郎
- 自律的地方教育行政を維持するための強制的介入支援政策
— ロンドン・ハックニーの教育改革手法の子ども福祉領域への汎用化 —
..... 広瀬 裕子
- 戦後青森県の県会議員選挙と歴代議長 ②
— 地方政治の“名望家たち” — 藤本 一美
- Why Did Japanese Children Cease to Grow Taller in Height in the Midst
of a Booming Economy in Contrast with South Korean Youth?
..... Hiroshi Mori
- 所報 260

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

社会科学年報

第 53 号

2019

目 次

〈論文〉

ベトナムにおける自動車産業政策と流通……………	石川 和男	3
マルクスとオイラー — 遍在する「対称性原理」に『資本論』は存立する — ……	内田 弘	25
石巻市域復興を「森里川海の連携」思想から展望する — 歴史学の視点からのアプローチ — ……	近江 吉明	53
自立支援施策におけるアウトリーチ・サービス・モデルの理論的枠組み ……………	鈴木奈穂美	71
東日本における養蚕業の発展と繭価動向 — 1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討 — ……	高梨 健司	99
原爆被爆二世・三世運動の新たな展開 ～放射線の遺伝的影響をめぐる被爆二世訴訟と国連での訴え～ ……………	中村 尚樹	129
アメリカ高等教育財政とレベニュー債 — 「イリノイ大学システム」を事例に — ……	埴 武郎	147
自律的地方教育行政を維持するための強制的介入支援政策 — ロンドン・ハックニーの教育改革手法の子ども福祉領域への汎用化 — ……………	広瀬 裕子	165
戦後青森県の県会議員選挙と歴代議長 ② — 地方政治の“名望家たち” — ……	藤本 一美	185
Why Did Japanese Children Cease to Grow Taller in Height in the Midst of a Booming Economy in Contrast with South Korean Youth? ……………	Hiroshi Mori	223
所報……………		241
編集後記……………		260

ベトナムにおける自動車産業政策と流通

石川 和男

はじめに

6億人半ばの人口を有する Association of South-East Asian Nations (ASEAN) は、かつての中国と同様、自動車の生産地から消費(使用)地へ変貌している。特にタイ、インドネシア、マレーシアがその中心である。一方、フィリピンとベトナムは、その道を歩み始めたばかりである。これらの国々での格差は、その生産開始時期に影響されているようだ。タイでは、1950年代終わりから日本の完成車メーカー(メーカー)が進出、生産と流通チャンネルを構築し、これにインドネシアが追随した。マレーシアは、他国とは異なり、国民車構想により生産台数が増加し、普及率が上昇した。ただ、フィリピンとベトナムは、自動車生産台数・普及率においてこれら3国に遠く及ばない状況にある。

ASEANの自動車産業は、主に日本メーカーによる直接投資により発展したが、日本自動車工業会によると、日本のメーカー(商用車と乗用車)は、ASEANで約100か所の生産工場を有し、約15万人の従業員を雇用している(JAMA [2016] 2頁)。本稿では、自動車産業に関して、ベトナムがタイ、インドネシア、マレーシアの3国に遅れた背景を、自動車産業政策と流通チャンネルの構築面から考察することを目的としている。また、今後のベトナムの自動車生産・流通を展望し、ベトナムにおける自動車産業政策の打ち出し方を中心として、ASEANの自動車先進国であるタイ、インドネシア、マレーシアでの経験を参照しながら考察していきたい。

1. ベトナムの経済概況

(1) ベトナムの地理と政治

ベトナムは、元首が2016年7月に就任したチャン・ダイ・グアン(Trần Đại Quang) 国家主席であった。しかし、同氏は2018年9月に逝去し、現在はダン・ティ・ゴック・ティン(Đặng Thị Ngọc Thịnh) が国家主席職務代行を務めており、共産党が唯一の合法政党である。議会は一院制であり、任期は5年である。同国の面積は329,214k m²(日本の約90%)であり、2017年の人口は約9,370万人である。人口はASEANでは3番目に多く、毎年100万人ずつ増加している。現在、同国の平均年齢は29歳であり、人口ピークを迎えるのは2053年であるため、市場の潜在的な魅力がある(日経産業2015.10.7)。また言語は、ベトナム語の他に少数民族語がある。宗教は仏教が80%を占め、他にカトリック、カオダイ教などである。

(2) ベトナム経済の概況

現在のベトナムは、1976年7月に南北が統一され、国名がベトナム社会主義共和国に改称された。同国の経済発展で必ず取り上げられるのが、1986年の第6回共産党大会において、市場経済システムの導入と対外開放化を柱とする「Đổi mới(ドイモイ;刷新)政策」が提示されたことである。この政策は、①性急な社会主義路線との決別、②食料や消費財など生活に不可欠な分野への集中投資、③計画経済から市場経済への転換、④国際社会への積極的な協力、の

4つの柱からなる。経済上の大きな改革は、計画経済から市場経済への転換であり、民間企業の設立を認め、1987年には外資導入を目的とした外国投資法を制定し、積極的に外資企業の誘致に乗り出した（坂田編 [2006]）。

ドイモイ政策開始直後の1986~87年は、同国の実質GDP成長率は年率2~3%であったが、1990年代前半になると、8%台の成長を達成するようになった。政府はドイモイ政策により、経済自由化を進めてきたが、他方で計画経済の名残もあり、経済成長率の目標を定め、経済成長重視の政策が時折見られることもある。また、中央銀行であるベトナム国家銀行は、政府からの独立性に乏しく、政府の成長率目標を後押しするため、インフレ抑制のための金融引き締めにも消極的な面も指摘されている（今村 [2017] 3-6頁）。このように同国では、さまざまな経済に影響を与える要素があり、独自の経済体制が形成されてきた。

ベトナムと日本との関係では、1992年11月から日本の経済援助が再開された。1994年には、ベトナム戦争時から続いた米国からの禁輸措置が解除され、西側諸国からの経済支援が再開されるようになった（みずほ銀行 [2017] 112頁）。そして、1995年7月には、同国と米国との国交が正常化した。また同国は、同年同月にASEANに正式加盟した。1990年代末にはアジア通貨危機の影響により、外国からの投資が急減し、成長率は5%以下へと鈍化し、2008年から2009年はリーマンショックの影響によって5%台の成長に低下することもあった。しかしそれ以外は、6~8%程度の成長率で安定的に推移している（今村 [2017] 3-4頁）。

1998年11月には、ベトナムはアジア太平洋経済協力会議（Asia-Pacific Economic Cooperation : APEC）にも正式に加盟し、2007年1月には世界貿易機関（World Trade Organization : WTO）

にも正式加盟した。さらに2007年10月には国連安保理非常任理事国（2008~2009年）にはじめて選出されることもあった。こうしてベトナムは、ASEANだけではなく、グローバルな場面においても地歩を固めつつある。

(3) ベトナムの経済構造と貿易

2017年のベトナムの1人あたり名目GDPは、2,354米ドルであった。経済成長率は、2014年6.0%、2015年6.7%、2016年6.2%、2017年6.8%と、最近では6%以上の成長を継続している（IMF - World Economic Outlook Databases (2018.4)）。2017年の名目GDPは、2,238億ドルであり、インドネシアの約5分の1、タイの約2分の1であるため、現時点での経済規模はASEANでは大きなものではない（JETRO、https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/stat_01.html）。

名目GDPで見た2016年のベトナムの産業構成比は、第1次産業が2割弱（18.4%）、第2次産業が3割強（32.1%）、第3次産業が4割弱（35.9%）、生産上の課税補助金（Products taxes subsidies on production）が1割強（12.5%）であった。2010年と比較すると、製造業（12.9% → 14.3%）と卸・小売業（8.0% → 10.5%）の構成比が相対的に上昇している。製造業では、二輪車および自動車、そして2008年以降の貿易収支改善に最も貢献した携帯電話、米国向け輸出が増加している縫製業の成長が顕著である。また卸売・小売業では、ベトナム独特のエコノミック・ニーズ・テスト（ENT）¹⁾の要件が緩和され（国際協力銀行 [2017] 149頁）、これらの業種では、外資系企業の進出が以前よりもやすくなった。

ベトナムの貿易は、2017年の貿易額では輸出が2,151億米ドル、輸入が2,130億米ドルであった。主要貿易品目は、輸出が電話機・同部品、縫製品、コンピュータ電子製品・同部品、

履物などであり、輸入が機械設備・同部品、コンピュータ電子製品・同部品、電話機などである。貿易相手国は、輸出が米国、中国、日本、韓国、香港、ドイツ、輸入が中国、韓国、日本、台湾、タイ、米国の順である。同国の貿易状況は、2001年に輸出額が約150億ドル、輸入額約160億ドルであったが、2017年には各々13倍以上に増加した。他方同国では、2011年まで貿易赤字が続いていたが、韓国Samsungの進出により、電話機・部品の輸出が増加し、2012年以降は、若干ではあるが貿易黒字に転じるようになった。また2016年の輸出品目では、縫製品や履物などベトナムの伝統的産業を抑えて、電話機・部品が最大輸出品目となった（今村[2017] 7頁）。したがって、ベトナムは21世紀になって時間の経過とともに、貿易についてはその金額・量・取扱商品の幅ともに大きく変化したといえる。

2. ASEAN自動車産業におけるベトナムの位置

(1) 自動車メーカーの地位変化とASEAN市場の興隆

1) グローバル市場における地位変化

1980年代終わりには、世界の自動車市場は日系・欧州系・米系メーカーが、各々約30%のシェアを有していた。しかし、21世紀に近づくにしたがい、各国・地域のメーカーのシェアにおいて変化が起こった。1999年には、世界の自動車生産台数は、米国系、欧州系、日系、そして韓国系が全体の4分の3を占めていたが、2015年には52%に減少した。特に米国系は、2000年の27.3%から2014年には17.6%へと減少し、中国系が2000年の2.3%から2014年には11.1%にまで上昇した。米国系のシェア低下は、世界市場での北米市場の割合低下（2000年：

35.2%→22.4%）と、世界市場において中国市場の割合が高まった時期に、中国系のシェアが上昇した時期とほぼ一致している。一方、同時期に日本や欧州市場では、販売が低調となり、両地域とも世界市場における存在感は低下した。他方で、同国・同地域のメーカーは、世界市場での販売台数を維持している（みずほ銀行産業調査部[2015] 3-4頁）。

また日系、韓国系以外の東アジアと東南アジアでの生産割合は、1999年には6%であったが、2015年には37%へと拡大した。そして、世界の生産台数のうち、16%を占める日系と韓国系を加えると、2015年には世界の生産台数の半数以上がアジア地域で生産されたことになる。さらにこの16年間では、年間生産台数で5,900万台から9,100万台に増加し（Holger BUNGSCHKE[2017] 104頁）、生産台数は1.6倍となった。したがって、20世紀の終わりから21世紀にかけて、アジアの存在感が自動車の生産（消費）地としても急速に高まった。

2) ベトナム自動車市場への期待

自動車の生産台数と消費（使用）台数は、国内市場と海外市場とを分けて考える必要がある。自動車生産の拡大地域（国）は、自国市場の成長によって、生産が拡大する（した）地域と、主に輸出拠点として生産が拡大する（した）地域がある。前者は中国、インド、ブラジルである。一方、後者は韓国やメキシコである。1990年と2014年の生産上位国を比較すると、生産台数が200万台以上増加した国・地域は、中国、韓国、インド、メキシコ、ブラジルであった。このうち、中国、インド、ブラジルは自国市場が拡大したために生産が拡大した。そして韓国、メキシコ、中東欧諸国は、輸出拠点として生産が拡大した。こうして1991年からの25年間は、輸出拠点が地理的に拡大した（みずほ銀行産業調査部[2015] 5-6頁）。つまり、四半世紀以前

には、自動車の生産国や地域は、ある程度限定されていたが、現在に至る時間経過の中で、その国や地域は、かなり拡大したことを示している。それは自動車産業が、当該国の産業を振興させる起爆剤となるためである。

他方、自動車は耐久消費財であるため、その消費（使用）台数の増加は、可処分所得の影響を受ける。ASEANでは可処分所得5千米ドル超の中間層が、2008年には約2億人となり、1990年と比べて約5倍になった（日経新聞2010.9.20）。経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development：OECD）は、2020年には4億人になると予測している。ASEANは約6.5億人の人口を抱えるが、1人あたり所得は中国と同程度である。さらに2014年から2018年にかけてGDP成長率は5.4%と予測されている（Wijeratne他[2015]2頁²⁾）。この状況を見ると、1人あたりGDPが3,000米ドルを越えると、自動車普及が一気に進むモータリゼーションを迎えるとされるが、ベトナムに限らず、ASEANでの爆発的な自動車普及は、いつ起こってもおかしくない状況にあるといえよう。一方、このように指摘されながらも、一気に自動車普及が進まないというのもベトナム経済が有する1つの側面である。

（2）ベトナムの自動車国内市場拡大と生産における課題

近年のASEAN自動車市場は、域内1位、2位であるタイ、インドネシアが伸び悩み、3位のマレーシアも普及率の伸張に鈍化の兆しがある。ただ、上位国が緩やかな成長を続ける中、フィリピンとベトナムは、モータリゼーションの局面に入るとされている。ASEANでの自動車販売は、2017年に約330万台に達し、2018年は約350万台と予測され、2022年には400万台に拡大するという予測がある（斉藤[2017]124頁）。

一方、ASEANは10か国で構成されているが、最も人口が多いインドネシアとブルネイではかなりの差があり、国土の広狭など多くの点が影響している。ASEANの中では、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーで自動車生産台数が少ないのは、自動車市場の規模に影響されている。ASEANでは、自動車生産台数が少ない国は自動車市場も小さいが、フィリピンは人口が1億人を超え、ベトナムもほぼそれに近い人口を有しているにもかかわらず、前者は年間約30万台、後者は約20万台の生産に止まっている（塩地[2016]10頁）。自国の自動車産業を育成するため、両国はこれまで輸入車に対して高関税を課してきた。その上での生産台数であることに注意しなければならない。つまり、輸入車に高関税を長い間課してきながらも、両国の自動車生産はめざましい増加が見られなかったということになる。

両国では、国内に所在する自動車部品メーカーも少なく、部品の現地調達率はフィリピンが10~40%程度、ベトナムは数%といわれており、CLM（Cambodia、Lao People's Democratic Republic、Myanmar）は、ほぼゼロである。これらの国では、自動車の生産コストは極めて高くなり、当該国で生産した自動車は国際競争力をほとんど有していない。そのため、これらの国では、政府内部から「国内で生産した高い価格の自動車を国民に供給するよりも、輸入することにより、国内生産よりも低価格の自動車を供給する方が国民の経済的厚生につながる」という意見もある（塩地[2016]10頁）。これは半世紀以前の日本でも、当時の一万田日銀総裁が発した言葉と近似しており、国際的な競争力を比較した上で劣位が明らかな産業は早々に見切りをつけ、他の産業によって比較優位を目指すべきとの指摘である。

「ASEAN自動車産業」と一括りにされること

＜図表 1 2015 年時点での ASEAN 主要国の自動車国産率・輸入率と関税率＞

国名	国産率	輸入率	関税率
タイ	99	1	0
インドネシア	90	10	0
フィリピン	40	60	0
ベトナム	80	20	40
CLM	1	99	高

(出所) フォーイン [2015] 「アジア自動車統計月報」 2015.4

が多いが、自動車産業ではタイとインドネシアは「勝ち組」に分類され、ベトナムとフィリピンは「負け組」に分類される（小林 [2015] 16 頁）。ただこれは、自動車生産台数や後に触れる販売台数（市場）の規模についてであり、現時点での判断に過ぎない。

(3) ASEANでの日系自動車メーカーの優位性とAECの影響

1) ASEANでの日系自動車メーカーの活動

日系メーカーは、これまで世界中において、低価格で高品質な自動車を生産するために生産体制を整備し、サプライヤーと製品開発をし、長期継続的な部品調達を行ってきた。開発・生産体制においては、本社やマザー工場が支援し、各地で競争力を保持してきた。技術開発では、高効率なガソリンエンジンやハイブリッド（hybrid vehicle：HV）など、燃費改善や環境技術の面でも牽引してきた（小澤 [2016] 122頁）。また、日系部品メーカーのASEANへの輸出は、2001年以降は全生産量の約40%を占めている。これら輸出部品の半数は、日本からであり、残りはASEANを含む外国市場から調達している。日系メーカーと部品メーカーは、ASEANを日本のサプライチェーンに組み込んでいるが、生産網は低レベルであり（Holger BUNGSCHE [2017] 115頁）、現在も目立った改善はない。このような現状のサプライチェーンの改善は、今後の自動車生産に大きな影響を与えることを認識し

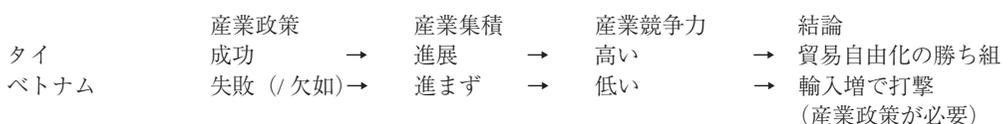
ておく必要がある。これは自動車産業においては、たとえ電気自動車（Electric Vehicle）が主流となったとしても、ガソリン車よりは少なくなるが、多くのサプライヤーから部品を調達しなければならぬ状況には変化がないためである。

2) AECの発足による影響

ASEANは、2015年にASEAN経済共同体（AEC）を発足させた。これはASEAN域内の貿易自由化や市場統合などによる広域経済共同体である。AECでは、ベトナム、カンボジアなども2018年までに全品目域内関税撤廃を表明した。これによって自動車も非課税となり、ASEAN諸国間での完成車輸出入が活発化すると予測された。これまでベトナムは、2015年に輸入車に40%という高関税を課し、80%の国産率を維持していたが（図表1参照）、国際競争力はフィリピンよりも低かった。そこでフィリピン以下の20~30%、さらにCLM諸国と同様の比率まで落ち込む可能性も指摘される。そのため、ASEANに生産拠点を有する日系メーカーは、生産能力を増大させる国、生産拠点を閉鎖せざるを得なくなる国が出てくるとされる（塩地 [2016] 9-10頁）。これはメーカー視点からは当然のことであり、最適な生産地の選択はグローバル企業にとっては、生産コストを勘案した上での効率性と経済性を考慮した上での判断となる。

また日系メーカーは、ベトナムではこれまで

<図表2 ベトナム悲観論=タイ脅威論の図式>



(出所) 稲垣 [2015] 1頁

主要部品を日本から輸出し、非主要部品は現地やその周辺で調達してきた。既に2010年にはタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンでは完成車の輸入関税を廃止した。そのため、AEC発足によって、日系メーカーに生産拠点再編の検討を要求することになる(塩地 [2016] 11頁)。さらに貿易自由化は、産業競争力が低いベトナムに不利益をもたらすという悲観的見方もある。ASEAN域内の貿易自由化により、タイでは産業集積が進捗し、産業競争力が向上している。他方でベトナムは、単に貿易自由化をするだけで産業政策が欠如し、貿易自由化の進展とともにタイからの輸入増に直面することも指摘されている(稲垣 [2015] 1-2頁)。図表2は、貿易自由化が進むことにより、タイの影響が強まり、ベトナムが受ける影響を示している。2国は同じASEANに属する国ではあるが、今後格差が拡大することを示したものである。つまり、産業政策の躓きが、最終的な貿易の局面においても明暗を分けることになる。

(4) 貿易体制の変化

1) WTOから2国間連携へ

貿易については、WTOの枠組みがあるが、近年は自由貿易協定(Free Trade Agreement: FTA)や経済連携協定(Economic Partnership Agreement: EPA)による2国間・地域間連携が目立つようになった。特に韓国は、ASEANとは連携協定を拡大している。ただ2国間協定や連携には、複数のメリットとデメリットがある。自由貿易協定は、多様なメリットが提供される

枠組みであるが、環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership Agreement: TPP)に関する議論でも取り上げられている通り、劣位産業を持つ国ではデメリットが大きいともされる(小林 [2015] 15頁)。つまり、ASEANでは、地域内で比較優位にある産業が生き残り、これが国の経済にも影響を及ぼす可能性がある。

ベトナムは、2017年2月に日本や米国、韓国等の主要国とFTA、EPA、通商協定などを発効させた。ASEAN自由貿易協定(ASEAN Free Trade Area: AFTA)での物品貿易協定(ASEAN Trade in Goods Agreement: ATIGA)により、ASEANでは、2015年までに全品目の90%の関税が撤廃され、2018年までに97%の品目について関税が撤廃されることになった。2015年における同国のASEANへの輸出は、同国の輸出全体の10%、輸入全体の14%を占めている。「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2014年度JETRO調査)」では、ASEAN諸国向けの輸出入ではベトナムに進出した日系企業の4割以上がFTAを利用しているとしている。ASEANとして締結する協定は、日本(ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership: AJCEP)、中国(ASEAN China Free Trade Agreement: ACFTA):ASEAN中国包括的経済協力枠組み協定)、韓国(ASEAN-Korea Trade in Goods Agreement: AKFTA:韓国包括的経済協力枠組み協定、オーストラリア・ニュージーランド(ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement: AANZFTA:オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域)、インド(ASEAN-India Free Trade Area AIFTA:ASEAN・

インド自由貿易地域) などがある(国際協力銀行 [2017] 167頁)。このようにASEANは、域内だけではなく、域外とも多くの協定を締結している状態にある。

他方、ベトナムが韓国と2012年8月から交渉していた自由貿易協定(Vietnam and South Korea officially signed Vietnam-Korea Free Trade Agreement : VKFTA) が、2015年12月に発効した。韓国はASEANとも自由貿易協定(AKFTA) を締結しているが、VKFTAはAKFTAよりも追加的な自由化が進められている。品目ベースでの無関税率は、AKFTAで韓国91.7%、ベトナム86.2%であったが、VKFTAではそれぞれ94.7%と92.2%に増加する。たとえば、貨物車は即時、3,000cc以上の車両や自動車部品、化粧品、家電製品も追加的に関税が引き下げられる。これらFTAの効果により、2016年のベトナムと韓国間の貿易額は前年比で約2割増加した(国際協力銀行 [2017] 167頁)。そのためにベトナムでは、タイ、インドネシアに比べて、韓国系メーカーのシェアが増加している。

2) TPPのベトナム自動車産業への影響

TPPによる自動車産業への関税変化による影響は、日本がこれまでFTAを締結してきた新興国の事業環境改善につながるとされる。日本からベトナムへ輸出する大型乗用車(3,000cc超の完成車)には、64%の関税がかけられていた。これはベトナムとのFTA(日越EPA)では削減されなかったが、TPPによって、8年から13年以内に撤廃されることになる。このような日本から新興市場への輸出条件の改善もTPPの効果といえる。また、日系メーカーが投資をしてきた新興国から米国への輸出もTPPにより、条件が改善する。同国やマレーシアによる米国への自動車部品輸出は、現状はタイに総額では劣るが、規模の大きい品目は年額1,000万ドル

規模で推移し、ここでの関税撤廃の影響は大きくなるとされている(羽生田 [2016] 2頁)。このように貿易構造の変化により、課税率が変化し、撤廃されることにより、自動車生産コストや流通(販売)コストは大きな影響を受け、今後も変化することになる。

3. ベトナムの自動車産業

(1) ベトナムの自動車生産構造

1) ベトナムの自動車生産能力における課題

ベトナムは、自動車の生産台数ではASEAN内では5番目である。2014年時点での同国の自動車生産能力は約30万台であった。日系メーカーも同国で現地生産をし、委託生産をしているため、多くのメーカーは同国の市場に現地生産車が投入可能である。しかし、同国とタイ、インドネシア、マレーシアとの生産台数の格差は非常に大きい。これらの国では、日系メーカーは1950年代末から1960年代にかけて既にノックダウンによる生産を開始していた。その結果、先の2国では日系メーカーのシェアが9割前後となっている。一方、ベトナムにおいて外資導入の決定は1991年であり、1990年代後半以降、漸く外資系メーカーが進出を開始したため、先の3か国とは約30年の差が存在している。また先にあげた1人あたりGDPと1,000人あたりの自動車保有台数は、経済成長発展とは対照的に保有台数の増加はなく、ほぼ同じ水準で推移している。同国内の現地組立車の販売台数は、2013年の現地組立車の販売台数が10万台弱であったため、保有能力の3分の1程度の生産状況に止っていた。ベトナムの2014年の自動車生産能力は年間約30万台であったが、生産台数は約12万台に抑制されていた。同年のタイのそれが約188万台であったため、やはり大きな格差が存在している(Fourin [2014])

33頁)。したがって、ベトナムは日系メーカーが進出し、生産を開始した時期が、先の2国とは大きく異なっているため、その後の生産台数や販売台数に影響が出たといえよう。

2) 外資系自動車メーカーのベトナムへの進出

外資系メーカーが、ベトナムに本格的に進出したのは、1992年にマツダ、起亜、双龍、1996年にトヨタ³⁾、スズキ、ダイハツ、Daimler・Chrysler、1997年にFord、いすゞ、日野など1990年代など、1990年代半ばに集中している。そのため、同国の自動車市場は小さく、販売もASEAN最低レベルであるため、生産と販売の差を輸入によって補填している状況にある（小林 [2016] 12頁）。南北に長い同国では、日系メーカーは北部にトヨタ、ホンダ、南部に三菱自動車、スズキ、いすゞなどが進出している。しかし、2017年の同国の自動車生産台数（日系以外も含む）は、23.8万台と他のASEAN諸国と比較するとタイの約11分の1、インドネシアの約7分の1である。その理由は、生産開始が早く、市場形成されたという理由以外には、自動車産業が集積したタイとは陸続きであり、タイで生

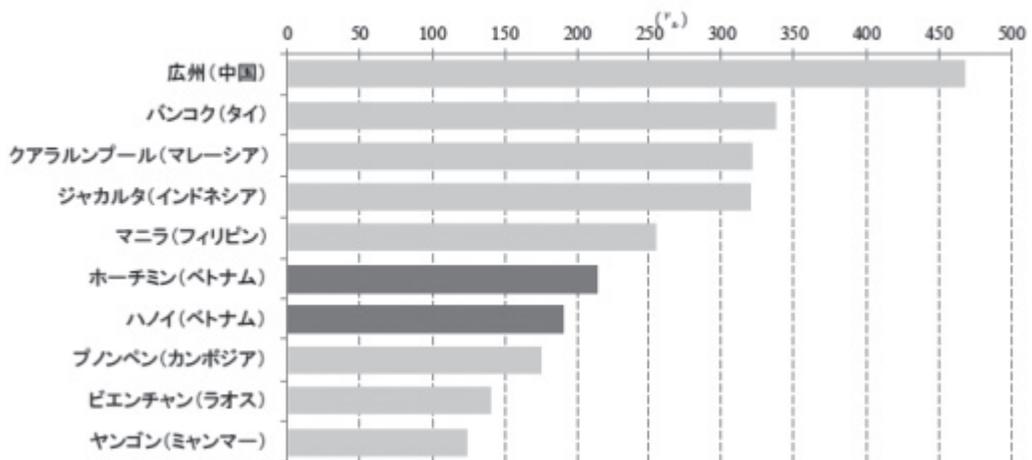
産した自動車を比較的容易に同国に輸送できることがある。また、2017年のベトナムの自動車販売台数は、約27.2万台であり、インドネシアの約5分の1、タイの約4分の1の市場規模しかなく、同国の生産台数が少ない理由の1つとなっている（Marklines [2018]、今村 [2017] 15頁）。

3) ベトナム自動車産業における賃金課題

外資系メーカーに対して、ベトナムの大きな強みは、中国や、タイ、マレーシアなど、近隣のASEAN主要国に比べて、人件費が安価なことといわれる。ベトナムの労働者の賃金は、中国の半分以下であり、これは労働集約型産業にとって大きな魅力である（堀江 [2018] 16頁）。図表3は、ベトナムの近隣国である東アジアの主要都市での労働者（ワーカー）の平均月額賃金を示している。ベトナムは、広州（中国）の半分ではあるが、ASEANのタイ、マレーシア、インドネシアと比べると約3分の2である。

他方、ベトナムの自動車産業における最低月額賃金について見ると、大きな差がある。ベトナムの最低賃金は、マレーシアの半分程度であ

<図表3 東アジア主要都市におけるワーカー（一般工）月額賃金>



(出所) JETRO ウェブサイト 投資コストデータベース

＜図表4 アジアの自動車産業における最低月額賃金（2015年、単位：米ドル）＞

都市（国または地域）	最低月額賃金
上海（中国）	296.0
広州（中国）	252.1
マライア半島（マレーシア）	258.8
カラワン、西ジャワ州（インドネシア）	244.9
メトロ・マニラ（フィリピン）	228.9
タイ（全国）	200.4
ダナン市・ヴィンフック省	137.5
ニュー・デリー（インド）	127.3

（出所）Marklines, Holger BUNGSCHE [2017] 116 頁

る。この賃金コストの格差により、最近では多くの外国直接投資がより安価なCLMV（CLMにVietnamを加える）へ向かうようになった。他方、2015年の韓国企業によるベトナムへの投資額は、28%に拡大し、118億ドルの投資金額となった（ASEAN Investment Report2016 p.53, Holger BUNGSCHE [2017] 116 頁）。図表4を見ると、ベトナム中部に位置するダナン市は、インドのニューデリーとほぼ同じであり、タイ約1.5フィリピン約1.7倍、インドネシア約1.9倍、マレーシア約1.9であることから、それほど大きな差があるといえない。

（2）現地調達率の低さと調達義務

1) ベトナムにおける自動車進行政策の始動

ベトナムでは、産業政策として自動車産業の育成に傾注した時期についての問題も指摘できよう。自動車産業を活性化させようとするのは、半世紀以上も前の日本も同様であり、多くの国でも同様の現象が見られた。しかし、ようやく同国では、自動車産業を重要（主要）産業に位置づけ、本格的に産業政策を打ち出すこととなった。同国商業工業省は、2016年2月に国産自動車振興のための政令「自動車産業開発戦略」を公布した。そこでは2035年に国内の自動車生産台数を150万台強とし、内需の80%を国産車で賄う政策目標を明確にした。現在、同

国では、地場・外資を含めてメーカーが約20社あり、部品供給を担う供給業者（サプライヤー）の規模や技術レベルでは、将来需要に対しては不十分とされる。そのため、既に進出及び今後進出する日系メーカーは、地場企業への新技術を含めた技術移転をしようとしている。それは日系メーカーが、自動車の品質向上と生産コストが圧縮でき、ベトナムの国是である国内自動車産業育成に貢献できるためである（櫻田 [2017]）。このような観点から、海外へ進出する日系メーカーは多いが、国内生産とは異なり、多くの問題に直面するため、それぞれを進出国の状況に合致した形で乗り越えていかなければならない。

2) 日系メーカーのベトナム市場における貢献

日系メーカーは、現地生産により、進出国の自動車産業に多方面で貢献している面がある。トヨタは、ベトナム進出以降、小型車を投入し、2017年のシェアは3割超になった。特にASEANでは人気の高いMPV（Multi Purpose Vehicle）のジャンルに入るInnovaを、2006年から同国で生産を開始した。ただ、同国での部品調達率は、価格ベースで10%弱であり90%は日本やタイからの輸入が大部分を占めている。そのために輸送コストがかかり、輸入される同一車種よりも約3割高になることがある。そこでトヨタベトナムでは、できる限り現地調達を進め、コス

トを引下げようとしている。その対象製品としては、小物プレス、樹脂部品を候補に挙げている（小林 [2016] 13頁）。

現在、トヨタベトナムには部品サプライヤーが約20社⁴⁾あるが、うち日系が16社であり、現地部品メーカーの参画割合は少ない。日系以外では、タイ系1社、ベトナム系2社、台湾系1社である（トヨタベトナム [2016]）。このような状況のため、2014年にインドネシアとベトナムは、部品の一部現地調達を義務づけた。これにより、現地生産能力が上昇すると、タイ以外でも日系供給業者の進出可能性がある（堀 [2016] 9頁）。たとえば、自動車用電装品メーカーであるデンソーは、トヨタの有力部品サプライヤーであるが、2015年時点では輸出が全体の9割以上を占め、ベトナム国内での販売は3.8%であった。仕向地では、サービス部品を含めて日本24.6%、米国25.3%、欧州4.7%であった。そして、ベトナム内需を除くアジア輸出では、中国12.6%、タイ、インド、インドネシアなどで41.6%を占めていた（小林 [2016] 14頁）。

(3) 自動車生産における効率性の課題

自動車生産においては、生産車種を絞り込むことで量産効果が上がり、コストの引き下げが期待できるようになる。ただベトナムは、国内生産されている車種が、他国と比べると相対的に多い。たとえばトヨタは、ベトナム市場に11車種を投入し、うち5車種を同国内で生産している。これは先にあげたように、同国の高い輸入車関税による国内産業保護の影響が強かったためである。したがってメーカーは、同国内での生産を進めるしかなく、国内生産車種が各セグメントで最も売れ筋となることで、多品種少量生産を余儀なくされ、コスト増の要因となっている。またトヨタは、フィリピンでは小

型車のViosとInnovaに絞り込み、その他の車は域内外拠点から調達し、生産集中によるコスト低減を進めているが（小林 [2015] 22頁）、それとは対照的な行動をベトナムでは取らざるを得ない。

他方メーカーは、ベトナム市場へは他のASEAN諸国と同車種の投入が可能であり、特別車を投入する必要はない。そのため、メーカーには開発コストが発生せず、相対的に安価で投入可能である。これは多くのメーカーがベトナム市場へは他国と同車種が投入できるため、コストや部品調達面で比較した場合、コストが節約されることになる。また輸入車を制限し、国内生産をしなければならない環境では、前者は優位に働く。さらに関税規制があっても貿易が自由であれば、国内生産は厳しくなる。そのため、他国とは異なり、独特な車種への優遇はなく、優遇車種のニーズ集中もない（小林 [2015] 28-29頁）。こうしてベトナムでは、タイ、インドネシア、マレーシアに見られるようなコスト効率性を求める状況にはないことがわかる。言い換えれば、ベトナムにおける自動車生産は、コスト効率性以外に対応しなければならない面があるということである。

(4) ベトナムにおける現地部品調達率の低さ

トヨタのViosは、部品点数でベトナムの現地調達件数は小物部品など60件であり、全体の部品の5%に過ぎないが、ASEAN調達には1,050件に及び、80%になる。これには、エンジンや足回り部品など安全保安部品が大半を占める。ASEAN調達のうち、大半の1,000件（95%）はタイからである。これら多くの部品は、タイトヨタのゲートウェイ梱包工場から一括梱包され、タイのレムチャバン港（Laem Chabang Port）へ輸送され、コンテナでベトナムのハイフォン港（Hai Phong Port）に海上輸送され、そこで陸揚

げされ、トラックでトヨタベトナム工場に輸送される。他方、日本からの部品供給はエンジン部品など200件（16%）あり、名古屋のトヨタ自動車飛鳥物流センターで梱包され、名古屋港からハイフォン港へ海上輸送され、タイと同様にトラックでトヨタベトナム工場へ輸送される。ベトナムで現地調達されるのは、プレス部品、ワイヤーハーネス部品などわずかであり、小物プレス部品加工を行っている地場Tier2企業からトヨタ紡織を経由して、座席骨組みとして納品される。さらに小物の樹脂やプレス部品が主体で量的にも微量である。Viosの地場調達率は、全体の4.7%であり、うちトヨタ部品グループが全体の0.6%、日系サプライヤーの2.3%まで広げても2.9%、ベトナム系の1.1%を加えて4.0%で、台湾系の0.7%を含めて全体で4.7%である（小林 [2016] 14頁）。このような具体的な数字を示されると、単に組立だけをベトナムで行っている状況は、以前と変わりなく、生産とは名ばかりであることを改めて感じざるを得ない。

以上のようなベトナム国内の調達状況により、政府は部品企業として、タイヤ、ドアトリム、ラバーホースなどを工場誘致し、ベトナム内需向けよりも、輸出加工区からの海外輸出を見込んでの進出を視野に入れているようである。デンソーの場合、2015年度の売上では、輸出売上が全体の96.2%と9割以上が輸出であり、国内販売は3.8%であった。仕向地では日本がサービス部品を含めて24.6%、米国25.3%、欧州4.7%であり、内需を除くアジア輸出は、中国への12.6%を筆頭に、タイ、インド、インドネシアなどで41.6%に達し、先進国向けの比率が高くなっている。したがって、こうしたTier1企業に部品を納入するTier2企業数は、日系、外資系、地場企業を含めても100社以下である（小林 [2016] 14-15頁）。そのため、部品メー

カーの輸出先やその額を見ても、改めてベトナムで自動車を生産することの意義を見出すことは難しくなる。

(5) ベトナム地場メーカーの活動と生産課題

1) ベトナム地場メーカーの活動

Truong Hai Auto Corporation (THACO) は、1997年にドンナイ省ビエンホア (Tỉnh Đồng Nai Biên Hoà) に設立されたベトナム最大の民営自動車メーカーであり、乗用車、トラック、バスを完全組立 (CKD) 生産している。従業員は約7,000人おり、販売拠点は70か所以上ある。同社は、2003年にベトナム中部のクアンナム省チューライ (Tỉnh Quảng Nam Chu Lai) に工場を建設した後、順調に生産を増やし、2014年上半期の同社におけるの乗用車市場シェアでは32.5%を占め、トヨタの30.6%を上回った。中部ダナン (Da Nang) 工場では、韓国の起亜、日本のマツダ、フランスのPeugeotをCKD生産している。チューライ (Chu Lai) 工場の従業員は約4,000人である。同社で使用する部品の大半は、韓国、日本、フランスからCKD部品として梱包され、コンテナで輸送されるため、同社は専用の港湾埠頭と倉庫を所有している。組立工場周辺には、ワイヤーハーネス、シート、トラック用フレームなどの部品を生産する23社の部品企業が集積し、部品を供給している。しかし、この工場にはプレス装置がなく、ボディ骨格はコンテナにより、他のエンジン、トランスミッションなど安全保安部品は、韓国、日本、フランスからのコンテナ輸送に依存している。そのためにベトナム中部地域には、地場企業は1社のみであり、自動車部品企業が集積はほとんどない（小林 [2016] 16-17頁）。したがって、地場メーカーには、合併という形で自動車メーカーたり得ているが、実態としては中核部分を外資系企業が握り、生産（組立）拠点のみがベトナム国内にあるに過

ぎない状況である。

2) 新たな地場メーカーの形成

他方、ベトナムの自動車メーカーは、これまでCKD生産が中心であったが、2017年9月にVingroupが自動車生産工場の建設に着工した。同社は不動産、ホテル・リゾート開発、病院などを手掛けているベトナム有数の財閥企業である。同グループが新規に立ち上げたVINFASTの社長として、GMの元重役のJames B. DeLucaを迎えた。同氏は、GMに37年間在籍し、世界31か国で171の自動車生産工場での生産指導をしてきた。同グループは、自動車分野での経験はないが、欧米技術を導入し、資金力や国内販売で同国初の国産車メーカーとなることを目標としている。さらに同グループでは、セダンやスポーツカーなど20モデルを2017年10月に発表した。これらのモデルはいずれも著名なイタリアの設計スタジオのピニンファリーナ(Pininfarina)、ザガート(Zagato)、トリノ(Torino)、イタルデザイン(Ital Design)により設計され、ベトナム国内で注目を集めている(中川[2017])。また、ベトナム政府が同グループを強力に支援している。

(6) ベトナムの自動車産業政策

1) ASEANでの自動車産業政策の遅れ

ベトナムでは、1990年代に実質的に自動車産業が開始されたが、これはASEANが輸入代替工業化から輸出志向工業化への移行を示し始めた時期と重なっている。同国では、国内産業の保護育成を撤廃し、部品産業の育成が困難である。政府の産業育成政策の頓挫や政策を推進する各省庁間の対立と抗争がしばしばある。したがって、政府機関の足並みも揃っていない。自動車メーカー20社が加盟しているベトナム自動車工業会(VAMA)では、同国の自動車市場を奪い合っている様相を「非生産的」と指摘

した。生産台数の少ない国で、20社の自動車メーカーが犇めいているのは、計画経済体制下で国営企業中心に非効率企業を退出させられなかったことの影響とされる(小林[2016]17-19頁)。現在、日本におけるメーカー数や販売台数からみても、ベトナムにおけるメーカー数の多さは際立っているといえよう。

2) 税制による促進活動

ベトナムは、タイとは陸続きにあるという地理的關係にあるが、同国政府は自動車の裾野産業の振興に注力しようとしている。具体的には、同国北部にあるハナム省(Hà Nam; ハノイから約40キロ)に首相の承認を得て、ドンバンⅢ裾の工業団地(裾野産業指定工業団地としての認可)が造成された。自動車部品製造で同団地に進出すると、法人所得税15年間10%の税率(一般税率20%)が適用される。進出企業には、減免措置として15年間のうち、4年間は100%免除、9年間50%、減税の特別優遇が受けられる。土地の使用期間は、一般に50年とされているが、70年まで認められる。同工業団地はハノイ(Hanoi)近郊で土地使用料が最も低く、55米ドル/1㎡/70年と設定されている。ベトナムで生産される自動車部品は、ベトナム国内だけでなく、ASEANやTPP加盟国にも輸出できる(中川[2017])。このような税制による優遇措置はしばしばあるが、これのみによって工業団地に入居しようとする企業は、これよりもよい条件を提示する工業団地があると、移動する可能性は高い。そのため、税制以外のメリットも当然提供する必要がある。

3) 新たな産業政策の展開

ベトナム政府は、2014年7月、「2025年までのベトナム自動車産業発展戦略及び2035年までのビジョン」(1168/QD-TTg)を決定し、2016年2月に「自動車産業発展駅各/支援政策に関する首相決定(229/QD-TTg)」を公布・施

行した。これには、国内自動車産業の生き残り戦略、その目標及び方向性等が含まれている。たとえば、乗用車分野の戦略を「交通インフラや国民の収入に適した小型で燃費のよい車種に集中する」と規定し、国内生産台数（2020年：約23万台、2025年：約47万台、2035年：約153万台）や自動車生産に対する国内製造加工額の比率（乗用車では、2020年：30~40%、2025年：40~45%、2035年：55~60%）が具体的な目標である（国際協力銀行〔2017〕150-151頁）。ただ、特定車種への優遇措置は示していない。数値目標は示されているが、自動車業界への具体的な恩典や拡大する自動車需要を国産車に振り向ける具体的方法は未発表のままであった（みずほ銀行〔2017〕113頁）。つまり、航海図を持たずに航海に出るような状況でもあり、実現可能性を明確にした上で進めていかなければならない面が多い。

また、ベトナム政府と三菱自動車は、EVの研究開発で提携した。背景には、政府による国内自動車産業の育成、三菱自動車にとっては今後のエコカー市場の取り込み意図がある。同国では、排ガスや石炭火力発電所の増加で大気汚染も進んだため、環境負荷の小さいEVの生産拡大を目指すこととなった。ただ現状では、EVやハイブリッド車さえもほとんど普及していない。EVは、電圧が200ボルト以上で家庭での充電が容易とされる。また同国都市部では道が狭いため、三菱自動車が得意とする小型EVが適しているとされる。これら環境対応への動きについて、ベトナム電力公社はそのため中部ダナンに初のEV充電ステーションを設置した。しかし、将来の電力不足が見込まれ、政府は石炭火力発電所の建設を急いでおり、大気汚染のさらなる悪化の懸念も指摘されている（日経新聞2018.1.15）。そのため、全体を見通し、5年、10年、15年とある程度の区切りを付けた

EV展開の必要もあろう。

4 ベトナムにおける自動車市場の変化

(1) 近年のベトナム自動車市場

1) 2016年のベトナム自動車販売市場

ベトナムの自動車販売台数は、2005年の約3.5万台から2017年には約30万台まで、約10年で10倍近くに増加した。同国の1千人あたりの自動車保有台数は約23台であり、タイ約230台、インドネシア約83台と比較すると非常に少ない（みずほ銀行〔2017〕104頁）。この状況に対応するために政府は、2014年に「2025年までのベトナム自動車産業発展戦略及び2035年までのビジョン」を発表した。

他方VAMAは、2016年の新車販売台数が前年比24.2%増の30万4,427台となり、はじめて30万台を突破したと発表した。特別消費税の算定基準や税率改定などにより、輸入完成車に比べて国産車の販売台数増加が目立った。このうちCKD生産による国産車は22万8,964台、輸入完成車は7万5,463台であった。国産車は前年比32.3%増となったが、2016年1月から輸入完成車に対する特別消費税の算定基準が改定され、輸入完成車は5.0%増に止まり、販売台数に占める割合も前年の29.3%から24.8%に減少した。用途別では、乗用車が18万2,347台（27.2%増）、商用車が10万6,347台（19.1%増）、特別目的車が1万5,733台（29.0%増）となった（JETRO〔2017〕30頁）。

2013年以降、ベトナムでは、自動車販売が前年比2~5割増が継続してきた。2017年の自動車販売台数は約30万台に達したが、インドネシア約106万台、タイ約77万台、マレーシア約58万台と比較すると、人口比からいっても少ない。また同国の生産台数は、2016年に約23.6万台であったが、販売台数は3.6万台上回って

おり、1割強が輸入であることを示している。販売台数と生産台数の差は、毎年拡大している（国際協力銀行 [2017] 150頁）。つまり、ベトナム国内での生産台数は伸張しているが、これまで高い関税率をかけてきたにもかかわらず、輸入車も増加している。そのため、2018年の関税撤廃を視野に入れると、輸入車台数だけではなく、国内での生産台数に大きな影響が出るのが考えられる。

2) 2017年のベトナム自動車販売市場

VAMAは、2017年通年の総販売台数（輸入車及び未加盟メーカーを含む）が、前年比10.4%減の27万2,750台となったと発表した。前年に30万台の大台を突破していたが、1割近く減少した。販売台数のうち、CKD生産車は14.9%減の19万4,960台、CBU（Complete Build Up）輸入車が3.1%増の7万7,790台であった。VAMA加盟20社による2017年の新車販売台数（バスシャーシを除く）は、7.8%減の25万619台であり、車種別では7.8%減の14万6,994台、商用車が5.6%減の9万3,459台、特殊車両（SPV）が23.6%減の1万166台であった。2017年のメーカーブランド別新車販売台数では、Truong Haiが21.2%減の6万3,164台（シェア23.2%）、トヨタが4.1%増の5万9,355台（同21.8%）、フォードが1.5%減の2万8,588台（同10.5%）、ピナマツダ（Vina Mazda）が19.0%減の2万6,017台（同9.5%）、ホンダが5.5%増の1万2,134台（同4.4%）となっている（Marklines

[2018]）。これまで何度も取り上げてきたとおり、2018年1月からはASEANからのCBU輸入車に対する関税（30%）が撤廃された。メーカーは、過去数ヶ月間に価格の引き下げを実施しているが、消費者はさらなる値下げを待ち、様子見状態となった。

(2) 自動車メーカーによる販売台数の相違

2016年のVAMA加盟企業の販売台数をメーカー別で見ると、トヨタ5万7,036台（13.4%増）、THACOグループのTHACOトラック4万3,787台（20.6%増）、TAHCO起亜3万3,014台（54.9%増）、マツダ（ピナマツダ）3万2,108台（57.7%増）、フォード2万9,011台（39.9%増）であった。トヨタは、北部・中部・南部の各地域でシェア1位であり、VAMA加盟全社の販売台数の約2割を占めた。主力のVios（1万7,561台）、Fortuner（1万1,584台）、Innova（1万1,344台）が好調であり、トヨタ車の3割を占めるViosは前年比21.6%増となった。上位5社のうち、THACO起亜とマツダがともに前年比50%超増加し、シェアは各々約2ポイント拡大した。マツダは、2014年から2年で年間販売台数を約3.4倍に増加させた。車種別では、起亜はMorning（1万4,872台）が77.6%増、マツダはMazda3（日本名：アクセラ）（1万2,365台）が2.1倍、CX-5（8,830台）が85.2%増となった。Morningは手頃な価格帯で、初めて購入するファミリー層や若年層などに支持されている。一方、Mazda3や

<図表5 VAMA加盟メーカーの車種別販売台数>

車種	2017年累計	2016年累計	前年比
乗用車	146,994	159,500	-7.8%
商用車	93,459	99,027	-5.6%
特殊車両（SPV）	10,166	13,307	-23.6%
VAMA加盟メーカー合計	250,619	271,834	-7.8%
総計（輸入車・未加盟含）	272,750	304,427	-10.4%

（出所）VAMA、Marklines [2018] より転載

＜図表 6 主要現地組立メーカーの販売台数＞

メーカー／ブランド	2017年累計	2016年累計	前年比
Thaco Truck/Thaco bus/Thaco (起亜)	63,164	80,113	-21.2%
トヨタ	59,355	57,036	4.1%
フォード	28,588	29,011	-1.5%
ビナマツダ (Mazda)	26,017	32,108	-19.0%
ホンダ	12,134	11,501	5.5%
GM ベトナム	10,576	9,726	8.7%
いすゞ	7,965	8,084	-1.5%
Mercedes	7,108	5,927	19.9%
Vinastar/ 三菱・Proton	6,672	6,113	9.1%
スズキ	6,076	7,694	-21.0%
Dotanh	5,411	5,795	-6.6%

(出所) VAMA、Markleines [2018] より転載 (一部抜粋)

CX-5は、独創的なデザインが若者中心に支持を得ているとされる。これら3車種の排気量は、各々 1,000~1,500cc、1,500~2,500cc、2,000~2,500ccであり、輸入完成車に対する特別消費税の算定基準改定と、2016年7月に施行された自動車販売にかかる特別消費税率の改定(2016年5月)により、排気量が2,500ccを超える自動車が増税となったため(1,500cc以下は減税、1,500cc超~2,500cc以下は改定なし)、販売台数が増加したと考えられる(JETRO [2017] 31-32頁)。この点から見ると、排気量による税率の違いが販売台数に影響しているといえるが、税率の相違が販売にどのように影響しているかについては改めて考えたい。

(3) ベトナムでの自動車取得にかかる費用

1) ベトナムにおける自動車取得と保有

どの国でも自動車取得には、自動車本体価格以外にさまざまな費用が発生する。その点は、ベトナムも同様である。これら費用をまとめて諸費用とするが、これら費用の徴収は、当該国の政策を如実にあらわれている場合もある。ベトナムの自動車販売台数は、リーマンショック後の2009年頃から停滞が続き、2012年に政府は、渋滞対策としての自家用車の都市中心部乗

り入れ規制案や、ハノイとホーチミン(Ho Chi Minh)での自動車登録料引き上げなどで購買意欲が低下し、前年比3割減となることがあった。しかし2013年には、大都市部の乗用車登録料が大幅に引き下げられ、販売台数は増加に転じた。2014年には販売台数が前年比で40%も増加したが、これは主要都市での新車登録手数料が引き下げられ、さらに運送会社のトラック需要が急増したこともあった。2015年には、前年比56%の高い伸長率を示し、背景には高速道路の開通や道路拡幅等道路インフラが進み、銀行による自動車購入ローンの拡大などが販売増加を支えた。2016年には、前年比30%増加となったが、これには同年7月より自動車への特別消費税率の改訂により、小型車の税率が引き下げられ、小型車を中心とする起亜やマツダでは、前年比50%以上伸張した車種もあった。しかし、2017年は2018年からのASEAN域内からの自動車輸入関税撤廃による値下げを期待し、買い控えが発生し、前年比で減少となった(堀江 [2018] 5頁)。このように自動車は保有する際に発生する費用はさまざまなものがあるが、前年比で50%以上も影響を受ける国は珍しいだろう。

ベトナムでは、自動車の取得・保持に自動車

保有税や付加価値税 (VAT)、特別消費税 (SCT)、自動車登録料、ナンバー交付手数料、登録証発行費用及びナンバープレート発行費、車検費用及び安全確認書発行費、道路使用税などが課される (三菱総合研究所 [2014] 36頁)。自動車保有税 (取得段階) は、乗用車購入時においてかかる税金は、自動車価格の10~15%である。付加価値税 (取得段階) は、事業者が事業の過程で創出する付加価値に課される税金であり、製品価格及びサービス料に上乗せして最終的に消費者負担とできる VAT の納税義務者は、VAT 課税対象の物品及びサービスを国内で製造、販売、輸入する組織及び個人となる。乗用車、商用車、貨物自動車、二輪車、二輪車部品等の自動車関連の VAT 税率は10%が適用される。また SCT (取得段階) は、24席以下の乗用車に課される特別税であり、課税標準は通関時の輸入品価格に輸入関税を加えた価格となる。納税義務者は該当商品の生産者、輸入者 (輸出者) または販売者である。政府は、排気量の多い自動車は大量の燃料を消費し、環境汚染にもつながるため、排気量の小さい自動車の普及促進を図る狙いを示した (三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株) [2016] 27-28頁)。

また、ベトナムでの車両維持には、毎年 (新車時は24ヶ月目) に実施する車両点検と技術安全確認証の発行にかかる費用が必要となる。10席未満の個人乗用車の場合、点検費用として16万ドン、技術安全確認証発行費用として10万ドンが必要となる (三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株) [2016] 90頁)。車両維持についても、国や地域によってさまざまな規制や手続き、さらに費用が発生するが、購入者が保有によって発生する費用も購入時に考慮に入れた行動はどこでも観察することができる。

2) ベトナムにおける自動車登録料

ベトナム政府は、2013年4月1日から自動車

登録料を規定した2011年6月17日付第45号政府議定に代わる第23号政府議定を公布した。ここでは10席未満の乗用車の新規登録料を車両価格の10%とした。各省・都市では地域によって、高い手数料も設定できるようにし、規定の50%以内、最大で車両価格の15%とした。また譲渡に伴う2回目以降の登録料は、全国で2%に統一した。ハノイでは、2013年7月に15%から12%、ホーチミンでは2014年1月に15%から10%に引き下げ、自動車販売台数が増加した (三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株) [2016] 28-29頁)。

新車登録料の引き下げにより、業績が好転したメーカーもあったが、低迷が続いたメーカーもあった。ハノイ市では、登録料を車両価格の20%から15%へ引き下げ、消費者の購入意欲が上昇した。登録料の影響は大きく、2012年1月にハノイとホーチミンが引き上げると、同月の販売は激減した。他方、2013年4月は明暗が分かれた。トヨタは69%増の2,772台となり、TAHCOは乗用車、バス、トラックを合わせて24%増の2,270台であった。またフォードは3.2倍の686台、日系ではスズキが63%増、ホンダが22%増、いすゞが88%増となった。一方、GMは21%減、地場のピナスキは73%減となった。政府は景気浮揚策として2013年7月以降、大型の法人税減税を予定し、景気刺激策により、新車販売も影響を受けることとなった (日経産業2013.5.27)。

3) ベトナムにおけるナンバープレート発行

ベトナムでは、ナンバープレート発行費は、市によって異なっている。特に都市部では、渋滞の深刻化により、値上げする傾向にある。2011年にはハノイ市が手数料を増額した。2015年9月より、ホーチミン市人民委員会は、自動車や二輪車の新規登録・ナンバープレート交付手数料を引き上げ、新手数が適用される

9人乗り以下の自家用自動車は200万ドンから1,100万ドンに引き上げた。9人乗り以下の自家用自動車を除いて、自動車は15万ドンを維持する。道路使用税（保有段階）では、2013年1月より導入された。10席未満の車両で、個人所有の場合は年間156万ドン、会社所有の場合は216万ドン課される（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）[2016] 29頁）。このように自動車の大きさやその使用目的によって、ナンバープレート取得費は一律ではない国はしばしばみられる。

(4) ベトナムにおける自動車ニーズ

1) ベトナムにおける車種選好

ASEANの自動車需要は、国によって異なっている。タイでは、ピックアップトラック・小型乗用車が中心であり、インドネシアは7人乗り3列シート中心のMPV、マレーシアはセダンが中心である。ただ、フィリピンやベトナムは顕著な傾向がないとされる（埜 [2016]）。しかし、ベトナムの自動車販売では、セダン比率の高さも指摘される。VAMAの自動車販売統計では、2015年にカテゴリーの定義を変更したために比較は難しいが、2007年以降の国内自動車販売台数の推移をみると、乗用車のカテゴリーの中でもセダンの人気が高く、次いでスポーツ・ユーティリティ・ビークル（SUV）、ミニバン（MPV）が続いている。2016年の販売台数を見ると、9人乗り以下の「乗用車」の占める比率は58.7%であり、商用車の「小型バ

ス、バス」が31.0%となっている（国際協力銀行 [2017] 151頁）。

ベトナムにおける乗用車とSUV/MPVの比率は、6:4である。商用車のピックアップ比率は、ASEANの他国よりも低く、車名別販売台数上位は乗用車が多い。特にVios、Morning（Picanto、起亜）、Rio（起亜）、City（ホンダ）などに集中している。MPVではInnova、SUVではマツダCX-5などが売れ筋であり、Fortunerなどピックアップトラックの人気も高くなっている（三菱UFJリサーチ [2016] 85頁）。このように、顧客に支持される車種が多岐に亘っていることは、消費者の自動車嗜好の多様化を示している面もある。同国で自動車が購入可能な層は、私有・公用車としての役割か、高所得者に限定される。高所得者層は、SUVのような相対的に高価な車種でも購入でき、ニーズも高所得者数が故の複数台保有など多様性を持っているためと考えられる（小林 [2015] 28頁）。こうして見ると、ベトナムにおいて自動車販売の特徴はないわけではなく、図表7でも確認できるが、インドネシアでの多目的車やマレーシアの乗用車（セダン、ハッチバックなど）の割合が目立ち、周辺国ではかなり明確にその特徴が出ているため、ややぼやけているということかもしれない。

ベトナムでの自動車ニーズは、インフラや輸送などが中心であり、発展途上国に典型的な構成である。しかし、商用車の割合は年々低下傾向にあり、乗用車志向が拡大しつつある。乗用

<図表7 ASEAN 主要5か国の車種別販売台数シェア（2016年）>（単位：%）

車種	タイ	インドネシア	マレーシア	ベトナム	フィリピン
乗用車（セダン、ハッチバックなど）	35.5	20.1	69.4	40.6	42.8
多目的車（SUV、MPV、中大型バン）	17.1	61.1	23.3	21.6	41.7
ピックアップトラック	43.1	1.3	4.5	8.5	12.1
その他商用車（中大型トラック）	4.3	17.5	2.9	29.3	3.4

（出所）みずほ銀行 [2017] 102頁

車のシェアでは、高級・スポーツ車まである程度分布し、乗用用途ではSUVの割合が最も高くなっている（小林 [2015] 21-22頁）。この背景には、日系メーカーがASEANで相次ぎ高級車を販売し始めたことが影響している。トヨタは、2013年にレクサスを販売を開始し、同時期に日産もインフィニティを投入する検討を開始した。そこで日産は、ハノイなど都市部に専門店を設置し、主力セダンなどを販売する方針とした。ベトナムでは主力の「ニッサン」ブランドを展開する。他方で他のASEANでも見られるように高級車はDaimlerとBMWといったイメージが強く、日系は後れをとっている（日経新聞2013.8.28）。この面から見ると、日系の高級車を製造し、品ぞろえのラインナップに加えているメーカーは、ベトナムでのそれに早急に高級車を加えるべきであろう。それは先行投資の部分があるかもしれないが、急速に中間層の割合が増加し、消費に動向が変化しそうな状況にあるためである。

2) ベトナムにおいて自動車に求められる要素

ベトナムでは、自動車保有世帯は少ない。自動車はオートバイとは異なり、道路上で駐車してもスペースをとるため、都市ではその存在は大きなものとなる。住宅内では、設置したスロープを利用して家の中で保管をする住居もあるが、多くの家は近隣のスペースに駐車するのが一般的である（大皿ほか [2009]）。同国の消費者が自動車購入にあたり重視するのは、「安全性」「車両価格」「燃費のよさ」「耐久性」である。同国では自動車の保有比率が低く、自家用車は多くの国民には高嶺の花である。「車両価格」をはじめ、「燃費のよさ」「耐久性」等の維持費も含め、経済面を重視する消費者が多い。外観よりも機能と経済性を重視しており、質実剛健な車種への関心が高いとされる（三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) [2016] 91頁）。

ベトナムで重視される要素を満足させるには、やはりディーラー網の整備が必要となる。完成車メーカーが、新たな国に進出する際にはディーラー網の構築が課題となるが、この密度が顧客との接点の満足を意味する。ディーラーの収益源は、どこの国でも本体である自動車の販売とアフターサービスである。そのため新規参入メーカーが、ディーラーに収益源を与えることができないために、ディーラーシップが拡大できず、顧客との接点が疎漏になり、適切なアフターサービスが提供できない。そのために日系メーカーは、ASEANではタイやインドネシアを中心に密度の高いディーラー網を構築してきた優位性がある（みずほ銀行 [2017] 117頁）。特にベトナムで重視される安全性や耐久性などの経済性を担保するためには、各メーカーはやはり早期にディーラー網を整備する必要がある。

(5) ベトナムにおける自動車販売金融

ベトナムでは、銀行口座を保有する個人は人口の2割未満である。この背景には国有銀行が国有企業向けが中心であり、個人向けには積極的ではなく、消費者側にも銀行への認知が低いことがある。同国では、融資は銀行・ノンバンクとは別に規制されている小規模金融機関が取り扱う小規模融資（地方における貧困層向けの小額無担保融資）を除くと、無担保融資は信用力が極めて優れた融資先に限定される。そのため、個人向けの融資も、住宅ローンや自動車ローンといった担保付融資以外の無担保融資は、比較的小額のものになってしまう（ゆうちょ財団 [2018] 26頁）。このような国内事情のため、個人に対する金融だけではなく、金融システムに一般消費者も組み入れる金融包摂はまだまだである。

ベトナムにおける自動車購入でのリースや割

賦販売等の利用は、国家レベル統計、業界団体などの網羅的な統計がないため、明確に把握できない。ただ自動車や二輪車の支払いの3割程度とされる。やや資料が古い、「アジアにおける金融リテール調査 (JETRO2011)」では、自動車購入者の91%が自動車ローンの利用経験がないことが指摘されている。また、2010年におけるクレジットカードの利用額は5兆ドンであり、個人向け貸出よりも市場規模が小さく、個人向け貸出し、クレジットカードとともに未発達といえる。ただ、ローンは、耐久消費財購入にあたって、割賦販売中心に拡大しているともいわれている⁵⁾。現在は、商業銀行が中心であるが、低金利で個品ローンを扱う金融会社の顧客数が増加している。さらに同国は、WTO加盟により、外資にもリテール金融市場を開放し、外資合弁銀行や外国銀行支店が進出するようになっている。外資は、大企業や富裕層を対象としてきたが、中間層にも注目しつつある (三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) [2016] 89-90頁)。

ベトナムにとっての貿易自由化は、輸出増加というメリットがある。比較劣位にある自動車輸入については増加するが、分業の進捗を示しているに過ぎない。マクロ経済視点では、自動車輸入の増加だけを取り上げて貿易自由化による利益全体を否定することは適切ではない。一方、自動車産業の視点では、貿易自由化で輸入が増え、国内に生産拠点を有する一部メーカーの生産は、下押し圧力が働く恐れがある。また、歳入確保の必要性や道路インフラの未整備を背景とする自動車需要抑制の必要性により、政府は高い特別消費税などの施策を引き続き採用するとみられる (稲垣 [2015] 5頁)。

(6) 突然の政令公告と影響

1) Decree116/2017/DN-CP号による影響

ベトナムにおいて昨年、自動車販売が低迷した最大の理由は、AECによる2018年からの域内関税の撤廃による買い控えのためであった。これによって、輸入車価格は大幅に低下が期待されたことにより、2017年は消費者の買い控えが拡大したとされる。ベトナム政府は、生産や流通面だけではなく、2017年10月には自動車生産、組立、輸入及び保証、メンテナンスサービス事業の要件を定めた政令として Decree116/2017/DN-CP号 (以下「政令116号」) を公告した。そこでは、メーカーは発効日から18ヶ月以内、国内への自動車輸入者は2018年1月から義務が課された。物理的施設では、①本政令附属書Iの要求をクリアした工場、組立ライン、溶接ライン、塗装ライン、品質検査ライン、テストコースの合法的使用权の保有、②企業が所有または賃貸、または企業の正規ディーラーシステムに属する本政令の規則をクリアした保証・メンテナンス施設保有を義務づけた。この政令は、輸入の規則適用まで約2ヶ月半、実際の手続きでは具体的な証明書が不明瞭であったため、各社は輸入計画を延期せざるを得なくなった (One Asia Lawyers2018)。2018年以降は、車両品質証明書 (VTA) が要求されるようになり、完成車輸入が制限され、輸入車が激減していることが影響している (河合 [2018] 3-4)。また陸揚げ後の輸入ロット (1船) ごとの車両検査の義務づけが規定された。この検査は、排気ガスや安全、環境など多面に亘り、時間と手間を要すようになった。まさに非関税障壁であり、新規制が地域統合に水を差しかねない状況になっている (川瀬 [2018] 5頁)。

ベトナム自動車市場では、政令116号の公告により、自動車が供給不足となり、2018年の

ベトナムの正月に当たるテト前の書き入れ時に販売できず、トヨタやホンダはベトナム向けの完成車輸出を凍結し、在庫不足となった（日経新聞2018.2.3）。したがって、政令116号により、一気に状況が変化し、今後の方向が見えない状況となった。そこで外資系メーカーは、政令116号に抗議した結果、2018年3月になり、タイとインドネシアがVTAを発行し、ホンダがタイからの輸入を再開することとなった。ただ、自動車が陸揚げされても検査時間を要すため、すぐに販売できる状態にはならなかった（森[2018] 2頁）。

2) 貿易枠組み・協定内における自動車流通の適正化

先にも取り上げたようにベトナムは、2035年にトラック・バスを含めて合計152万台の生産を目指している。このビジョン実現のため、産業保護を行うことはあるが、政府は既に数多くの自由貿易協定を締結し、関税による保護が難しい。このために他の手段による幼稚産業保護を行おうとしているのかもしれない。しかし、WTOに加盟し、FTAを多く締結している中では、許容される関税率には上限がある。他方、ベトナムには中国ほど政治的腕力がなく、非関税障壁を貫徹することは難しいともいわれる。対外的に多くの債務があり、経済成長はその借款や直接投資に支えられている。強引な対外経済運営をするだけのレバレッジは存在しない（森[2018] 3頁）。したがって、かなり突然、強引に導入した政令116号ではあるが、今後市場の状況を見ながら早期に変化する可能性があるかもしれない。それは、ある程度経済が発達すると、国が流通をも管理することは困難となり、当該地域に適合した流通の形が形成される面があるためである。

おわりに

ベトナムの自動車生産・流通は、ASEANではタイ、インドネシア、マレーシアの後塵を拝してきた。さらにフィリピンにも遅れ、ASEANの自動車生産や自動車市場は5番目である。その背景には、自動車生産の開始や自動車産業政策の遅れと一貫性のなさがあり、ASEANでは先発優位が継続してきたことが影響している。また、同国ではAECに伴う域内関税撤廃への対応について、フィリピンとは相違もある。このようなわずかの違いも、今後の自動車産業の動向に大きく影響すると思量される。

別の視点からは、ASEANの自動車先進国3国と同様、ベトナムでの日系メーカーの強さも同様に観察される。この背景には、日本の自動車産業が国内需要の構造的な減少に直面したため、海外需要に対して地産地消化を進めている状況にあるといえる。ただ、2017年末に突然打ち出した政令116号のようなものを今後も非関税障壁として政府が打ち出してくると、たちまち自動車市場は変化してしまう。今後は、EV、自動運転、モビリティ・サービスが、どこの国や地域でも時期は異なるが起こる可能性は高い。

ASEANだけではないが、各国にはバラバラの規制があり、個別に許認可を得る必要もある。他方、国や地域によっては該当する規制が整えられていない国もある。特にASEANではAECという枠組みが構築されたことから、この枠組みでいかに自国の特徴ある産業を進捗させるかを考えなければならない。ベトナムは、タイ、インドネシアには自動車産業では遅れをとった。自動車産業においてこの遅れに追いつくのは非常に難しい。他方、国内の自動車の流通チャネルは、普及が遅れているために、まだまだ構

築・修正の余地がある。自動車の流通チャンネルを構築するのは民間の企業であるため、ある程度の普及の状況を見据えた上でのディストリビューターやディーラーの設置が必要となる。

〈参考文献〉

- アジア大洋州局地域政策参事官室 [2018] 「目で見えるASEAN - ASEAN経済統計基礎資料」 1-18頁
- 稲垣博史 [2015] 「ベトナムはAECの負け組なのか - マクロ経済の視点から再考する -」 『みずほインサイト』 みずほ総合研究所、1-6頁
- 今村弘史 [2017] 「製造業にとってのベトナム投資の魅力と課題」 『ARCレポート』 (RS-1012) (株) 旭リサーチセンター、1-20頁
- 大皿陽康・中村文彦・岡村敏之・王鋭 [2009] 「ベトナム・ハノイにおける自動車及びオートバイの保有と利用に関する研究」 第40回土木計画学研究会
- 岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Doan Thi Hoa)
- 小澤郁夫 [2016] 「日本産業の中期見通し (自動車)」 『みずほ銀行産業調査部 『みずほ産業調査』 56号、2016.No.3、113-123
- 河合良介 [2018] 「ベトナム経済」 『Economic Monitor』 伊藤忠経済研究所、No.2018-034
- 川瀬寛之 [2018] 「ベトナムの注目トピック：自動車市場改革元年」 『十六アジアレポート』 十六銀行法人営業部海外サポート室
- 国際協力銀行 [2017] 「第22章主要産業の動向とFTAの影響」 『ベトナムの投資環境』 149-169頁
- 小林哲也 [2014] 「自由化がフィリピン自動車産業に与えた影響に関する考察」 『城西大学大学院研究年報』 第27号、17-36頁
- 小林哲也 [2015] 「ベトナム自動車産業の現状と課題」 『城西大学経済経営紀要』 城西大学経済学部、第33巻、15-37頁
- 小林英夫 [2016] 「ベトナム自動車部品産業の現状と特徴 - 「2輪・4輪混交部品生産体制」 から4輪生産体制への移行を中心に -」 『早稲田大学自動車部品産業研究所紀要』 No.17、7-23頁
- 齊藤智美 [2017] 「日本産業の中期見通し (自動

- 車)」 『みずほ産業調査』 みずほ銀行産業調査部、58号、2017、No.2、123-133頁
- 坂田正三編 [2006] 『2010年に向けたベトナムの発展戦略』 アジア経済研究所
- 櫻田陽一 [2017] 「ベトナム自動車産業に日系企業の出番はあるか」 MRI マンスリーレビュー、2017年2月号
- 塩地洋 [2016] 「アセアン統合に伴う自動車生産拠点再編を考える - 日系自動車メーカーを中心に -」 『JAMAGAZINE』 日本自動車工業会、50号、2016年6月、9-14頁
- 埜賢治 [2016] ASEAN自動車J市場の概況」 『JAMAGAZINE』 日本自動車工業会、50号、2016年6月、2-8頁
- 羽生田慶介 [2016] 「TPPの産業別インパクト (自動車)」 デロイトトーマツ
- 堀江正人 [2018] 「ベトナム経済の現状と今後の展望」 『経済レポート』 三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2018.3.16、1-25頁
- 中川良一 [2017] 「大きく変わるベトナム自動車生産」 公益財団法人ひろしま産業振興機構、2017年12月号
- 中西孝樹 [2015] 「日本メーカーとグローバルマーケット」 日本自動車工業会 『JAMAGAZINE』 2015.8、12-18頁
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外調査部海外調査計画課 [2017] 「2016年 主要国の自動車生産・販売動向」
- 三嶋恒平 [2010] 『東南アジアのオートバイ産業』 ミネルヴァ書房
- 三菱総合研究所 [2014] 「平成25年経済連携促進のための産業高度化推進事業 (ベトナム社会主義共和国の自動車市場の成長可能性調査事業) 報告書」 1-104頁
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株) [2016] 「平成27年度エネルギー使用合理化委託促進基盤整備委託費 新興アジア諸国における自動車の需要動向等調査事業報告書」 1-127頁
- みずほ銀行産業調査部 [2015] 「グローバルマーケット」 日本自動車工業会 『JAMAGAZINE』 2015.8、2-11頁
- みずほ銀行 [2017] 『MIZUHO Research & Analysis/12』 2017.No.12
- 森純一 [2018] 「幼稚産業保護とベトナムの自動

車産業－完成車の輸入関税撤廃を巡る動きと将来－』『Newsletter』国際通貨研究所、1-10頁

ゆうちょ財団 [2018]「ベトナム社会主義共和国」『個人金融に関する外国調査』1-36頁

CaN International Group [2107]「News letter」2017年3/4月号 (Vol.23) 1-10頁

Fourin [2014]「アジア自動車調査月報」2014年2月号 (第86号)

Fourin「アジア自動車調査月報」各号

Gary Gereffi and Migunel Korzeniewicz edit. [1994], *Commodity Chains and Global Capitalism*, London, Greenwood Press

Holger BUNGSCHE [2017]「地域経済統合と自動車産業：EU（欧州連合）とアセアン（東南アジア諸国連合）における生産ネットワークと労働分配の比較」『産研論集』関西学院大学、第44号、101-120頁

JETRO ハノイ [2018]「ベトナム一般概況－数字で見るベトナム経済－」

Marklines [2018]「自動車販売台数速報ベトナム2017年」
https://www.marklines.com/ja/statics/flash_sales/salesfig_voetnam_2017 (2018.3.10)

One Asia Lawyers [2018]「2018年：新年特別号ベトナム」ニューズレター

Wijeratne, David and Stella Lau [2015]「東南アジアの自動車セクター動向」PwC、1-18頁

¹⁾ ENTとは、小売業において外資企業が多店舗展開する際に必要とされる審査基準を示したものである。これは通達08/2013/TT-BCT号(2013.4.22)で規定されており、①審査基準は、出店予定地域の小売店舗数、市場の安定性、人口密度などからなる。通達により、その地域対象は省・中央直轄都市から区・群レベル規模に縮小された。②.省・中央直轄都市による商業マスタープランがあり、インフラ建設の完了地域で、500㎡未満の面積で2店舗目以降を出店する場合、ENTの実施は不要（但し、同商業マスタープランが変更になった場合は適用なし）、③省級人民委員会は、ENT評議会を設立し、2店舗目以降の小売店出店の是非を審査。

このメンバーは人民委員会委員、計画投資局、商工局、その他関連機関（省級人民委員会委員長より決定）が入る。同評議会によって承認された後、商工省の承認を得る (<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-120201.html> 2018.10.1)。

²⁾ ASEAN内のGDP格差は、EUよりも大きい。1人あたりGDPにより、ASEANは4区分が可能とされる。第1はシンガポールとブルネイで完全に先進国である。第2はマレーシアで、マレー半島をはじめ、先進国化している。第3は、タイ、インドネシア、フィリピンで、前2国は発展途上国のレベルから新興国へと発展している。第4はCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）である。まだ発展途上国であり、特にミャンマーとカンボジアのGDPは世界最低に入る（Holger BUNGSCHE [2017] 103頁）。

³⁾ トヨタベトナムは1996年の創業後、順次Vios、Corolla、Camryを投入し、2014年でシェア31.0%とトップの位置を保持している。2006年からはIMV車のInnovaの生産も開始した。しかし、部品の現調率は10%足らずで、主要部品を含む残り90%（価格ベース）は日本とタイなどASEANからの輸入に依存している。つまりGVC（Global Value Chain）の一環にトヨタベトナムは包摂されている（Gary Gereffi and Migunel Korzeniewicz [1994]）。

⁴⁾ 日系企業は16社でデンソー（アクセルペダル）、スミハネル（ワイヤーハーネス）、矢崎ハイフォン（ワイヤーハーネス）、トヨタ紡織（シートマット、カーペット）、日本ペイント（塗料）、GSバッテリー（バッテリー）、ハラダ工業（アンテナ）、協栄工業（補強用金物部品）、エンケイ（ホイール）などである。日系以外では、タイ系企業が1社、ベトナム系企業が2社、台湾系企業が1社である（トヨタベトナム資料 [2016]）。

⁵⁾ ベトナムでは、銀行口座を持つ国民が都市部を中心に増え始め、信用調査が以前よりは容易となっていることから、あくまでも中間層以上であるが、金融を利用する人々が増えているそうである（2018.2.20、ベトナムダナン市での聞き取り調査）。

マルクスとオイラー

— 遍在する「対称性原理」に『資本論』は存立する —

内田 弘

「われわれの時代は、とりわけ精神と真理に対する罪という最大の罪を背負わされ、哲学においてさえ罪深い現象を現出させている。隠された意図が洞察の背後に巣を作り、隠された洞察が事柄の背後に巣を作っているからである」(マルクス「エピクロスの哲学」ノート [1839年])。

はじめに

すでに本稿筆者は著書『資本論のシンメトリー』、論文「『資本論』の原始的再帰関数」¹、その論文を拡張した英訳論文 *Marx's Capital in The Primitive Recursive Function*²で、『資本論』第1部「資本の生産過程」が価値形態の重層的な「並進対称操作」(後述)によるものであることを論証してきた。それを受けて本稿は、その並進対称操作が、「オイラーの等式 $e^{i\pi} + 1 = 0$ 」から導き出される「オイラーの公式 $e^{\theta} = \cos \theta + i \sin \theta$ 」に基礎づけられていることを論証する。さらに、それと同類の再帰的対称性が多様に遍在することを提示することによ

て、『資本論』が存立する原理が普遍的な対称性原理であることを論証する。

[1] マルクスの微積分法理解と「疎外された労働」規定との同型性

マルクスは1850年代後半から数学研究を始め、特に1860年代から晩年の1882年ごろまで数学を研究し、膨大な数学草稿を遺した。主題は微積分学に提示される「対称性 (Symmetric)」である。³その研究で、下記の引用に示されているように⁴、アイザック・ニュートンの『自然哲学の数学原理』、レオンハルト・オイラーの『無限解析序説』などを研究した。

[1] ニュートン 1642年生、1727年没。

『自然哲学の数学原理』1687年刊行。

第I巻 予備定理XI 注釈。第II巻。

第II巻 VIIの続補の後の予備定理II (一定の量、流動率などを用いた解析)、1665年に書き上げられ、1711年に刊行される。

[2] ライプニッツ [1646年生、1716年没]

[3] テイラー (ブルーク) 1685年生、1731年没。

1715 - 1717に「増分法、その他」を刊行した。

- [4] マクローリン（コーリン）1698年生、1746年没。
 [5] ジョン・ランデン
 [6] ダランベール 1717年生、1783年没。
 『流体論』、1744年。
 [7] オイラー（レオンハルト）1707年生、1783年没。
 『無限解析序説』 ローザンヌ、1748年。
 『微分学原理』 1755年（第1部第III章）
 [8] ラグランジュ 1736年生。[1813年没：引用者補足]
 『解析関数論』（1797年と1813年）（序論参照）。
 [9] ポアッソン（デニス・シメオン）1781年生、1840年没。
 [10] ラプラス（ペー・シモン、伯爵）1749年生、1827年没。
 [11] モアニョの『微積分学講義』。

マルクスのこのような数学への関心は、マルクスとエンゲルスの間の数学に関する以下の書簡にも記録されている。

1858年1月11日 エンゲルス宛ての書簡
 (MEW, Bd.29, S.256)

1863年7月6日 エンゲルス宛ての書簡
 (MEW, Bd.30, S.362)

1864年5月30日 マルクス宛ての書簡
 (MEW, Bd.30, S.401)

1881年8月18日 マルクス宛ての書簡
 (MEW, Bd.35, S.23-25)

1882年11月21日 マルクス宛ての書簡
 (MEW, Bd.35, S.112)

1882年11月22日 エンゲルス宛ての書簡
 (MEW, Bd.35, S.114)

マルクスの数学研究は、彼が『経済学批判要綱』を執筆していた1858年1月頃から始まる。それが証拠に、1858年1月を含む時期に執筆したと想定される『要綱』「資本に関する章」には、例えば「資本一般」とその「種差 (differentia specifica)」＝「要素形態 (elementarische Form)」の関係を、整数 a, b, c と、分数 $a/b, b/c, c/a, b/a$ などとの関係に類似するものとして、対比している。⁵マルクスの数学研究はその後、特に1860年代から晩年の1882年まで持続した。

では、マルクスの数学研究の主題は、なににあったのであろうか。晩年のマルクスは1882年11月22日のエンゲルス宛ての書簡で自分の数学研究の問題関心の所在をつぎのように説明している。

「本来のいわゆる微分法の発展を、ニュートンやライプニッツの神秘的な方法から始めて、ついでダランベールやオイラーの合理的な方法へと進み、最後にラグランジュの厳密な代数的な方法をもって結びとする」。⁶

【ニュートンの微分式の神秘的な方法】では、まずマルクスのいう「ニュートン・ライプニッツの神秘的な方法」とはなんであろうか。⁷マルクスは数学草稿でつぎのように指摘している。

「ニュートンの二項定理が、彼によって基礎づけられるこの算法の包括的な一般的演算公式として現れてくるのは、なぜなのか。答えは簡単だった。ニュートンは初めから、 $x_1-x=dx$ とおき、したがって、 $x_1=x+dx$ と置いているからである。すなわち、差の展開 $[x_1-x=dx]$ は和の展開 $[x_1=x+dx]$ に変わり、二項式 $(x+dx)$ の展開に変わるのである」。⁸マルクスが洞察したニュートンの演算公式の根拠はつぎのようである。問題は、いかなる様

式によって、微小な変化＝増分 dx が規定できるかにあるのに、ニュートンはまず、問題の核心である増分 dx を、最初の「差の展開 $[x_1 - x = dx]$ 」のなかに忍び込ませ暗に前提する。ニュートンはその「差の展開」のなかで「増分 dx を含む x_1 」を前提しておいて、その「差の展開 $(x_1 - x = dx)$ 」から「和の展開 $(x + dx)$ 」に変換しているにすぎない。ニュートンの公式では、増分 dx の根拠は何か不明であるので、マルクスはそれを「神秘的な方法」とよぶので

ある。

【オイラーたちの合理的方法】では、マルクスのいう「微積分法のオイラーやグランベールの合理的方法」とはなんであろうか。それは、「テイラー＝マクローリンの二項展開式」を微積分法の「前提」として理解するのではなく、その逆に、微積分法の解が二項展開の「結果」につきのような無限数列として提示される、と理解する方法である。

$$dy/dx = (x+h)^n = x^n + hx^{n-1} + h^2x^{n-2} + \dots + h^{n-2}x^2 + h^{n-1}x + h^n$$

「テイラー＝マクローリンの二項展開式」は、微積分によって連鎖する諸項をしめす。例えば、右辺冒頭の項 x^n を微分すると hx^{n-1} になり、逆に hx^{n-1} を積分すると x^n になる。

【2項展開の重層的対称性】隣接する2項では、先行する項を微分した結果＝微分係数がつぎに直続する項であり、その直続する項＝微分係数を積分するとその直前の項になる。各々の項は、原始関数という微分の前提（前進）であり、かつ積分の結果（遡及）でもあるという「前進⇔遡及」の「二重性」をもつ。微分と積分との二重の連鎖を「テイラー＝マクローリンの二項展開式」は示す。マルクスのこの理解は、『無限解析序説』第1巻「第4章 無限数列による関数の表示」⁹におけるオイラーの言明に大きく依拠していると推定される。¹⁰

さらに詳しくみよう。各々の項とその「前の項」と「後の項」という3つの項に関係を拡大してみると、各々の項は、当該項の直前の項という「前提」（原始関数）を微分した「結果」＝「微分係数 d 」であり [前提→微分過程→《結果 d 》]、かつ直前の項の積分値「 \int 」という「結果」を導き出す「前提」＝微分係数でもある [結果 \int ←積分過程←《前提 d 》]。

同時に、続く直後の項という「結果」＝「微分係数 d 」を導き出す「前提」（原始関数）であり [《前提》→微分過程→結果 d]、かつ続く次の項＝「微分係数」を積分した「結果 \int 」でもある [《結果 \int 》←積分過程←前提]。以上要すると、つぎようになる（当該項を**ボールド体**で示す）。

☆直前の項に対して：

[前提→（微分過程）→《結果 d 》]

[結果 \int ←（積分過程）←《前提 d 》]

☆直後の項に対して：

[《前提》→（微分過程）→結果 d]

[《結果 \int 》←（積分過程）←前提 d]

【経済学批判と微積分法の同型性】各々の項はこのような《前提と結果が反転する、二重の「前提・結果」規定態》である。各々の項は《結果 d ・前提/前提・結果 \int 》という二重に対称的な項である。各々の項は「結果＝前提」かつ「前提＝結果」というように二重に連鎖する。「前提」は、或る「結果」をつぎの過程の「前提」に転化したものであるから、その全体は、《結果（前提）→過程→結果（前提）》と書き換えられる。

微積分法がこのような「対称性・再帰性の関

数」であるからこそ、マルクスが研究する「数学」は、《虚偽 (F) の背後に真理 (T) を発掘し、真理 (T) の仮象として虚偽 (F) を再定義するという彼の「経済学批判」の方法、

【F→ [前進] →T=T→ [再帰] →F】

に適合するのである。¹¹マルクスにおける経済学批判および数学に貫徹する「対称性原理」は「自己再帰性」の別の表現である。マルクスにおける「懐疑主義のモーメント」が展開する真偽反転は、対称的=再帰的である。¹²

【エンゲルスによるマルクス微分法理解の評価】

エンゲルスは、マルクスから数学草稿に記録されている数学研究のエッセンスを受け取り、微分法について研究し、マルクスにその感想を書き送った。1881年8月18日のことである。その書簡でエンゲルスはつぎのように微分法の理解の仕方について論じている。

「数学者たちがどんなに頑強に問題の神秘化に固執しているか、ただ驚くばかりだ。…彼らは、簡単に $dy/dx=0/0$ と置くということを考えつかないのだ。しかし、 x および y という量から最後の痕跡さえも消去して、ただそれらに発生した変化過程の式だけが何らの量もなしに残っている場合に、始めて dy/dx は、 x および y に発生したひとつの過程の純粋な式でありうる。このことは明白だ。…… $dy/dx=0/0$ である場合に、始めて演算は絶対に正しい」。¹³

マルクスとエンゲルスにとって、この「 $dy/dx=0/0$ 」の分母および分子の0は固定値0ではない。分母の0は、 $[dx_i \rightarrow dx_j]$ で表現される、変数 x が dx_i から dx_j に無限に接近しつつある状態、両者の差が0に無限に接近しつつある状態を意味する。分子の0も、 $[dy_i \rightarrow dy_j]$ で表現されるように、分母の変数 x の dx_i から dx_j への移行に対応して、分子の差が0に向かって無限に接近し変化している状態を意味する。

【収束過程の再帰性】マルクスの思惟様式はカント的な「徹底性」(BXLII)にある。その精神は上でみた「再帰的対称性」を彼の研究生涯をつうじて貫徹することに顕現している。本稿はその特性を詳細に確認する。まずここでは、その精神の貫徹を彼の微分法理解で確認しよう。

0への無限接近としての微分法についてのマルクスの理解では、上でみた「テイラー=マクローリンの二項展開」における「二項の結果と前提との再帰的な対称的關係」が媒介している。

すなわち、変数 x_i とその関数 $y(x_i)$ の關係は微分法で、つぎのような再帰關係を結ぶ。 dx_i に最も近似で微小な増分 dx_1 は関数 $d y_1/dx_1$ を規定し、その規定された関数はつぎの増分 dx_2 に再帰する。この再帰する根拠は、 dy_1/dx_1 を収束以前という意味で「エラー」として否定し、収束により近い新たな「データ dx_2 」を提示することにある。同様に、微小な増分 dx_2 は dy_2/dx_2 を規定し、その規定された関数はつぎの dx_3 に再帰する。この再帰關係も、 dy_2/dx_2 を「エラー」として否定し、新たな「データ dx_3 」を提示することにある。自己修正するこの再帰過程を媒介に、 dx_i は dx_j に無限に接近する。¹⁴

【マルクスとコーシー】マルクスの数学草稿には、コーシーの「 $\epsilon - \delta$ 論法」(1823年)は記されていない。マルクスはその論法を知らなかったと思われる。しかし、マルクスの一貫した「再帰的対称性」への非常に高い関心を鑑みれば、この論法におけるエプシロン (ϵ) [error] とデルタ (δ) [delta] の間の自己修正する再帰性 ($e_1 \rightarrow d_1 \rightarrow e_2 \rightarrow d_2 \rightarrow$) と同型の再帰性で、マルクスが微分の収束過程 ($dx_1 \rightarrow dy_1 \rightarrow dx_2 \rightarrow dy_2 \rightarrow$) を考えていた非常に高い可能性=蓋然性がある。

この過程は、「テイラー=マクローリンの二項展開式」でみると、その接近に応じて、当該導関数

(hx^{n-1}) 以後の関数 $(h^2x^{n-2}+\dots+h^{n-2}x^2+h^{n-1}x+h^n)$ が徐々に捨象されてそれ自身 (hx^{n-1}) に無限に接近してゆく過程である。したがって、 x^n の微分の結果、つぎの hx^{n-1} のあとのすべての諸項は捨象される。

マルクスはこのような微分法の理解をエンゲルスに書き送ったと判断される。エンゲルスはその理解を「センセーションを引き起こすにちがない」と上記の書簡で褒め称える。

[エンゲルスのヘーゲル微分法論評] エンゲルスはその手紙でついで、ヘーゲル『大論理学』を引き合いに出して、つぎのように論評している。

「したがって、老ヘーゲルが、微分の根本条件として2つの変数が異なって累乗されていて、少なくとも一方が少なくとも2乗か1/2乗されていないと言明したとき、ヘーゲルはまったく正しい助言をしたのだ。… [関数 $y=f(x)$ における] x と y とが現実に、すなわち関数の内部で変化するとき始めて x と y とは事実上変数となるのである。そのとき始めて、最初の等式のなかでは、まだ隠されている両方の大きさそのものではなく、それらの可能性の関係が明るみにでてくるのだ。…微分商が本源的なものであり、微分 dx および dy は導出されたものである」。

[ヘーゲル自身の微分法理解] 微分しても変数 x が導関数に残るのは原始関数が、 $f(x)=x^2$, $f'(x)=1/x^2$ など変数 x が2次以上の場合である。エンゲルスがヘーゲルは正しいといているのは、そのことを指示する。

この書簡にもでてくる式「 $dy/dx=0/0$ 」をめぐって、ヘーゲルは『大論理学』で、その式が「規定された比 (das bestimmte Verhältnis) ではなくて、比が無限に (unendlich)、いいかえると差が任意の所与の差よりも小さくなりうる程度まで接近してゆくところの一定の値 (ein bestimmte Wert) にすぎない」と規定する。¹⁵

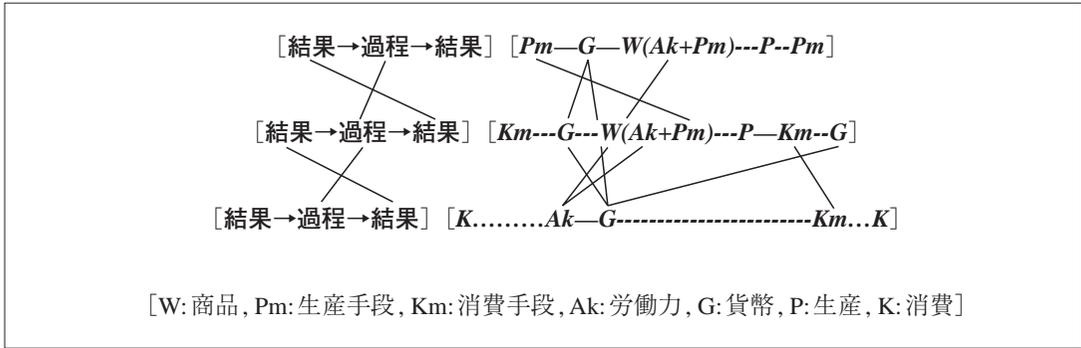
引用文最後の「一定の値」とは、「その差が絶えず減少しつつある値」であり、かつその減少過程が終局とする「一定の値」でもあるという二重規定態である。ヘーゲルのこの微分法理解は、マルクスやエンゲルスの「絶えざる変化状態」を中心にみるマルクスとエンゲルスと微妙に異なる。

[《疎外された労働》の対称性] さきにみた、マルクスの微分法研究における各々の項を「二重性をもつ規定態 (d/f)」として理解する発想は、早くも1844年の『経済学・哲学《第一》草稿』のいわゆる「疎外された労働」の円環をなす規定、すなわち、「結果→過程→前提=結果」という再帰的円環過程の規定に表れている。

「結果」 = 「疎外された労働」の第1規定「労働の生産物 = 結果からの疎外」
→ 「過程」 = 第2規定「労働そのものにおける疎外」
→ 「前提 = 結果」 = 第3規定「類生活からの疎外」・第4規定「共同体の分解」。

[再帰過程の把握] 注目すべきことは、「結果→過程→前提 = 結果」という同じ規定 (前提 = 結果) に再帰する論理である。「過程」を軸に両端を回転すれば、同じ過程が再現する。結果は

過程に結合し [結果→過程]、過程は結果に結合する [過程→結果]。結果と過程は反転して結合する。すなわち、



上記の「結果→過程→結果」というような、相異なる対称的な諸契機が一齣ずれて連結する対称性を「並進対称 (translational symmetry)」という。「並進対称」は、ここでは「過程」と「結果」を相互に反転させる「反転対称操作 (inverse symmetry operation)」と、「過程」を軸に「結果」を左右に配列する「回転対称 (rotational symmetry operation)」という二つの操作の「積 (product)」に等しい。¹⁶

中央の「結果→過程→結果」を上下の「結果→過程」が媒介しているのは、

「結果→過程→結果」という自己を再生産する主体が、過程を反復することを可能にするための条件を自己の外部に依存しあっているからである。

「疎外された労働」の記述に対応する、その直後の失われた「この労働やその労働者にとって疎遠な人間の労働者や労働や労働対象に対する関係」＝「資本の生産過程」に関する記述を想定して、¹⁷上記の左の「結果→過程」・「結果→過程→結果」・「過程→結果」をより具体的にしめせば、中央の「商品資本の再生産過程 (W'--W)」と、それを補完する上の「商品資本 (生産手段) から始まって商品資本 (生産手段) で終わる過程 (Pt--Pt)」と下の「消費 (K) から始まる労働力の再生産過程 (K--K)」となろう。

このように、マルクスが1860年代に微分可能性の規定の考察で示している発想様式は、そ

れに先立つ1844年の『経済学・哲学草稿』「疎外された労働」における発想と同じなのである。その発想は、一般的にいえば、「結果」からそれをもたらす「過程」を経由して「前提」に遡及するという再帰的発想である。その発想をささえているのが、上記のような「過程と結果を反転する操作」および「過程を軸にして結果を左右対称に配列する操作」である。マルクスは『経済学・哲学草稿』のときから、「並進対称操作」の観点から考察しているのである。¹⁸

[2] 商品交換関係と「オイラーの等式 (e^{iπ} + 1 = 0)」

[オイラーを読むマルクス] 先にマルクス数学草稿のなかの数学史文献一覧の引用で記したように、マルクスはレオンハルト・オイラー (1707-1783) を知っていた。それのみでない。マルクスは書き遺した『数学草稿』で記録しているように、オイラー『無限解析序説』(Leonhardo Eulero, *Introductio in Analysin Infinitorum*, Tomus Prinus, Lausannae, MDCCXLVIII, Constante Ritteram)¹⁹を読んでいた。そのオイラー書は、「レオンハルト・オイラー『オイラーの無限解析』高瀬正仁訳、海鳴社、2001年」として翻訳されている。

『無限解析序説』第1巻第4章「無限級数による関数の表示」におけるオイラーの見解表明、

すなわち、「 z の関数はどれも、 $Az^{\alpha} + Bz^{\beta} + Cz^{\gamma} + Dz^{\delta} + \dots$ という形の無限表示式に変換される」²⁰という見解に導かれ、マルクスは、ニュートン、ライプニッツ、テイラー、マクローリン、ダランベールなどの著書から、特に無限級数と微積分の関係を中心に数学を研究し、1000頁におよぶ草稿を遺したと判断される。

[マルクス・エンゲルス往復書簡におけるオイラー] マルクスは1863年7月6日のエンゲルス宛の書簡で、いわゆる「マルクスの経済表」を解説する直前で、微積分を勉強するには、比較的容易な代数学の理解力が求められるにすぎないし、「代数学や三角関数の普通の事柄の知識のほか、円錐曲線の一般的な知識以外には、なにも予備知識は必要ではない」と指摘している。²¹このような数学の枠組みは、代数学を基礎にして「三角関数・円錐曲線」などを論証する、オイラーの『無限解析序説』にほかならない。このことは、『無限解析序説』「緒言」でオイラー自身が明確に説明していることである。²²このことから推して、マルクスが数学研究に関わる動機は、オイラーの『無限解析序説』を精読したことにあると判断される。

[ネイピア数 e が導出される問題] 先に指摘したように、マルクスはエンゲルスに数学研究のエッセンスをまとめて送り、エンゲルスのそれに関する感想をマルクスに送った。このようなことが機縁となって、エンゲルスは1881年2月1日（マルクスが死去する約2年前）のカール・カウツキーへの書簡で、『13年間の複利計算で2倍になる利子率はいくらかという問題 $[(1+x)^{13} = 2]$ を出している。²³エンゲルスはこの答えをその書簡には記していないが、 $x = 0.055$ であり、 $(1+0.055)^{13} = 2.005773$ である。

この複利計算は、よく知られているように、『1年で2倍になるような複利計算の極限值はい

くらかという問題』の変形である。すなわち、当初は元金が1であり1年間の預金で利子が1つく場合、その利子1を元金1に繰り入れ元金を2に増額させ、同時に預金期間を半年に短縮する操作と同型の操作を規則的に極限まですすめた場合、1年後の総額はいくらかという問題である。その式と解答はつぎのようになる。

$$\lim_{x \rightarrow \infty} (1+1/x)^x = e$$

オイラーは『無限解析序説』で、

$$e=2.71828182845904523536028\dots$$

という数値を記している。²⁴ e は「ネイピア数」である。 e は増加も減少もしない極限值であるから、微分しても積分しても不変である。

$$e = e' = \int e' .^{25}$$

[e の指数関数から三角関数への変換] オイラーは、『無限解析序説』で指数関数と三角関数の変換関係を論証し、つぎのように、いわゆる「オイラーの公式」を提示している。²⁶

$$e^{v+\sqrt{-1}} = \cos v + \sqrt{-1} \sin v$$

ただし、この原文での v は π を意味し、 $\sqrt{-1}$ 虚数単位 i を意味する。 $\sqrt{}$ と -1 は別記号で分離して印刷されている。上記の「オイラーの公式」を今日的に書き換えれば、つぎのようになる（ π と i は順序が逆になる）。

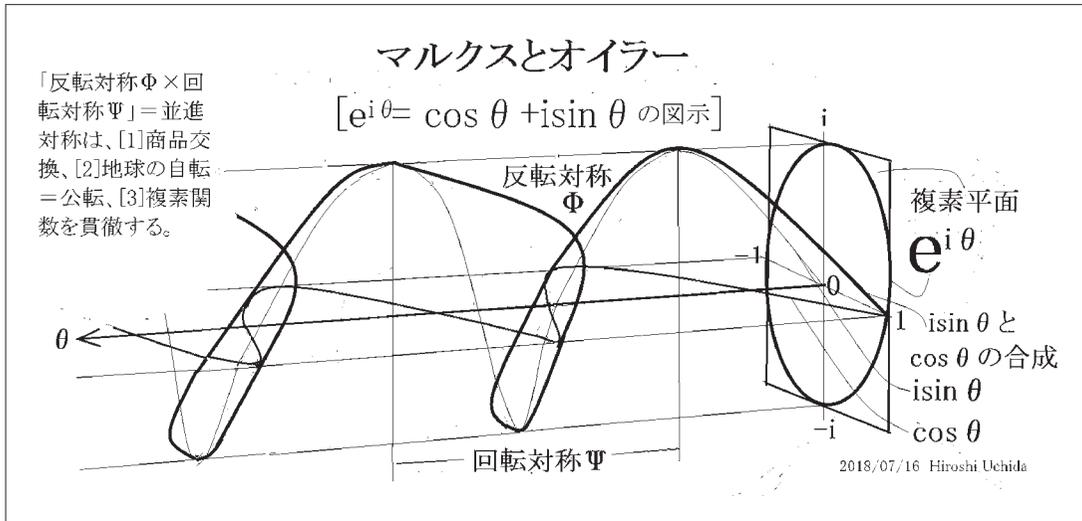
$$e^{i\pi} = \cos \pi + i \sin \pi$$

さて、つぎに掲げる指数関数 $e^{i\theta}$ は、「オイラーの公式」の「ネイピア数 e 」が $i\theta$ を指数とする関数である。²⁷

$$e^{i\theta} = \cos \theta + i \sin \theta$$

[i : 虚数単位、 θ : ラジアン]²⁸

右辺の三角関数は、 $\cos \theta$ を実軸 (real axis) = 横軸に、 $i \sin \theta$ を虚軸 (imaginary axis) = 縦軸に、「ガウスの複素平面 (Gaussian complex plane)」で記述できる。



その実軸に商品の使用価値を対応させ、虚軸に商品の価値を対応させることができる。因みに、『経済学批判要綱』「貨幣章」が規定するように「価値は単に思惟可能なもの」であり、したがって「虚軸 (imaginary axis)」に対応する「想像されたもの (imagined being)」である。

[関数 $e^{i\theta}$ の軌道は並進対称を描く] この二つの三角関数をさらに「複素空間 (complex space)」に総合すれば、 $\cos \theta$ と $i \sin \theta$ はそれぞれ、実数に依拠する三角関数 $\cos \theta$ と、虚数 i の三角関数 $i \sin \theta$ が対応する。この2つの関数は、別掲図「マルクスとオイラー」に太い実線の軌跡で図示されているように、その2つの関数の頂点を結ぶ軌跡に総合される。その図で記号 Φ および Ψ で記したように、この関数「 $e^{i\theta} = \cos \theta + i \sin \theta$ 」は、「反転対称操作 Φ 」および「回転対称操作 Ψ 」の軌跡を規則的に描く。

したがって、この2種類の対称操作に根拠づけられる商品交換の連続性は、三角関数 ($e^{i\theta} = \cos \theta + i \sin \theta$) の軌跡に対応する。その軌跡は、同じ大きさの円を描きつつ外延する針金のバネを伸ばしたような螺旋形をえがく過程をなす。別掲図はその形が明確なるようにやや引き延ばして描いたものである。²⁹

[[資本論]・天文学史・オイラー] その図で注目すべき点は、

$$e^{i\theta} = \cos \theta + i \sin \theta$$

が、「反転対称操作 Φ と回転対称操作 Ψ を反復する軌跡をえがく」という点である。単に「商品交換の連続性」という近代資本主義の基礎関連だけでなく、さらに(つぎの[3]で詳述する)「地球の自転の反復累積としての公転」と同型の運動も、「オイラーの公式」から導き出した三角関数 ($e^{i\theta} = \cos \theta + i \sin \theta$) に内在するという点である。

さらにのちの[7]で、ヘーゲル『法の哲学』から引用して詳論するように、一般的に、《相対立する両極を結ぶ関係》は「反転対称操作 Φ ×回転対称操作 Ψ 」に相応する運動形態を生成する。その運動形態は上記の「オイラーの公式の展開式」に一般化され包括される。図のタイトル「マルクスとオイラー」はそのような普遍的トポスを提示する。

[[資本論] 対称性とオイラー] 本稿筆者の2018年論文『「資本論」の原始的再帰関数』³⁰で『資本論』第1部(DKI)編成の数学的根拠をつぎのように提示した。

$$DKI : f(s) = \textcircled{1}\textcircled{2}\textcircled{3} [[(\Phi\Psi)^2\Phi] [(\Phi\Psi)^2\Phi]]^3$$

(ただし、 $f(s)$ は対称操作関数、 $\textcircled{1}\textcircled{2}\textcircled{3}$ はそれぞれ価値形態の第一形態・第二形態・第三形態であり、 Φ は反転対称操作、 Ψ は回転対称操作である)

「反転対称操作 Φ と回転対称操作 Ψ 」で編成される上の式は、「オイラーの公式」から導き出された三角関数、

$$e^{i\theta} = \cos \theta + i\sin \theta$$

と同じ「反転対称操作と回転対称操作」で編成されている関数である。したがって、『資本論』のマルクスは『無限解析序説』のオイラーに対応する。本稿のタイトル「マルクスとオイラー」はこの対応性を意味する。

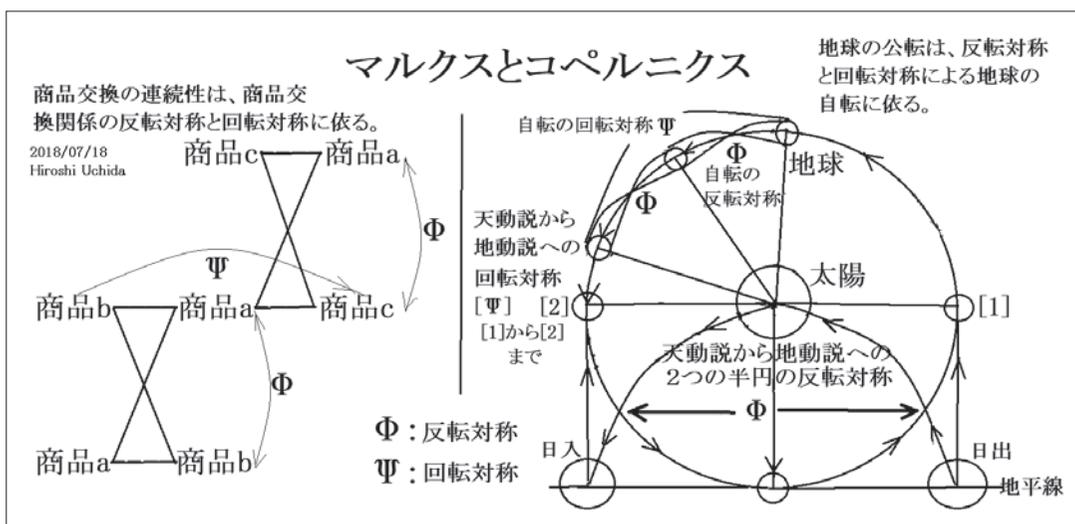
付言すれば、オイラー自身は『無限解析序説』で、「オイラーの公式の展開式」がこのような「反転対称操作×回転対称操作＝並進対称操作」を内包していることは記述してはいな

い。『資本論』の「対称性原理」による理解で注目すべきこの点は、本稿が見出した点である。

[3] 経済学批判と天文学史の対称的同型性

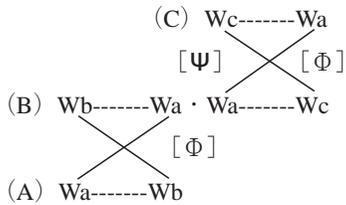
『資本論』形成史上早くも1844年の『経済学・哲学《第1》草稿』「疎外された労働」の個所に事実上確認できる「並進対称」＝「反転対称」×「回転対称」は、それに3年先立つ1841年のマルクスの学位論文の主題である、天文学史上の天動説から地動説への旋回³¹を理論的（数学的）に根拠づけている。この注目すべき点をつぎにみる（別掲の図「マルクスとコペルニクス」を参照）。

まず、その注目すべき点を『資本論』形成史に関連づける。商品交換関係は「並進対称操作 $T = \text{反転対称操作}\Phi \times \text{回転対称操作}\Psi$ 」である。



[3-1 商品交換関係の基礎にある並進対称] 別掲の図「マルクスとコペルニクス」の「左側の図」でしめしたように、商品交換関係は、異質

の使用価値および同質・等量の価値という2つの要因をもつ商品の間の交換関係である。それはつぎのように略図で示せる。



最下段の [Wa-----Wb] と中央の段の左端の [Wb-----Wa] は、商品所有者AとBの商品交換であり、各々が所有する商品aと商品bの持ち手交換をしめす。商品Waと商品Wbの持ち手交換は、射影幾何学の用語では「反転対称操作 (Φ)」に相当する。

Waは、商品所有者Aの所有物から商品所有者Bの所有物に変化し、ついで商品所有者Cとの商品交換でCの所有物になる。商品所有者BおよびCの間の商品交換は、商品所有者AおよびBの間の商品交換と典型的に同型である。

この二つの商品交換関係の継続は、Bによる商品交換の結果である中央の商品aを「回転軸」にして、中央の行の左端の商品bから、同じ中央の右端の商品cに商品関係を拡張することに基礎づけられている。この拡張は、射影幾何学のいう「回転対称操作 (Ψ)」である。商品交換関係の連続性は、二つの対称操作、反転対称操作と回転対称操作との積 (Product) による。この積は「並進対称操作」という。商品交換の網の目 (ネットワーク) は、このような並進対称操作の連続による動態である。その操作が継続可能である限り、商品のネットワークは拡大しつづける。世界市場の形成は、基本的に並進対称操作による商品交換のネットワークの拡大にほかならない。

[3-2 天文学史的旋回と並進対称] つぎに別掲図「マルクスとコペルニクス」の「右側の図」の説明に移ろう。いわゆる「天文学史のコペルニクスの旋回」とは、「天動説から地動説への

旋回」にほかならない。注目すべきことに、射影幾何学の観点からは、この旋回にも「反転対称操作と回転対称操作の積」=「並進対称操作」が対応する。

図の右側の下の横線は「地平線」である。日常生活の経験では、地平線の東の彼方から太陽が昇ってくる。これが「日の出」である。太陽は東から昇り「正午」には真上に来る。太陽はそのあと西に向かって動き、西に沈む。これが「日没・日の入り」である。21世紀の現代でも、われわれ人間は日常生活では、このような天動説的感覚で生活している。

しかしその太陽の運動は、コペルニクス以後の地動説のカント的観点からみると、「見掛け = 仮象 (Schein)」である。地動説の観点からすると、地球は、南北の軸が23.4度傾き、太陽を中心に「逆時計回りに (counterclockwise)」回転運動する。

[天動説から地動説への対称的旋回] 「天動説の観点からする太陽の軌道」と「地動説の観点からする地球の軌道」には、上掲図の右側の円の下部にあるように、「下に開く半円 (天動説)」と「上に開く半円 (地動説)」がそれぞれ対応する。天動説を地動説への移行は、「下に開く半円」を「上に開く半円」に変換する「反転対称操作 (Φ)」が対応する。この操作は、商品aと商品bの交換の関係と同じ「反転対称操作」である。この反転対称操作は、交差する線が商品交換関係の場合として描いた「直線」であろうと、天動説から地動説への旋回の場合の「曲線」であろうと、両者は、2本の線が1点で交差するというトポロジーでは同じ意味を共有する点で同型である。

天動説から地動説への移行に対応する対称性操作は、さらに、先の「上に開く円」の右端を延長して「下に開く円」を描く操作、すなわち、回転対称操作が補完する。こうして、天動説か

ら地動説への旋回には、「反転対称操作と回転対称操作の積」が対応する。

[地球の自転および公転の対称性] 地動説による地球の公転運動は、ほぼ円に近い形態の軌道を回転する。地球の公転は自転の反復で構成される。地球の自転1回は1日に対応する。地球の楕円軌道離心率は、0.0167である。地球は0.9973平均太陽日に1回転する。

地球の逆時計回りの自転は、まず地球上の或る点を反対側に回転させ（1回目の反転対称操作Φ）、さらに同方向にその反対側に回転すること（2回目の反転対称操作Φ）で、その点はずもとの位置にもどる。

その再帰する運動は、上掲の図では、円の上部の右端から左端へのびる下に開いた半円がそれに相当する。その半円の延長は「回転対称操作Ψ」に等しい。こうして、地動説による地球の自転は、射影幾何学のいう「反転対称と回転対称」という2つの操作の積に照応する。

[地球の自転の対称的反復＝公転] この2つの種類の操作、「反転対称操作と回転対称操作」は、さらに、地球の自転の反復による公転にも作動する。上掲の図の円の上部の地球の3つの連続する図（地球の自転の様子がはっきり分かるように自転の軌跡を拡大して描いた図）にあるように、地球の或る自転が次の自転に移行する運動は、地球自体の「西から東へ」の自転運動と、それに継ぐ「その東から西へ」の自転運動という、相継ぐ「反転対称操作」に相当する運動と、その自転運動の「反転対称操作」を反復し続ける「回転対称操作」からなる。

地球の公転とは、地球自体の反転対称操作および回転対称操作による365.2422回の自転から構成されている。つまり365.2422回の自転が1回の公転（1年）である。

[コペルニクスおよびマルクスの《対称性》] 太陽系がこのような二つの対称操作の反復に対応

するからこそ、太陽の周囲を回転する惑星の体系を、コペルニクスは「**宇宙の構造とその諸部分**」[回転運動する惑星という諸要素]の**真の対称性**であると『天体の回転について』（1543年）で規定することができたのである。³² 本稿の対称性原理の文献史の出発点は、コペルニクスのこの言明、および『資本論』価値形態論におけるアリストテレス『ニコマコス倫理学』からの引用文のsymmetriaにある。³³

ここでは、συμμετρίαと原語で引用されている。その訳語は「通約性」であるから、その原語が「対称性」を含意していることに読者は非常に気づきにくい。まして、マルクスが「シムメトリア」と書いたとき、コペルニクスの『天体回転論』序文の「宇宙の構造とその諸部分の真正の対称性」も念頭においていたことはまったく連想されまいだろう。

《コペルニクス『天体回転論』→カント『純粋理性批判』→ヘーゲル『法の哲学』→マルクス学位論文」という経路を発見し、それを克明に追思惟することで、初めて「対称性の思想史」が浮かび上がってくる。その延長上で『資本論』のシンメトリー》が展開する。『資本論』だけを読むのでは『資本論』は解読できない。『資本論』は「批判的継承が累乗する古典」である。

[構成諸要素を編成する対称性原理の探求] コペルニクスの「或る構造とその諸要素の真の対称性」というシステム理解と同型の理解は、マルクスの学位論文ための1839年の「エピクロスの哲学」第4ノットにも存在する。

「どのような**特定**の構成諸要素（Elemente）も実体（Substanz）と見なすことはできない。なぜならば、もしすべてがその特定の構成諸要素が苗床になって（legen）、そこからすべての構成諸要素が生成するならば、この変換過程においては、むしろすべての

構成諸要素以外のものの総体こそ、構成諸要素の原理であるとみなして、なにが悪いのであろうか」³⁴

「各々が原理自身であり、したがって原子かあるいは空虚かが、ではなくて、両者の根拠、すなわち両者をそれぞれ独立の本性で表現しているものが、原理なのである。この媒体 (*diese Mitte*)³⁵こそ、エピクロス哲学の結論において王座を占めることになろう」³⁶

総ての構成諸要素から総ての構成諸要素が生成するという主張では、すべての構成諸要素がそのまま存在しつづけることを認められない。むしろ、構成諸要素を止揚し総合する原理が存在するということを主張することになる。したがって、すべての構成諸要素を総体に編成する原理＝「この中間のもの＝媒態」が、まさに構成諸要素自身から生成する過程を説明すること、これが課題である。『資本論』では、商品の多様な形態を統一する原理＝「媒態」は「価値形態」である。マルクスは学位論文の主題を『資本論』に継承し堅持している。

『『資本論』形成史を貫徹する対称性概念』[a] 天動説から地動説への旋回、および [b] 地動説の自転＝公転という二つの事実を、「反転対称操作×回転対称操作＝並進対称操作」が根拠づけている。並進対称操作は、経済学批判の対象の基盤である商品交換の編成原理と共通している。「経済学批判と天文学史」とは、原理的に共通の根拠「並進対称操作」に存立する。1839年～1841年の学位論文執筆における天文学史という問題像と、1844年以後の経済学批判という問題像とは原理的に共通の基盤に立っている。

天文学史と経済学批判を貫徹する問題意識は、さらに1860年代以後のマルクスの数学研究が「対称性」を問題軸とすることで、天文学史・

経済学批判を原理的に継承する研究である。『資本論』研究者は、これまで知られることのなかった、マルクスの天文学史・経済学批判・数学研究を貫徹する、この「対称性」という彼の学問的生涯の深部を貫徹する「原理」を直視し熟慮しなければならないのではなからうか。

[4] 遍在する対称性原理

『『無限解析序説』の代数演算の全面的展開』マルクスがオイラーの『無限解析序説』に読んだのは、代数演算の強力な論証力である。オイラー自身、『無限解析序説』の「緒言」でこのことを次のように確認している。

「私は、曲線の位数に関することがらを説明したあと、あらゆる曲線の一般的諸性質の探求に立ち返った。曲線の接線・法線、くわえて通常は接触円の半径 [曲率半径] を用いて測定することになっている曲率を規定する方法を説明した。これらは今日たいてい微分計算の力を借りて遂行されるけれども、にもかかわらず、私はここでは通常のレベルの代数のみに依拠して、これらを遂行したのである」³⁷

オイラーはつづけて、曲線の変曲線・尖点・二重点・重複点などについても、「微分計算の方法を借りるなら、はるかに容易に解明される事柄」についても、代数演算法を採用したことを確認している。マルクスはオイラー『無限解析序説』で、代数演算の力量に刮目したのである。しかも、上でみたように、その代数演算で微積分法の内容を論理一貫して展開できること、なかでも二項展開式が資本の自己増殖過程に数学的に表現することを確認するのである。

すでに自著『資本論のシンメトリー』の「終章『資本論』のパラドックスのシンメトリー」で確認したように、「テイラー＝マクローリン

の二項展開式」の各々の項は、経済学批判の眼からみると、論理的に本源的な資本が生産した《剰余価値がさらに剰余価値を生産する》という累積過程の各々のより微小な増分である剰余価値に対応し、その累積形態は同型である。資本総体はその同型に自己増殖する価値の累積である。その意味で、資本蓄積論の「領有法則の転回」は、決して「一回限りの転回」ではなくて、その転回の累乗の代表パターンの論証にはかならない。

【『資本論』形成史と数学研究】 このようにマルクスによる微積分研究は、けっして経済学批判の傍ら、ひまをみて趣味としておこなったことがらではない。その意味で、つぎのような見解は、マルクスの数学研究に関する誤解の代表例である。マルクスの数学研究の日本への先駆的紹介者のひとり、玉木英彦はマルクス『数学に関する遺稿』の訳者解説で、遺憾ながら、つぎのように書いている。

「ここ〔数学草稿〕で問題になるのは…『資本論』の不滅の業績のうちに資本制社会を鋭く抉りつつあるマルクスでもない。ここにまずわれわれが見出すのは、齢不惑をこ

えて亡命の地ロンドンの一隅に、貧困と病苦に悩まされつつ、『資本論』の**膨大な労作の余暇をみては**、数学の《教科書》を克明にノートしてゆく独学の士である」。³⁸

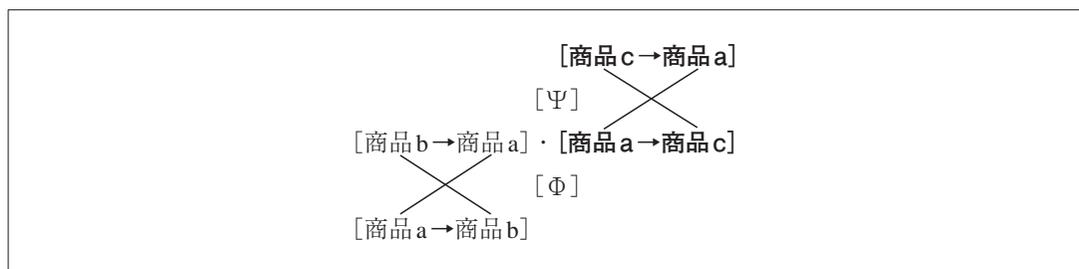
マルクスの数学研究は独学である。しかしその数学研究の目的は、経済学批判としての『資本論』の論証を、特に事実上「並進対称操作 ($\Phi \times \Psi$)」で根拠づけることが目的であり、余暇での趣味行為ではない。

【二重の対称性操作を担う各項】 上でみたように、「テイラー＝マクローリンの二項展開式」の各々の項は、「微分値/積分値」という二重の形態であることによって、「微分値→積分値→微分値 ($d \rightarrow \int \rightarrow d$)」および「積分値→微分値→積分値 ($\int \rightarrow d \rightarrow \int$)」という二重の媒介項となっている。³⁹したがって、各々の値は自己の出発点に再帰する関数である。

[$d \rightarrow$ [前進] $\rightarrow \int$]

[$d \leftarrow$ [遡及] $\leftarrow \int$]

【商品交換の対称性原理】 このような対称的に再帰する関係は、つぎのような「反転対称操作 $\Phi \times$ 回転対称操作 Ψ 」を含意する商品交換関係にも潜在する。



商品の交換関係を、上図の右上【**ボールド体**】のように、さらに継続する操作は「回転対称操作 Ψ 」である。商品交換の軌跡をたどれば、下段の「商品 $a \rightarrow$ 商品 b 」と上段の「商品 $b \rightarrow$ 商品 a 」は、

[$a \rightarrow$ [前進] $\rightarrow b$]

[$a \leftarrow$ [遡及] $\leftarrow b$]

に書き換えられる。つまり、 a から b を経て a に再帰する過程は、反転対称操作による再帰とその再帰点がつぎの再過程の出発点でもある二重性をもつこと、すなわち回転対称操作を含意することによって、再帰関数を構成する。

【《オイラーの数式》の対称性原理】 したがって、「オイラーの数式 ($e^{i\pi} + 1 = 0$)」が表現する「水

平の実軸 (r,-r) と「垂直の虚軸 (i,-i)」が交差する、半径1の単位円における、2つの軌跡 (1 → -1, -1 → 1) および (i → -i, -i → i) もまた、反転対称操作Φと出発点に再帰する回転対称操作Ψによるものである。

実軸	虚軸
[1 → [前進] → -1]	[i → [前進] → -i]
[1 ← [遡及] ← -1]	[i ← [遡及] ← -i]

このように商品交換関係も、単位円における実軸を規準にする軌跡も、虚軸を規準にする軌跡も、ともに「反転対称操作Φおよび回転対称操作Ψの積 = 並進対称操作T」による軌跡である。商品交換関係や、単位円における2つの軌跡は、このように潜在する、共通の反転対称操作Φと回転対称操作Ψによって可能である。

[対称性を編成する有限二項展開式] さらに、有限の二項展開式は、最初の項 (xⁿ) と最後の項 (hⁿ)、第二の項 (hxⁿ⁻¹) が最後から2番目の項 (hⁿ⁻¹) … という順序で、累乗が同じ相対する項が「対称性」をなすことに共通性がみられる。冪乗で、最初の項と最後の項で共通し最初から2番目と最後から2番目が共通する。この順序が中央に向かって進行する。むろん、冪乗が掛かるのは変数 (x) か常数 (h) かで異なる。⁴⁰

変数 (x) の冪乗が減少するのに対応して、常数 (h) の冪乗が増加する [xⁿ → hⁿ]。逆に最後から最初に向かってみれば、常数の冪乗が減少するのに対応して変数の冪乗が増加してゆく [hⁿ → xⁿ]。結局、つぎのような再帰の関係になる。

[x ⁿ → [前進] → h ⁿ]
[x ⁿ ← [遡及] ← h ⁿ]

事物は、微小な変態過程を媒介 = 累積して、反対物に転態してゆく。それに留まらずさらに、

その転態した形態の微小な変化を累積する過程で、元の形態に再帰してくる。変態の前進過程は、自己のもとへの再帰過程に帰着する。二項展開式がマルクスに示唆したのは、このような事物の原始的再帰関数 (Primitive Recursive Function; PRF) である。この特性を、草稿「疎外された労働」では「結果→過程→結果」という、「繰り返し自己の前提に再帰する過程の可能態」で表現したのである。

個々の事物の連鎖が対称性を原理としている特性が、事物の自己再生産 = その存続可能性を根拠づけている。したがって、『資本論』の再生産論も「自己再帰する対称性原理」が基礎づけているのである。その対称性原理をオイラーの『無限解析序説』をひとつの頂点とする微積分学史が最も適合的に表現している。このような問題関心から、マルクスは上記の数学史を観ているのである。

微積分関数、商品交換関係、単位円における再帰する軌跡に共通するのは、射影幾何学からは並進対称操作と規定できる特性である。マルクスが事物を見るときに設定する視点は、深部もかけるこのような共通の関数である。

[5] カント・アンチノミーの止揚としての対称性原理

[マルクスの圧縮し隠蔽する文体] 以上でみたような多様な形態で存在する「対称性原理」は、マルクスにとって本源的に、カント『純粹理性批判』後半におけるテーゼとアンチテーゼの「アンチノミー」を止揚する形態に存在した。⁴¹

カントのアンチノミーに対するマルクスの直接の取り組みは、早くも彼の1841年学位論文「デモクリトスの自然哲学とエピクロスの自然哲学の差異」において遂行された。特にそのことが記録されているテキストは、マルクスがそ

の学位論文のために作成した7冊のノート「エピクロスの哲学」、特に「ノートI」である。⁴²

マルクスは、学位論文の本文では、「デモクリトスは感覚的な現象を主観的な仮象とする。しかしながら、このアンチノミーは客観的な世界からは追放されて、いまでは彼自身の自己意識の内部に現存している。それゆえデモクリトスはアンチノミーをまぬがれていない。[しかし]ここはまだ、アンチノミーを説明する場所ではない」と規定し、「アンチノミー」を主題にしていないかのように記述する。⁴³「エピクロスの哲学」ノートでは「カントのアンチノミー」という用語を一切用いていない。カント・アンチノミーを知りそのノートにカント・アンチノミーに関するマルクスの本格的な議論を読み取ろうとする問題意識をもつ者に始めて顕現する文体で論じている。のちに『資本論草稿』を執筆しているマルクス自身が親しい者にもみ打ち明けた言い方で記せば、「圧縮・隠蔽する文体」で記述されている。マルクスはこの文体を生涯一貫して堅持する。これは、エピクロスの哲学に関する諸々の文献からの引用という形態で、カント・アンチノミー止揚が示唆する、いわば「間接話法」の文体である。マルクス・テキスト解説は、まずこの壁を自覚することから始まる。

[カント・アンチノミー] カントのアンチノミーは、端的に表現すれば、つぎようになる。⁴⁴

第一アンチノミー：始元措定および限界措定をめぐるアンチノミー (B454-461)。

第二アンチノミー：全体と部分とのどちらが先かというアンチノミー (B462-471)。

第三アンチノミー：人間は自由か自然必然性に規定されているかというアンチノミー (B472-479)。

第四アンチノミー：神は存在するか、存在し

ないかというアンチノミー (B480-489)。

[第一アンチノミー] 世界の時間軸に沿って、世界の始元 (Anfang) は措定できるか、それとも始元は措定することができないか。

[テーゼ] 世界の始元を措定することは可能である。

[アンチテーゼ] しかし、或る時点の世界の始元として措定しても、その時点より以前に始元を措定することも可能である。時間軸のより以前の過去に無限に「遡及」してゆくことが可能である。したがって、世界の始元は措定すること不可能である。

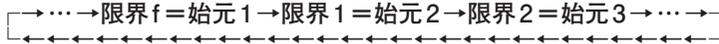
[テーゼ] 世界の空間軸にそれ以上超えることがきでない限界 (Grenze) を措定することは可能である。

[アンチテーゼ] しかし、世界の空間軸に超えることができる先は存在しないと考え、そこに限界を措定しても、その限界を超える先を考えられる。こうして限界措定は先へ先へと超える無限に「前進」することが可能である。

マルクスは「第一アンチノミー」を暗に想定して、「エピクロスの哲学」ノートIで「全宇宙は限界のないもの [無限] である。なぜなら、限界のあるもの [有限] は端をもっているからである」と書いている。⁴⁵

この始元と限界は措定できるという世界の有限観にもとづくテーゼと、その措定は時間軸のより以前の過去への無限遡及と、空間軸のより先への無限前進とは可能であるという世界の無限観にもとづくアンチテーゼという、相反するテーゼの間の矛盾を構成する。その矛盾は、下記のように、始元と限界を円環におけるものと再規定することによって止揚される。これは有限の内部に無限を包摂する規定である。この再帰性は [4] ですでにみた諸例と同型である。

[前進]



[遡及]

限界 (Grenze:G) = 始元 (Anfang:A) の関連は、つぎのように簡単な再帰的関連で記すことができる。この関連は [4] でみた様々な対称性原理と同型であることに注目したい。

[G → [前進] → A]

[G ← [遡及] ← A]

以下で考察する他のカント・アンチノミーの止揚形態もこの再帰的形態である。

[カント・アンチノミー止揚形態と微積分法の同型性] 上の「始元1」から始まる運動は「限界i」がつぎの「始元j」であるような「限界i = 始元j」の「二重態の連鎖」によって、始元と限界のアンチノミーは止揚される。終局的には、最初の「始元1と接合する限界f(inal)」に到達し、始元1に再帰する。こうして「限界 = 始元の連鎖」は円環を閉じる。⁴⁶

「限界 = 始元」の二重態が編成する世界は、「時間上の始元」と「空間上の限界」とが相互置換可能で同型であるような「時間と空間の相対性」に存立する。マルクスがそのノートで、事物を2つの側面から規定するのは、カント・アンチノミーの二分法を止揚する形態が「再帰する二重形態」であるからである。第1アンチノミーの止揚形態は、「前進 (progress)」が「遡及 (retrogress)」であるような「原始的再帰関数」である。

この「限界 = 始元の二重態」は、すでにみた「テイラー = マクローリンの二項展開式」の各項の間の対称的な関係と同型である。この展開式と、マルクスが1839年のノート「エピクロス哲学」で取り組んだ「カント・アンチノミーを止揚する「限界 = 始元の二重態」とも同

型である。マルクスは、後の1860年代以後の数学研究で、カント・アンチノミー止揚形態と同型の論理連関を再発見する。対立する両項を止揚する二重態 = 対称性で、事物を規定する論理的一貫性を堅持するマルクスに、われわれは刮目しないであろうか。⁴⁷

[第二アンチノミー] 第二のカント・アンチノミーは、世界は本源的に全体 (Ganze) であるのか、それとも諸部分 (Teile) から成り立っているのかという問題である。

[テーゼ] 世界は本源的に全体である。諸々の部分をどのように多く集積しても、それは諸部分の集積であり、全体ではないし、全体にはなりえない。

[アンチテーゼ] 世界は諸部分から成り立っている。世界には全体という存在はありえない。諸々の部分はどのように多く集積しても、それは全体には到達できない。

マルクスは「エピクロスの哲学」ノートIで、暗に第二アンチノミーを想定して、「より小さいものは原子がそれから合成されている諸部分である。しかし、これらの諸部分は、持続する共同性として必然的に合体している」と記す。⁴⁸

マルクスはここで第二アンチノミーの止揚形態をすでに示している。このアンチノミーの止揚は、部分を「要素 (Element; element)」として、全体を「集合 (Sammlung; set)」として再定義することによる。ここでマルクスのいう「要素 = 集合」は、カントの『純粹理性批判』における「認識するために諸要素を集合すること (die Elemente zu Erkennen sammlt)」(B108) とい

うキーワードの援用である。したがって、『資本論』冒頭商品の「集合かつ要素」としての規定は、カント『純粹理性批判』の継承である。

要素は「単なる部分」ではない。諸要素はまとまって集合になる可能態である。集合もまた「単なる全体」ではない。集合は要素を総括する形態であり、しかもより高次の集合の要素にも転化する可能態である。すなわち。要素をEで、集合をSで表記すれば、要素と集合はつぎのように連鎖する。

$$\cdots E \in S \cdot E \in S \cdot E \cdots$$

この再帰的関連はつぎのように記すことができる。

$$[E \rightarrow [\text{前進}] \rightarrow S]$$

$$[E \leftarrow [\text{遡及}] \leftarrow S]$$

上記の[S・E]こそ、「全体か部分か」の二元論的な対立を止揚する。事物は要素を包摂する集合であり、かつより高次元の集合に包摂される要素でもあるという二重態 (Dualität) を表現する形態である。『資本論』冒頭商品の「集合かつ要素形態」としての規定は、早くも1839年のノート「エピクロスの哲学」で措定された、第二アンチノミーを止揚する存在論に起源をもつ。

[第三アンチノミー] 第三アンチノミーは、

〔テーゼ〕世界は自由が可能な世界である。

〔アンチテーゼ〕世界は自然必然性が支配する世界である。

というアンチノミーのである。

マルクスは「エピクロスの哲学」ノートIで、「万物のうち、あるものは偶然に生じ、あるものはわれわれの力の及ぶ範囲の内部にある」⁴⁹と記す。

「第三のアンチノミー」に対するマルクスの解法は、彼のエピクロスの原子論で明確に提示されている。

エピクロスの原子は、デモクリトスの原子の

「本源的に直線運動するように自然必然性」で決定されているものではなくて、曲線運動 (クリナーメン) という「自発的で自由な運動」が可能な原子である。しかしその自由運動によって原子どうしは相互に衝突し接合する。その接合関係は重なりより大きな事物に転態してゆく。その帰結として、エピクロスの原子は「天体」となる。天体は民衆の崇拝の対象になる。神になる。

この帰結は、エピクロスの個々人の清逸な「精神的自由 (アトラクシア)」を乱すものである。エピクロスにあっては、自由 (クリナーメン) は自然必然性の結果 (天体崇拝) をもたらす。エピクロスはこの帰結を拒否する。こうして、エピクロスの自然哲学は宗教批判、宗教的にゆがめられた自然哲学としての天動説への批判を示唆する。

自由と自然必然性とは、カントが議論したような自由か自然必然性かという二者択一的なアンチノミーに陥るのではなく、自由が自由自体を拘束する必然性をもたらすというように、原子の「否定的自己関連 (negative Beziehung auf sich)」(MEGA,IV/1,S.89) は、原子の無限の連鎖をもたらす可能態である。個別的主体の自由が社会的に総合される次元では必然性に止揚される。自由 (Freiheit:F) が自然必然性 ([natürliche] Notwendigkeit:N) をもたらし、自然必然性は個別的自由な活動が意図しないでもたらす。両者の関係も下記のように再帰的関連をなす。

$$[F \rightarrow [\text{前進}] \rightarrow N]$$

$$[F \leftarrow [\text{遡及}] \leftarrow N]$$

このように、自由と自然必然性をめぐるカントのアンチノミーを止揚して、『資本論』では個々の経済的主体の龐大な自由な活動の集積が「大数の法則」を媒介に「社会的平均」に集約されることが論証される。

[第四アンチノミー] 第四のアンチノミーは、

つぎのような神学的アンチノミーである。

[テーゼ] 神は存在する。

[アンチテーゼ] 神は存在しない。

この第4のアンチノミーの止揚形態は、すでに第3のアンチノミーが含意している。エピクロスの「原子」という極小の存在の集積が結果的に「神」に転態する。原子に着目すれば神は存在しないといえる。しかし、原子の集積は崇拜という宗教的行為の対象となる。したがって、神は存在するともいえる。神は存在せず（原子）、かつ存在する（天体）。

マルクスは「エピクロスの哲学」ノートIで第四アンチノミーに関連して、つぎのように書く。

「神々はたしかに存在している。なぜならば、神についての思惟は明瞭であるからである。…では、不敬虔なのは誰か。その人々は、神々を否認する人々のことではなく、大衆の臆見を神々に押しつけることである」。⁵⁰

[宗教者の物神崇拜] 大衆が勝手に願い事を押しつける神々は、神々ではない。偶像崇拜する大衆も、それを批判する者を無神論者と論難する者も、神を誤解する不敬虔な者である。カントはプロテスタントイズムの観点から『単なる理性の限界内の宗教』で、聖職者や聖職制の「物神崇拜 (Fetischmachen, Fetischdienst)」を批判した。⁵¹

それ故、「神は存在する (theism: θ)」といえるし、「神は存在しない (atheism: $a\theta$)」ともいえる。第四アンチノミーも、つぎのように「再帰的」である。

[$\theta \rightarrow$ [前進] $\rightarrow a\theta$]

[$\theta \leftarrow$ [遡及] $\leftarrow a\theta$]

[時空間の相対性] 第四アンチノミーは、実在する世界の編成原理が抽象的主体となって実在世界を組織するので、その主体が神と表象され

るといように、止揚される。それは絶対的概念の相対化である。学位論文で指摘するように、神は場所（空間）が異なると、異なる神が崇拜される。神は信者にとって絶対唯一の存在であり、かつ異なる信者にとって別の神が崇拜される。神という絶対的概念は相対化される。相対化概念は、当該存在を肯定しかつ否定することによって、相互に反転する再帰性をもたらす。

同様に、「共存体 (Gemeinwesen)」⁵²としての貨幣は、その生成根拠である「共存体」が異なれば異なる貨幣が通用する。その通用可能性は空間的に限界づけられている。「空間の相対性」はそれを時間軸に射影した「時間の相対性」においても妥当する。時代が変われば異なる神が信じられ、異なる貨幣が通用する。⁵³ 第1の始元・限界をめぐるアンチノミーの止揚形態である「時空の相互変換可能性 = 相対性」は、第4の「宗教的存在」をめぐるアンチノミーに再現する。マルクスはその宗教的存在にいわゆる神だけでなく、貨幣も含める。マルクスが『経済学・哲学草稿』から『資本論』まで引用し続ける、シェクスピアの『アテネのタイモン』がその文学史的根拠づけである。

[カント・アンチノミーと『資本論』] 以上みたように、カントの第一アンチノミー、第二アンチノミー、第三アンチノミー、第四アンチノミーはいずれも、止揚されて再帰的二重形態になる。いずれにも「再帰的対称性原理」が貫徹する。この二重形態の経済学批判の最も基礎的な形態が『資本論』冒頭の単純商品である。単純商品が「集合かつ要素形態」であるという規定も、カント『純粹理性批判』批判の「認識するために諸要素を集合する」という言明を継承する語法である。『資本論』は四つのカント・アンチノミーを経済学批判の枠内に批判的に継承している。

特に注意しなければならないのは、神学的な

問題を主題とする第四アンチノミーである。商品関係を人間ペテロと人間パウロとの関係で規定しているのは、⁵⁴『資本論』が単なる「経済科学」ではないことの証左のひとつである。その人名が「ペーター、ピーター」「パウロ、ポール」などと誤訳されているのは、その無理解による。このような神学批判の含意を無視・捨象して『資本論』を「科学化」する行為は、『資本論』とは根本的に切断されたテキストを製造することである。

[マルクスのブルーノ言及] マルクスがカント・アンチノミーを止揚するとき、マルクスはカントに徹底的に内在しているのである。カントもマルクスも「近代天文学史」を自分の「研究パラダイム」に選んでいる。マルクスが自分の研究の主題やその基軸概念を巧みに圧縮し隠蔽するのは異なって、カントは『純粹理性批判』「第2版序文」で、自分のパラダイムが「近代天文学史」であることを明言している。カントは、ブルーノのような地動説論者に対するキリスト教会の火刑を含む長期の加害史をみすえている。マルクスもノート「エピクロス哲学」ノートVでは、「ジョルダナーノ・ブルーノはその精神の炎のために火刑台の火焰に焼かれる破目に陥らなければならなかった」⁵⁵とブルーノの名前を銘記している。ヘーゲルも『法の哲学』§270で「教会は、ジョルダナーノ・ブルーノを火刑に処し、ガリレオをコペルニクスの太陽系を記述した咎で跪かぜ謝罪させた」と指摘した。天文学史のパラダイムは地動説論者に対する宗教裁判批判を不可欠な批判的モーメントとして含んでいる。⁵⁶

新しい自然哲学を樹立する戦いの書である『純粹理性批判』の後半の仮象論で、神の存在証明は、近代天文学史に基礎づけられた自然哲学の創造が主題である『純粹理性批判』の埒外であると断じ、自然哲学は神の存在証明をそこ

から排除し、『実践理性批判』に委ねている。キリスト教関係者には、このようなカントは「危険な思想家」に見えたことであろう。実際、三批判刊行のあとに、カントは『単なる理性の限界内の宗教』（1793年）の刊行で危うい受難にさらされたのである。⁵⁷

そのような経緯を知るマルクスにとって、この第四アンチノミーはカントにとってと同じように「戦場（Kampfplatz）」（BXV）である。

[6] ヘーゲル『法の哲学』における 経済学と天文学

[経済学と天文学史] 実は、マルクスにおける「経済学と天文学史」という問題像は、ヘーゲルの『法の哲学』§189追記における、つぎのような記述に大きく示唆を受けたのではないかと推察される。

「国家経済学（Staatsökonomie）は、大量の偶然事に関して諸々の法則を見出す。国家経済学ではあらゆる関連が反応し合い、諸々の特殊な層（Sphäre）⁵⁸が群をなし（gruppieren）、他の諸層に影響を及ぼし、しかも他の諸層によって促進されたり妨害されたりする。…このように相互に含み含まれる関係があるということは、一切が個々人の恣意に任せられているかのように見えるために、最初は信じられないことであるが、この関係はなによりも注目に値することである。即ち、一種の太陽系に類似したものである。太陽系はいつも肉眼には不規則な運動にしか示さないけれども、しかしその諸々の法則はやはり認識されうるのである」。⁵⁹

経済学の認識対象である事物の間の包含し包含される関係（事物は要素（E）であり集合（S）である関係 $[E \in S \cdot E]$ ）は、当初は個々

人の恣意によるものであるかのように見えるけれども、それらの不規則な運動の背後に「太陽系に類似したもの」が潜在する。それは何時しか認識される可能性がある、というのである。[ヘーゲルとスミス] ヘーゲルは、スイスのベルン時代にスミスの『国富論』を読み論評を書いたことあがる。その論評はまるで『経済学・哲学草稿』のようである。イギリス経験論に遭遇した大陸合理論がしめす反応に共通するパターンである。

スミスは『国富論』(1776年)で、「神の見えざる手に導かれて」、人間諸個人が各々自分の好む分業労働に専念しその成果を自由に交換し合うと、何時しか市場が組織され「自然的自由な体系」が結果的にもたらされる、と論じた。「諸個人の自由な行為」が、意図しないで、年々歳々より豊かになる「社会」をもたらすというのである。

ヘーゲルがスミスの遺稿『哲学論文集』(1793年刊行)を読んだことがあるか、特にそのなかの「天文学史」を読んだことがあるかという興味深い問題は不明である。⁶⁰けれども、その遺稿集刊行の少しのちのイェナ時代(1801-1807年)に、すでにベルンで『国富論』を読んだことがあるヘーゲルは天文学史「惑星の軌道について」(1801年)を書いた。この2つの経験が『法の哲学』のなかで「経済学と天文学史」という問題像を形成したのであろう。因みに、上で引用した『法の哲学』§189は「欲求の体系」冒頭文節であり、そこで「スミス・セー・リカードウ」の名をあげている。

経済学は、個々人の自由な恣意的な行為の次元では見えない社会的関連の動態を認識する。そのような経済学と同様に、個々の天体の見掛けでは不規則な運動を総合する観点から、天体運動の規則を発見する。これがヘーゲルも知っている近代天文学史である。

[偶然事を編成する規則の生成根拠] それでは、個々人の行為が一見するところ自由で恣意的に見えるとしても、意図しないで、全体的には、規則が貫徹する体系[社会]を編成することになるのは、なぜであろうか。そこには個々人が無意識に従って行動している、規則を編成する或る制約条件が存在するからである。ヘーゲルはこのように考えたのであろう。それを証づけるように、ヘーゲルは『法の哲学』§302で、つぎのように指摘する。

「対立の中にあるものとして一方の極(Extrem)の立場にたつ或る一定の契機が同時に媒態(Mitte)でもあることによって、極であることを止め、有機的契機になっている。このようなことがらは、非常に重要な1つの論理的洞察である。…有機的であるということは、総体のなかへ採り入れられているということである。…要素が有機的であるということが実を示すのは、ただ媒介によってだけである。この媒介作用とともに、対立そのものも仮象(Schein)だけのものに引き下げられている」。⁶¹

引用文のヘーゲルの考えはこうである。個々の契機=「要素」が有機的総体=「群」に編成されるのは、その中の或る契機がその他の諸契機を媒介する「関係態」に転態するからである。いま、極Aと極Bの対立関係において、極Aが両極の対立関係そのものを代表する契機、すなわち「対立を媒介する関係態」になると、Aはその関係のなかに自己Aを包摂するだけでなく、他者Bという契機も包摂するようになる。その媒介関係はつぎのように表現できる。

【A → [前進] → B】

【A ← [遡及] ← B】

この[前進→]と[←遡及]の二種類の矢印でしめしたAとBを媒介する関係そのものは、すでにみた「反転対称操作と回転対称操作の積」で描かれる軌跡に等しい。それは《自己に再帰

する円環》であり、「オイラーの数式 ($e^{i\pi} = i^2$)」を描く運動である。

さらにBだけでなく、その他のC, Dなどの諸契機も関係づけるようになる [B, C, D, … = 【A】]。これはAを中心としてB, C, Dなどの諸々の存在が回転する体系に等しい。マルクスは、ヘーゲルの『大論理学』におけるオイラーの数学に示唆されて、オイラーの『無限解析序説』を精読したのであろう。⁶²

〔7〕『経済学批判要綱』へのヘーゲル 媒態概念の継承

マルクスは、このようなヘーゲルの関係態の生成の論証を、つぎのように『経済学批判要綱』に継承する。

「富そのもの、すなわちブルジョアの富は交換価値のかたちで常に最高の潜勢力に表現されているということに注意しておくことが重要である。富は、媒介者 (Vermittler) として、即ち、交換価値⁶³と使用価値それぞれ自体という両極の媒介として、この交換価値に措定されている。この媒態 (Mitte) は、つねに完全な経済的な関係として現象する。というのはこの関係が対立を総括するからである。また結局はつねに両極そのものに対して一面的により高次の力 (Potenz) として現象するからである。それは、本源的に両極の間を媒介するものとして現象する運動ないし関係が弁証法的に (dialektisch)⁶⁴ つぎの結果へと必然的に導くからである」。⁶⁵

《両極の関係そのものが両極を媒介する形態として主体化する》というヘーゲルの推論的な考

えが、マルクスの経済学批判では、ブルジョアの富を総括する価値関係が高次のポテンツ (潜勢力) になってブルジョア社会を支配するというかたちに継承される。発想とその発想を基礎づける用語の共通性からみて、この点に関するヘーゲルからのマルクスへの継承は明確である。

【二重の三位一体】上の引用文の近くで、相対立する両極を媒介する関係態として、マルクスは、神と人間の両極を媒介するキリスト (神人) の例を挙げる。この例はすでに、『パリ草稿』のなかの「ミル評注」にあげられているトリアーデ「神-キリスト-人間」の例である。それに対比されるトリアーデは「私的所有-貨幣-社会」である [キリスト=貨幣]。したがって、ヘーゲルの両極を媒介する関係態という発想は1844年にすでにマルクスに継承されていたのである。

この関係態は、商品から貨幣が発生し、商品と貨幣の関係から資本が発生する。こうして「すべての経済の総体的な表現は、両極に対して一面的であってもつねに交換価値である。それはそのさい媒介項として措定されている。例えば流通における貨幣、生産と流通の媒介者としての資本それ自体のように」。⁶⁶媒介するものは次の段階では媒介されるものに転態し、より高次の力を持つ。つぎのように、媒介関係 [A-B], [C-D], [E-F], [F-G]… から媒介態 [C→E→G] が生成する。

([[[A-B] C-D] E-F] G…))

こうして、つぎつぎと経済学的諸契機を有機的に包摂する媒介運動は、上記のような多重化する包摂関係で、

[[[[[[[[[①商品→] ②貨幣→] ③産業資本] →] ④商業資本→] ⑤銀行資本→] ⑥株式会社→] ⑦ブルジョア社会→] ⑧ブルジョア国家]

という「重層的な媒態の系列」を編成してゆく。⁶⁷ この多層をなす媒態関係は、そもそも原理的には価値形態が担うという論証が、『経済学批判要綱』（1857 - 58年）→『経済学批判』（1859年）→『資本論』（第1部初版1867年；同第2版1872年）という系列で実現してゆく。『経済学批判』には経済学批判のパラダイムが天文学史にあるということを示唆する、つぎのような記述がある。⁶⁸

【中心と周縁】地球上からは太陽がその他の天体と同様に天空を運動するものとして見える「天動説」の視座から離れ、逆に地球を含む諸天体が太陽を中心に運動する「地動説」の視座から観る。その太陽系の観点からは、太陽は諸天体を関係づける媒態である。このように、地動説への視座の転換は、諸天体が規則的に配列された有機的体系に変換する作業である。

マルクスは1859年の『経済学批判』で、まさにこのような有機体⁶⁹として諸商品と貨幣の関係を位置づけている。諸商品は貨幣という中心（Zentrum）を軸に回転する周縁（Peripherie）である。⁷⁰ 世界市場における貨幣は周縁的な諸商品を組織する中心である。その中心=周縁関係は、太陽と諸衛星の関係にアナログスである。やはり、ヘーゲルのばあいと同じように、マルクスにあっても経済学は天文学史とは類似的である。マルクスの場合、近代天文学史は虚偽（天動説）が真理（地動説）に反転するドラマツルギーである。マルクスの経済学批判は近代天文学史をパラダイムとする。

【真理は虚偽の背後に潜む】真理は赤裸々な姿で直接に存在してはいない。これが、マルクスが学位論文から『資本論』まで一貫して堅持する観点である。「真理は虚偽の背後に転倒し隠蔽されて潜在する」。いやむしろ、真理とは「虚偽に相対し自立して存在する概念」ではなくて、「虚偽が真理として現象するシステム」

であり、「真理が虚偽に、虚偽が真理に反転するシステム」である。コペルニクスが伝統的な天体の見掛け（仮象）の運動をドグマ化した天動説を批判することを媒介にして、地動説に到達したように、虚偽（天動説）批判を媒介にして真理（地動説）は顕現してくる。したがって、研究は、虚偽の形態をとっている自己の世界像に対して批判的に・否定的に関係するほかない。【否定的な自己関係としての批判】学位論文を準備中に取ったノート「エピクロスの哲学」の表現を援用すれば、虚偽に囚われている自己を批判する関係こそ、いいかれば、「否定的な自己関係（negative Beziehung auf sich）」⁷⁰がもたらす多様な形態で展開する二重態こそ、研究対象への出発点でなければならない。今日のパラドックス論の用語でいえば、「否定的な自己参照（negative self-reference）」である。「エピクロスの哲学」のこの「否定的自己関係」や『哲学の貧困』の「誤謬推論」という語法に端的に表明されているように、真理は感覚や知性を研ぎ澄ませれば、自から「明晰・判明に」見えてくるものではない。明晰・判明に現象してくるものも、まずは虚偽である。虚偽を真理に何故・如何に転倒するか。しがたって、研究対象への批判的・否定的な接近法が採用されなければならない。（以上）

¹ 内田弘『資本論のシンメトリー』（社会評論社、2015年）、同『『資本論』の原始的再帰関数—アリストテレス難問のマルクス解法—』専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第52号、2018年3月を参照。

² Hiroshi Uchida, 'Marx's Capital in Primitive Recursive Function: Marx's Solution of Aristotle's Aporia', *Senshu Economic Bulletin*, December 2018.

³ 前掲書、内田弘『資本論のシンメトリー』、374頁を参照。

- ⁴ K. Marx, *Математические Рукописи*, Издательст《Наука》, Москва 1968. カール・マルクス『数学に関する遺稿』岩波書店、1947年、58 - 59頁。マルクス『数学手稿』大月書店、1973年、61頁。引用文、若干変更。[] およびボールド体強調は引用者。
- ⁵ MEGA, II/1.2, S.359. この分数の分子と分母の連鎖の規則性に注目したい。なお、本文への引用にあるように、「資本一般」の「種差」は「要素形態」と規定されている。その関係の最も抽象的な規定が、『資本論』冒頭の「商品集合 (Warenammlung) かつ要素形態 (Elementarform)」としての単純商品である。「集合・要素」関係は、単に商品論次元に限定されない。その上位の資本の関係概念にも再現する重層的な規定である。この重層的な関連を「価値形態」の並進対称操作が展開する。
- ⁶ MEW, Bd.35, S.114. ただし、マルクスが微分法を研究したとき (1858年以後) には、すでにコーシーの『解析教程』(1821年) が刊行されていた。マルクスがコーシーを知らなかったのは、ヘーゲル『大論理学』(存在論における数学の哲学的規定) を主な参考文献にした制約のためであろう。
- ⁷ マルクスにニュートンの「神秘的な方法」は批判されるけれども、ニュートンの主要な関数は「対称式」である。ニュートンとマルクスは「対称性」への問題関心で非常に近い。
- ⁸ 前掲書、マルクス『数学手稿』98頁。記号 [] 内は引用者補足。
- ⁹ Leonhardo Eulero, *Introductio in Analysin Infinitorum*, Tomus Prinus, Lausannae, MDCCXLVIII, Constante Ritteram, p.46. レオンハルト・オイラー『オイラーの無限解析』高瀬正仁訳、海鳴社、2001年、56頁以下の「第4章 無限級数による関数の表示」を参照。すぐのちの本文で、この文献を紹介する。
- ¹⁰ 「マルクスも正しく指摘しているように、テイラー展開は微分学の出発点ではなくて、むしろその成果、ある意味では最も貴重な、最も豊かな成果である」(マルクス『数学に関する手稿』前掲書、玉木彦彦「解説」125頁。)
- ¹¹ 「虚偽の背後に真理を発掘するという主題」は本稿の末尾の「真理は虚偽の背後に潜む」で論じる。マルクスの1839年の「エピクロスの哲学」ノートにおける語法「否定的な自己関連 (negative Beziehung auf sich)」(後述) にその発想が端的に表現されている。
- ¹² カントにおけるヒューム懐疑主義のモーメントは、『純粹理性批判』後半の仮象論をその前半の感性・知性に根拠づけられた認識論にも適応するというマルクスの『純粹理性批判』に対する批判に作動しているであろう。
- ¹³ MEW, Bd.35, S.23-25. 傍点強調は引用者。
- ¹⁴ マルクスの数学草稿にはコーシーの「 $\epsilon - \delta$ 論法」(1823年) が記されていない。その限りでマルクスはその論法を知らなかったと思われる。しかし、この論法におけるエプシロン [error] (e) とデルタ [deta] (d) の間の自己修正する再帰性 (ei \rightarrow di \rightarrow ej \rightarrow dj \rightarrow) と同型の再帰性でマルクスが微分の収束過程 (dxi \rightarrow dyi \rightarrow dxj \rightarrow dyj \rightarrow) を考えていた蓋然性がある。この「自己を修正し再帰するという対称的な動因」が内在してこそ、収束可能性が規定できるのではなからうか。収束過程の内部は無規定でよいのだろうか、というのがコーシーの問題関心であったとすれば、この問題をマルクスは、オイラーを参考に、自己修正する再帰過程で考えていたと思われる。とすれば、マルクスはオイラーを介してコーシーに近いところで、しかしコーシーとは違い「微分法」で考えていたことになる。
- ¹⁵ Hegel, *Wissenschaft der Logik*, Suhrkamp, Band 5, 1969, S.314; 武市健人訳、岩波書店、1994年、上巻の下、125頁。ボールド体強調は引用者。
- ¹⁶ このような「並進対称」は、『資本論』では特に「貨幣資本循環・生産資本循環・商品資本循環」の三つの資本循環範式が「貨幣・生産・商品」が対角線上に無限に連鎖しうるネットワークを編成することで、カントールの「対角線論法」と類似性がある。
- ¹⁷ Karl Marx, *Ökonomisch-philosophische Manuskripte vom Jahre 1844*, Reclam, 1988, S.142; 『マルクスパリ草稿』山中隆次編訳、御茶の水書房、2005年、70頁を参照。
- ¹⁸ したがって、廣松渉が『青年マルクス』で批判するような「トートロジー」に『経済学・哲学草稿』のマルクスは決して陥ってはいない。

廣松がマルクスに観たその「誤り」なるものは「並進対称操作」であり、『資本論』を編成する原理の祖型なのである。

¹⁹ 本稿筆者が上記の高瀬訳と対比して参照した『無限解析序説』の原典は、Impression Anastaltique, Culture et Civilisation, 115, Avenue Gabriel Lebon, Bruxelles, 1967のリプリント版である。『資本論』理解のために決定的に重要なこの文献名は、(注9)だけでなく、本文に記した。なお、カール・マルクス『数学に関する手稿』玉木秀彦・今野武雄共訳著、岩波書店、1949年の58頁に「オイラー(レオナルド)、1707年生、1783年没、『無限解析学入門』(書名訳ママ)ローザンヌ、1748年。…」とある。同書の改定訳である、マルクス『数学手稿』菅原仰訳、大月書店、1973年、61頁にも「7 オイラー(レオナルド)、1707年生、1783年没、『無限解析序説』…」とある。

²⁰ Euler, *ibid.*, p.47; 前掲高瀬訳56頁。

²¹ MEW, Bd.30, S.362. 念のために付記すれば、本稿で引き合いに出す数学は、今日の日本では、高等学校上級生が学ぶ数学である。270年前(『無限解析序説』1748年)の西欧先端数学が今日(2018年)では日本などの諸国では一般常識になっているのである。

²² Euler, *ibid.*, p.vii-viii, viii-ix, xi-xii; オイラー『無限解析序説』高瀬訳、p.v, vii, viii-ix.

²³ MEW, Bd.35, S.151.

²⁴ Euler, p.90; 高瀬訳104頁。

²⁵ e のこの「不変の特性」と「資本の自己増殖という、すぐれて可変の本性」の関係をいかに理解したらよいだらうか。この特性は、 e が『資本論』冒頭から前提される「社会的平均の定義式」にも存在することと深く関係する。その意味で、 e は経済学のカテゴリーが量的に変化しうる「諸関係比率(Verhältnisse)」を表現する「場(locus)」の概念であろう。自己増殖する資本の運動は e では関係比率の変化で表現される。資本の有機的構成の高度化、価値の生産価格への転形などは、 e における関係比率の変化で表現される。その意味で、「総価値=総生産価格、総剰余価値=総利潤」の「総計一致2命題」は、価値タームの絶対量を前提にした配分比率の変化(価値と生産価格の乖離率、剰

余価値率と利潤率の乖離率)を指示する命題であろう。資本主義的生産様式の発展とは、一般的には、労働力生産性上昇率を無限に上昇させて単位価値を無限に0に減少させる傾向であり、複素平面でみれば、単位円上の商品は、垂直の虚軸の近くから水平の実軸に無限に接近する傾向=「脱商品化」で示される。傾向としての「有機的構成の高度化」は単純化すれば、これである。 $[ar+ia'] \rightarrow [ar+0]$.

²⁶ Euler, p.104; 高瀬訳120頁。この「オイラーの公式」について、オイラーの『無限解析序説』のテキストに内在した解説に、高橋浩樹『無限オイラー解析』(現代数学社、2007年)がある。特に66頁以下を参照。

²⁷ Euler, p.104; 高瀬訳120頁。

²⁸ 「オイラーの等式」から「オイラーの公式」を導き出す演算については、示野信一『複素数とはなにか』講談社ブルーバックス、2012年、170頁以下を参照。

²⁹ 示野信一、前掲書184頁の「図5.17 θ xy空間の曲線 $e^{i\theta}$ 」はこの軌跡を明確に描いている。ただし、そこには、その軌跡が「反転対称操作 $\Phi \times$ 回転対称操作 Ψ 」に対応するものであるとは記していない。なお、水谷仁による、関数 $e^{i\theta} = \cos \theta + i \sin \theta$ の図解(Newton, 「微分と積分」2018年7月、137頁)は、実部と虚部を総合した軌跡の螺旋を描いてはいるが、 Φ と Ψ で表示できる軌跡=「対称的に後退=前進する輪」がやや大きな黒点に収束していて、その軌跡が明示されていない点が惜しまれる。

³⁰ 内田弘『『資本論』の原始的再帰関数』専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第52号、2018年3月10日発行を参照。

³¹ 内田弘『『資本論』の自然哲学的根拠』専修経済学論集』通巻第111号、2012年3月を参照。

³² Nicolai Copernici, *Torinensis de Revolutionibus Orbium Coelestium*, Libri VI, Norimbergae apud Ioh, Petreium, Anno M. D. XL III, Impression Anastaltique, Culture et Civilisation, 115, Avenue Gabriel, Lebon, Bruxelles, 1966, Praefatio Authoris, p.iii. コペルニクス『天球回転論』高橋恵一訳、みすず書房、1993年、14頁。ただし訳語「対称性」は高橋訳では「均衡」となっている。原語はsymmetriaである。なお、或る英語訳では、

- ‘the structure of the universe and the true symmetry of its parts’である (<http://www.webexhibits.org/calendars/year-text-Copernicus.html>.) 同書の中国語訳(哥白尼訳『天球運行論』商務印書館出版、2016年)でも、「対称性」と訳されている。「宇宙の結構及其各个部分的真正**対称性**」(同書 xxxi 頁)。
- ³³ *Das Kapital*, Erster Band, Dietz Verlag Berlin 1962, S.74.。
- ³⁴ MEGA, IV/1, S.80; 『マルクス・エンゲルス全集』第40巻、大月書店、1975年、岩崎允胤訳 116頁。訳文一部変更。
- ³⁵ このMitteは、のちに [5] でみるヘーゲル『法の哲学』§ 302のMitteと同義である。
- ³⁶ MEGA, IV/1, S.81; 訳 118 - 119。
- ³⁷ Euler, p.XII : 高瀬訳 14頁。なお、『数学に関する遺稿』の訳者・解説者のひとりである玉木英彦は、戦時日本末期の理化学研究所における仁科芳雄をリーダーとする原子爆弾製造研究スタッフのひとりである。山本洋一『日本製原爆の真相』(株式会社創造、1976年)を参照。
- ³⁸ 前掲書『数学に関する遺稿』131頁。ボールド体による強調部分は引用者。
- ³⁹ 事物をこのような「二重性をもつ存在」として把握するマルクスの観点は、カント『純粹理性批判』のアンチノミーの批判=止揚形態にあり、早くも1839年の7冊のノート「エピクロスの世界」で定礎されている (MEGA, IV/1, S.17 [アンチノミー 1], S.19 [アンチノミー 2], S.13 [アンチノミー 3], S.11-12 [アンチノミー 4])。内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』通巻第111号、2013年3月を参照。そのノートの他の箇所でもカント・アンチノミーは繰り返し論じられている。この問題意識は、『純粹理性批判』のアンチノミーで典型的に示される、すぐれて二分法的な思维様式をとるカントの思维様式を止揚しようとするマルクスの問題意識に規定された存在論によるものである。
- ⁴⁰ 有限二項展開の項の数は、その累乗が奇数の場合には偶数であり中央の項は存在しない。その数が偶数の場合には項の数は奇数であり、中央項が存在する。例えば、 $(x-1)^2 = x^2 - 2x + 1$ [偶数→奇数] であるのに対して、 $(x-1)^3 = x^3 - 3x^2 + 3x - 1$ [奇数→偶数] である。
- ⁴¹ カント『純粹理性批判』のアンチノミーについては、石川文康『カント 第三の思考』名古屋大学出版会、1996年、特に「第四章 アンチノミー論における無限判断の支配」を参照。
- ⁴² MEGA, IV/1, S.9-22. 訳 15-39頁。
- ⁴³ MEGA, I/1, S.26. 訳 199頁。
- ⁴⁴ 下記の4つのアンチノミーの説明のあとの記号 [B454-461] などは、慣例にしたがった『純粹理性批判』第2版の頁数である。なお、筆者はすでに内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』通巻第111号、2012年3月、42-48頁で、「エピクロスの哲学」ノート I から引用して、マルクスの「カント・アンチノミー」に関する議論を詳しく紹介した。本稿では、マルクスにおける「対称性原理」の構築という筆者による新しい問題枠への関連で、マルクスによる「カント・アンチノミー」を論じる。
- ⁴⁵ MEGA, IV/1, S.17. 訳 30頁。この引用文に続く文も参照せよ。
- ⁴⁶ ヘーゲルは『小論理学』§ 94補遺で、悪無限は直線であり、真の無限は自他の相互媒介関係がなす円環であると規定する。
- ⁴⁷ マルクスの存在論を基礎づけるこの二重態は、つぎのような現代の量子コンピューターの世界と同型的である。「量子力学の世界では《0であり1でもある》という重ね合わせの状態 [二重態] になり、これを計算に応用するのが量子コンピューターである。1つずつ順番にこなす従来のコンピューターの限界を超え、複数の計算を同時並行にこなせるため、高速計算が期待されている」(『朝日新聞』2018年8月23日、朝刊 23頁「量子コンピューター黎明期」。) [] 内は引用者挿入。究極の存在形態を「原子 (1) と空虚 (0) との二重態」で規定するマルクスの1841年の学位論文は、われわれの通念を超越して現代に届く理論的射的距離をもっていないだろうか。
- ⁴⁸ MEGA, IV/1, S.19. 訳 32頁。
- ⁴⁹ MEGA, IV/1, S.13. 訳 21頁。
- ⁵⁰ MEGA, IV/1, S.11-12. 訳 18頁。
- ⁵¹ 前掲論文、内田弘「『資本論』と『純粹理性批判』」49頁を参照。「物神崇拜批判」はマル

クスだけが行ったのではない。物神崇拜に関するマルクス固有性は、商品物神性の解明にある。しかし、『天文学史パラダイムと宗教的物神崇拜批判』をカントと共有することで、マルクスはカントの後継者である。

⁵² 望月清司 [『生産様式接合の理論』(『経済評論』1981年7月号)] によるマルクス用語の訳語、Gemeinwesen = 「共存体」、Gemeinschaft = 「共同体」、Gemeinde = 「共住体」は適訳であろう。『ドイツ・イデオロギー』、『経済学批判要綱』、『資本論』における当該用語は、明確に区別し関連づけて訳されなければならない。

⁵³ 沖縄は1971年の変換まで米国ドルの使用が強制された。占領下日本の「本土」でも、当初米国ドルの使用が予定されていた。

⁵⁴ MEW, Bd.23, S.67.

⁵⁵ MEGA, IV/1, S.101.

⁵⁶ その点でアダム・スミスは、そのクリティカルな点を巧みに回避した。スミスは「天文学史」でただ「不幸なガリレオ」とのみ記し、「なぜ不幸なのか」は書かなかつた。内田弘 [『国富論』の編成原理と『哲学論文集』] 『専修経済学論集』通巻第126号、2017年3月、45頁を参照。

⁵⁷ ドイツ観念論を「宗教哲学」として近代日本へ導入するという、明治時代以来の歪みがいまなお残っていて、かつての三枝博音の『日本に於ける哲学的観念論の発達史』(文圃堂書店、1934年)をほぼ1つの例外として、カントの宗教的呪縛批判=新しい自然哲学樹立を明確に主題として語るカント研究はほとんどみられない。マルクス研究もまた、マルクスが宗教批判を主題としたことを知っていても、天文学史パラダイムからする宗教批判でマルクスがカントのまっとうな継承者であることに気づかず、マルクスをカントの批判的継承者として研究することも、ほとんど存在しない。マルクスの経済学「批判」はカントの批判哲学の「再批判」であるのに、である。同じように、例えばアダム・スミスが同時代の思想的制約を受けていることを史実に基づいて再現するような、彼の思想的状況に内在する方法態度が求められていないだろうか。21世紀現代の人間も思想的制約に生きている。異なる時代の異なる思想的制約を自

省し比較する観点が不可欠ではなからうか。

⁵⁸ この単語「層 (sphäre)」には天動説的な含意がある。

⁵⁹ Hegel, *Rechtsphilosophie*, Suhrkamp Verlag, 1970, S.347. ヘーゲル『法の哲学』藤野渉・赤澤正敏訳、中央公論社、世界の名著(35)、1967年、442-443頁。

⁶⁰ スミスの『国富論』と『哲学論文集』の関係については、前掲の内田弘 [『国富論』の編成原理と『哲学論文集』] 『専修経済学論集』通巻第126号、2017年3月を参照。そこで、アリストテレス『デ・アニマ』がスミスの哲学的思惟の基礎になっていることを明らかにした。

⁶¹ Hegel, *Rechtsphilosophie*, *ibid.*, S.472. 前掲訳560頁。ボード体強調は引用者。この引用文に関連するのがカント『純粹理性批判』のつぎの文である。「当の客観的形式 [われわれの一切の感性的直観の観念性という原理] に客観的実在性を付与すると、そのことで、すべてが単なる仮象 (Schein) に転化することはさけられない」(B70)。すべての実在物が止揚されてもお残る観念的な「二つの無限なもの」(時間と空間)は究極的に存続する。カントはそれを「仮象」という。マルクスにとって、時間と空間は相対化され(時空間の相対性)、そこに関係態としての価値は存立する。

⁶² マルクスは『経済学批判要綱』を執筆するさいにヘーゲル『大論理学』を参考にした。内田弘『中期マルクスの経済学批判』(有斐閣、1985年)の「第3章」および、*Marx's Grundrisse and Hegel's Logic*, Routledge 1988を参照 [ただし、この英文著書におけるヘーゲル論理学からの引用は『小論理学』]。そのさい、マルクスが経済学を批判する手法を『大論理学』のなかの数学、就中、オイラー=ラグランジュの微積分学も参考にし、それが機縁でマルクスは数学を研究し始めたかと判断される。《自己に再帰する論理 (A→B・B→A)》を数学的に提示したオイラーたちの数学は、ヘーゲル論理学そのもの(特に推論)の編成原理として撰取された蓋然性が存在する。《オイラー→ヘーゲル→マルクス》という数学史の系譜に注目して『資本論』を解説する作業が不可欠である。しかしながら、ヘーゲル論理学の推論は『大論理

学』では未完成であり、『エンチュクロペディー』初版、1817年の冒頭のいわゆる『小論理学』で完成する。ヘーゲル『ハイデルベルク論理学講義』黒崎剛監訳、ミネルヴァ書房、2017年を参照。

⁶³ 『マルクス パリ手稿』山中隆次編訳、御茶の水書房、2005年、95頁を参照。マルクスは『経済学批判要綱』（1857 - 58年）や『経済学批判』（1859年）まで、交換価値と価値との概念上の区別および関連、即ち価値形態の理論が未完成であった。引用文の注記個所の「交換価値」は「使用価値そのもの」と対概念の「価値」であろう。

⁶⁴ この「弁証法的に」という副詞は、ヘーゲル論理学的な含意だけでなく、カント的な含意、すなわち、「二枚舌みたいな（double-tongued like）二重態（Dualität）を経て」というニュアンスがある。

⁶⁵ MEGA, II/1.1, S.246-247. ボールド体強調は引用者。

⁶⁶ MEGA, II/1.1, S.247.

⁶⁷ 同上。

⁶⁸ MEW, Bd.13, S.82.

⁶⁹ マルクスが「資本主義的な生産有機体（Produktions**o**rganisation）」というとき、カントが『純粹理性批判』で「オルガノン」は虚偽 = 仮象を捏造すると批判したこと（B84-85）を含意する。資本主義的生産「有機体」は、真理が虚偽の内部に隠蔽されている生産様式である。その様式からは、批判を媒介にして初めて真理が顕現する。カントは真偽を二元論的に区分したけれど、マルクスは真偽を「相互に再帰する対称性」・「存在 = 認識論（onto-epistemology）」で観る。真偽問題は、外部の真理をどこまで正確に知り得るかという単なる認識主観の問題ではない。実践に先立ち《こうであろう》と想定することが実践を条件づけ結果も規定する。その結果はつぎの想定を条件づける。想定が反復 = 再生産された誤謬の一例が天動説である。根もない噂、捏造された「史実」など、真偽問題は広大で底深い。真偽が混濁する世界に人間は生きてきた。マルクスの学位論文の視座がここにある。

⁷⁰ MEGA, IV/1, S.89.

石巻市域復興を「森里川海の連携」思想から展望する — 歴史学の視点からのアプローチ —

近江 吉明

はじめに

2015年に、フランス-アナル派の「森里川海の連携」についての仕事を確認し紹介する機会があり、その際、この思想がフランス民衆蜂起研究にどのように係わっているのかを再検討することが出来た⁽¹⁾。その作業の中で浮き彫りとなった研究対象が、14～18世紀フランスにおける農山村民の共有権問題の背後に見え隠れする「森里川海の連携」思想の関係性の表れ方とそれをめぐる攻防の痕跡であった⁽²⁾。とりわけ「森林用益権」に向けられたフランス農山村民の思いを抽出すべくベルンシュタイン文庫史料中に踏み込んだところで、筆者は当然の如く日本の「入会（地）権」⁽³⁾との比較にも向かっていた。

そうした時に、本学緑鳳学会での東日本大震災後の石巻市復興をめぐる学際的な研究（2014年10月に、石巻専修大学で「東日本大震災のその後」のテーマでパネルディスカッション実施）の取り組みに歴史学の視点で参加していたことが、今回のこの論考の土俵作りになったと言える。さらに、石巻市域の歴史に関する先行研究を整理していた筆者は、何のこだわりもなく社研の共同研究（「宮城県石巻市の復興における都市再生計画と地域社会のレジリエンス」）⁽⁴⁾に参加し、メンバーと共に現地調査や自治体・復興を進める各団体への聞き取りを繰り返した。

2017年3月には、上記の共同研究の中間総括のために、大矢根、勝俣両所員と共に複数地区の漁協と石巻地区森林組合で聞き取り調査を実施し、フィールドワークで得ていた印象を各種の数値データと各担当組合員の体験談から裏付けることができた。その取り組みの中で、筆者は石巻市域の「森里川海の連携」の実態について多様な側面から掌握できるようになったことから、以下のように、石巻の「森里川海の連携」の歴史の歩みの分析と合わせて、石巻市域復興の方向性を歴史学の視点から展望してみることにした。

1、石巻の歴史に刻まれた 「森里川海の連携」の痕跡

(1) 石巻の歴史から

江戸期の石巻は、伊寺水門（いしみなど）ともいわれる旧北上川河口に立地した小さな港町で、1623年（元和9年）川村孫兵衛重吉によって旧北上川の掘削⁽⁵⁾が行なわれてからは、江戸への年貢米などの米穀の積出港として繁栄し、仙台藩の経済の中心となった⁽⁶⁾。つまり、石巻は、旧北上川の水運に象徴される「森里川海の連携」の自然的恩恵を最大限活用できる条件下にあったといえる。換言すれば、航空写真や国土地理院が作成してきた地図を見ても分かるように、石巻は旧北上川を中心に森と里、そして海とが石巻の町場と一体となってバランスよ

く結びついて立地している。後述するように、旧北上川の河口周辺の石巻平野に開かれた水田地帯は、長い歴史過程では度重なる冷害や水害などの自然災害に見舞われてきたが、幕末においては「米と繭の経済構造」⁽⁷⁾の生産システムの流れの中でも、石巻地域独自とも思える中小地主を中核とする地主制の下で、貧しくも農山漁村民や町場の人々の生活を支えてきている。また、大凶作による飢餓状態にあって多くの犠牲者を出しながらも辛うじて人々の命を守ったのが山川海の富であったと言えるだろう。だが、既研究⁽⁸⁾からも明らかなように、仙台藩領内に属する石巻地域の連携思想の現実には軽視され、そのため、それぞれの生業に従事する人々は多大なる犠牲を被ったのである。

とりわけ山林・森林は、農山漁村民にとってそれぞれの仕事を営むことの他に、焚木（薪木）や建築材の供給源として不可欠であった。しかし、山林原野を支配したのは仙台藩であった。藩では「里山を御林と呼び、利用の種類により御囲山、御鉄山、御塩木山、御留山などと区別していた」⁽⁹⁾ということから見ても、藩が山林・森林資源を大きな財源として管理していたことが窺える。農山漁村民が共同利用できたのは、村山、村林、野山と呼ばれたところだけであり、また、村の共同体成員が活用できたのは、耕作地に続いている「地付山」、屋敷地に接続する「居久根山」といわれた里山林だけで、しかも、伐採に関しては厳しい制限があったのである。

そうした状況を垣間見せてくれる事件がある。それは1696年（元禄9年）に発生した仙台藩桃生郡北村と隣村の広瀨村（現在の石巻市北村と同市広瀨）との入会地をめぐる紛争であった。支倉清、支倉紀代実両氏の研究によれば、先にも言及した土木技術者の川村孫兵衛重吉による北上川大改修事業の結果、北上川、迫川、江合

川ぞいの広大な湿地帯で大規模な新田開発が行なわれ、ここ桃生郡では石高が2倍以上になり、それに伴う新村民の人口が両村とも2～3倍に増大し、広瀨村に住む村民たちが北村に住む村民の「居久根山」で伐採したというもので、入会権についての紛争ではなかったという。ただ、そこが広瀨村によって燃料の薪を採取する入会地だったことから発生した紛争であったという⁽¹⁰⁾。結末は別として、この事例は、電気もガスも無い時代において入会地が如何に重要であったかを教えてくれる。

次に明治期から今日までの連携思想の変遷も見ておこう。明治維新から150年経つ間には、地租改正、富国強兵政策、アジア太平洋戦争、農地改革、戦後の燃料革命や高度経済成長などの荒波の中で、石巻でも「森里川海の連携」の環境は著しく悪化してきている。

既研究では、宮城県における地租改正の動きはまだ不鮮明な部分があるとはいえ、石巻でも、近代的な私的土地所有権の確立を制度的に実現させることに伴う混乱の影響を受けていた。その一つとしては、1872年（明治5年）7月の壬申地券公布以降の動きの中での増税の方向が示されたことによる動揺の中で、さらに1876年に山林原野について「官民区分」の原則の下、藩有林が官有林（国有林）に編入された点である。東北全体については一般的に「軒先国有林」とも言われてはいるが、石巻の地主制の展開の中では、自作手作りの農業経営を行なう中小地主経営者の山林原野の所有が目立っている。

石巻市旧稲井村の大瓜字瀬戸地区に居住する本木家に例をとると、民有林としての山林原野の本木家による所有は、1891年で約6町6反7畝に、1895年にはそれが約8町1反9畝に増えている。これは、同家の総所有地の約30%に及ぶ規模である。このように、手作り地主の多くが大規模な山林原野を所有した背景には、

「実は山林原野は農業経営を行ったり、また日常の消費生活を営むために必要不可欠な場所であったのである。というのも、何よりもまず、山林原野は金肥に頼らない肥料の供給源であったからである。さらには、煮炊きをしたり暖房に用いたりするエネルギーとしての薪炭はそのほとんどが山林原野で採取したり、焼いたりして獲得するものであったからである」⁽¹¹⁾ という現実があったのである。

このような山林原野には当然ながら入会地が存在している。例えば、籠峰山の西側にある鳶ヶ峰と松木沢の間の奉還山といわれた山林が68名の村民（2名が大瓜村、他は南境村の村民）によって活用されているのがわかる。1885年（明治18年）には、その入会地を利用するための申し合わせ、罰則事項、共同慣行を記した「六十八名共有山申合規約」が残されている⁽¹²⁾。奉還山の面積は約60町歩で、この「共有山」の管理のために村民たちは世話役として鉦頭（山刀頭）を両村で1名選ずつ選び、また、山番まで置いたという⁽¹³⁾。こうした状況からは、村民の生活に密着した山林原野の有効利用を維持するため、その持続可能な保護管理を怠らない姿勢が読み取れる。

これこそが、石巻地方の典型的な「森里川海の連携」思想のはっきりした痕跡であると言えるだろう。しかし、それでも日本全体の近代工業化政策（富国強兵）による資本主義的市場経済の浸透もあって、その連携にはころびが目立ち始めていたと言える。例えば、1889年、1902年、1905年、1910年、1913年に発生した水害や冷害などによる被害の規模を見ても⁽¹⁴⁾、それらは北上川水系が抱える多様な問題に規定されているとはいえ、石巻地方が自然災害に弱い側面を持っていたことになる。江戸期にも多発していた水害問題の根本が未解決であったことを示している。諸問題の一つとして、自然の

ダムともいわれる山林や水田の保水能力であるが、その維持のために、森林資源管理の役割も担った入会（地）権慣行が大きく貢献していたことは言うまでもない。しかし、国有林野や公有林野に存在していた入会関係が軽視されるようになると、保水のレベルが低下し、北上川水系全体の治水能力にも影響を与えてきたことは、今や無視できなくなっている。

このように、入会慣行を「非近代的」で山林の「荒廃」をまねき、近代的発展の「障碍」だとする政府側の認識⁽¹⁵⁾が連携思想を蝕んでいった。また、アジア太平洋戦争中は過伐が進み、他方で兵役のために森林保全の担い手である農山村民の労力が低下し伐採跡地が放置されたのであった。さらに戦後の農地改革を経たころから、住宅復旧などの資材・薪・炭の需要増大は、自然林や自然生林の過剰伐採と人工林の拡大という歪んだ造林政策を生み出し連帯思想の衰退に拍車をかけた。そして、それを一挙に奪い去ったのは、高度経済成長によって作り出された農山漁村民の他産業への転業あるいは兼業化、首都圏への人口流出・出稼ぎの拡大であった。この変化は、燃料革命の進行と相まって連携思想に転向を迫ったと言えるだろう。

(2) 「森里川海の連携」の土俵からみた石巻

かつて、近世期に「山林は国の本なり」と主張し、持続可能な山林の利用を思想としてのみならず、岡山藩において山林管理と治山治水事業を行なった、経世の実践家、熊沢蕃山は極めて有名で、本稿においても重視しなければならない人物の一人である。

熊沢蕃山のこの思想を「環境倫理学」の視角から分析した奥谷浩一は、蕃山の『集義外書』の「山に草木しげりぬれば、にはか水のうれひもなく、且草木に水を含みて、十日も二十日もしたたりあり、河水もとほしからずと仰せられ

候事を、老農にかたり候へば、似合しきたとへを申し候。禿のかしらに水をかけたると、坊主のかしらに水をかけたるとくにて候うとの事に候。至極の儀と感じ申候。大河といふも方々の谷だにのしたたり落合、積めて末に大をなせり。」「返書略、我山賤にきけり。……此の三河の水上を大たいが原と云。……三国のうち小うす雲、花ぐもりなど云ほどにても、此の原の雲雨甚だし。……其外、高山深澤、名嶺には私雨と云ものあり、同じ理なり。……山川は天下の源なり。山又川の本なり、古人の心ありてたて置き山澤をきりあらし、一旦の利を貪るものは子孫亡るといえり。」との件を引用し、蕃山が山と川の生態系を理解していたと結論付けている⁽¹⁶⁾。

その後、蕃山は幕府に咎められて古河藩に幽閉されるも、古河藩主松平信之の計らいにより、この地の土地と河川調査のための巡回調査を行ない、蕃山溜と呼ばれる溜池や蕃山堤を多数建設し、また、渡良瀬川が氾濫した場合に備えて「新堀」を築造して、1年後に亡くなっているという⁽¹⁷⁾。このように、蕃山は死ぬまで「森里川海の連携」の信念のもとに生き続けたのである。ところで、この同じ渡良瀬川との係わりで、後の明治期に足尾鉍毒事件に取り組み始めた田中正造も、晩年には渡良瀬川を含む利根川水系の河川調査を行ない、洪水の諸要因を付き止め、奇しくも森と川と海の生態学的関係をも把握し、水と治水の問題を考え、そして、環境問題の面からも近代物質文明を鋭く批判する環境思想家として成熟することになったという⁽¹⁸⁾。この点は、実践的な面で制約があるとはいえ『自然真営道』に見られる安藤昌益の思想にも確認できるように思う。

では、石巻およびその周辺の歴史の中に蕃山や正造のような認識を持つ人物はいなかったのかといえば、そうではなかった。数人の存在が

見え隠れしているが、その中で思想と実践の統一という点で最も注目されるのが、仙台藩士・荒井東吾の存在である。天保4～5年(1833～1834年)飢饉における仙台藩領での献金を中井家文書「御賞人数留」で分析した佐藤大介は、天保5年の荒井東吾による藩への献策である「上書」に注目している。それによると、「(同年)5月上書では領内各地の河川で『山林御伐荒し』のため土砂が流れ込み川底が上昇し、藩の普請方役人に「巧者」がいないため少々の出水で田畑への冠水と落橋が繰り返され、『民間』は間断なく『農事之節』まで普請に動員されるばかりか、普請用材の確保のために山林がさらに『伐荒』となると指摘している。また6月上書では神社仏閣および『四民家作之奢り』や『日用之木炭に至るまで焚る所の材木』と、領内全般での建築用材と燃料としての材木消費が山林荒廃の原因であり、『驕ヶ敷作事』の禁止と屋敷回りへの杉・栗の植林、『霊地の神社』以外の廃止、『飲食奢』による木炭消費を抑制して藩主体での『山林繁茂之御世話』を主張し、また「『当時まで山林も一方之御財用ニ御指向』ること、すなわち藩が山林資源を大きな財源としていることを挙げ、その復興を優先させるため利用を控えるよう提言している」⁽¹⁹⁾という。

この仙台藩士・荒井の「山林荒廃」の原因とその結果についての認識は、蕃山や正造のそれと通底していることは言うまでもないが、それにとどまらず藩の山林政策の根本を批判している点は重視すべきである。それは、佐藤の「領民からの山林献上」分析でさらに明確となってくる。有力な領民からの献金によって植林を進めるといふ藩の事業であるが、この仕事からは4件の事例が見えてくる。それを挙げてみると、佐々木家(志田郡、貯穀蔵の建設と、その周辺での杉2000本の植え付け)、(斎藤)善右衛門

(桃生郡、百姓、杉檜苗木30万4650本を)、蘇武正吉(栗原郡、肝入、杉1万280本を)、(佐藤)勘三郎(名取郡、百姓、杉苗2万2050本を)、千葉甚作(気仙郡、肝入、杉苗3万1600本を)⁽²⁰⁾である。

この史料的事実からしても、北上川水系の自然災害において、中下層の農山村民と命運を共にした富裕な領民層は、山林の復興が如何に肝心な任務であったかを、荒井同様に認識していたことを如実に示しているだろう。過剰な山林利用による山林荒廃が、繰り返される洪水の原因であったことを見抜いていたのである。それどころか、佐藤の仕事が強調するように、「『人数留』 記載者の中で植林に関わった人々は、荒井の提言に先立ち、各地で自ら主体となって生業環境の保全に取り組んでいた」⁽²¹⁾ 背景が浮き上がってくる。これは、石巻の桃生郡の善右衛門だけがそうであったのではなく、この時期に生きた人々に共通していた「森里川海の連携」思想の発露であったともいえるだろう。したがって、彼らの試みは単に洪水などの災害防止を目的としただけでなく、菊池勇夫が言うように、「飢饉時おける救済機能」⁽²²⁾ の側面も重視すべきだが、それも含め山林や森林が、人々の意識の中では入会権の場であるとの思いも、無意識のうちに主張されている。というのも、そこは自然災害に伴う飢饉の際のサバイバルの場として機能していたからである。

このように、石巻など北上川水系に生きながらえた農山村民は、厳しい生命維持環境の中に晒されていたからこそ、伝統的に「森里川海の連携」の思想をしっかりと育んでいたのである。

2、震災後の石巻「連携思想」の現状

(1) 天変地異に「耐えた」石巻

2011年3月11日の「被害日本大震災」につ

いての、石巻市域の人々の体験談としてよく耳にした話としては、とにかく「山に逃げた」という表現が印象深く残っている。被災された人々の津波に対する恐怖心と、どうにか津波から逃げおおせた安堵感、さらに、運悪く犠牲となった家族や知人への未だに心の整理の付かない追悼の念などの入り混じった表情の中で、それでも、振り絞るようにして近くに「山があった」とつぶやいた時の表情が忘れられない。3月中旬のまだ寒い中、人々は、日和山へ、牧山へ、トヤケ森山などの高所へと生き延びるために登った。それぞれの山には、サバイバルのためのなにがしかの構造物があり、そこを拠点に、避難者はそれぞれの方法で暖を取り、水分や食糧を補給し助け合い、情報の収集と家族の安否の確認を進めながら数日を生き永らえたのである。牧山は「牧山市民の森」として、零羊崎神社がありキャンプ場やアスレチック広場なども備えていた。

牧山からトヤケ森山を望む



震災の結果、石巻市役所等の公式発表(2018年10月末)に基づけば、津波により石巻市全体で、「直接死」3,277人、「関連死」275人、「行方不明者」420人と大勢の方々が亡くなられた。震災直後からの断水と停電の続く中、被災地支援の動きが始まり、石巻赤十字病院の「災害医療対策本部」や石巻専修大学を拠点と

した自衛隊などによる支援物資の空輸搬入・物資配給体制が徐々に機能し始めた。しかし、支援の流れが被災者各個人に手厚く到達するには時間を要した。まず、被災状況の全体的把握に多くの人々の自主的な情報収集と石巻市の公的な対応において組織だった体制の確立に手間取ったからであるが、あれほどの地震・津波被害を被ったのであるからやむを得ないことであった⁽²³⁾。それでも、先の見えない状況の中でも地縁・血縁の結びつきを基礎に、被災された人々のサバイバルが石巻市域のあちこちに立ち上がっていた。お互いが不安と恐怖心を共有し、炊き出しや安否確認の行動を通して情報収集のネットワークが徐々に広がり、天変地異の極まりにあっても、生きる知恵が全域に湧き出していたのである⁽²⁴⁾。つまり、歴史的にも確認できる数々の災害を乗り切ってきた石巻市域の人々の記憶と経験が、復旧への階段を自ら登るスピードを速めていたのである。

次いで、全国的なボランティアの方々の協力による人的エネルギーの投入があちこちで展開され、道路網の復旧により寸断されていた地区への救援物資が届き、また、各家庭でのヘドロ撤去や浸水家具類の片付けなどの作業が少しずつ進むようになる中で、石巻市域全体の被災状況が掌握されるようになった⁽²⁵⁾。山に逃れていた被災者も居住区の避難施設や浸水によって半壊していた自宅に戻るようになると、被災住民のための仮設住宅建築の要望が出るようになった。だが、当初はプレハブ工法によるもので、支援の流れに制約された対応の中で推移した。肝心の電源喪失の中では石巻の「森里川海の連携」の伝統の力は十分には発揮できなかったが、それでも、3月19日ころからの電気復旧の中で徐々に復興の最前線に姿を見せ始めた。

石巻市域には、震災前の1975年に石巻市・雄勝町・北上町・河南町・矢本町・鳴瀬町、牡

鹿町大原地区4組合合併、3町任意加入で「石巻地区森林組合」が設立されていて、1998年には河北町森林組合と合併し、翌年にウッドリサイクルセンターを完成させるなど、2008年段階では、組合員数3,223名、役員30名、各地区総代220名、参与170名、職員21名（その内、嘱託2名が「牧山市民の森」管理）、作業班67名で構成され機能し始めていた⁽²⁶⁾。地区内森林面積の78%におよぶ39,645haの民有林の内、組合加入面積がその72%の30,934haを占めている⁽²⁷⁾。

こうした組織化拡大の試みと合わせて、同組合は、森林管理の視点からの取り組みに着手して林業力を高めながら環境問題に対応した仕事と、林業経営学的視点での経営戦略を拡充していたと言える。それは、事業部の業務内容からもわかる。① 森林整備課（造林・保育、森林病虫害防除事業、購買、森林施業計画、交付金）、② 木材生産流通課（森林の調査、主伐材の生産販売、木材の受諾買取販売、伐徐事業、共販・直売販売）、③ 間伐推進課（要間伐森林調査、間伐材の生産販売、間伐の推進奨励）、④ 資源活用課（資源再利用、主伐材の生産販売、破碎処理＜伐徐含む＞、リサイクル生産・販売業務）⁽²⁸⁾となっている。

この石巻地区森林組合の取り組みは、日本が不十分ながらも2001年に改正した「森林・林業基本法」のレベルをはるかに超える「持続可能な森林管理」の理念に基づいた内容⁽²⁹⁾であることに気付かされる。これが、単なる補助金対応の試みでないことは一目瞭然としても、歴史的スパンからすれば、当該組合の存在は「山林は国の本なり」の立場に立った理想を掲げ、さらには「山野河海は無主のもの」⁽³⁰⁾の思いさえも刻み込まれた姿勢を堅持している。ここには、先に近世・江戸期の当該地方に見た伝統的な「森里川海の連携」の思想が脈々と引

き継がれていると捉えることが出来るだろう。そうした狙いの下に、1977年に石巻市によって設置された「牧山市民の森」は、石巻市域の人々の命と暮らしを守るシンボリックな山林・森林として、当組合による市民の森の維持管理の下、連携思想の実践の場としてスタートしていたのであった。農山村民も都市民も一緒になり連携の醍醐味を感じ取り、日ごろから山林や森林の維持保全・管理の大事さを学び、「森里川海の連携」の試みを体験していたことになる。そして、先の地震・津波災害に際しては、先人たちの記憶や後世への思いやりの詰まったこの牧山が、多くの石巻市域の人々の命を救うという役割を見事に果たしたのであった。

(2) 震災後の地域社会における「連携」の取り組み

震災後の復興の現状については、石巻市復興政策部復興政策課が2016年3月にまとめた小冊子⁽³¹⁾や2018年9月の報告書⁽³²⁾でその概要を捉えることが出来る。それによると、「震災廃棄物の処理」と「漁港の復旧状況」はほぼ完了しているが、津波冠水の水田の復旧状況は89%レベルにとどまっている。仮設住宅居住者のための復興公営住宅の整備状況は、2015年段階で牡鹿半島部では供給計画戸数の18%、市街地でも57%と遅れが目立っている。また、3・11以降の人口流出は約14万人から約12万人へと減少する状況が続いている。その背景の一つとしては、復興の進捗度合による影響というよりも一時避難として市域外に職場や居住地を移した市民が、個人及び家族の状況の変化の中で簡単には動けなくなってしまっている事態が考えられる。復興政策課の担当者によれば、「震災後5年も経つと、戻りたくても戻れない状況が」生じているという。

そうした現実の中で、石巻市域は災害に強い地域作りめざし多様な取り組みがなされている。その中心的認識の基礎となっているのが「森里川海の連携」のスタンスであるように思える。たとえば、復興計画をめぐる様々な議論の中で具体化しつつある「石巻南浜津波復興祈念公園」、「(仮)中瀬公園」、「いしのまき水辺の緑のプロムナード」の設置や、二か所の防災緑地計画は、旧北上川の河口部堤防や石巻漁港・工業港の防潮堤計画と同様に、災害に強い地域づくりの計画の核となっている⁽³³⁾。これらも、石巻市域の人々が「牧山市民の森」を設置し守り育ててきた経験と同じ流れの中にあることは言うまでもない。森林や牧などの自然を重視する思いが石巻市域全体から浮かび上がってくる。

この防災の機運の高まりの中で、石巻地区森林組合は震災後どのような歩みをしてきたのかをながめておこう。2017年3月8日の当該組合での聞き取りに基づいて整理する以下ようになる。石巻市より「牧山市民の森」の委託管理を受けながらではあるが、組合としての通常運営が復活する前の活動にはいくつもの障壁が存在した。当然のことながら、組合員の安否確認に始まり、また、スタッフ全員の被災状況や施設の再稼働の見込みなど、足元の確認を進めている。被災状況からの復旧には時間を要した。とりわけ、道路網の寸断状況の影響は大きかった。そうした中で4か月後の2011年7月から組合としての営業がどうにか再開されている。

当該組合の管轄下にある石巻市域の森林関連被災状況については、2014年実施の森林組合経営再建緊急支援事業の一つとしての「森林所有者意向調査」⁽³⁴⁾がその一端を明らかにしている。発送枚数3,180枚、回答枚数656枚（回収率21%）の集計結果は以下の通りである。

(1) 東日本大震災により、被災の影響を受けましたか。	
① 受けた	245人 (37%)
② 受けない	359人 (55%)
③ 無回答	52人 (8%)
(影響を受けた地区別の人数：石巻61、河北53、雄勝37、牡鹿36、北上26、女川19、鳴瀬・河南・矢本は各3、桃生2、地区外2)	
(2) 今後の森林経営について。	
① 自分で経営したい	8人 (10%)
② 森林組合等へ施業の管理を委託したい	176人 (27%)
③ 林地等を処分したい	111人 (17%)
④ チャンス（機会）があればその時に考える	214人 (34%)
⑤ 誰に相談してよいかわからない	77人 (11%)
⑥ 無回答	10人 (1%)
(3) 震災の影響で困っていることや相談したいこと (141人)。	
① 森林経営関係	35人 (25%)
② 境界関係	21人 (15%)
③ 森林処分関係	21人 (15%)
④ 震災関係	18人 (13%)
⑤ 要望関係	15人 (10%)
⑥ 共有林関係	11人 (8%)
⑦ 森林施設委託関係	10人 (7%)
⑧ 自然災害関係	7人 (5%)
⑨ その他	3人 (2%)

このアンケート調査から見てくるところを整理してみよう。最初に注目すべきは、(2)「今後の森林経営について」の回答内容である。①「自分で林業を継続する」との回答者が68人(10%)であったのに対して、③「林地等を処分したい」(111人)と②「森林組合等へ施業の管理を委託したい」(176人)が回答者の約45%に及んでいるという事実は重い。また、その他の森林所有者も、④「チャンスがあればその時に考える」(214人)と⑤「誰に相談してよいかわからない」(77人)と回答していて、これら約45%の回答者も、流れとしては②及

び③の予備軍と思われることから、石巻の林業の今後を考えると深刻であることがわかる。

次いで、項目別の詳細な回答内容のわかる(3)「震災による影響で困っていることや相談したいこと」部分が気になる。①の森林関係では、回答者の25%が応えているが、「震災により他地区転出で管理困難」(9件)、「震災で継続したが山林のことがわからない」、「山のことがなにもわからない」、「山林を将来どう維持するか迷っている」(11件)も合わせて20件になる森林所有者が抱えている状況は大きな問題である。アンケート無返答者79%の実態は掌握

できないものの、同じような現実に直面している可能性は高いと思えるからである。また、「採算がとれず手入れができない」(2件)、「高齢のため、現状維持」(2件)、「木材価格の下落のため、関心がない」(6件)という回答は、体力的、経済的に困難な状況を訴えている。それでも、3件と少ないものの「適切な管理指導を頂きたい」と前向きな考えが示されていることに救われる。これは、⑦の「森林施業委託関係」において「内容について説明を受けたい」(6件)、「森林組合に将来、施業委託してまかせたい」(4件)と回答した森林経営者の存在と合わせ、今後の取り組みの方向性を示しているだろう。

②の「境界関係」での、「所有している森林の場所がわからない」(13件)、「地元を離れ山の場所がわからない」(4件)、「未登記で地分けした山が、今では境界不明瞭でこの先不安」(1件)の事例も森林経営の立場にないことを表明している。③の「林地処分関係」での相談内容の「後継者への引継ぎが困難なため、山を処分したい」(9件)、「地元を離れるため、山を処分したい」(7件)、「チャンスがあれば林地を処分したい」(5件)という21件の事例は森林経営の放棄を鮮明にしている。

⑥の「共有林関係」の相談内容も深刻である。「将来の税金徴収が困難」(4件)、「共有林の脱退が増え、また高齢のため維持困難」(3件)、「共有者の相続人や住所が不明で、維持困難」(2件)、「震災で部落が崩壊し、約55haの共有林が管理不能」(1件)、「共有の相手が亡くなり、私が税金を納めているが、子供に相続できない」(1件)との訴えは、当組合管轄地域だけの問題でないことは明らかだが、「入会地」の現在が抱えている問題として放置するわけにはいかない。石巻市域にも全国並みに顕在化している、いわゆる「限界集落」問題とともに直視

しなければならない課題として共有すべきである。

以上の相談内容は震災がきっかけとなったとも考えられるが、この傾向はとりわけ戦後日本の林業政策の失敗の結果と見るのが当然である。こうした実態に対して、当組合はたとえば「森林施業管理委託」に向けた説明会を2015年から実施し、また、共有林等の登記や相続関係では、司法書士や弁護士を入れての相談会を実施してきている。震災被害に関わる相談として出された「震災で枯れた木を処分してほしい」(13件)、「震災により道路がなくなり山に行けなくなった」(3件)、「台風で倒れた木を無料で処分してほしい」(4件)、「震災の影響を受けた土地(山林)問題」(2件)、「雑木林の利用価値を高めてほしい」(12件)などの多様な要望にも真剣に取り組んできている。本来であれば、行政サイドが対応すべきことでも、震災後の諸困難に対して組合は、さまざまな課題を残しながらも、八面六臂の大活躍を示してきたのである。これも、伝統的な「森里川海の連携」の認識に裏打ちされた当森林組合の力であった。

以上のような震災後の変化の中でも、森林組合としての通常営業と市民各世代に対する啓蒙などの諸活動は継続された。さらに、震災直後からの支援各団体の草の根の取り組みも「森里川海の連携」の機運を高めることに貢献したことは言うまでもない。一例を挙げれば、「地元漁師・農家・大工と協力して行なう漁業・農業・林業体験」や「石巻市皿貝地区に借用している里山を活用しての自然体験」(公益社団法人sweet treat 311)などの試みは、森林組合の活動の勢いにプラスの効果をもたらしたことも忘れてはならない。

地域への貢献という面で、森林組合がもっとも力を入れているのが、社会的、文化的貢献で

あろう⁽³⁵⁾。1) 森林（もり）の市開催（毎年4月の第2土・日）、2) 森林のゴミ一掃奉仕活動（毎年6月10日の世界環境デーに合わせて）、3) 親子木工教室（随時）、4) 植樹祭（毎年9～10月）などの取り組みは、「森里川海の連携」の思いを次の世代に伝えていくための機会として最も大事な場ということになる。

このように、2011年3月11日以来の石巻市域における震災後の復旧・復興の全体的な歩みの中で、石巻地区森林組合の存在とその多面的な活動は、石巻が積み重ねてきたこれまでの成果においては裏方的役割を果たしてきたと言えるだろう。その最大の貢献は、災害に強い地域づくりの理念をソフト、ハード両面から提言し続けたことである。

3、復興の今後をめぐる

(1) 石巻復興の諸課題

先にも検討したが、石巻市が作成した2018年3月の『東日本大震災からの復興』を詳細に見てみると以下のようなことに気付く。とりわけ、「6-（3）自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる」項目の中に復興のシナリオとして「林業」と「環境林」が位置付けられていないことである。前述のように、「牧山市民の森」や市街地内の防災施設計画に読み取れた森林や牧などの自然を重視する姿勢が、この項目内には見られないのである。漁業と農業は視野に入っているのに、どういうわけか産業の一つとして各種の富を生み出し、森林生態系の機能から得られる恩恵にも浴している農山村民の「林業」が抜け落ち、今や世界的な課題となっている地球温暖化防止のための地球環境改善に欠かせない「環境林」保全が位置付けられていない。せっかく「世界環境デー」の6月10日に「植樹祭」まで実施しているが、このちぐ

はぐさには疑問を感じざるを得ない。「石巻地区森林組合」が1975年発足後これまで、山林や森林に刻印されていた石巻人の足跡と記憶の歴史に学び、守り育ててきた経験や実績が全く生かされていない。

どうやら、この復興計画には山林や森林、里山林や牧に関わる産業が位置付けられていないのではと思わざるを得ない。このまま推移すればどのような問題が生じるのか考えてみよう。前章でも見てきたように、2014年に実施された「森林所有者意向調査」からも明らかだが、石巻市域の山林や森林、里山林や牧も震災の影響を受けていた。しかも、戦後日本の林業政策で生み出された負の要因がさらにそれに拍車をかけたことは、すでに指摘したとおりである。

それらの影響として最も注視すべきなのが、先に見たように、震災をきっかけに石巻に見切りをつけた農山村民（森林所有者）が複数存在しているという事実である。調査項目（2）「今後の森林経営について」の回答で、③「林地等を処分したい」111人（17%）と答えた者の内には、はっきりと「他地区転出で管理困難」（9件）、「地元を離れるために山を処分したい」（7件）と言っているのである。林業を取り巻く現在の状況が続く限り、事態の悪化は防ぎようがない。これは、石巻市域からの人口流出あるいは市街地域への移住現象の一つとして捉えられるところであり、現実的には石巻市だけの一地方自治体のみで対応できるものでないことを前提としつつも、この事態にブレーキをかけるための復興の施策を模索する姿勢が求められるように思う。林業の担い手を守るためにも。

また、（3）-⑦「共有林関係」11人の回答が、「脱退者が出て」、「高齢のため」、「共有者の死亡」などで入会（地）権も含め「共有林」の維持ができないことを訴えている点も重い。この「共有林」の維持管理の放棄結果は山林荒廃の

最大要因として全国的に見られる現象であるが、石巻市域面積の55%を占める森林域でもこの現象が進行していることを裏付けている。森林に人の手が入らなくなると、単に、外見的に目立つ竹林の拡大や二次林の荒廃ばかりか、後述するように森林の生態系全体に多大な影響を及ぼすことになる。ここにも、石巻市の「牧山市民の森」において実践済みの施策を他の山林地域にも拡大する方針が求められている。

最後に指摘すべきは、林業に対する全体的な戦略が後退してしまいかねないという点である。総面積で23,000ha強の市域に存在する山林や森林を、今日の森林生態学の中で言われるところの「生産林」（「経済林」と「生活林」に分けられる）と「環境林」のバランスの取れた区分の下で管理することを目標にする場合、2013年段階で確認される立木地面積の約22,500haをどのように変えていくかという課題である。現状では、人工林の針葉樹、約13,900ha（約62%）、人工林の広葉樹、約159ha（約0.7%）、天然林の針葉樹、約975ha（約4.3%）、天然林の広葉樹、約7,511ha（約33.4%）の構成である。無立木地面積567ha⁽³⁶⁾も含めて考えて行かなければならないが、残念ながらその議論の痕跡を復興計画の中に見出すことはできなかった。

もちろん、石巻市の公式ホームページには産業部・農林課による「林業の概要」には、「市域の55%を占める森林は、林産物の生産・国土保全・水源の涵養、自然・生活環境の保全等に深く結びついています。将来にわたって安定した森林経営を維持するため、間伐・保育等の森林整備に努め労働力の省力化を図っています」と書かれている。しかし、現状からすれば、震災の影響を受けた農山村民の立場にも立った「生産林」と「環境林」の将来的な在り方についての具体的な提案と、そのことによる農山村の過疎化防止の施策が、復興計画の中でさらに

模索されねばならなかっただろう。

(2) 石巻市域における農山村民社会復興の在り方

2018年5月25日に成立した「森林経営管理法」が、2019年4月1日に施行されあらたな「森林経営管理制度」がスタートするが、結論から言えば、この法律によって石巻市域の山林や森林が抱えている課題は解決しないだろう。

問題点の一つは、繰り返し指摘しているように、1964年に政府が木材輸入自由化に踏み切った国内の木材価格を下落させた結果、国産丸太の価格が1980年をピークに急激に下落してしまっていることに対する反省が全くないということである。つまり、所得につながらない丸太の価格下落が、森林所有者の将来に向けての経営意欲を奪ってしまっているという現実に向き合おうとしていない点である。

第二には、林業の担い手を恒常的にどう育てるのかという視点に欠ける点である。その窓口立たねばならない地方行政側の体制を見ても、そうした姿勢の欠如が次の指摘からも分かる。「森林問題に熱心な市町村は多くない。総務省の調査では、林業専従職員が不在か1人の市町村が全体の3分の2を占める」⁽³⁷⁾という実態を放置したままでの同制度の実施では、最も大事な「林業の担い手」作りは期待できないからである。林業経営に適さない私有林の管理を市町村に委ねるとは言っても、実際の管理作業はどうするのかの立ち入った言及がない。すでに県単位で立ち上がっている「森林環境税」（2024年からは1人当たり1,000円を住民税に上乗せして徴収予定）が、森林管理以外に用途されるようになったら目も当てられない。

このような今日の状況に目配せしながら、森林が、災害防止などの国土保全、生物多様性の保全、水源涵養機能や、二酸化炭素の吸収と固定による地球環境の保全など国民生活に不可欠

な役割を果たしているという共通の認識に立って、石巻地域の「生産林」と「環境林」がバランスよく配置されるような林業を復活するためにはどうすべきかの議論に入ることにしよう。この問題を考えるにあたっては、先にも引用した藤森隆郎の仕事⁽³⁸⁾に依拠することにする。

まず、2017年3月実施の石巻地区森林組合での聞き取りに基づいて、当組合が発足以来進めてきている業務内容から見ていこう。それによると、①「植林」では、「組合員・森林所有者・公有林等からの要請に基づき、伐採跡地にスギ・ヒノキ・広葉樹等の植栽を委託事業で実施（補助金申請・代理受領も行なう）する」。

②「保育」では、1)「下刈—植林後、概ね1年生から7年生まで下刈作業を行ない、雑草の成長の良い場所では、年2回の下刈を行なう」。2)「枝打ち—節のない良質な木材、または病害虫から守るため枝打ちを行なう。成長状況を確認しながら行なうが、10年生前に1回とその後2～3回を必要とする」。3)「除伐—12年生前後と18年生前後の2回で、雑木蔦等を刈り払う作業がある」。4)「保育間伐—25年生と30年生を目安に保育間伐（不良木等を切捨て間伐）を行なう」。

③「木材の利用」では、1)「収入間伐—35年生以上になると収入間伐ができる。皆伐してしまうと植栽が大変なので間伐を数回することで、森林機能の効果が図られ、収益の確保ができる」。2)「主伐—手入れの済んでいる森林は、40年生以上になれば伐採可能となる。依頼があれば見積書を作成し、合意できれば、委託・買取のどちらかの方法で契約し、事業を行なう」。

④「木材の販売」では、1)「木材市場—毎月1回の入札・競りで製材所・工務店に販売する（年間出荷量、約3千 m^3 ）」。2)「直送販売—合板材として、市内3つの合板会社に販売する（年間出荷量は年により変化する。平均年間出

荷量は9万8千 m^3 ）。

④「木材の加工」では、地元の大工や指物師などの協力により、多様な家具類を手作りして、市民（購買者）に販売する。

⑤「その他」では、「支障木伐採（ウッドリサイクルセンターで木くずの処理を行なう）」、「特殊伐採」、「森林管理（不在所有者等を対象として森林管理委託を行なう）」、「牧山市民の森の管理業務」、「植栽事業協力（“森と生きる”山守さん〈林業の担い手〉の組織化・育成）」などを行なう。

さらに、稲井事業所のウッドリサイクルセンターでは、「未利用間伐材」、「松くい虫被害材」、「支障木・木根」、「流木」を活用して、「おが粉」、「活性炭」、「チップ」を生産し、森林バイオマス資源の完全活用を目指し⁽³⁹⁾、森林を媒体とした循環型社会の創出を展望する。

以上のように、当森林組合の取り組みは、日本の林業政策の負の遺産を抱え込み、それでも森林管理の原則に基づきながら、伐期の問題を残しながらも、林業力の低下防止に果敢にチャレンジしている例と言えるだろう。一般的には、「現在の農山村や地域社会は、横の繋がりが失われ、それに伴う地域のアイデンティティーも文化も失われている。同じく木の文化も失われている」⁽⁴⁰⁾という現状なのにそれを乗り越えるレベルにあることは間違いない。それは、「生産林」ばかりではなく「環境林」の維持に向けての意欲がはっきり感じ取れるからである。

その典型的な事例が「牧山市民の森」の管理を中心に進められている牧山の「複相林施業」の原則を意識した「林分」管理の姿である。『石巻の歴史・自然編』によれば、もともと「牧山にはモミ、イヌブナ、ブナを主とした自然林があり、金華山とともに、この地方では数少ない温帯落葉樹林を含む自然」⁽⁴¹⁾があったという。さらに、30年前の調査に基づいたも

のだが、同書では、牧山の林分について詳細な記述がされている。

牧山の林地（牧山市民の森管理事務所・撮影）



牧山には標高200メートルを越す峰が三つある。頂上（248,2メートル）と、東の峰（232,3メートル）と、西の峰（223,9メートル）である。

この峰のいずれにもモミの混生する自然林があるが、それぞれ特徴があり、この地方の自然を考える上で貴重な群落である。

東側の峰の南西斜面の林はアカシデを混生するモミ林で、上部にブナがわずかに見られるが、イヌブナは見られない。林床はスズタケが密生する。

頂上の峰の北西斜面にはブナにモミの混生する林分がある。林床はスズタケである。イヌブナは見られず、下部にはアカシデが見られる。この林の上部北側はヒノキの植林地になっているが、その中かなりの数のブナの成木が見られ、南側のアカマツ・コナラ林、ヒノキ植林地でもブナの回復が見られる。

西側の峰の北西側には、ブナ、イヌブナを混生するモミ林がある。林床はスズタケであるが、アオキやオオバジャノヒゲなどの常緑植物が多くなる。

牧山でのモミ、ブナ、イヌブナの生育範囲を見ると、モミは山麓から頂上まで、

イヌブナは標高30メートルから220メートル、ブナは170メートルから頂上までである。

イヌブナは標高の低いところでは、土壌条件のよい尾根筋から斜面にかけて見られるが、標高が高くなると沢筋寄りに見られるようになる。ブナは標高が低いところでは尾根筋を下るように見られる。このような傾向はこの地方で最も標高の高い翁倉山でも観察されるところで、ブナは尾根筋を200メートル以下まで下降し、イヌブナは沢筋を400メートル近いところまで上がっている。（中略）

牧山の頂上付近にブナの小林分がある。胸高直径40～60センチメートル、高さ15メートル余りのブナが高木層で優占し、モミが混じる林である。ブナは各層で見られる。周辺のヒノキ植林地などに成木から稚樹までのブナがかなり見られ、標高200メートル以上の頂上付近はかつてブナの優占する林であったと考えられる。イヌブナは見られない。（中略）

この牧山の小さな林分が、南部北上山地のブナ林の面影を残す県内でただ一か所の林なのである。（中略）北上山地の原生林の面影を残すとともに、石巻の自然の特徴をよく表している林である⁽⁴²⁾。

以上のような調査結果に基づき、森林学専門の担当執筆者は牧山を「モミ・落葉広葉樹群落」中心の山林であると断定している。この牧山の林分構成は、森林生態学がいうところの「構造の豊かな森林」⁽⁴³⁾を目標林型にしていることは明らかであり、木材等生産力の保全というよりは生物多様性の保全や土壌の保全という生態系機能の維持と、保健文化機能の保全をめざした環境林の維持管理に主眼が置かれている

ことが見えてくる。つまり、牧山は最もバランスの取れた林分構成を作り出し、維持することによって、石巻市域の人々に農林業などの第一次産業の大切さと、地域の自然を活かし、それに沿った自然との共生のあるべき方向性を打ち出しているといえる。そして、言うまでもなく、ここまで見てきたような牧山の象徴的な姿を育んできたのは、地球環境問題が出てからのことではなく長い石巻の歴史と先人たちの努力によって引き継がれた確かな林業への眼差しだったのである。2018年11月30日から共同研究員・福島所員と実施した牧山でのフィールドワークと、「牧山市民の森」管理事務所での聞き取りにおいても、30年前の調査結果に変更を求める必要はなかった。この牧山に刻み込まれた足跡から得られるさまざまな成果や課題を石巻市域の復興計画の中に織り込まない手はない。

さて、このような牧山の歴史に込められたメッセージを積極的に受けとめるとすれば、石巻市域農山村社会復興のためにどのような対応をすべきであろうか。換言すれば、「森里川海の連携」の思想に基づいた構造の豊かな、バランスの取れた「生産林」と「環境林」の構築のためには、どこに施策の力点を置くべきかという問題である。先に検討した「森林所有者意向調査」に表れた石巻市域の「森林所有者」の実態を前提に、かつ藤森隆朗の提言⁽⁴⁴⁾に学びながら考えてみよう。

第一には、林業の担い手の育成である。それは、「森林を扱う技術者と経営者（林業家）」の存在と言い換えることが出来る。先に見たように、石巻地区森林組合にはすでにそのためのツールが用意されていて、若手の技術者の育成が図られているが、「現場の林業技術には植栽、保育、間伐の選木、伐倒、集材、搬出などがあり、また、伐倒・集材のための森林作業道の作設・補修、伐倒・集材機械の選定・操作などが

ある。これらの技術には生物学的、生態学的、地質学的、工学的知識と経験を持ち合わせた考察力と判断力が必要である」⁽⁴⁵⁾ ことから、育成には時間がかかる。しかし、どんなに手間暇をかけても、石巻市域の林業を再生し、ここを「生産林」・「環境林」の林業地域にするためには林業技術者の養成こそが最重要点であろう。

第二には、「経営者（林業家、自伐林業家）」の生活の安定と経営の維持である。しかし、先の調査結果からも明らかなように、実際には震災の影響もあって、林業への関心を失い、山を放棄し、持山の状態も境界すらも分からなくなっている状況が進行している。「今後の森林経営について」との問いに、回答者の9割近くがそうした事態に直面している現実が見えている。これも「林業では生活できない」市場経済の現状の下では、単純な補助金目当ての弥縫策で解決できる問題ではない。将来的には持続可能な地域循環型の林業経営者が中核となる農山村の復活であるにしても、当面は、地域森林組合と共同歩調の下で、「自分で経営したい」林業家をバックアップし、それ以外の森林所有者の「森林施業委託」を進め集約化を図り、山林・森林の荒廃を防ぎ、林業の環境を維持することであろう。石巻地区森林組合は、すでにそうした施策を講じて一定の成果をあげている。

第三には、森林組合を中心にしての地域の木材の流通システムを活性化することである。そのためには、地域の製材所・木材加工会社・工務店・大工職人のネットワークを強化し、地域の材を地域で使用する仕組みを構築することであろう。地域の林業関係者、その周辺の製材・加工会社、工務店、大工職人、そして地域の消費者との間で地元の材を使った家を建てるなど、顔の見える関係を作ることである。全国的にも「地域材による家づくり運動」は広まっているが、石巻市域には幸いそうしたネットワークが

すでに出来上がっているのです、さらにJAや市役所とも協力し、こうした機運を高めていくことが「生産林」経営の充実化にとって重要である。

以上のような三つの側面での課題が少しずつ解決され、それぞれが機能することによって、林業経営がしやすくなる仕組みが生まれ、それが持続可能な循環型社会の構築につながる。そのことによって地域の雇用が増え、地域で金が循環し、ひいては個別の林業家の経営を好転させ、農山村民の魅力的な生活を生みだし、過疎問題や自然環境問題の解決に貢献する鄙びる「地方文化」を復活させ、石巻市域の人々が「森里川海の連携」の次元で協力し合える社会の再建ができるとしたら、どんなにすばらしいことか。

おわりに

本稿では、主に江戸期からの石巻の山林・森林管理をめぐる動きを通史的に捉えながら、先人たちが如何に「森里川海の連携」の思想の中で生き続けてきたのかを先行の専門研究成果に依拠しながらクローズアップしてきた。そこで確認された先人たちの足跡や施策は、現在の「牧山市民の森」を中心とした牧山全体に象徴的に残されていたことを読み取った。

次いで、石巻市域のフィールドワークや石巻地域森林組合での聞き取りで得られたデータを使いながら、震災後の森林組合の取り組みを追いかけ、また、当地区の森林所有者の震災後の「意向調査」の分析結果から、石巻の林業の実態に迫り、現状の掌握を行なった。それらの状況を森林生態学の視点から読み直し、牧山に見られるような「構造の豊かな森林」の拡大をめざす戦略を石巻市域の復興計画の中に組み込むことの重要性を強調した。

幸い、石巻には、そうした復興計画を実現させるだけの歴史的歩みと先人たちの試みによって培われた知恵が生きている。また、森と川とのかかわりからしても、農業や漁業とも密接な関係性の中にあることはいまや常識となっている。とりわけ、河川や海洋の環境学が指摘するように、牡蠣や昆布などの養殖にとって「構造の豊かな森林」の存在は、河川の水質を大きく規定する要因として重要視されている。つまり、石巻市域には地域ごとの生態系を逸脱することのない「森里川海の連携」の思想を活かす条件が揃っているのである。

繰り返すが、山林・森林の時間の流れは長いスパンでゆっくりとした歩みで、しかも、それぞれの地域の生態系や自然条件に規定されつつも確実に自らがその地域の生態系に貢献していく。今、石巻に関わる私たちが後世に残すべきもの、残せるものは何だろうかと考えた時、それは、石巻の自然を活用しながら、先人たちがそうしてきたように、山林や森林のポテンシャルを次世代以降に残していこうとする私たちの姿勢とその実践ではなかろうか。

そうした展望の確かさは、「自然のほとんどが森林である我が国においては、その森林生態系の多面的サービスを持続的に享受できるように森林と付き合いしていくことが大事であり、それは構造の豊かな森林を目指していくことである。(中略) 構造の豊かな森林は、生物多様性の保全、土壌の保全、木材の供給、気象緩和、保健文化などの森林生態系のサービスをバランス良く発揮してくれる。すなわち、構造の豊かな森林は、環境、経済、文化などのあらゆる面において国土と社会の基盤的なバックグラウンドとして不可欠なものである。人々の知恵によって維持される豊かな構造の森林は、美しい田園、美しい街並みを生み出す根源である」⁽⁴⁶⁾との藤森の認識によっても裏付けられる。

ただ、こうした「森里川海の連携」の思想に基づいた「石巻市域復興」の展望は、石巻市や市民の努力のみで実現できるわけではない、県や国の林業行政の在り方と深く係わっていかねばならない。その意味で強調されねばならないのが、その一つとしての国家による林業技術者育成の問題である。詳細は別の機会に述べるとして、例えば、フランスを見てみると1824年には「ナンシー林業専門学校」が創設され⁽⁴⁷⁾、「治水森林局」の林務官たちを育成して、フランス林業の現在を築き上げてきている。フランスのみならず、産業革命を推し進めたヨーロッパ各国は、地球環境維持のための山林・森林の管理を強化してきているのである。明治期以降、日本はヨーロッパの近代化に学んだが、21世紀の今日、今度はそのヨーロッパの森林行政に学ぶ必要が出てきていると言えよう。

註

- ⁽¹⁾ 近江吉明『「森里川海」の連携思想と歴史学』（『政治社会論叢』第3号、2015年）。ここでは、E=ル-ロワ-ラデュリとアラン=コルバンの仕事に注目したが、同時に、Jean-Claude Martin, « Les Doléances de 1789, dans le bocage du Houlme et la plaine d'Argentans », *Le Pays Bas-Normand*, n. 147, 1977; Paul Bois, *Paysans de l'Ouest, des structures économiques et sociaux aux options politiques depuis l'époque révolutionnaires dans la Sarthe*, Paris, 1997.にも言及した。日本側の研究としては、阿河雄二郎「森と獲物の領有をめぐる」(田中きく代、阿河編『道』と境界：森と海の世界史』藤原書店、2007年、所収)；志垣嘉夫『フランス絶対王政と領主裁判権』九州大学出版会、2000年を参考にした。
- ⁽²⁾ 近江「オルヌ県における1789年のジャクリーの痕跡—ドムフロン郡からサー小郡への波及」(『専修史学』第64号、2018年)。先行研究としては、Georges Lefebvre, *Questions agraires au temps de la Terreur*, Paris, 1954; id., *Grande Peur de 1789*,

suivi de les foules révolutionnaires, Paris, 1932; Albert Soboul, *Problèmes paysans de la révolution 1789-1848*, Paris, 1983; id., *Paysans, Sans-Culottes et Jacobains*, Paris, 1966; Anatoli Ado, *Paysans en Révolution : terre, pouvoir et jacquerie 1789-1794*, Paris, 1996 (en russe 1987); A=ソブール(権上康男訳)「フランス革命における農民運動」(岡田与好編『近代革命の研究・上巻』東京大学出版会、1973年、所収)があって、共有権問題も重視されているが森林用益権への言及は少ない。

- ⁽³⁾ 日本における「入会(地)権」の展開は地域差が大きく、通史として叙述することは難しい。さしあたり、戒能通孝『入会の研究』(日本評論社、1942年)；古島敏雄編『日本林野制度の研究』(東京大学出版会、1955年)；井上清『日本の歴史(上)』(岩波書店、1963年)；平沢清人『近世入会慣行の成立と展開』(御茶ノ水書房、1967年)；原田敏丸『近世入会制度解体過程の研究』(塙書房、1969年)；北条浩『林野入会の史的研究(上)』(御茶ノ水書房、1977年)；木村礎『近世の村』(教育社、1980年)；山下詠子『入会林野の変容と現代的意義』(東京大学出版会、2011年)；栗原亮『近世村落の成立と検知・入会地』(岩田書店、2013年)が参考となる。

比較史の視点では、フランス側の Michel Devèze, *La forêt et les communautés rurales, XVIe-XVIIIe siècles*, Paris, 1982 と同じくミシェル=ドヴェーズ(猪俣禮二訳)『森林の歴史』(白水社、1973年)が参考となる。その他では、大野博実「フランス革命における共同地立法の展開—1793年6月10日の『共同財産分割法』を中心として—」(『早稲田法学会誌』1980年)；ジャック=ウエストビー(熊崎実訳)『森と人間の歴史』(築地書館、1990年)；古井戸宏通「フランス林政における『水と森林』の史的展開序説」(『水資源・環境研究』Vol. 20, 2007年)が役に立つ。

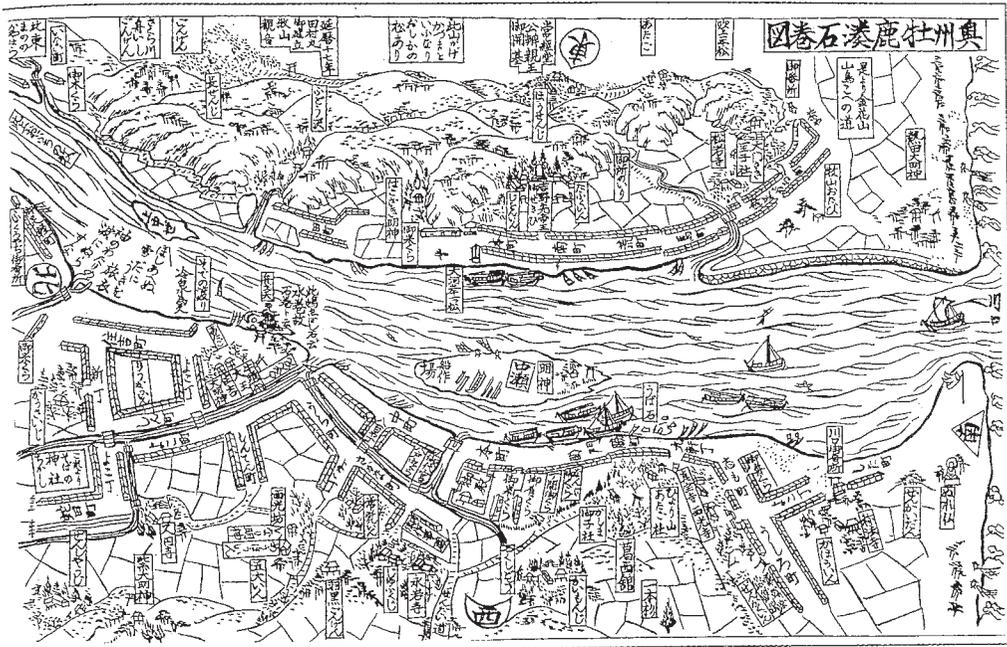
- ⁽⁴⁾ 福島義和「石巻中心市街地における復旧・復興経過から学べること」(『専修大学社会科学研究所月報』No. 657, 2018年)。尚、2018年度からは、代表・大矢根淳「減災サイクルのステークホルダーと事前復興への取り組みの実相—巨

- 大災害（東日本大震災 / 主と直下・南海トラフ地震）を射程に一」のテーマで共同研究がスタートしている。本稿はその成果の一部である。
- (5) 星亮一編『石巻まるごと歴史探訪』ヨークベニマル、2000年、223～234頁。
- (6) 石巻市史編纂委員会編『石巻の歴史・通史編（下）』（1988年版）石巻市、（以下、『石巻・通史』と略）、34頁；本間英一「奥州石ノ巻の図（石巻湊眺望絵馬）」（邊見清二他編『石巻の歴史・風土を語り伝える：ふるさとのかたりべ』かたりべ通信社、第85号、2007年12月10日、当該資料は、本学人間科学部・広田康生教授より、石巻市の本間家関連資料としてお借りしたもの一つ）、371～374頁。
- (7) 『石巻・通史』、76頁。
- (8) 阿部昭吾「幕末・維新时期における仙台藩領の豪農一桃生郡深谷地方を中心として一」（『石巻地方の歴史と民族』、石巻工業高等学校）；菊池勇夫『近世の飢饉』（吉川弘文館、1997年）；同『飢饉から読む近世社会』（校倉書房、2003年）；佐藤大介「仙台藩の献金百姓と領主・地域社会」（『東北アジア研究』第13号、2009年）。
- (9) 『石巻・民俗』、260頁。
- (10) 支倉清・支倉紀代美『代官の判決をひっくり返した百姓たち—仙台藩入会地紛争—』（築地書館、2012年）、3～5頁。尚、「入会と境をめぐる争い」についての史料は『石巻・資料編3（近世編）』（1991年3月）、253～264頁。
- (11) 『石巻・産業』、100頁。
- (12) 『石巻・民俗』、261頁。
- (13) 同上、262頁。
- (14) 『石巻・産業』、83～84頁；『石巻・第三巻』（1953年版）、267頁。
- (15) 早坂啓造「小繋事件文庫：20世紀の日本、岩手県における多数の入会裁判事件から大量比較分析に向かって」（『アルテス-リベラレス』第96号、2015年）、168頁。
- (16) 奥谷浩一「環境倫理学から見た熊沢蕃山の思想」（『札幌学院大学人文学会紀要』第97号、2015年）、121頁。さらに、「当時の岡山地方で発生した洪水の頻発、河川の荒廃、河川の土砂の大量堆積などの原因がたたら製鉄、製塩、焼物、社寺仏閣の建設などによる山林の大規模な破壊にあることを見抜いていたこと、そのなか
- で山と川と海をつなぐ自然生態系の重要性を正確に認識していたこと、山林と森林の保全が国家と国民の存続の本であると位置づけたこと、そしてこの自然環境を破壊しないという限界内における新田等の持続的開発を主張したこと」（同、137頁）を評価し、17世紀の時代的制約を受けつつも蕃山の思想とそれに基づく足跡が、「森里川海の連携」の立場にあったことを証明している。
- (17) 同上、137頁。
- (18) 奥谷「田中正造の河川と治水の思想（1）」（『札幌学院大学人文学会紀要』第100号、2016年）、51頁。
- (19) 佐藤、「仙台藩の献金百姓」、69頁。なお、仙台藩士・荒井東吾については、佐藤「天保飢饉からの復興と藩官僚：仙台藩士荒井東吾『民間盛衰記』の分析から」（『東北アジア研究』第14号、2010年）の研究で詳論されている。
- (20) 佐藤「仙台藩の献金百姓」、66頁。
- (21) 同上、70頁。
- (22) 菊池、『飢饉から読む近世社会』、123頁；同『非常非命の歴史学—東北大飢饉再考』校倉書房、2010年、78頁；『石巻・通史』、443～444。
- (23) 『石巻日日新聞』号外、2011年3月12日～17日；石巻日日新聞社『惨景そして前へ：東日本大震災から一年・石巻日日新聞報道写真集』、2012年3月11日。
- (24) 『石巻日日新聞』号外、2011年3月15日。
- (25) 『河北新報』2011年3月12日～4月11日（『河北新報・特別縮刷版：3・11東日本大震災1ヵ月の記録』竹書房、2011年6月27日）。
- (26) 石巻地区森林組合『事業案内・森林を育てる：それが私たちの仕事です』2008年。
- (27) 同上。
- (28) 同上。
- (29) 藤森隆郎『林業がつくる日本の林業』築地書館、2016年、50頁；鷲尾良司、奥地正編『転換期の林業・山村問題』新評論、1983年、129～146頁。
- (30) 牧洋一郎『「入会地の現在」論序説』（『Law & Practice』、n. 6、2012年）、147頁。
- (31) 石巻市『東日本大震災からの復旧・復興5年間の歩み—取り組みの統括とこれから—』、2016年3月。

- (32) 石巻市『東日本大震災からの復興—最大被災都市から世界の復興モデル都市・石巻を目指して』、2018年9月。
- (33) 同上。
- (34) 石巻地区森林組合『森林組合経営再建緊急支援事業・森林所有者意向調査集計表』2014年12月1日。
- (35) 同、『事業案内』。
- (36) 石巻市役所『統計・石巻市の農林業』(2018年10月23日)
- (37) 毎日新聞社「みどりの日に考える：豊かな森の恵みを守るには」(『毎日新聞』、2018年5月4日付朝刊)。
- (38) 藤森、前掲書。藤森は最後のところで、「日本の陸上の最大の自然資源である森林は、それとうまく付き合っていけば、人間の歴史の時間尺度の上では、永遠にその豊かな生態系のサービスを与え続けてくれるはずのものである。我々日本人が森林とどううまく付き合っていくかは、日本という国をどのような国にしていくかを考える時には、必ず踏まえないければならない大事なことである。逆にいうと、日本という国のあるべき姿のビジョンが描けないでいるのは、日本の自然資源とどのようにうまく付き合っていくかの重厚な考えが国民に醸成されないからだ

- ともいえる」(同、195頁)と、結論付けている。
- (39) 石巻地区森林組合『事業案内』
- (40) 藤森、前掲書、59頁。
- (41) 『石巻・自然』、64頁。
- (42) 同上、72～66頁。
- (43) 藤森、前掲書、85頁。
- (44) 同上、103頁。
- (45) 同上、63～131頁。
- (46) 同上、190～191頁。さらに、藤森はそれを実現するための施策として「ボトムアップのための地域から国へのシステム」を提唱している。だが、「2009年の『森林・林業再生プラン』に基づく『森林計画制度』の改正において、市町村の役割の強化が謳われた。それは非常に大事で良いことだが、このような重責を担う市町村の林務遂行体制が整っておらず、主体的に業務をこなせる人材は極めて乏しい」(同、156～157頁)と悲観的である。この点については、福島義和「持続可能な地域社会の構築に向けて—生物多様性から社会的多様性へ—」(泉、梅村、福島、池下編『社会参画の授業づくり—持続可能な社会にむけて—』古今書院、2012年、所収)、119～120頁。
- (47) M=ドヴェーズ、前掲書、98、134頁。

享保20年(1735)頃の石巻の港と牧山



(「奥州社鹿湊石巻図」 邊見清二氏所蔵)

自立支援施策における アウトリーチ・サービス・モデルの理論的枠組み

鈴木 奈穂美

はじめに

近年、アウトリーチ（outreach）というサービス・モデルが保健、福祉、医療、教育、就労といった社会サービス分野で注目を集めている。例えば、生活困窮者自立支援、子育て支援、介護保険制度、介護者支援などを挙げることができる。生活困窮者自立支援分野では、対象者の早期支援につなげるため（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室2015）の手段としてアウトリーチが行われている。子育て支援分野では、子育て世代包括支援センター事業ⁱのなかに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援としてアウトリーチ型の支援を位置付けている。介護保険制度では、地域包括支援センターⁱⁱの総合相談支援業務として、高齢者の実態把握のために地域に出向く活動が含まれており、他の業務につなげるための入り口とされている。介護者支援分野では、「支援を必要としている人を早期に発見するために」アウトリーチが必要であるという（厚生労働省2018）。いずれの政策も「自立支援」という共通点があり、訪問型支援、対象者の早期発見といった文脈のなかでアウトリーチを捉えていることがわかる。

アウトリーチというサービス・モデルがどのような構造になっており、効果的にサービスを提供するにはどのような条件整備が求められるのかといった理論的枠組みを理解するため、本稿では、先行研究の分析からアウトリーチの定

義を導出することを通じて、アウトリーチというサービス・モデルの理論的枠組みを整理していくことを目的としている。

1. なぜアウトリーチ・サービス・モデルに注目が集まるのか

日本では1990年代の社会福祉基礎構造改革を経て、介護保険制度の創設や障がい者福祉のサービス利用システムが大幅に変更（支援費制度、障害者自立支援制度）された。それを象徴するものが「措置から契約へ」という言葉であろう。社会福祉基礎構造改革のなかで創設・改正された新制度は、従来の措置制度は廃止し、サービス利用者の「選択」、サービス提供者と利用者との対等な関係に基づいた「契約」を重視したものであった。この改革は、長年続いていた社会福祉の理念をも変え、利用者主体の福祉サービスがめざされることとなった。具体的には、利用者の尊厳や自己決定権を保障するため、サービス情報の開示や評価、権利擁護事業の実施、苦情処理などの利用者の意見を反映する仕組みの導入である。これらの改革は福祉サービスの供給システムに準市場化戦略を実装していくものでもあった（佐橋2008）。

佐橋は、金子（2004）を引用し、社会福祉基礎構造改革を経て創設・改正された新たな福祉制度は、「『強い個人』はその恩恵をあずかることになり、そうでないものは阻害されていく」ことになると指摘している（佐橋2008）。

p38)。ここでいう「強い個人」とは自立した個人のことであり、彼らは自身のニーズを理解し、最善と考える財やサービスの組み合わせを判断した上で選択・購入・利用をおこなうことができる個人のこと、市場経済で行動する「合理的経済人」とも似た人間像である。準市場化する社会サービスにおいて、利用者の尊厳と自己決定権を保障するため、このような人間像が打ち出されることとなった。

しかし、現実の社会に目を向けると、社会サービスの利用が必要であるにもかかわらず、そのことに無自覚であったり、サービスの利用を拒否するバルネラブル (vulnerable) な個人が存在し、社会サービスにつながらないケースがある。これまでもソーシャルワークの分野では、友愛訪問などの経験から社会的な因子によってバルネラブルな状況に陥っている個人の存在は指摘されていた (小松ほか1979、p64)。バルネラブルな個人に対して不完全な財やサービスの組み合わせしか提供できない場合、彼らの尊厳を守ることが困難となり、自己決定を制約する可能性もあり、社会的孤立状態を助長してしまいかねない。それは、税収減、労働力不足などの社会的損失にもつながる問題でもある。そのため、支援者が積極的に保護・介入する必要があると考えられてきた。

「強い個人」を前提とした自立支援施策の拡大では、英米の就労支援施策などの影響を受けており、新自由主義的なワークフェアにもとづく自立支援であるとして批判がある一方で、困難を抱えているバルネラブルな個人やその周囲にいる人々に寄り添いながらおこなう伴走型支援や、自立概念の再定義化 (経済的自立、社会的自立、精神的自立) にもとづいたサービス提供 (相談支援、トライアル雇用など) と、新たな取り組みが注目を集めているのも事実である (鈴木2011)。支援機関に対象者が相談に来る

のを待つだけではなく、自宅などの生活空間に出向いて積極的に支援にあたることで、生活状況の好転につながる相談支援サービスの必要性に気づいた現場の対応が、近年の自立支援分野でアウトリーチ・サービスの拡大につながっていると考える。

筆者は、脆弱な個人に対して社会的孤立状態から抜け出し、社会的な存在となるよう寄り添いながら援助にあたるワーカーや機関の取り組みは、脆弱で非自発的な人々を社会に包摂するうえで意義のあることと考える。近年の社会福祉基礎構造改革後の福祉給付の準市場化と自立支援施策の動向に関するこれ以上の考察は別稿に譲ることとするが、アウトリーチ・サービスが注目を集める背景に、社会福祉サービスの利用・供給構造の大きな変化 (準市場化) が関係していること、そして、支援現場で有効な取り組みとしてアウトリーチの実践が拡大していることは指摘しておきたい。

2. アウトリーチ・サービス・モデルの定義導出のための分析方法

一般的に、アウトリーチとは、援助者側が被援助者に対して積極的に働きかける方法であり、専門機関への訪問を前提としておこなわれる従来の社会サービスの利用プロセスとは大きく異なるものである。アウトリーチというサービス・モデルの定義の明確にするため、3節では邦文の先行研究11本で行われているアウトリーチの定義や説明を分析していく。4節では、邦文の先行研究分析を補足する意味で、欧米の先行研究5本にも注目し、アウトリーチの定義を導出する手がかりを探ることとする。そして、5節ではアウトリーチを定義する上で重要と考える4つの要素 (対象者、サービス提供主体、役割・機能、目的) を考察した後、定義を導出

していく。

3. 邦文先行研究にみるアウトリーチ・サービスの理論的枠組み

3-1 ソーシャルワーク実践からみた狭義と広義のアウトリーチの定義（根本2000）

第7回日本社会福祉士会・社会福祉学会で行った講演をまとめた根本（2000）は、ソーシャルワークにおける専門家（ソーシャルワーカー）の積極的な働きかけ、つまり、予防的な介入とアウトリーチの重要性を指摘している。その中で、アウトリーチを狭義と広義にわけて定義している。狭義のアウトリーチとは、「客観的に見て援助が必要と判断される問題を抱え、社会的に不応答の状態にありながら、自発的に援助を求めようとしない対象者に対して援助機関・者側から積極的に働きかけ、その障害を認識し、援助を活用するように動機づけ、問題解決を促進する技法、その支援」であり、広義のアウトリーチとは、「①ニーズの掘り起こし、②情報提供、③サービス提供、④地域づくり等の過程における専門機関における積極的取組」である。

アウトリーチは、サービス対象者自身からは「いえないような問題、気づいていない問題」もあるため、「直面している問題について話せる場を提供する」ことが大切であるとしている。また、予防については「広義のアウトリーチ」に含まれるものとしている。援助活動は、クライアントからの申請から始まるのが基本であるものの、それでは援助の網の目から漏れてしまう者もいる。このような考えから、ソーシャルワーカーが積極的に働きかけるアウトリーチの意義を強調している。また、「よい関係が樹立できて初めて適切な情報が伝わる」として、「信頼関係を樹立するタイミング」が図れる点

もアウトリーチの特徴である。

そして、根本は、援助困難な人・問題状況の分類の必要性も示唆している。援助困難な人・問題状況に応じて援助方法を検討していくことが効果的な援助につながる。具体的には、状況別に、社会的孤立者、サービス拒否者、被虐待者、多問題家族、要求過多者を挙げている。

以上から、根本（2000）では、アウトリーチを非自発的なクライアントを対象とした定義だけでなく、地域住民を対象とする予防の視点を含めた地域づくりのアプローチもあることを指摘している。また、援助困難な人・問題状況の把握し、それぞれの状況によって援助方法を個別に検討することや、必要な情報が適切に伝わるような信頼関係の構築の必要性も提起していた。なお、広義の定義に関しては次節でその内容を考察していく。

3-2 在宅介護支援センターにおけるアウトリーチの実証研究（座間2001）

在宅介護支援センター（以下、在支センターという）のアウトリーチ実践について分析した座間（2001）は、先行研究に基づきアウトリーチ概念を明らかにしている。

この中で示されているアウトリーチの定義は「顕在化しているサービス利用者のみならず、潜在的にニーズを持っているサービス対象者や地域に対し、ワーカー及び機関が積極的に関わり、サービス利用を働き掛けること」という概念的定義である。続いて「具体的には、(1) ニーズの掘り起こし、(2) 情報提供、(3) サービス提供、(4) 地域づくりの過程の中で示される積極的取り組み」という操作的定義をおこなっている（座間2001：p60-61）。これは根本（2000）の広義の定義と同様のものである。これらの定義についてみてみよう。

第1のニーズの掘り起こしとは、潜在的な

ニーズを顕在化させることを意味する。伝統的なケースワークの過程、つまりインテイク、アセスメント、サービス利用・提供、再評価のうち、インテイクの前提となるもので、ワーカーや機関が地域内で暮らすニーズを有するにもかかわらず、サービス利用に消極的な人たちを探し働きかけることでもある。この段階のアウトリーチは、援助側と被援助側との信頼関係の構築や、サービス利用に対する抵抗感を減らすなどの動機付けも含まれる。また、第4の地域づくりとも関係がある。これについては後述する。

第2の情報提供とは、提供可能なサービスについて、ニーズをもつ高齢者・家族に加えて、介護等に関心のある住民に対しておこなう積極的な働きかけである。アウトリーチの基本となる役割である。これは、クライアント個人だけでなく家族を含めて行われるものでもあり、加えて、地域住民を対象としたPR、講演会、介護教室等のアウトリーチも含まれている。

第3のサービス提供とは、クライアントや家族に対して具体的なサービスにつなげるための支援といえる。インテイクを行っている機関と具体的なサービス提供機関が異なる場合は、利用者とサービス提供者との間の連絡調整が必要である。また、サービス提供機関が複数ある場合は、その機関間の連絡調整も積極的に行うことも求められる。したがって、アウトリーチのサービス提供主体は単なるサービスの紹介にとどまらず、コーディネーターとしての役割を担うこともありうる。

第4にかんして、社会的孤立状態など他者を受け入れようとはしない人に対し、公的機関の協力だけでなく、私的機関や地域住民の協力も重要である。そのために地域づくりが求められる。ここでいう私的機関というのは、フォーマルな組織だけでなく、コミュニティ組織も含まれる。見守りネットワークなどの地域住民の協

力も必要である。私的機関や地域住民を巻き込んで地域づくりをおこなうには、地域住民に直接働きかけ、現状認識やサービスについての理解を深めることが第一歩となる。座間の調査結果から、地域づくりを積極的に行った結果、在支センターが自らニーズの掘り起こしを行わなくとも、近隣住民や民生委員等が在支センターに通報してくるようになっていくことが指摘されている（座間2001：p62）。しかし、地域づくりには時間がかかる。調査結果の中には3年かけて実施した基盤づくりや2年かけて実施した地域の組織化の例が取り上げられていた。

在支センターのアウトリーチは、これら4つの機能を有している。さらに、事例分析から有効なアウトリーチの方法を5点あげている。(1)利用者宅へ「入る」ことだけを考えるのではなく、利用者に「出向いてもらう」よう促す方が効果的な場合があること、(2)あらゆる機会を設け、接触回数を増やすこと、(3)利用者のパーソナリティによっては、様々なタイプの職員で対応すること、(4)サービス提供に際し、融通を聞かせること、(5)利用者の意識に合わせることである（座間2001：p63）。

また、在支センターに対するインタビュー調査の分析結果から、アウトリーチの機能であるニーズの掘り起こし、情報提供、サービス提供、地域づくりは個別の取り組みとして捉えるのではなく、相互に作用し合っていることが示唆されていた（座間2001：pp64-65）。さらに、アウトリーチが行われるための基本的視点・活動の特徴として、以下の6点があげられている（座間2001：p65-66）。

- ・通常の画一的なサービス提供では対応できない人々がいるという意識がある
- ・あらゆる機会を捉えて、高齢者・家族、地域住民、他関係機関へ働きかける
- ・住民宅への訪問を繰り返す

- ・対象者・利用者の置かれている状況を理解するよう努め、理解したことを相手に示す
- ・対象者・利用者の「意志」を尊重する
- ・柔軟的なサービス提供を行う

上記の特徴を兼ね備えたアウトリーチを可能にするためには、職員に関する要因（職員の意識の高さ、職員の数）、サービスに関する要因（個別的ニーズに応える工夫や柔軟性の必要性、母体施設のサービスの質・量）、組織的要因（申請代行等、サービス提供における実質的権限を持っていること、他医療・保健・福祉サービスとの連携）、地域の状況を挙げている（座間2001：p66-68）。

以上のことから、アウトリーチには従来のソーシャルワークの過程ではなかったニーズの掘り起こしがあること、対象には家族も含まれていること、アウトリーチによる地域づくりを推進し、地域住民からの非自発的クライアントの情報提供や見守りネットワークの確立が、対象者の発見につながることなどが指摘されていた。また、繰り返しの訪問、利用者の意思の尊重、柔軟なサービス提供といった個別的な対応も重視されていることがわかる。

3-3 認知症高齢者と家族に対するアウトリーチの実証分析（久松・小野寺2006、久松ほか2016）

久松・小野寺（2006）は、認知症高齢者と家族へのアウトリーチについて、役割機能と実践するうえの条件からアウトリーチの構造を捉え、アウトリーチ実践に影響を及ぼしている要因を明らかにしている。その中で、先行研究の分析を踏まえ、「自発的に援助を求めようとしない場合や、客観的にみて援助が必要と判断される問題を抱えている高齢者や家族などを対象者として、援助機関や援助者の側から積極的に介入を行う技法・視点である。さらに、その対象者

の抱える問題解決の促進に向けて潜在的なニーズの掘り起こし、援助を活用するための動機づけや情報・サービス提供、地域づくり等の具体的な援助を提供するアプローチ（久松・小野寺2006：p299）」とアウトリーチの定義している。

さらに、アウトリーチの役割を「ソーシャルワーカーが行うアウトリーチには、認知症高齢者や介護家族の潜在的・顕在的ニーズを引き出し、今後の生活問題発生を未然に防ぐための予測に基づく介入の見通しを立て、問題解決に向けての効果的な援助介入を行う役割がある。同時に、地域住民の認知症高齢者や介護家族における理解を促進するために、地域住民への教育・啓発的活動を行う役割がある」と定義し、アウトリーチの条件を「ソーシャルワーカーが行うアウトリーチを可能にするための、組織体制・教育研修の機会・他機関との連携などの活動展開の土壌が十分に保証されていること。さらに、認知症高齢者を介護する家族を側面的に支援する『介護者同士の交流の場』や『認知症に関する知識習得や理解促進する場』を提供できる環境にあること」と定義している。

久松・小野寺（2006）では、アウトリーチ概念の定義にとどまらず、その役割と条件についても定義している点は、今後、アウトリーチ・サービスに関する実証的な調査研究を予定している筆者にとって参考になる記述である。この研究では、認知症高齢者とその家族に対するアウトリーチの役割と条件の内部構造を因子分析するために、それらの構造となる役割と条件を定義する必要があった。アウトリーチの役割については、「介入方法の決定と効果評価」「援助活用を動機づける支援」「地域環境の支援体制づくり」、アウトリーチの条件については、「組織の基盤確保」「存在認知の機会」「家族支援の場の存在」という因子が抽出されていることから、アウトリーチの実践と照らし合わせても、

これらの役割と条件を含む妥当な定義を作成している。

その後、久松と小野寺は研究メンバーを加えて、全国の地域包括支援センターで実施した認知症高齢者と介護家族へのアウトリーチによる事態好転の経験と役割・条件の機能について分析し、アウトリーチがもたらす成果について検討している（久松・小野寺ほか2016）。ここでは、問題が複雑化・深刻化しないうちに、できる限り早くアプローチすること、日常生活圏域に実践の場があることが重要であること、社会問題を予防する観点から、アウトリーチ・サービスは重要な方法であると述べている。そして、アウトリーチを「自ら援助を求めようとしない場合や、客観的にみて援助が必要と判断される問題を抱えている高齢者や家族などを対象者として、援助機関や援助者の側から積極的に介入を行う技法・視点」と定義し、さらに、「介入の結果、高齢者や家族の生活および地域住民をめぐる問題解決の促進に向けて、生活状況や意識が好転的に変化することを目指すアプローチ」と位置付けている（久松・小野寺ほか2016：p782）。

この定義をおこなう上で、「アウトリーチが射程とする範囲は要援護者の発見の段階にとどまらず、何らかの在宅サービス利用など援助開始後にも焦点化」すること、さらには、「地域住民が認知症に関する講演会などに参加することによって、疾病としての認知症や、高齢者と介護家族への理解が促進」されることを考慮すること、「アウトリーチの対象は本人のみではなく、家族や地域住民も含まれるという視点」であることを重視している（久松・小野寺ほか2016：p781）。つまり、アウトリーチがもっている地域づくりや家族介護者支援といった役割にも注目して評価しているといえる。また、「アウトリーチは、ソーシャルワーカーが対象

者に積極的に関わった結果、対象者は各種の情報を得、サービス利用の動機付けによって実際の利用に至る一連の過程を明らかにしている」ものであるが、「ソーシャルワーカーが相談機関に持ち込まれる相談を待つのではなく、問題を抱えた人がいる地域社会やその人たちの生活空間に出向き、相談援助というサービスを提供すること」でもあり、「サービスに至るまでの間に、十分な援助関係の樹立や認知症等の疾病の理解を促すこと、介護負担軽減など、対象者の内面の変容に焦点を当てることも、相談援助というサービス提供者におけるアウトリーチの定義化は重要である」としている（久松・小野寺ほか2016：p781-782）。

これらアウトリーチの定義を巡る見解から、久松・小野寺（2006）同様、久松・小野寺ほか（2016）は、アウトリーチの対象にクライアントだけでなく家族を含めた「ホール・ファミリー・アプローチ」の実践系としてアウトリーチを捉えていることがわかる。また、地域づくりの視点も強調しており、「コミュニティソーシャルワーク」としてもアウトリーチの意義を認めている。困難や危機から脱するためにはクライアント自身だけでなく、同じ生活圏域に暮らしている地域住民の理解・認識が、非自発的なクライアントの援助に影響を与えるものと捉えていえるといえよう。これは根本や座間の研究にも通じている。

3-4 援助局面に分けて分析したアウトリーチの把握（田中2009）

コミュニティソーシャルワークの専門誌に投稿された田中（2009）は、アウトリーチを、「直接、利用者のいる場所へ出向いて個別に関わることだけではなく、住民主体のまちづくりのために、地域住民の声を收拾したり、関心を高めたりする地域援助活動も含まれる」と定義

している（田中2009：p32）。そのうえで、アウトリーチを、ニード発見の段階、援助介入段階、モニタリング段階という3つの援助局面から分析している。

第1のニード発見段階では、ニードを発見する方法としてアウトリーチを捉えている。「クライアントが個人かグループか地域かでも、また顕在的か潜在的か、自発的か非自発的か、援助に協力的か否定的かなどクライアントの状況によっても異なる」と、根本（2000）同様、対象や置かれている状況等によってアウトリーチは一樣でないという。

アウトリーチの初期にあたるニード発見段階では、ニーズが不明なために把握する場合と、新しいサービスを周知する場合に分かれる。具体的な方法として、(1) 街頭演説やチラシ配布などの視聴覚に訴えた情報提供、(2) 新制度・事業や具体的なサービスに結び付ける必要があるとソーシャルワーカーが判断したときに積極的に援助に結び付けるクライアントの掘り起こし、(3) 家族や近所などの第三者からの相談がきっかけで行われる情報把握型訪問、(4) 地域福祉計画の策定時などに実施される地域ニード把握のための住民座談会方式、(5) ステイグマや偏見のなかで表明されない「マイノリティ・ニード」の発見に焦点をあてたニード把握が挙げられている。(2)(5)はクライアント個人や家庭の個別ニードに直接的に働きかける方法であり、(4)は地域全体が持っている集団的なニードを収集する方法といえる。(1)(3)はこれら両方の側面がある。

第2の介入段階は「広い意味でのデリバリーサービスの1つ」であり、この段階でも個別介入とコミュニティソーシャルワークの2つのアプローチがあることを示している。前者について、「援助者にとってもクライアントの生活ぶりや生活環境の把握がしやすいこと、クライエ

ントにとって自分の居場所（くつろげる）という安心があることなど援助者、利用者に双方の利点もある」ものの、「援助者にとって相手の土俵で相撲をとるしんどさが同居する援助であり、利用者にとってもプライバシーに踏み込まれる不安が同居する援助であることを留意しなければならない」と、アウトリーチを行う上で生じるサービス提供主体と対象者の負担について触れている。そのため、アウトリーチを選択する際は、(1) ある程度は利用者の状況（家族構成や家族関係、病気や障害の程度、生活状況の困難さなど）を援助機関が把握できていること、(2) 援助機関の訪問を受け入れる気持ちがあること、(3) 何らかの緊急性があることなどを基準に実施を判断するよう求めている（田中2009：p34）。

田中は介入段階の具体的な方法として、危機介入とACT（Assertive Community Treatment；包括的地域生活支援）と呼ばれる地域生活支援アプローチの例を挙げている。危機介入とは、「通常利用者が何等かに切迫した状態にあり、客観的に見て即時的な対応が求められる援助（田中2009：p34）」のことであり、ACTとは、重度精神障がい者に対して多職種チームで365日24時間対応の包括的なアウトリーチによる介入である。ACTは世界的に普及しており、その効果も検証されている。日本でも地域レベルで実践が始まっているところである。

後者のコミュニティソーシャルワークにおけるアウトリーチでは、(1) クライアントを取り巻く環境への働きかけ、(2) 人的資源の活用と開発、(3) クライアントや支援者の組織化、(4) 地域コンフリクトの解決、(5) 普及啓発活動などの方法があるという（田中2009：p39-40）。(1)について、「環境」とは、「クライアントが属性として保有している以外のすべて」のことを指しており、「家族や友人、親戚や近

隣などの社会関係、地域、職場、学校などの生活空間、住居などの生活場面から自然環境に至るまで、ミクロ領域からマクロ領域まで幅広い」ものが含まれる（田中2009：p39）。

(2) について、「個別に行われている支援を地域全体の課題と捉え直し、地域としての見守り体制の構築を志向する」というネットワーク化のことである。援助を要しているクライアントが地域で暮らすためには、個別サービスだけでなく、地域のサポートシステムの整備も必要である。ネットワーク化を通じて、地域単位に「訪問活動を主とした生活支援員を開拓すること」をめざしている（田中2009：p39）。

(3) について、認知症患者、障がい者、引きこもりなど、困難や危機を抱えているクライアントや彼らの介護者（家族など）の組織化の支援には、アウトリーチ手法が多く活用されているという（田中2009：p40）。また、ボランティアの組織化・支援も同様にアウトリーチ手法が用いられることがある。(2) (3) は、クライアント、介護者、ボランティアの組織化のためにもアウトリーチという方法が有効であり、それが地域福祉を支える人々のエンパワメントの押し上げ効果にもつながると期待されている。

(4) について、障がい者施設や児童福祉施設等の施設建設反対運動が各地で発生しているが、それを「未然に防ぐ」こともアウトリーチの大きな機能としている（田中2009：p40）。施設建設の際は、「地域事情を細かく正確に把握するための地域リサーチ、どこにどんな人が住んでいるか、要となるキーパーソンの発見と協力依頼、地ならしや雰囲気づくりのための事前の宣伝活動、施設や事業を始める際に必要となる設備や物品などを地元から調達し、施設や事業を特定の利用者だけでなく地元住民も利用できるようにする地元調達・還元主義の徹底、地元住民との膝を交えた話し合いなど」、アウト

リーチの実践例も示されている。

(5) とは、学校や公民館、図書館など住民がよく集まる場所に出かけておこなうアウトリーチの方法である。

第3のモニタリング段階では、介入の進捗状況、ニーズ充足の状況、目標の達成状況などの点検・評価、クライアントの状況変化、新たなニーズ発見、介入の修正など経時的変化を観察・評価することである（田中2009：p40）。この段階では、クライアントに対するモニタリングだけでなく、援助にあたっている人たちが参加する定期的なケア見直しの会議、家庭や職場、学校など地域への訪問活動など、関係機関を巻き込んで総合的に展開することが求められている。また、地域援助でも、計画や活動の見直し・点検のための評価会議、住民座談会、効果測定のためのアンケートやヒアリングの実施など、アウトリーチの評価を複合的に行うことが求められている。この段階の代表的なアウトリーチには、「御用聞き訪問ⁱⁱⁱ」「アリナミン訪問^{iv}」、利用者からの「呼び出し訪問^v」があるという。

コミュニティソーシャルワークの視点からアウトリーチを捉えている田中（2009）では、アウトリーチの対象者を深刻な課題を抱えたクライアントとその家族だけでなく、地域住民を対象にアウトリーチを実施することで、地域の見守り体制構築などの地域の人的資源の活用・開拓の必要性や、クライアントと家族やボランティアの組織化を通じて地域全体の課題解決力の底上げの必要性を示していた。田中は論文の最後に、「コミュニティソーシャルワークとしてのアウトリーチを考えた場合、個別ニーズを地域全体の共通ニーズとして一般化する作業が必要となる。したがって、個別ニーズの中身から特殊性を取り除き普遍性だけを抽出する視点と方法を見出さなければならない」とその方法

も指摘していた（田中2009：p41）。

3-5 精神保健福祉分野のアウトリーチの考え方（大島2011）

田中（2009）でも指摘されていたように、精神保健福祉分野では訪問型多職種チームによる包括的地域生活支援プログラム（ACT）の実践が進んでいる。その中で、地域精神保健医療のアウトリーチ体制も整備されている。アウトリーチ体制構築の過程で生じている課題を整理するため、大島（2011）は、アウトリーチ支援の対象層、機能と役割、実施主体・実施体制、精神保健福祉サービス全体のなかでの位置づけについて分析している。大島（2011）では、「アウトリーチ支援」という語を用いているため、このセクションではその表現を用いることとする。

まず、アウトリーチ支援の対象層として、(1) 地域に適切な受け皿があれば退院できると医師などから判断されているにもかかわらず、長期入院を余儀なくされている人たち、(2) 重度精神障害をもち、長期間家庭などにひきこもり、日中の行き場がなく過ごしている人たち、(3) 精神疾患の発病前後に精神状態やそれらに伴う社会的問題に苦しみながらも、早期に専門サービスを受けられずにいる人たち、(4) 就職や就学の継続支援のための精神障害をもつ人々を挙げている（大島2011：p7）。(1) (2) 群はいずれも比較的重度の障がいを持っている者で、必要な支援が提供されていないことで、長期間、生活が厳しい状況にある人たちである。(2) 群に関しては、同居する家族も支援ニーズも高く、アウトリーチを通じた家族支援の提供が必要であると指摘している。(3) 群にある未治療期間中の本人・家族の苦労は相当に大きいいため、早期介入としてのアウトリーチ支援に期待している。(4) 群は職場や学校を介在するア

ウトリーチ支援が必要となるが、その支援を受けられないために就労・就学困難が人々もいることから、アウトリーチ支援のニーズを有している人々としている。

次に、アウトリーチ支援の機能・役割として、(1) 重度障がい者に対する包括的支援の提供、(2) 関係づくり支援などの特別な配慮の必要性、(3) 新領域での支援を挙げている。

(1) で示す「包括的支援」とは、「①より頻繁で高密度、日常的に身近に関わること、②福祉的ケア（含介護サービス）をも含む生活援助」のことである（大島2004）。また、重度精神障がい者には、精神症状への対応も不可欠なため、保健・医療的ケアの同時提供が求められることから、多職種チームによる包括的なアウトリーチ支援の必要性を指摘している。

(2) で示している「関係づくり支援」とは、支援開始当初の関わり方のことを意味している。アウトリーチ支援の対象層として示した(2) (3) 群に対しては、丁寧に時間をかけてサービスへの不安や不信を取り除き、よりよい援助関係を結ぶ支援を提供する必要があるという。アウトリーチでサービス提供を行う精神障害者ホームヘルプサービス制度創設のためのガイドラインでは、パーソナルケア、家事援助と並んで主要な支援の柱として「関係づくり支援」を位置付けている（大島ほか2000）。関係づくりの方法だが、イギリスのACT研究の成果から「非対立的対応、コンタクト頻度を徐々に増加、利用者の関心に合わせた会話、利用者が困る実際的なことを支援、社会活動と一緒に参加など」の「より頻繁で非公式な関係づくりのためのアプローチ」が効果的であると指摘している（大島2011：p9）。特に、サービスを利用したくない、従来のサービスに否定的な体験をした対象層には、この関係づくりが有効である。また、家族との同居が多い日本では、関係づくり

支援の一環として家族支援が必要であると言及している。

(3) については、対象層 (1) 群に対する入院医療と地域ケアの境界を越えたアプローチや、対象層 (4) 群に対する労働・教育領域と保健・医療・福祉領域を横断するアプローチの必要性、さらには、(2) 群のひきこもりや (3) 群の発症前後に適切な支援を受けられずにいる人たちに対する支援の責任領域の設定を意味している。これらは、従来の縦割り型支援の枠組みではなく、隣接する領域を超えた新しい領域での支援といえる。

続いて、実施主体・体制として、(1) 優れたエンゲージメント・関係づくり、(2) 頻繁で高密度、日常的に身近なサービス提供、(3) 医療を含む包括的な支援の提供、(4) 領域を超えた支援の提供の4点を兼ね備えることが期待されている。これらを1つの実施主体で実現することは困難であるため、多職種アプローチで取り組むことを求めている。また、専門職・専門機関だけでなく、当事者や身近な関係者が支援に関わること（ピアスタッフや年齢が近い者など）も、関係づくりやニーズに即したサービス提供の観点から重視する必要があるという。

以上から、アウトリーチ支援には、包括的支援、信頼関係づくり、新領域という従来型の支援とは異なる点に力点が置かれており、これらを実現するには、頻繁なかかわり、多職種チームアプローチ、公式なアプローチに加えて非公式なアプローチの実施が求められることがわかる。さらに、関係づくりやニーズに即したサービス提供を行う上で、専門職だけでなく、過去に当事者であったピアスタッフの存在について触れていた点は特徴的である。

3-6 定義、対象者、役割を示しているアウトリーチの理論研究（福富2011、福富2015）

福富の論文では、ソーシャルワーク分野のアウトリーチ理論を整理するため、先行研究の分析に基づき特徴、対象者、役割・機能についてまとめている（福富2011、福富2015）。

まず、アウトリーチの特徴について、福富（2011）では以下3点を挙げている。つまり、(1) 自ら援助を求めようとしないクライアントの動機付けを高めることで、サービス利用や問題解決行動を促すための援助技術を含むもの、(2) アウトリーチの対象は、自ら援助を求めようとしない個人やその家族だけでなく、彼らの周囲にいる地域住民や地域社会そのもの、あるいは関係機関までも含むもの、(3) アウトリーチは個人や家族に対して発見・関係づくり・情報提供・動機付けを高め、サービス提供を行うこととともに、彼らを取り巻くシステムに対してケース発見や支援を行うことのできるネットワーク構築までを含むものである。これらの特徴から、福富に考えるアウトリーチの目的、対象者、役割という枠組みを読み取ることができる。

次に、アウトリーチを必要としている対象者の特徴をみると、「最も援助の届きにくい人たち（福富2011：p35）」とあり、(1) 相談機関に来ることができない、(2) 相談機関に来ることを好まないという2つの状況が背景にあるという（福富2011：p34-35）。(1) に関して、相談機関がどこにあるのか知らない人（情報不足）、相談機関を訪れるための移動手段がない人・自らも移動面で不自由がある人（移動手段の制約）、ケアが必要な人を自宅に残したまま相談に出かけることが出来ない家族（外出に関する家庭内の制約）が考えられる。これらの状況にある人たちに対しては、アウトリーチが問

題解決につながる有効な手段である。

(2) の場合は、いわゆる非自発的クライアント (involuntary client) (Trotter2006 = 2007)^{vi} や接近困難 (hard to reach) なクライアントとも呼ばれており、ニーズはありながらも自ら援助を求めない人たちである。彼らは「大きな生活問題を抱えており、社会的孤立や被虐待という権利が侵害されている状況に置かれている (福富2011 : p35)」場合もあるため、支援者側から近づいてサービス実施につなげることは、ソーシャルワークにとって重要な使命といえる。

続いてアウトリーチの担う役割・機能だが、福富 (2015) では、(1) ニーズの掘り起こし、(2) 情報提供、(3) サービス提供、(4) 地域づくりに分けている (福富2015 : pp159-160)。この分類は根本の定義に影響されたものである。

(1) について、アウトリーチを必要とする人たちは地域のなかに隠れており、援助機関の前に現れようとしないため、ワーカーは地域に向き、潜在的なクライアントを発見することが求められる。しかし、その発見はワーカーだけでは困難であり、ケース発見のためのシステム構築が求められる。このシステムは (4) の地域づくりにつながっていく。

(2) の情報提供について、インボランタリー・クライアントには援助を受けようとしない理由が必ずある。例えば、「過去に援助を受けた際のつらい体験」「援助を受けること自体への怖れ」「他者に自らの生活をコントロールされることへの抵抗感」「変化への抵抗」などである (福富2011)。この事実を踏まえ、ワーカーは適切な情報をクライアントに提供し誤解を解くとともに、援助を受け入れられるようにその気持ちを解きほぐしていくことが必要である。また、適切な情報提供は、地域住民に対する啓発を行う上でも重要な機能である。

(3) のサービス提供について、インボランタ

リー・クライアントに対して、クライアントの生活空間に向き相談や直接サービスを提供することはアウトリーチの重要な役割であるが、クライアントが援助を受けようとしない限り、相談にもサービス提供にもつながらない。サービス利用につなげるには、「援助者はクライアントとかかわりを持ち、信頼関係の構築を図り、またクライアントが自らおかれている状況を変えたいという動機づけを高めていくことで、その抵抗感を軽減し、サービス利用へとつながるように支援していく」ことが必要である。

(4) の地域づくりだが、(1) のニーズの掘り起こしで指摘したとおり、アウトリーチの対象者となるインボランタリー・クライアントをソーシャルワーカーだけで発見することは困難である。事実、「近隣住民や民生委員などが心配し、遠巻きにはあるがそのクライアントのことを見つけている」場合もある。そこで、アウトリーチを実施している機関は、地域住民や民生委員などと顔の見える関係を作っておくこと、つまり信頼関係の構築が有効であると指摘している。これは、早期発見・早期対応を可能にする方法でもある。地域住民との信頼関係の構築の第一歩として、「例えば出前講座を行うなどで相談機関の存在を知らしめ、それが住民のために役立つ存在であること」を伝えていくことを挙げている (福富2015 : p160)。顔の見える関係が構築できた後、地域から持ち込まれた相談に丁寧に対応していくことは、地域住民を巻き込んで見守りネットワークなどの構築にもつながっていく。地域と機関との関係づくりは、一朝一夕でできるものではなく、地道な努力も求められる領域でもある。

さらに、アウトリーチを行うスタッフのスキルについて、福富 (2011) では先行研究を踏まえて、「高い感受性」、「ストレングス視点やパーソンセンタードに確固たる理念を実践する

だけの高度のスキル]、「観察・傾聴・質問、リモデリング・ロールプレイ・物語やたとえの利用・宿題、行動変容を促すことなどのスキル」や、後述する参照するトロッターの4つのスキル（Trotter2006 = 2007：p30-41）を示している。そして、「十分な力量を備えずになされるアウトリーチはワーカーの疲弊につながったり、結果としてクライアントを管理してしまうことにつながってしまう危惧がある」と、アウトリーチに取り組む提供主体のリスクを内包している点も指摘している（福富2011：p38）

このほか、福富は、座間（2001）に基づいてワーカーのバックアップ体制についても触れている。ワーカーのバックアップ体制は、アウトリーチを継続的に実施するうえで欠かすことのできない点である。福富（2015）では、外出先でも電話で対応できるようにするための携帯電話の転送サービス、機関内での情報共有システムの工夫（申し送り、ミニカンファレンス、所内記録の共有システム）といった技術的な例に加えて、「ワーカーが地域に出向き、自ら援助を求めてこないクライアントのために時間と労力を使うことを正当な業務として認める管理者・機関の姿勢」が極めて重要であるといっている。その理由として、「理解が得られないために、アウトリーチ活動の必要性は感じながらも躊躇しているワーカーや、積極的に地域に出ていく活動が事業所内で理解されず、バーンアウトの危機にさらされているワーカー」の存在を指摘し、「アウトリーチは一人のワーカーが用いる技術ではなく、相談機関全体の理解とバックアップのもとに展開する活動」という認識を示している（福富2015：p165）。

以上から、ケアマネジメントのなかでも包括的モデルの初期段階に非自発的ハイリスクにアウトリーチをおこなうだけでなく、アセスメントやケアプランなど一連の具体的なサービス計

画・実施にむけたケアマネジメントシステムのあらゆる段階で相談支援としてアウトリーチが有用であると指摘していることがわかる。

3-7 福祉情報化論のなかでとらえるアウトリーチ・サービス（石黒2014）

石黒（2014）は、デンマークのアウトリーチの実証分析のなかで、「福祉情報を流通・活用して利用者の生活支援を行う福祉情報化の1つの形態」としてアウトリーチを位置づけており、「対象者を訪問してニーズを掘り起こすために、その人の生活状況や資源に関する情報を収集し、援助者自身もつ情報と照らし合わせてそれがどのようなニーズであるのか判断し、適切な支援策や情報解決策を見出し、対象者に情報を提示する。そして、サービス提供につなげる際には対象者とサービス提供者の間で情報をやりとりし、地域づくりにおいては地域に出向いて地域の情報を収集するとともに、地域の現状や問題等、必要な情報を発信する」ものと認識している。

アウトリーチの情報伝達機能に着目している点は後述のDubois & Mileyと同様であるが、石黒の場合、ハイリスク者の生活支援の方法として、複雑化する福祉にかんする情報を福祉情報論の観点から分析しており、アウトリーチは情報伝達の方法として位置付けている。

3-8 日本の生活困窮者自立支援制度でのアウトリーチ・サービスの位置づけ

生活困窮者自立支援法に基づく制度として、2015年4月に生活困窮者自立支援制度が開始された。この制度は、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業、生活困窮者世帯の子どもの学習支援、一時生活支援事業から成っている。このうち、本稿の主題ともなっているア

ウトリーチは、自立相談支援事業に訪問支援として含まれている。この自立相談支援事業に取り組む支援機関の設置・運営の手引きにあるアウトリーチの説明を見よう（北海道総合研究調査会2014）。

アウトリーチについて、「生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズの発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと（同p55）」と定義している。また、アウトリーチを通じた相談支援を、「早期把握による予防型支援を展開することで、状況の悪化防止につなげ、また、支援が必要な人に対し必要な情報が効果的に伝わるような仕組みを整備する必要がある（同p50）」と説明している。つまり、対象者の早期把握と効果的な情報提供の仕組みづくりという手段を通じて、対象者の状況悪化防止と予防をはかることが生活困窮者自立支援のアウトリーチの特徴といえる。アウトリーチの対象者だが、「長期間引きこもっているなど社会的に孤立している場合もあり、自ら支援を求めることが困難な場合も多い」という特徴を示している。

さらに、自立相談支援機関に対しては、「早期把握・早期発見のためのネットワークづくりに積極的に取り組み、地域の生活困窮者、また本人を取り巻く環境の不安要素などを、地域の社会資源や住民等の参画を得ながら早期に把握し、必要に応じてアウトリーチして、対応する仕組みを作ることが必要である（同p55）」としている。この文から、関連機関とのネットワークづくり、アウトリーチ対象者を取り巻く環境改善に向けた地域の社会資源の活用と住民等の参画がアウトリーチを適切に機能させる条件とみなしていることがわかる。加えて、アウ

トリーチの条件として生活困窮者の実態把握も欠かせない。そのため、定量的・定性的な調査の必要性も指摘されている（同p55）。

関連機関とのネットワークづくりに関して、自立相談支援機関につながる経路に、(1)自治体他部署からの紹介、(2)外部関係機関からの紹介、(3)自立相談支援機関が実施する出張・巡回や訪問相談等により相談受付、(4)本人が電話・来所による相談の4つを見込んでいる（同p56-59）。(2)の外部関係機関とは、ライフライン事業者（ガス・水道・電気などの事業者）、地域の事業所（新聞配達所、郵便局、クリーニング店、牛乳配達など戸別訪問により日常生活にかかわる事業所、公営住宅や民間賃貸住宅の管理人や運営企業）、地域活動団体・住民団体等（よりそいホットライン、地域の生活困窮者支援団体や当事者団体）が想定されている。(3)の相談受付については、対象者の身近な場所に出向いた出張相談、電話相談受付、メール・FAXでの相談受付、自宅や自宅付近・就労場所への訪問など多様な受付方法が挙げられている。このほか、(3)には、広報活動の方法も示されている。テレビなどのマスメディアを利用した積極的周知・広報活動、ホームページやブログの解説、SNS等による広報活動、生活困窮者がアクセスしやすい場所でのチラシ配布・掲示などである。多様な受付方法と広報活動は、自立相談支援機関へのアクセスを容易にする方法であり、アウトリーチを効果的にこなうために必要なことでもある。

次に、生活困窮者自立支援事業相談員ハンドブック（Q&A集）には、アウトリーチの具体的な方法として、(1)対象者を把握し、つながるためのアウトリーチ、(2)アセスメントのためのアウトリーチ、(3)支援のためのアウトリーチ、(4)地域づくりのためのアウトリーチが明示されている（生活困窮者自立支援事業相

談員ハンドブック編集委員会他2016：p16)。

(1) にかんして重要な点は、従来、支援の対象者ではないと思われていた方を把握することにある。具体的な方法として、行政機関からの紹介、関係機関や地域住民などからの情報で対象を把握している。

(2) とは、本人を取り巻く状況についての幅広い情報を得るためには本人との相談だけでは不十分であり、「自宅を訪問したり、実際に地域での生活の様子を見に行ったり、本人を知る人に聞きに行くなど」多様な方法で情報収集し、生活困窮者の実情を多方面から理解する必要性を示している(同p17)。アセスメントという視点は、適切なサービスにつなげるためにアウトリーチにとって不可欠なプロセスといえる。

(3) とは、さまざまな事情で相談窓口まで来所することが難しい方や支援が中断してしまっている方などに対して、こちらから出向いて行って、支援が受けられるようにしていくことを意味する。3-6の福富の研究にも出てきた非自発的(インボランタリー)クライアントに対する支援は、機関への来所を前提としたサービス提供だけでは支援を受けられない可能性もある。そのため、サービス提供を目的にアウトリーチをおこなう場合もある。

以上3つのアウトリーチは、生活困窮者自身を対象としたアウトリーチの方法である。これに対して、(4) 地域づくりのためのアウトリーチは、地域住民を対象としたアウトリーチである。このハンドブックでは、アウトリーチと地域づくりに関する基本的な考え方を以下のように述べている。長文であるが引用する。

支援を進めるうえでは、生活困窮者を早期に把握する地域のネットワークづくり(入口)、包括的な支援体制づくり、そして自立した生活を継続するための社会資源の

整備(出口)を創出する必要があります。

地域づくりに取り組む際には、個々人のニーズに対応した支援を提供するため、他分野も含めた地域資源を把握し活用すること、及び資源が不足する場合は新たに創出することが必要です。生活困窮者が排除されることのない地域社会をつくることや、生活困窮者が支えられる側から支える側に回ること、生活困窮者自立支援のシステムが地域に根付き地域の多様な課題の解決にも資するものになることなどは、自立相談支援事業における地域づくりの重要な目標となります。

(同p44)

さらに、ハンドブックによると、地域課題は個別支援分析から導き出され、地域課題を解決するには、地域づくりや地域の社会資源の構築が必要であるという。ここでいう地域の社会資源とは、「福祉関係機関のみならず保健、雇用、教育、金融、住宅、産業、農林水産業など様々な分野を含めた幅広いもの(同p44)」である。また、アウトリーチや地域住民らによる見守り活動は、「地縁組織やインフォーマル部門との連携が不可欠で、ボランティア活動を含めこれらを実施する地域の人材の把握も大切」であり、地域の社会資源の一部ともいえる。地域の社会資源を把握し、活用し、不足しているものは行政と民間団体が協働して開発していくわけだが、それには、「関係者と日ごろから積極的に関わりをもつようにすること、また具体的な連携方法を検討する場を持つこと」が欠かせない。そのためには、他分野の地域の協議会・連絡会等に参加し「顔見知り」になり、顔の見える関係を構築していく必要がある。第一歩としては、自立相談支援機関の取り組みを関係機関等に周知し、生活困窮者自立支援に関する理解を得る

こと、そして、具体的な連携方策を協議したり、勉強会、研修会、合同事例会議等の意見交換などの機会を企画・実施することが求められるという。地域資源の把握や開発とネットワークの構築には時間と労力がかかるが、生活困窮者支援の支援体制を整備するためには欠かすことのできない領域であると強調している。

以上の指摘から、生活困窮者の早期把握を可能にする地域のネットワークづくり（入口）、包括的な支援体制づくり、自立した生活継続のための社会資源の整備（出口）という一連の地域づくりに取り組むには、個別ニーズに対応した支援を提供できるようにするため、地域における多様な社会資源の把握・活用、不足している場合は創出ができる環境（地域づくり）の必要性がわかる。また、地域住民や地縁組織に加えて、インフォーマル部門との連携やボランティアを含めた地域の人材の把握がアウトリーチにとって欠かせないものであった。アウトリーチは対象者の把握のみにとどまるものではなく、さまざまな方法を通じて、ニーズのある人に必要なサービス・情報を届けるための体制づくりも含めたものである。そのために、支援組織は、関連する地域の協議会や連絡会等に参加し、顔の見える関係づくりが重要となってくる。

4. 欧米先行研究にみるアウトリーチ・サービスの理論的枠組み

4-1 欧州の国際比較分析に基づくアウトリーチの類型化

欧州のアウトリーチ・ソーシャル・ワークの実践を国際比較分析したKloppenborg（2010）では、アウトリーチを、社会サービスと接触しておらず、また、助けを受けていない危険にさらされている人を対象に、民間および公的領域

で人々の直接的な生活環境のなかで常に行われているアプローチと位置付けている。その目的は、「課題に対する解決策を模索し、適切な社会サービスへのアクセスを見つけることを助け、個人の害や環境への不便を減らすために、人々を支援すること」にある。欧州では、伝統的に、リスクのある青少年、ホームレスの人々、アルコール依存症、薬物依存症などに実施されてきたが、孤独に住む高齢者、複数の問題を抱えている家族、もしくは自分自身を無視している人々にも効果的なアプローチであるとしている。

この研究では、現行のアウトリーチ・ソーシャル・ワークを3モデルに類型化して（Kloppenborg 2010：p8-9）。第1のモデルは、課題解決策を探すためにクライアントのそばに出向く「支援モデル（Support model）」、第2は、適切なソーシャル・サービスの支援を利用していないクライアントを見つける「クライアント補足モデル（Catching clients model）」、第3は、専門職が一定の権限によって生活環境の中に介入する「選択と制御モデル（Options and sanctions model）」である。これらのモデルは、クライアントに対し自発的な接触であるか、一定の権限に基づく強制的介入であるかによって異なっている。

また、オランダの事例分析のなかで、ソーシャル・ワークにおけるアウトリーチ・アプローチのフェーズとして、定期的なソーシャル・ワークに結び付ける前段階にアウトリート・ソーシャル・ワークを位置付けている（同p66）。第1フェーズが対象者の発見、第2フェーズが信頼関係構築のためのファーストコンタクト、第3フェーズが日々の課題解決にむけた支援であり、第4フェーズは、選択と制裁を伴う条件付き支援もしくは社会サービスへのアクセスに分かれている。そして、第5フェーズが定期的なソーシャル・ワークへと橋渡しする段階となる。これらの段階的な支援プロセスのうち、

アウトリーチ・サービスは、対象者の発見にとどまらず、信頼関係の構築を経て、具体的な課題解決に向けた支援・サービス提供へと移行し、最終的には従来のソーシャルワークへと橋渡しをする各段階で異なる役割をもちながらアウトリーチがおこなわれていることがわかる。

4-2 家庭訪問の原則を示した Wasik & Bryantの研究

これまでに示した先行研究から、支援対象者の自宅や生活圏へ出向いて総合的な相談にあたるのがアウトリーチの共通点であると理解できる。ここでは、アウトリーチ・サービスうち、家庭訪問型サービスについて研究している Wasik & Bryant (2001 = 2006) をみておこう。

子供のいる世帯への家庭訪問について分析した Wasik & Bryant は、「家庭訪問」を「専門職者や関連する専門職者が家族に対して、その家庭において援助を提供する過程」と定義し、「この援助は、社会的、情緒的、認知的、教育的、あるいは保健ニーズに焦点を当て、しばしば長期的に行われる (Wasik & Bryant 2001 = 2006 : p1)」ものと位置付けている。ここでいう専門職者とは、看護師、ソーシャルワーカー、教師が主なサービス提供者であるが、医師、カウンセラー、理学療法士、言語療法士を含むほかの専門職者に加え、宗教団体の人びとや「関連専門職者や素人のワーカーも家庭を基盤にした家族サポート」も含まれる (同 p1)。また、家庭訪問には「家族援助活動に非常に役立つことが多い」と、「必要なサービスを受けることができない個人と家族に届けられる」という特徴があるという (同 p2)。

Wasik & Bryant は、家庭訪問員との共同研究を通じて、家庭訪問にとって有効な 7つの原則を示している (同 pp47-50)。第1は、家庭訪問は個別化されたサービスであるという原則で

ある。家庭に基盤をおいた介入・援助は個別化されなければならないことを意味している。個別化のためには、個人・家族の社会的、心理的、文化的、教育的、経済的、身体的・健康的特徴を考慮する必要がある。人も家族もそれぞれが唯一無二のものであるため、一般的な対処技能は非常に高い家族であっても、ある特定のストレス状況下では、特別な援助を要する場合があるという。

第2は、家族を社会システムとしての1つとしてとらえるという原則である。訪問時、家庭訪問員は個人または全体としての家族を対象とした援助であるか否かにかかわらず、家族の中の相互作用に常に注意を払っていなければならないことを意味している。

第3は、援助関係は家庭訪問員と家族員との協働関係として概念化することが適切であるという原則である。援助は家庭訪問員だけでおこなうものではなく、家族との協働に基づき実施することを強調するものである。したがって、家族はそれぞれ積極的に参加することが期待され、家庭訪問員は協働関係を成り立たせる責任を負っている。

第4は、家庭訪問員は家族の長期的・短期的ニーズに即して柔軟に対応するという原則である。家庭訪問員がニーズを把握し、自ら直接にサービスを援助するか、もしくは他の援助を求めるべきかのタイミングを判断することを意味している。そして、家庭訪問員は状況把握し、適切な決定を下すのを助けることが求められる。

第5だが、家庭訪問員は、効果的な対処スキル・問題解決スキルを活用するという原則である。これについて、家庭訪問が必要な家族は、何らかの困難な問題に直面しており、彼らの生活が貧困の結果、社会面・教育面・健康面で危機的な状態にある。家庭訪問員は、家族が自分たちのニーズや願望、それらへの取り組みにつ

いて話し合うことを援助し、彼らが効果的に問題を管理する能力と対処能力を促進していく。そして、彼らのもっている強さを土台としてその上に築き上げられる。さらに、彼らが新しいスキルを学び、必要な行動をおこなえるように援助するというエンパワメントの促進が家庭訪問に期待されている。

第6は、家庭訪問員は、現在のニーズに加え将来ニーズも考慮し、獲得した新たなスキルや態度の一般化を援助するという原則である。家庭訪問員は、現在のニーズに即したサービスを提供してストレス軽減するだけでなく、家庭訪問によって家族の将来が自立的であるか否かを常に意識するものである。

最後は、家庭訪問員が、家族に対して継続的なアセスメントを実施し、必要に応じて支援方法を修正する知識が必要であるという原則である。効果的に家庭訪問を進めるため、家庭訪問員は、家族と一緒に進めてきた作業と一緒に評価し、家族がおかれている状況と進歩に目を向ける必要がある。進歩が見えない場合は、それを妨げている要因とともに検討し、進歩があった場合は、ともの喜び、その要因は何なのかを自覚するよう援助する。

これら7つの原則をみると、サービス提供者である家庭訪問員は、一方的な介入にならないよう、クライアントと家族との協働関係を築きながら、継続的にアセスメントを実施し、将来のニーズまで配慮した課題解決が求められている。これらを兼ね備えて支援にあたることは、ワーカーにとってたやすいことではなく、ワーカー個人の研鑽のみに頼るのは無理がある。したがって、組織としてアウトリーチの継続を可能にする仕組みも重要である。

4-3 意欲に欠けるクライアントに対する直接的実践の分析 (Trotter2006=2007)

Trotter (2006=2007) は、分析枠組みに証拠基盤実践モデルを援用し、意欲に欠けるクライアント (インボランタリー・クライアント) への直接的実践^{vii}を実施しているワーカー^{viii}に焦点を合わせて、ワーカーがどのように働きかけるのが有効であるのかを検証した研究である。ここでいう「有効性」とは、「特定の結果の指標の改善」を意味している (Trotter2006=2007 p 29)。ワーカーには、法律的・監視的役割と、援助的・治療的・問題解決的役割の2つがあり、これら二重の役割について、適切なバランスを成し遂げるためにワーカーをどのように援助するかが研究のねらいでもある (同p12-13)。

ワーカーについて、1970年代・80年代には「ケースワーカー」と呼ばれることが多かったが、近年では、「ケースマネジャー」と記述されることが増えているという。「直接的サービスや治療役割よりも、むしろサービスの調整的役割を持つ傾向がある」からである (同p14)。このような見解に対する批判はあるものの、直接的実践プロセスには、ケースプランニング、ケースマネジメント、問題解決の機能が内包されており、これらの機能を分析することもTrotter (2006=2007) の焦点となっている。

トロッターの研究では、意欲に欠けるクライアントへの総合的介入モデルとして有効な4つのスキルを示している。第1は、役割の明確化である。これは、ワーカーとクライアントの役割をクライアントが理解するように支援することで、意欲に欠けるクライアントの結果を改善するために行われるものである。このアプローチは、「介入の目的、すなわちワーカーとクライアントの両者が、それぞれ何を成し遂げたいとしているのかをクライアントと一緒に探求する (同p79)」かという「継続進行するプロセ

ス」を意味する。

第2は、向社会的モデリングと強化である。これは、社会的にみて望ましいと考えられる行動をクライアントがとるよう示したり、賞賛や何らかの心理的報酬によって強化していくことを意味する。実践では4つのステップを通じて、向社会的モデリングとその強化がなされていく。つまり、(1) クライアントの向社会的なコメントと行動を特定化すること、(2) それらのコメントと行動に報酬を与えること、(3) 向社会的モデルをワーカー自ら表現して見せること、(4) 反社会的、犯罪志向的なコメントや行動に挑戦することである (同p105-126)。

第3は、協働的問題解決である。問題解決には、クライアントが定義した問題に取り組むこと、クライアントの達成しやすい目標を構築すること、目標達成のための戦略をクライアントとともに決めることが含まれる (同p35)。自発的なクライアントか非自発的なクライアントに関わらず、クライアントが問題と目標を定義するように支援することは、先行研究からも支持を受けている方法である (同p35)。

以上3つに加えて、対人関係スキルの重要性も指摘している。「楽観的な態度をもち、クライアントに耳を傾け、ユーモアと自己開示をためらわないワーカーは、クライアントに良い結果をもたらす (同p37)」という。

以上、トロッターの研究は、意欲に欠けるクライアントを重要視するワーカーへのアプローチであり、ワーカーが身につけるべきスキルを示すものでもあった。アウトリーチでは、その対象者と支援者の間の信頼関係の構築が必要であることは指摘されているが、トロッターの挙げる4つのアプローチは課題改善や生活環境の好転につながる方法であり、支援者に求められるスキルともいえよう。特に、協働的問題解決は、Wasik & Bryant (2001=2006) でも報告さ

れており、一方的な専門家視点で解決策を講じるのではなく、対象者とともに解決にあたることの重要性がわかるものであった。

4-4 コミュニティ教育戦略のなかでのアウトリーチ

Dubois & Miley (2014=2017) は、アメリカでソーシャルワーカーのコア・コンピテンシーの習得を目的としたテキストである。これによると、エンパワメント指向の実践形態であるソーシャルワークには、コンサルティング、資源管理、教育の3つの機能がある。このうち、「アウトリーチ」を教育の機能の1つとして位置付けている。教育には、「ソーシャルワーカーはクライアントに必要な多くの情報を提供」し、「情報のやりとりは意思決定を促し、コンピテンシーを強化」することに加え、「クライアントが機会や資源にアクセスする能力を高めるための、多様なスキルを教える場合もある」と、その機能を示している (Dubois & Miley 2014=2017 p318-319)。

また、教育機能を実践する方法には、学習体験と問題の予防があるとしている。前者の場合、クライアントが専門職との積極的協力者として学習に参加したいと考えており、クライアントとソーシャルワーカーが対等な関係で参加できることが双方の利益をもたらすという Lenrow & Burch (1981) の記述を引用しながら、クライアントの積極的なかわりを重視している。後者の問題の予防とは、「個人的・社会的コンピテンシーを開発するための一連の複雑な活動から成り、人のニーズがより効果的に充足されるようにソーシャルシステムを是正するもの」である。「予防という活動は、その性質上、そもそも教育的であり、社会的機能における問題の発生に先立って、一般的に大規模なグループをターゲットとして実施される」ものである

(同 p319)。

教育という機能は、ミクロ、メゾ、マクロという各レベルのソーシャルワークに含まれるものである^{ix}。このうち、マクロレベルでは、「コミュニティ教育のストラテジーを用い、一般の人々に向けて情報提供を行う」というアウトリーチを含んでいる(同 p319)。ここでいう「情報」とは、「課題の解決、スキル習得、問題の予防、社会変革のために不可欠」(同 p297)であると考えられている。アウトリーチを個人や家族に対する手法ではなく、コミュニティや社会に対する「コミュニティ教育」のための手法として位置付けている点が、Dubois & Miley の特徴的である。

ソーシャルワーカーがアウトリーチを通じておこなう教育とは、「市民を相手に、社会問題、不正義、ソーシャルサービスについての教育」であり、「さまざまなメディアと PR 活動を通じて情報を伝達」していくものである。ソーシャルワーカーによるアウトリーチの推進は、「市民が社会問題と、これに関連するソーシャルサービスについての知識を広げられるよう支援する」ことであり、ヘルスケア、病気、ストレスなど「さまざまな領域の問題に対する人々の認識を高」め、一般の人々が「非公式および公式の資源により迅速にアクセスできるようになる」ことをねらいとしている。この結果として、「予防的行動」の推進にもつながるのである(同 p322)。

Dubois & Miley での指摘に関連し、田中千枝子は、ミクロレベルでの相談援助だけでは十分に問題の改善につながらない場合もあり、メゾレベルとマクロレベルでソーシャルワークを展開することは、問題構造を解析し、国家レベルの課題の変革につながるとしている。そして、「地域や組織のメゾで生じていた問題が軽減し、ミクロレベルでの個別の直接相談がしやすくな

るといったマクロからメゾ・ミクロに降りる活動に結び付く」ことを指摘している(田中 2011 : p124)。これが、アウトリーチによる地域づくりの意義といえよう。これらの取り組みを通じて、地域住民や市民の意識に働きかけ、彼らがクライアントの直接的な援助者として、また、「制度改革などのソーシャルアクション」をおこなうアドボケートやアクティビストとしてその役割を担えるようなソーシャルワーカーになることを期待していた。

4-5 地域に根差した組織を重視するアメリカでのアウトリーチ・サービスの実践

Stuen (1985) では、高齢者向けサービスに関するサービスデリバリーの構造形態、アウトリーチの戦略・対象集団、効果的なアウトリーチの障壁に関する分析が行われている研究である。そのなかで、アウトリーチの定義と目的についても触れられている。

Stuen は、アウトリーチを「ニーズのある人々を適切なコミュニティ・リソースにつなぐための取り組み」と位置づけ、「情報・照会サービスをエージェンシーやセンターからコミュニティに持ち出す」ことを特徴としているという(Stuen 1985 : p88)。したがって、アウトリーチは、従来、専門機関のなかでおこなわれてきた情報・紹介サービスを、コミュニティのなかで提供することで、コミュニティ・リソースの活用へと結びつけるものと捉えている。

高齢者は、フォーマルなサービスネットワークに加えて、主要なサービス提供者として家族ネットワークに頼っていることから、アウトリーチ戦略に、家族・非家族サポートネットワークを含めることが最適であることを指摘している(同 p87)。家族による非公式なサービスネットワークは、フォーマルなサービス組織にとっても価値あるものと認めており、ボラン

ティア団体や宗教団体らはインフォーマルなネットワークの形成やインフォーマルな支援の育成に貢献している。専門機関とは異なる家族や非営利組織、コミュニティ組織をアウトリーチ戦略の含めることの重要性を指摘したものである。

さらに、アウトリーチには有能なスタッフやボランティアの採用と訓練が重要であるという(同p89)。アウトリーチの提供主体は、地域社会のあらゆるサービスを認識し、ニーズを正確に評価し、適切な紹介と関連付ける能力が求められる。一般的な戦略としては、個別訪問、電話連絡、手紙、印刷物の配布が考えられる。そしてアウトリーチは、ニーズを持った潜在的なサービス利用者、つまりハイリスク者を対象としたものと、地域住民全体を対象としたものがあるとして、アウトリーチの2つの側面を押された捉え方となっている。

Stuenでは、コミュニティ・リソースの活用の観点から、フォーマルな高齢者向けサービスだけでなく、インフォーマルな家族介護者の存在を重視している。フォーマルなサービス、インフォーマルなケアの両方を高齢者のサポートネットワークとみなし、これらに対してアウトリーチすることで、コミュニティ・リソースの活用拡大につながると考えている。

5. アウトリーチ・サービスの理論的枠組みに関する考察

これまでにみてきた16本の先行研究のアウトリーチに関する捉え方をふまえ、アウトリーチ・サービス・モデルを、対象者、提供主体、役割・機能、目的の4点から分析・考察していく。その後、アウトリーチの定義を導出していく。

5-1 アウトリーチ・サービスの対象者

アウトリーチは誰に対して行われるのだろうか。その答えは、アウトリーチがその目的に応じて、サービスにつながらなければ孤立した生活が続く可能性のあるハイリスクなクライアントとその家族と、非ハイリスク状態にある地域住民を対象としたものがあるといえよう。ここでは、予防医学や公衆衛生(疫学)分野で用いられているアプローチを援用し、前者をハイリスク・アプローチ、後者をポピュレーション・アプローチ⁵ということとする。

日本の「健康日本21⁶」では、「健康障害を起こす危険因子を持つ集団のうち、より高い危険度を有する者に対して、その危険を削減することによって疾病を予防する方法を高リスクアプローチ(High risk approach)」と呼ぶ。このアプローチでは、生活を維持するうえで困難が顕在化している、あるいは顕在化する恐れがあるハイリスクな個人と、彼らと生活を共にする者(主に家族)を対象にアウトリーチがおこなわれる。具体的には、専門機関へのアクセスが困難な者や非自発的なクライアントとその家族の生活圏(自宅など)に直接赴き、サービス利用へと働きかけるアプローチである。一方、後者は、対象をハイリスク者らに限定せずに集団へ働きかけるアプローチであり、地域全体への啓発・学習機会を提供するものである。これらのアプローチの違いは、3・4節で示した多くの先行研究の見解から読み取ることができる。

このようにアウトリーチのアプローチには、対象者別にハイリスク・アプローチとポピュレーション・アプローチがあるわけだが、アウトリーチは対象別に分断しておこなうものではない。ハイリスク状態にあるものと家族に対する個別のアプローチを有効に機能させるためにも、ポピュレーション・アプローチが不可欠なものである一方、ハイリスク・アプローチの対

象者だったものが、生活の好転と課題因子の軽減により、援助者としてポピュレーション・アプローチの底上げを担うこともある。したがって、これらのアプローチは相互に影響しあって相乗効果をもたらすものと捉えられる。

また、ハイリスク・アプローチについては、ハイリスクな状態になる個人だけを対象とするのではなく、その家族も含めてアウトリーチを行うホール・ファミリー・アプローチの視点も指摘されている（田中2009、大島2011、久松他2016など）。アウトリーチというサービスモデルの特徴から、ハイリスク者の生活圏に訪問するため、専門機関へ訪問した時よりも日常生活をみることができるといえる。生活の中にある課題因子は、本人に由来するものだけでなく、家族や職場などに由来するものもある。また、ハイリスクな状態にある者が自ら語る場合もあるが、うまく言語化されず、援助者が見落としてしまう情報もあるため、自宅などへ訪問することで非言語情報を収集することができる。さらには、家族や周囲の人が困難を抱えて、何らかの支援が必要な場合もあるため、その実情も把握できる。ハイリスク者に限定した援助よりも家族全体を通じた援助のほうが、課題を掘り下げて理解でき、援助内容もより適切なものにするため、家庭全体のエンパワメントが促進されることが期待できる。

5-2 アウトリーチ・サービスの提供主体

次に、アウトリーチ・サービスの提供主体についてみてみよう。今回分析した先行研究の多くでは、ソーシャルワーク分野であったため、ソーシャルワーカーを主な提供主体として捉えているものが多かった。しかし、アウトリーチの実践では、チームで取り組むことを重視している実践が少なくない。その一例が、アメリカのモデルを参考に日本でも実践されている精神

障がい者向けの包括型地域生活支援プログラム（Assertive Community Treatment; ACT）である。ACTでは、看護師、精神保健福祉士、心理療法士、ピアスタッフ、精神科医がスタッフとして参加していた（伊藤2015：p18）。ピアスタッフの存在は、「支援のバリエーションの幅を増し、チームの柔軟性を高め」る役割を果たすという（同p41）。ピアスタッフの存在は、自身の経験から、他のスタッフとは異なる支援アプローチができる可能性や、良きロールモデルの提供など、支援の受け手に与える影響が大きい。それに加え、他の支援者に対しても、「リカバリー」や「ストレングス」といったソーシャルワーク理論を具現化した存在がそばで働くことで、エンパワメントの過程を実感することもできる。

また、アウトリーチの提供主体は、各政策分野の専門機関に属する専任スタッフに限ったものでなく、ボランティアなどの準専門家の活用や、コミュニティ団体や非営利組織もアウトリーチにとって重要なアクターであることが指摘されていた。これらの個人・組織は組織化・ネットワーク化を通じて地域づくりに貢献することとなる。

5-3 アウトリーチ・サービスの役割・機能

アウトリーチ・サービスの役割・機能についてだが、久松・小野寺（2006）にあるアウトリーチの役割の定義、伊藤（2015）のケースマネジメントのプロセス、福富（2015）などから整理していこう。まず、ハイリスク者向けのアウトリーチ・サービスは、ケアマネジメントの各段階で行われる方法であり、主要な役割として以下の7つがあった。(1) 対象者の把握、(2) エンゲージメント（対象者と援助者との信頼関係の構築）、(3) アセスメント（対象者とその家族のニーズ把握と評価）、(4) プランニ

ング（サービス利用の計画、対象者・家族と援助者の協働作業に基づく計画）、(5) サービスの実施時、直接提供するのが他機関の場合、その機関との調整、(6) モニタリング（ふりかえり・経過観察時にアウトリーチを用いたモニタリング面接）、(7) 地域づくりである。(1) から(5) については複数の文献でこれらの役割が確認できたので、ここでのさらなる言及は省略し、(6) (7) についてのみ補足することとする。

(6) について、自宅などの生活空間でのモニタリングは、クライアントの生活実態やサービス利用後の生活の様子を理解しやすい環境であるとともに、家族からも近況を確認することもでき、多様な情報が収集できる。また、各種サービス利用が行われている場合、担当者のところを訪れ、さらなる情報収集や情報共有をし、今後の支援について協議することもアウトリーチには含まれていた。つまり、対象者に関する情報把握、フォーマルかインフォーマルに関わらず援助者との情報共有や今後の支援方法になど多様な情報を収集する機会としても有効といえる。

(7) について、地域住民という集団を対象としておこなうアウトリーチは、地域づくりという最終的な目的のためにおこなわれるサービスに集約することができる。具体的な内容は、地域住民への啓発活動や学習機会の提供、住民組織やボランティア組織の形成、これらの組織と既存の機関とのネットワーク化などであった。ミクロ的な相談援助、サービス提供だけでは、社会構造上生み出される問題の根本的な解決に働きかけることは困難である。社会構造上の問題をアセスメントし、社会制度や政策の欠陥や不調整などから生じる社会構造上の問題を見極めて、改善していくためには、ソーシャルアクションを通じた社会変革も必要である。それに

は、社会で生じている問題や社会制度・政策の存在や実態を知ることから始まり、その学びの機会としてアウトリーチがあるのである。米国のコミュニティソーシャルワークでは、「アウトリーチ」というと「地域づくり」を意味することが一般的である^{xxii}。Dubois & Miley (2014 = 2017) では、9章の「ソーシャルワークの機能と役割」のなかで、ジェネラリスト・アプローチとしての一環としてアウトリーチ教育を位置付けていた。

このような考え方は開放型エコシステム論からきている。地域づくりという機能は、ハイリスク者に対するアウトリーチの機能とは性質が異なるようにみえる。しかし、ポピュレーションアプローチは、地域内で生じる問題を軽減することや、個別の援助対象者を見つけやすくなることにもつながり、インフォーマルな見守り機能を高める。したがって、社会構造上生み出される問題に対して、根本的に働きかける方法として、地域づくりをめざしたアウトリーチは有効であるといえる。

これに対し、地域づくりは長期間を要するものである。行政や専門職だけでは対応できることが限定的であるため、長時間かかることを危惧し、地域づくりに取り組まないとする、非自発的な人と家族の課題が深刻化してしまう可能性もある。

5-4 アウトリーチ・サービスの目的

アウトリーチ・サービスは何のために行われるのか。アウトリーチの目的について、先行研究の定義からだけでは捉えることは困難な部分であるが、目を通した文献の中にはそのヒントが隠されていた。それは、自己決定を可能とする環境整備と民主的な対話の実現にむけたエンパワメントである。

準市場化が進む中、自立支援サービスが重視

している自己決定権の尊重を実現するは、「本人に十分な情報が与えられ、自分が置かれている状況や将来の見通しについての情報が確保されている（伊藤2003：p103）」という前提条件を保障する必要がある。「最終的な決定権は本人にある」ことを意味した自己決定を可能にするには、「コミュニケーションの持つ機会を失い、情報の収集と吟味がしにくい状態になっている場合、本人の自己決定権を支えるためには、むしろ、不足しがちな情報の提供とその吟味の支援をすること」が求められる。自己決定権とは、「社会との関係をまったく度外視して孤立した個」を生み出し、「他人からの一切の干渉なしに自分だけで決める」ことを意味しているのではない。「人の話を聞きながら自分の考えを形成する、自分の意見を述べながら相互に考えを練る、という民主主義社会の対話過程」を基礎に保障されるものである（同p103）。

このことから、自己決定を可能にするエンパワメントがアウトリーチ・サービスの目的の1つと考えられる。伊藤（2015：p59）では、このような民主的な対話過程が「『危機の状態』を未然に防いだり、発生してしまった場合の対応をより円滑にすることが出来る」と、自己決定のための対話の意義を指摘している。また、大島（2011）では「非対立的対応」という表現をし、民主的な対話を前提にした対等な関係性のなかでの援助を行うことの必要性を指摘している。

一方、先行研究では、地域住民や市民の意識に働きかけることは、専門機関の下請けとして専門家だけでは収集できない情報を提供する者を育成するだけでなく、ソーシャルアクションの担い手として、つまりアドボケイトやアクティビストとしての役割を期待していた。田中（2011）もこの点をアウトリーチの目的として明示していた。これは民主的な市民参加の方法

でもあり、対話による現状理解と課題解決が求められる。したがって、ポピュレーション・アプローチにとっても、民主的な対話を通じたエンパワメントは目的と位置付けることができよう。

5-5 アウトリーチ・サービスの定義

多くの研究で、アウトリーチの定義は定式化されていないと指摘されていた（久松他2016など）。しかし、これまで蓄積された研究成果の分析から、アウトリーチ・サービス・モデルに共通する項目は得られたと考える。これまでの考察を踏まえ、本稿では、ハイリスク・アプローチとポピュレーション・アプローチという2つのアプローチがアウトリーチ・サービスにあることを認識し、かつ、対象者、サービス提供主体、役割・機能、目的を明確にすることを重視し、概念的定義と操作的定義に分けてアウトリーチ・サービスの定義を示す。

【概念的定義】

アウトリーチ・サービスとは、サービス提供主体が対象者の生活空間に出向き、各種情報提供・総合的な相談をおこなうことを通じて、生活上の課題解決を促進するとともに生活状況や意識の好転につなげること

続いて、操作的定義は、ハイリスク・アプローチとポピュレーション・アプローチに分けておこなう

【操作的定義】

(1) ハイリスク状態にある者と、彼らとともに生活している者を対象におこなうアウトリーチ・サービスでは、援助者が自宅や学校、職場などの生活空間に出向き、民主的な対話手法

を取り入れながら、対象者と援助者との信頼関係の構築、実態把握、アセスメント、対象者と援助者が協働したサービス利用計画の策定、サービスの実施、経過観察、事後評価・効果測定、フォローアップという一連のケアマネジメントのなかで社会資源につなげ、対象者の自己決定を可能にするエンパワメントを行い、生活上の問題解決を促進するとともに、生活状況や意識が好転的に変化していくことを目指した継続的な相談支援サービスのこと。また、自宅内でおこなう具体的なサービスの提供（訪問介護、訪問看護）の一部もアウトリーチ・サービスに含まれる場合がある。

- (2) 地域住民、ボランティア組織やコミュニティ組織を対象におこなうアウトリーチ・サービスでは、援助者・援助機関が地域に出向いて行う広報活動、学習活動、調査活動を通じて、社会課題や制度・社会資源に対する理解を深め、予防的支援を行うとともに、アクティビストやアドボケーターとして社会変革に関わる人材を育成し、組織化を支えたり、それらの人や組織（既存の機関を含む）のネットワーク化をするなど、地域づくりに関わるサービスのこと。

6. アウトリーチ・サービスの条件

前節で、本稿の最大の目的であったアウトリーチ・サービスの定義をおこなうことができたが、アウトリーチ・サービスを適切に機能するためには、その前提条件となる基盤整備が求

められる。本稿における最後の考察として、アウトリーチ・サービスが機能する条件を考えていく。

座間（2001）では、職員に関する要因（職員の意識の高さ、職員の数）、サービスに関する要因（個別的ニーズに応える工夫や柔軟性の必要性、母体施設のサービスの質・量）、組織的要因（申請代行等、サービス提供における実質的権限を持っていること、医療・保健・福祉サービスとの連携）、地域の状況が挙げられていた。また、久松・小野寺（2006）では、質の高いサービス水準の確保、属人的なサービス内容とならないよう組織的な情報共有体制の整備に加え、ホールファミリー・アプローチを実践するうえで、ケアの対象となる当事者だけでなく、その家族を支援するサービスの確保も求められている。これら点は、伊藤（2015）でも指摘されていることである。そのうち、組織的な情報共有体制の整備に関しては、精神障がい者を対象に多職種のアウトリーチチームでおこなう地域生活支援をする中で、1人で抱え込まず、チームで対応することを勧めている。

以上の先行研究から、アウトリーチ・サービスが機能する条件として、次のものをあげられていた。つまり、サービス提供者に対する学習機会の確保（スタッフ研修システムの確立）、ハイリスク者とその家族への個別支援でその援助内容の妥当性を検証するケース会議の実施（援助内容の妥当性の検討）、対象者のためのサービスの充実、関連機関とのネットワークづくりである。

アウトリーチ・サービスはハイリスク者と家族にとって有効な手段であることなどは指摘されているものの、サービス提供者にとっては、対象者の生活空間というアウェイな状況下で援助にあたることから、心身の負担が大きな援助方法でもある。したがって、アウトリーチ・

サービスが成果を生み出すには、組織全体でアウトリーチ活動の必要性を理解し続け、組織内でサービスを継続できるための条件整備にあたることで、サービス提供者が活動しやすくなる。これはサービス・モデルの実効性を考えると、重要な点である。

一方、ハイリスク・アプローチに関しては、サービス対象者の特性から、継続的なかわりが不可欠であり、長期的にサービスを提供することで初めてその成果が目に見えてくるという性格をもっている。また、ポピュレーションアプローチでも、座間（2001）の指摘どおり長時間を要する。そのため、アウトリーチ・サービスは時間的にも労力的にもコストのかかるサービス手法ともいえる。しかし、ハイリスク者とその家族のエンパワメントや生活状況の好転、地域づくりというのは、一朝一夕で実現するものではなく、継続的なかわりのなかで作り上げられていくものである。したがって、長期的・定性的な変化を組み込んだ評価システムの確立も求められよう。

おわりに

本稿では、ポスト福祉国家体制の下、多様で複合的な課題を抱えた人々への自立支援のなかで注目されているアウトリーチ・サービス・モデルの構造を理解するため、先行研究の比較分析を通じたアウトリーチ・サービスの定義をおこなった。あわせて、アウトリーチを適切に機能させるための条件についてもまとめた。アウトリーチの理論的な枠組みを検討する基礎資料を示すことができたと考えている。今後は、アウトリーチ・サービスの実証研究につなげていく予定である。

引用文献（URLの後に付した日付は最終閲覧日を示している）

- 石黒暢（2014）「デンマークにおける予防的家庭訪問に関する考察—福祉情報化の視点から」『社会政策』第5巻第3号、pp137-148
- 伊藤順一郎（2003）「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン—精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか」（こころの健康科学研究事業：地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究）、国立精神・神経医療研究センター <https://www.ncnp.go.jp/nimh/fukki/documents/guide.pdf>（2018年10月10日）
- 伊藤順一郎（2015）「研究から見てきた、医療機関を中心とした多職種アウトリーチチームによる支援のガイドライン」 <https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/fukki/documents/or170817.pdf>（2018年10月10日）
- 大島巖・平直子・丸山由香（2000）『ホームヘルプガイドラインに基づく精神障害者ホームヘルプサービスの進め方』精神障害者社会復帰促進センター
- 大島巖（2004）『ACT・ケアマネジメント・ホームヘルプサービス—精神障害者地域生活支援の新デザイン』精神看護出版
- 大島巖（2011）「いま、なぜアウトリーチか—対応すべきニーズと対象層、期待される役割、発展可能性—」『精神科臨床サービス』第11巻第1号、pp6-10
- 金子勝（2004）『思考のフロンティア 市場』岩波書店
- 金田耕一（2014）「ポスト福祉国家の展望」、日本大学経済学部『経済科学研究所紀要』第44号、pp111-121、<http://www.eco.nihon-u.ac.jp/center/economic/publication/journal/pdf/44/44-1-8.pdf>（2018年11月9日）
- 倉石哲也（1999）「第1章 ケースワーク援助の方法と技術」（第2部）、太田義弘『ソーシャルワーク実践と支援過程の展開』中央法規出版
- 厚生労働省（2018）「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル—介護者本人の人生の支援—」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000307003.pdf>（2018年11月

- 9日)
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 (2015) 「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000362615.pdf> (2018年11月20日)
- 小松源助・山崎美喜子・田代国次郎・松原康雄 (1979) 『リッチモンドソーシャル・ケースワーカー「社会的診断論」を中心に』有斐閣
- 西郷泰之 (2007) 『ホーム・ビジティング 訪問型子育て支援の実際—英国ホームスタートの実践方法に学ぶ』筒井書房
- 佐橋克彦 (2008) 『「準市場」の介護・障害者福祉サービスへの適用』、『季刊・社会保障研究』Vol.44, No.1、pp30-40
- 座間太郎 (2001) 「在宅介護支援センターにおけるアウトリーチ実践に関する研究」『ソーシャルワーカー』6号
- 鈴木奈穂美 (2011) 「釧路市の自立支援プログラムと社会的排除／包摂概念」『専修大学社会科学研究所月報』582号、pp36-58
- 生活困窮者自立支援事業相談員ハンドブック編集委員会・日本総合研究所 (2016) 「生活困窮者自立支援事業相談員ハンドブック (Q&A集)」 <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/20160523handbook.pdf> (2018年11月10日)
- 田中千枝子 (2011) 「第4章 相談援助の過程」、『社会福祉学習双書』編集委員会、『社会福祉援助技術論Ⅱ—相談援助の理論と方法』(改定第2版)、全国社会福祉協議会、p112-154
- 田中英樹 (2009) 「アウトリーチ—その理論と実践例—」『コミュニティソーシャルワーク』3号、pp32-41
- 根本博司 (2000) 「援助困難ケースと向き合うソーシャルワーカーの課題」『社会福祉士』7、pp129-139
- 久松信夫・小野寺敦志 (2006) 「認知症高齢者と家族へのアウトリーチの意義—介護保険下における実践の役割と条件」『老年社会科学』第28巻第3号、2006年10月、pp297-311
- 久松信夫・小野寺敦志・加藤伸司・矢吹知之 (2016) 「地域包括支援センターにおける認知症高齢者と介護家族へのアウトリーチ機能の検討」『日本認知症ケア学会誌』第14巻第4号、pp780-791
- 福富昌城 (2011) 「ソーシャルワークにおけるアウトリーチの展開」『ソーシャルワーク研究』第37巻第1号、pp34-39
- 福富昌城 (2015) 「第7章 相談援助のためのアウトリーチの技術」社会福祉養成講座編集委員会『相談援助の理論と方法Ⅰ』第3版、pp155-165
- 北海道総合研究調査会 (2014) 「生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き」 <http://www.hit-north.or.jp/houkokusyoyo/2013seikatsushientebiki/00all.pdf> (2018年11月10日)
- Dubois, B. L., Miley, K. K. [2014] “*Social Work: An Empowering Profession*,” 8th edition, Person Education, Inc. (北島英治監訳・上田陽介訳、『ソーシャルワーカー人々をエンパワメントする専門職』明石書店、2017年)
- Kloppenbunrg, R., Hendriks, P. [2010] “Outreach Approaches in Social Work: An International Perspective” Hogeschool Utrecht, Centre of Social Innovation
- Stuen, C. [1985] Chapter VI Outreach to the Elderly: Community Based Services, George S. Getzel and M. Joanna Mellor “Gerontological Social Work Practice in the Community,” pp85-96
- Trotter, C. [2006] “Working with Involuntary Clients: A Guide to Practice, 2nd ed.,” SAGE Publications Ltd (清水隆則監訳『援助を求めないクライアントへの対応』2007、明石書店)
- Wasik, B. H., Donna M. B., 2001, *Home Visiting*, 2nd edition, Sage Publications, Inc. (杉本敏夫監訳『ホームビジティング—訪問型福祉の理論と実際』2006、ミネルヴァ書房)

ⁱ 子育て世代包括支援センターとは、2014年に閣議決定された「まち・ひと・しごとと再生総合戦略」で示された名称で、その後、2016年の改正母子保健法により、法律上は「母子保健包括支援センター」と呼ばれ、2017年度から市町村に設置することが努力義務とされた機関である。厚生労働省母子保健課の調査によると、2018年4月1日現在で、全国761市区町村に1,436か所設置されている。2020年度までに、地域の実情を加味しながら、全国展開を目指し

- ている。
- ii 地域包括支援センターは、2005年10月の改正介護保険法で創設され、各市町村に設置された機関である。主に高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関（介護保険法第115条の46）であり、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関でもある。主な業務は、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアシステム支援業務があり、制度横断的な連携ネットワークを構築してこれらの業務が実施される。
 - iii 御用聞き訪問とは、援助者側から積極的に地域や家庭に出かけて声を拾うことで、ニード充足状況の評価や不都合事項の修正ないし新しいニード発見に主眼が置かれている（田中2009 p40-41）
 - iv アリナミン訪問とは、安否確認、声掛けなどを主眼に置いた訪問である（田中2009 p41）。
 - v 呼び出し訪問とは、地域住民や利用者からの注文があった場合に行うアウトリーチである（田中2009 p41）
 - vi 福富（2015）では、非自発的クライアントを「インボランタリー・クライアント」と表現しているため、本セクションでは福富の表現を尊重して研究内容を整理している。
 - vii 直接的実践（direct practice）とは、「コミュニティ・デベロップメント、政策やマネジメントには付随的にしかかかわらない」もので、意欲に欠けるクライアントに対処するワーカーが実施している「個人や家族に日々直接的に関わる仕事」と指す（Trotter 2006=2007 p13）。
 - viii 意欲に欠けるクライアントに対処するワーカーとして挙げられているのは、保護観察官、児童保護ワーカー、精神科クリニックのワーカー、薬物カウンセラー、ユースワーカー、学校福祉スタッフ、ドメスティック・バイオレンス・カウンセラー、家族支援ワーカー、家族カウンセラー、高齢者にかかわるワーカーである（Trotter 2006=2007 p13）。
 - ix Dubois & Miley [2014=2017]では、「個人と家族」を対象とした個別的な直接支援をおこなうマイクロレベル、「公式集団と組織」とのかかわりに焦点をあてたメゾレベル、制度や政策など社会構造上の問題を是正するため「コミュニティと社会」に焦点をあてたマクロレベルに分けてとらえている。
 - x ポピュレーション・アプローチの重要性を指摘した研究では、ジェフエリー・ローズ（Rose, Geoffrey）による「予防医学のストラテジー（The strategy of Preventive Medicine）」（1992年、Oxford University Press）が有名である。邦訳は1998年に曾田研二・田中平三監訳で医学書院より発行されている。
 - xi 厚生労働省が策定した「健康日本21」ではポピュレーション・アプローチを採用し、政策の転換を図ったことが知られている。「健康日本21」の推進にあたっては、ソーシャルマーケティングの活用をうたっており、「一対一のサービス」「小集団による働きかけ」に加えて、「マスメディア」の活用を明示している。なお、そのアプローチには特定の企業や個人に対する利益の拡大ではなく、社会全体の利益や福祉の増進をめざしたマーケティングという意味もある。
 - xii これに対し、欧米では自宅へ訪問するタイプのアウトリーチ・サービスを「ホームビジティング」と呼ぶ（西郷2007）。

東日本における養蚕業の発展と繭価動向 — 1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討 —

高梨 健司

はじめに

本稿では、幹線鉄道網の整備（道路、電信を含む）及び北東北地域では県による戦略的対応（繭市場の設定や乾繭所の建設補助など）によって、東日本府県において1900年代半ばに繭市場が完全に統合し、原料繭価格の差は消滅した、と主張する中林真幸説の再検討を目的としている。

中林説では、幹線鉄道網の整備によって中部地域、北関東地域、南東北地域といった先進養蚕地域には地方繭市場（繭集散地）が発達し、繭取引の中心は繭市場にあった。長野県上田繭市場においては常時、電報によって横浜の生糸価格が齎され、繭価格は生糸価格に合わせた調整が行われていたほか、庭先で繭を売却する養蚕農民も上田繭市場の価格動向に応じた販売価格を設定していた、という⁽¹⁾。

上田繭市場の一例をもって、上述の事柄が全ての繭市場（繭集散地）に当てはまるとは限らないであろう。長野県において、小諸大繭市場・丸子大繭市場と並ぶ上田大繭市場と県内及び東日本諸府県の中小繭市場（繭集散地）を同様に捉えることが果たして出来るのであろうか。実証面での十分な研究が必要となろう。中林氏の主張が正しいとすれば、県内各地の繭市場の価格は近似するであろうが、現実には後述の如く、長野県内の繭市場間には繭価格差が歴然と存在しているのである。長野県外においても同

様である。

また、『信濃毎日新聞』をはじめとする新聞が、長野県、群馬県、埼玉県各地の繭市場の価格情報を毎日、掲載するので、繭市場から遠い地域にも、2日程度の時間差をもって、価格情報は共有されてしまう。それゆえ、繭価格は生糸価格に連動してしまい、製糸家が収奪的な低価格で購入することはできない。」と述べている。養蚕農民が繭市場の価格情報を知り得る新聞とは、『信濃毎日新聞』以外にどのような新聞を指しているのであろうか。中林氏の主著『近代資本主義の組織』の文献欄に掲載の新聞は、本文記載の『信濃毎日新聞』のほか『中外物価新報』と『中外商業新報』のみである。これに未掲載の『時事新報』を加えるとしても、長野県、群馬県、埼玉県以外の東日本諸府県の養蚕農民は、如何なる新聞によって繭市場（繭集散地）の価格情報を毎日充分に知り得ていたのか不明である。特に東北地方の養蚕農民は、等しく繭相場の価格情報を製糸家と価格交渉できるほどに入手し得たのであろうか。その価格情報の内容（質・量）が問題である。中林氏には広く養蚕農民に行き渡る新聞の発行部数、配付範囲などの明示が無い。中林氏は、新聞購読者としての個別養蚕農民の具体的事例分析を欠いている。抑々繭市場の価格情報を新聞に依って養蚕農民が全て広く共有できるほどの資力の持主であろうか。新聞購読者は、養蚕農民の中でも上層農民に限られていよう。埼玉県大里郡

新会村の上層農民・正田国太郎家（1899年耕宅地5町歩余所有）は、1895（明治28年）10月より約4年間毎月『農業雑誌』（月3回発行）を購読しているが、新聞は購読していない⁽²⁾。『農業雑誌』には生糸相場、各地蚕況、生糸商況などを掲載しているが、毎日の繭価格情報を知り得る程では無い。正田家の養蚕農民としての選択・行動は、繭販売面においては生糸＝繭相場が好況時には生繭販売、生糸＝繭相場が不況時には乾繭販売に変えたり、また繭取引先を繭価動向により繭仲買人から繭問屋（＝製糸家の繭買入所）や製糸場取引に変更したり、或は生糸の製造販売や夏秋蚕飼育の導入などである。乾繭販売や生糸の製造販売に依っても好ましい結果をもたらすことはなかった。生糸＝繭相場の盛況に期待する側面が大きかったのである。養蚕農民の経営に関する中西僚太郎氏の中島家（茨城県結城郡西豊田村）の研究においても、新聞の繭価格情報に基づいた繭売却交渉などについての記述は見られない⁽³⁾。中島家は、1900年代の一時期には座繰製糸業に従事し、碓氷社西豊田組の組合員となっている。中林氏は、これまでの蚕糸業研究史を軽視し、独断的主張に終始しているのではないだろうか。遍く日本近代蚕糸業史研究を獵渉し、従来の研究成果を取り入れた見解を展開することが望まれる。

一方で、製糸家の中で著名な長野県諏訪郡の大製糸家・片倉組は、1905（明治38）年に繭出張所を長野県内（飯田町、篠ノ井町）のほか、山梨県、埼玉県（大宮町、熊谷町）、茨城県（下館町、龍ヶ崎町、土浦町）、千葉県（千葉町、佐原町）、東京府（八王子町）、神奈川県（保土ヶ谷町）、新潟県、宮城県（仙台市）、北海道（岩見沢村）、徳島県に設置する⁽⁴⁾。片倉組の繭購範囲は、北は北海道から南は徳島県に及ぶ。長野県上田町に片倉組の繭出張所は無。中林氏が東日本府県から排除した北海道岩

見沢は、道内最大の繭集散地である。片倉組が1903（明治36）年に北海道岩見沢に繭出張所を設置する以外に、山十組（小口吉三郎）も1912（明治45）年に岩見沢町にて繭500貫（価格2,250円）を購入している⁽⁵⁾。片倉組大宮繭出張所所属の繭買入所24ヶ所、熊谷繭出張所所属の繭買入所7ヶ所、下館繭出張所所属の繭買入所7ヶ所（下妻、高道祖、豊田、鯨、水戸、助川、大宮）、龍ヶ崎繭出張所、土浦繭出張所所属の繭買入所7ヶ所（有賀、玉造、麻生、江戸崎、古渡、須賀津、木原）、千葉繭出張所所属の繭買入所9ヶ所（船橋、本納、大網、東金、野手、八街、旭町、大東、野田）、佐原繭出張所所属の繭買入所10ヶ所（笹川、笹本、桜井、神崎、金江津、荒海、憩休、大舟津、津賀、山田）、八王子繭出張所所属の繭買入所8ヶ所（八王子町、溝ノ口、砂川、府中、小川、羽村、拝島、恩方）、保土ヶ谷繭出張所所属の繭買入所3ヶ所（川崎、田村、大曾根）、仙台繭出張所所属の繭買入所3ヶ所（中村、弘前、山形）が存在した。

明治30年代前半の関東地方における主要繭集散地の中で、片倉組が繭出張所・繭買入所を設置した繭集散地は、埼玉県に5ヶ所、茨城県に3ヶ所、千葉県に2ヶ所であった⁽⁶⁾。1905（明治38）年には片倉組繭買入所は、上記の如く夥しい数に上り、各繭出張所所属の繭買入所数から見て、埼玉県大宮町を主要根拠地として関東地方各地で繭活動を行っていた。竜上館（後の山十組と笠原組）の繭根拠地は鴻巣町、片倉組同様開明社所属の山一林組（林瀬平家）は熊谷町であった。諏訪郡大製糸家は繭根拠地を異にして競争回避を図っていたのであろう。片倉組の大宮繭出張所所属の繭買入所は、埼玉県東南部の新興養蚕地帯の北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡に集中している。また、片倉組の熊谷繭出張所所属の繭買入所は、同じ

く埼玉県東南部の新興養蚕地帯の北足立郡、北埼玉郡及び群馬県館林町に設置していた。

1902（明治35）年発行の田口浪三編『埼玉県営業便覧』に依れば、片倉組が埼玉県内に購繭出張所・繭買入所を設置した蕨町（北足立郡）、川口町（北足立郡）、草加町（北足立郡）、志木町（北足立郡）、菖蒲町（南埼玉郡）、杉戸町（北葛飾郡）には何れも繭問屋（糸繭商）は無く、鳩ヶ谷町（北足立郡）、忍町（北埼玉郡）、越ヶ谷町（南埼玉郡）、大宮町（北足立郡）に各1軒、与野町（北足立郡）、栗橋町（北葛飾郡）に各3軒、岩槻町（南埼玉郡）に5軒、粕壁町（南埼玉郡）に7軒、羽生町（北埼玉郡）に8軒、熊谷町（大里郡）に25軒存在していた。片倉組は、上記諸町以外に10村（北足立郡石戸村、同郡白子村、北埼玉郡太田村、同郡大越村、同郡北荻島村、南埼玉郡川道村大字大口、同郡太田村大字吉羽、同郡大山村、北葛飾郡吉川村、同郡吉田村大字惣新田）に繭買入所を設置している。斯くして、片倉組の主要な繭買入所は、県東南部の新興養蚕地帯に繭市場の新天地開拓を強力に推し進めていったことが窺える。上田繭市場とは大分様相を異にしているといえよう。関東地方における上記主要繭集散地の中で、埼玉県以外に片倉組が1905（明治38）年に購繭出張所・繭買入所を設置した市町村は、茨城県の下館町、龍ヶ崎町、土浦町、水戸市の各大繭市場と千葉県の子葉町、東金町の中小繭市場に限られる。その他は、関東地方小都市特に農村に数多く設置されていた。片倉組は、熊谷・下館・龍ヶ崎・土浦・水戸各大繭市場及び関東地方各地の中小繭市場における取引のほか、特に数々の村に設置した繭買入所を介して積極的に養蚕農民と直接取引を行っていたのである。それらは、言わば片倉組の独占市場であったといえよう。諏訪製糸業における最も先端的大経営の片倉組が行う繭取引の実態である。中林氏

の想定する繭市場とは大きな隔たりがあろう。片倉組（片倉製糸）がその後養蚕農民と繭特約取引を展開していくことになるが、これを逸早く可能としたのはこうした養蚕農民との直接取引が広く行われていたことが前提になっているといえよう。

中林氏は、上田繭市場を事例に諏訪郡製糸家の「同盟罷買」による「繭価引下げ」には実効性が無かったと主張しているが、その根拠とする新聞記事の真偽（誇張、推測などを含めて）の検証と共に、上述の如く養蚕農民が広く繭価格情報を知り得る条件を獲得していたことを実証しない限り、「同盟罷買」の不成立を一般化することには無理がある。中林氏は無視していたが、現に1899（明治32）年6月6日から埼玉県本庄町において行われた「同盟罷買」は成功している⁽⁷⁾。「同盟罷買」の成否を検証する上で、中林氏が指摘する上田繭市場の如き大繭市場以外に、中小繭市場ほかの場合にも大繭市場同様に「同盟罷買」が成立していなかったか、また「同盟罷買」の範囲や地域特性、「同盟罷買」の中心製糸家が大型製糸家か中小製糸家か、などについて具体的に究明する必要がある。「同盟罷買」の成否を結論付けるには、上田繭市場1例のみでは不十分である。

中林氏は、自生的な地方繭市場が未発達であった北東北地域においても市場統合が進み、繭価格は上昇して全国水準に収束したと主張する。例えば、青森県の場合には1900年代後半に県が県内15ヶ所に繭市場を設立して、繭取引を短期間に限定し、各繭市場の開市日を諏訪生糸同業組合に通知している、と述べている。青森県下15箇所の繭市場の各市場取引数量・価格、存続期間などの言及がなく、また諏訪郡製糸家が現実に来場して取引を行っていたのかについても明らかにされていない。片倉組は、1888（明治21）年には購繭地を福島県（安積

郡郡山町、伊達郡掛田村・保原町、信夫郡福島町)、宮城県(遠田郡涌谷町、刈田郡白石町)まで延長する⁽⁸⁾。片倉組は、既述の如く既に1905(明治38)年には宮城県仙台市に購繭出張所を設置し、この所属繭買入所として福島県相馬郡中村町、山形県山形市及び青森県弘前市に其々設立する。片倉組は、東北地方の根拠地を宮城県仙台市に置き、福島県、山形県、青森県を購繭範囲としていた。1897(明治30)年前後には青森県まで購繭地域が拡大していたようである⁽⁹⁾。青森県が県下15ヶ所に繭市場を設立する以前に諏訪郡製糸家は既に青森県に進出し、購繭活動を行っていたのである。中林氏は、青森県が繭市場を設立する以前の製糸家、特に諏訪郡製糸家による県内購繭活動についての研究を欠いている。購繭主体の確認とその購繭活動を前提にして、県に依る繭市場の設立が推進されていくことになったのであろう。中林氏の主張にはこの関係性が不明であった。

中林氏は明示していないが、同氏が分析対象としているのは春蚕繭(上繭)の価格動向であり、夏蚕繭と秋蚕繭は分析対象から除外している。春蚕繭(上繭)比率は、東日本府県全体で1900年代に65%前後を占めるに止まり、長野県では既に過半を割り込み、夏秋蚕繭が中心を占めていたのである。繭価格の動向分析には春蚕繭のみならず、夏蚕繭と秋蚕繭も含めるべきであろう。

中林氏は、東日本府県において1900年代半ばに繭市場が統合し、繭価格差は消滅したと主張するが、東日本各府県内の地域別春蚕繭価格を分析・追究すると、後述の如く同時期に繭価格の地域差は依然として生じていることが判明する。従って、製糸家による低価格での繭購入機会が、十分存在していたことを疑う余地は無いといえよう。以下、この点について明らかにしていくことになる。また、夏蚕繭(上繭)と

秋蚕繭(上繭)に関しては、東日本府県において1900年代半ばに繭市場の統合は完了するどころか、歴然として繭価格差が存続していたのである。『農商務統計表』に依れば、1907(明治40)年に夏蚕上繭価格は、1石当たり長野県59円に対し、神奈川県38円、千葉県40円、東京府・栃木県・茨城県各41円であった。長野県と上記5府県は、1石当たり21~18円の繭価格が生じている。秋蚕上繭価格は、1石当たり長野県62円に対し、神奈川県41円、東京府44円、群馬県46円である。長野県と上記3府県は、1石当たり21~16円の繭価格が生じていたのである。

中林説には考察外にある夏蚕繭と秋蚕繭について、日本蚕種と外国蚕種(白繭・黄繭別)の区分からすると、中林説では既に繭市場が統合されていたはずの1918(大正7)年の農商務省調査に依れば⁽¹⁰⁾、繭相場は生繭1貫当たり、夏蚕繭の日本種最高価格が長野県の9.325円、同最低価格が栃木県の6.5円であり、栃木県の繭価格は、長野県の繭価格の69.7%に過ぎない大差が生じていた。同じく夏蚕繭の外国種系白繭では、最高価格は長野県(兵庫県と共に)の9.6円、最低価格が宮城県の7.122円であった。宮城県の繭価格は、長野県の繭価格の74.2%に止まる。外国蚕種系黄繭の最高価格は長野県の9.225円、最低価格が宮城県の6.56円であり、宮城県の繭価格は、長野県の繭価格の71.1%に過ぎない。また秋蚕繭に関しては、日本種の最高価格は滋賀県の9.45円、最低価格が宮城県の6.825円であった。宮城県の繭価格は、滋賀県の繭価格の72.2%という格差が生じていた。同じく秋蚕繭の外国種系黄繭では最高価格は秋田県の9.202円、最低価格が静岡県の7.3円であった。静岡県の繭価格は、秋田県の繭価格の79.3%に止まる。以上のように、1918(大正7)年においても東日本府県の中でも夏秋蚕繭、特

に夏蚕繭の日本種及び外国種系白繭・黄繭は、繭価格の著しい格差が生じていたのである。

中林氏は、繭の輸送手段として鉄道輸送を重視しているが、繭の船舶輸送についての考究が無く、鉄道輸送のみでは繭の輸送手段としては、一面的であるという誘りは免れないであろう。養蚕業の発展に鉄道輸送と共に船舶輸送の貢献も忘れるべきではない。

以下、東日本府県春蚕繭（上繭）の各価格（単価）について郡市別に、更に町村別に最高価格と最低価格を抽出して、この価格差が特に1900年代半ばにおいて消滅していたか否かを検討することにしたい。

1、東日本各府県における養蚕業の発展と春蚕繭比率

第1表は、1998（明治31）年～1907（明治40）年における東日本各府県の収繭量（上繭）と春蚕繭比率の推移を示している。同表に依れば、東日本各府県の中で長野県、群馬県、埼玉県、福島県諸県が上繭10万石以上を産出する養蚕先進県である。全国レベルにおいても日本を代表する養蚕県であった。中部地方の山梨県は、この期間に5万石台から8万石台に上昇する。群馬県、埼玉県同様、西関東諸県地方の東京府と神奈川県は、4、5万石台を維持する。東関東諸県の茨城県は、4万石台から6万石台に増加し、千葉県は、2万石台から5万石台に増大する。栃木県は、2万石前後を維持する。東北地方の中では、養蚕業は、南東北諸県（福島県、山形県、宮城県）が北東北諸県（岩手県、秋田県、青森県）を上回る発展をみる。近世以来の伝統的な養蚕先進県である福島県に次いで、山形県が5万石台から8万石台に増加をみる。宮城県は、3万石台から5万石台に増大する。北東北諸県の中で、岩手県が1万5千石余から3

万石台に2倍以上に伸展する。秋田県は、7千石台から1万3千石余に2倍弱の増進をみる。青森県が東北地方及び北東北諸県の中で最も養蚕業の発展が遅れ、1千石未満から3千石余に増加するに止まる。

次に、東日本諸府県の春蚕上繭比率についてみると、上記期間に長野県は既に1900年代以前に4割台に減少し、夏秋蚕繭が中心となっていた。東日本諸府県の中で、長野県は、逸早く夏秋蚕飼育中心に転換していたのである。日本最大の養蚕県である長野県のこの変化に伴い、繭価動向は夏秋蚕繭を分析対象に含める必要がある。長野県以外では、上繭春蚕繭比率は、1890年代末に東日本諸府県の内、山梨県のほか関東地方（西関東、東関東共に）諸県の群馬県、埼玉県、東京府、神奈川県、栃木県、茨城県、千葉県が80%前後を占め、1900年代半ばには70%前後まで減少する。東北地方では、養蚕先進県の福島県は、1890年代末の70%台から、1900年代半ばには関東地方諸県以上に上繭春蚕繭比率が低下し、6割前後まで低落する。福島県以外の東北地方諸県は、1890年代末に春蚕繭比率が90%台と高く、1900年代半ばには宮城県、山形県、青森県が80%台まで減少し、岩手県と秋田県は9割前後を維持する。東北地方の中で、南東北諸県以上に北東北諸県は、上繭春蚕繭比率が高い傾向にある。東日本府県全体では春蚕繭比率は、1900年代半ばに65%前後を占めるまでに低下していたのであった。全国レベルにおいても同様である。1900年代半ばに、春蚕繭比率が50%以下の長野県以外に、山梨県、群馬県、東京府、栃木県、茨城県、千葉県、福島県の諸県は春蚕繭比率が60%台を示していた。『農商務統計表』に依れば、1919（大正8）年には東北地方の宮城県、秋田県、青森県、岩手県を除く東日本各府県の春蚕上繭比率は、何れも55%前後を占めるま

単位：石、%

第1表 東日本各府県における上繭の産出量と春蚕繭比率（1898～1907年）

	1898年		1899年		1900年		1901年		1902年		1903年		1904年		1905年		1906年		1907年	
	上繭 産出量	春蚕繭 比率																		
長野県	246,982	44	324,153	48	326,011	48	344,376	46	334,800	48	328,309	37	355,319	42	328,990	42	378,766	43	422,051	44
山梨県	65,173	83	70,721	81	83,856	81	76,255	77	71,615	57	85,843	66	85,491	66	81,729	65	104,520	76	113,458	75
群馬県	156,633	81	229,745	85	218,615	85	165,096	77	160,859	82	171,509	76	177,584	74	152,851	74	211,618	61	198,459	75
埼玉県	109,061	84	144,876	80	159,390	80	147,233	73	160,512	79	169,293	75	160,309	72	150,198	72	180,429	73	206,666	77
東京都	54,755	83	61,129	80	69,893	80	60,629	78	58,181	77	66,914	74	58,377	69	56,239	62	65,114	70	68,203	73
神奈川県	54,073	91	54,624	81	65,514	81	61,855	82	59,307	73	69,825	71	57,325	72	53,938	72	61,290	71	62,823	79
栃木県	22,547	87	27,076	85	29,649	85	33,171	83	34,048	79	37,309	70	31,450	74	24,410	72	25,108	64	30,954	69
茨城県	51,587	85	60,888	73	75,676	80	67,729	74	85,018	77	77,487	63	86,203	62	87,100	63	80,821	62	95,244	68
千葉県	33,863	86	33,635	82	45,295	83	43,634	80	47,488	78	57,593	69	65,987	62	57,005	67	62,484	70	69,872	75
福島県	105,151	75	146,417	80	162,456	78	147,196	74	157,328	75	142,199	54	199,232	69	166,521	64	129,241	51	201,262	64
宮城県	32,973	96	46,044	95	49,779	94	49,025	96	52,891	95	40,902	80	66,506	85	52,563	86	50,043	80	68,832	80
山形県	54,381	99	71,733	99	83,887	99	72,596	98	75,842	98	64,204	90	79,753	87	80,846	89	88,201	86	106,959	82
秋田県	7,490	97	9,173	97	11,637	98	12,130	98	13,663	98	10,767	95	14,097	96	12,304	96	15,878	94	15,321	89
岩手県	16,037	98	26,020	98	29,465	98	23,782	97	30,400	98	22,392	88	33,694	95	28,045	98	31,788	95	39,025	93
青森県	956	90	1,198	90	1,910	96	2,431	91	2,669	94	2,486	87	2,970	87	2,642	89	2,885	83	4,225	83

(注) 1. 山梨県の1905年、群馬県の1904年、神奈川県1899年、栃木県の1899～1907年、千葉県の1899～1902年、宮城県の1899年、山形県の1899年、秋田県の1899年各数値は、『農商務省統計表』による。

2. 石未満四捨五入。数値の誤りは、修正した。

(資料) 各年度「府県統計書」より作成。

で低下する。長野県の春蚕上繭比率は、40%である。東日本府県全体の春蚕上繭比率は53.6%まで減少し、春蚕繭と夏・秋蚕繭の比率は、略同率となる。従って、夏・秋蚕繭の価格動向を分析対象から除外することは、春蚕繭に限定した中林氏の主張の正当性に疑問が生じてこよう。

2、東日本各府県の春蚕上繭最高・最低単価の動向

(1) 郡市別春蚕上繭最高・最低単価

第2表は、1897（明治30）年～1907（明治40）年における東日本各府県の郡市別（一部町別を含む）春蚕上繭の1石当たりの最高価格と最低価格を示している。

① 長野県

長野県は、南・北佐久郡、小県郡、諏訪郡、上・下伊那郡、東・西筑摩郡、南・北安曇郡、更級郡、上・下高井郡、上・下水内郡、長野市の16郡1市に分かれる。長野県の主要養蚕地方は、東筑摩郡、小県郡、下伊那郡、諏訪郡、上伊那郡を中心に上高井郡、更級郡、上水内郡、北佐久郡、南佐久郡、南安曇郡、埴科郡の諸郡である。

長野県において、1897（明治30）年に長野市（旧上水内郡長野町）、上田町（小県郡）、松本町（東筑摩郡）、飯田町（下伊那郡）、小諸町（北佐久郡）、各繭市場の「蚕繭」1石当たりの価格は同年6月に上田繭市場の最高単価41円から松本繭市場の最低単価31円の間であった⁽¹¹⁾。繭1石当たり10円の価格差が生じていた。松本繭市場の繭価格は、上田繭市場の繭価格の76%に過ぎない。上田・松本繭市場以外の繭単価は、長野市繭市場38円、飯田繭市場36円、小諸繭市場32円に分散している。長野県内主要繭市場の繭単価は同一ではなく、地域差が生

じていた。このことは、養蚕農民が等しく繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことの反映であろう。上田繭市場は、東部6箇村、西部4箇村、南部4箇町村、北部4箇町村合わせて18町村を領域として形成される。上田町より8～12km内外を中心に20kmを越える町村も含まれる⁽¹²⁾。大繭市場としての上田繭市場は、広範囲な領域から産繭集荷が行われていた。1915（大正4）年に長野県における「主タル繭集散地」の「一ヶ年取引石数」は、小諸町が14,870石（「仲介所」取引。「其他」取引は「未詳」）、上田町が13,061石（「仲介所」取引。「其他」取引は「未詳」）と続く。小諸・上田両繭市場は、長野県内の第1、2位の大繭市場である。

翌1898（明治31）年には、6月の上記5箇所の繭市場の内、最高単価は長野市45円、最低単価は松本町37円であった。最高・最低単価共に前年より上昇し、両繭市場の繭単価差は若干縮小するとはいえ、8円の繭価格差が生じていた。松本繭市場の繭価格は、長野繭市場の繭価格の82%に止まる。

翌々年の1899（明治32）年には、上田・飯田両繭市場共に繭価格は最高単価55円で並び、最低繭単価は松本繭市場の38円であった⁽¹³⁾。この繭価格差は、17円に拡大する。前年の2倍余の価格差である。松本繭市場の繭価格は、上田・飯田両繭市場の繭価格の僅か69%に過ぎない。繭市場間の価格差は大きく、繭価格の地域差が明瞭に現れている。『長野県統計書』の「物価」欄には同年以降、小諸繭市場が未掲載となる。

1900（明治33）年については、長野・上田両繭市場の6月繭価格調査を欠く。1901（明治34）年は、長野繭市場の6月繭単価を前年に引き続き欠くため、これを除くと同月最高繭単価は上田繭市場の55円、最低単価が松本繭市場

の41.5円である。両繭市場間に繭単価13.5円の
大差が生じていた。松本繭市場の繭価格は、上
田繭市場の繭価格の75%に止まる。繭市場間
の繭価格差は、解消されていない。

1902（明治35）年からは、長野県郡市別春
蚕上繭単価を比較することが出来る。同年に県
平均繭単価47円、郡市別最高繭単価は上水内
郡の55円、最低繭単価は下高井郡の39円で
あった。この価格差は、16円に上る。下高井
郡の繭価格は、上水内郡の繭価格の71%に過
ぎない。

1903（明治36）年には、郡市別最高繭単価
は下伊那郡の58円、最低繭単価は東筑摩郡の
46円である。この繭価格差は、12円に上る。
東筑摩郡の繭価格は、下伊那郡の繭価格の
79%に止まる。繭価格の地域差は、解消されて
いない。

1904（明治37）年に郡市別最高繭単価は南
佐久郡の49円、最低繭単価は上高井郡の38円
であった。両郡の繭価格差は、11円である。
上高井郡の繭価格は、南佐久郡の繭価格差の
78%に過ぎない。

1905（明治38）年に郡市別最高繭単価は下
伊那郡の53円、最低繭単価は上高井郡と上水
内郡の35円である。この繭価格差は、18円に
高まる。上高井郡と上水内郡の繭価格は、下伊
那郡の繭価格の僅か66%に過ぎない。繭価格
の地域差は、解消するどころか拡大している。
上述の4年間において、最高繭単価の諸郡は年
度により異なり、最低繭単価の諸郡は上高井郡
がこの2年連続している以外は年度により異なる。

1906（明治39）年には郡市別最高繭単価は
北佐久郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、東筑
摩郡、北安曇郡6郡共に55円、最低繭単価は更
級郡の43円であった。この繭価格差は、12円
である。更級郡の繭価格は、上記6郡の繭価格

の78%に止まる。これまで最高繭単価の諸郡
が並列することは無かったが、翌年には再び従
来通りとなる。

1907（明治40）年に郡市別最高繭単価は南
佐久郡の68円、最低繭単価は長野市の54円で
ある。この繭価格差は、14円に上る。長野市
の繭価格は、南佐久郡の繭価格の79%である。

1897年から1900年代半ばに至るまで長野県
内においてさえ、郡市別繭価格は収束するどこ
ろか、繭価格差は厳然として存続し続けるので
ある。1900年代半ばに郡市別最低繭価格は、
最高繭価格の80%を越えることがなかった。
1905（明治38）年には、この比率が66%と極
めて低かったのである。長野県内諸郡市の繭価
格（単価）の格差の存在と共に各郡内諸町村に
おいてもこの価格差が生じていたであろう。長
野県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製
糸家と価格交渉に臨むという状況には無かった
ことが窺われる。

② 山梨県

山梨県は、甲府市、東・西山梨郡、東・西八
代郡、南・北・中巨摩郡、南・北都留郡の1市
9郡に分かれる。山梨県の主要養蚕地方は、東
山梨郡、東八代郡、南都留郡、北都留郡、中巨
摩郡、北巨摩郡の諸郡である。

1897（明治30）年に山梨県の郡市別春蚕上
繭最高繭単価は北巨摩郡の43円、最低繭単価
は北都留郡の23円である。この繭価格差は、
20円に上る。北都留郡の繭価格は、北巨摩郡
の繭価格の僅か53%に過ぎない⁽¹⁴⁾。長野県同
様、山梨県においても養蚕農民が繭価格情報を
基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況に
は無かったことが窺われる。次年度以降につい
ても同様の状況が続く。

1898（明治31）年には郡市別最高繭単価は
北巨摩郡の45円、最低繭単価は北都留郡の23
円であった。この繭価格差は、22円である。

前年同様、北巨摩郡と北都留郡が最高繭単価と最低繭単価を記録しているが、前年以上に繭価格差は拡大している。北都留郡の繭価格は、北巨摩郡の繭価格の半額程の僅か51%に過ぎない。

1899（明治32）年に郡市別最高繭単価は西山梨郡の64円、最低繭単価は3年連続で北都留郡の42円であった。最高・最低繭単価共に前年を大きく上回っている。この繭価格差は、前年同様22円であった。北都留郡の繭価格は、西山梨郡の繭価格の66%に止まる。

1900（明治33）年には、郡市別最高繭単価は北都留郡の60円、最低繭単価は甲府市の40円である。この繭価格差は、20円であった。甲府市の繭価格は、北都留郡の繭価格の67%に止まる⁽¹⁵⁾。最高繭単価と最低繭単価の相対価格は、これ迄の2分の1からこの2年間に3分の2に上昇するとはいえ、繭価格差は依然として大きい。翌年には、この相対価格は再び拡大する。

1901（明治34）年に郡市別最高繭単価は北都留郡の60円、最低繭単価は東八代郡の35円である。前年同様、北都留郡が最高繭単価を記録する。この価格差は25円に上り、1897（明治30）年以来最大の格差が生じていた。東八代郡の繭価格は、北都留郡の繭価格の58%に過ぎない。

1902（明治35）年には、郡市別最高繭単価は北都留郡の64円、最低繭単価は東八代郡と南巨摩郡の45円であった。北都留郡が3年連続して最高繭単価を継続している。この繭価格差は、19円であった。前年に比べ最高繭単価が上昇した一方、最低繭単価はそれ以上に向上しているため、繭価格差は、前年よりも低下していた。東八代郡と南巨摩郡の繭価格は、北都留郡の繭価格の70%まで高まるとはいえ、繭価格差の解消には程遠いといえよう。

1903（明治36）年に郡市別最高繭単価は甲

府市の59円、最低繭単価は北都留郡の46円であった。この繭価格差は、13円である。北都留郡の繭価格は、甲府市の繭価格の78%まで高まるが、依然として両者の間には懸隔が生じていた。北都留郡は、これ迄の最高繭価格産地から再び最低繭価格産地へと転落する。

1904（明治37）年には、郡市別最高繭単価は西山梨郡の48円、最低繭単価は北巨摩郡の39円である。この繭価格差は、9円であった。北巨摩郡の繭価格は、西山梨郡の繭価格の81%である。最高繭単価と最低繭単価の格差は1902年から1904年まで縮小傾向にあったが、その後再び拡大することになる。翌年の1905（明治38）年は資料を欠くため、群馬県の繭価格動向を明らかにすることはできない。

1906（明治39）年に、郡市別最高繭単価は中巨摩郡の59円、最低繭単価は北都留郡と甲府市の45円である。この価格差は、14円に上昇する。北都留郡と甲府市の繭価格は、中巨摩郡の繭価格の76%に低下する。翌年には更に最高・最低繭価格の格差が拡大する。

1907（明治40）年には、郡市別最高繭単価は、前年に引き続き、中巨摩郡の70円、最低繭単価は前年同様、北都留郡の46円であった。この最高繭単価は、1897年以来最も高い。両郡の繭価格差は24円に上り、1901年水準に近づく。北都留郡の繭価格は、中巨摩郡の繭価格の66%に大幅低下する。

1900年代半ばにおいても山梨県の郡市別最高繭単価と最低繭単価の収束は無く、依然として大きな格差が生じていた。山梨県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。斯くして、山梨県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と交渉に臨むという状況には無かったことが窺われる。

③ 群馬県

群馬県は、前橋市、高崎市、勢多郡、群馬郡、多野郡、北甘楽郡、碓氷郡、吾妻郡、利根郡、新田郡、山田郡、佐波郡、邑楽郡2市11郡に分かれる。群馬県の主要養蚕地方は、勢多郡、群馬郡、多野郡、北甘楽郡、碓氷郡、利根郡、佐波郡の諸郡である。

群馬県の市町別繭単価に関しては、1895（明治28）年～1899（明治32）年において前橋市、群馬郡高崎町、多野郡藤岡町、北甘楽郡富岡町、碓氷郡安中町、吾妻郡中之条町、利根郡沼田町、佐波郡伊勢崎町、新田郡太田町、邑楽郡館林町の1市9町について知ることができる。この繭単価は、『群馬県統計書』に上記繭市場毎に繭1石当たりの「平均」価格、「最高」価格、「最低」価格を掲載している。なお、1915（大正4）年繭集散地調査に依れば、前橋市は、群馬県最大の繭市場であった。繭取引高は、前橋市が93,736石、次いで沼田町の23,597石である⁽¹⁶⁾。

1895（明治28）年に「平均」繭単価が最も高い繭市場は、藤岡町の1石当たり51円、最も低い繭市場は、前橋市の36.2円であった。この差額は14.8円である。前橋市の繭価格は、藤岡町の繭価格の71%に過ぎない。上記各繭市場において「最高」繭単価は藤岡町の57円、「最低」繭単価は前橋市の29.4円である。この価格差は、27.6円に及ぶ。前橋市の繭価格は、藤岡町の繭価格の僅か52%に過ぎない。各繭市場内において「最高」繭単価と「最低」繭単価の差額が最も大きい市場は、沼田繭市場の17円（「最高」価格47円、「最低」価格30円）、次いで館林繭市場の16.5円（「最高」価格55円、「最低」価格38.5円）、高崎繭市場の15円（「最高」価格47円、「最低」価格32円）と続く⁽¹⁷⁾。各繭市場において繭価格は同一ではなく、取引毎に変化しているのである。上記繭市場3箇所の「最低」価格は、「最高」価格の64～70%に止

まる。長野県、山梨県同様、群馬県においても養蚕農民が等しく繭価格情報を基にして製糸家と交渉に臨むという状況には無かったことが窺われる。次年度以降についても同様の状況が続く。

翌1896（明治29）年には、前年同様、藤岡町が「平均」繭単価の最高値（41.667円）を付け、この最低値は館林町が29.583円を付けていた。両者の繭価格差は、12.084円である。前年に比べ最高値と最低値共に下落していた。上記諸繭市場において、同年「最高」繭単価は藤岡町の41.667円、「最低」繭単価は前橋市の27.4円であった。この繭価格差は、20.6円に上る。前橋市の繭価格は、藤岡町の繭価格の66%に止まる。また各繭市場において「最高」繭単価と「最低」繭単価の差額が最も大きい繭市場は、富岡繭市場の15円（「最高」価格45円、「最低」価格30円）、次いで沼田繭市場の14円（「最高」価格44円、「最低」価格30円）、中之条繭市場の13円（「最高」価格43円、「最低」価格30円）と続く⁽¹⁸⁾。この3箇所の繭市場の「最低」価格は、「最高」価格の67～70%に止まる。

第2表に依ると、1897（明治30）年～1899（明治32）年に群馬県の上記諸繭市場の内、「最高」価格は、1石当たり1897年沼田町の50円、1898年前橋市の45.5円、1899年安中町の75円、「最低」価格は、1石当たり1897年太田町の31円、1898年中之条町の32円、1899年富岡町・太田町・館林町の各38円であった。この繭価格差は、1897年19円、1898年13.5円、1899年37円である。「最高」繭価格は、「最低」繭価格の1897年62%、1898年70%、1899年51%に止まる。諏訪郡製糸家をはじめとする製糸家による安価な原料繭購入の可能性が大きく開けていたものといえよう。

群馬県の1900年～1904年における繭価動向については『群馬県統計書』に掲載がないため

単位：1石当たり円

第2表 東日本各府県における郡市別春蚕上繭最高・最低単価 (1897～1907年)

	1897年		1898年		1899年		1900年		1901年		1902年		1903年		1904年		1905年		1906年		1907年	
	最高 単価	最低 単価																				
長野県	41	31	45	37	55	38	41.5	41.5	55	41.5	55	39	58	46	49	38	53	35	55	43	68	54
山梨県	43	23	45	23	64	38	60	60	60	40	64	45	59	46	48	39		59	45	45	70	46
群馬県	50	31	45.5	32	75	38											利根郡	勢多郡	前橋市	勢多郡	66	51
埼玉県							児玉郡	北足立郡														
東京都	34	28	34	28	48	32	45	45	35	30	42	34	50	42	39	33	45	30	45	30	60	47
神奈川県							愛甲郡外	足柄下郡	久良岐郡	久良岐郡	横濱市	中郡外	横濱市	津久井郡	足柄上郡	横濱市	都筑郡	愛甲郡	鎌倉郡	鎌倉郡	足柄下郡	津久井郡
栃木県																	足利郡	上野原郡				宇都宮市
茨城県																	結城郡	東茨城郡	筑波郡	稲敷郡	北相馬郡	水戸市
千葉県																	山武郡	海上郡	千葉郡	山武郡外	長生郡外	安房郡
福島県	45	35	45	35													伊達郡外	東白川郡	信夫郡	東白川郡	福島市外	東白川郡
宮城県																	仙台市	玉造郡	亶理郡外	玉造郡	黒川郡	玉造郡
山形県																	米沢市	最上郡	米沢市	最上郡	東置賜郡	東田川郡
秋田県																	平鹿郡	鹿角郡	秋田市	仙北郡	河辺郡	南秋田郡
岩手県																	紫波郡	江刺郡外	下閉伊郡	上閉伊郡	下閉伊郡	二戸郡
青森県																	三戸郡外	三戸郡	弘前市	北津軽郡	三戸郡	下北郡

(注) 1. 長野県の1897～1901年は、『長野県統計書』の「物価」6月欄による。栃木県の繭単価は、1911、1913年の繭単価は、上繭平均単価、山形県の繭単価は、山形県の繭平均単価、1910～12年の繭単価。福島県の1897年繭単価は、『福島県統計書』の上繭「物価」12月、及び1898年繭単価は、同上繭「物価」6月各欄による。東京都の1897年と神奈川県1899～1904年は、上繭平均単価。
 2. 空白欄は不明。円未満四捨五入。数値の誤りは修正。
 (資料) 各年度『府県統計書』より作成。

に不明であるが、1905（明治38）年以降については繭価格（春蚕）を知ることができる。

1905（明治38）年に群馬県の郡市別春蚕上繭最高繭単価は利根郡の50円、最低繭単価は勢多郡の32円であった。この繭価格差は、18円である。勢多郡の繭価格は、利根郡の繭価格の64%に過ぎない。

1906（明治39）年には最高繭単価は前橋市の60円、最低繭単価は勢多郡の44円である。この繭価格差は、16円である。勢多郡の繭価格は、前橋市の繭価格の73%に止まる。

1907（明治40）年に最高繭単価は高崎市の66円、最低繭単価は北甘楽郡の51円であった。この繭価格差は、15円である。北甘楽郡の繭価格は、高崎市の繭価格の77%に止まる。

斯くの如く、群馬県においても1900年代半ばに県内地域間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。群馬県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたのである。この点に関しては後述。斯くして、群馬県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが窺われるのである。

④ 埼玉県

埼玉県は、入間郡、比企郡、秩父郡、児玉郡、大里郡、北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡9郡に分かれる。上記諸郡の内、主要養蚕地方は、入間郡、大里郡、秩父郡、児玉郡、比企郡である。埼玉県の1897年～1899年は、『埼玉県統計書』に繭価掲載がないために不明である。以下、1900年以降に判明する春蚕上繭価格から郡別繭価動向を詳らかにしよう。

1900（明治33）年に埼玉県郡別春蚕上繭最高単価は、本庄大繭市場を有する先進養蚕地帯の児玉郡の50円、最低繭単価は、粕壁・久喜両中小繭市場を有する新興養蚕地帯の南埼玉郡

の30円であった。この繭価格差は、20円である。南埼玉郡の繭価格は、児玉郡の繭価格の60%に過ぎない。繭価格の地域差は、大きいことが看取できる。長野県、山梨県、群馬県同様に埼玉県においても養蚕農民が等しく繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことの反映であろう。繭価格形成の上で先進養蚕地帯と新興養蚕地帯、大繭市場と中小繭市場を同列視することはできないであろう。

1901（明治34）年には郡別最高繭単価は北足立郡と北葛飾郡の36円、最低繭単価は児玉郡の29円である。この繭価格差は、7円であった。児玉郡の繭価格は、北足立郡と北葛飾郡の繭価格の81%である。児玉郡は前年の最高繭産地から最低繭産地に転位する。前年に比べ繭の価格差は減少して相対価格は上昇するものの、翌年には再び繭価格差が拡大することになる。

1902（明治35）年に郡別最高繭単価は、北足立郡と大里郡の45円、最低繭単価は南埼玉郡の32円であった。新興養蚕地帯で鴻巣・大宮・上尾・桶川などに大・中小繭市場を有する北足立郡は2年連続して最高繭単価を記録する。大里郡は、先進養蚕地帯で熊谷・深谷両大繭市場を有する。新興養蚕地帯で粕壁・久喜などに中小繭市場を有する南埼玉郡は1900年以來2度目の最低繭単価を記録する。両者の繭価格差は、13円であった。南埼玉郡の繭価格は、北足立郡と大里郡の繭価格の71%に止まる。新興養蚕地帯であっても、大繭市場や数多くの中小繭市場を有する北足立郡及び先進養蚕地帯であり、熊谷・深谷両大繭市場を有する大里郡と新興養蚕地帯にあり、少数の限られた中小繭市場を有する南埼玉郡では繭価格差が拡大する傾向にあるといえよう。

1903（明治36）年には郡別最高繭単価は大里郡の48円、最低繭単価は北足立郡と入間郡

の40円である。熊谷・深谷両大繭市場を有する先進養蚕地帯の大里郡は、2年連続して最高繭単価を実現する。北足立郡は前年、前々年と打って変わり、最低繭単価を記録する。大里郡と北足立・入間両郡との繭価格差は、8円である。北足立郡と入間郡の繭価格は、大里郡の繭価格の83%であった。繭価格差は再び下がり、相対価格は上昇するものの、翌年には繭価格差は拡大する

1904（明治37）年に郡別最高繭単価は南埼玉郡の44円、最低繭単価は入間郡の33円であった。この繭価格差は、11円である。入間郡の繭価格は、南埼玉郡の繭価格の75%である。1900年と1902年に最低繭単価を記録した南埼玉郡が最高繭単価を実現することになった。

1905（明治38）年には、郡別最高繭単価は北葛飾郡・北埼玉郡・秩父郡の40円、最低繭単価は比企郡の32円である。この繭価格差は、8円であった。比企郡の繭価格は、北葛飾郡・北埼玉郡・秩父郡3郡の繭価格の80%である。秩父郡は、1900年以降、初めてこの年に最高繭単価産地となる。松山・小川各中小繭市場を有する比企郡がこの年に初めて最低繭単価産地となる。

1906（明治39）年に、郡別最高繭単価は大里郡の55円、最低繭単価は入間郡の40円であった。この繭価格差は、15円に上る。この金額は、1900年の20円に次ぐ額である。大里郡は、1903年以來の最高繭単価であった。入間郡は、1903年、1904年に続く最低繭単価産地である。入間郡の繭価格は、大里郡の繭価格の73%に止まる。

1907（明治40）年には、郡別最高繭単価は北埼玉郡の82円、最低繭単価は入間郡の50円である。この繭価格差は、32円に拡大する。入間郡の繭価格は、北埼玉郡の繭価格の61%に過ぎない。川越町に中小繭市場を有する、先

進養蚕地帯の入間郡は、前年に引き続き最低繭単価産地であった。

先進養蚕地帯の大繭市場として、大里郡に深谷・熊谷両繭市場、児玉郡には埼玉県最大の繭市場として本庄繭市場があり、入間郡には川越に中小繭市場が存在する程度であった。大繭市場を有する大里郡と児玉郡は最高繭単価を実現する一方、埼玉県において最も産繭量が多く、中小繭市場も限られた入間郡は、最低繭単価を記録することが多かった。埼玉県内において繭価格の地域性があり、製糸家は低価格の産繭を求めて県内各地に進出していく機会を有していたことを示唆している。1900年代半ばにおいても埼玉県内各地域間の繭価格は収束することがなかったことは明らかである。また、最高繭単価を記録する諸郡においてもその地域内に繭価格差が生じていたであろうことは想像に難くない。斯くして、埼玉県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが窺えよう。片倉組は、埼玉県内においては熊谷大繭市場や中小繭市場のほか、特に県東南部の新興養蚕地帯（北足立郡、北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡）の小都市特に農村部に多数の繭買入所を設置して、養蚕農民と直接取引するという購繭活動を広く行っていたのである。片倉組は、他の製糸家達との競合を避けて新たな購繭市場の開拓を推し進めていったものといえよう。片倉組が多数の繭買入所を各地に設立することによって、繭価の地域差を利用して安価な繭を購入する機会が拡大することになる。

⑤ 東京府

東京府の養蚕地は、『東京府統計書』に依れば、赤坂区、小石川区、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡に分布する。東京府の主要養蚕地方は、北多摩郡、南多摩郡、西多摩郡の諸郡

である。

1897（明治30）年に東京府郡区別上繭最高繭単価は1石当たり南足立郡の34円、最低繭単価は北豊島郡の28円であった。この価格差は、6円である。北豊島郡の繭価格は、南足立郡の繭価格の82%であった。

1898（明治31）年には郡区別春蚕上繭最高繭単価は荏原郡の34円、最低繭単価は北多摩郡・北豊島郡の28円である。この価格差は、前年同様6円であった。北多摩郡・北豊島郡の繭価格は、荏原郡の繭価格の82%である。翌年には繭価格差が拡大する。

1899（明治32）年に郡区別春蚕上繭最高繭単価は赤坂区の48円、最低繭単価は南足立郡と南葛飾郡の32円であった。この価格差は、16円である。前年、前々年の2.7倍に増加する。南足立郡・南葛飾郡の繭価格は、赤坂区の繭価格の67%に過ぎない。繭価格の地域差が拡大している。南足立郡は、前々年の最高繭価格産地から最低繭価格産地へと変転する。

1900（明治33）年には郡区別春蚕上繭最高繭単価は小石川区の45円、最低繭単価は南足立郡の35円である。この価格差は、10円であった。南足立郡の繭価格は、小石川区の繭価格の78%に止まる。南足立郡は、前年に引き続き最低繭価格産地であった。

1901（明治34）年には郡区別春蚕上繭最高繭単価は北多摩郡・南多摩郡・西多摩郡の35円、最低繭単価は荏原郡の30円であった。この価格差は、5円に減少する。荏原郡の繭価格は、北多摩郡・南多摩郡・西多摩郡の繭価格の86%であった。繭価格差は、翌年には拡大する。

1902（明治35）年に郡区別春蚕上繭最高繭単価は西多摩郡の42円、最低繭単価は荏原郡の34円である。この価格差は、8円であった。荏原郡の繭価格は、西多摩郡の繭価格の81%である。荏原郡は、1898年の最高繭価格産地

から前年に引き続き最低繭価格産地に変移する。『東京府統計書』には翌年から区部に産繭掲載が無くなる。

1903（明治36）年には郡別春蚕上繭最高繭単価は南葛飾郡の50円、最低繭単価は西多摩郡・豊多摩郡・荏原郡の42円であった。この価格差は、8円である。西多摩郡・豊多摩郡・荏原郡の繭価格は、南葛飾郡の繭価格の84%であった。

1904（明治37）年に郡別春蚕上繭最高繭単価は南葛飾郡の39円、最低繭単価は南足立郡の33円である。この価格差は、6円である。南足立郡の繭価格は、南葛飾郡の繭価格の85%であった。繭価格差の縮小から一転して翌年には再び拡大する。

1905（明治38）年には郡別春蚕上繭最高繭単価は西多摩郡の45円、最低繭単価は南多摩郡の30円であった。この価格差は、15円である。南多摩郡の繭価格は、西多摩郡の繭価格の67%に過ぎない。繭価格の地域差は解消することなく、拡大している。

1906（明治39）年に郡別春蚕上繭最高繭単価は西多摩郡・豊多摩郡・荏原郡の50円、最低繭単価は北豊島郡・南足立郡・南葛飾郡の45円である。この価格差は、5円である。北豊島郡・南足立郡・南葛飾郡の繭価格は、西多摩郡・豊多摩郡・荏原郡の繭価格の90%である。翌年に繭価格差は、拡大する。

1907（明治40）年には郡別春蚕上繭最高繭単価は西多摩郡の60円、北豊島郡の47円であった。この価格差は、13円である。北豊島郡の繭価格は、西多摩郡の78%に止まる。

東京府においても1900年代半ばに諸郡間の繭価格差は、収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。然も東京府各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。斯くして、養蚕農

民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが窺われるのである。

⑥ 神奈川県

神奈川県は、横浜市、久良岐郡、橘樹郡、都筑郡、三浦郡、鎌倉郡、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡、津久井郡の1市12郡に分かれる。『神奈川県統計書』では1899年以前には繭価格を欠いているため、同年より上繭価格動向を明らかにしたい。神奈川県において高座郡を中心に愛甲郡、中郡、津久井郡、都筑郡の諸郡が主要養蚕地帯である。

1899（明治32）年に神奈川県の上繭郡市別最高繭単価は1石当たり足柄下郡の47円、最低繭単価は高座郡・愛甲郡の30円であった。この価格差は、17円である。高座郡・愛甲郡の繭価格は、足柄下郡の繭価格の64%に過ぎない。繭価格の地域差が大きい。

1900（明治33）年には郡市別最高繭単価は橘樹郡の38円、最低繭単価は愛甲郡・中郡・鎌倉郡の29円である。この価格差は、9円であった。愛甲郡・中郡・鎌倉郡の繭価格は、橘樹郡の繭価格の76%に止まる。主要養蚕地方の愛甲郡が2年続けて最低繭価格産地を記録する。

1901（明治34）年に郡市別最高繭単価は足柄下郡の35円、最低繭単価は久良岐郡の27円であった。この価格差は、8円である。久良岐郡の繭価格は、足柄下郡の繭価格の77%に止まる。繭価格の地域差が依然として続く。足柄下郡の最高繭価格産地が1899年以来2度目となる。

1902（明治35）年には郡市別最高繭単価は横浜市の45円、最低繭単価は中郡・津久井郡・三浦郡の35円である。この価格差は、10円であった。中郡・津久井郡・三浦郡の繭価格は、横浜市の繭価格の78%である。主要養蚕地方

の中郡の最低繭価格産地は、1900年以来2度目であった。

1903（明治36）年に郡市別最高繭単価は横浜市の45円、最低繭単価は津久井郡の31円であった。この繭価格差は、14円に拡大する。津久井郡の繭価格は、横浜市の繭価格の69%に過ぎない。繭価格差は解消することなく、厳然と存在している。横浜市の最高繭価格産地は、2年連続しており、津久井郡も2年連続して最低繭価格産地であった。

1904（明治37）年には郡市別最高繭単価は足柄上郡の43円、最低繭単価は横浜市の27円である。この価格差は、前年を上回る16円であった。横浜市の繭価格は、足柄上郡の繭価格の僅か63%に過ぎない。繭価格の地域差が拡大している。前年に最高繭価格産地であった横浜市が最低繭価格産地に転移する。

1905（明治38）年に郡市別春蚕上繭最高繭単価は都筑郡の62円、最低繭単価は愛甲郡の27円であった。この繭価格差は、1899年以来最高の35円まで拡大する。愛甲郡の繭価格は、都筑郡の繭価格の半分以下の僅か44%に過ぎない。最高繭価格と最低繭価格の差額の拡大が続く。繭価格の地域差が解消するどころか、拡大しているのである。

1906（明治39）年には郡市別春蚕上繭最高繭単価は鎌倉郡の50円、最低繭単価は足柄下郡・三浦郡の30円である。この価格差は、20円であった。足柄下郡・三浦郡の繭価格は、鎌倉郡の繭価格の60%に過ぎない。

1907（明治40）年に郡市別春蚕上繭最高繭単価は三浦郡の60円、最低繭単価は津久井郡の37円であった。この価格差は、23円である。津久井郡の繭価格は、三浦郡の繭価格の62%に過ぎない。繭価格の地域差が依然として変わることなく存続しているのである。前年には最低繭価格産地であった三浦郡が最高繭価格産地

に転移している。最高繭価格産地と最低繭価格産地は一定せず、年度により変化することが多い。

斯くして、神奈川県においても養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900年代半ばに神奈川県諸郡間の繭価格差は収束することなく、歴然として存在していたのである。神奈川県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

⑦ 栃木県

栃木県は、宇都宮市、河内郡、上都賀郡、下都賀郡、芳賀郡、那須郡、塩谷郡、安蘇郡、足利郡の1市8郡より構成されている。『栃木県統計書』は、1910年まで欠落しているため、1911年以降の産繭数値を用いることにする。1912年については必要な蚕繭数値が得られないので便宜的に1911年及び1913年の『栃木県統計書』を利用することにしたい。栃木県は、下都賀郡を中心に那須郡、安蘇郡、足利郡、上都賀郡の諸郡が主要養蚕地方であった。

1911（明治44）年に栃木県の春蚕上繭郡市別最高繭単価は1石当たり足利郡の51円、最低繭単価は上都賀郡の38円であった。この繭価格差は、13円である。上都賀郡の繭価格は、足利郡の繭価格の75%に過ぎない。繭価の地域格差が大きい。

1913（大正2）年には郡市別春蚕上繭最高繭単価は安蘇郡の49円、宇都宮市の38円である。この繭価格差は、11円あった。宇都宮市の繭価格は、安蘇郡の繭価格の78%に止まる。繭価格の地域差は、解消することなく顕在化していた。

斯くして、栃木県において養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが看取できよう。

1900年代半ば以降においても栃木県諸郡間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことは明らかである。栃木県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

⑧ 茨城県

茨城県は、水戸市、東茨城郡、西茨城郡、那珂郡、久慈郡、多賀郡、鹿島郡、行方郡、稲敷郡、新治郡、筑波郡、真壁郡、結城郡、猿島郡、北相馬郡の1市14郡に分かれる。茨城県は、結城郡、新治郡、稲敷郡、東茨城郡、真壁郡、筑波郡の諸郡が主要養蚕地帯であった。『茨城県統計書』は、1900年まで繭価格が欠落しているため、1901年より春蚕繭価動向を明らかにしたい。

1901（明治34）年に茨城県春蚕上繭郡市別最高繭単価は1石当たり行方郡の38円、最低繭単価は新治郡・筑波郡・那珂郡・猿島郡の30円であった。この繭価格差は、8円である。新治郡・筑波郡・那珂郡・猿島郡の繭価格は、行方郡の繭価格の79%に止まる。繭価格差は、翌年にはさらに拡大する。新治郡には石岡・土浦両大繭市場、猿島郡に古河中小繭市場が各存在する。片倉組は、新治郡土浦町に繭出張所を設置している。

1902（明治35）年には郡市別最高繭単価は稲敷郡の41円、最低繭単価は新治郡の30円である。この繭価格差は、11円であった。新治郡の繭価格は、稲敷郡の繭価格の73%に過ぎない。稲敷郡、新治郡共に茨城県の主要養蚕地方である。繭価格の地域差が大きく、拡大傾向にある。稲敷郡には龍ヶ崎大繭市場が存在する。片倉組は、龍ヶ崎町に繭出張所を設置している。

1903（明治36）年に郡市別最高繭単価は結城郡の53円、最低繭単価は東茨城郡の38円であった。この繭価格差は、15円である。最高

繭単価、最低繭単価共に上昇する。東茨城郡の繭価格は、結城郡の繭価格の72%に過ぎない。繭価格の地域差が拡大する。

1904（明治37）年には郡市別最高繭単価は水戸市の42円、最低繭単価は鹿島郡の23円である⁽¹⁹⁾。この繭価格差は、19円であった。1901年以来最大の繭価格差である。鹿島郡の繭価格は、水戸市の繭価格の僅か55%に過ぎない。繭価格差が解消するどころか、拡大する一方である。水戸市には大繭市場があり、片倉組は、水戸購繭出張所を設置している。

1905（明治38）年に郡市別最高繭単価は結城郡・筑波郡の45円、最低繭単価は東茨城郡の30円であった。この繭価格差は、15円である。東茨城郡の繭価格は、結城郡・筑波郡の繭価格の67%に止まる。結城郡、筑波郡共に茨城県の主要養蚕地帯である。繭価格差は、一向に解消されてはいない。結城郡には結城町中小繭市場が存在する。

1906（明治39）年には郡市別最高繭単価は筑波郡50円、最低繭単価は稲敷郡の34円である。この繭価格差は、16円であった。前年に続き最高繭単価、最低繭単価共に上昇する。稲敷郡の繭価格は、筑波郡の繭価格の68%に止まる。筑波郡、稲敷郡共に茨城県の主要養蚕地帯である。

1907（明治40）年に郡市別最高繭単価は北相馬郡の59円、最低繭単価は水戸市の38円であった。この繭価格差は、21円である。1901年以来最大の繭価格差である。水戸市の繭価格は、北相馬郡の繭価格の3分の2に満たない、僅か64%に過ぎない。繭価格の地域差は解消せず、依然として存続する。北相馬郡は、西茨城郡と共に上記主要養蚕地方の6郡に次ぐ養蚕地帯である。北相馬郡には取手・藤代両中小繭市場が存在する。

斯くして、茨城県の養蚕農民が遍く繭価格情

報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900年代半ばに茨城県内諸郡間の繭価格差は収束することなく、繭価格差が厳然と存在していたことは明白である。茨城県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

⑨ 千葉県

千葉県は、安房郡、夷隅郡、君津郡、長生郡、山武郡、市原郡、千葉郡、東葛飾郡、印旛郡、香取郡、海上郡、匝瑳郡の12郡から構成される。千葉県内では、山武郡、印旛郡、香取郡を中心に匝瑳郡、市原郡、長生郡、東葛飾郡、君津郡が主要養蚕地方であった。

1897年～1899年には『千葉県統計書』に繭価格が未掲載のために、1900年より郡別上繭価格動向を明らかにしたい。1902年については、郡別繭価が未掲載のため省略する。

1900（明治33）年に千葉県上繭郡別最高繭単価は印旛郡の50円、最低繭単価は東葛飾郡・千葉郡の33円であった。この繭価格差は、17円に上る。東葛飾郡・千葉郡の繭価格は、印旛郡の繭価格の66%に過ぎない。繭価格の地域差が著しい。印旛郡と東葛飾郡は、千葉県における主要養蚕地方である。印旛郡には佐倉・成田両町に中小繭市場が存在する。千葉郡には千葉町に中小繭市場が存在する。片倉組は、印旛郡の安食町と六合村大字山田に各繭買入所を設置している。

1901（明治34）年には郡別最高繭単価は1石当たり山武郡の38円、最低繭単価は安房郡の29円である⁽²⁰⁾。この繭価格差は、9円であった。安房郡の繭価格は、山武郡の繭価格の76%に止まる。前年に比べて最高繭単価、最低繭単価共に減少するが、翌々年には何れも増加する。千葉県最大の養蚕地帯である山武郡には横芝大繭市場及び成東・東金各中小繭市場が存在する。

片倉組は、安房郡の北条町と西条村に各繭買入所を設置していた。

1903（明治36）年に郡別春蚕上繭最高繭単価は山武郡の58円、最低繭単価は海上郡の38円であった。この価格差は、20円である。1900年以来最大の繭価格差であった。海上郡の繭価格は、山武郡の繭価格の僅か66%に過ぎない。繭価格の地域差が拡大している。山武郡は、前々年に続き最高繭価格産地である。

1904（明治37）年には郡別春蚕上繭最高繭単価は安房郡の43円、最低繭単価は香取郡の32円である。この価格差は、11円であった。香取郡の繭価格は、安房郡の繭価格の74%に止まる。翌年には繭価格差は、更に拡大する

1905（明治38）年に郡別春蚕上繭最高繭単価は山武郡の48円、最低繭単価は千葉郡の31円であった。この価格差は、17円である。千葉郡の繭価格は、山武郡の繭価格の64%に過ぎない。山武郡は、前々年に続き最高繭価格産地であった。千葉郡は、1900年以来の最低繭価格産地である。

1906（明治39）年には郡別春蚕上繭最高繭単価は山武郡・匝瑳郡・海上郡・安房郡の49円、最低繭単価は長生郡・東葛飾郡・千葉郡の46円である。この価格差は、3円であった。長生郡・東葛飾郡・千葉郡の繭価格は、山武郡・匝瑳郡・海上郡・安房郡の繭価格の94%である。最高繭単価と最低繭単価は近似するが、それはこの年限りであった。翌年には再び拡大する。千葉県において主要繭市場が集中する山武郡に最高繭価格産地となる傾向が見られる。

1907（明治40）年に郡別春蚕上繭最高繭単価は安房郡の67円、市原郡・夷隅郡の53円であった。この価格差は、14円である。市原郡・夷隅郡の繭価格は、安房郡の繭価格の79%に止まる。繭価格の地域差は解消に向かうことなく、拡大し続けるのであった。

斯くして、千葉県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったものといえよう。1900年代半ばに千葉県諸郡間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが判明する。千葉県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

⑩ 福島県

福島県は、若松市（1899年市制施行）、福島市（1907年市制施行）、信夫郡、伊達郡、安達郡、安積郡、岩瀬郡、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、東白川郡、西白河郡、石川郡、田村郡、岩城郡、双葉郡、相馬郡の2市17郡からなる。福島県において伊達郡、田村郡を中心に安達郡、信夫郡、石川郡、相馬郡、安積郡の諸郡が主要養蚕地方であった。

福島県の市町別繭単価に関しては、1897（明治30）年～1898（明治31）年において信夫郡福島町、北会津郡若松町、石城郡平町の3町について知ることができる。『福島県統計書』の「物価」欄に上記繭市場毎に、1897年には上繭、中繭、下繭別に1石当たりの価格（12月）を掲載し、翌1898年には同じく上繭、中繭、下繭別に3月、6月、9月、12月の各繭価格を掲載している。

第2表に示す如く、1897（明治30）年に上繭最高単価は福島町・若松町の45円、平町の35円であった。この価格差は、10円である。平町の繭価格は、福島町・若松町の繭価格の78%に止まる。なお、中繭に関しては、同年に最高繭単価は福島町・若松町の40円、最低繭単価は平町の30円である。この価格差は、10円であった。平町の繭価格は、福島町・若松町の繭価格の75%に過ぎない。下繭については、同年に最高繭単価は福島町・若松町の35円、最低繭単価は平町の26円である。この価格差は、9円である。平町の繭価格は、福島町・若松町

の繭価格の74%に過ぎない。上述の如く、福島町・若松町と平町の繭価格は、上繭、中繭、下繭共に地域差があった。福島町と若松町の繭価格は同一であったが、翌年には価格差が生じている。

1898（明治31）年には6月に上繭最高繭単価は福島町の45円、最低繭単価は若松町の35円である。この価格差は、10円である。若松町の繭価格は、福島町の繭価格の78%に止まる。なお、中繭に関しては、最高繭単価は平町の38円、最低繭単価は若松町の30円であった。この繭価格差は、8円である。若松町の繭価格は、平町の繭価格の79%に止まる。下繭については、最高繭単価は平町の35円、最低繭単価は福島町の25円である。この繭価格差は、10円であった。福島町の繭価格は、平町の71%に過ぎない。上繭、中繭、下繭共に繭価格の地域差は、依然として収束していない。

1899年～1904年においては、『福島県統計書』に繭価格が未掲載であるため、1905年より郡市別春蚕繭価動向を明らかにしたい。

1905（明治38）年には福島県の春蚕上繭郡市別最高繭単価は、伊達郡・信夫郡・耶麻郡の50円、最低繭単価は東白川郡の35円であった。この繭価格差は、15円である。東白川郡の繭価格は、伊達郡・信夫郡・耶麻郡の繭価格の70%に過ぎない。繭価格の地域差が顕著であった。伊達郡と信夫郡は、福島県の主要養蚕地帯である。

1906（明治39）年に郡市別最高繭単価は信夫郡の60円、最低繭単価は東白川郡の38円である。この価格差は、22円であった。最高繭単価・最低繭単価共に上昇する。東白川郡の繭価格は、信夫郡の繭価格の僅か63%に過ぎない。信夫郡は、最高繭価格産地として、また東白川郡は最低繭価格産地として、前年より引き続いている。繭価格の地域差は、更に拡大している

のである。

1907（明治40）年には郡市別最高繭単価は福島市・耶麻郡の65円、最低繭単価は石川郡・東白川郡の50円であった。この繭価格差は、15円である。石川郡・東白川郡の繭価格は、福島市・耶麻郡の繭価格の77%に過ぎない。最高繭価格・最低繭価格共に向上する。石川郡は、福島県の主要養蚕地帯である。東白川郡は、3年連続して最低繭価格産地であった。繭価格の地域差は、一向に解消されていない。

斯くして、福島県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と繭取引交渉に臨むという状況には無かったことが窺われる。1900年代半ばに福島県諸郡間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。福島県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

⑪ 宮城県

宮城県は、仙台市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亶理郡、名取郡、宮城郡、黒川郡、加美郡、志田郡、玉造郡、遠田郡、栗原郡、登米郡、桃生郡、牡鹿郡、本吉郡の1市16郡に分布する。宮城県においては、伊具郡を中心に刈田郡、本吉郡、柴田郡、登米郡、栗原郡、桃生郡、亶理郡の諸郡が主要養蚕地方であった。

1904年まで『宮城県統計書』に繭価格の掲載が無いため、1905年より宮城県の郡市別春蚕繭価動向を明らかにしたい。

1905（明治38）年には宮城県の春蚕上繭郡市別最高繭単価は仙台市の52円、最低繭単価は玉造郡・牡鹿郡の42円であった。この繭価格差は、10円であった。玉造郡・牡鹿郡の繭価格は、仙台市の繭価格の81%に止まる。

1906（明治39）年に郡市別最高繭単価は亶理郡・名取郡・黒川郡・仙台市の52円、最低繭単価は玉造郡の46円である。この繭価格差は、6円であった。玉造郡の繭価格は、亶理郡・名

取郡・黒川郡・仙台市の繭価格の88%に止まる。亘理郡は、宮城県的主要養蚕地方に属す。仙台市は最高繭価格産地として、玉造郡は最低繭価格産地として、何れも前年より続く。繭価格の地域差は解消に向かうことなく、翌年には拡大していった。

1907（明治40）年には郡市別最高繭単価は黒川郡の65円、最低繭単価は玉造郡の50円であった。この繭価格差は、15円である。玉造郡の繭価格は、黒川郡の繭価格の77%に過ぎない。黒川郡は、2年連続して最高繭価格産地であり、玉造郡は、3年連続して最低繭価格産地であった。最高・最低繭価格産地は、主に宮城県の主要養蚕地方の周辺地域に存在している。

斯くして、宮城県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と繭取引交渉に臨むという状況には無かったことが窺われよう。1900年代半ばに宮城県諸郡間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことは明らかである。宮城県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

⑫ 山形県

山形県は、山形市、米沢市、南村山郡、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、南置賜郡、東置賜郡、西置賜郡、東田川郡、西田川郡、飽海郡の2市11郡に分布する。山形県において西村山郡、東村山郡、南村山郡、北村山郡、東置賜郡、西置賜郡の諸郡が主要養蚕地方であった。

1909年まで『山形県統計書』には繭価格が未掲載であるため、1910年から山形県の郡市別春蚕繭価格動向を明らかにしたい。

1910（明治43）年には山形県の春蚕上繭郡市別最高繭単価は米沢市の45円、最低繭単価は最上郡の37円であった。この繭価格差は、8円である。最上郡の繭価格は、米沢市の繭価格の82%に過ぎない。

1911（明治44）年には郡市別最高繭単価は米沢市の47円、最低繭単価は最上郡の40円である。この繭価格差は、7円であった。最上郡の繭価格は、米沢市の繭価格の85%に止まる。前年同様、最高繭価格産地は米沢市、最低繭価格産地は最上郡であった。繭価格は、最高繭単価・最低繭単価共に増加している。

1912（明治45）年に郡市別最高繭単価は東置賜郡の48円、最低繭単価は東田川郡・飽海郡の40円であった。この繭価格差は、8円である。東田川郡・飽海郡の繭価格は、東置賜郡の繭価格の83%に止まる。東置賜郡は、山形県の代表的な養蚕地方である。繭価格の地域差は、解消していない。

斯くして、山形県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが窺われる。1900年代半ば以降においても山形県諸郡間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことは明白である。山形県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

⑬ 秋田県

秋田県は、秋田市、南秋田郡、北秋田郡、鹿角郡、山本郡、河辺郡、由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡の1市9郡から成る。秋田県においては雄勝郡を中心に平鹿郡、仙北郡、北秋田郡の諸郡が主要養蚕地方であった。

1903年まで『秋田県統計書』には繭価格が未掲載であることから、1904年より秋田県の郡市別春蚕繭価格動向を詳らかにしたい。

1904（明治37）年には秋田県の春蚕上繭郡市別最高繭単価は秋田市の48円、最低繭単価は仙北郡の35円であった。この繭価格差は、13円である。仙北郡の繭価格は、秋田市の繭価格の73%に過ぎない。仙北郡は、秋田県の主要養蚕地方である。繭価格の地域差が大きい。

1905（明治38）年に郡別最高繭単価は平鹿郡の50円、最低繭単価は鹿角郡の35円である。この繭価格差は、15円であった。鹿角郡の繭価格は、平鹿郡の繭価格の70%に過ぎない。最高繭価格と繭価格差は共に増大し、繭価格の地域差は更に拡大する。平鹿郡は、秋田県の主要養蚕地方である。

1906（明治39）年には郡別最高繭単価は秋田市の55円、最低繭単価は仙北郡の37円であった。この繭価格差は、18円である。仙北郡の繭価格は、秋田市の繭価格の僅か67%に過ぎない。繭価格の地域差が更に進む。最高繭価格と最低繭価格共に、前年より増加する。特に最高繭価格は、上昇傾向が強い。仙北郡は前々年に引き続き、最低繭価格産地であった。

1907（明治40）年に郡別最高繭単価は河辺郡の65円、最低繭単価は南秋田郡の54円である。この繭価格差は、11円であった。南秋田郡の繭価格は、河辺郡の繭価格の83%に止まる。繭価格の地域差は、解消されていない。

斯くして、秋田県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900年代半ばに秋田県諸郡間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが判明する。秋田県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

⑭ 岩手県

岩手県は、盛岡市、岩手郡、紫波郡、稗貫郡、和賀郡、胆沢郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、気仙郡、上閉伊郡、九戸郡、二戸郡の1市13郡に分布する。岩手県において東磐井郡を中心に気仙郡、下閉伊郡、西磐井郡、二戸郡の諸郡が主要養蚕地方であった。

1898年まで『岩手県統計書』に繭価格の掲載が無いため、1899年より岩手県の郡市別春蚕繭価動向を明らかにしたい。なお1900年に

については同書欠落のため、不明である。

1899（明治32）年には岩手県の春蚕上繭郡市別最高繭単価は胆沢郡の53円、同最低繭単価は気仙郡の18円であった。この繭価格差は、35円である。気仙郡の繭価格は、胆沢郡の繭価格の僅か34%に過ぎない。気仙郡は、岩手県の主要養蚕地方である。繭価格の地域差が極めて大きい。

1901（明治34）年に郡市別最高繭単価は気仙郡の43円、同最低繭単価は二戸郡の21円である。この繭価格差は、22円であった。二戸郡の繭価格は、気仙郡の繭価格の半分に満たない49%に過ぎない。気仙郡は、前々年の最低繭価格産地から最高繭価格産地に変移する。繭価格の地域差が依然として大きい。二戸郡は、気仙郡同様に岩手県の主要養蚕地方である。

1902（明治35）年には郡市別最高繭単価は江刺郡の50円、同最低繭単価は九戸郡の35円であった。この繭価格差は、15円である。九戸郡の繭価格は、江刺郡の繭価格の70%に止まる。最高繭価格の停滞化の一方で、最低繭価格は逐年上昇しており、これにより繭価格差の縮小化が一定程度進む。江刺郡は養蚕業が発展し、二戸郡並みの産繭額に達して岩手県の主要養蚕地方の一角を占めるようになる。

1903（明治36）年に郡市別最高繭単価は紫波郡の53円、同最低繭単価は気仙郡の40円である。この繭価格差は、13円であった。気仙郡の繭価格は、紫波郡の繭価格の75%に止まる。繭価格の地域差が依然として大きい。

1904（明治37）年には郡市別最高繭単価は紫波郡の45円、同最低繭単価は下閉伊郡・気仙郡・九戸郡の37円であった。この繭価格差は、8円である。下閉伊郡・気仙郡・九戸郡の繭価格は、紫波郡の繭価格の82%である。紫波郡は、前年に引き続き最高繭価格産地であった。下閉伊郡は、気仙郡と共に岩手県の主要養蚕地方で

ある。最高繭単価と最低繭単価共に前年を下回る。両者の価格差は縮小傾向から一転して、翌年には再び拡大する。

1905（明治38）年に郡市別最高繭単価は紫波郡の52円、同最低繭単価は西磐井郡・江刺郡の40円である。この価格差は、12円であった。西磐井郡・江刺郡の繭価格は、紫波郡の繭価格の77%に止まる。西磐井郡は、江刺郡と共に岩手県の主要養蚕地方である。紫波郡の最高繭価格産地は、3年連続していた。

1906（明治39）年には郡市別最高繭単価は下閉伊郡の56円、同最低繭単価は上閉伊郡の44円であった。この繭価格差は、12円である。最高繭単価・最低繭単価共に前年より増加する。上閉伊郡の繭価格は、下閉伊郡の繭価格の79%に止まる。繭価格の地域差は、依然として存続する。下閉伊郡は、前々年の最低繭価格産地から最高繭価格産地へと転移する。下閉伊郡は、岩手県の主要養蚕地方である。

1907（明治40）年に郡別最高繭単価は下閉伊郡の69円、同最低繭単価は二戸郡の51円である。この繭価格差は、18円であった。二戸郡の繭価格は、下閉伊郡の繭価格の74%に過ぎない。最高繭単価と最低繭単価の価格差は、拡大傾向にある。下閉伊郡は、前年に続いて最高繭価格産地であった。二戸郡は、1901年以来の最低繭価格産地である。

斯くして、岩手県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが看取できる。1900年代半ばに岩手県諸郡間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが判明する。岩手県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

⑮ 青森県

青森県は、弘前市、青森市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡、

下北郡、三戸郡の2市8郡に分布する。三戸郡と上北郡が青森県の二大養蚕地方である。

1897年以前は『青森県統計書』に繭価格の掲載が無いため、1898年より青森県の郡市別春蚕繭価格動向を明らかにしたい。

1898（明治31）年には青森県の春蚕上繭郡市別最高繭単価は北津軽郡の35円、同最低繭単価は南津軽郡の28円であった。この繭価格差は、7円である。南津軽郡の繭価格は、北津軽郡の繭価格の80%に止まる。翌年に繭価格の地域差が一層拡大する。

1899（明治32）年に郡市別最高繭単価は三戸郡の45円、同最低繭単価は西津軽郡の30円である。この繭価格差は、15円であった。西津軽郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の67%に過ぎない。最高繭価格・最低繭価格共に、前年よりも増加する。特に最高繭価格の増進が顕著であった。三戸郡は、青森県を代表する養蚕地帯である。

1900（明治33）年には郡市別最高繭単価は上北郡の45円、同最低繭単価は南津軽郡の34円であった。この繭価格差は、11円である。南津軽郡の繭価格は、上北郡の繭価格の76%に止まる。上北郡は、三戸郡と共に青森県の代表的養蚕地帯である。

1901（明治34）年に郡市別最高繭単価は三戸郡・上北郡の40円、同最低繭単価は下北郡の23円である。この繭価格差は、17円であった。下北郡の繭価格は、三戸郡・上北郡の繭価格の僅か58%に過ぎない。繭価格の地域差が一層進んでいる。三戸郡は前々年以来、上北郡は前年に引き続き最高繭価格産地であった。最高繭単価・最低繭単価共に前年より下落する。特に最低繭単価は、大幅に減少していた。

1902（明治35）年には郡市別最高繭単価は上北郡の43円、同最低繭単価は西津軽郡の33円であった。この繭価格差は、10円である。

西津軽郡の繭価格は、上北郡の繭価格の77%に止まる。上北郡は、3年連続して最高繭価格産地であった。西津軽郡は、1899年以來の最低繭価格産地である。繭価格の地域差は、一向に解消を見ないのである。

1903（明治36）年に郡市別最高繭単価は三戸郡の44円、同最低繭単価は北津軽郡の35円である。この繭価格差は、9円であった。北津軽郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の80%に止まる。三戸郡は、1899年と1901年以來の最高繭価格産地であった。北津軽郡は、1898年には最高繭価格産地である。

1904（明治37）年には郡市別最高繭単価は三戸郡の40円、同最低繭単価は西津軽郡の32円であった。この繭価格差は、8円である。西津軽郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の80%に止まる。三戸郡は、前年に続いて最高繭価格産地であった。西津軽郡は、1899年と1902年以來の最低繭価格産地である。津軽地方（東津軽郡、中津軽郡を除き、西津軽郡中心に南津軽郡、北津軽郡）は、最低繭価格産地化傾向にあった。

1905（明治38）年に郡市別最高繭単価は三戸郡・上北郡・弘前市の47円、同最低繭単価は下北郡の37円である。この繭価格差は、10円であった。下北郡の繭価格は、三戸郡・上北郡・弘前市の繭価格の79%に止まる。繭価格の地域差は、依然解消されていない。

1906（明治39）年には郡市別最高繭単価は弘前市の54円、同最低繭単価は北津軽郡の44円であった。この繭価格差は、10円である。北津軽郡の繭価格は、弘前市の繭価格の81%に止まる。最高繭単価・最低繭単価共に前年を上回っており、上昇傾向にある。弘前市は、前年に引き続き最高繭価格産地であった。

1907（明治40）年に郡市別最高繭単価は三戸郡の71円、同最低繭単価は下北郡の47円である。この繭価格差は、24円であった。下北

郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の僅か66%に過ぎない。最高繭単価と最低繭単価は、1898年以來最大の繭価格であった。下北郡は、1901年、1905年以來の最低繭価格産地である。最高繭価格産地は、三戸郡と上北郡両郡乃至弘前市が殆ど大部分を占めており、最低繭価格産地は、先述の津軽地方諸郡のほか下北郡が占めていた。繭価格の地域差は、解消に向かうことなく存続している。

斯くして、青森県において養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかである。1900年代半ばに青森県諸郡間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが判明する。青森県各郡内諸町村においても繭価格（繭単価）の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(2) 群馬県各郡町村別春蚕繭最高・最低単価

東日本府県毎に1900年代半ばの各郡内諸町村の春蚕上繭最高・最低単価を明らかにすることは資料上限られているので、ここでは群馬県を事例に取り上げることにしたい。なお、この場合上繭以外に玉繭、出殻繭、屑繭を含む春蚕繭総量である。第3表は、1905年～1907年における群馬県各郡町村別春蚕繭最高・最低単価の動向を示している。以下、群馬県内の勢多郡（17町村）、群馬郡（37町村）、多野郡（18町村）、北甘楽郡（23町村）、碓氷郡（18町村）、吾妻郡（14町村）、利根郡（17町村）、新田郡（13町村）、山田郡（12町村）、佐波郡（16町村）、邑楽郡（22町村）の諸郡各町村別に春蚕繭最高・最低単価を明らかにしていきたい。

① 勢多郡

勢多郡では、1905（明治38）年に春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は東村の34円、同最低単価は木瀬村の21円であった。この価格差は、

第3表 群馬県各郡内町村別春蚕繭最高・最低単価（1905～1907年）

単位：1石当たり円

	1905年		1906年		1907年	
	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価
勢多郡	東村 34	木瀬村 21	東村 50	敷島村 28	東村 55	粕川村 38
群馬郡	東村 47	片岡村 18	上郊村 70	金古町 26	岩鼻村 68	小野上村 34
多野郡	八幡村 45	藤岡町 26	八幡村 49	藤岡町 35	多胡村 58	日野村 39
北甘楽郡	小幡村 57	丹生村 22	岩平村 61	尾沢村 28	下仁田町 53	秋畑村外 45
碓氷郡	松井田町 33	臼井町 26	磯部村 52	豊岡村 31	岩野谷村外 60	細野村 44
吾妻郡	名久田村 45	孺恋村 29	高山村 52	孺恋村 17	原町 68	六合村 38
利根郡	沼田町 46	池田村 22	利南村 49	池田村 29	薄根村 53	久呂保村 39
新田郡	太田町 39	生品村 23	生品村 43	木崎町 26	太田町 56	木崎町 36
山田郡	矢場川村 43	休泊村 18	境野村 51	広沢村 33	休泊村 58	毛里田村 44
佐波郡	伊勢崎町 37	三郷村 20	芝根村 45	殖蓮村 30	境町 56	赤堀村 42
邑楽郡	梅島村 37	海老瀬村 23	千江田村 44	長柄村 27	梅島村 54	長柄村 36

(注) 1. 春蚕繭は、「春蚕」、「掛合」、「夏蚕初度飼」、「秋蚕初度飼」の各「良繭」、「玉繭」、「出殻繭」、「屑繭」の合計。夏秋蚕繭は、「夏蚕」、「秋蚕」の「秋蚕二度飼」と「多化蚕」の各「良繭」、「玉繭」、「出殻繭」、「屑繭」の合計。

2. 円未満四捨五入。数値の誤りは修正。

(資料) 各年度『群馬県統計書』より作成。

13円である。木瀬村の繭価格は、東村の繭価格の62%に過ぎない。勢多郡において繭価格の地域差が明瞭に表れている。

1906（明治39）年には勢多郡内の町村別最高繭単価は東村の50円、最低繭単価は敷島村の28円である。この繭価格差は、22円であった。敷島村の繭価格は、東村の繭価格の僅か56%に過ぎない。前年以上に繭価格の地域差が拡大している。

1907（明治40）年に勢多郡内の町村別最高繭単価は東村の55円、最低繭単価は粕川村の38円であった。この繭価格差は、17円である。粕川村の繭価格は、東村の繭価格の69%に止まる。この3年間に最高繭単価・最低繭単価共に上昇しているが、繭価格の地域差は、解消されていない。

斯くして、勢多郡の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900

年代半ばに勢多郡諸町村間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが判明しよう。

② 群馬郡

群馬郡において、1905（明治38）年に春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は東村の47円、同最低単価は片岡村の18円であった。この価格差は、29円である。片岡村の繭価格は、東村の繭価格の僅か38%に過ぎない。繭価格の地域差が極めて大きい。

1906（明治39）年に群馬郡内の最高繭単価は上郊村の70円、最低繭単価は金古町の26円である。この繭価格差は、44円であった。金古町の繭価格は、上郊村の繭価格の僅か37%に過ぎない。

1907（明治40）年には群馬郡内の最高繭単価は岩鼻村の68円、最低繭単価は小野上村の34円であった。この繭価格差は、34円である。小野上村の繭価格は、岩鼻村の繭価格の半分の

50%に過ぎない。この3年間に最高繭単価・最低繭単価共に上昇傾向にあるが、繭価格の地域差は厳然と存在している。

斯くして、群馬郡の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが看取できよう。1900年代半ばに群馬郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。

③ 多野郡

多野郡では1905（明治38）年に春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は八幡村の45円、同最低単価は藤岡町の26円であった。この繭価格差は、19円である。藤岡町の繭価格は、八幡村の繭価格の僅か58%に過ぎない。

1906（明治39）年には多野郡内の最高繭単価は八幡村の49円、最低繭単価は藤岡町の35円である。この繭価格差は、14円であった。藤岡町の繭価格は、八幡村の繭価格の71%に止まる。

1907（明治40）年に多野郡内の最高繭単価は多胡村の58円、最低繭単価は日野村の39円であった。この繭価格差は、19円である。日野村の繭価格は、多胡村の繭価格の67%に過ぎない。

多野郡においてこの3年間に最高繭単価・最低繭単価共に上昇しているが、繭価格の地域差は、解消されていない。

斯くして、多野郡の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900年代半ばに多野郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたのである。

④ 北甘楽郡

1905（明治38）年には北甘楽郡内の春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は小幡村の57円、同最低単価は丹生村の22円であった。この繭

価格差は、35円である。丹生村の繭価格は、小幡村の繭価格の僅か39%に過ぎない。繭価格の地域差が甚だ大きい。

1906（明治39）年に北甘楽郡内の最高繭単価は岩平村の61円、最低繭単価は尾沢村の28円である。この繭価格差は、33円であった。尾沢村の繭価格は、岩平村の繭価格の僅か46%に過ぎない。

1907（明治40）年には北甘楽郡内の最高繭単価は下仁田町の53円、最低繭単価は秋畑村ほかの45円であった。この繭価格差は、8円である。秋畑村ほかの繭価格は、下仁田町の繭価格の85%に止まる。最低繭単価の上昇により繭価格差は縮小するとはいえ、繭価格の地域差は解消されてはいない。

斯くして、北甘楽郡の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが窺われる。1900年代半ばに北甘楽郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明しよう。

⑤ 碓氷郡

1905（明治38）年には碓氷郡内の春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は松井田町の33円、同最低単価は臼井町の26円であった。この繭価格差は、7円である。臼井町の繭価格は、松井田町の繭価格の79%に止まる。翌年に繭価格の地域差は、更に拡大する。

1906（明治39）年に碓氷郡内の春蚕繭最高単価は磯部村の52円、同最低単価は豊岡村の31円である。この繭価格は、21円であった。豊岡村の繭価格は、磯部村の繭価格の60%に過ぎない。

1907（明治40）年には碓氷郡内の春蚕繭最高単価は岩野谷村・磯部村の60円、同最低単価は細野村の44円であった。この繭価格差は、16円である。細野村の繭価格は、岩野谷村・

磯部村の繭価格の73%に止まる。

碓氷郡ではこの3年間に町村別最高繭単価・最低繭単価共に上昇しているが、繭価格の地域差は依然として存続している。

斯くして、碓氷郡内の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900年代半ばに碓氷郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが判明する。

⑥ 吾妻郡

1905（明治38）年には吾妻郡内の春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は名久田村の45円、同最低単価は嬬恋村の29円であった。この繭価格差は、16円である。嬬恋村の繭価格は、名久田村の繭価格の64%に過ぎない。

1906（明治39）年に吾妻郡内の春蚕繭最高単価は高山村の52円、同最低単価は嬬恋村の17円である。この繭価格差は、35円であった。嬬恋村の繭価格は、高山村の繭価格の僅か33%に過ぎない。

1907（明治40）年には吾妻郡内の春蚕繭最高単価は原町の68円、同最低単価は六合村の38円であった。この繭価格差は、30円である。六合村の繭価格は、原町の繭価格の僅か56%に過ぎない。

吾妻郡において、この3年間に町村別春蚕繭最高・最低単価共に増加しているが、繭価格の地域差は拡大している。

斯くして、吾妻郡内の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明白であろう。1900年代半ばに吾妻郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことは疑う余地がない。

⑦ 利根郡

1905（明治38）年には利根郡内の春蚕繭1石

当たりの町村別最高単価は沼田町の46円、同最低単価は池田村の22円であった。この繭価格差は、24円である。池田村の繭価格は、沼田町の繭価格の半分以下の48%に過ぎない。

1906（明治39）年に利根郡内の春蚕繭最高単価は利南村の49円、同最低単価は池田村の29円である。この繭価格差は、20円であった。池田村の繭価格は、利南村の繭価格の僅か59%に過ぎない。

1907（明治40）年には利根郡内の春蚕繭最高単価は薄根村の53円、同最低単価は久呂保村の39円であった。この繭価格差は、14円である。久呂保村の繭価格は、薄根村の繭価格の74%に止まる。

利根郡ではこの3年間に春蚕繭最高・最低単価共に上昇しているが、繭価格の地域差は解消するに至らない。

斯くして、利根郡内の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが看取できよう。1900年代半ばに利根郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが判明する。

⑧ 新田郡

1905（明治38）年には新田郡内の春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は太田町の39円、同最低繭単価は生品村の23円であった。この繭価格差は、16円である。生品村の繭価格は、太田町の繭価格の僅か59%に過ぎない。

1906（明治39）年に新田郡内の春蚕繭最高単価は生品村の43円、同最低単価は木崎町の26円である。この価格差は、17円であった。木崎町の繭価格は、生品村の繭価格の60%に過ぎない。

1907（明治40）年には新田郡内の春蚕繭最高単価は太田町の56円、同最低単価は木崎町の36円であった。この繭価格差は、20円であ

る。木崎町の繭価格は、太田町の繭価格は、64%に過ぎない。

新田郡においてこの3年間に春蚕繭最高・最低単価は増大しているが、繭価格の地域差は解消せず、寧ろ拡大しているのである。

斯くして、新田郡内の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900年代半ばに新田郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明するのである。

⑨ 山田郡

1905（明治38）年には山田郡内の春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は矢場川村の43円、同最低単価は休泊村の18円であった。この繭価格差は、25円である。休泊村の繭価格は、矢場川村の繭価格の僅か42%に過ぎない。

1906（明治39）年に山田郡内の春蚕繭最高単価は境野村の51円、同最低単価は広沢村の33円である。この繭価格差は、18円であった。広沢村の繭価格は、境野村の繭価格の65%に過ぎない。

1907（明治40）年には山田郡内の春蚕繭最高単価は休泊村の58円、同最低単価は毛里田村の44円であった。この繭価格差は、14円である。毛里田村の繭価格は、休泊村の繭価格の76%に止まる。

山田郡ではこの3年間に春蚕繭最高・最低単価共に上昇しているが、繭価格の地域差は依然として存続しているのである。

斯くして、山田郡の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであるといえよう。1900年代半ばに山田郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。

⑩ 佐波郡

1905（明治38）年には佐波郡内の春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は伊勢崎町の37円、同最低単価は三郷村の20円であった。この繭価格差は、17円である。三郷村の繭価格は、伊勢崎町の繭価格の僅か54%に過ぎない。

1906（明治39）年に佐波郡内の春蚕繭最高単価は芝根村の45円、同最低単価は殖蓮村の30円である。この繭価格差は、15円であった。殖蓮村の繭価格は、芝根村の繭価格の67%に過ぎない。

1907（明治40）年には佐波郡内の春蚕繭最高単価は境町の56円、同最低単価は赤堀村の42円であった。この繭価格差は、14円である。赤堀村の繭価格は、境町の繭価格の75%に止まる。

佐波郡においてこの3年間に春蚕繭最高・最低単価共に増大しているが、繭価格の地域差は変わることなく存在している。

佐波郡の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが窺われる。1900年代半ばに佐波郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。

⑪ 邑楽郡

1905（明治38）年には邑楽郡内の春蚕繭1石当たりの町村別最高単価は梅島村の37円、同最低単価は海老瀬村の23円であった。この繭価格差は、14円である。海老瀬村の繭価格は、梅島村の繭価格の62%に過ぎない。

1906（明治39）年に邑楽郡内の春蚕繭最高単価は千江田村の44円、同最低単価は長柄村の27円である。この繭価格差は、17円であった。長柄村の繭価格は、千江田村の繭価格の61%に過ぎない。

1907（明治40）年には邑楽郡内の春蚕繭最高単価は梅島村の54円、同最低単価は長柄村

の36円であった。この繭価格差は、18円である。長柄村の繭価格は、梅島村の繭価格の67%に過ぎない。

邑楽郡ではこの3年間に春蚕繭最高・最低単価共に増加しているが、繭価格の地域差は変わらずに存続している。

斯くして、邑楽郡の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900年代半ばに邑楽郡内諸町村間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたが判明する。

おわりに

東日本府県において1900年代半ばに繭市場の統合が完了し、繭価格差は収束した、と主張する中林真幸説の問題点の第1は、分析対象の繭価格を春蚕繭に限定し、夏・秋蚕繭を除外していることである。中林氏が分析に使用した『農商務統計表』においても、東日本府県の夏・秋蚕繭の価格は1900年代半ばに収束することなく、繭価格差が明瞭に存在しているのである。春蚕繭比率は、1900年代半ばにおいて東日本府県全体で65%前後に過ぎず、夏・秋蚕繭比率が35%前後を占めていたのである。長野県は、既に春蚕繭比率が45%未満であった。夏・秋蚕繭比率は、その後一層拡大していく。1919(大正8)年には北東北地方の秋田県、岩手県、青森県と南東北地方の宮城県を除くと、東日本各府県の春蚕繭比率は何れも55%前後(長野県は、僅か40%以下)を占めるに過ぎない。上記東北地方の春蚕上繭比率は、岩手県の80%を除けば、秋田県、青森県、宮城県共に60%台に止まる。東日本府県全体では春蚕上繭比率は、54%に低下する。春蚕繭と夏・秋蚕繭の比率は大差無く、略同率である。こうした中で春蚕繭のみを分析対象とすることは、中林氏

の主張が正当性を欠くことになる。

問題点の第2は、上田大繭市場における繭取引を分析対象として、ここでの繭取引が繭市場(繭集散地)一般に妥当するものと理解していることである。養蚕農家が電報や新聞に依って、横浜の生糸価格や繭市場の価格情報を共有し、製糸家と強力な価格交渉を行っているとする。長野県内外の大繭市場以外に、繭市場の大部分を占める中小繭市場においても同氏の主張が該当するものか、不明である。また諏訪製糸業における先進的大経営の繭取引形態が十分に明らかにされておらず、特に同時期の諏訪郡製糸業における最も先進的大経営の片倉組の繭取引形態が全く究明されていないことである。片倉組の購繭範囲は、1905(明治38)年に関東地方を中心に北は北海道から南は徳島県にまで及ぶ。片倉組は、大繭市場や中小繭市場に購繭出張所を設置し、各購繭出張所所属の繭買入所の多くは地方小都市、特に農村に設置して養蚕農民と直接取引を行っていた。この繭取引は、片倉組が新興養蚕地帯に繭市場の新天地開拓を強力に推し進めていった、言わば片倉組の独占市場である。中林氏が想定する繭市場とは極めて様相を異にしている。

新聞に関しては、東日本府県の養蚕農民に広く繭価格情報を伝える具体的な諸新聞名とその情報内容が明らかではない。製糸家と強力に価格交渉ができる程の情報内容(質・量共に)であるのか不明である。「同盟罷買」の件も含めて、新聞内容の真偽(誇張・推測などを含めて)の検証も必要であろう。また、抑々養蚕農民の中で新聞購読者は、限られた上層農民であろう。下層養蚕農民にまで新聞購読者がこの時期に拡大しているとは思われない。この点の実証が極めて不十分であり、不可欠である。本稿では、上層農民の事例として正田家を取り上げた。正田家の事例分析により、中林氏の見解と

は異なる市場対応であることを指摘しておいた。

中林氏が東日本府県において1900年代半ばに繭市場が統合し、繭価格は消滅したとの主張では、東日本府県各地の繭市場の価格は近似するはずであるが、本稿において東日本府県内の郡市別繭価格の推移を分析した結果、1900年代半ばに何れの府県においても繭価格の地域差は、消滅する事無く存在していたことが判明する。また、更に郡内諸町村間の繭価格の地域差の有無について群馬県を事例に究明した結果、群馬県各郡内諸町村間においても1900年代半ばに繭価格の地域差は広範囲に厳然と生じていたことが明らかとなった。斯くして、東日本各府県の養蚕農民が遍く繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことが看取できるのである。

中林氏は、繭市場の豊富な事例研究を欠く上に、個別養蚕農民の経営分析も無く、極めて限定的な情報をもとに現実とは掛け離れた虚構の世界を描いているものといえよう。

東日本各府県の夏・秋蚕繭価格（繭単価）の動向については、別稿において究明する予定である。

註

- (1) 中林真幸『近代資本主義の組織』東京大学出版会、2003年、123 - 157頁。同「養蚕業の発展と原料繭輸送」（老川慶喜・大豆生田稔編著『商品流通と東京市場』日本経済評論社、2000年）165 - 191頁。
- (2) 拙稿「1900年代前後の養蚕農民の経営構造分析—埼玉県大里郡新会村正田家の場合—」（『社会科学年報』第34号、専修大学社会科学研究所、2000年3月）113 - 169頁。正田家の農業経営に関しては、拙稿に一連の研究がある。
- (3) 中西僚太郎『近代日本における農村生活の構造』古今書院、2003年、120 - 125頁。
- (4) 拙稿「片倉製糸の購繭活動と原料繭輸送」（『社会科学年報』第35号、専修大学社会科学

研究所、2001年3月）79 - 138頁。

- (5) 諏訪教育会編『諏訪の近現代史』諏訪教育会、1986年、197、355頁。
- (6) 石井寛治「日本蚕糸業の発展構造」（『経済学論集』第35巻第2号、1969年）109頁。永瀬順功「日本「産業革命期」の繭市場について—埼玉県を中心として—（その2）」（『経済と経済学』第28号、1970年）第34表・54 - 55頁。
- (7) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、1972年、416頁。
- (8) 片倉製糸紡績株式会社考査課編『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941年、248頁。
- (9) 『平野村誌』下巻、長野県諏訪郡平野村役場、1932年、457頁。
- (10) 「大正七年繭相場調査」（『大日本蚕糸会報』326号、1919年）236頁。
- (11) 明治30年『長野県統計書』「物価」欄106頁。
- (12) 工藤啓次郎「繭市場論（第三回）」（『大日本蚕糸会報』323号、1918年）67頁。以下同。
- (13) 前掲中林真幸『近代資本主義の組織』138頁・第3 - 4 - b表「東日本各府県における繭価格」掲載の1899年長野県繭単価「50円」は「長野県」の繭価ではなく、「長野市」繭市場の繭価であろう。
- (14) 1897（明治30）年の甲府市の「主ナル物品ノ相場」の内、繭1石当たりの価格は「平均」49.275円、「最高」56.2円、「最低」42.35円であった（明治30年『山梨県統計書』235頁）。同年郡市別上繭単価は、甲府市平均40円（春・秋蚕繭共に）である。両者の平均価格を比べると、前者は、10円近く高い。山梨県最大の繭市場＝甲府市の取引価格の高さを示していよう。第3-2図（中林前掲書135頁）のグラフは「長野県と群馬県については、長野県・群馬県両統計書中の「物価」欄に於ける都市別価格を、当該都市を含む郡市別価格に接続した」とするが、上記の例からもこの接続が果して正確に繭価格の連続性を反映しているといえるのであろうか。因みに同年甲府市の産繭高は春蚕繭73石、秋蚕繭48石、合計121石であった。1915（大正4）年に甲府市繭市場（繭集散地）の繭取引高は、「仲介所」取引が20,000石、「其他」取引が10,000石、合計30,000石である（「主タル繭集散地名及其取引石数取引方法」195頁、農商務

省編『蚕糸業に関する参考資料』第三次、1916年、『明治前期産業発達史資料』別冊(65)Ⅱ、明治文献資料刊行会、1970年)。甲府市の産繭高と取引高には大きな差が生じている。取引所数は、10ヶ所あった。先の「最高」繭単価と「最低」繭単価の差額は、13.85円である。後者の繭価格は、前者の繭価格の75%に止まる。繭取引価格に顕著な高低差が生じている。同一繭市場内で取引価格が異なる以上、製糸家にとって低繭価での取引機会を享受できることになろう。

(15) 1900(明治33)年に甲府市の「主ナル物品ノ相場」の内、繭価格は、1石当たり「平均」47.2円、「最高」56円、「最低」36円であった(明治33年『山梨県統計書』313頁)。同年郡市別上繭単価は、甲府市平均40.35円(春蚕繭40

円、秋蚕繭43.54円)である。両者の平均価格を比べると、前者は7円程高い。1897年同様に、両者の繭価格差が生じている。なお、「最高」繭単価と「最低」繭単価の差額は、20円である。後者の繭価格は、前者の繭価格の64%に過ぎない。1897年当時よりも繭価格差が拡大している。

(16) 前掲「主タル繭集散地名及其取引石数取引方法」191頁。

(17) 明治30年『群馬県統計書』101-109頁。

(18) 同上。

(19) 結城郡の繭価格が5円となるため、統計上の誤りとみて、これを除外した。

(20) 香取郡の繭「産額」と繭「価額」から単価を算出すると1石当たり22円になるが、繭「価額」の数値の誤りを正すと同36円になる。

原爆被爆二世・三世運動の新たな展開 ～放射線の遺伝的影響をめぐる被爆二世訴訟と国連での訴え～

中村 尚樹

はじめに

「私と同じ被爆二世であるいとは、30代の若さで急性白血病にかかり、亡くなりました。もしかしたら放射線の影響かもしれない。自分もいつかそうなるのでは……。そんな不安がつきまといます」

広島市の被爆二世で、「全国被爆二世団体連絡協議会」事務局長の平野克博は、自らが原告の1人となり、2017年に提訴した集団訴訟、冒頭の意見陳述で、こう証言した。

「私は、もともと4人兄弟であったようなのですが、そのことを知ったのは、母が亡くなる直前なのです。それまでは、3人兄弟だとずっと思っていました。放射線の影響を親が心配して言わなかったのか、それとも差別のことがあったのか、よくわかりません」

平野は、被爆二世として生きて来た胸の内を、筆者にそう語った。

同じく原告の1人で、「長崎県被爆二世の会」会長の丸尾育朗は、2018年5月に膀胱ガンと診断され、6月に手術を受けた。丸尾の母と、丸尾のいとは被爆者だが、いずれも膀胱ガンで亡くなった。さらに同じ被爆二世の友人で、高校時代の同級生も、やはり膀胱ガンで亡くなった。脳腫瘍や胃ガンなど、思い病気を患っている被爆二世の友人は多い。丸尾は高校一年のとき貧血症にかかり、半年間通院した病歴もある。「私のガンは、原爆が影響している可能性は

あると思います。二世のなかで、ガンで亡くなる流れがあります。ガンが多いのです。自分のなかで、可能性を否定することはできません」

丸尾はそう、筆者に不安を吐露した。

広島と長崎で被爆した原爆被爆者の子ども、いわゆる被爆二世のグループが国を相手取り、「二世に対する援護策を怠っている」として損害賠償を求める集団訴訟を2017年2月、広島と長崎の地方裁判所に起こした。

1980年代に運動を始めた原告たちはこれまで、政治的な交渉を通じて、問題の決着をはかろうとしてきた。実際に被爆二世・三世に対する援護策が盛り込まれた「被爆者援護法案」が二度にわたり、与野党逆転下の参議院を通過したという実績もある。しかしその後、自民党から民主党への政権交代があっても、援護策は実現していない。

原爆被爆者の高齢化は言われて久しいが、そのことは被爆二世の高齢化も意味する。被爆73周年が過ぎたいま、最も高齢な被爆二世は、すでに72歳になっている。

このまま従来の方針で運動を続けたとしても、問題の解決は望み薄だ。そうした危機感から、被爆二世たちは新たな形の運動に取り組むことにした。そのひとつが国家賠償を求める裁判である。

実は、被爆二世の親の世代が取り組んだ被爆者運動の歴史も、裁判闘争の歴史と言っていい。国が被爆者手帳の制度を制定したのも、被爆者

に対する諸手当を支給するようになったのも、すべて裁判を通じて、被爆者が勝ち取った成果なのだ。その後の、原爆症の認定を求めた裁判でも、次々と原告側が勝訴した。さらに外国人被爆者に対する援護策の実現も、韓国人被爆者たちが日本政府を相手取って数々の裁判を闘った結果である。こうしてみると、被爆二世たちは今回の裁判闘争を、原爆被害者たちによる運動の正統な系譜として位置付けようとしていると言えるだろう。

さらに被爆二世たちは、国連を舞台とした働きかけも始めた。裁判闘争を日本の内からの闘いとすれば、外からも攻勢を強めようというわけである。

このように被爆二世たちが新たな取り組みに積極的に動く背景には、2017年に採択された「核兵器禁止条約」がある。同条約では、核兵器の将来にわたる影響についても言及しているのだ。それこそ、被爆二世が身をもって体験している事実なのである。

本稿では被爆二世たちによる運動が新たな局面を迎えたことを踏まえ、その経過をたどりつつ、被爆二世・三世運動が、核廃絶を求める運動のなかでどのような役割を果たしていくのか、検討したい。

本論に入る前に言及しておきたいのは、遺伝的影響の有無というテーマは、非常にデリケートな問題だということである。原爆被爆者に対する差別は過去に存在したし、現在もないとは言えない。特に就職や結婚という場面において問題は顕著に現れた。被爆二世についても、結婚問題で差別があった人は少なくない。

健康面について言えば、被爆二世の人たちのなかには、生まれつき身体が弱かったという人もいる。後述するが、1950～60年代にかけては、白血病を発症する被爆二世が次々と新聞記事となり、これを踏まえて被爆二世に対する差

別的な発言で物議をかもした都議会議員もいる。

この問題は、親子関係にも微妙な影響を与えかねない。子どもの立場からすれば、被爆二世となったことについて、本人の責任はまったくない。被爆した親にも責任はない。というより、最大の被害者である。しかし親からすれば、「なぜ自分が被爆二世となったのか」と子どもから問われると、特に子どもが病気を発症した場合、子どもに何の落ち度もない以上、「親の責任だ」と自分を責めずにはいられなくなる。そんな感情が親子の間にある限り、被爆の問題は避けて通りたいという気持ちになるのも理解できる。

その一方で、二世であることを何ら意識せずに生きてきた人たちがいる。というより、そうした人たちのほうが大半を占めている。

ひと口で「被爆二世」と言っても、健康状態に問題のない人もいれば病気の人もいて、個人差が大きいのだ。人によってそれぞれなのは当然である。

被爆二世とは、ハンディキャップのひとつであると見ることができる。ハンディのレベルが0の人もいれば、1の人もいれば、10の人もいる。しかもこうした人生におけるハンディは、被爆二世の人たちに限らず私たちの誰もが必ず持つものである。被爆者や被爆二世であろうが、そうでなかろうが、ガンによる死亡率は増加し、加齢と共に身体は衰弱する。

しかし被爆二世としてのハンディが、他の人たちのハンディと決定的に違うのは、それが戦争、それも核兵器によってもたらされた、人類にとって未知の被害だという点である。そして、再び核戦争が起きないとも限らないという現実が、目の前にある。

核廃絶を心から求める被爆者たちの願いを引き継ぐのは、被爆二世に課せられた責務だと、二世たちは感じている。心無い人たちにより、

社会的な差別を増長するかもしれないという不安を抱きつつ、被爆二世の人たちが意を決して立ち上がる理由は、そこにある。

なお本文中、敬称はすべて省略させていただいた。

1. 被爆者とは

「被爆二世」について述べる前に、彼らの親である「被爆者」とはどういう存在なのかを確認しておきたい。

被爆者は当初、広島では「原爆被害者」、長崎では「原爆被災者」と呼ばれていた。これは、被爆による死者も含んでいる。

1954年のビキニ水爆実験で第五福竜丸が被災し、原水爆禁止運動と被爆者救済の機運が高まるなかで、1957年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」、いわゆる「原爆医療法」が制定された。この法律で「被爆者」という言葉が用いられ、被爆者であることを証明する「被爆者健康手帳」、一般には「被爆者手帳」、あるいは「原爆手帳」と呼ばれる手帳が、原爆医療法に基づいて交付されるようになった。

被爆者という用語は、一般的には原爆により何らかの被害を受けた人という意味で使われるが、法律的には、所定の要件を満たして被爆者手帳を交付された生存者に対する、法的な地位を意味する言葉なのである。

なお、特に放射線被害について言及する文脈においては、被爆者についても「被曝」という字を用いる。

この定義による被爆者は、法律ができた1957年には約20万人だったが、1980年に約37万2000人でピークとなった。2018年3月現在では約15万5000人、平均年齢は82歳である。

そして、被爆者に対する現在の援護策を定めているのが、1994年に成立した「原子爆弾被

爆者に対する援護に関する法律」、いわゆる「被爆者援護法」である。

それによると、原爆の放射線によると認定された病気の治療費は、国が全額を負担する。その他の治療についても、放射線を浴びた被爆者は、病気やケガをしやすく、治りにくくとして、被爆者が保険診療を受けた場合、窓口で支払う自己負担分を国が負担する。

さらに被爆者援護法では、いくつかの手当が定められている。「循環器機能障害」や「運動器機能障害」、「造血機能障害」など11の障害のいずれかを伴う病気にかかっている人を対象に、月額約3万4000円の「健康管理手当」が支給される。

特に症状が重く、健康上、そして生活上、最も深刻な状況にあると厚生労働大臣が認めた、いわゆる「認定被爆者」には、「医療特別手当」として月額約14万円が支給される。

では、どのような人に被爆者手帳が交付されるのだろうか。

国の定める被爆者には4種類ある。被爆者援護法第1条の1号から4号までで規定されていることから、「1号被爆者」、「2号被爆者」などと呼ばれている。

このうち最も多い「1号被爆者」が「直接被爆者」で、原子爆弾が投下されたとき、広島市、長崎市、またはその周辺の、政令で定められた被爆地域にいた人である。

「2号被爆者」は「入市被爆者」で、原爆投下から2週間以内に被爆地域に立ち入った人。

「3号被爆者」は、両市以外の場所に搬送された被爆者の救護や遺体の処理に従事し、放射能の影響を受けた人。

そして「4号被爆者」が「胎内被爆者」で、1号、2号、3号被爆者となった母親の被爆時に、その胎児だった人である。

実際の認定作業にあたっては、被爆した場所

や、被爆地域に入った日時、救護活動をした時間や接触した被爆者の人数など、一定の条件を満たしていなければ、被爆者とは認められない。科学的に、誰もが納得する線引きがされているのなら良いのだが、残念ながらそうではない。特に被爆地域の指定は、被爆当時の行政区域の境界線に従い、政治的な思惑も加わって、いびつな形で決められている。

2. 被爆二世とは

次に、本題の「被爆二世」である。被爆二世の全国組織である「全国被爆二世団体連絡協議会」、略称「全国被爆二世協」は、自分たちを「第五の被爆者」と位置付けている。前述したように、被爆者は1号から4号に分類されるが、被爆二世は原爆の放射線による遺伝的な影響を受けている可能性を否定できず、その意味で4号までの被爆者に次ぐ「5号被爆者」だという主張である。

ではどういう人が、被爆二世となるのだろうか。全国被爆二世協は、「被爆者を両親またはそのどちらかに持ち、両親またはどちらかが被爆後に命を授かった者」と定義している。原爆投下後に出生しても、胎内被爆者はあくまで被爆者であり、二世ではない。両親またはそのどちらかが被爆者であっても、被爆以前にすでに生まれていた者は被爆二世には含まれない。

国は被爆二世を対象にした年一回の健康診断事業を実施しているが、対象者は、広島被爆の場合は1946年6月1日以降、長崎被爆の場合は1946年6月4日以降に出生した人とされている。

こうした被爆二世が全国で何人いるのか、実はまったく把握されていない。被爆二世の人数や生活実態がどうなっているのかなど、調査が手つかずのまま放置されているのだ。

広島市が出している『広島市原爆被害者援護

行政史』（1996年、広島市衛生局被爆者対策部編）には、「厚生省では（昭和）50年に実施した『被爆者実態調査』の結果、被爆二世の総数を32万人と推定」という記載がある。これを筆者が厚生労働省に確認したところ、「こちらから公式に出したことはなく、広島市が国の実態調査を踏まえて出されたのではないか」との回答だった。しかし広島市としての公式発表はない。

全国被爆二世協では被爆者1人につき、子どもが1人から2人程度いるだろうというおおざっぱな推定で、被爆者の人数をもとに、被爆二世は30万人から50万人という数字を示している。

3. かつては社会問題に

最近では被爆二世が、新聞やテレビのニュースで取り上げられる機会はほとんどない。しかしかつては、大きな社会問題となった時期があった。

1968年に7歳の男の子が白血病で死亡した。その死をテーマとした竹内淑郎編『ぼく生きたかった』（1968年、宇野書店）が出版されるや、被爆二世の問題が大きな注目を集めた。母親の^{なごやみさお}名越 操 は16歳で被爆している。彼女は二男、^{ふみき}史樹の死について、次のように悲痛な思いをさらけだしている。

「史樹が亡くなって、それをきっかけに被爆二世の問題が大きくクローズアップされ、新聞やテレビや週刊誌などで報道されました。私はたたかい疲れ、子どもを亡くした悲しみのなかで、ほんとうはそっとしておいて欲しいのに、マスコミ関係者は情容赦なくづかづかと踏み込んできて、私はすりきれたレコードのようにヘトヘトに疲れ果ててしまいました。（中略）私が好むと好まざるとにかかわらず、被爆二世の

問題は新たな問題として歩き始めたのです」(『ヒロシマ 母の記 史樹の「死」を生きて』1985年、汐文社)

『広島市原爆被爆者援護行政史』(前出)には、「43年(1968年)から44年(1969年)にかけて、被爆二世の白血病による死亡者が相次いだ(5歳から17歳までの児童・生徒4人が相次いで死亡)ことから、被爆二世問題を正面から取り上げる動きが各方面から起こってくる」と記載されている。

1976年7月1日に開かれた東京都議会の委員会では、歯科医師でもある自民党議員の近藤信好が、被爆二世に対する医療費助成をめぐる条例案の審議中、「遺伝の問題があるので、被爆者の絶滅の方法はないか」(1976年7月2日付け毎日新聞)と発言した。さらに記者の取材に対し「(原爆症は)遺伝の傾向があるので、優生保護的な見地から、子供を持たないように(都が)行政指導すべきである。このことは人権問題につながるかもしれないが、それなくしては後世に遺恨を残すことになる」などと述べたのである。

こうした出来事が、被爆二世に対する偏見を助長することにつながった。

「メディア社会学」が専門で、武蔵大学社会学部教授の永田浩三は、自身の体験を踏まえて次のように指摘する。

「わたしの母はヒロシマの被爆者だが、二世のわたしは母と同じ受け止め方はしない。放射線の被害を冷静にとらえられるときもあれば、過剰に悲観的になることだってある。受け止め方が揺れ動く元凶として考えられるのは、情報を出す側の秘密主義であったり、科学の衣を着ながら数値の意味を意図的に歪めたりしてきた現実である。さらには受け手の側も情報を歪めて受け取ることがある。情報のとらえ方をめぐって、被害者どうしが、しなくてもよいはず

のいがみあいを起こしたりする」(永田浩三編著『フェイクと憎悪』2018年、大月書店)

何が誤ったニュースで、何が差別的なニュースなのかを明言することは簡単ではないと、永田は指摘する。

では被爆二世に対する具体的な援護策は、どうなっているのだろうか。

「健康不安を解消し、健康の保持・増進を図る」という名目で、1973年から財団法人「日本公衆衛生協会」が国の委託を受け、2001年からは各都道府県と広島市・長崎市が国の委託を受けて、唯一の施策である「被爆二世健康診断」が行われている。しかしその目的は、あくまで「健康不安の解消」であり、被爆の影響があることを前提とした立場はとっていない。このため検査内容に、ガン検診は含まれていない。

予算は、2016年度で約2億1600万円。一方、被爆者に対する医療費や各種手当など援護予算は、2017年度で、約15万5000人の被爆者に対し、約1325億1600万円。このように被爆二世に対して国は、被爆者対策の1000分の1から2程度の予算でしか対応していないのが現状だ。

なお、限られた自治体ではあるが、独自に被爆二世対策を実施しているところもある。例えば東京都では、被爆者援護法で健康管理手当の対象になっている11の疾病のいずれかで6ヵ月以上の治療が必要とされた場合、健康保険の自己負担分を助成する制度がある。県レベルでは神奈川県、市レベルでは横浜市、川崎市、大阪府の摂津市と吹田市、それに愛知県津島市も同様の対策をとっている。この他、第五福竜丸が帰港した焼津港のある静岡県、それに東京都は希望者にガン検診を実施している。一方、広島市と長崎市は、「国がやるべき事業だ」として、独自のガン検診や助成などは実施していない。

4. 二つの方針を決定

現在の被爆者援護法には、被爆二世に関する文言はない。しかし1989年の116回国会と1992年の123回国会で、参議院において二度にわたり可決された被爆者援護法案では、「子又は孫に対する適用等」という「被爆二世・三世条項」が盛り込まれた。それによると、原爆に起因すると見られる病気にかかっていると都道府県知事の認定を受けた被爆二世と三世は、年金などを除いて被爆者援護法の規定を適用するとしていたのである。

1994年に制定された、現在の援護法が成立する過程で、この二世・三世条項は除外された。しかし衆議院の付帯決議は、二世問題について、「被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること」と言及している。

以上のような問題点の認識や、歴史的経緯を踏まえ、全国被爆二世協では、被爆者援護法を被爆二世にも適用するよう改正することや、被爆二世への医療措置、ガン検診の実施、健康手帳の発行などを要請し続けている。

しかし厚生労働省は、「被爆二世への施策を実施することは、国民の理解を得られない」と、交渉のたびに同じ回答を繰り返してきた。しかも、交渉の席で担当者は、「健康不安があるというくらいで、財務省を説得できているのですか」、「放影研の健康調査で遺伝的影響がないことが証明されれば、あなたたちみんなハッピーなんでしょ」等と発言し、被爆二世の要望に真剣に向き合おうとしない姿勢が、あからさまに感じられることもしばしばだった。

政治解決のメドが立たないまま、時間だけが過ぎ、既述したように被爆二世の高齢化が進む。

全国被爆二世協が1988年に結成されて30年近くが過ぎたが、被爆二世・三世に対する援護策は未だ実現しない。このままでは先の見通しがまったく立たない。

追い詰められた彼らは、2016年2月13日、広島で開催した全国被爆二世協の総会で、「被爆二世・三世への適用」を明記した、被爆者援護法の改正をめざすための新たな活動として、二つの方針を決定した。

ひとつは、裁判を通して、被爆二世・三世に対する援護対策の実現をめざすこと。

もうひとつは、被爆二世・三世問題を国際社会、具体的には国連人権理事会に人権侵害として訴え、外部から日本政府に、被爆二世・三世の人権保障を求める取り組みを始めることである。

5. 国家賠償訴訟を提訴

まず、国を相手取った裁判である。全国被爆二世協では2015年12月以降、弁護団との学習会を重ねながら、準備を進めた。

そして2017年2月17日、広島地裁に親が広島で被爆した被爆二世22人が原告となり、2月20日には長崎地裁に親が長崎で被爆した被爆二世25人が原告となり、国を相手取って国家賠償訴訟を提訴した。

広島地裁での第1回口頭弁論は同年5月9日に行われ、その後6月15日に4人が追加提訴した。8月22日には第2回口頭弁論及び追加提訴第1回口頭弁論が行われ、2つの裁判は併合された。10月26日に第3回口頭弁論が、2018年2月13日に第4回口頭弁論、6月26日に第5回口頭弁論、10月9日に第6回口頭弁論が開かれた。

長崎地裁には5月24日、1人が追加提訴した。6月5日に第1回口頭弁論、9月26日に第2回口頭弁論及び追加提訴第1回口頭弁論が行われ、

2つの裁判は併合された。2018年2月6日には第3回口頭弁論、6月19日には第4回口頭弁論、10月16日には第5回口頭弁論が行われた。

この裁判で、原告団は、被爆二世が被った長期間にわたる多大な精神的損害として、原告1人につき10万円の慰謝料を請求している。その主張は、以下のようなものである。

被爆二世が遺伝的影響を受けていることは否定できない。「被爆者」に被爆二世を含めず、援護の対象としていない被爆者援護法は、被爆二世の生命と健康を脅かすものであるから、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障する憲法13条に違反する。また、被爆者援護法が被爆者に対しては医療の面での援護を行い、各種手当を支給しながら、放射線の遺伝的影響が指摘される被爆二世に対しては援護も手当も与えないとする区別に合理性は認められないから「平等権」を保障する憲法14条1項に違反する。そして、国会は被爆二世を適用対象外とする被爆者援護法を制定して違憲状態を作り出した以上、被爆者援護法を改正し、適用範囲を被爆二世へ拡大すべき立法義務を負っていたにもかかわらず、この義務を怠って、被爆二世に適用範囲を拡大する法改正を行ってこなかった立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用において違法である。

以上が原告団の請求の趣旨である。確かに請求は慰謝料だが、目的は慰謝料自体にあるのではない。

広島と長崎であわせて52人の原告が、被爆二世を代表して訴訟を起こしたのは、この訴訟を通して、問題の所在を社会的に明らかにし、すべての被爆二世を援護の対象とした立法措置の契機とするのが目的である。

端的に、「立法措置を取らないことが問題だ」として訴えたほうが、確かにわかりやすい。しかし、「それは国の裁量の問題だ」として、審

理に入る前に門前払いされてしまう惧れがあった。そこで弁護団では、慰謝料を求める形の国家賠償訴訟を提起するという手法を選んだのである。

ちなみに、原告の求める慰謝料として、1人10万円は安すぎるという印象はある。しかし、裁判に訴えるためには、請求した額の0.5%にあたる収入印紙を添えなければならない。仮に100万円の賠償を求めるとすると、1人あたり5000円となってしまふ。賠償の金額自体が目的ではない以上、原告側に無理のない賠償額に設定したのである。

全国被爆二世協では、裁判闘争を通じて、以下の要求実現を図りたいとしている。

(1) 被爆者援護法の趣旨が、原爆の放射線による被害という特殊な戦争被害を被った人たちに対する援護にある以上、国会は被爆二世を被爆者援護法に規定する援護の対象とし、「第五の被爆者」として、被爆二世を被爆者援護法の対象と定めなければならない。

(2) 仮に(1)の立法措置をとらなくとも、国会は少なくとも次の内容の立法措置をとるべき義務を負っている。被爆二世を被爆者援護法7条に定める「健康診断」の対象者とし、その健康診断の結果、同法27条に定める「健康管理手当」の支給対象とされている疾病に該当すると診断された場合は、申請により同法2条に定める健康手帳を交付し、同法に基づく援護措置をとる、という立法措置である。

両親が長崎で被爆した被爆二世で、全国被爆二世協の会長、崎山昇は、裁判の意義を次のように語る。

「私たちは、核兵器の非人道性の最たるもののひとつが、放射線の次世代への影響だと思っています。被爆二世集団訴訟は、原爆被爆二世の問題にとどまらず、フクシマの被害者や、世界の核被害者の次の世代の問題解決にもつなが

ります。そして、“放射線の次世代への影響”や、“核と人類は共存できない”ということが世界の共通認識となれば、原発も含む核廃絶につながるものと確信しています。

これらの闘いは、大変困難なものになると思います。しかし、核被害者の次の世代の問題解決と核廃絶をめざす闘いは、私たち被爆二世の使命であることを自覚し、最後まで闘い抜いていきたいと思っています」

なお、今回の裁判で原告はすべて被爆二世だが、今回の裁判などを通じて被爆三世の援護も実現したいとしている。

6. 被告側第1準備書面

裁判は予想された通り、原告と被告の主張が真っ向から対立する展開となった。以降、長崎裁判の期日に従って内容を紹介するが、広島と長崎の裁判は同内容の経緯をたどっている。

原告側の訴状に対し、第2回期日の2017年9月26日にあわせて提出された、被告国側の第1準備書面における反論は以下のようなものである。

(1) 被告側は、被爆者援護法の制定過程における二世に関する以下の委員会答弁等を国会の議事録から引用した。

「白血病が二世に遺伝的に影響があるのかわるかという点の論争も、学者の研究の成果で、いま、わかっている段階では、白血病の遺伝的な要素はきわめて消極的である」

「二世、三世というか、従来、当時の被爆者の子どもに対する影響という問題については、各方面で実は研究がございまして、ABCCと国立予防衛生研究所との共同におきまして、原爆被爆者の二世における白血病に関する研究について、(中略)研究がなされております。結論といたしましては、いまのところ直接的な因果

関係を見出すことはできません」

「少なくとも現在まで、特に放射線影響研究所において行いました研究におきましては、三十数年たっておるわけでございますが、いままでの研究の中で、やはり被爆二世に関しまして、何も普通の人と特に変わった死亡の状況にない、あるいは死産とか、そういうことを含めまして、いままでのところ何にも証明されておりません。」

(2) 立法不作為が国家賠償法上、違法の評価を受けるのは、極めて例外的な場合に限られることを、「在宅投票制度廃止事件」(最高裁昭和60年11月21日第1小法廷判決)から引用した。

「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」

(3) 二世を援護法の適用対象としない立法不作為は、あくまで政策的判断によるものであり、国家賠償法上、違法の評価を受けないことを、以下のように主張した。

「戦争被害は、戦時という国の存亡にかかわる非常事態においては、国民が等しく受忍しなければならなかった性質のものである。したがって、このような戦争犠牲ないし戦争損害に対する措置は、憲法の全く予想しないところであり、これらに対しては単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎず、適宜の立法措置を講じるか否かの判断は、国会の裁量的権限に委ねられるものと解すべきである」

「この点、原子爆弾の投下の結果として生じ

た放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害である（被爆者援護法前文）ものの、その対策は国民の租税負担によって賄われるものであって国の財政事情を無視することができず他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生じさせないようにしながら公正妥当な範囲による措置を講ずべきものであるから、立法措置を講じるか否かの判断が国会の裁量的判断に委ねられることに変わらない」

「したがって、被爆二世を援護の対象とする本件各立法行為を行わなかった国会議員の立法不作為が、前記の例外的場合に当たるとする余地は無い」

(4) 被爆二世に遺伝的影響があることを前提にして、援護法が憲法違反であるとする原告の主張は、前提を欠き失当であるとした。

「被爆二世が発がんリスク増加などの遺伝的影響を受けることが科学的に認められるものではない」

「現在の科学的知見によっても親の原子爆弾による放射線被曝により、その子どもの疾患や障害等に対して遺伝的影響が生じることは認められていない」

7. 原告側第1準備書面

第3回の口頭弁論が1980年2月6日に開かれ、原告側は被告側の反論に対し、準備書面で以下のように主張した。

(1) 被告は、被爆者援護法が「国家補償の側面をもつ」という重要な点を無視し、法適用の範囲をいかに狭めるかに、汲々としている。

「被爆二世に放射線による健康への影響について科学的な証明がなされていない」として援護の対象とすることを否定しようとする被告の主張は、被爆者援護法の基本的な趣旨を全く理

解しないものと言わねばならない。

(2) 以下のような動物実験で、放射線被曝による継世代的な健康影響が出ることがすでに、科学的に証明されている。

アメリカのノーベル賞遺伝学者H・J・マラーは、ショウジョウバエにエクセス線を照射した実験をもとに「①突然変異のほとんどが劣性であること②したがってその影響がみとめられないほどであっても子孫にはあらわれること③雑婚が行われると、自然に蓄積されてきた突然変異の影響のなかにこれがふくまれ、ハッキリそれと分らなくなる、という理由から、広島や長崎で生き残った人々に生まれた子どもが正常に見えるからといって、原爆による遺伝的障害がとるに足らないものだとするものがあるが、それは誤りだ」と指摘している。

大阪大学名誉教授の野村大成は、親世代のマウスに放射線を照射し、「親の放射線被曝によって、次世代にガンなどの多因子疾患が誘発される」という健康影響を証明した。

この他にも、親世代のマウスに対する放射線照射によって、子どものDNA反復配列の突然変異率が線量依存的に増加することが観察されている。

(3) マウスで証明された放射線の遺伝的影響は、ヒトにも遺伝的影響が生じることを推測させる。人間に対する実験はできないが、放射性物質を扱う工場での事故で、ヒトでも、親世代の放射線被曝の遺伝的健康影響があることを示す研究結果が報告されている。

具体的には、イギリス北西部、セラフィールドの核再処理工場で、1957年に火災事故がおき、100ミリシーベルト以上の被曝歴のある労働者の子どもは、白血病と非ホジキンリンパ腫の発症頻度が対照群と比べて6から8倍ほど高いことが判明したという報告がある。

また広島大学名誉教授の鎌田七男によれば、

両親がともに被爆していた場合、片親のみが被爆している場合に比べて、白血病発症の頻度が有意に増加していたことが判明した。

被告国側が論拠とする「現在までのところ、放射線被爆に関連した遺伝的影響が存在するという証拠は得られていない」という放影研・放射線影響研究所の報告に関しては、先述した阪大名誉教授の野村が、「放影研は放射線の影響をあまり受けたくないような指標を使って調査している」と、その問題点を指摘する。さらに野村は、「比較対照をする非被爆集団のなかに、内部被曝しているであろう人が含まれており、優位な差が出てこないのは当然だ」と批判している。

8. 被告側第2準備書面

2018年6月19日の第4回口頭弁論で、被告の国側は第2準備書面を提出し、以下を主張した。(1) 親の放射線被曝により被爆二世に健康影響が生じることの立証責任は、原告らにある。

立法不作為が違法というのであれば、原告らが、親の放射線被曝により被爆二世に健康影響が生じることを科学的知見に基づき高度(80～90%)の蓋然性をもって立証すべきである。(2) 親の放射線被曝によって被爆二世の健康に影響が生ずることを示す科学的知見は存在せず、原告らが指摘する研究報告等をもって、これを認めることはできない

最新の見解においても、親の放射線被曝による遺伝的影響として明白に確認されたものはない。マウス等の動物実験の研究結果をもって、人間に遺伝的影響が生じることを証明する科学的知見とはいえない。

ヒトについての調査研究結果によっても、親の放射線被曝により被爆二世の健康に影響を生じたことが科学的知見に基づき証明されたとは

認められない。

9. 原告側第2準備書面

2018年10月16日の第5回口頭弁論で原告側は、新たに提出した第2準備書面に従って、前回の被告の主張に反論した。

(1) 原告は、「被爆二世に健康影響が生じる」とは主張していない。遺伝的影響は否定できないと言っている。これに対して遺伝的影響を否定するのは国側であり、被告にこそ、その立証責任がある。

(2) 原爆の遺伝的影響について国は、「有意な影響は認められていないものの、さらに研究を積み重ねる必要がある」としているにも関わらず、それが実行されていない。放射線の健康影響は未知の部分があるのだから、それに配慮して施策を進めるべきだ。

(3) 「被爆体験者」が「被爆者」認定を求めた「長崎被爆体験者訴訟」で、2017年12月の最高裁判決は、「被爆者援護法は特殊の戦争被害について国が救済を図るという一面をも有するものであり、国家補償の配慮が制度の根底にあることは否定することができない」と述べており、被爆者援護法の理解について、最高裁の姿勢は一貫している。その意味からも、国が責任を放棄することは許されない。

10. 裁判の展望

ここまで、被爆二世による集団訴訟の現状を紹介した。

国を相手取って争う行政訴訟の場合、被告国側の代理人は、訟務検事と呼ばれ、法務省に向向中の裁判官や検事が務めることになっている。情報量や資金力では、被告側が圧倒的に有利である。

さらに、裁判は一審でいずれの主張が認められるにせよ、高裁、最高裁まで争うことを含め、長期化が予想される。

しかし本稿の冒頭で触れたように、被爆者に対する援護策は、裁判で勝ち取った歴史でもある。

1955年、広島市の被爆者3人が国を相手取り、損害賠償とアメリカの原爆投下を国際法違反とすることを求めた訴訟を東京地裁に起こした。いわゆる「東京原爆裁判」である。

裁判中の世論の高まりもあり、はじめての被爆者対策として1957年に「原爆医療法」が制定され、これにより被爆者手帳の制度が始まった。

1963年の判決は、損害賠償請求を棄却したが、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」とした。さらに「国家は自らの権限と責任において開始した戦争により、多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般戦災者の比ではない。被告がこれに鑑み十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。それは立法府及び内閣の責務である。本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられない」と述べた。

請求は棄却されたが、「原爆投下は国際法違反」との判決内容を評価して原告側は控訴せず、裁判は1審で確定した。この判決を踏まえて、1968年には医療特別手当などを定めた「原爆特別措置法」が施行された。

その後も1972年に、それまで外国人被爆者に交付されていなかった被爆者手帳の交付を求めて韓国人被爆者が提訴した「孫振斗裁判」、1973年に原爆白内障の認定却下処分の取り消しを求めた「石田原爆訴訟」、1988年に原爆症認定却下処分の取り消しを求めた「原爆松谷裁

判」、1998年に韓国人被爆者が韓国帰国後の健康管理手当支給打ち切り処分の取り消しを求めた「郭貴勲裁判」、2001年にブラジル在住の被爆者が、日本国外からの申請を理由とした被爆者手帳申請却下処分の取り消しを求めた「在ブラジル被爆者手帳裁判」など、数多くの裁判が闘われた。

いずれの裁判も当初は、「国を訴えるのは無謀だ」との世評が一般的だった。しかしそのほとんどで予想に反し、原告側が勝訴した。被爆者援護の施策は、被爆者自身による訴えが世論を動かし、裁判の結果と相まって勝ち得た成果の歴史なのだ。

こうした経緯を踏まえて、裁判の原告の1人でもあり、全国被爆二世協の元会長でもある平野伸人は、次のように語る。

「勝ち負けの問題ではなく、被爆二世の問題を国民的課題にしたいというのが、私たちにとっての裁判の意図なのです。遺伝的影響があるかないかを裁判所に判断してもらうのではなく、『あるかもしれない』という不安を持つこと自体が問題なのです。そういう問題があるということを、世の中の人に知ってもらいたい。

国の対応は予想通りですが、国民を守るべき政府が、『関係ない』という態度を示すことには憤りを感じます。それも含めて『被爆体験の継承』じゃないかと思うのです。被爆後の社会の在り方を、身をもって体験しているわけだから、これも立派な運動の継承だと思えます。つまり、核の非人道性を告発する裁判だと思っています。だから、問題を国民的課題に押し上げるといって意味で、長く裁判を続けたいのです」

11. コスタリカとメキシコが勧告

被爆二世たちは、国内世論だけでなく、国際世論も喚起しようとしている。

国連では人権問題に対処する機能を強化するため、2006年にスイス・ジュネーブの国連欧州本部に「国連人権理事会」を創設した。国連人権理事会では国連加盟国の人権状況を審査する目的で、2008年からUPR・「普遍的定期審査」と呼ばれる取り組みを実施している。外務省によると、国連加盟国は4年半で、すべての国が審査される。審査基準は国連憲章、世界人権宣言、当該国が締結している人権条約などである。作業部会においては、すべての国連加盟国が議論に参加する。

全国被爆二世協では、このUPRに訴えることにしたのである。以下、全国被爆二世協会長の崎山がまとめた報告をもとに、概要を示すことにする。

2015年6月29日から7月5日にかけて、全国被爆二世協は、ジュネーブの国連欧州本部へ、会長の崎山を団長とする国連人権理事会訪問団を派遣した。

訪問団は国連人権理事会を傍聴し、サイドイベントに参加するとともに、国連人権理事会で活動するNGOと交流し、意見交換を行った。この結果、「被爆二世問題は、国連人権理事会で検討すべき議題である」との感触を得ることができた。

2017年3月30日、全国被爆二世協と広島県被爆二世団体連絡協議会、それに長崎県被爆二世の会は、国連人権理事会に対し、日本政府に「被爆二世の人権を保障する施策を行うよう勧告する」ことを期待して、「日本における原爆被爆二世の人権、及び日本政府の取り組みに関する報告書」を提出した。

同年10月4日から5日にかけて、全国被爆二世協の考えに理解を深めてもらうため、各国政府の在日大使館を訪問した。

同年10月11日には、国連人権理事会の事務局を担当する「国連人権高等弁務官事務所」が

作成した「日本に関する利害関係者の報告のまとめ」が公表された。この中に、「原爆被爆二世は、放射線による遺伝的影響の危険にさらされていること、そして深刻な差別と社会的偏見に苦しんでいる」という全国被爆二世協が提出した報告書の要約も盛り込まれた。

これを踏まえ、全国被爆二世協は10月16日から18日にかけてジュネーブで、各国政府代表部へのロビー活動を行い、作業部会で各国政府代表から日本政府へ被爆二世の人権保障を勧告してもらう取り組みを行った。あわせて国連で活動しているNGOと意見交換を行い、今後の活動へのアドバイスを得るとともに、国連人権高等弁務官事務所を訪問し、国連における活動について理解を深める取り組みなどを行った。

同年11月14日の作業部会における審査報告で、各国政府から日本に対し、死刑の廃止や、核兵器禁止条約の署名などを含む217項目の勧告が出された。勧告に法的拘束力はないが、人権問題で世界の趨勢とは異なる部分を海外から明確に指摘された形となった。

この中でコスタリカとメキシコが日本政府に対する勧告として被爆二世の問題について言及し、11月16日に採択された第3回UPR日本審査の報告書に盛り込まれた。

このうちコスタリカは、「特に健康問題において、被爆二世に対する被爆者援護法の適用拡大を検討すること」とした。

またメキシコは、「福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること」を求めた。ここで言う「何世代もの核兵器被害者」とは、被爆者、そして被爆二世・三世のことである。

世界世論への提起を決めてから、きわめて短期間の運動であったが、国連の勧告に取り上げられることに成功した。運動の先頭に立ってきた山崎は、「国連人権理事会で被爆二世の人権

保障が議論されたのは今回はじめてであり、画期的なことだと思っている」と高く評価した。

運動が一定の成果を挙げた背景について山崎は、2017年7月に、122カ国が賛成して採択された「核兵器禁止条約」を挙げる。

条約は、「核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇などの活動を、いかなる場合にも禁止する」ことを定めた画期的な内容だが、それだけではない。

前文において、「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認し難い苦しみと害に留意する」とした上で、「現在と将来世代の健康に重大な影響を与える」という表現で、被爆二世・三世問題についても言及しているのだ。これを踏まえて山崎は、次のように語る。

「核兵器の非人道性の議論のなかで、将来世代の問題まで議論されている。国際的な認識として、そこまで高まっているということが背景にあると、私たちは認識しています」

12. 日本政府の対応

国連人権理事会の勧告を受け、全国被爆二世協は2017年12月27日の厚生労働省交渉で、勧告の受け入れを要請した。

2018年2月21日には長崎県被爆二世の会が、長崎市と長崎県に対し、「勧告を受け入れるように日本政府へ強く働きかける」ことを要請した。

同年2月27日から3月23日にかけて、第37回国連人権理事会が開催された。

3月1日、日本政府は「UPR日本審査・勧告に対する我が国対応」を提出した。

各国から出された217項目の勧告に対し、日本政府は145項目を受け入れた。しかし38項目については一部受け入れや「留意」とし、死刑

の廃止や、核兵器禁止条約の署名など34項目を「受け入れない」として拒否した。

このうち、コスタリカの勧告については、「受け入れない」という回答をした。外務省はその理由を、次のように説明した。

「被爆二世については、現在までのところ、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないため、被爆二世に対する原子爆弾被爆者援護法の適用拡大を検討することは考えていない」

メキシコの勧告については、福島の問題について「フォローアップすることに同意する」と回答した。

「我が国においては、国民皆保険制度により、何人も医療サービスへのアクセスが保障されている」

フォローアップとは言うものの、現状を回答したにすぎない。

被爆者については、「広島及び長崎における原子爆弾の被爆者に対しては、原子爆弾被爆者援護法に基づく追加の支援を実施している」と、これまた現状を述べたに過ぎない。

そして被爆二世についてである。

「なお、原子爆弾の被爆二世については、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないため、被爆者と同様の支援を検討することは考えていない」

そう言い切っている。

全国被爆二世協としては、残念ではあるが、予想通りの政府の対応であった。しかし、国連という場で、被爆二世の訴えが理解されたことは、山崎たちにとって、今後も運動を進める上で大きな力となった。

「核被害による人権侵害の最たるもののひとつが放射線の将来世代への影響です。核と人類は共存できない。再び核被害者を作らないため、核のない世界の実現のために、甚大な人権侵害

としての放射線の、将来世代への影響の問題を国際社会に訴えていくことが日本の被爆二世の使命であり責務です。

原発事故の福島やチェルノブイリの被害者とも交流していますが、次の世代がどうなるかということを非常に心配されています。世界の核被害者は、次の世代の問題を非常に重要な課題だと思っているのです」

全国被爆二世協では、2020年のNPT核拡散防止条約再検討会議に向けて、2018年4月から5月にかけてジュネーブの国連欧州本部で開かれた準備委員会にも、代表を派遣した。国連の軍縮部に、これまでの活動実績を提出したところ、委員会傍聴の承諾を得たのだ。

各国代表や世界のNGOが多数参加する機会をとらえ、5月2日に「ヒロシマ・ナガサキの被爆二世の訴え：核軍縮を押し進め、将来世代を含む核兵器被害者（ヒバクシャ）の人権を護るために」というテーマでサイドイベントを開催し、各国政府代表部やNGOから23人の参加があった。

17カ国の政府代表部に面会を要請し、このうちオーストラリア、カナダ、コスタリカ、オーストリア、スウェーデン、ニュージーランド、そして日本の外交官と意見交換を行った。この席で、被爆二世の人権保障を求める取り組みに理解と協力を求めるとともに、核兵器禁止条約に署名していない国に対しては、署名と批准を行うよう求めた。

長崎市長の田上富久は、2017年の「平和宣言」で、「被爆者がいる時代の終わりが近づいている」と述べている。時間の流れを止めることはできない。全国被爆二世協は、被爆二世の人権保障を求める活動をきっかけに、世界のNGOと交流を深めながら、運動の新たな展開を模索している。

13. 高校生平和大使がノーベル平和賞候補に

被爆二世による国連での訴えを紹介したが、その20年も前から、被爆三世たちは国連を舞台にした活動を続けている。それが、2018年のノーベル平和賞の候補にも選ばれた「高校生平和大使」、そして「高校生1万人署名活動」である。

そもそものスタートは1998年の、インドとパキスタンの核実験にさかのぼる。NPT体制により核兵器保有が公認されている米露英仏中の5大国以外で、堂々と核実験が行われたことに、核兵器廃絶を求めてきた世界の人びとはがく然とした。被爆地長崎でも危機感が強まった。何か行動をおこさなければならない。平和を願う市民のつどいとして毎年開かれている「ながさき平和大集会」の実行委員会に参加していた市民グループは、被爆地の心を世界に伝えようと知恵をしぼった結果、国連本部に反核使節団を送ることにした。ポイントは、その役目をこれからの時代を担う若い世代に託したことである。こうして高校生平和大使の取り組みが始まったのだ。

最初の高校生平和大使には14人の応募者があり、作文と面接で審査した結果、被爆三世を含む2人が初代の平和大使に任命された。

2人は1998年10月にニューヨークの国連本部を訪問し、ジャヤンタ・ダナパラ軍縮担当事務次長に面会した。この席で、被爆三世の石丸あゆみは英語で、「核兵器が全人類を滅ぼすかもしれないことを、被爆者は心配しています」と伝えたくて、「核兵器の保有国は、敵から自分たちを守るために核が必要だと信じています。しかし、敵とは誰でしょう。核兵器それ自身が敵なのです」と訴え、テレビや新聞で報道されて大きな共感を呼んだ。

翌年の2代目高校生平和大使には、初代の成功を受けて応募者がいっきょに60人に増え、長崎2人、広島1人のあわせて3人が平和大使に任命された。このうち1人は被爆三世である。3人は核兵器廃絶を求める6万人余りの署名を携えて国連本部を訪ね、核軍縮に向けた努力を求めた。

こうして毎年、市民からの募金をもとに、公開選考会を経て数人の高校生が国連に派遣される高校生平和大使は、被爆地長崎が世界に向けて平和を発信する恒例行事となっていった。2000年の3代目からは、訪問先を軍縮会議の舞台となるスイスのジュネーブに変え、国連欧州本部に平和のメッセージを届けている。

この3代目の大使は帰国後、核兵器の廃絶をめざす活動を高校生の仲間にも広めようと、「核兵器廃絶と世界平和の実現を求める高校生1万人署名活動」を2001年に始めた。高校生の署名を「高校生平和大使」に託し、国連欧州本部に届けようというもので、実行委員会には長崎県内20校から約50人が参加した。その結果、高校生で約1万8000人分、一般から約1万人分の署名を集めることに成功し、当初の1万人という目標を大幅に上回る署名簿が、第4代高校生平和大使に託された。この署名活動も毎年の恒例行事となっている。

「高校生平和大使」は、国連ではヒロシマ・ナガサキ・ピース・メッセンジャーと呼ばれ、2001年に面会した国連軍縮局部長のエンリケ・ロマン・モレイは、「あなたがたはどんなに時代が変わっても世界に対して（核兵器の恐ろしさを訴える被爆者の）シンボルを受け継いでいかねばなりません。それがあなた方の役目です」と励ますなど、被爆者の思いを受け継ぐ者としての役割が期待されている。

2002年にはローマ法王ヨハネ・パウロ二世に謁見した。2004年には核兵器保有国である

フランス政府の担当者が大統領府で彼らの意見を聞くなど、海外での評価は高い。

しかし運動が始まった当初は地元でも知名度が低く、活動に否定的な学校も多かった。長崎市内の公立高校に在学中、第4代大使を務めた嶋田千佐子は、生徒会に署名活動への協力を求めたが、この話を聞いた教頭に呼び出されて、次のように告げられた。

「政治的な活動を学校に持ち込むことはできません。どうしてもやりたいというのなら、敷地外でしてください」

やむなく嶋田は卒業式が終わったあと、1人で学校の外に机を置き、卒業生や在校生に署名を呼び掛けた。そんななか、嶋田に賛同してくれた生徒会の2人の女子生徒が署名活動を手伝ってくれた。さらに1人の教師は、暖かい飲み物を持ってきて励ましてくれた。それが、嶋田にとって忘れられない思い出となっている。

かつてはそんな時代だったが、いまでは活動も学校に認知され、「高校生平和大使募集」の応募用紙が、各校で配布されるまでになっている。

小さなことでも、継続することに意味がある。「微力だけど無力じゃない」

この言葉は2001年9月11日の同時多発テロ後、「平和大使や署名活動にどれだけの意味があるだろうか」と高校生たちが大激論した末、活動の合言葉として、高校生たちが使うようになった。

そして同時多発テロ事件とアフガニスタン戦争をきっかけに、アジアの子どもたちに鉛筆を届ける「高校生一人一人えんぴつ運動」を始めた。鉛筆の形がミサイルの形に似ていることから、「ミサイルよりもえんぴつを」をスローガンにしたのである。なかでも、フィリピンとの交流は活発で、高校生がフィリピンを訪問して鉛筆を寄贈したり、現地で署名活動したりしたほか、

フィリピンの高校生を長崎に招待もして、お互いの歴史や文化を学んでいる。

2006年にはアジアの子どもたちに、高校生が里親となって奨学金を贈る「高校生アジア子ども基金」を創設した。

2008年の第11代平和大使を務めた成瀬杏実は国連欧州本部で、自身が被爆三世であること、そして高校生の平和活動を紹介すると、国連軍縮会議事務局次長のティム・コーリーは、「あなたたちの力はビッグパワーであり、あなたたちの努力はこれから大きな花を咲かせ、必ず実ります」と激励した。

高校生平和大使は、長崎の市民運動が生み出した“被爆地ナガサキ”の新しいシンボルであり、既存の市民運動の枠を超えて共感の輪を広げている。これまでに高校生平和大使として活動した高校生は、全国17都道府県の高校から選ばれた約200人。高校生1万人署名活動に参加した高校生は約3000人に上る。

彼らは毎週日曜日に、雨の日も、雪の日も、暑い日も、長崎駅前や商店街の街頭に立ち、署名活動に取り組んできた。これまでに集まった署名は約167万人分ののほり、国連に永久保存されている。

長崎で始まった高校生平和大使の活動が、2018年で満20年を迎え、与野党の国会議員25人が推薦人となり、ノーベル委員会に推薦状を送った。委員会では2018年ノーベル平和賞の正式な候補に、世界330の団体や個人を候補に選んだが、その中に高校生平和大使も含まれたのである。

平和大使派遣委員会の共同代表を務める、元小学校教諭の平野伸人は、活動の目的について、次のように語る。

「平和活動家を育てようなどという意識は、まったくありませんが、心の平和を持ち続ける人であってほしい。心の平和とは、弱い人の立

場に立てることだと思っています。平和大使や署名運動を経験した高校生は、様々な職業に就いていますが、平和を愛する人間になるという原点だけは、この活動に参加した全員が持っているとは私は信じています」

平野は、全国被爆二世協の会長も務めた被爆二世で、既述したように被爆二世集団訴訟の原告でもある。

「私自身は、被爆二世から被爆三世へ、三世から四世へとつないでいくという意味をしっかりと噛みしめながら、高校生と今後とも付き合っていきたい」

成瀬は、平和大使の活動に入ったきっかけについて、第9代平和大使の滝川理沙から、「長崎の子どもとして、過去と未来をつなぐ大きな役割がある」と手紙をもらったことだと話す。平野の思いは、確かに高校生たちに受け継がれている。

現役の高校生平和大使である溝上大喜は、街頭で署名活動をしていて、手ごたえを感じる人が多いと話す。

「『君たちのやっていることが希望だ』といってくれる人もいる。『がんばってね』と応援してくれる人。差し入れをくれる人もいる。なかには通りすがりに、『ふざけんな』と罵倒する人もいます。そういうこともあります。それもひとつの意見として捉えることができます。違う意見も尊重しながら、自分たちの意見を貫き通すのだという気持ちです」

被爆二世の平野たちが蒔いた小さな種は、小さいかもしれないが、確実に花を咲かせ、次につながる実を結んでいる。

1人の力は、1人だけでは確かに弱い。しかし1人が、また1人と、手を携えていくことができれば、1人の力は世界を動かし、変えてゆくことができるはずだ。微力だが、無力ではない。高校生平和大使と高校生1万人署名活動は、

それを高校生たちに肌で感じさせる取り組みと
なっている。

おわりに

被爆二世に対する放射線の遺伝的影響は、裁判になっていることからわかるように、まだまだわからないことが多いのは事実だ。しかし原爆投下後70年以上たった今でも「わからない」ということこそ、未知の威力を持った核兵器の恐ろしさを実証するものである。

本文中で紹介した被爆二世に対する東京都議の暴言は、きわめて差別的なものだが、当の議員は発言後の選挙でトップ当選を果たし、東京都議会議長や全国都道府県議会議長の会長も務めた。その事實は、被爆問題や人権問題に対する世間の関心の薄さを物語る。それは差別の温床ともなる。事実、福島で原発事故が起きると、インターネット上で根拠もない差別発言が横行した。被爆二世の問題は、過去の問題ではない。それを被爆二世たちは実感しているがゆえに、新たな活動に駆り立てられている。

被爆二世たちは、放射線の遺伝的影響による健康被害がいつ現れるかもしれない、あるいは遺伝的影響が三世以降へ引き継がれるかもしれないという恐怖や偏見と闘いながら、同時に核廃絶に向けた被爆者の訴えを受け継いでゆかねばならないと感じている。

その意味で彼らは、核時代の負の十字架を背負った、我々の世代の象徴なのである。

<参考文献>

- 竹内淑郎編『ほく生きたかった』（1968年、宇野書店）
深川宗俊監修『被爆二世——その語られなかった日々と明日』（1972年、時事通信社）

- 名越操『ヒロシマ 母の記 史樹の「死」を生きて』（1985年、汐文社）
創価学会婦人平和委員会編『被爆二世（長崎編） 終りはいつですか』（1985年、第三文明社）
全国被爆二世協職員の会編集・発行『被爆二世 核と被爆問題を考える』（1987年）
舛田耕三「被爆二世健康調査と反対運動」広田伊蘇夫・暉峻淑子編『調査と人権』（1987年、現代書館）
阿波章夫「被爆者の子供に対する染色体調査」放射線被爆者医療国際協力推進協議会編『原爆放射線の人体影響1992』（1992年、文光堂）
広島市衛生局被爆者対策部編『広島市原爆被害者援護行政史』（1996年、広島市）
全国被爆二世団体連絡協議会・原水爆禁止日本国民会議編『被爆二世の問いかけ』（2001年、新泉社）
南嘉久『失われた言葉を求めて』（2002年、編集室ふたりから）
高校生一人署名活動実行委員会・長崎新聞社報道部『高校生一人署名活動 高校生パワーが世界を変える』（2003年、長崎新聞社）
中村義・和泉志津恵「原爆放射線の遺伝的影響に関する疫学調査の現状」『放射線生物研究』（2004年、放射線生物研究会）
高校生1万人署名活動実行委員会・長崎新聞社報道部『ピース！ PEACE NAGASAKIから世界へ飛び出す若者たち』（2005年、長崎新聞社）
全国被爆二世団体連絡協議会・原水爆禁止日本国民会議編集・発行『第五の被爆者』（2008年）
高比良由紀『私たちにできること——高校生一人署名活動・高校生平和大使』（2009年、長崎新聞社）
高校生1万人署名活動実行委員会監修『今伝えた被爆者の心』（2009年、長崎新聞社）
中村尚樹『被爆二世を生きる』（2010年、中公新書ラクレ）
長崎県被爆二世の会編集・発行『長崎の被爆二世～援護と核廃絶をめざして～』（2017年）
永田浩三編著『フェイクと憎悪』（2018年、大月書店）

アメリカ高等教育財政とレベニュー債 —「イリノイ大学システム」を事例に—

埜 武郎[†]

1. 本稿の目的と意義 —はじめに

はじめに本稿の背景と目的、および意義などを述べる。

1-1 背景と目的

2008年の金融危機以後、アメリカ公高等教育における慢性的な財源不足の問題はますます深刻さを増している。

その背景には、一言で片づければ、金融危機にともなう「州・地方財政の悪化」という問題があるが、ただしその「悪化」には、より「危機的」と表現すべき財政的・金融的リスクが含まれる。すなわち州から高等教育機関（個々の州立大学）への外形標準的な積算配分フォーマット等に基づいて交付される経常補助（State Operational Funding）の削減にとどまらず、資本補助（State Capital Funding）にも及んで削減または凍結が進み、それが高等教育の財政ファイナンス上の「危機的」なリスクを高めているのである。

より具体的にいえば、授業料・使用料（Tuition & Fees）の引き上げによる州立大学の財源確保策にも一定の限界がみられる中で¹、さらに、その授業料・使用料収入を担保・償還原資とする「レベニュー債」（Revenue Bonds）の発行、すなわち地方債の発行によって資金調達を行っている。しかもその資金調達が高等教育の予算編成過程上に必要不可欠な要素になりつつあり、借入額も増大のトレンドを呈している²。つまりアメリカ公高等教育は、州からの安定的な財政支援に期待できない今日にあって、財政資金の調達先を、学生（授業料引き上げ）だけでなく、証券市場（授業料を担保とする借入れ）にも積極的に求める財政構造へと軸足を移行させている。

イリノイ州は、その典型例である。なかでも全米屈指の研究大学を擁する「イリノイ大学システム」（University of Illinois System）はその際たる事例であり、それが抱える財政的リスクについては、後述の通り、格付会社ムーディーズ等も懸念を示している。

[†] 本稿は日本高等教育学会第21回大会（2018年6月3日、桜美林大学）での報告フルペーパー、埜武郎「イリノイ大学システムの財政危機とレベニュー債」を加筆・修正したものである。報告では福留東士東京大学准教授（座長）、フロア各位から多数のご質問・ご助言を賜った。また本稿は科研費「アメリカ校区の予算編成・起債における州学校資本補助金の役割と政府間財政関係」（代表者：埜武郎）の成果の一部であり、その過程でハーバード大学Richard Murnane教授、コロンビア大学Alex Bowers准教授からご助言、資料提供を受けた。さらに国立大学協会第6回定期研究会（国大協政策研究所運営委員会との合同）における報告「アメリカ高等教育の財源確保と市場リスク ～イリノイ大学システム（UIS）の事例を中心に～」(2018年7月13日)に対する様々な質問・コメント等を頂いた。ここに謝意を述べたい。

本稿の目的は、そのイリノイ大学システムを事例にして、高等教育のレベニュー債による財政資金調達の変遷と、それに秘める「危機的」とも表現すべき財政的リスクについて考察することである。そのうえで、州または連邦政府という上位政府の財政的役割について言及する。また現在わが国で検討されている国立大学「アンブレラ方式」等に関しても若干の示唆を整理したい。

1-2 意義と視座

アメリカ高等教育の財源不足をめぐる議論は金融危機以前から存在する。また授業料の引き上げ（受益者負担の増大）やその負担軽減を図るための奨学金政策をめぐる議論もある程度蓄積されている。

これらの高等教育財政の諸問題を検討するためには、第1に、アメリカ経済の構造的不況期であった1970年代ないし80年代以後、租税収入の確保に苦しむ「州・地方財政」の中の財政問題として位置づける必要がある。つまり、連邦制下の「州・地方財政」という、均衡予算原則に基づく財政原理に規定される高等教育の財政問題として位置づけ、検討するという視座がその現状分析や課題整理に資するといえる³。第2に、そうした「州・地方財政」に規定された高等教育財政の考察に資するのが、初等中等教育との比較、あるいはそれを視野に入れたアメリカ教育財政の総合的な制度・実証分析であろう。初等中等教育は、受益者負担を求める高等教育とは異なり、学校区（school district）と州の租税の組み合わせによって財源のほぼすべてが賄われるため、「州・地方財政」の自己完結的な原理という意味では、高等教育をはるかに上回っている。特に「州」という上位政府による財政支援が初等中等教育予算の編成過程における最大の与件となっている点も、高等教育

の財政分析にとって示唆的である。また、法人格や財政権限を州より委譲された独立経営体という意味でも、初等中等教育と高等教育は類似している。このように初等中等教育との比較を視野に入れることによって、いま高等教育が州の十分な財政支援を得られず、その結果、本稿で扱うレベニュー債の発行に依存せざるを得ない現状や課題の本質をいっそう明確にできる。本稿の意義はそうした大局的な問題意識と分析視座に立っている。

本稿に先立ち、埴（2012）および埴（2016b）では、学校区が発行する地方債、すなわち「一般財源保証債」（General Obligation Bonds）⁴について詳細に分析している⁵。本稿はこれらの蓄積も踏まえ、高等教育のレベニュー債との比較検討、そしてイリノイ大学システムの事例分析を試みる。

第2節 アメリカ州・地方債と高等教育

本節は、高等教育のレベニュー債を含む、アメリカ州・地方債の制度体系や動向について整理、検討する。

2-1 州・地方債の分類

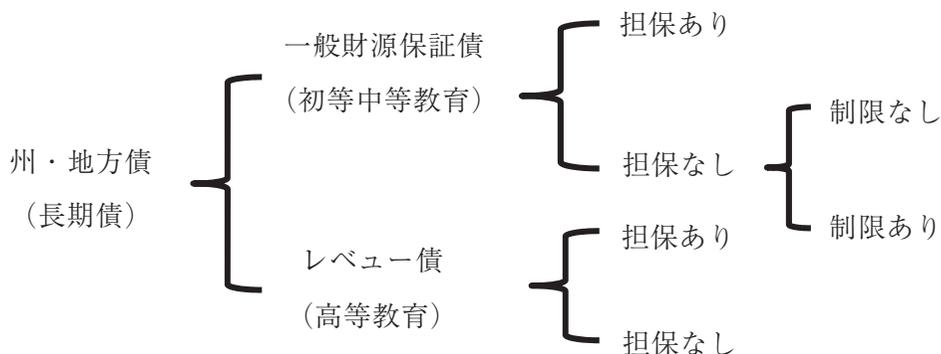
アメリカの「州・地方債」とは、州、州関係機関（「大学システム」等を含む）そして地方自治体（市、カウンティ、学校区、オーソリティ等）が発行する債券の総称である。州が発行体となるものを「州債」（State Bond）、地方自治体等が発行体となるものを「地方債」（Local Bond）という。また償還期間によって「短期債」（償還期間1年未満）と「長期債」（償還期間1年以上）に分類される。本稿では以下、基本的に長期債を扱う。

ここで重要なのは、償還原資・担保による分類である。図1のように、州・地方債は償還原

資の性質により「一般財源保証債」と「レベニュー債」に分類される。まず「一般財源保証債」(General Obligation Bond)とは、州または地方自治体が一般納税者から徴収する租税を償還原資・担保にして発行する州・地方債である。政府の租税資金つまり課税を担保・償還原資とするため、市場からの信用力は厚いが、そのぶん利率は低い。初等中等教育(学校区)は一般財源保証債を基本とし、州は学校区に対して資本補助金や利払い負担金を配分するかたちで債

券の信用力を高め、上位政府としての財政支援を担っている⁶。もう一つは、「レベニュー債」(Revenue Bond)である。これは特定の事業収入(レベニュー)を償還原資として発行されるもので、租税を償還原資とする一般財源保証債に比べリスクは高いが、そのぶん利率が高い。そのため証券市場の側にとって魅力的な金融商品の一つとされる。高等教育は、既述の通り、レベニュー債で資金調達を行う。

図1 アメリカ州・地方債の制度体系



(出所) 著者作成

さらに一般財源保証債、レベニュー債ともに、「担保あり」「担保なし」に分類される。これは上述した州による利払い負担金等の州補助金の取付けの有無を意味している。取付けを得ている場合は「担保あり」、取付けがない場合は「担保なし」となる。後者に関しては、さらに「制限なし」「制限あり」に分類される。これは当該発行体が万一デフォルトに陥り財政破綻を起こした際における償還額の上限責任を意味する⁷。

表1は、一般財源保証債、レベニュー債の仕組みの概要である。両者にみる最大の相違点は、発行手続きにある。前者は域内の一般納税者によって起債の可否をめぐる住民投票が実施され、

過半数の賛成を得ることを条件とするものであり、その意味で地方自治による財政コントロールを体現するものといえる。また証券市場の側も、住民投票それ自体を当該債の信用に関する制度的な担保として捉えている⁸。一般財源保証債を基本とする初等中等教育は住民投票により「起債はしない」という選択もありうる。

一方、レベニュー債は発行手続きに関して特に条件を課さず、市場にその評価のすべてを委ねている面が強い。その意味でレベニュー債が州・地方債の資本市場を活性化させる原動力の一つであり、高等教育のファイナンスには一定の求心力があるといえる。

表1 一般財源保証債とレベニュー債

	一般財源保証債	レベニュー債
償還財源	発行体の一般的な信用力	特定事業からの収入等
	元本の償還を柔軟に行うことができる	州法に定められている法的な負債能力に通常算入されない
元利償還の負担者	一般納税者	基本的に事業から便益を受ける者
発行手続き	州法等による厳しい規制がある	通常は厳しい手続きを必要としない
	起債にあたって住民投票で過半数の賛成を得る必要がある等	
引受方式	主幹事方式が主だが、発行額ベースでは一般競争入札が占める	主幹事方式が圧倒的に多い
主な行政分野	一般行政（州・地方）、初等中等教育	高等教育、公共交通、道路・橋（有料）

出所) 著者作成

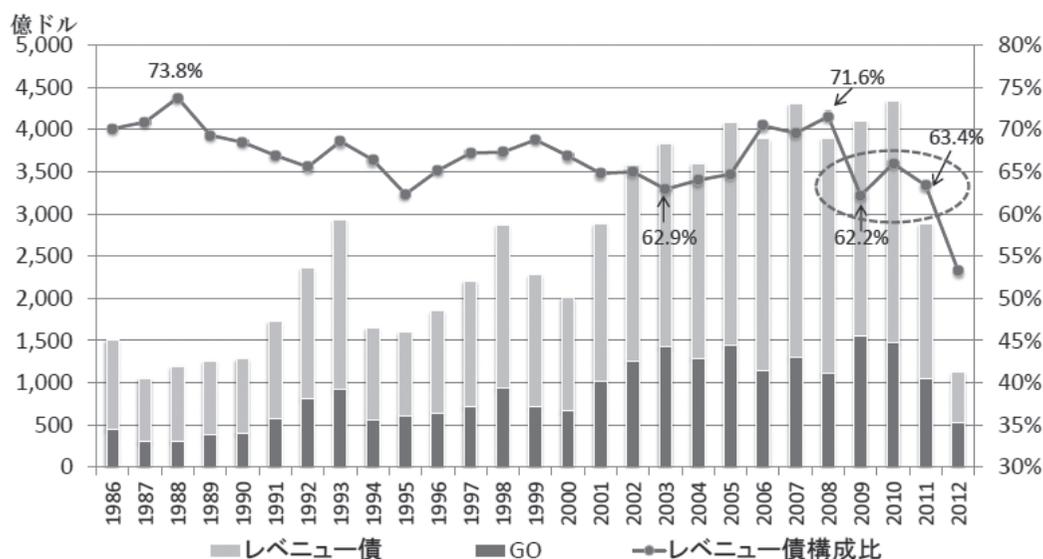
2-2 発行額の動向

次に、一般財源保証債とレベニュー債の別に、州・地方債の動向をみる。図2は1980年代から2012年の一般財源保証債とレベニュー債の別に発行額とレベニュー債構成比の推移を示している。なお2012年のデータは年度中途の数値

である。

図2によると、一般財源保証債とレベニュー債の発行額全体の推移としては、多少の増減は見られるが、おおむね2008年の金融危機までは拡大トレンドにあり、危機後は大きく減少している。

図2 一般財源保証債とレベニュー債の推移（1986～2012年）



(出所) The Bond Buyer 2011Statistics より著者作成

レベニュー債構成比でみると、2003年をボトムにおおむね65%～70%の範囲で推移していた。しかし金融危機後は一気にダウンし、それ以後はレベニュー債から、より信用力の高い一般財源保証債へのシフトがみられる。レベニュー債のリスクを嫌う市場の動向がうかがえる。

2-3 発行額とクレジット

次に、金融危機後の州・地方債の発行額とクレジットをみる。表2は危機後2011年のアメリカ州・地方債の発行額上位7州と構成比（長期債、短期債）を示している。

表2によると、第1位はカリフォルニア州（発行額539億ドル、全体の15.2%）であり、長期債ウェイトは65.8%と他州に比べて小さい点に特徴がみられる。これは金融危機による未曾有の州財政の悪化への市場の反応として、長期債のリスクを嫌って、短期債にシフトしたものである。第2位はニューヨーク州（480億ドル、13.5%）で、長期債ウェイトは81.8%である。第3位はテキサス州（339億ドル、9.5%）、そして第4位がイリノイ州（135億ドル、3.8%）で、長期債ウェイトは96.3%である。発行額規

模が小さいほど長期債ウェイトが大きくなる傾向がある。

また表3は、同じく金融危機後の2012年における州・地方債のクレジットつまり格付けを州別に示している。ここではStandard & Poor'sによる格付けを使う。

まずアラスカ、デラウェア等の「AAA」は、発行体として最優良（Prime）の格付けを得ており、最も手堅く信用力のある団体とされる。次いでアイダホ、カンザス等の「AA+」、アラバマ、アーカンソー等の「AA」、そしてアリゾナ、ケンタッキー等の「AA-」はいずれも、デフォルトに陥るリスクが小さいとされる「AA」の基準をクリアしている。

一方、デフォルト判断基準とされる「AA」を下回っているのが、イリノイ、ワシントンDC、カリフォルニア、プエルトリコの4団体である。次の第3節の事例分析で扱う「イリノイ大学システム」は、その財政支援者である「イリノイ州」の低位の信用力に波及した負の影響を回避することは実質的に困難といえる。「州」本体の信用力が大学システム（高等教育）に対する評価、特に当該レベニュー債の信用力への評価を必然的に厳しいものにするからであ

表2 州・地方債の州別にみた発行額規模（2011年）

（単位）億ドル

	上位7州	長期債	短期債	長期・短期債の合計	長期債構成比 (%)	州の地方債発行額合計に占める構成比 (%)
1	カリフォルニア州	354	184	539	65.8	15.2
2	ニューヨーク州	393	87	480	81.8	13.5
3	テキサス州	233	105	339	68.9	9.5
4	イリノイ州	130	5	135	90.3	3.8
5	ペンシルベニア州	128	6	134	95.8	3.8
6	フロリダ州	115	8	123	93.8	3.5
7	ミシガン州	92	10	102	90.3	2.9
	その他	1501	201	1701	88.2	47.9
	合計	2946	606	3553	83.0	100.0

出所) The Bond Buyer 2011 Statistics をもとに著者作成

表3 金融危機後の「州債」のクレジット（2012年）

格付け	州	団体数
AAA	アラスカ、デラウェア、フロリダ、ジョージア、インディアナ、アイオワ、メリーランド、ミズーリ、ネブラスカ、ノースカロライナ、ユタ、バージニア、ワイオミング	13
AA +	アイダホ、カンザス、マサチューセッツ、ミネソタ、ニューメキシコ、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、テキサス、バーモント、ワシントン	15
AA	アラバマ、アーカンソー、コロラド、コネチカット、ハワイ、ルイジアナ、メイン、ミシシッピ、モンタナ、ネバダ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、ペンシルベニア、ロードアイランド、ウェストバージニア、ウィスコンシン	16
AA -	アリゾナ、ケンタッキー、ミシガン、ニュージャージー	4
A +	イリノイ、ワシントン DC	2
A		
A -	カリフォルニア	1
BBB +		
BBB	プエルトリコ	1
合計		52

出所) The Bond Buyer のデータをもとに著者作成

る。その詳細は、次節で論じる。

かくして、「州」という上位政府の格付けをみても信用力に大きな差が確認される。その「州」の信用力が、「大学システム」をはじめ有法人格行政体の信用力や財政運営に与える影響を見据えたうえで、高等教育レベニュー債を検討する必要がある。

第3節 「イリノイ大学システム」の事例分析 —財政構造とレベニュー債—

本節は、「イリノイ大学システム」(University of Illinois System) を事例にして、その財政・財務構造とレベニュー債の抱える財政的リスクについて検討を進める。

イリノイ大学システムは、いわゆるキャンパス・システムのガバナンス体制のもと、「アーバナ・シャンペーン校」「シカゴ校」「スプリングフィールド校」の3キャンパスと、シカゴ校の近隣に設置されている「病院・医療科学セン

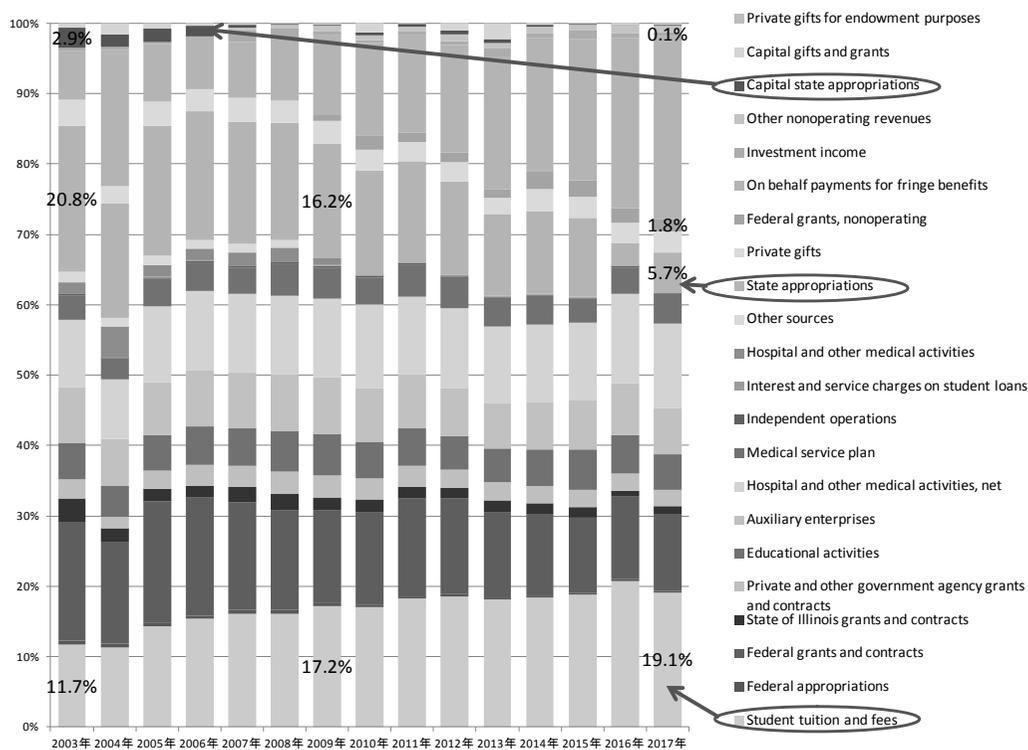
ター」から構成される。なかでもアーバナ・シャンペーン校は全米トップ水準の研究大学の一つとして知られ、また大学システム法人本部すなわち「イリノイ大学システム理事会」(University of Illinois System Board of Trustees) を置き、大学システム全体の予算編成・財政ファイナンス等の決議を行う。同理事会はイリノイ州（正確にはイリノイ州議会）により法人格や起債権等の財政権限が付与された、大学システム全体の中核組織であり、その運営の責任を負う⁹。

3-1 財政構造

はじめにイリノイ大学システムの財政・財務構造を把握する。図3は、2003年から2017年までの大学システム全体の収入（経常会計および資本金会計の収入合計）の推移である。

図3について、2008年金融危機を含む、過去15年における収入構造の変化についてポイントを整理すれば、第1に授業料・使用料収入の増大、第2に州運営費交付金の減少、第3にフ

図3 イリノイ大学システムの収入構造 (2003～2017年)



出所) University of Illinois System, *Annual Financial Report (With Independent Auditor's Report Thereon)* 各会計年度より著者作成

リング・ベネフィットの増大、第4に州資本補助金減少と連邦資本補助金増加のトレードオフ、の4点に集約される。

上述の4点の指摘のうち、レベニュー債との関係でいえば、第1、第2、第4の点が重要となる。特に第2の点、すなわち州運営費交付金の減少に関しては、1980年代以後全米共通の構造的トレンドとして多くの研究者によって指摘されてきた点であるが、イリノイ大学システムの場合、比較的高い水準での授業料設定によって運営財源を確保してきた。

さらに、金融危機から数年後の2011年から、同交付金の削減は一層進み、それによって大学システムの財源不足は深刻化する。とりわけ2016年の同交付金は実額ベースで1億8000万円まで削減されており、これは前年度比72%

減という著しい削減となっている。その翌2017年には、同交付金は3億5600万ドルまで増額されているが、2015年以前の交付額の水準には戻っていない。第1の点で指摘した授業料・使用料収入の増加は、州運営費交付金削減分の補完にすぎないが、その授業料調整による財源補完の手段も、一定の限界に達しているとみるのが現実的であろう。

加えて表4は、金融危機直前の2007年から2017年までのイリノイ大学システムの財務諸表（各年度の損益計算書）である。同表の分析・整理として以下5点ほど述べるが、その前提となる基本認識を1点、先に述べておく必要がある。すなわち、イリノイ大学システムに限らず、アメリカにおける法人格を有する行政組織の財務構造の通例パターンとして、経常会計

表4 イリノイ大学システムの財務諸表 (2007年～2017年)

(単位) 1,000ドル

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	増減率 (2007-17年)
Student tuition and fees	617,812	662,464	743,286	823,488	905,693	987,796	1,044,188	1,040,399	1,095,905	1,145,945	1,191,498	92.5%
Federal appropriations	18,183	20,276	16,909	16,188	13,919	18,072	16,830	14,647	14,297	15,826	18,264	0.4%
Federal grants and contracts	585,981	587,189	572,598	641,708	689,392	718,621	693,959	654,637	627,236	653,156	672,091	14.7%
State of Illinois grants and contracts	82,382	94,651	79,499	84,665	83,625	81,478	92,836	86,306	83,736	40,376	71,347	-13.4%
Private and other government agency grants and contracts	115,210	126,386	137,071	147,964	147,139	137,712	150,577	141,524	144,062	138,119	146,724	27.4%
Educational activities	206,316	234,459	253,203	251,770	267,609	258,298	273,394	294,353	334,082	309,371	309,371	50.0%
Auxiliary enterprises, net	304,094	330,309	348,134	368,515	374,644	363,319	369,814	378,992	407,530	406,620	409,484	34.7%
Hospital and other medical activities, net	424,211	463,209	481,943	576,852	547,168	601,360	624,858	626,094	643,661	703,177	749,504	76.7%
Medical service plan	144,303	185,499	189,444	185,061	223,654	236,160	236,668	226,781	198,495	206,613	261,072	80.9%
Independent operations	10,620	10,924	15,012	12,960	15,173	13,083	13,620	13,704	12,899	10,602	10,729	1.0%
Interest and service charges on student loans	1,100	1,494	1,160	1,584	1,537	1,945	2,168	2,137	2,145	1,289	1,853	68.5%
Allocation from the University	71,610	83,843		1,014								--
Other sources	46,207	45,523	45,982									--
取入合計	2,628,029	2,846,316	2,884,241	3,111,169	3,269,553	3,417,844	3,518,912	3,479,572	3,564,110	3,624,204	3,841,937	46.2%
Instruction	703,540	758,676	961,305	970,339	1,006,190	1,114,474	1,249,732	1,259,862	1,300,281	1,380,175	1,503,069	113.6%
Research	561,876	568,946	630,127	652,229	680,651	710,656	746,625	724,924	744,043	740,788	794,526	41.4%
Public service	326,348	342,840	383,429	395,343	387,461	413,988	459,093	471,414	512,953	470,175	481,976	47.7%
Academic support	236,561	249,000	303,742	354,238	349,095	377,982	421,200	451,948	507,303	523,540	573,787	142.6%
Student services	88,374	99,314	123,328	126,635	131,827	141,130	160,960	163,064	184,572	198,433	218,887	147.7%
Institutional support	167,172	178,572	229,737	228,610	209,752	232,023	250,156	255,874	282,877	297,075	285,934	71.0%
Operation and maintenance of plant	218,028	259,068	274,373	269,739	287,825	270,947	282,287	315,393	324,010	299,657	311,313	42.8%
Scholarships and fellowships	198,016	199,197	200,038	215,270	238,722	241,008	255,930	270,036	278,001	278,994	298,955	51.6%
Auxiliary enterprises	234,751	261,408	306,967	310,794	316,442	307,597	333,648	341,780	371,639	353,159	402,930	71.6%
Hospital and medical activities	431,762	470,345	578,858	597,426	633,795	709,650	761,237	771,520	793,777	892,572	992,956	130.0%
Independent operations	10,023	9,963	13,806	12,067	13,866	12,442	12,422	12,570	12,182	10,047	9,754	-2.7%
Depreciation	191,679	199,609	203,477	208,885	209,745	213,070	231,556	249,250	248,889	254,879	262,534	37.0%
On behalf payments for fringe benefits	376,657	441,480										--
支出合計	3,744,787	4,038,418	4,209,187	4,341,575	4,465,371	4,744,967	5,164,846	5,287,635	5,560,527	5,702,494	6,136,621	63.9%
経常会計取支	▲1,116,758	▲1,192,102	▲1,324,946	▲1,230,406	▲1,195,818	▲1,327,123	▲1,645,934	▲1,808,063	▲1,996,417	▲2,078,290	▲2,294,684	105.5%
State appropriations	685,752	680,503	699,038	717,300	716,794	709,683	666,731	688,372	653,128	181,502	355,792	-46.6%
Transfer of state appropriations to the Illinois DHHS Hospital Services Fund				(45,000)	(45,000)	(45,000)	(45,000)	(45,000)	(47,988)	(11,105)	(20,177)	--
Private gifts	127,907	129,948	141,315	144,099	133,498	141,700	139,039	174,875	177,195	158,913	190,183	48.7%
Federal grants, nonoperating			39,347	103,101	67,404	69,529	67,535	136,245	134,910	111,067	110,561	181.0%
On-behalf payments for fringe benefits	305,047	357,637	488,022	634,745	683,201	818,084	1,083,666	1,074,913	1,172,354	1,336,491	1,611,444	428.3%
Net investment income (net of investment expense of \$4,782)	63,733	66,682	24,836	19,338	26,066	24,656	68,005	67,458	69,482	(2,863)	26,376	-42.2%
Net investment income (net of investment expense)	30,423	(60,568)	(54,547)	54,930	68,810	10,979	5,812	61,467	(38,044)	(22,439)	30,713	39.2%
Net investment income (net of investment expense) - fair value of investments	(1,768)	(68,091)	(73,460)	(77,368)	(76,672)	(71,469)	(70,877)	(70,575)	(63,790)	(62,186)	(65,734)	-8.4%
Less on disposal of capital assets	(1,834)	(3,552)	(4,871)	(7,041)	(35,675)	(9,653)	(4,783)	(7,093)	(10,892)	(11,136)	(1,990)	8.5%
Other nonoperating revenues, net	15,990	20,329	38,780	33,748	34,363	50,721	43,247	59,347	50,297	66,167	55,293	254.7%
Net nonoperating revenues (expenses)	1,140,856	1,122,948	1,296,460	1,577,902	1,572,789	1,699,210	1,952,875	2,090,009	2,099,722	1,790,135	2,322,461	103.6%
Income (loss) before other revenues	24,098	(69,154)	(28,488)	347,496	376,971	372,087	306,941	281,946	103,305	(288,155)	27,777	15.3%
Capital state appropriations	12,287	5,981	3,203	20,610	21,274	30,910	26,123	10,865	8,942	3,866	13,622	10.9%
Capital gifts and grants	8,541	2,412	8,188	8,442	61,898	4,745	56,383	128,461	13,950	2,782	8,819	-41.7%
Private gifts for endowment purposes	945	254	1,905	98	924	323	4,082	348	1	6,327	5,693	569.5%
経常・資本面会計連続取支	45,871	▲60,507	▲14,936	430,102	403,914	459,703	465,607	307,100	115,030	▲275,966	52,705	14.9%
前年度繰越基金	2,369,955	2,415,856	2,377,694	2,357,758	2,785,546	3,189,460	3,651,209	4,105,822	4,112,731	4,561,981	4,321,681	82.4%
Cumulative effect of change in accounting principle				(2,314)		2,046			34,200	35,886		--
Net position, beginning of year, as adjusted (note 6[s])	2,415,856	2,355,349	2,357,758	2,355,446	2,785,546	3,191,506	3,651,209	4,105,622	4,446,931	4,597,847	4,321,681	78.9%
Net position, end of year	2,415,856	2,355,349	2,357,758	2,785,546	3,189,460	3,651,209	4,116,816	4,412,731	4,561,961	4,321,681	4,374,586	81.1%

(資料) 図5に同様

は大幅な赤字を、逆に資本会計は黒字をそれぞれ計上し、後者の黒字分によって両会計の連結収支を均衡させるのが通例である¹⁰。イリノイ大学システムも、同様である。ただし後述の通り、金融危機が起きた2008年と翌2009年、そして2016年については両会計連結収支で収支均衡が達成されず、最終連結収支は、順に6000万ドル、1400万ドル、2億7600万ドルの赤字を計上している。その原因については後述するが、少なくともここでは上記のような財務構造が州・地方財政における「均衡財政」の通例パターンであることを述べておく。

それでは、以上の基本認識を踏まえ、表4に基づいてイリノイ大学システムの財務構造のポイントを整理したい。

まず第1に、まず経常会計の収入について、「授業料・使用料収入」(Student tuition and fees)が最大の収入費目であり、2007年～2017年の増加率は92.9%である。この増加率は2007年以後経常会計の収入費目の中で最も着実かつ大規模である。増加率の伸びの堅調さでいえば、病院・医療保険関係収入に加え、「教育サービス収入」(Educational activities)の50.0%や、「学生ローン利子・サービス使用料収入」(Interest and service charges on student loans)の68.5%が挙げられ、特に前者は実額ベースでは「施設運用収入」(Auxiliary enterprises)に次ぐ大きな自主財源である。

第2に、経常会計の支出について、15億ドルを計上する「教育費」(Instruction)が実額ベースでは最大費目であるなか、増加率では「学術支援費」(Academic Support)の142.6%、「学生サービス費」(Student service)の147.7%が際立っている。また研究大学を擁するイリノイ大学システムゆえに「研究費」(Research)の113.6%も言及に値する。

第3に、経常会計の収入合計と支出合計を増

加率で比較すると、収入46.2%に対し、支出は63.9%となっており、支出が収入を大きく上回っている。増加率で支出が収入を上回ったことは経常会計の収支を悪化させたことを意味するが、特に2012年以降の赤字額の増大が目立っている。例えば2017年は経常会計の収入合計38億4200万ドルに対し、支出合計61億3700万ドルとなり、収支は22.9億ドルの赤字であった。その前年、2016年の収支も20億7800万ドルであり、前年比10.4%の赤字増額である。

第4に、資本会計に目を転じると、まず「州運営費交付金」(State appropriations)が最大収入費目であり、2007年から2015年までは、6億5000万ドル～7億1700万ドルの範囲で推移している。しかし2016年に1億8200万ドルに大幅な削減が行われ、2007年からの増加率は46.6%減となった。その削減分が経常・資本会計連結収支をそのまま悪化させ、連結収支は2億8800万ドルの赤字という結果になっている。連結収支で赤字を計上した年度は、金融危機の2008年および2009年、そして2016年であったが、このうち2008年と2009年の赤字要因は金融危機による多額の投資損失にあったのに対し、2016年の赤字原因は州運営費交付金の削減にある。

第5に、「償還費」(Interest expense)は6200万ドル～7670万ドルの範囲で安定的に推移している。この債務管理のあり方は大学システム全体の信用力、特に新規のレベニュー債発行を行う際の過去の信用実績として評価されるものであり、健全経営指標の一つとして重要となる。

以上みたように、金融危機を含む2007年から2017年におけるイリノイ大学システムの財務構造の変化や特徴を見通すことにより、改めて大きな一つの存在が浮き彫りとなる。それは、先述の通り「州」という上位政府の存在である。州の財政支援というものが、大学システムの財

政安定化を実現する「主体」であり続けていることを再認識する必要がある。

そして、かような認識に立てば、次項で述べるように、州資本補助金の削減ないし凍結という財政問題が、大学システムの市場からの信用力を落としている現実を理解できよう。大学システムにとって唯一最大の特定事業収入である授業料・使用料を、経常収入だけでなく、資本収入を賄うレベニュー債の償還財源にも充て、市場からの資金調達に依存せざるをえない大学財政へと移行しているのである。これは大なり小なり大学システムの財政的リスクを高めることは自明である。

3-3 凍結された州資本補助金、授業料への負荷

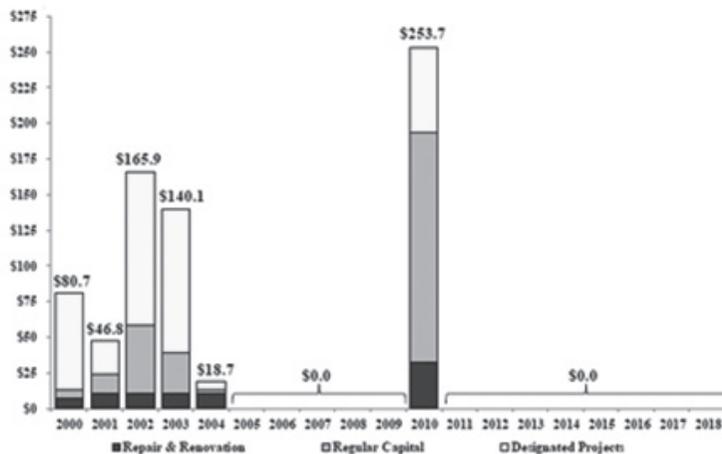
全米屈指の研究大学アーバナ・シャンペーン校を含むイリノイ大学システムは、その学術的な評価や実績をよそに、それに内在する財政的リスクを証券市場の側が鋭く指摘している。

その「危機的」とも表現すべき最大の理由は、

「州」の存在の稀薄化である。図4は、2000年以後の州から大学システムに配分された、新規の州資本補助金の推移を示したものであるが、これによれば2000年から2004年は、年度によって配分額に差があるものの2000万ドル～1億6500万ドルの範囲で配分実績が確認される。その後金融危機を含む2005年～2009年は配分されず、2010年に2億5370万ドルが配分されている。その翌2011年～2018年までの過去8年間、新規の配分実績がまったくない。つまり、大学システムはこの8年間、州の後ろ盾のない状態で、レベニュー債のいわば「単独発行」を余儀なくされていたことを意味する。

もっとも、大学システム側は、州に対して資本補助を強く要求している。2017年11月16日に公表された最新の「2019会計年度イリノイ大学システム予算要求書」(FY2019 Budget Request for Operating and Capital Funds, November 16th, 2017)によれば、大学システム全体で5億8511万ドルの資本投資額を算出、州に要求している。ただし上記の要求額は、州の資本補助の取付け

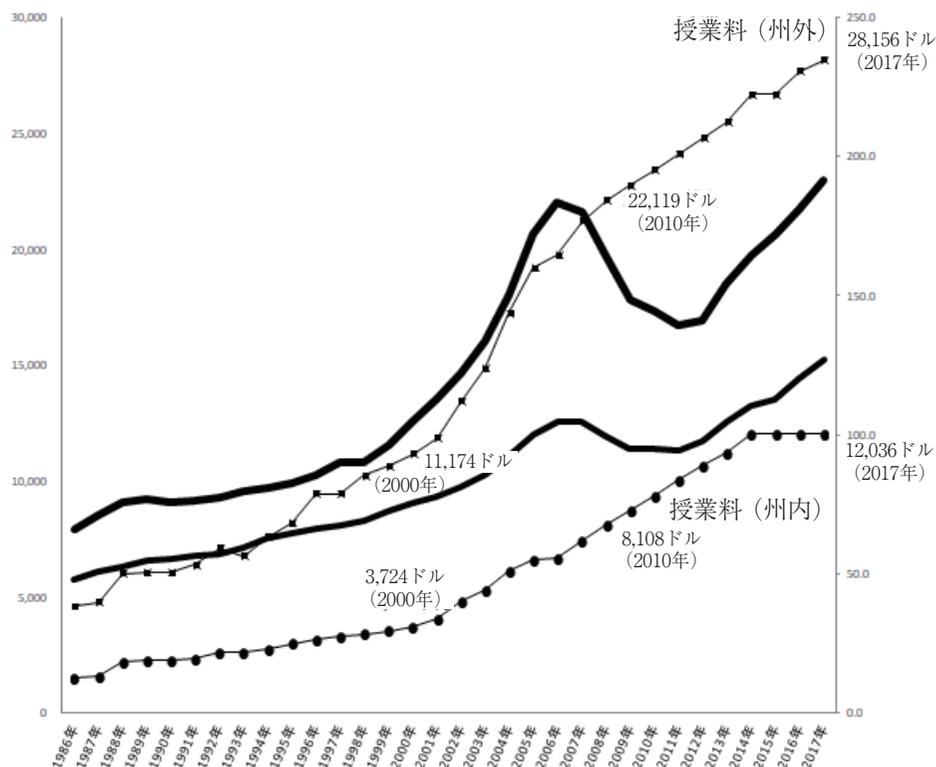
図4 「イリノイ大学システム」への州の資本補助（実績値）



(出所) University of Illinois System(2017), FY 2019 Budget Request for Operating and Capital Funds, Page3.

図5 イリノイ大学システムの授業料と経済指標

(単位)ドル



注) 「授業料」はアーバナシャンペーン校の学部生のデータを使用。
 出所) University of Illinois System, *Annual Financial Report* 各会計年度、US Census Bureau Statistics より著者作成

を前提にして算出された額にすぎない。なお近々の州議会での動向を見る限り、2019年度予算においても州の資本補助を期待できないという¹¹。それゆえに、授業料・使用料という裁量的な自主財源確保への道しか残されていないのであったのである。

では、その授業料がどのように推移したかを詳しくみる。図5は、1986年～2017年までのアーバナ・シャンペーン校の学部生の授業料と、マクロ経済指標であるケースシャラー係数（住宅価格指数）および消費者物価指数（CPI）の推移を示したものである。授業料は州内出身学生と州外出身学生にわけている。

州内・州外ともに授業料の上昇トレンドは、

2000年以後顕著となっており、特に州外の授業料は、2000年は11,174ドルであったのが、金融危機の2008年にはその約2倍の22,119ドルに上昇し、その後も上昇し続け、2017年は28,156ドルに達している。また州内の授業料も2000年以後上昇が際立っており、2008年は8,108ドル、2017年は12,036ドルである。一方、この期間のケースシャラー係数をみると、住宅バブルを背景に2006年まで上昇し、2006年をピークに一気に下落し、2011年をボトムとし、その後再び上昇している。また消費者物価指数も、それとほぼ同様の動きになっている。こうしたアメリカ経済指標の動向とはおよそ関係なく上昇しているのが、大学の授業料である。ただし

イリノイ大学システムは、本稿の冒頭で簡単に触れたが、「学部生授業料保証プログラム」(UGTP)を2003年より導入し、学生(家計)の費用負担軽減に資する措置を講じている。同プログラムは、2003年以後に入学した学部生を対象に、入学時の授業料を卒業時まで固定(実質的には抑制)するというものである¹²。

加えて、表5は、同じくアーバナ・シャンペーン校の学部生の授業料(州内・州外)、学部生一人あたりの債務残高、授業料を学部生一人当たり債務残高で除した比率の推移である。

まず、学生一人当たり債務残高の推移は2004年以降一貫して上昇トレンドにあるが、金融危機の2008年から2013年にかけて減少または横ばいの傾向がみられる。一方、授業料も州内・州外とも実額ベースで上昇している。ただし2014年から学生一人当たり債務残高が再

び上がりはじめ、2万6,677ドルに達している。その後は若干減少し、2017年は2万2,816ドルになっている。

また、2004年以降、授業料を学生一人当たり債務残高で除した比率をみると、州内・州外ともに増大トレンドにあるが、これは授業料が債務残高より速いペースで上昇していることを意味する。債務残高は、先の表4でみたように実額ベースでは拡大しているが、それ以上のペースで授業料の引き上げが行われており、特に2013年には州内が53.4%、州外が121%と前年より急激に上昇している。その後、2017年もそれぞれ52.8%、123%に再び上昇している。州外の授業料は2007年と2008年に債務比率が若干下落しているが、金融危機直後の2009年から再び上昇、2017年は123%まで上昇している。その意味で州外の学生は、実額ベースでの

表5 イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校の授業料と学生一人当たり債務残高

	州内			州外		
	授業料	学生一人当たり債務残高	授業料／学生一人当たり債務残高	授業料	学生一人当たり債務残高	授業料／学生一人当たり債務残高
2004年	6,126	15,493	39.5%	17,242	15,493	111.3%
2005年	6,594	16,708	39.5%	19,173	16,708	114.8%
2006年	6,695	17,534	38.2%	19,727	17,534	112.5%
2007年	7,413	22,788	32.5%	21,207	22,788	93.1%
2008年	8,108	22,659	35.8%	22,119	22,659	97.6%
2009年	8,719	21,589	40.4%	22,743	21,589	105.3%
2010年	9,388	20,608	45.6%	23,427	20,608	113.7%
2011年	10,054	20,959	48.0%	24,107	20,959	115.0%
2012年	10,653	21,817	48.8%	24,795	21,817	113.6%
2013年	11,240	21,049	53.4%	25,442	21,049	120.9%
2014年	12,036	26,677	45.1%	26,662	26,677	99.9%
2015年	12,036	25,561	47.1%	26,662	25,561	104.3%
2016年	12,036	24,446	49.2%	27,658	24,446	113.1%
2017年	12,036	22,816	52.8%	28,156	22,816	123.4%

注)「学生」「授業料」ともアーバナ・シャンペーン校の学部生のデータを使用。
出所) University of Illinois System, *Annual Financial Report* 各会計年度より著者作成

授業料負担は大きいことは言うまでもなく、皮肉にも債務残高の削減に積極的に貢献しているともいえる。いわば「債務の州外化」が、イリノイ大学システムで進行しているとも解しよう。

3-4 「格下げ」の厳しい現実

以上のような財政状況のなか、大学システムの発行するレベニュー債はどのような格付けを受け、リスク評価がなされているのか。

アメリカを代表する格付会社ムーディーズは、2017年6月9日発表の報告書「Rating Action Report」で、イリノイ大学システム発行の全レベニュー債のクレジットについて「ネガティブ」との評価を示し、「格下げ」を行っている¹³。具体的に、イリノイ大学の発行するレベニュー債を銘柄別に整理すると、

- ① 「Auxiliary Facility System レベニュー債」
Aa3からA1へ格下げ
- ② 「South Campus Development レベニュー債」
A1からA2へ格下げ
- ③ 「Health Services Facilities System
レベニュー債」 A3からBaa1へ格下げ
- ④ 「Certificates of Participation」
Aa3からA1へ格下げ

となる。

またそのムーディーズ報告書は、上記レベニュー債の格下げの理由として、2011年以後、大学システムに州から新規の州資本補助金が配分された実績がないこと、また近い将来それが期待できる確たる材料が見当たらないことをはっきりと指摘している。さらに現状の財政状況がこのまま続くようであれば、レベニュー債の信用力の低下はおろか、「研究大学」としての地位も危ぶまれるとまで指摘しており、その財政的リスクが中長期的にもたらす負の影響を

大いに懸念している。

図6は、上記の①「Auxiliary Facility System レベニュー債」（2014年2月5日発行）の目論見書の実際の表紙である。発行当時の格付けは表紙の右上の記載の通り「Aa3」であったが、その後2017年に「A1」に格下げされている。

この目論見書によれば、①「Auxiliary Facility System レベニュー債」の基本スキームは、以下の通りである。本レベニュー債は、債券銘柄「シリーズ2014A」（発行額1億7,783万ドル）と「シリーズ2014B」（発行額1,784万5,000ドル）から構成されており、前者についていえば、利率は固定で5.00%、満期は2044年である。償還スケジュールは、利子の償還は発行念の2014年4月1日より即開始され、元金については2024年から開始、満期の2044年までの21年で完済となる。起債の目的は、借り換えと教育研究施設の資本投資であり、償還原資は、言うまでもなく授業料・使用料と、そして最終連結収支の黒字分と明記されている¹⁴。

州の財政支援がいかに重要であるかは、初等中等教育（学校区）でも証明されている。例えば、同じイリノイ州の大都市シカゴにあるシカゴ市学校区（Chicago Public Schools）の無限責任一般財源保証債の信用力を高めているのは、州の資本補助金や利払い負担金である。すなわち財政力（自主財源である地方財産税の徴税力）の弱いシカゴ市学校区でも、州資本補助金が学校区の資本会計に投入され、また利払い負担金が債務管理基金に毎年度投入される¹⁵。これにより格付け会社S&Pの格付けでいえば、「AA+」という高い格付けを得ているのである。

勿論、初等中等教育と高等教育は、地方債の性格やスキームは異なる。しかし上位政府による財政支援が地方債の信用力に与える影響が大きい点では共通している。

図6 Auxiliary Facility System レベニュー債の目論見書（発行時）

<p>NEW ISSUE BOOK-ENTRY ONLY</p> <p><i>Subject to compliance by The Board of Trustees of the University of Illinois (the "Board") with certain covenants, in the opinion of Bond Counsel, under present law, interest on the Series 2014A Bonds is excludable from gross income of the owners thereof for federal income tax purposes and is not included as an item of tax preference in computing the federal alternative minimum tax for individuals and corporations, but such interest is taken into account in computing an adjustment used in determining the federal alternative minimum tax for certain corporations. Interest on the Taxable Series 2014B Bonds is not excludable from gross income of the owners thereof for federal income tax purposes. Interest on the Series 2014AB Bonds is not exempt from present State of Illinois income taxes. See "TAX MATTERS" herein for a more complete discussion.</i></p> <p style="text-align: center;">\$177,830,000</p> <p style="text-align: center;">THE BOARD OF TRUSTEES OF THE UNIVERSITY OF ILLINOIS</p> <p style="text-align: center;">University of Illinois Auxiliary Facilities System Revenue Bonds</p> <p style="text-align: center;">consisting of</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">\$159,985,000 University of Illinois Auxiliary Facilities System Revenue Bonds, Series 2014A</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">\$17,845,000 University of Illinois Auxiliary Facilities System Revenue Bonds, Series 2014B (Taxable)</td> </tr> </table> <p>Dated: Date of Delivery</p> <p><small>The University of Illinois Auxiliary Facilities System Revenue Bonds, Series 2014A (the "Series 2014A Bonds") and Auxiliary Facilities System Revenue Bonds, Series 2014B (Taxable) (the "Taxable Series 2014B Bonds" and, together with the Series 2014A Bonds, the "Series 2014AB Bonds") shall be issued as fully registered bonds in denominations of \$5,000 or any integral multiple thereof and, when issued, will be registered in the name of Cede & Co., as registered owner and nominee for The Depository Trust Company, New York, New York ("DTC"). DTC will act as securities depository for the Series 2014AB Bonds. Purchases of beneficial interests in the Series 2014AB Bonds will be made in bookentry form only. Purchasers of a beneficial interest in the Series 2014AB</small></p>	\$159,985,000 University of Illinois Auxiliary Facilities System Revenue Bonds, Series 2014A	\$17,845,000 University of Illinois Auxiliary Facilities System Revenue Bonds, Series 2014B (Taxable)	<p>RATINGS:</p> <p>Moody's: Aa3 Standard & Poor's: AA- (See "RATINGS," herein)</p> <p style="text-align: center;">Due: April 1, as shown on inside cover</p>
\$159,985,000 University of Illinois Auxiliary Facilities System Revenue Bonds, Series 2014A	\$17,845,000 University of Illinois Auxiliary Facilities System Revenue Bonds, Series 2014B (Taxable)		

第4節 総括

最後に総括として、本稿の内容や分析を踏まえ、結語を述べる。また今後に残された課題を整理し、わが国への示唆を提示する。

4-1 結語

本稿の課題に対する結語として、次の4点に集約される。

まず第1に、アメリカ高等教育機関（個々の州立大学）の資本投資財源はレベニュー債による借入金で賄うというファイナンス原則からいえば、当該レベニュー債の償還原資がどれだけ「確実な」ものであり、どれだけ証券市場・投資家から「信用」を勝ち取れるかがすべてである。証券市場の眼はじつに厳しいものであり、高等教育レベニュー債も例外ではない。一般納税者の負担する租税でなく、学生が負担する授業料・使用料を主たる償還原資とするレベニュー債を発行する以上、その財政責任の多く

を学生が負うかたちになっている。その是非論については、証券市場の側は直接関与せず、関与するのは、ただ唯一、その債券銘柄の「信用力」にほかならない。

第2にただし、そうした市場の眼で厳しく評価される高等教育レベニュー債と、初等中等教育の一般財源保証債との比較で言えば、究極のところ、債券の「信用力」の源泉は何であるか、という点で大きな共通点を見いだせる。前者は大学システムが、後者は学区が、それぞれ発行体としての財政責任を負うわけであるが、両者の共通点とは、発行体が「州」本体ではなく、地方政府レベルの有法人格行政体であるという点である。たとえ均衡予算原則や健全財政を堅持・遵守したとしても、両者ともに当該債は「州債」ではなく、「地方債」のポジションでしかない。つまり地方債としての信用力の範囲を超えることはできず、むしろ市場サイドによってそれが抱える財政的・金融的リスクが常に懸念される下位のポジションに置かれている。

ゆえに第3に、高等教育レベニュー債の「州・地方財政」上における信用力が「地方債」扱いの範囲にとどまる以上、「州」という上位政府による資本補助や債務負担はきわめて重要な下支えになる。すなわち地方債クレジットの範囲にある以上、州資本補助の有無が「担保の有無」を意味し、それが市場または格付会社側の信用評価の最大の基準になっていることは確かである。2008年金融危機にともなう州・地方財政の悪化によってこの信用評価の基準がいっそう重要視されたことは重要な教訓である。高等教育レベニュー債への信用もそうしたなかで大きく揺らいだことは事実である。

第4に、実際のところ、第3節のイリノイ大学システムの事例分析で論じた通り、州資本補助が過去8年間にわたって削減または凍結されていることが当該レベニュー債の「格下げ」の理由にされている。一般財源保証債と同様、レベニュー債も、信用担保という観点から上位政府の財政支援は実質的に不可欠であるといつてよく、むしろ現実には、金融危機以後はレベニュー債へのリスク懸念が高まったことは、本稿で明らかにした通りである。大学システムへの法人格付与や起債権委譲がなされていても、あるいは発行手続きに特別な規制等がないにしても、実質的にはそれ単独でのレベニュー債発行は容易ではない。また、償還原資となる授業料等も、2003年以後のUGTP導入で一定の財源確保に抑制が働くなか、州運営費交付金の削減という大局的なトレンドは、市場サイドから見れば不安材料となる。中長期的にみて、もし上位政府の財政支援をさらに欠けば、財政的リスクを蓄積し、最悪の場合ジャンクボンド化し、デフォルトの危機も否定しえない。少なくとも「イリノイ大学システム」の事例から、そう読み解くべきであろう。

以上を踏まえ、学生の負担する「授業料・使

用料」の果たす財政的役割は、以下のように整理されよう。すなわち、

- ①高等教育サービスの「受益者負担」の体现
- ②州立大学の運営財源（特に経常会計の収入）の安定確保
- ③レベニュー債発行時における償還原資・信用担保化

現代アメリカ高等教育財政において、「授業料・使用料」は、たんに受益者負担を体现する手段としてだけでなく、運営財源の安定確保、さらにレベニュー債の償還原資・担保化という重要な複数の財政的役割を担っており、それゆえにその動きには常にリスクが潜む。従来の高等教育論における議論の中心は、上記でいえば、①と②であった。なかでも、②に関しては州・地方財政における均衡予算原則の下での補完的役割として授業料等のあり方が議論され、また1990年代以後急速に高まる授業料負担を軽減する奨学金政策（High-Tuition, High-Aid Policy等）なども積極的に議論されてきた。しかし今日、③に述べた役割が、州財政の悪化にともない拡大している。

かくして、「受益者」であるはずの学生が、「債務者」としての側面も着実に滲ませている。イリノイ大学システムはまさにその典型例であり、ここに「危機的」と表現すべき財政的リスク上の所以がある。

4-2 今後の課題と日本への示唆

今後に残された課題は、次のとおりである。

第1に、イリノイ大学システムの事例分析に関して、州議会（その実質的な決定組織は州議会資本委員会）レベルの政治動向、特に州と大学システム理事会との予算編成過程におけるパワーバランス分析や資料整理がまだ不十分であ

る。この作業は容易ではないが、「小さな政府」を標榜するアメリカ財政の実証研究として価値あるものである。またその作業の延長には、州と大学、州と学区という政府間財政関係の実証研究としての進展も予想される。今後は議会資料等の収集やヒアリング調査を継続したい。そして市場のパワーをどこまで活かし、またどこから政府が補助と規制を行えば、高等教育の財源確保の安定化につながるのか、イリノイ州は勿論、ニューヨーク州、カリフォルニア州、テキサス州等に事例の対象を広げ、検討を進めたい。

第2に、連邦政府の高等教育への財政支援の再編の可能性についてである。すなわち、連邦政府による資本補助金制度が、今後のアメリカ高等教育財政の構造を再編させる可能性がある。連邦政府はこれまで、研究開発費と奨学金という形で高等教育への財政支援を行ってきたが、イリノイ大学システムの事例で簡単に触れたように、連邦資本補助金の増大の動きがみられる。経常会計への連邦補助は、連邦制の論理に離反するので論外であるが、資本補助については、例えば受け取り側に分担金の用意を条件とする「マッチング補助金」を高等教育に導入・拡充することは、今後の可能性として考えられる。このマッチング型の連邦資本補助金の運用はすでに公共交通（電車・バス等）の分野では定着しており、しかも高等教育と同様、公共交通もレベニュー債をファイナンスの基本としているだけに示唆に富む。

最後に、我が国の国立大学への示唆を整理する。

第1に、国立大学は2004年以後、法人格付与により「国立大学法人」として組織的な独立性・自由度を高め、また教員の職務規定の柔軟化等を保証したことになっているが、しかし財源確保の多様化や市場との関係性が、まったく

とってよいほど担保される兆しがみられない。むしろ相変わらず財政面で国への依存を色濃く残しており、皮肉にも法人格付与を機に国立大学運営費交付金の削減を図る最大の理由がつけられただけであるといっても過言ではない。もちろん、国立大学の財政基盤を脆弱にすることを目的としたわけではないが、「改悪」と言わざるを得ない。少なくとも専門知識や技術分野で勝てるグローバルな競争力を育む仕組みとはいいたい。

第2に、そうした「改悪」を払拭するためにも、今後の国立大学の財政再編の方向性として、有法人格の独立行政体としての財源確保力を多様化させる仕組みを早急に検討すべきである。その主力となるのが、本稿で論じたアメリカの高等教育レベニュー債と同様、国立大学も市場から借入れを可能にし、債務管理を含むファイナンス体制の内政化を図ることである。これによって資本投資の財源を国だけでなく、市場にも求めることを可能にすべきである。国立大学の授業料や病院収入等の自主財源を担保・償還原資とした「国立大学法人債」（仮称）のスキームを検討する価値はある。

ともすれば第3に、現在文部科学省の提案する国立大学「アンブレラ方式」は、一定の政策的意義をもたらすかもしれない。すなわち複数の国立大学によって財政面・会計制度上での統合や連携を図るとすれば、財政規模が飛躍的に拡大する。財政規模の拡大は、財政面におけるスケールメリットを体現し、「国立大学法人債」（仮称）に対する市場からの信用力を確実に向上させる。したがって大きな方向性として、「アンブレラ方式」を、ただ単に大学間のカリキュラム等の弾力的運用や学部再編の範囲にとどめずに、「改悪」を払拭するためにも、本来国立大学がもつ競争力をファイナンス力に反映させる仕組みを構築すべきである。そして国立

大学間での公平性を担保するためにも、国は上述した「マッチング補助金」または「利払い補助金」等の形で国立大学に財政支援を行うことが望ましい。

<参考文献>

Johnson, Jeffrey Alan(2018), *Toward Information Justice: Technology, Politics, and Policy for Data in Higher Education Administration*,

Moody's (2017), *Moody's Investors Service, Rating Action: Moody's downgrades University of Illinois' ratings; Outlook Negative*, Moody's Investors Service.

Riddell, Sheila and Minty, Sarah and Wheedon, Elisabet and Whittaker, Susan (2018), *Higher Education Funding and Access in International Perspective*, Emerald Publishing Limited.

University of Illinois System (2017), *FY 2019 Budget Request for Operating and Capital Funds*, University of Illinois System.

University of Illinois System, *Annual Financial Report (With Independent Auditor's Report Thereon)*, from 1986 to 2017.

秋山義則・前田高志・渋谷博史編著 (2007)『アメリカの州・地方債』第2章所収、日本経済評論社。

犬丸淳 (2017)『自治体破綻の財政学 — 米国デトロイトの経験と日本への教訓』日本経済評論社。

稲生信男 (2003)『自治体改革と地方債制度 — マーケットとの協働—』学陽書房。

江夏あかね (2014)「米国におけるレベニュー債の発展と日本への示唆」『財務管理研究』日本財務管理学会年報、第25号、41 - 57頁。

江夏あかね (2014)「デトロイト市の債務調整計画案と地方債の取扱い」『野村資本市場クォーターリー』2014Spring、1 - 12頁。

岡田徹太郎 (2016)『アメリカの住宅・コミュニティ開発政策』東京大学出版会。

渋谷博史・塙武郎 (2008)「シカゴの交通財政と州・地方債」『彦根論叢』(滋賀大学経済経営研究所紀要) 1 - 14頁。

渋谷博史・樋口均・塙武郎編著 (2013)『アメリ

カ経済とグローバル化』学文社。

加藤一誠・山内芳樹・引頭雄一著、関西空港調査会 監修 (2014)『空港経営と地域—航空・空港政策のフロンティア』成山堂書店。

地主敏樹・村山裕三・加藤一誠編著 (2012)『現代アメリカ経済論』ミネルヴァ書房。

塙武郎 (2007)「シカゴ市学校区の債券発行の枠組み」、秋山義則・前田高志・渋谷博史編著『アメリカの州・地方債』第2章所収、日本経済評論社。

塙武郎 (2010)「アメリカ大都市の交通財政 — ニューヨーク・シカゴの事例研究」、渋谷博史・塙武郎編著『アメリカ・モデルとグローバル化 II — 「小さな政府」と民間活用』第5章所収、昭和堂。

塙武郎 (2012)『アメリカの教育財政』日本経済評論社。

塙武郎 (2012)「教育政策」、地主敏樹・村山裕三・加藤一誠編著 (2012)『現代アメリカ経済論』ミネルヴァ書房、第14章所収。

塙武郎 (2016a)「現代アメリカの財政連邦主義と高等教育の財源探し — 均衡予算、連邦補助金、フライペーパー効果—」平成28年度日本高等教育学会研究交流集会資料、73 - 92頁。

塙武郎 (2016b)「オレゴン州の地方財産税率制限をめぐる住民投票と学校区の財源確保」『大月短大論集』第47集、71 - 91頁。

塙武郎 (2018)「アメリカの地方財産税の税率制限と教育予算」同志社大学アメリカ研究所部門研究Ⅳ報告ペーパー、2018年1月21日 (於：同志社大学アメリカ研究所)。

前田高志 (2007)「アメリカの州・地方債—その仕組みと特長」、秋山義則・前田高志・渋谷博史編著『アメリカの州・地方債』第1章所収、日本経済評論社。

¹ 事実、イリノイ大学システムは2003年、全3キャンパスの学部生を対象に、授業料の引き上げによる経済的負担の軽減を目的とする「学部授業料保証プログラム」(Undergraduate Guaranteed Tuition Program :UGTP)を州法で定めており、今日にいたっている。

² MunicipalBonds ウェブサイト上の New Letter、

地方債銘柄別レポート等を参照。

³ 塙 (2012)、塙 (2016b) を参照。

⁴ ここでは、シカゴ市学校区の「無限責任一般財源保証債」(Unlimited Tax-Dedicated General Obligation Bond) の基本スキームを分析し、財政力 (対市場の信用力) が弱いながらも大規模な学校資本形成を可能にする最大の理由として、イリノイ州資本補助金をあげ、その仕組みを論じた。

⁵ 塙 (2010) は、高等教育と同様レベニュー債での資金調達を基本とする公共交通分野のレベニュー債の基本スキームと資本補助金の仕組み等について、ニューヨークやシカゴを事例に明らかにしている。

⁶ 塙 (2012) 第2章を参照。

⁷ わが国では、犬丸淳 (2017) がデトロイト市および夕張市の財政破綻とその再建スキームの分析・日米比較を行っており、示唆に富む。

⁸ 例えばシカゴ市学校区は、もし学校区がデフォルトした際の償還財源の確保に関する債権者との契約として、シカゴ市民に「追加課税」を行ってでも上限責任の範囲内での償還を約束する旨が、当該無限責任一般財源保証債の目論見書に明記されている。つまりその「追加課税」の是非を主要な争点として

住民投票が実施されている。詳細は塙 (2007) 参

照。

⁹ イリノイ大学システム理事会のメンバーは、1名の理事長を含む13名の委員から構成され、うち9名が州知事の指名による。また3キャンパスから学生委員が1名ずつ選出される。

¹⁰ 高等教育はもちろん、初等中等教育 (学校区)、公共交通・空港・港湾など各交通公社も通常、同様の財務構造になっている。詳細は、初等中等教育に関しては塙 (2007)、公共交通に関しては渋谷・塙 (2008)、塙 (2010) を参照されたい。

¹¹ イリノイ大学システム予算管理局、イリノイ大学・シカゴ校財務部等へのヒアリング調査による。

¹² ただしUTGP措置の条件として、単位取得不振等により留年等をした場合は除外となる。

¹³ ムーディーズの格付け制度は、最良 (Prime) から順に、Aaa、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3、Baa1、Baa2、Baa3、Ba1、Ba2、Ba3、B1、B2、B3、Caa1、Caa2、Caa3、Cとなる。最低のCはデフォルトを意味する。

¹⁴ “Official Statement of The University of Illinois Auxiliaries facilities System Revenue Bonds” (2014), P.5。

¹⁵ 塙 (2007) を参照。

自律的地方教育行政を維持するための強制的介入支援政策 — ロンドン・ハックニーの教育改革手法の子ども福祉領域への汎用化 —

広瀬 裕子

キーワード

強制的介入支援 教育省 自律性 ハックニー
ドンカスター 子ども福祉 トラスト

はじめに：中央政府の強制的介入支援 による地方行政の修復

イギリス（本稿ではイングランド）では、1990年代末から地方教育行政の業務が重篤な機能不全を起こした場合に、中央政府が強制的に介入して業務再生を行う政策対応が始まった。この強制的介入支援ともいべき手法を導入するにあたっては賛否議論があったが、2010年代以後この手法は汎用化に向かっている。

この改革手法が最初に使われたのは、ロンドンのハックニー自治区（London Borough of Hackney、以下ハックニーと記す）である。むしろ、強制的介入支援という手法は、ハックニーの教育改革のために創出された手法だといってもよい。ハックニーでは、区内の教育が破綻状態にあっただけでなく地方当局（Local Authority: LA）の行政業務も深刻な破綻状態にあった。カウンシル（=地方教育当局=地方当局）は区内教育を自力で再生しようと試みるものの、有効な打開策をうち出せないまま万策尽きることとなる。中央政府は、この段階で強制的にカウンシルに介入し、改革プログラムの投入を行う。それまで法的根拠のなかった中央政府の地方行政への介入を可能にするための法整備も行われた。す

なわち「学校教育の水準と枠組に関する1998年法（School Standards and Framework Act 1998）」（以下「枠組み法」）および翌年の「1999年地方自治体法（1999 Local Government Act）」の制定である（広瀬2015）。

ハックニーにおいては、教育大臣の指示によりカウンシルから教育に関する全権限が剥奪された。2002年のことである。剥奪された権限は、ハックニーの教育再生を目的として区内に新たに設立された非営利民間企業ハックニー・ラーニング・トラスト（Hackney Learning Trust: HLT）に10年契約で全面的に移管された。HLTの下で教育と教育行政は顕著に再生し、再生した区内の教育は、2012年に、自らも再生した地方当局、すなわちカウンシルに戻されて今日に至っている（広瀬2014、Wood 2016a、Wood 2016b）。

中央政府の強制的介入支援は、この政策が導入された当時は緊急的例外的な有事的対応であると見られた（広瀬2014）が、ハックニー改革が一定の成果を収めた後、他の地域の子どもの行政の行政再建に応用されるようになっていく。同手法をその他の地域に応用する汎用化方針が明確に示されるのは2010年代中期である。「2016年教育および養子縁組法」が、地方の子ども行政の業績不振を効果的に支援する手法として中央政府の強制介入を積極的に使う方針を示した。

子ども行政の領域での機能不全のフェーズには、その主体の違いによって2つのレベルがあ

る。一つは、上記したハックニーのケースのように地方行政のレベルで生じる機能不全であり、もう一つは個別教育施設、すなわち学校等のレベルで生じる機能不全である。強制的介入支援は、この両方のレベルへの対処を想定して体系化が進んでいる。地方当局（LA）業務の破綻に対処する場合には上記した中央政府の強制介入によるトラストの強制設置などが具体的対処方であり、個別学校の機能不全に対しては、学校の閉鎖および、より恒常的な手法としてはアカデミーという学校形態への強制転換がそれである。アカデミーとは、中央政府から運営資金を直接受けて地方当局から独立して運営されるタイプの公費による学校形態であり、アカデミーへの転換政策は1990年代に始まり近年強化されている。

異なる2つのレベルへの対応は別個の系譜にて展開してきたものだが、直接には1990年代に始まるブレア（Tony Blair）労働党政権下の、失敗に対する不寛容方針に共通した出自を持つ。確かに、1988年教育改革法（1988 Education Reform Act）に始まるサッチャー（Margaret Thatcher）政権下においても、すでに失敗事例に対する対応の必要は言及されている。例えば政策文書『選択と多様性（Choice and Diversity）』（Her Majesty's Stationary Office 1992）は、重篤な困難に陥っている学校への対応を「失敗した学校への取り組み（Tackling Failing Schools）」と称して何らかの介入の必要に言及している。しかしながら、本格的に中央政府の介入手法が展開するのは、やはり1997年のブレア労働党政権以後である。

中央政府の介入権限の導入はブレア政権下の構造改革の制度的ハイライトといってもよいものであり、労働党政権発足と同時に準備が始まっていた¹。失敗に対する不寛容の姿勢は、白書『学校教育の卓越性（Excellence in Schools）』（Her Majesty's Stationary Office 1997）において

早々と明言され、白書の方針を具体化した「枠組み法」と、翌年の「1999年地方自治体法」の制定という2段階の立法措置で中央政府の介入権限は制度として整えられた。「枠組み法」は、地域の学校の教育水準を向上させることを地方教育当局（Local Education Authority: LEA）の責務とし（第5条）、その責務を果たすためにLEAに学校に介入する権限を付与するとともに（第14条）、中央政府、具体的には閣僚大臣である国務大臣（The Secretary of State）にLEAに介入する権限を付与した（第8条）。「1999年地方自治体法」は、その第15条で、地方行政の全領域を想定してLAに対する国務大臣の介入権を定めた（広瀬2015）。

中央政府が地方行政に介入する賛否を伴う法案が当時の議会を通過しえたのは、ハックニーへの対応が喫緊の課題として想定されていたからに他ならない（広瀬2015）。ハックニーに続いて、この手法はハル市（Hull City Council）の改革に使われるが、それ以後は介入領域が教育領域から子ども福祉（Children's Social Care）領域へと移っていく。それは、労働党政権時代（1997-2010）に教育行政領域が学校教育領域に加えて子ども福祉領域を含む総合的子ども行政となり、続く保守党連立政権下で個々の学校をLAから独立させる方針が大掛かりに進められたことによって、地方の教育行政、すなわち子ども行政における子ども福祉行政の比率が格段に高まったからである。地方行政における子ども行政に機能不全が生じた場合に影響を受けるのは、構造的に学校教育領域より子ども福祉領域の側となったということである。

したがって、ハックニー改革に蓄積された地方行政再生のノウハウは、汎用化に向かう段階で、直系的には子ども福祉領域に投入されることになる。一方の学校教育領域の不振については、地方行政レベルの不振というよりは個別学

校レベルの不振問題として、該当する学校をアカデミー形態へと強制的に転換する手法がもつぱらの対応となる。いずれの場合にも、事業主体の自力再生が困難となった段階でその運営主体の入れ替えを含めて、ガバナンスを強制的に変更させる手法によってその再生が図られているということである。

本稿では、自律的運営の機能不全の2つのレベルのうちハックニー改革に発する、地方教育行政の機能不全をメンテナンスする政策展開ルートに注目して、ハックニー手法がどのように有事対応段階から汎用化段階に向かっているかを明らかにしていく。学校教育への介入支援についてはその経緯を関係文書のみリストアップして示すに止める。

1 地方の子ども行政不振に対する強制的介入支援：学校教育領域から子ども福祉領域へ

1-1 子ども福祉領域のランドマーク的改革の始動

ハックニーの改革において生み出された方式、すなわち、「1999年地方自治体」（あるいは学校教育領域のみであれば「枠組み法」）を適用して公的サービスの運営母体を抜本的に入れ替えてLAから離脱させる手法は、ハックニーで採用されて以来、イングランド全体で合計6箇所の地方当局に使われている。すなわち、次の6箇所である（Sandford 2017）。なお、わかる限りで介入領域を付記した。

- London Borough of Hackney (2001-2007) 教育領域
- Hull City Council (2003-2006) 教育領域
- Stoke-on-Trent City Council (2008-2010) 不明
- Doncaster Metropolitan Borough Council (2010-2014) 子ども福祉領域

- London Borough of Tower Hamlets (2014-2017) 財政領域
- Rotherham Metropolitan Borough Council (2015-present) 子ども福祉領域

上記地方当局はそれぞれに複雑で複合的な地域問題を抱えており、介入支援の対象となる困難領域を単体で特定することは容易ではない。また、1999年地方自治体法を適用するのであれば全ての業務を地方当局から剥奪することも可能であるが、実際には地域それぞれの事情を勘案して介入ターゲットが設定されている。学校教育領域に支援が導入されたのはハックニーとハル市（Hull City Council）である。ロンドンのタワーハムレッツ自治区（Borough of Tower Hamlets、以下タワーハムレッツと記す）は教育領域においても根深い問題を抱えていたが財政領域に適用されている。ストーク・オン・トレント市（City of Stoke-on-Trent）も構造的な深刻な問題を抱えていたが、どの領域に適用されたかの詳細は管見では不明（筆者未調査）である。現状において同市の健康サービス領域が民間組織トラストによって運営されていることを見る限りでは、この領域には適用されていると思われる。ドンカスター大都市自治区（Doncaster Metropolitan Borough、以下ドンカスターと記す）とロザラム大都市自治区（Rotherham Metropolitan Borough、以下ロザラムと記す）は子ども福祉領域に適用されている。ドンカスターが教育省の介入であるのに対して、ロザラムは地域地方自治省（Department for Communities and Local Government: DCLG）の介入である。

ハックニーの改革を担った民間組織ハックニー・ラーニング・トラスト（HLT）をCEとして実務を率いたアラン・ウッド（Alan Wood）は、HLTのカウンシルとの契約期間が2012年に終了した後の2013年に、教育大臣の任命よ

てドンカスターの専門家委員会のメンバーとなり、問題状況の把握と改革方針の決定の作業に関わった。ハックニーでのHLTの改革の効果を確認した教育省は、そのノウハウをすぐさま他の地域に活用することを始めたということである。ちなみにウッドは、上記6箇所の中のタワーハムレッツのケースと、のちに記すバーミンガム（Birmingham）のケースにもコミッショナーとして入っている。

学校教育領域が提供するサービスについてはその質の改善が長年にわたって政策課題とされてきた一方で、子ども福祉領域の改革は手つかずのままになっていた。BBC Newsは、2013年度に比べて2015年度は地方における子ども福祉行政の質に関する教育水準局（Office for Standards in Education, Children's Services and Skills: Ofsted）の評価²は、求められる最低基準である「良い（good）」評価を受ける地方当局の数よりも最低評価ランクである「不適格（inadequate）」評価を受ける地方当局の数を大きく増やしていると、この領域の問題を伝えている³。監査を受けた地方当局74箇所の中で「良い」評価を受けたところは17箇所、最も優れた評価である「優秀（Outstanding）」評価を受けたところは一箇所もなく、大部分の自治体の評価は「不適格」評価の一つ上の「要改善（require improvement）」評価とされているとしている。2年後の2017年時点では、この年に子ども福祉領域の包括的監査形態であるシングル・インスペクション形式の監査を受けた147の地方当局のうち「優秀」評価を受けた地方当局が2箇所（1.4%）、「良い」評価が43箇所（31.2%）、「要改善」評価が64箇所（46.7%）、「不適格」評価が29箇所（19.1%）、監査途中が9箇所となっている（2016年9月筆者現地調査時⁴の教育省資料）。地方当局の6割以上がサービス内容に大きな問題ありとされていることに

なる。実数でいうと、「不適格」評価を受けて教育省の介入支援の対象となったLAは2016年、2017年ともに30前後を数えている。2018年は21箇所である（2016年、2017年、2018年筆者現地調査時の教育省資料）。2018年に失敗認定されたLAの数が減少しているのは、全国的なサービスの全体の質が改善しつつあることを示すものであるのかはこの段階ではわからない。年度により「優秀」評価を一つも出さないOfstedの結果に対しては厳しすぎるとの批判も出される⁵ものの、子ども福祉領域のサービスの質に問題があるという社会的な認識に異論が出されるわけではなく、加えて幼い子どもたちが被害者としてまた加害者として巻き込まれる社会の耳目を集める悲惨な事件も相次いでいた⁶。

そうした中で連立保守党政権のキャメロン（David Cameron）首相は、2015年12月に、内閣の目玉として子ども福祉領域のランドマーク的改革を行うことをアナウンスした。改革手法としたのは、「それまで学校教育領域で推進してきた手法」（教育省プレスリリース2015.12.14）、すなわち業務不振を起こしている運営母体を強制的に入れ替える手法である。失敗認定（= Ofstedの「不適格」評価）された自治体の不振業務を当該地方当局から剥奪して、高い業績を上げている他の地方当局や専門家集団、あるいはNPOなどに委ねることによって業務改善を図る手法を、子ども福祉行政においても使うとしたのである。人材確保のために1億ポンドの予算措置を行うこともアナウンスされた。

改革プランの輪郭は、翌年、次のような2本の政策文書として示された。すなわち、「子どもソーシャル・ケア改革：改革ビジョン（DfE 2016a）」（以下「改革ビジョン」）および「子どもを第一に置く：卓越した子どもソーシャル・

ケアの提供のためのビジョン (DfE 2016b)」(以下「子どもを第一に置く」)である。前者は改革のための具体的プログラムの方向性を示し、後者は改革の土台となっている子ども福祉領域の問題状況と対応策の詳細を整理し、改革の実務を進めるための指針とした。既に合法手法として存在している強制的介入支援の手法を有効に使う方針が徹底されている。この方針は続く立法「2016年教育と養子縁組法」において改めて強調された。

この動きを察知して地方自治体協会 (Local Government Association: LGA) は、全国のLAに対し、子ども行政領域でOfstedの「不適格」認定がなされた場合には中央政府が介入という法的措置を採る方針であること、そして極端な場合にはトラストの強制設置もありうることを周知しつつ注意を喚起している⁷。

1-2 教育省のハックニー方式の汎用化対応

ハックニー改革のノウハウを子ども福祉部門に直接的に投入するルートの設置は、キャメロンがいうところの内閣におけるランドマーク的改革の具体相ということになる。「改革ビジョン」は、介入支援の政策枠として3領域を挙げている。すなわち、人材とリーダーシップ、実践とシステム、そしてガバナンスとアカウンタビリティである。それぞれがカバーするのは以下のような内容である。

人材とリーダーシップ (people and leadership)

- ・最高の優秀な人材を誘導：必要な知識と情報を提供、高度に複雑なこの領域で成功するのに必要な研修と成長支援、困難だがしかし多大にやりがいのある仕事環境を提供
- ・高度なスタンダードの設定に照準を合わせる
- ・優秀な実践力を身につけたリーダー養成に

資金投入

- ・新しい統括組織を創設：子ども、大人双方のソーシャルワークの質向上に焦点化した教育研修
- ・一貫した厳格なキャリアパスの創設と実施実践とシステム (practice and systems)
- ・中央政府が効果を上げるための明確で適切な司令塔となる
- ・優秀な現場に適切な判断を委ねる：高い自由度
- ・制度全体で成果を実証する
- ・革新的な方法を許可
- ・失敗例・成功例の情報共有：失敗事例、成功事例から学ぶ

ガバナンスとアカウンタビリティ

(governance and accountability)

- ・業務運営が優良なLAと協働する
- ・新しい協働関係を支援する
- ・よりダイナミックで多様な業務が可能になるように新しい非営利組織の導入を支援する
- ・失敗に対しては強力的に介入する
- ・Ofstedとの協働を継続し改善のための監査プログラムを開発していく

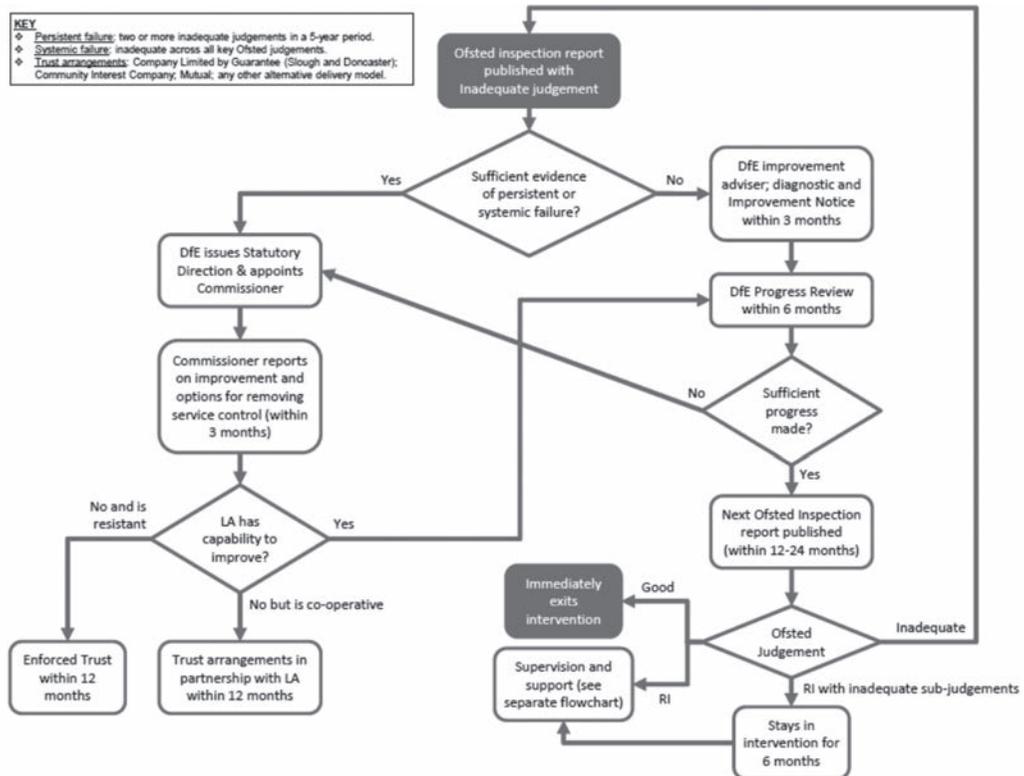
教育省内部には、子ども福祉領域担当セクション内に強制的介入支援を扱うための専門部署が設置された。部署名称は、2016年時点では「地方当局介入担当部門 (Local Authority Intervention Unit)」と呼ばれていたが、2017年以後は「地方当局業績および介入 (Local Authority Performance and Intervention)」となっている。名称が示す通り、介入手法を使った支援を効果的に実施するための新設部署である。本稿では、部署名称については時期にかかわらず以下一括して「介入担当部門」と記すことにする⁸。

部署内には2016年にすでに20人程度スタッ

フが配置されており業務に当たっていた（広瀬現地調査）。仕事内容は、個々のケースへの支援対応計画の策定と支援実務、および対応事例から集積された知見の精査と体系化である。介入対象とされた地方当局には最低1名の専属担当者が付き、それぞれのケースに即して具体的な支援が行われている。支援対応の大方針は「改革ビジョン」が示す通りであるが、支援内容に定型はない。具体的な場面では、考えるあらゆることが投入されている。

介入支援の対象となるのはOfstedの監査結果で「不適格」評価を受けたLAである。介入決定がなされるまでの手続き工程は、「子どもを

第一に置く」（p.55）においてチャートとして示されている（図1参照）。すなわち、Ofstedの「不適格」判定後、当該LAに自力で問題解決する力量が無いと判断された場合に、教育省は法的措置を講じてコミッショナーを任命する。ここで教育省がLAに自力で対応する力量が無いと判断する目安は、「構造的失敗」状態あるいは「継続的失敗」状態にあると判断される場合である（「改革ビジョン」p.8）。「継続的失敗」状態とはOfsted監査で2期連続しての「不適格」評価、あるいは5年間で複数回の「不適格」評価を受けた場合であり、構造的失敗状態とはOfsted監査の全ての領域で「不適格」評価を受



Supporting improvements through Trust delivery arrangements

図1 Ofstedの「不適格」認定からトラスト設定への手続き行程

「子どもを第一に置く（Putting children first）」p.55より

けた場合である（介入担当部門内部資料）。任命されたコミッショナーは、当該LAの改善状況等を確認した上でLAから剥奪するべき候補領域を3ヶ月以内に報告する。この時点で当該LAが協力的であれば他のLAなどとのパートナーシップ設定などによるトラスト設置が行われ、もし当該LAから協力が得られないような状況の場合には12ヶ月以内にトラストの強制設置が行われることになる。あるいはまた、当該LAに自力での改善力量が見られるようになっていれば、トラスト設置ではなく、アドバイザーを配置した改善プログラムで対応する形に切り替えていく。

Ofstedによる「不適格」評価を受けるLAの数は先述したように例年30前後となっている。業務改善のために必要とされる支援はそれぞれに異なっており、従って教育省が採用する支援形態も多様である。LAから権限剥奪するというハックニー改革で使われた手法をどの地方当局もが必要としているわけではなく、問題の深刻度の段階に応じて複数の対応オプションが用意されるようになっている。言い換えれば、問題がハックニーの時のように破綻的に深刻な状態に陥る以前に介入対応を始める政策設計になっている。改善支援のための知見やノウハウはケース対応を重ねるごとに集積され、蓄積された経験的知見は帰納的に体系化されている。並行して、介入支援のためのロードマップと対応方法の候補選択の指針マニュアルが作成されている。

1-3 介入支援対応のロードマップ

介入支援の担当部署である「介入担当部門」は、対象LAを、その抱える困難の深刻度あるいは必要とされる支援対応の種類に応じて、2017年9月（広瀬調査時）には3つのカテゴリーに、2018年9月（広瀬調査時）には観点を

変えてさらに細かく6つのカテゴリーに分けて改善プログラムを組んでいる。2017年8月時点の3つのカテゴリーは、第1段階「問題状況非複合的ケース」、第2段階「問題状況複合的ケース:トラスト非導入」、第3段階「問題状況複合的ケース:トラスト導入あるいはLAパートナーシップ」というものである。介入対象になっている30箇所のLAは、それぞれ第1段階に12箇所、第2段階に10箇所、第3段階のトラスト導入に6箇所、第3段階のLAパートナーシップに2箇所が振り分けられていた。各段階に振り分けられているLA名は非公表であったので割愛するが、最終段階のトラスト導入対象となっていた6箇所のLAについては、その後それぞれに実際のトラスト設置が始まっており各種報道によって2018年現在（＝本稿執筆時）すでに明らかになっているので記すことにする。すなわちドンカスター（Doncaster）、スラウ（Slough）、サンダーランド（Sunderland）、サンドウェル（Sandwell）、バーミンガム（Birmingham）、レディング（Reading）である。ドンカスター、スラウ、サンダーランドの3箇所は2017年時点ですでにトラストが設置されており、サンドウェル、バーミンガム、レディングの3箇所はトラスト導入に向けて準備中であった。トラストを導入するほどではないとされている第1段階と第2段階に分類されたLAに対しては、個別の状況に応じてそれぞれ異なる対応が進められていた。

翌年2018年9月（広瀬調査時）には、対象LAを分類するカテゴリーは介入スペクトラムと称され、次の6つとなっていた。すなわち、第1「アドバイザー派遣段階（Advisers）」、第2「集中的ピアサポート段階（Intensive peer support）」、第3「LAパートナーシップ段階（LA partnerships）」、第4「自発的トラスト設置段階（Voluntary children's services trust）」、第5「強制的トラスト設置段階（Enforced children's services trust）」、第6「権限

執行コミッショナー派遣段階（Executive commissioners）」の6つである。第1「アドバイザー派遣段階」はもっぱら既存の指導層を支援する形態、第2「集中的ピアサポート段階」は既存の指導層に加えてミドルクラスのマネージャーたちを支援する形態、第3「LAパートナーシップ段階」は新しい指導層を組織して業務改善と組織改善を迅速化する形態、第4「自発的トラスト設置段階」は指導層に加えてガバナンスも新しくして組織改善に重点を置く形態、第5「強制的トラスト設置段階」は新しいガバナンスと指導層を強制投入して組織改善にさらなる重点を置く形態、そして第6「権限執行コミッショナー派遣段階」は同様に組織全体を新しくするものだが、加えてLAから法的な権限を剥奪して新しいガバナンス組織に移管する形態である。

2017年時点の3分類あるいは2018年時点の6分類にハックニーの改革を当てはめるならば、3分類にあつては第3段階のトラスト導入の段階に該当し、6分類にあつては第5「強制的トラスト設置段階」と第6「権限執行コミッショナー派遣段階」の複合ということになる。ハックニー改革にあつては6分類でいうところの第5に含まれる中央政府の強制介入と第6に含まれるLAからの権限完全剥奪の両方が不可分のものとして作動していた格好である。形式的に考えれば両者は別個であり、中央政府の介入は当該LAからの権限剥奪と同義ではなく、トラスト設置が権限剥奪を伴わない場合もありえる。トラストのようなLAの外部組織が業務を担うとしても、LAとの連携を維持しながら改革を進めることも概念的には可能である。6分類が第5「強制的トラスト設置段階」と第6「権限執行コミッショナー派遣段階」を別のカテゴリーとして置いたのは、そうした事例の可能性を想定させるものである。時系列的には、実際

にそのようなケースが登場したことをこの6分類は反映している。強制的にトラスト導入が行われたものの、そのトラストをカウンシルが所有する形のウスタシャー（Worcestershire）のケースがそれである。強制的トラスト導入であつて、かつカウンシルからの権限が剥奪されるハックニーのような事例は、子ども福祉行政の領域には今のところほとんど見られていない。6分類の最終段階、すなわち権限剥奪を伴う第6「権限執行コミッショナー派遣段階」に分類される事例は1件あるのみである。長年にわたつて地域内の数千人の子どもたちが組織的に性的虐待を受けていたロザラムのケース⁹がそれである。

介入対象となったLAを6分類のどの段階を相当段階と判断するかについては、判断の目安として次の8つの指標項目が使われている（2018年時点での教育省内部資料およびインタビューより）。

- 1番、当該LAにおける政治的な支援の有無：LAのリーダー達が介入支援の措置を受け入れて協力的であるかどうか。議会が改善のために行政組織のCEOの解任に協力的であるかどうか。
- 2番、当該LAにおける組織的支援の有無：行政部門のCEOが改善に前向きであり問題理解を共有しているかどうか。
- 3番、当該LAにおける子ども福祉行政におけるリーダーシップの質と力量：当該LAの子ども行政長官（Director of children's service）と福祉担当の責任者が、業務が困難に陥つた原因を理解して改善指示を受け入れるかどうか。
- 4番、当該LAにおけるミドル・マネージメントの質と力量：組織の全レベルにわたつてミドル・マネージャーたちに改善技術がある

かどうか。また、彼らがシニアリーダー層から改善のための十分な支援を受けられる体制になっているかどうか。

5番、当該LAにおけるLAブランドの有無：そのLAにそれなりの知名度があるかどうか。すなわち新しいリーダー層やソーシャルワーカーなどのリクルートに当たって応募が得られるようなブランド力があるかどうか。

6番、当該LAのサイズ：そのLAがLAパートナーやピアによる援助を受けるのに無理のない地理的な大きさ、すなわち大きすぎないサイズであるかどうか。

7番、当該LAの規模：そのLAが、トラストが有効に機能するだけの十分な規模を持っているかどうか。

8番、他のLAパートナーを得られる可能性の有無：そのLAに業務を継続的に集中的に支援する、あるいはそのLAの業務をテイクオーバーするのに妥当な他のLAが存在するかどうか。

これらの8つの指標項目と先の6つの段階はマトリックスとして整理されており、例えば、あるLAを第1「アドバイザー派遣段階」相当だと判断するための目安は、1番から6番までの指標項目が全てふさわしく該当する場合とされている。すなわち、当該LAのカウンシルが強制的介入支援に協力的であり、実務組織のCEOも協力的であり、実務を担う担当官のミドル・マネージメント層に改善力量がありしかもその力量を発揮するためのサポートをシニア・マネージメント層から得ることができ、改革のための新規人材を募集するにあたって十分な応募者を確保できるだけのネームバリューがそのLAにある、と判断されれば、アドバイザーを派遣する方法で対応可能だと判断されて「アドバイザー派遣段階」が選択されることに

なる。逆に、8つの指標項目のどれ一つとしてふさわしく該当するものがない場合には第6「権限執行コミッショナー派遣段階」が選択され、強制的権限剥奪の介入によってトラスト設置を含む改革手法を方針として対応が進むことになる。この場合、具体的な改革内容は業務をテイク・オーバーした組織に委ねられる。あるいはもしも、例えば、どの指標項目も該当しないが7番指標のみが「ふさわしく該当」と見なされれば、第6「強制的トラスト設置段階」、すなわち教育省が主導してトラスト設置を目指しながら詳細対応を探っていくことになる。

支援体制をセットアップするための経費については、6つの段階の第1から第5については、それぞれ数ヶ月から2年の期間を想定して5万ポンドから3100万ポンドが教育省で予算措置されている。第6「権限執行コミッショナー段階」については教育省経費ではなく権限執行コミッショナーが別途確保することなどが想定されている。

2 子ども福祉領域におけるトラスト導入事例

2017年時点では前述したように、Ofstedの「不適格」認定に基づいて中央政府が強制的介入支援の対象としたLAのうち、6つのLAがトラスト導入対象となっていた。すなわち、ドンカスター、スラウ、サンダーランド、サンドウェル、バーミンガム、レディングである。その後さらにウスタシャー、クロイドン(Croydon)などが加わっている。それぞれの事例概要は次のようなものである。主要なものについて記す。

ドンカスター

2012年にOfstedから「不適格」評価を受け、2014年9月に5年で見直しの10年契約でトラス

トが強制導入される。コリン・ヒルトン（Colin Hilton）を議長に、ポール・モファット（Paul Moffat）をCEとして迎えたドンカスター子どもサービス・トラスト（Doncaster Children's Services Trust）である。子ども福祉領域でトラスト導入が行われたイギリス最初のケースになる。トラストはカウンシルから独立しているが、カウンシルとトラストが連携して業務を行なう形が選択された。トラスト導入後のOfsted評価は、2018年1月の監査では「良い」評価となっており、顕著な改善が見られているとされている。既に5年の契約延長が決定している。詳細については次のセクションで記す。

スラウ

2013年にOfstedから「不適格」評価を受け、2015年9月に6年契約でニコラ・クレモ（Nicola Clemo）をCEに迎えて、スラウ子どもサービス・トラスト（Slough Children's Services Trust）が強制導入される。クレモは、福祉領域を専門としており、このトラストが子ども福祉領域に特化した事業主体としてCEを求めているので、自分に適任であるとして応募したという（インタビュー）。ここでもトラストはカウンシルと連携して業務を行なう形態をとった。2018年1月のOfsted監査では、カウンシルとトラストは共同で改善のための土台作りに成果を上げており、効果的なサービス提供が可能になってきているとされている。同年5月のofsted監査では、指導者層は2016年に提示された改善計画に即して改善を進めていると評されている。

サンダーランド

2015年7月にOfstedに運営面の構造的致命的問題を指摘されて「不適格」判定を受けた後、自主的にトラスト導入を決定し、教育省の支援によって2017年4月にトラストが設置された。

2018年4月から5月のOfsted監査は3年前に比べて業務が改善されていると評している。

サンドウェル

2013年2月から3月のOfsted監査で「不適格」評価をされて以後、強制的トラスト導入が決定された。2018年4月1日にジャッキー・スミス（Jacqui Smith）を議長に得てサンドウェル子どもトラスト（Sandwell Children's Trust）が設置された。トラスト設置に関しては地元の抵抗が強く、設置プロセスは難航した。2018年6月12日のOfsted監査では、トラスト設置以後多くの進展がみられると評されている。

バーミンガム

2016年9月のOfsted監査で「不適格」判定され、5年契約のトラストの強制導入が決定された。2018年4月にアンドリュー・クリスティ（Andrew Christie）を議長に、アンディ・クドリック（Andy Couldrick）をCEに迎えてバーミンガム子どもトラスト（Birmingham Children's Trust）が設置された。トラスト設置準備期間には教育省の介入担当部門のチーフであったイアン・バルボナ（Ian Valnona）が出向してスタッフ部門のチーフとしてトラスト設置準備に関わった（広瀬現地調査¹⁰）。トラスト準備中の2018年3月に行われたOfsted監査では、すでに業務において改善が見られていることが報告されており、さらなる改善を指導層に期待している。

ウスターシャー

2016年11月から12月のOfsted監査で「不適格」評価を受け、コミッショナーに代替運営組織方式（Alternative Delivery Model: ADM）を提案される。2019年10月1日から有限会社形式のウスターシャー子ども第一（Worcestershire Children

First) が業務を引き継ぐ予定になっている。この組織は100%カウンシル（議会=行政組織）所有の形をとる（議会による公式FAQ ‘Worcestershire Children First (ADM) Frequently Asked Questions’より）。前述した6つの段階の5番目、すなわちトラストの強制設置ではあるもののカウンシルからの権限剥奪を付随させないパターンに当たる。

トラストが導入される場合でもその導入形態は一律ではない。LA（カウンシル）との関係や契約期間もケースによって異なる。先にも述べたが、ハックニーの改革でのトラストの成功要素となった10年というまとまった契約期間の確保とLA（カウンシル）からの完全独立の確保という2つの要素は、必ずしも踏襲されているわけではない。事例をみる限りでは、契約期間についてはトラスト側にも長期の契約期間を確保するこだわりは見られておらず、トラストとカウンシルの関係についても何らかの連携を残すパターンが主流となっている（ドンカスター、スラウでのインタビュー¹¹⁾）。トラストにとってカウンシルからの完全独立は、カウンシル側に残っている複雑な利害関係や悪習などに影響されずに改革を進めることができる利点がある一方、資金その他を自力で確保できるだけの力量を持っていなければならない。ハックニーの改革が10年という安定した契約期間とLA（カウンシル）からの完全な独立を必須としたのは、ハックニーにおける問題の規模と質がそれを必要とするほど深刻であったということと、設置されたトラストが、独立に耐えられるだけの強力な力量と体力を持つことができたからなのだと判断するべきであるようだ。

ガバナンス改革の有事的形態という性格を強く持って始まった中央政府による介入支援は、ドンカスターへの導入に至って、特殊な有事に

対する対応という段階を過ぎ、重篤な困難ケース一般を対象とする汎用化段階に入っているといえよう。汎用化後の具体相は多様である。各ケースに共通するのは、支援のために中央政府が強制的に介入するという一点のみであるといってもよい。以下、ハックニー方式汎用化への出発点である、ドンカスターの事例を、トラスト設置経緯に焦点を当てて見ていくことにする。

3 ドンカスターにおける強制的トラスト設置事例

ドンカスターはサウス・ヨークシャーの商業都市である。人口規模は約31万人（2017年センサス）、支援を必要としている子どもは1,235人で506人が措置されており531人が保護計画の対象となっている。里親は124人、里子となっているのは200人である。57人の子どもが子どもの家に住んでおり、150人の若者が犯罪青少年支援事業の対象となっている（Beninger et al. 2017:27）。

ドンカスターは古い歴史のある町であるが、主要産業であった炭鉱が閉鎖されて以後、地域からは覇気が消えて低迷が始まった¹²⁾。地域の政治と行政には汚職がはびこり荒れた。地域が抱える問題は広範でその根は深くなっていった。2000年代には街に対する悪評は動かし難いものとなり、スタッフの改善努力が成果に繋がらない負のスパイラルの中でスタッフの士気は低下し、カウンシル（Doncaster Metropolitan Borough of Council: DMBC）が自力で業務改善する道筋を見失う状態となった。

ドンカスターの子ども福祉行政の業務不振が顕著になったのは2005年のOfsted監査からである。この年の10月から11月にかけて行われたOfstedのジョイント・エリア調査報告（Joint

Area Review) は、各領域項目に対して最低基準は満たしているという「適 (adequate=4段階の下から2番目)」評価以上を付与したが、業務を全体的としてみた場合は問題ありと評価した (Ofsted 2006)。2007年の年間業績評価 (APA) (Ofsted 2007) では業務に改善が見られるとされたが、2008年のAPAには不適格評価が並んだ (Ofsted 2008)。民間の専門家機関であるケンブリッジ教育協会 (Cambridge Education Associates) によって行われた包括的調査でも多くの問題が指摘された。

こうした調査結果を受けて教育省は、2009年にカウンシルに対して改善命令を出し改善計画の策定と新しい指導體制の設置を求めた。市長も加わった改善委員会 (Improvement Board) は、改善計画「ドンカスター子どもと若者のための改善計画 (Doncaster Children & Young People's Improvement Plan)」を立てるなどして改善を試みた。監査委員会による2010年の報告書は、しかしまだ業務が正常に行われているとは判断できないとした。この監査委員会報告書を受けて、地域地方自治省 (Department for Communities and Local Government: DCLD) が介入し、カウンシルに2012年までに自力で改善することを求めた。2012年のOfsted監査評価は、しかし未だ改善が確認されないとして失敗認定を付与した。

庶民院 (下院 House of Commons: HC) 文教委員会 (Education Committee) で、2012年3月にドンカスターを訪問調査した結果が報告されている¹³。制度的失敗の背景にあるとされるのは長年にわたる指導層の専門力量不足であり、それは組織のすべてのレベルで見られ、その結果として専門職スタッフは組織体に信用を置かなくなり両者の間に意思疎通が欠如しているとされている。ほとんどのスタッフの勤続年数は2年から3年であった。支援対象になっている家

族や住民の間にも、カウンシルの子ども福祉行政に対して信頼が持たれていないとされている。こうした問題を認識したカウンシルが、強力な評価組織を作って子ども福祉部門の了解を得て詳細な検証に取り組み始めたものの、支援措置を必要としている子どもたちはいまだに何年も待たされている状態であり、ドンカスターの子ども福祉行政は、他の自治体と比較すると10年から15年遅れているとしている。

2012年10月のOfsted監査結果の「不適格」評価を受けて、教育大臣マイケル・ゴブ (Michael Gove) は翌年2013年3月に調査委員会 (Panel) を設置してドンカスターの望ましい子ども福祉制度の検討を指示した。調査委員会の委員にはロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (London School of Economics: LSE) 教授ジュリアン・ル・グラン (Julian Le Grand)、ハックニーの子ども行政長官アラン・ウッド (Alan Wood) およびソーシャルワーカーの資格を持つモイラ・ギブ (Moirra Gibb) が任命された。調査委員会は2013年の5月に報告書を提出し (Le Grand et al. 2013)、ドンカスターの子ども福祉行政に関する問題状況や経緯をまとめながら、今までの問題の流れを一掃するためにカウンシルから独立して官僚主義から自由な形で心機一転した運営方法が必要であると提案した。すなわちトラストの設置である。

トラストを設置する案については賛否があった。事態は深刻でありこのくらい根本的な方法を用いなければ町が抱える問題は乗り越えられないという意見が多くある一方で、長期にわたって外部からの介入を受けることで逆に町の士気が低下するのではないかという懸念もあった。改善委員会に加わるなどして改革に努めていたドンカスターの市長も、トラスト設置の方針決定が短期間で出されたことに対して、いまだ業務に改善が認められないのは自分たちが行

おうとしている改革が途中だからだと不満を表明している¹⁴。

しかし、問題が放置できない段階に至っているという理解には異論がないところであり、業務再生のために早急にコミッショナーを任命して重篤な領域をカウンシルから切り離す必要があるとされた。カウンシル上層部の対応にも変化があり改善を共有する意欲がカウンシル内にも認められたとして、調査委員会の提案を受けて2013年に教育大臣はトラスト設置を指示することになる。カウンシルから切り離す領域設定については、教育と福祉を合わせた子ども行政全体とする案もあったが、学校教育部門については順調に運営されているとされ、子ども行政の中の教育部門以外、すなわち子ども福祉領域を切り離すことになった。

ハックニー改革の場合にトラスト方式が効果を発揮できたのは、10年間という十分な契約期間の確保とカウンシルからの完全独立の確保にあったことは先に触れた。ドンカスターにおいては、契約期間は5年目に見直し評価を行う10年契約であり、カウンシルとの関係についても連携を保つ形がとられた。ドンカスターでハックニー改革を成功させた2つの要件の確保が固執されなかったのは、契約締結交渉においてトラスト側の要求が通らなかったからではなく、トラスト側もこれらの要件を自らの改革計画に必須としなかったからであるという（インタビュー教育省、ドンカスター）。学校教育領域とは異なり、子ども福祉領域は家族と密接に関わる領域でもあり、行政領域全体を傘下に置いているカウンシルと連携していた方が諸問題に対応しやすいという理解が関係者たちの中にあつた。トラスト設置にあたっての業務の移転方法、設置のコスト負担、教育省からの追加支援、財政の仕組み、シャドー委員会の設置などが法的に整えられ、予算規模約4600万ポンド、

スタッフ約450人、カウンシルから独立した非営利有限会社（independent company limited by guarantee）という形態のトラストが設置された。

2014年7月には教育大臣によりCEが任命され、2014年9月末にトラストの法的権限が有効化し、10月1日からドンカスター子どもサービス・トラストとして業務を開始した。トラスト内にはトラスト取締役会（Trust Board）が置かれ、独立した法人としてトラストの持続可能性と合法性について責任を担っている。取締役会の議長は国務大臣（教育大臣）が任命し、議長は国務大臣に対して責任を負う形になっている。トラスト取締役会は各部署の専門家とLA代表による非常勤取締役（Non-Executive Director）から構成され、下位委員会としてエグゼクティブ・タスク（Executive Task）、子ども・若者・家族（Children, Young People & Families）、財務・インフラ（Finance & Infrastructure）、監査・リスク・保証（Audit, Risk & Assurance）、労働力・専門職スタンダード（Workforce & Professional Standards）、報酬・ノミネート（Remunerations and nomination）が置かれた（現地調査¹⁵）。

毎月、合同で業務運営と財政状況に関する会議がもたれ、監視・精査部門（Oversight & Scrutiny）へは年に4回の報告書が出される。トラストの議長は6ヶ月ごとに教育省に報告をし、改善パートナーである社会的企業（social enterprise）アチーブメント・フォー・チルドレン（Achieving for Children）が業務をモニターして年に4回教育省に報告する。モニタリングにはトラストとカウンシルそれぞれの関係者も同席する。毎年教育大臣に出される年次報告書はカウンシルと協議調整を行なった上で作成される。年次報告書の内容は、業績、財政、設定戦略の優先順位と成果であり、契約の修正提案がある場合にもここに記される。地方自治体協会によるピアレビューも行われる。加えて、い

うまでもなく Ofsted の定期的監査を受ける。また、カウンシルは、トラストが契約に基づいたサービスを提供しているかどうかを監視する地方コミッショナーの役割も務め、最終的に子ども福祉行政に関する無制限の責任を負う。

トラストの運営経費はカウンシルとの契約によりカウンシルから調達される。中央政府からはトラスト設立費用として1,684百万ポンドが支出され、さらに教育省は、年次報告などを参考にしてトラストの業務遂行に必要な「合理的な費用」の拠出を引き続き行う予定になっている。

当面トラストに課せられたのは、2016年4月までに業務の改善を図り、2017年10月までに「良い」以上の評価を、2019年10月までに「優秀」評価を得ることである。トラストは「改善」を大原則に掲げ、「より良くするために今までとは異なったやり方で」をモットーに業務を組み立てた（インタビューより）。リーダーシップのあり方を変え、コアとなる中心的業務と地域と共同すべき業務を分け、すべきことの優先順位を明確にした。カウンシル外に作られ、しかもカウンシルと協働する有限会社という立ち位置の利点を可能な限り活かす努力をした。この立ち位置ゆえにトラストは、カウンシルのように多様な業務に忙殺されることなく、また地域の政治的な事柄に巻き込まれることなく、自由度高く柔軟に子どものソーシャル・ケアに特化焦点化して事業を進めることが可能であり、更にNPO的な立場を使った新しい業務着手へのポテンシャルを持つことができるのだという。また、子ども福祉領域での初のトラスト導入ケースであるということで、トラストのスタッフの士気は高かったという。

トラスト設置後の経年的改善状況に関して、教育省は民間の評価会社であるTNS BMRB（後にKantar Publicと社名変更）に調査を依頼して

いる。カンター・パブリック（Kantar Public）による調査の最終報告書は2017年7月に出されている（Beninger & Clay 2017）。この評価調査は、トラスト設置が進む2014年4月から12月の時期に評価の全体計画が立てられ、トラスト設置後の3つの時期に焦点を当てて行われた。第1次は、2015年2月から6月にかけてトラストのスタッフと外部職員54名の聞き取り、第2次は、2015年9月から2016年1月にかけてトラストのスタッフ232人にオンライン調査、カウンシルのスタッフと外部職員31人および6家族の聞き取り、第3次は、2016年9月から11月までトラストのスタッフ145人に対するオンライン調査とトラストのスタッフ34人、カウンシルのスタッフ2人、外部職員12人に対する聞き取りである。調査の注目領域は、リーダーシップ、意思疎通、パートナーシップ協働、業績チェック、業務の質保証、トラスト組織構造、トラストの文化と労働力の安定性、スタッフの能力開発であり、それぞれの領域について詳細な分析が行われている。

調査の最終報告書は、トラストは確実に移行プロセスに乗っているとしながらも、子どもと家族のための多くの成果改善を現実のものとするにはまだ数年必要だとしている。トラストがドンカスターの子ども福祉領域に肯定的なインパクトをもたらしていることは疑いなく、組織、運営、そして要支援の子どもと家族に対するサービス提供の土台部分には目に見える改善があり、子どもに関わる支援領域にすでに成果が現れているとしている。例えば、危険にさらされながら放置状態に置かれている子どもはいなくなり、再措置率（re-referral rate）は2014年の37%から2016年には23%に減っている。措置が2年以上にわたる場合に同一場所（施設）で安定的に措置している子どもの率は上昇しており、例えば2014年の54%に比較して2015年

9月には56%になっている。そして、トラストのリーダーシップのもとで子ども行政のスタッフやステークホルダーに変化が見られるようになっており、こうした変化は子ども福祉領域がトラストに移管される以前にはあり得なかったものであるとしている。

最終報告書はまた、トラストには不安定要素もあるとして3点を指摘している。第1は、財政である。トラストの経常的な運営資金がカウンシルとの契約によってのみ維持される形態はトラストの独立性にとっては不安定要素であり、新規の取り組みをする場合の足枷になる危険もあるとしている。第2は、周辺領域とのさらなる連携の必要である。ソーシャル・ケアのワンストップ窓口を根付かせるためには、学校や各種の保健事業、あるいはアーリー・ヘルプ・ハブ（Early Help Hub）や問い合わせ・回答業務（Referral and Response service）、多機関セーフガード・ハブ（Multi Agency Safeguarding Hub: MASH）など既存の大規模で予防的機能を持つ事業とより密接な連携を持つことが不可欠であるとしている。第3は、スタッフたちの対応能力である。トラストの改善ペースは極めて速く、多様かつ複雑である。それぞれのスタッフに求められることも異なり、随時軌道修正も求められる。こうした改善ペースに対応し続ける能力がスタッフや関連パートナーたちにあるかどうかの問題であるとしている。

Ofstedの監査評価は、トラスト設置後の業務の改善を認めるものとなっている。トラスト設置の約1年後の2015年9月から10月にかけて行われた監査（結果公表11月）では、業務全体としては未だ「不適格」とされたが、個別領域では養子縁組事業については「良い」、措置解除児への対応とリーダーシップ・マネジメント・ガバナンスで「要改善」と評価され、「不適格」とされたのは要支援児童への対応項目の

みとなっている。翌年2016年8月の監査（結果公表9月）では、カウンシルとトラストは提案された改善計画に実質的な対応をしており業務の効果を高めるための改善が見られているとされており、続く10月の監査（結果公表11月）では、2015年の監査で全体的に不適格認定された時点以来カウンシルとトラストは顕著な改善を見せているとしている。2017年11月の監査（結果公表2018年1月）では全ての領域で「良い」、すなわち最低基準は満たしているという評価となっている。

4 学校教育領域における重篤な困難ケースへの支援対応

子ども福祉領域への介入支援プログラムの整備と並行して、学校教育領域に関しても同様の支援体制の整備が進められている。学校教育領域については経緯の詳細は割愛して関係文書のみ示すことにする。

学校教育領域の機能不全支援については、前述したようにその領域への地方当局の関与の度合いが減少してきたことと相まって、支援のための介入ターゲットは個別学校に向けられる形となっている。不振学校のアカデミーへの強制転換がそれに当たる。学校の質を向上させるためには学校の自律性を強めることが必要であるとする政府が採用している自律性確保の手段の一つが、このアカデミー化である（青木2015、田村2017）。アカデミーの本格的導入は、労働党政権下の2002年教育法によって、経済的その他の困難地域の学校の水準を向上させるための支援ツールとして構想されたところに始まる。2010年からの保守党連立政権下では、一般的な学校をも視野に入れてアカデミー化路線がとられるようになった。アカデミー化には2つのルートが整えられた。ひとつは、Ofstedの監査

評価で「優秀」評価を得た優良学校をアカデミーに転換させて学校経営に高度な自由度を与えるルートであり、もうひとつは、逆にOfstedから失敗認定された学校がスポンサー支援を受けるタイプのアカデミーに強制的に転換させられて経営方法を一新するルートである。後者のルートは、かつて労働党が導入した困難地域の学校を支援する趣旨のアカデミーの系譜上にある。

学校に対する介入政策展開に関わる関連法は以下の通りである。法律名のみ列挙する。

- School Standards and Framework Act 1998
- Education Act 2002, including Schedule 2
- Education Act 2005
- Education and Inspections Act 2006 (“the 2006 Act”)
- Apprenticeships, Skills, Children and Learning Act, 2009 (amended the 2006 Act)
- The School Governance (Transition from an Interim Executive Board) (England) Regulations 2010 (“Transition Regulations”)
- Academies Act 2010
- Education Act 2011 (amended the 2006 Act, and Schedule 14)
- Education and Adoption Act 2016 (which amends the 2006 Act and the Academies Act 2010)

また、政策方針などを示した公的文書には以下のようなものがある。文書名のみ列挙する。

- Department for Education, ‘DfE strategy 2015-2020 World-class education and care’, 2016.3
- Department for Education, ‘The Importance of Teaching: The Schools White Paper 2010’, 2010.11

- Department for Education, ‘Intervening in failing, underperforming and coasting schools Government consultation response’, 2016.3
- Department for Education, ‘Educational Excellence Everywhere’, 2016.3
- Department for Education, ‘Putting Children First: Delivering our vision for excellent children’s social care’, 2016.7
- Department for Education, ‘Children’s social care reform: A vision for change’, 2016.1
- Department for Education, ‘Schools causing concern: Guidance for local authorities and Regional Schools Commissioners on how to work with schools to support improvements to educational performance, and on using their intervention powers’, 2018.2
- National Audit Office, ‘Department for Education: Converting maintained schools to academies’, 2018.2

終わりに 自律性の究極的なメンテナンス

「介入」という用語はセンシティブである。原語の「intervention」に文字通りの「介入」という訳語をあてるのでは、この政策の目的や実態が把握しにくい。「介入」という言葉には外圧的で蹂躪的なニュアンスがあるからだ。ハックニー改革に出自を持つ強制的介入の目的は、公的サービスの質の改善と行政作用の機能不全の修復であり、最終的にはカウンシルの自律性の再生にある。介入対象になることは地方当局にとっては屈辱的なことであるが、同時にオーダーメイドの支援が提供される「資格」を得ることもある。介入は必ずしも懲罰を意図するものではなく、当該地方当局の自律性を否定するものでもないのである。本稿では「intervention」を、失敗認定された地元に対するサポートの趣旨を

表すべく「介入支援」のように訳出した。

中央政府による強制的介入支援政策は、自律的に業務を行うことが期待される業務主体が機能不全を起こした場合の、その自律性をメンテナンスする究極の対応手段だと見るのが実態にある。自律性重視の政策プログラムを安定的に運用するための担保でありセーフティ・ネットだといってもよい。介入開始の目安はOfstedによる「不適格」認定である。継続的に「不適格」認定を受けている「継続的失敗」状態と全領域で「不適格」認定を受ける「構造的失敗」状態のいずれかに至った時点である。実際のケースを見る限りでは、この時点はカウンシルの自力再生が難しくなっているものの、しかしハックニーのような重篤な機能不全に陥る手前の時期に当たっているようである。中央政府の強制的介入を極力控えながら、しかし手遅れにならない段階が現実的にはこの時点であるようである。

事例を見る限りにおいては、中央政府による強制的介入支援は効果を上げている。とはいうものの、改善支援のプロセスの出発点であるOfstedの「不適格」認定がカウンシルにとっては屈辱の烙印でもあってみれば、介入実務は容易ではない。トラスト設置を選択することになった場合に、カウンシルとトラストとの協働形態がとられていることを考えると、トラスト側の士気は高いとしても、カウンシル側のスタッフの士気をも高めることができるかどうか、介入による再生プログラムが有効に機能するかどうかを左右するといってもよい。サンダーランドのように、失敗認定された後でカウンシルの側が自主的にトラスト導入を選択する事例は珍しいのであって、介入支援の作業は、通常は地元の疑心暗鬼と反発の中で始められるのである。改革プログラムの作成とトラストの運営には、当該領域（教育あるいは福祉）の高

い専門性だけでなく、人事マネジメントを含めた高度な経営的力量が必須となる。

サッチャー保守党政権に遡る教育の質保証の政策が、その後紆余曲折を経て、困難事例の支援に焦点化して体系化される流れにあるという理解を本稿は持っている。本稿が扱った地方行政の機能不全に対する中央政府の強制的介入支援は、その体系を構成する一部分といってもよい。

強制的介入支援と並行して注目しなければならないのは、介入支援の出発点として使われている「不適格」評価判断を行うOfstedの役割だ。サッチャー政権下で、従来の勅任視学制度を改組する形で教育監査機関として1992年に始まったOfstedであるが、その成立以来の四半世紀の変化を総体として振り返ってみると、Ofstedが単なる監査機関から膨大な情報を収集・管理・分析する、教育行政の「インテリジェンス機関」とでもいうべき機構へ脱皮している様子を感知することができる¹⁶。定期的な悉皆的監査制度を定着させ、ほぼ自動的に膨大なデータを収集できる。並行して収集される子どもたちのキーステージ・テストの成績を合わせたデータベースによって、すべての学校のパフォーマンスと運営状況がデータによって把握可能である。さらに学校の自己評価システムを導入して訪問監査を簡素化し、合わせて優良な学校はデータベースでモニターし訪問監査を省くなどして訪問監査を更に簡素化し、逆に監査評価が良好でない学校に対しては学校改善を促進するような形で頻繁に監査が入るようになっている。言ってみれば、情報をデータベースで把握しながらOfstedの限られた人的金銭のリソースを困難度の高い地域と学校に集中的に投入する、監査を手段とした緩急をつけた支援システムができあがってきているのである。この方式への「進化」は当初から意図されているものであるかどうかは不明である。Ofstedには当初から「問題

のある学校」の発見を重要な機能として位置づける（沖1999）意図はあったとしても、それだけでなく偶然的な要素も加わりながらの大規模な「進化」が進行したのであろうと推測する。本稿が目じた教育困難ケースに強制的介入支援を行う中央政府の政策は、Ofstedが困難ケースに集中的に行うようになってきた監査（的支援）を引き継ぐ位置関係にもあるといっているのだが、詳細については別稿に譲りたい。

【本稿は科研費基盤研究（C）16K04575「新たな学校ガバナンスにおける地方教育行政の位置づけと役割に関する日英比較研究」の研究成果の一部である。】

¹ ウェールズ担当政務次官ジョーンズ（The Parliamentary Under-Secretary of State for Wales, Mr. Jon Owen Jones）は、審議の18ヶ月前から介入権限の導入が議論されてきたと発言している（HC Deb 12 January 1999, col.201）。

² Ofstedの評価段階は時期により異なっている。2005年以前は、1excellent 2very good 3good 4satisfactory 5unsatisfactory 6poor 7very poorの7段階、2005年以後は、1outstanding 2good 3satisfactory 4inadequateの4段階、2012年以後は、1outstanding 2good 3require improvement 4inadequateの4段階、2015年以後は、1outstanding 2good 3require improvement 4inadequateの4段階となっている。

³ BBC News, ‘Inadequate’ children’s services outnumber the ‘good’, 2015.12.15

⁴ 教育省においては次のような日時および対象者で現地調査およびインタビューを行った。2016年9月 Louise Lawrence: Intervention case lead, Ian Valvona: Head of Interventions Unit。2017年9月 Sophie Hume-Wright: Local Authority Performance and Intervention officer, Richard White: Head of Research – Children’s Social Care, Mrudula Podila: Local Authority Performance and Intervention Officer。2018年9月 Sophie Hume-Wright: Local Authority Performance and Intervention Officer,

John Bostock: Local Authority Performance and Intervention Officer。

⁵ 例えばサンドウェル（Sandwell）の議員。BBC News, ‘“Inadequate” children’s services outnumber the “good”’ 2015.12.15

⁶ ヴィクトリア・クリンピエ事件2000年、ベビー P事件2007年、サウス・ヨークシャー・エドリントンでの子ども拷問事件2009年、ロザラムにおける組織的長期的子ども性的虐待事件2010年など。

⁷ Local Government Association, ‘What happens if your children’s services are judged inadequate by Ofsted?’, 2015.7

⁸ 部署名は必ずしも対外的に使われているものではないようであり、制度的にコンクリートなものというよりは柔軟な組織づくりがされているようである。

⁹ 2010年に、サウス・ヨークシャーのロザラム地域で、1980年代から少なくとも1200人以上の子どもたちが組織的に性的搾取の被害に遭っていたことが明るみに出た。2015年2月に議会（HC）に調査報告書が出されたのを受けて住宅・コミュニティ・地方自治省（Ministry of Housing, Communities & Local Government）はRotherhamにコミッショナーを送った（Louise Casey 2015）。

¹⁰ バーミンガムにおいては次のようなインタビューを行った。日時2017年9月7日、場所 Birmingham City Council、対象者 Andy Couldrick: Birmingham Children’s Trust CE, Seamus Gaynor: Head of Strategic Management, Ian Valvona: Chief of Staff。

¹¹ ドンカスターにおいては次のようなインタビューを行った。日時2016年9月8日、場所 Doncaster Children’s Services Trust、対象者 Paul Moffat: CE, Peter Featherstone: Business manager, Mark Douglas: Chief operating officer, James Thomas: Head of performance, Jackie Wilson: Director of performance, quality and innovation。スラウにおいては次のようなインタビューを行った。日時2017年9月2017年9月8日、場所 Slough Children’s Services Trust、対象者 Nicola Clemo: CE。

¹² 地域の概要に関しては、パネル報告書（Le Grand et al. 2013）、調査報告書（Beninger & Clay 2017）およびインタビュー調査（2016.9.8）によ

る。

¹³ Education Committee - Fourth Report Children first: the child protection system in England, Annex 5: Visit to Doncaster County Council children's services, March 2012, the published report was ordered by the House of Commons to be printed 30 October 2012.

¹⁴ Family Law Week News, Doncaster criticises 'limitations and legal complications' in DfE's direction for children's services, 2013.8.18.

¹⁵ 類似情報は 'Business Plan 2016-2019' (Doncaster Children's Services Trust) 参照

¹⁶ 日本教育政策学会「公開シンポジウム グローバル教育改革モデルと教育の効果検証システム: 英国Ofstedの経験と日本の教育政策の路線」2018.7.7 シンポジウム趣旨参照。

引用文献

青木研作2015「イギリス連立政権下のアカデミー政策: 学校の自律化が与える地方教育行政への影響に着目して」日英教育学会『日英教育研究フォーラム』No.19

Beninger, Kelsey & Clay, Daniel 2017, 'Implementation evaluation of Doncaster Children's Services Trust Final Report', Kantar Public

DfE 2016a, 'Children's social care reform: A vision for change', 2016.1.

DfE 2016b, 'Putting children first: Delivering our vision for excellent children's social care', 2016.7.

Her Majesty's Stationary Office 1992, *Choice and Diversity*, Presented to Parliament by the Secretaries of State for Education and Wales by Command of Her Majesty.

Her Majesty's Stationary Office 1997, *Excellence in Schools*, Presented to Parliament by the Secretaries of State for Education and Employment by Command of Her Majesty.

広瀬裕子 2015「政治主導改革の可能性: イギリスにおける『学校教育の水準と枠組みに関する1998年法』導入を題材に」『日本教育行政学会年報』No.41

広瀬裕子 2014「教育ガバナンス改革の有事形態: ロンドン・ハックニー区に見られた私企業によるテイク・オーバー（乗っ取り）型教育改革」『教育ガバナンスの形態』日本教育政策学会年報第21号

Louise Casey, 'Report of Inspection of Rotherham Metropolitan Borough Council', HC1050, February 2015

Le Grand, Julian Wood, Alan Gibb, Moira, 2013, *Report to the Secretary of State for Education on ways forward for children's services in Doncaster*

Ofsted 2006, 'Joint area review of Doncaster Children's Services Authority Area'

Ofsted 2007, 'Children's Services Annual Performance Assessment: APA'

Ofsted 2007, 'Annual performance assessment of services for children and young people in Doncaster Metropolitan Borough Council'

Ofsted 2008, 'Annual performance assessment of services for children and young people in Doncaster Metropolitan Borough Council 2008'

Sandford, Mark 2017, 'Intervention in local government', House of Commons Library, Briefing paper 2017.8.8

田村祐子2017「イギリスにおける教育改革の試み—アカデミー政策をめぐる—」『外国の立法』274 国立国会図書館

Wood, Alan 2016a, 'The Learning Trust -A Model for School Improvement' 日英教育学会『日英教育研究フォーラム』No.20

Wood, Alan 2016b, 'Return from Collapse -How The Learning Trust Succeeded in Improving Education in Hackney-', 日英教育学会『日英教育研究フォーラム』No.20

戦後青森県の県会議員選挙と歴代議長 ②

—地方政治の“名望家たち”—

藤本 一美

序文

一般的に、「名望家」とは、特定の地域社会において影響力を備えている人々のことを指し、かつては、名士、徳望家、素封家、および旧家などと呼ばれていた。その活動は、政治、経済、および文化など方面にわたり多様である。そのため、厳密に定義することは難しい。ただ、彼等に共通している要素は、村役人、区長、および戸長（こちょう）などの政治上の公職、名誉職を兼務し、一定の行政能力と地域社会をまとめる才覚を持っていること、また十分な経済力を保有し、地域産業の発展に寄与する一方で、地域社会への慈恵的行為を常に怠らないこと、更に高い教養を持ち、地域文化の担い手になっている点などを挙げることができる（「横浜の地方名望家—横浜開港資料館」www.kaikou.city.yokohama.jp/journal/106/02.html）。

そこで本稿では、名望家とは、財産と教養を有し、特定の地域社会内で声望を得ている人々のことをいい、その声望の権威で服従を求めることができる、と定義しておきたい。戦前までは、地主や地方産業家などが名望家を中心とする政党を組織したが、それは「名望家政党」と称されていた（五十嵐暁郎「名望家」『社会学事典』[弘文堂、1988年]、864頁）。

現在でも、名望家は県会議員（以下、単に県議と略す）の中に見られる。参考資料でも紹介しているように、彼らは教養と財産を有し、市

町村長や市町村議員の出身者が少なくなく、一定の地域社会で重要な政治的、経済的、および文化的役割を担っている。

ところで、本稿で論議の対象にしている県議は、県民を代表して4年ごとに選挙で選ばれ、県の予算や業務について審議し、県政の方針を決定する。そのため、大きな権限が与えられており、その主なものは次の通りである。

1. 議決（①条例の制定・改正・廃止、②予算の決定、③法律や条令で定められた重要事項の決定）。
2. 認定・決算の審査。
3. 調査・検査・監査請求 県業務の監視。
4. 請願・陳情受理。
5. 意見書の提出。
6. 選挙（議長、選挙管理委員などの選出）。
7. 同意（副知事、行政委員の選任・任命に同意）。

県議は学歴も経歴も不問であって、県会議員選挙（以下、県議選と略す）への立候補の条件さえ満たせば、だれでも出馬できる。立候補の条件は三つある。すなわち、①満25歳以上の日本国民であること、②その都道府県の選挙権を有していること、③供託金60万円を提出できること。供託金とは、出馬時に選挙管理委員会に預けるお金のことで、一定の得票数を得れば選挙後に戻される。なお、県議の兼業は基本的に禁止されている。

今日、県議は地方におけるいわゆる「名望家」的存在である、とあってよい。上で述べた

ように、名望家とは、特定の地域社会において名声や人望を兼ね備えた人びとのことを指し、実際、県議は県レベルで政治的に重要な位置を占めており、社会的に大きな威信を有している。県議は議会において、県内で生じたあらゆる政治的問題を取り上げ、県執行部を質し、県民生活の向上に努める。後述するように、任期は4年間で再選は何回でも可能だ。与党議員の場合は、4回ないし5回連続して当選すれば、議長に就任する。青森県の現議長は、自民党所属で当選4回の熊谷雄一議員である。

県議の生活は、議会の会期中（＝開会中）と会期外（＝閉会中）とに分けられる。また4年に一度の県議選の際は、選挙運動中心の生活となる。1年の間に開会される県議会の日数は、365日のうちのおおよそ三分の一以下に過ぎない。県議の職場である議会は、定例会、臨時会を含めて年間平均5、6回程度招集され、その平均会期日数は約98日である。

県議会は、午前と午後、1日に二度開会した場合、開会時間は、通常、午前は10時～11時、また午後は1時に開かれ、午後5時には終了する。議会に提出されている議案にもよるものの、県議一人当たりの議会での質問一質疑時間は、平均すると1時間程度である。県議はまた、議会の前後など、自身が所属している常設の「委員会」、またそのつど設けられる「特別委員会」、さらに所属する会派の「議員総会」にも出席しなければならない。

県議会のスケジュール表だけ拝見すると、「県議はかなりヒマな業務」だと見えないわけでもない。だが、実際には、県議は限られた質

疑時間内に質問や発言を行い、県議会として適切な議決をする。そのため、議会開会の準備に備えて、多くの時間と労力をつぎ込んでいる。また、閉会中も議会の再開に備えて、調査や準備を怠らない。

このように、県議は議会で取り上げる県の各種の計画や活動、自らの政策などについて、会期中外を問わず、県職員から話を聞き、専門家からレクチャーを受けたりなどして調査・研究に専念しているのが普通であって、また会派が主催する会議にも出席する。

県議の場合は、同じ地方議員である市町村議員とは異なり、県全体という極めて広い地域を扱うため、勢い調査範囲が広くかつ問題も複雑化する傾向にある。そのため、市町村議員と比べると、調査・研究に長い時間をかける傾向にある。

県議となる者は、市長選での敗退者や市町村会議員に見られる一方で、逆に、県議の経験を積んだ上で、市長に鞍替えするケースもある。もちろん、県議としての実績を踏まえて、衆議院議員、参議院議員、および知事に立候補することも可能である。

2018年現在、青森県の場合、選挙区は16、定数は48名で、保守系議員が圧倒的多数を占めている。議員の報酬は、月額78万円（議長91万円・副議長81万円）で、この他に期末手当が年間で3.1ヵ月分、また政務活動費が月31万円支給されている。現在の県議会の会派別議員は、図表①の通りで、自民党が定数の過半数を優に超えており、正副議長や委員会の正副委員長職を独占している。

<図表①> 青森県議会の会派別議員>

会派名	議員数	所属議員の党派別内訳
自由民主党	31名	自由民主党 31名
青和会	4	無所属 4名
国民民主党	3	国民民主党 3名
公明・健政会	3	公明党 2名、無所属（公明党） 1名
日本共産党	3	日本共産党 3名
無所属	2	無所属 2名
欠員	2	欠員 2名

* 2018年時点での数字。

* 党派別内訳は前回選挙時の公認・推薦状況に基づくもの。

* 所属議員5名以上の会派は交渉団体として、代表質問権および議会運営委員選出権が認められている。

出典：『青森県選挙管理委員会』資料

戦後最初の青森県議会選挙は、1947年4月30日に行われた。それまでは、戦前の1942年に選出された県議が戦争中だという特殊な事情もあって、任期を延長、そのまま居座っていた。しかし、敗戦を契機に、新しい地方自治法が制定され、県議選が行われる運びとなった。

本稿の目的は、第一部において、戦後青森県の都合18回にわたる県議選の概要と課題を検討する。その上で、第二部では、歴代正副議長の経歴（プロフィール）、県議選での得票数、および横顔を紹介する。これらの作業を通じて、戦後青森県の政治を研究する際の、参考書＝資料として利用できれば幸いである。なお、巻末には参考資料として、戦後県議選の投票率、歴代議長一覧、定数および選挙区の改定、並びに正副議長のデータなどを付記しておいた。記述にあたり、十分に調べたつもりだが、もし誤りがあれば、ご指摘をいただき、訂正してより良い内容にしていきたい。

<総目次>

序文

第一部、県会議員選挙—概要と課題

第1章、1947年の県会議員選挙

第2章、1951年の県会議員選挙

第3章、1955年の県会議員選挙

第4章、1959年の県会議員選挙

第5章、1963年の県会議員選挙

第6章、1967年の県会議員選挙

第7章、1971年の県会議員選挙

第8章、1975年の県会議員選挙

第9章、1979年の県会議員選挙

第10章、1983年の県会議員選挙（以上、『**専修大学法学論集**』第134号<2018年11月>）

第11章、1987年の県会議員選挙

第12章、1991年の県会議員選挙

第13章、1995年の県会議員選挙

第14章、1999年の県会議員選挙

第15章、2003年の県会議員選挙

第16章、2007年の県会議員選挙

第17章、2011年の県会議員選挙

第18章、2015年の県会議員選挙

第19章、県会議員補欠選挙

結び（以上、『**社会科学年報**』第53号<2019年3月>）

第二部、歴代正副議長—経歴・得票・横顔

第1章、議長：櫻田清芽、副議長：中野吉太郎

第2章、議長：中島清助、副議長：中村清次郎

第3章、議長：大島勇太郎、副議長：阿部敏雄
第4章、議長：田澤吉郎、副議長：白鳥大八
第5章、議長：菅原光泊、副議長：外川鶴松
第6章、議長：小倉豊、副議長：中村拓道
第7章、議長：三浦道雄、副議長：藤田重雄
第8章、議長：三村泰右、副議長：米沢鉄五郎
第9章、議長：毛内豊吉
第10章、議長：白鳥大八、副議長：秋山臯二郎
第11章、議長：古瀬兵次、副議長：茨島豊蔵
第12章、議長：寺下岩蔵、副議長：秋田正
第13章、議長：小坂甚義、副議長：岡山久吉
第14章、議長：小野清七、副議長：工藤重行
第15章、議長：中村富士夫、副議長：松尾官平
第16章、議長：山田寅三、副議長：福沢芳穂
第17章、議長：藤田重雄、副議長：成田芳造
第18章、議長：秋田正、副議長：滝沢章次
第19章、議長：菊池利一郎、副議長：佐藤寿
第20章、議長：脇川利勝、副議長：神四平
第21章、議長：吉田博彦、副議長：中里信男
第22章、議長：石田清治、副議長：毛内喜代秋
第23章、議長：今井盛男、副議長：野沢剛
第24章、議長：原田一實、副議長：森内勇
第25章、議長：工藤省三、副議長：山内和夫
第26章、議長：鳴海広道、副議長：芳賀富弘
第27章、議長：小原文平、副議長：沢田啓
第28章、議長：佐藤寿、副議長：清藤六郎
第29章、議長：高橋長次郎、副議長：丸井彪
第30章、議長：高橋弘一、副議長：長峰一造
第31章、議長：毛内喜代秋、副議長：中村寿文
第32章、議長：太田定昭、副議長：間山隆彦
第33章、議長：秋田柁則、副議長：平井保光
第34章、議長：富田重次郎、副議長：神山久志
第35章、議長：上野正蔵、副議長：小比卷唯明
第36章、議長：山内和夫、副議長：西谷冽
第37章、議長：成田一憲、副議長：滝沢求
第38章、議長：神山久志、副議長：大見光男
第39章、議長：田中順造、副議長：清水悦郎
第40章、議長：長尾忠行、副議長：中谷純逸
第41章、議長：高樋憲、副議長：相川正光
第42章、議長：西谷冽、副議長：森内之保留
第43章、議長：阿部広悦、副議長：越前陽悦
第44章、議長：清水悦郎、副議長：工藤兼光
第45章、議長：熊谷雄一、副議長：山谷清文
結び

第一部、県会議員選挙—概要と課題

第11章、1987年の県会議員選挙

<目次>

- 1、はじめに
- 2、1987年県議選の概要
- 3、1987年県議選の課題
- 4、おわりに

《注》

1、はじめに

第11回目の県会議員選挙は1987年4月3日に告示され、4月12日に投票が行われた。今回、定数51に対して75人が立候補、競争率は1.47倍と少数激戦であった。自民党は現職11人が大量に落選、現有議席を9減らし、公認候補者の当選は新人を含めて28人とどまった。ただその後、無所属から2人を加えて、30議席を確保した。一方、社会党は再生をかけて8人を公認し、全員が当選、現有議席を倍増させた。また、共産党は1議席を増やして3議席に、公明党は2議席、民社党は1議席を死守、無所属は9議席であった。投票率の方は70.55%で、過去最低を記録した¹。

今回の県議選では、売り上税や水田農業の確立対策など国政レベルでの問題が最大の争点として浮上、そのため、自民党は最初から厳しい戦いを余儀なくされた。実際、選挙では現有37議席から大幅に9議席減の28議席へと後退。これに対して、社会党は候補者全員当選で8議席と躍進、ジリ貧に歯止めをかけた。また、今回、新人は保革合わせて15人当選したことが特筆される²。

その後、第76回臨時県議会が5月12日に招集、「組織会」では新議長に自民党の原田一実（北津軽郡選挙区）を、また新副議長に自民党の森内勇（青森市選挙区）を選出した³。

2、1987年県議選の概要

統一地方選の第1ラウンドとなった県議選は、1987年4月12日に投票が行われた。今回から、東津軽郡の定数が2議席から1議席に削減、そのため総定数が51となり、15選挙区で都合75人が立候補した。結果は、自民党が惨敗した一方で、社会党と共産党が躍進、また、公明党と民社党は現有勢力を死守し、保守大国に大きな衝撃が走った⁴。

上で述べたように、新県議会議員51名の顔ぶれは、自民党28、社会党8、共産党3、公明党2、民社党1、および無所属9議席という配置で、現職30、新人15、元・前職6名の色分けとなった。

今回最大の争点となったのは、既述のように、市部では売上税、一方、郡部では減反を強いる水田農業の対策など県民生活に密着した問題ばかりであった。確かに、自民党は、2月の知事選挙で勝利したとはいえ、得票を大幅に減少させ、また統一地方選を控えて保守支持層である産業、経済団体が相次いで“売上税反対”を決議して造反するなど、公認候補者たちは危機感を募らた⁵。

これに対して、昨年夏の衆参同日選挙で保守独占を許した野党各党は、売上税反対の“神風”に乗って失地回復を狙った。結果は、自民党が28人と大幅後退する一方で、社会党は公認候補8人が全員当選、前回は上回る躍進を見せ、また公明党は2議席、民社党は1議席を死守、共産党も現有を1議席伸ばした。その後、自民党は無所属から2名を入党させて30議席としたので、県議会における自民党優位の構図は変化しなかった。ただ、自民党にとって、今回の県議選は“惨敗”という結果に終わったといわれた⁶。

次頁の図表①は、今回の県議選における当選者氏名と得票数の一覧である。最高得票者は、

八戸市選挙区の中村寿文（自）で17,390票を獲得。一方、最低得票者は、むつ市選挙区の菊池健治（無）で7,587票に留まった。

今回の県議選の大きな特色は、自民党の現職が首を並べて落選したことであり、しかも、自民党が議席を独占してきた「原子力半島」=むつ市、下北郡、および上北郡の三選挙区において、“反核三人男”が当選したことだ。この結果は今後、自民党県政が促進する「核推薦路線」に強い足かせ（ブレーキ）となるものと思われる⁷。

実際、むつ市で当選した菊池渙治（無所属）は一昨年の市長選で敗退したとはいえ、今回二位に2千票近い大差をつけて、見事に最高得点で県議に返り咲いた。菊池は「厳しい選挙だったが、変わらぬご支援、ご苦労のおかげで当選できた。皆さんの気持ちを受け止め、四年間全力を傾ける」と、決意の言葉を述べた。

下北郡選挙区の木下千代治（社会党）は、1959年（昭和34年）4月に当選した佐藤健次以来、28年ぶりに下北地方に革新の灯をともした。木下は「これから下北のため働きます」と感激の面持ちを述べ、注目された売り上げ税については「郡部での開票結果からみれば大きな争点にはならなかったようだ」と指摘した。

また、苦節12年、四度目の挑戦で上北郡選挙区に革新の花を咲かせた細井石太郎（社会党）は、「これまで訴えてきたことを県政の場で実践に移していく。思い切りやります」と語った⁸。

西津軽郡の政治に光をと訴えてきた共産党の工藤章は、四度目の挑戦で初当選。西北五からの共産党議席は初めての快挙で、革新系議席としては、1947（昭和22）年、社会党の岩淵謙二郎以来40年ぶりのことだ。

当選した工藤は、「これまで落選しても地域住民の手足となつての12年間の地道な活動が

<図表 1> 1987 年の県議選当選者、得票数、所属党派

*青森市 (定数 9)		*弘前市 (定数 6)		*八戸市 (定数 8)	
山内和夫 (自)	16,245	福岡礼次郎 (社)	17,066	中村寿文 (自)	17,390
高橋弘一 (自)	14,150	木村公麿 (共)	13,811	鳥谷部孝志 (社)	17,229
建部玲子 (社)	13,714	芳賀富弘 (自)	12,800	高橋長次郎 (自)	14,042
今村修 (社)	12,880	相馬鋸一 (無)	12,385	金入明義 (自)	11,723
浅利稔 (公)	12,104	石岡朝義 (無)	11,961	野沢剛 (自)	11,492
森内勇 (自)	11,729	奈良岡峰一 (自)	11,001	間山隆彦 (公)	11,461
諏訪益一 (共)	10,691			大沢基男 (無)	11,085
和田耕十郎 (無)	10,452			山田弘志 (自)	8,899
須藤健夫 (民)	9,574				
*黒石市 (定数 1)		*五所川原市 (定数 2)		*十和田市 (定数 2)	
鳴海広道 (自)	13,856	成田守 (自)	8,507	丸井彪 (自)	12,593
		浅川勇 (社)	8,432	田中三千雄 (自)	11,070
*三沢市 (定数 1)		*むつ市 (定数 2)		*東津軽郡 (定数 1)	
小比類卷雅明 (自)	11,653	菊池渙治 (無)	9,454	小野清七 (自)	10,902
		菊池健治 (無)	7,587		
*西津軽郡 (定数 3)		*南津軽郡 (定数 4)		*北津軽郡 (定数 3)	
富田重次郎 (自)	11,553	小田桐健 (社)	14,452	原田一實 (自)	11,396
秋田柁則 (自)	10,399	今井盛男 (自)	12,427	長峰一造 (自)	10,206
工藤章 (共)	9,231	佐藤寿 (自)	11,780	花田一 (無)	9,511
		清藤六郎 (自)	11,737		
*上北郡 (定数 4)		*下北郡 (定数 2)		*三戸郡 (定数 3)	
工藤省三 (自)	12,166	平井保光 (無)	10,536	沢田啓 (自)	13,033
細井石太郎 (社)	11,626	木下千代治 (社)	8,698	三浦雄一 (自)	12,862
佐藤純一 (無)	11,473			上野正蔵 (自)	12,721
三村輝文 (自)	11,204				

出典：『東奥日報』1987年4月13日。

今実ったようだ。支持者の信頼にこたえるためにも今後は務めたいきたい」、と抱負を語った。また五所川原市では、浅川勇が社会党として初議席をもたらした⁹。

ところで、定数2議席を3人で争った下北郡では、十期目を狙ったベテランの古瀬兵次（自民党：84歳）が落選して涙をのんだ。古瀬は全国的にも珍しい十期目に挑戦したものの、1,653票差で社会党の木下千代治に敗退。古瀬は、高齢批判を跳ね返すことができなかったのである¹⁰。

3、1987年県議選の課題

今回の県議選では、売上税の影響がかなり大きく響き、また派閥均衡化が進み、社会党は公認全員が当選した一方、自民党は現職を大量に落選させ、焦点は今後の議会運営へと移った¹¹。

それでは、県議選後に残された課題は何であるのか。今回の県議選の特色を『東奥日報』紙は「社説：県議会議員選挙に審判下る」の中で、次のように指摘している。

「今回の県議選はいろんな点で、従来とは違った特色を挙げることができる。県議会議員

の定数が改正され、東郡の2議席が1議席に削減された初の選挙となったことが第一である。結果は自民党の古参議員が、新人を破って九選目を果たした。・・・

例年、県議の改選の度に三分の一程度の新旧交代があるが、今回は選挙区によっては新人および革新系の進出が目立った。・・・この際、要望しておきたいことは、少数激戦という厳しい選挙戦だっただけに、それを勝ち抜いた新人にとっては、感動、感激ひとしおであり、格別だと思ふ。このことを忘れずにいてほしい。また再選者にも初心に立ち返り、これまでの貴重な経験をともども県政に反映してもらいたい¹²。

また『陸奥新報』紙も「社説：新県議への課題は山積している」の中で、新議員に対して次のように要望している。

「新県議に望みたいことは山ほどある。しかし一挙にあれもこれもということは、消化不良を起こすだけ。まず売り上げ税への考え方は、選挙中を通じて有権者はしっかりと見ているわけだから、態度を変えることなく、きっちりと対処することだ。特に今年は地方自治法が施行されてから40周年という意義深い年。その中で当選した新県議という責任の重みを忘れないでほしい。地方のことは地方が決めるという自治の理念を今度こそ実行してほしいものだ。

そのためには、県理事者や職員のたてた議案を、ただ漫然とした態度で賛否を唱えるなどもつてのほかである。県民の代表として自覚に基づき、広く知識を磨き。公約をはたすため真剣になってほしい¹³。

いつものことであるが、今回もまた県議選で、不正な選挙運動が派手に展開されたことを指摘しておきたい。『東奥日報』紙には、次のような見出しで選挙違反を報道している。“県議選一けさから一斉摘発”“50人前後取り調べ—県警：きょうにも逮捕者”。

「県議選違反を捜査中の県警察は統一地方選挙違反取締本部と県内各署は12日早朝から、一斉に違反摘発に乗り出した。これまでのところ。青森署など数十署で50人前後に任意同行を求め、買収など公職選挙法違反容疑で取り調べに入った。同日中にも逮捕者が出るもようだが、捜査の進展によっては違反は広範囲となりそうだ¹⁴。

4、おわりに

今回の県議選では、接戦を勝ち抜いた初当選者や、返り咲きで議会活動を誓うベテラン、および善戦むなしく敗退した古参議員などが見られた。その中で、人目を引いたのが、初陣で親子二代にわたる県議が3人も誕生したことであろう。

その事例は、三沢市選出の小比類巻雅明（自民党）、三戸郡選出の三浦雄一（自民党）、および上北郡選出の三村輝文（自民党）で、父親はいずれも県議を務めた二代目である。父親の威光（氏名）と地盤がものを言ったのか。国会議員の世襲はよく聞かすが、近年、県議でも世襲議員が生じてきたのである¹⁵。

ベテラン議員ないし古参議員の落選が目についたのも、今回の県議選の特色の一つである。例えば、全国初の十選を目指した自民党の古瀬兵次・元議長、五期目を目指した櫛引留吉・県連総務会長、四期を目指した毛内喜代一・政調会長、および小平文平・前県連副会長、滝沢章次・元副議長で議員総会会長ら“大物議員”は枕を並べて落選。そのため、自民党は現有議席を一挙に9減らしてしまったのである¹⁶。

今回の県議選の結果は、自民党と北村正哉県政に警鐘を鳴らしたことは疑いない。衆参同日選での自民圧勝への反動もあり、数を頼りにしてきた県政運営に暗雲が立ち込めた、といわねばならない。

《注》

- (1) 『陸奥新報』1987年4月13日。
- (2) 『東奥日報』1987年4月13日、「社説：新県議への課題は山積している」『陸奥新報』1987年4月13日。
- (3) 『東奥年鑑 1988年版』〔東奥日報社、1987年〕、166頁。
- (4) 『陸奥新報』1987年4月14日。
- (5) 『デーリー東北』1987年4月13日。
- (6) 同上。
- (7) 『東奥日報』1987年4月13日。
- (8) 同上。
- (9) 『陸奥新報』1987年4月13日。
- (10) 『デーリー東北』1987年4月13日。
- (11) 同上、1987年4月14日。
- (12) 「社説：県議会議員選挙に審判下る」『東奥日報』1987年4月13日。
- (13) 「社説：新県議への課題は山積している」『陸奥新報』1987年4月13日。
- (14) 『東奥日報』1987年4月13日。
- (15) 『デーリー東北』1987年4月13日。
- (16) 『東奥日報』1987年4月13日、『陸奥新報』1987年4月13日。

第12章、1991年の県議会議員選挙

<目次>

- 1、はじめに
 - 2、1991年県議選の概要
 - 3、1991年県議選の課題
 - 4、おわりに
- 《注》

1、はじめに

第12回目の県議会議員選挙は1991年3月29日に告示、これには、県内15選挙区で定数51に対して76人が立候補、競争率は1.49倍であった。ただ、黒石市（定数1）、三沢市（定数1）、および下北郡（定数2）において、定数通りの届け出しがなく、現職で自民党が3人、社会党1人が無投票で当選した。4月7日の投票日には、12選挙区に72人が立候補、残る47議席を巡って争い、実質的競争率は1.53倍となった¹。

県議選の結果は、自民党30、公明党2、社会党1、民社党1、農政連1、および無所属16議席という配置となった。見られるように、社会党および共産党を含めた革新系が歴史的惨敗を喫した一方で、自民党は圧勝した。その後、無所属から10人が自民党入り、40議席とし、県議会の勢力は保守系が45、中道系3、革新系3議席となり、北村県政の安定度が一段と強まった。後述するように、無所属の当選組では、新人が健闘した。投票率は68.28%で、前回は2.27%下回りまたもや史上最低を記録した²。

第79県議会の臨時会は5月13日に招集、「組織会」が開かれ、議長には自民党で黒石市選出の当選5回を数える鳴海広道を、また副議長には、同じく自民党で弘前市選出の当選3回目の芳賀富弘を選んだ。自民党は県議選での圧勝を踏まえて、正副議長職のみならず、全ての常任委員会の委員長職を独占した³。

2、1991年県議選の概要

すでに述べたように、第12回の県議会議員選挙は4月7日に投票が行われた。その結果は、自民党・保守勢力が圧勝した一方で、革新勢力は惨敗を喫し、共産党は全滅、社会党も1議席のみとなった。今回の県議選では、自民党は公認・推薦を合わせて34名のうち32人が当選、また無所属からの入党があり、議席を40と増やし、与党として絶対多数の勢力を有することになった。

これに対して、社会党は現有7議席のうち無投票の1議席を除き全てを失い、県都青森市では議席がゼロとなった。また共産党も現有の3議席を全て失ってしまった。一方、公明党は2人、民社党は1人の現職が当選、ともに現有議席を死守した。農政連は三戸郡で「反核燃の顔」である久保晴一が保守の壁を切り崩して初当選、革新勢力として貴重な1議席を確保した⁴。

それでは、今回の県議選において、何故、社会党・共産党の革新勢力は大敗し、一方、自民党・無所属の保守系が安定多数を確保したのであろうか。その背景ないし要因とは一体何であるのか。

今回の県議選は、前回（1987年）のような全国的争点が存在せず、知事選、参議院補選と続いて「核燃問題」が統一的テーマであった。ただ、二つの選挙で勝利した保守勢力は、あえて核燃問題を取り上げなかった。また、社会党、共産党、および16年ぶりに公認候補を擁立した農政連も先の選挙での二連敗で勢いを失い、反核燃問題を正面から主張しなかった。そのため、選挙戦は、終始一貫して争点のぼやけた形で展開された⁵。

こうした状況の中で、自民党は31人の公認候補者を擁立、保守系無所属と競り合いながら保守票の掘り起こしに務めた。これに対して、議席増を狙った社会党は、知事選前の反核燃風の強さから複数、また農政連との“準複数”、さらに共産党との革新勢同士が、保守勢力のはざままでせめぎ合ったものの、結局、「共倒れ現象」に陥ってしまった。

現有議席の維持を大命題とした公明党と民社党の両党は、この間げきをぬう形で、組織を結束、確実な作戦が成功した。ただ、農政連は初の議席を得たし、また反核燃を唱える無所属新人が当選したことで反核燃の灯を存続させたのは、救いであった。結果的に、北村県政を支える保守県政の安定化を県民が求めたことになり、革新側の再編が今後の大きな課題として残された⁶。

次頁の図表①は、今回の県議選での当選者の

氏名とその得票数を示したものである。最高得票者は、八戸市選挙区の中村寿文（自）で15,514票獲得。一方、最低得票者は、むつ市の中新鉄男（無）で7,774票であった。

既述のように、今回の県議選は、保守勢力の圧勝と革新勢力の破滅的敗北で終わった。このため、声もなくなだれる社共の事務所、それとは対照的に、保守陣営は25歳の最年少県議が誕生、また歴代4人目の女性議員も誕生した。さらに前回落選したベテランが、返り咲き当選するなど話題は豊富であった⁷。

南津軽郡でトップ当選を果たした木村太郎は若千25歳、全国でも最年少である。祖父、父ともに県議員と続く三代目の誕生だ。“ヤングパワー”で当選を果たした木村太郎は、次のように決意を語った。

「生涯政治家として生き、リンゴとコメを守り、若者が定住できる津軽にしていきたい」⁸。

弘前市初の女性県議として無所属から当選した下田敦子（50歳）は次のように抱負を語った。

「みなさまのおかげです。県政を女性の目で見つめ、女性の声を反映させるパイプ役に徹します。また高齢化を迎えても、充実した生活ができるように努力します」⁹。

前回、712票差で次点に泣いた八戸市の自民党の滝沢章次は、951票差の最下位で返り咲いた。滝沢陣営はローラー作戦を展開、後援会づくりに全力を投入、小さな会合に小まめに顔を出し、票の掘り起こしに務めて当選した。滝沢は、支持者を前に次のように決意を披露した

「中里市政と県政のパイプ役になり、市民のために尽くす」¹⁰。

<図表①> 1991年の県議選での当選者、得票数、所属会派

*青森市 (定数9)		*弘前市 (定数6)		*八戸市 (定数8)	
森内勇 (自)	14,306	芳賀富弘 (自)	13,244	中村寿文 (自)	15,514
山内和夫 (自)	13,929	相馬鎬一 (無)	11,647	高橋長次郎 (自)	14,370
高橋弘一 (自)	12,832	西谷冽 (無)	10,440	金入明義 (自)	10,975
毛内喜代秋 (自)	11,665	奈良岡峰一 (無)	9,579	間山隆彦 (公)	9,645
佐藤斌規 (無)	11,525	下田敦子 (無)	9,070	山田弘志 (自)	9,614
浅利稔 (公)	10,745	石岡朝義 (自)	8,805	野沢剛 (自)	9,547
和田耕十郎 (無)	9,832			中山安弘 (自)	9,440
須藤健夫 (民)	9,276			滝沢章次 (自)	9,258
鹿内博 (無)	8,486				
*五所川原市 (定数2)		*十和田市 (定数2)		*むつ市 (定数2)	
成田守 (自)	11,529	丸井彪 (自)	11,665	菊池健治 (自)	8,953
櫛引留吉 (自)	8,706	田中順造 (無)	10,439	中新鉄男 (無)	7,774
*東津軽郡 (定数1)		*西津軽郡 (定数3)		*南津軽郡 (定数4)	
神山久志 (無)	11,931	秋田柁則 (自)	15,261	木村太郎 (無)	14,936
		富田重次郎 (自)	12,310	太田定昭 (自)	12,635
		成田幸男 (無)	8,528	清藤六郎 (無)	10,352
				佐藤寿 (自)	8,926
*北津軽郡 (定数3)		*上北郡 (定数4)		*三戸郡 (定数3)	
今誠康 (無)	12,257	小原文平 (無)	15,419	沢田啓 (自)	12,573
成田一憲 (無)	11,085	佐藤純一 (自)	14,042	上野正蔵 (自)	12,564
長峰一造 (自)	10,724	工藤省三 (自)	13,131	久保晴一 (農)	10,884
		三村輝文 (自)	12,236		
*黒石市	鳴海広道 (自) 無投票当選	*三沢市	小比類卷雅明 (自) 無投票当選		
*下北郡	平井保光 (自) 無投票当選				
	木下千代治 (社) 投票当選				

出典：『東奥日報』1991年4月8日。

3、1991年県議選の課題

今回の県議選について『東奥日報』紙は、「社説：社共が惨敗した県議選」の中で、次のように課題を指摘している。

「県議選に県民の審判が下った。結果は、県民の保守への回帰を強く印象づけるものだった。湾岸戦争の一応の決着と、核燃サイクルを最大の争点として県知事選と参院補選における推進側の二連勝をつけての選挙で、国政、県政の両面で争点がぼけ、ややだれた感じの選挙戦となった。このため利益誘導型の保守候補に有利

な展開、前回、反売り上げ旋風で大きく後退した保守勢力が、盛り返し、社共は無投票当選の一議席だけという戦後県政史上初の惨敗だった。・・・

・・・知事、与党議員は、県民の支持を多く受けた分だけ責任が重い。今回の勝利におごることなく、いっそう謙虚に県民の多様な声に耳をかたむけてもらいたい。また、社共は今回の大敗の原因を徹底的に分析し、県民の期待をにないうる政党として再生を図ることが求められていることはいままでもない¹¹。

『陸奥新報』紙もまた「社説：自民党は選挙勝利におごるな」の中で、県議選の結果について、次のように注文をつけている。

「県議会の“総与党化”は、県政推進のスムーズ化を意味する一方、議会によるチェック機能を失いかねない“危険”をはらんでいる。さらには、利権あさり、汚職の温床づくりにつながる可能性もあり、オール与党の体制は好むものではない。

ただ、結果的に現実となった今、地域住民の支持を得た議員は、責任の重さを感じてほしい。当選したすべての方々に言えることであるが、与党議員には特に心してもらいたい」¹²。

『デーリー東北』紙は解説記事の中で“保守大国、完全に復活”と見出し記事を掲げ、次のように今回の県議選の結果を分析している。

「90年代前半の青森県政の流れを方向付ける県議会議員選挙の当落が決まった。明確な争点の乏しさに加え、選挙づかれが史上最低という投票率につながったが、内容には大波乱そのものだった。

前回（昭和62年）に比べると大きな様変わりが生じた。前回、大物県議が相次いで落選、惨敗を喫した保守が・・・圧倒的な強さを発揮したこと。自民党は無所属当選者の抱き込みを含めれば優に議会安定多数を上回る議席を獲得。前々回から始まった保守退潮ムードにくさびを打った。

対照的だったのが革新陣営。前回の保守と完全に立場が入れ替わった。戦術ミスで社会党は委員長以下大物県議が相次いで落選、共産党も全議席を失う惨敗。・・・核燃、農政問題で有効な対策を打ち出せなかったことが挙げられよう」¹³。

いつものことであるものの、今回もまた県議選での選挙違反の記事が多く見られた。『東奥日報』紙は、“県警けさから違反摘発”－警告、

前回大きく上回る、という見出しの中で次のように報道している。

「統一地方選挙のトップを切って7日、県議選の投票が行われたが、県警の“統一地方選挙取締本部”と県内各署は8日早朝から一斉に違反摘発に乗り出す。少数激戦となった選挙戦を反映して、違反は各地に広がりそうで、同日中にも逮捕者が出るようである。

・・・今回の県議選で同本部が違反摘発した件数は、文書頒布や掲示を中心に69件、92人。前回昭和62年の68件（人）を大きく上回り手口も巧妙化、水面下では買収、供給の具体的な違反情報も流れていた」¹⁴。

4. おわりに

この4年間、保守離れを見せた県民の政治的意識は革新勢力の自滅も手伝って、県議選では再び保守に揺れ戻った感がある。確かに、自民党・保守勢力の大勝利は、北村県政・与党の優位を盤石なものにした。ただ、野党の主演である革新政党が不在の状態では県政のチェック機能が大きく後退することになり、大きな課題として残った¹⁵。

従来、大きな政治争点となっていた核燃論議は、前二回の選挙で燃え尽きたのであろうか。あるいは県議という地域性の濃い選挙に馴染まなかったのか、にわかに判断できかねる。そこでは、核燃よりも「地縁」、「血縁」が優先する選挙が繰り返されたようである。

それにしても、社会党と共産党の退潮は予測を超えるものであった。4年前の県議選では、社会党に“売上げ税”という強い追い風が吹いた。しかし、今回はそれに代わり、同党が三度核燃に活路を求めたものの、知事選、参院補選で二連敗、三回目も同じメニューでは政策の貧困だと言わざるを得ない。社会党の「委員長、書記長以下枕を並べての落選は、政策と日常活

動の足腰の弱さの表れ」、そのものであった¹⁶。

《注》

- (1) 「統一地方選挙」『東奥年鑑 1992年版』〔東奥日報社、1991年〕、175頁。
- (2) 『陸奥新報』1991年4月8日。
- (3) 前掲書『東奥年鑑 1992年版』、168頁。
- (4) 『東奥日報』1991年4月8日。
- (5) 『陸奥新報』1991年4月8日、核燃反対運動の選挙への影響について詳細は、藤本一美『戦後青森県の政治的争点 1945年～2015年』〔志學社、2018年〕、第一部、第3章を参照。
- (6) 『陸奥新報』1991年4月8日。
- (7) 『東奥日報』1991年4月8日。
- (8) 同上。
- (9) 『陸奥新報』1991年4月8日。
- (10) 『デーリー東北』1991年4月8日。
- (11) 「社説：社・共が惨敗した県議選」『東奥日報』1991年4月8日。
- (12) 「社説：自民党は選挙勝利におごるな」『陸奥新報』1991年4月9日。
- (13) 『デーリー東北』1991年4月8日。
- (14) 『東奥日報』1991年4月8日。
- (15) 前掲書『東奥年鑑 1992年版』118頁。
- (16) 「冬夏言」『陸奥新報』1991年4月8日。

第13章、1995年の県会議員選挙

<目次>

- 1、はじめに
- 2、1995年の県議選の概要
- 3、1995年の県議選の課題
- 4、おわりに

《注》

1、はじめに

第13回目の県会議員選挙は1995年3月31日に告示、4月9日に投票が行われ、無投票当選の五選挙区の都合12を加えた51名の新しい顔ぶれが決まった。党派別では、自民党25、新進党14、社会党3、公明党2、共産党2、および無所属5議席という配置となった。

自民党はすでに、2月の知事選で敗北し野党に転じていた。県議選でも現有議席を大幅に減少、25議席と定数の過半数を割った。県議会での過半数割れは、党結成後初めてのことで、自民党にとって大きな衝撃であった。一方、新進党は知事選勝利の余勢をかつて、9議席から14議席へと躍進。また、与党の公明党は2議席で現状維持。社会党は雪辱を期したものの、3議席に留まった。共産党はゼロから2議席を確保した。今回、女性議員が1983年以来2議席確保して健闘、ただ、新人は7名に留まった。投票率の方は64.36%とこれまた史上最低であった¹。

第80回臨時議会が5月10日に招集、「組織会」を開催、新しい議長に八戸市選出で当選六回を数える自民党の高橋長次郎を、また副議長には同じく自民党で十和田市選出の当選四回目の丸井彪を選出した。確かに、「野党」の自民党が正副議長職を独占したものの、常任委員会の委員長の方は、新進クの要請を入れて議席数に応じて配分した²。

2、1995年県議選の概要

すでに述べたように、第13回目の県議選は4月9日に行われ、その結果、自民党が25議席に留まり、過半数を割ることになった一方、新進党は推薦を含めて14議席と大躍進した。また社会党は3議席、公明党と共産党は各々2議席確保した。定数51の中で、今回新人は7人に留まったものの、女性2人が当選したのが目を引いた³。

県議選の告示日には、15選挙区合わせて定数51に対して史上最少の72人が立候補していた。ただ、このうち、五所川原市（定数2）、十和田市（定数2）、三沢市（定数1）、南津軽郡（定数4）、および北津軽郡（定数3）において、定数通りの届け出しかなく、史上最多の

5選挙区12人が無投票当選となった。そこで、選挙戦は残る10選挙区の39議席を60人で争うことになった。競争率の方は、1.54倍と激戦であった⁴。

今回の県議選は21世紀を目前に控えて、核燃施設立地の是非といった明確な争点がない中で、自民党対新進党の主導権争い、また前回惨敗を喫した社会党と共産党の巻き返しが軸となり、無党派層への浸透を図った無所属候補とともに、各党が消長をかけた闘いであった⁵。

こうした状況の中で、自民党は公認30人、無所属の推薦1人と、前回より3人少ない31人を擁立した。しかし、当選者は、公認の現職25人に留まった。改選時の自民党の過去最少議席数は1971年の27議席であり、社会党が9議席と一定の勢力を保った“1955年体制”の時である。自民党は「保守分裂・二極化」を背景に、知事選敗北で野党への転落もあり、業者離れなど逆風に晒されたのが響いた。実際、落選した6人のうち現職は4人に達した。その後、議会で過半数を回復するため、保守系無所属議員に働きかけたものの、不調に終わった⁶。

初の県議選となった新進党は、公認11人、推薦は無所属の6人。公認は現職8人、新人2人、また推薦は現職、新人2人の都合14人が当選した。この中で落選は新人の3人、現職の取りこぼしはなく落選はゼロだった。その後、無所属から2人が参加、16人の陣容となった⁷。

公明党は、青森市で新人、八戸市で現職の2人を公認・当選するなど、改選前の勢力を堅持した。社会党は、公認7人、推薦2人を擁立したものの、結果は3人の当選で、改選前より2議席増やした。共産党は4人を公認、前職の1人が返り咲き、また弘前市で新人の三上和子を

当選させるなど、皆無であった議席を2議席として、雪辱を果たした。注目すべきは、青森市で無所属の鹿内博が「政党だけでは県民すべての声を代表できない」と訴え、前回より3千票も上積みして第4位に食い込み(11,443票)、増大する無党派層を代弁したことだ⁸。

次頁の図表①は、今回の県議選で当選した人の氏名と得票数を示したものである。最高得票者は、西津軽郡選挙区の秋田柁則(自)で15,258票獲得。一方、最低得票者は、下北郡選挙区の木下千代治(社)で7,352票であった。

今回の県議選では、新人が7人当選したと述べた。そこで、若い新人議員の喜びの声に耳を傾けてみよう。弘前市選出で無所属の山内崇は38歳、若さと行動力で県議の座を勝ち取った。父の山内弘も県議で親子二代にわたる。山内崇は8,420票を獲得、次点とは149票にすぎず、最下位で当選した。当選した山内は、「応援してくれた一人ひとりの思い、古里を思う気持ちを、県議会へ持っていき、議員としての務めを果たしていきたい」、と語った。

同じく弘前市選出で共産党新人の三上和子は57歳、8,631票獲得して第5位で当選した。前回84票差で議席を逃がした共産党は、青森市選出の諏訪益一と共に、貴重な2議席を確保した。見事当選した三上は、「皆さん、本当にお世話になりました。革新の議席奪還がなりました。雨の日も風の日もあらしの日もあるような10日間の選挙でした」、と当選の喜びを述べた。

黒石市選挙区の無所属新人の高樋憲は36歳、12,928票を獲得した。初当選した高樋は、「黒石を良くすることが、ひいては県を良くする。市民と県政のパイプ役として、初心を忘れずに頑張る」、と語った⁹。

<図表①> 1995年の県議選での当選者、得票数、所属会派

*青森市 (定数9)		*弘前市 (定数6)		*八戸市 (定数8)	
高橋弘一 (自)	13,302	芳賀富弘 (無)	13,169	中村寿文 (進)	14,558
森内勇 (自)	12,872	西谷冽 (自)	11,021	金入明義 (自)	12,826
山内和夫 (自)	12,788	下田敦子 (無)	10,381	中山安弘 (自)	12,036
鹿内博 (無)	11,443	相馬鋁一 (無)	10,263	野沢剛 (進)	11,512
上村武之介 (公)	11,142	三上和子 (共)	8,631	高橋長次郎 (自)	11,213
諏訪益一 (共)	10,217	山内崇 (無)	8,420	山田弘志 (進)	10,071
毛内喜代秋 (自)	10,113			間山隆彦 (公)	9,905
須藤健夫 (進)	9,821			滝沢章次 (無)	9,408
佐藤斌規 (自)	7,954				
*黒石市 (定数1)		*むつ市 (定数2)		*東津軽郡 (定数1)	
高樋憲 (無)	12,928	中新鉄男 (自)	8,529	神山久志 (自)	9,436
		菊池健治 (進)	7,837		
*西津軽郡 (定数3)		*上北郡 (定数4)		*下北郡 (定数2)	
秋田柁則 (自)	15,258	工藤省三 (無)	13,970	平井保光 (自)	8,963
富田重次郎 (自)	13,754	小原文平 (自)	11,053	木下千代治 (社)	7,352
成田幸男 (新)	8,677	三村輝文 (自)	10,633		
		斗賀寿一 (進)	10,564		
*三戸郡 (定数3)					
北紀一 (進)	14,565				
上野正蔵 (自)	12,653				
沢田啓 (自)	11,969				
*十和田市		*三沢市			
田中順蔵 (無)、無投票当選		小比類卷雅明 (自) 無投票当選			
丸井彪 (自)、無投票当選					
*五所川原市					
石岡裕 (無)、無投票当選					
成田守 (自)、無投票当選					
*北津軽郡		*南津軽郡			
今誠康 (自)、無投票当選		木村太郎 (自)、無投票当選			
長峰一造 (新)、無投票当選		清藤六郎 (無)、無投票当選			
成田一憲 (自)、無投票当選		小田桐健 (社)、無投票当選			
		太田定昭 (自)、無投票当選			

出典：『デーリー東北』1995年4月10日。

3、1995年県議選の課題

今回の県議選を総括した『デーリー東北』紙は、“県政界も「連立の時代」”だとの見出しをつけ、議会運営一層の緊迫感と題して、以下のように課題を示した。

冒頭で、「“保守王国”にあって自民、新進の二極化が進む青森県。とりわけ、新進系知事の誕生を受けての初の全県選挙として注目された統一地方選第1ラウンドの県議選は、第一党の野党の自民が過半数に一步届かず、少数与党の

新進、公明との“数の格差”が縮まった。今後、県政界でも“連立の時代”が到来。木村県政の運営をめぐり、一層緊迫感をほらみそうだと指摘。

その上で、「政策面で具体性を欠いた混戦は、有権者の関心を十分に引きつけるには至らず、候補者、政党の過熱ぶりをよそに投票率は過去最低を記録」と述べた。

最後に、「一方で県内15選挙区中、過去最高の五選挙区で無投票となり、12人が早々と当選を決めたが、民主主義の根幹を成す選挙が行われなかったことは、若者を中心とした政治離れや、しらくモードに拍車をかけそう。有権者は一層、新県議の議会活動をチェックしていく必要があると無投票当選の影響を懸念した¹⁰。

それを受けた形で、『陸奥新報』紙は「社説：県議会議員の使命を果たそう」の中で、次のように、新人議員に注文をつけている。

「自民党の過半数割れは有権者の支持政党なしに拍車をかけた。しかし、野党多数は変わらない。木村知事の議会運営に大きな影響が予想される。今月中には臨時議会が開かれる予定であり議長選任問題が一つの焦点だ。これまでのケースでは過半数の自民党を中心に議長と副議長を選んできた。しかもその選任方法はたらい回しである。

これからは県民をカヤの外におき密室で議長、副議長を選ぶ方法はやめるべきだ。選任方法を間違えると県民の政治へのしらくモードに拍車がかかるだろう。新議員が取り組まねなければならぬのは、議長問題を中心に議会の正常化を図ることではなかろうか。また副知事と出納長人事も慎重に」¹¹。

実際、新進党は自民党の過半数割れの現状を踏まえて、議長は第1会派（自民党）から、そして副議長は第2会派（新進党）から選出する

よう要求。議長選挙では、自民党の高橋長次郎を圧倒的票差で選出したものの、副議長選挙では、自民党の丸井彪が25票、新進党の成田幸男が24票を獲得、1票差でかろうじて丸井が選出された¹²。

今回の県議選で目立った“無投票当選”については、『東奥日報』紙が「社説：無党派は有権者に政治不信」の中で、次のように糾弾している。

「もう一つ気になるのは五区、12人に上る無投票当選。任期中の有権者の評価を受けず選挙の洗礼を受けない当選には、乱立を避け議席の確保にきゅうきゅうとする政党の思惑が見え隠れする。県内の投票率の低下は、無投票当選の多さも大きく影響している。議会の勢力分野の中で選挙関係者だけが過熱、有権者は冷めた目で見るという構図は政治不信を一層拡大する。一体だれが選び、審判を下すのか議員は心に刻んでほしい」¹³。

従来、県議選が終了すると同時に、多くの選挙違反が報道されてきた。今回もまた、選挙違反の記事が散見される。『東奥日報』紙の1991年4月9日付けには、“県議選違反－田舎館村議ら7人逮捕、県警 買収、供応容疑”という大見出しが社会面トップで報じられていた。

「8日午後10時35分。公職法違反（買収）容疑で南部から出馬した木村太郎派（無所属）の運動員、田舎館村村議・小野春吉容疑者（51歳）＝現在四期目を逮捕したほか、・・・」¹⁴。

4、おわりに

既述のように、今回の県議選で自民党は、獲得議席数が史上最低の25に留まった。自民党は、1955年の結党以来、常に県議会ですべて過半数（26議席）を誇っていた。だが、ついに初めて過半数割れという歴史的な大敗を喫した。先の知事選での敗北に続いて、県政野党に転落した

ことで、党内の動揺に一段と拍車がかかった¹⁵。

自民党は、県知事選で敗北、また県議選で敗退を余儀なくされ、県政与党・絶対多数の立場を失った、そのため、新進党系の木村守男知事に対して対決姿勢を一段と強めている。

4月19日には、知事選で自民党推薦候補者を応援した建設業者が県の公共工事の指名から外されるなど、県議選での報復と受け取られるような事態も生じた。さらに、副知事、出納長人事も難航、5月の臨時議会まで決着が見なかったなど野党の駆け引きや協議が続き、自民党が野党に転落した影響は各分野で見られた¹⁶。

〈注〉

- (1) 『東奥日報』1995年4月10日。
- (2) 『東奥年鑑 1996年版』〔東奥日報社、1995年〕、172頁。
- (3) 『東奥日報』1995年4月10日。
- (4) 前掲書『東奥年鑑 1996年版』、119頁、『陸奥新報』1995年4月10日。
- (5) 『デーリー東北』1995年4月10日。
- (6) 前掲書『東奥年鑑 1996年版』、119頁。
- (7) 同上。
- (8) 同上。
- (9) 『東奥日報』1995年4月10日。
- (10) 『デーリー東北』4月10日。
- (11) 「社説：県議会議員の使命を果たそう」『陸奥新報』1995年4月10日。
- (12) 前掲書『東奥年鑑 1996年版』、119頁。
- (13) 「社説：無党派は有権者の政治不信」『東奥日報』1995年4月11日。
- (14) 『東奥日報』1991年4月9日、『陸奥新報』紙の1991年4月9日では、村議7人逮捕とあり、小野春吉村議は現金買収容疑となっている。
- (15) 「激流あおもりー県政界、連立時代へ」『デーリー東北』1995年4月11日。
- (16) 前掲書『東奥年鑑 1996年版』、119頁。

第14章、1999年の県議会選挙

〈目次〉

- 1、はじめに
 - 2、1999年県議選の概要
 - 3、1999年県議選の課題
 - 4、おわりに
- 〈注〉

1、はじめに

戦後14回目の県会議員選挙は、1999年4月11日に投開票が行われた。いわゆる「無投票当選」となった西津軽郡選挙区の3人を除き、14選挙区で48の定数を競うことになった。実質的競争率は1.56倍と少数激戦で、また投票率は63.80%と過去最低を記録した。

今回の県議選は明確な争点がなく、自民党と旧新進党県連を引き継いだ県民協会の与党勢力との議席獲得争い、また共産党の躍進をかけた積極策や社民党の退潮傾向からの巻き返しに注目が集まった。党派別当選者は、自民党21、県民協会16、公明党2、共産党2、社民党2、および無所属8議席という配置となった。新旧別では、現職40人、元職1人、および新人10人で、また女性議員が一人増えて3人となった¹。

県政与党は、県民協会、公明党、および与党系無所属を加え改選前より1議席増で23議席となり、自民党の21議席を上回った。だが、野党自民党と共に、目標としていた過半数獲得は成らなかった。

今回、“国替え出馬”の是非が問われた東津軽郡選挙区では、有権者の厳しい審判が下った。前回の県議選で、拡大連座制を適用され県議を失職、青森市選挙区からの立候補を5年間禁止されていた森内勇(61歳) = 無所属は、選挙区替えて復活を図ったものの、国替え批判の逆風にさらされ、自民党公認の現職・神山久志(51歳)に敗退を喫した²。

第84臨時県議会が1999年5月12日に招集、

改選に伴う「組織会」で正副議長選挙が行われた。その結果、議長には自民党の太田定昭（南津軽郡選出）を、また副議長には政風会・公明党の間山隆彦（八戸市選出）を選出した³。

2、1999年県議選の概要

任期満了に伴う県議会選挙は1999年11日に投票が行われ、新県議51名の顔ぶれが決まった。県議選では、木村県政で初めての与党勢力＝県民協会などが野党・自民党を逆転した。しかし、いずれの勢力も過半数には達することができず、“痛み分け”に終わったといえる。すでに述べたように、新県議51の内訳は、県政与党勢力（県民協会16議席、公明党2議席、与党系無所属5議席）が23議席、一方、野党・自民党は21議席、共産党2議席、社民党2議席、および野党系無所属が3議席という結果であった⁴。

今回の県議選の結果について、『デーリー東北』紙は次のように分析している。

「11日の青森県議選の結果、新しい県議会勢力は県民協会など与党23人。野党自民党が21人と拮抗したままで、与野党とも過半数に届かなかった。党派別の候補者数（公認と推薦）と獲得議席数、および得票率をみると、県民協会の堅実な戦いぶりが際立った。半面、自民党は候補者乱立による共倒れもあって失地回復はならなかったものの、安定した得票率を維持していることがわかった。

県議選で、自民党は31名擁立、有効投票の41.0%を獲得し、議席も得票率にほぼ見合う21議席を手にした。八戸市で4人全員当選、議席を1増やし、下北郡でも失地を回復、しかも劣勢を伝えられた東郡でも逆転勝ちした。しかし、一方候補者4人を擁立した弘前市で総崩れとなり、乱立で共崩れを招き、改選前を1議席下回った。・・・

県民与党の中核となる県民協会は、今回得票

率で27.4%と自民党を14ポイント近く下回ったが、議席では自民に迫る16議席を獲得した。・・・現職を中心に候補を絞りこんだ選挙態勢が奏功し、八戸市で有力現職を失う痛手はあったものの、取りこぼしを最小限にとどめた⁵。

今回の県議選での当選者の氏名と獲得票数は次頁の図①の通りである。最高得票者は、三戸郡選挙区の北紀一（無）で、15,035票獲得。一方、最低得票者は、下北郡選挙区の大見光男（自）で6,591票であった。

今回の県議選において、話題を呼んだ新人たちを紹介しておきたい。

共産党の公認候補者で青森市選挙区の高橋千鶴子（39歳）は、初出馬で8,518票を獲得して最下位ながら当選、同党では12年ぶりに県都で女性議員を誕生させた。高橋議員は次のように喜びを語った。

「本来なら諏訪（共産党・次点二位で落選）さんと当選を喜びたかった。市民の皆さんの期待を受け止め、公約を守っていきたい⁶。

北津軽郡から無所属で出馬した升田世喜男（41歳）は1万3,139票を獲得、新人ながらトップ当選。升田議員は、次のように喜びを語った。

「希望を持てば、必ず願いがかなうことが証明された。本音の政治を目指し、皆さんのために一生懸命頑張りたい。「木村守知事を支え北郡発展のために全身全霊を尽くします」⁷。

元参議院議員で弘前選挙区から無所属で出馬した三上隆雄（65歳）は、9,308票を獲得、自民党現職を僅か12票差で制して最下位に滑り込んだ。当選の喜びを、三上議員は次のように語った。

「県政発展に最大限努め、県民の幸せのため手を取り合って頑張ります。「結果が示す通り厳しい選挙だった。弱い人たちを豊かにし、腐敗した政治をただすために頑張る」⁸。

<図①> 1999年の県議選の当選者、得票数、所属党派

*青森市 (定数9)		*八戸市 (定数8)		*弘前市 (定数6)	
高橋弘一 (自)	13,822	滝沢求 (自)	13,697	山内崇 (無)	11,995
鹿内博 (無)	12,871	中村寿文 (無)	11,738	下田敦子 (無)	11,669
渡辺英彦 (社)	12,403	田名部定男 (無)	11,353	三上和子 (共)	10,811
山内和夫 (自)	11,643	中山安弘 (自)	10,354	相馬錮一 (無)	10,380
上村武之助 (公)	10,322	野沢剛 (無)	10,166	芳賀富弘 (無)	9,692
森内之保留 (無)	9,885	間山隆彦 (公)	10,150	三上隆雄 (無)	9,308
毛内喜代秋 (自)	9,699	高橋長次郎 (自)	10,105		
須藤健夫 (無)	9,178	清水悦郎 (自)	9,996		
高橋千鶴子 (共)	8,518				
*黒石市 (定数1)		*五所川原市 (定数2)		*十和田市 (定数2)	
高樋憲 (無)	14,185	平山誠敏 (自)	11,712	丸井彪 (自)	12,663
		石岡裕 (無)	8,275	田中順造 (無)	10,734
*三沢市 (定数1)		*むつ市 (定数2)		*東津軽郡 (定数1)	
小比類巻雅明 (自)	11,758	菊池健治 (無)	9,770	神山久志 (自)	9,409
		越前陽悦 (無)	8,640		
*南津軽郡 (定数4)		*北津軽郡 (定数3)		*西津軽郡 (定数3)	
阿部広悦 (無)	13,386	升田世喜男 (無)	13,139	成田幸男 (自) 無投票当選	
太田定昭 (自)	12,312	長峰一造 (無)	9,452	秋田柁則 (自) 無投票当選	
長尾忠行 (自)	10,931	成田一憲 (自)	9,226	富田重次郎 (自) 無投票当選	
清藤六郎 (無)	7,193				
*上北郡 (定数4)		*下北郡 (定数2)		*三戸郡 (定数3)	
三村輝文 (無)	13,095	平井保光 (無)	7,369	北紀一 (無)	15,035
工藤省三 (自)	12,794	大見光男 (自)	6,591	上野正蔵 (自)	12,696
中谷純逸 (無)	11,493			沢田啓 (自)	9,980
斗賀寿一 (無)	11,479				

出典：『東奥日報』1999年4月12日。

ところで、本章の冒頭でも紹介したように、青森県における県議選の投票率は、63.80%（男性：62.39%、女性：65.06%）に留まり、これまで最低であった1995年の64.36%をさらに下回った。県議選の投票率は、1975年の76.33%を境に下降傾向にある。今回の場合、不在者投票の条件緩和、投票時間の延長もあって、投票率の向上が期待されたものの、しかし、長期の低落状況は変らなかった。

その背景として、これといった際立った争点は存在せず、県政与党と自民党との保守対決の

帰趨が最大の焦点となり、与野党の色分けがかすむ傾向が強まった。そのため、有権者の選挙離れが強まったのであろうか⁹。

投票率が低下している現象について、『陸奥新報』紙は、次のように解説して警鐘を鳴らしている。

「今回の県議選は、県政与党の県民協会と、野党で国政与党の自民が過半数獲得にしのぎを削り、革新勢力の共産、社民などが議席倍増・獲得を目指した戦いであった。が、全県的にその勢力争い、改選後の枠組みだけがクローズ

アップされ、県政の課題に対する争点がぼやけた感否めない。これが投票率の低さの背景、と思えてならない。・・・

本県同様、各県の候補者も、有権者とりわけ政治・政党離れが進む無党派層を引き付ける明確な争点、政策を示せなかった結果であろう。・・・

低下を続ける選挙の投票率は、民主主義政治を見せかけだけのものにしかねない。今回の県議選での低投票率は、それをわれわれに問うているように思う¹⁰。

県議選では、各候補者とも激しい選挙戦を展開した。県警は2月24日、本部と県内20署に統一地方選挙事前運動取締本部を設置。また3月23日には、同選挙違反取締本部に切り替えて渡部厚本部長以下1,234人体制を敷き、複数の選挙区で現金買収などの違反情報を得て、内偵捜査を進め、県議選違反の摘発に着手した¹¹。

『東奥日報』紙の4月13日付けの紙面には、次のような見出しで逮捕者の氏名と違反事実が報道されている。“県議選違反8人逮捕－県警と5署一現金買収などの疑い”。

「県議選の選挙違反を捜査している県警の統一地方選挙取締本部と弘前、黒石、十和田、七戸、野辺地署は12日深夜から13日未明にかけて、保守系三候補派の運動員ら8人を事前運動や現金買収の公職選挙法違反の疑いで逮捕した・・・」¹²。

4、おわりに

1999年4月11日に行われた県議選は、保守二大勢力の攻防を軸として展開された。その結果は、与党系がやや勢力を伸ばしたものの、野党勢力と拮抗する枠組みは変化しなかった。県議会でいずれの勢力にも優位な単独過半数を与えなかったということは、結果的に県民のバランス感覚が作用した、ともいえる¹³。

当選者の平均年齢は59.4歳で、前回および前々回を上回った。確かに、新人は10人で、女性県議も3人当選した。しかし、県議会の空気はあまり変わりそうにもない。何故なら、新顔が増えた一方で、多選のベテラン組も多く当選したからだ¹⁴。

県議会は県行政が適正に執行されているか、常にチェック機能を果たす必要がある。その際、各地域の代表である県会議員は、斬新な「時代認識」を身につけて議会の監視と活動に励んでもらいたい¹⁵。

《注》

- (1) 「政治」『東奥年鑑 2000年版<記録編>』〔東奥日報社、1999年〕、84頁、『デーリー東北』1999年4月12日、『東奥日報』1999年4月12日。
- (2) 前掲書『東奥年鑑 2000年版<記録編>』、84頁、『東奥日報』1999年4月12日。
- (3) 前掲書『東奥年鑑 2000年版<記録編>』、85頁。
- (4) 「県政界の行方―第7部・県議選を受けて、上」『陸奥新報』1999年4月12日。
- (5) 「青森県議選の分析」『デーリー東北』1999年4月13日。
- (6) 『陸奥新報』1999年4月12日、『東奥日報』1999年4月12日。
- (7) 『東奥日報』1999年4月12日、『陸奥新報』1999年4月12日。
- (8) 『東奥日報』1999年4月12日、『陸奥新報』1999年4月12日。
- (9) 『デーリー東北』1999年4月12日。
- (10) 「社説：県議選の投票率が示すもの」『陸奥新報』1999年4月13日。
- (11) 『東奥日報』1999年4月12日(夕)。
- (12) 同上、4月13日。
- (13) 「社説：わかりやすい政治を望む」『東奥日報』1999年4月12日。
- (14) 「天地人」同上、1999年4月13日。
- (15) 「社説：県議の使命を果たそう」『陸奥新報』1999年4月12日。

第15章、2003年の県会議員選挙

<目次>

- 1、はじめに
 - 2、2003年の県議選の概要
 - 3、2003年の県議選の課題
 - 4、おわりに
- <注>

1、はじめに

戦後、第15回目の県会議員選挙は2003年4月13日に実施、無投票で当選した黒石市、三沢市、および上北郡の6人を含む、51議席が新しく決まった。党派別では、自民党25、県民協会8、社民党3、公明党2、共産党2、民主党2、および無所属10議席の配置となった。その後、自民党は無所属系議員1人を加え、改選前と同じ26議席とし過半数を維持した。実質的な平均競争率は1.47倍で、また新県議の新旧別では、現職32、元職5、および新人14人であった。なお、女性議員は2人減り1人のみとなった¹。

今回の県議選では、ベテラン議員の引退が相次ぐ一方、新人は14人当選するなど、顔ぶれが一新された。投票率は前回の63.80%をさらに4.80ポイント下回り、59.00%であった。また新県議の平均年齢は、前回の59.4歳から3.6歳若返り、55.8歳となった²。

5月14日に招集された臨時県議会の「組織会」において、三戸郡選挙区選出で自民党の上野正蔵が議長に、また三沢市選挙区選出で自民党の小比類巻雅明が副議長に選出された³。

2、2003年の県議選の概要

すでに述べたように、第15回県議選は4月13日に投開票が行われ、無投票の三選挙区6人を含めた県議51の顔ぶれが決定した。自民党

は推薦を含めて25人が当選、自民党籍を有する無所属1人を加えて26議席とし、単独で過半数を堅持することに成功した。一方、県民協会は推薦7人が全員当選したものの、1議席を減らした。その他に、社民党が3人、公明党が2人、共産党が2人、民主党が2人、および無所属は10人が当選した。

今回の県議選では、最大の争点となった木村守男知事の女性問題について、先の県議会二月定例会で知事不信任案に反対した自民党および無所属の現職5人が落選するなど、不信任造反に大きな批判が集中、いわゆる「親知事派」にとって厳しい審判が下された⁴。

新たに選出された県議は、その多数が木村守男知事に対する再度の不信任決議案に賛成することを明言していた顔ぶれだった。辞職勧告決議案を圧倒的多数で可決、不信任案をも可決前に持ち込んだ改選前の決断は、有権者の意思を率直に代弁するものであった、とあってよい。

改めていうまでもなく、県政は財政再建、景気・雇用、および核燃サイクルなど、問題が山積していた。だから本来、それを争点にして戦うのが県議選であったはずだった。しかし、今回の県議選で、有権者の大きな関心を呼んだのは、知事の女性問題に対する候補者たちの政治的姿勢に他ならなかった。その結果は、改選前に辞職勧告と不信任の両決議案に反対した現職5人が落選、有権者たちは、知事の女性問題への対応を厳しく見極めたのである⁵。

次頁の図表①は、今回の県議選での当選者氏名と得票数を示したものである。最高得票者は、青森市選挙区の鹿内博（無）で15,351票。一方、最低得票者は、下北郡選挙区の新保英治（無）で6,772票に留まった。

<図表1> 2003年の県議選での当選者、得票数、所属会派

*青森市(定数9)		*八戸市(定数8)		*弘前市(定数6)	
鹿内博(無)	15,351	山田知(無)	11,897	岡本行人(無)	13,062
伊吹信一(公)	12,703	間山隆彦(公)	11,596	相馬鋳一(無)	11,514
山内和夫(自)	11,994	滝沢求(自)	11,428	三上隆雄(無)	10,593
諏訪益一(共)	11,957	中山安広(自)	9,196	三上和子(共)	10,384
高橋弘一(自)	11,084	田名部定男(無)	8,878	西谷冽(自)	10,067
渡辺英彦(社)	10,696	山内正孝(無)	7,617	山内崇(自)	10,012
山谷清文(無)	10,357	熊谷雄一(自)	7,346		
森内之保吉留(無)	10,231	清水悦郎(自)	7,224		
藤本克泰(自)	9,159				
*五所川原市(定数2)		*十和田市(定数2)		*むつ市(定数2)	
平山誠敏(無)	9,066	丸井彪(自)	10,874	菊池健治(無)	8,642
今博(無)	8,027	中村友信(無)	10,282	越前陽悦(無)	8,162
*下北郡(定数2)		*東津軽郡(定数1)		*西津軽郡(定数3)	
大見光男(自)	7,989	神山久志(無)	10,308	富田重次郎(自)	13,897
新保英治(無)	6,772			三橋一三(無)	11,443
				工藤兼光(無)	8,996
*南津軽郡(定数4)		*北津軽郡(定数3)		*三戸郡(定数3)	
長尾忠行(自)	12,129	升田世喜男(自)	12,963	北紀一(無)	11,369
阿部弘悦(自)	9,990	成田一憲(自)	8,642	上野正蔵(自)	10,731
太田定昭(無)	9,288	相川正光(無)	8,584	松尾和彦(無)	10,693
中村弘(無)	8,979				
*黒石市(定数1)		*三沢市(定数1)			
高樋憲(自)	無投票当選	小比類巻雅明(自)	無投票当選		
*上北郡(定数4)					
三村輝文(無)	無投票当選				
斗賀寿一(無)	無投票当選				
中谷純逸(自)	無投票当選				
工藤省三(自)	無投票当選				

出典：『東奥日報』2003年4月14日。

今回の県議選で初当選した新人は、無所属で八戸市選出の山田知(33歳)、自民党で八戸市選出の熊谷雄一(40歳)、無所属で西郡選出の三橋一三(35歳)、無所属で弘前市選出の岡本行人(38歳)、無所属で三戸郡選出の松尾和彦(39歳)、および自民党で青森市選出の藤本克泰(39歳)などがおり、当選の喜びと支持者への感謝の言葉を述べた⁶。

新しい県議たちに対して『東奥日報』紙は、

社説：県民を直視して議員活動を」の中で、次のように注文をつけた。

「県議としてなすべきことは、県民の立場に立って県政チェックすることである。同時に、提出された議案を審議するという受け身の姿勢だけでなく、議員自らが積極的に県民のための議案を提出することも必要だ。こうした議員本来の役割を常に意識していなければならない。要は県民に視線を向け続けることである。県民

は何を願い、何を求めているのか。そのことに敏感であってほしい」⁷。

3、2003年県議選の課題

すでに述べたように、2003年の県議選は、極めて異常な政治的環境の下で遂行された。『陸奥新報』紙は、「社説：県政への信頼回復に努めよ」の中で、県議選後の政治課題をつぎのように論じている。

「今回の県議選は従来選挙戦とは大きく様変わりし、週刊誌が報じた女性問題で進退を問われた木村知事への各党派や立候補者のスタンスが最大の争点となった。

先の県議会二月定例会で木村知事に対する辞職勧告決議案と不信任決議案で異なる投票行動を取った議員が6人もいた自民にとっては逆風の中での選挙戦となり、不信任決議案に反対した現職11人のうちの4人と県議会議長も務めた県連顧問の古参議員1人の5人が落選の憂き目に遭った。

また不信任決議案に反対した無所属候補2人を加えると現職13人のうち5人が落選したのだから四割近い落選率で、県民の厳しい目を裏付けるものといえよう」⁸。

今回の県議選に関して『デーリー東北』紙もまた、“第二の審判”厳しくという見出しで、知事不信任案が再提出で可決もと次のように報道している。

「今回の青森県議選の大きな争点は、女性問題を抱えた木村守男知事へのスタンスだった。その視点でみると、本紙事前アンケートで“不信任案に賛成する”とした反知事派が36議席を獲得。不信任案可決最低ラインの39議席に迫る勢いで、知事不信任案が提案された場合、可決の可能性も出ている。

先の知事選でも多くの批判票があった木村知事にとって、“ノー”の態度を明確にする県議

が全体の四分之三に迫るという事実は、間接的とはいえ、県民からの重く厳しい“第二の審判”を受けたといえる。

特に、知事直系の松森俊逸、石岡裕の両氏に加え、2月定例会で辞職勧告案、不信任案に反対した沢田啓氏、田中順造氏、平井保光氏が軒並み落選。親知事派の毛内喜代秋氏も涙をのみ、県民の知事に対する批判的な視線を際立たせた」⁹。

木村守男知事は4月14日、13日に投開票が行われた県議選の結果を受けて記者会見を行い、女性問題にかかわる自身の政治的スタンスが選挙戦の争点になった点に関して、「これまで私なりに議会で説明してきた。今後とも県政諸課題について政治結集で責任を果たす使命感を貫いていく」と、また、県議会二月定例会で知事自身の不信任決議案に反対した現職5人が落選したことについては、「大変お気の毒であったと思っている」と語った¹⁰。

毎度のことであるとはいえ、今回も県議選が終了するや直ちに、官憲が選挙違反者の摘発に動いた。『東奥日報』紙には、次のような見出しと記事が見られた。“運動員3人を逮捕、県議選違反で、八戸、三戸署、浪岡署でも聴取”。

「13日に投開票を終えた県議選の選挙違反を捜査している県警の“統一地方選挙違反取締本部”と三戸署、浪岡署、八戸署など県内数署は、14日早朝から、一斉に違反摘発に乗り出した」¹¹。

「13日に投開票が行われた県議選の選挙違反を捜査している県捜査二課と八戸署、三戸署は14日午後10時40分、三戸郡選挙区から立候補した沢田啓候補（自民、落選）を当選させようとして、買収行為をしていた運動員3人を公選法違反（買収、事前運動）の疑いで逮捕した。捜査当局は同日から一斉に違反摘発に乗り出したが、初日から逮捕者が出る結果となった」¹²。

4、おわりに

木村守男知事はその後、不信任決議案が可決される見通しとなり、5月16日に至り、知事職の辞任に追い込まれた。後釜には、元衆議院議員の三村申吾（自民党）が横山北斗（民主党推薦）を破り、6代目の民選知事に就任した¹³。

県議選自体が、木村守男知事の女性問題に端を発した県政の混乱、それによる知事の進退が最大の争点となり、政治的レベルとして「低次元」な選挙に終始してしまったのは、残念なことであった。

ただ、当該問題に関して県民の信を問う必要があったのは否めない。確かに、各選挙区の構図が必ずしも女性問題を軸としたのでなかったにせよ、有権者は今回の県議選に対する“民意”を選挙で明示する機会を得たわけである¹⁴。

異例なことに、県議選では政党によって党派を超えた支援対策も見られるなど、戦いの構図それ自体、これまでの与野党対決とは様相を異にした。それがまた、2003年の県議選の特色でもあった¹⁵。

今回の県議選では初めて選挙公報が発行され、合同・個人演説会も実現した。ただ、実際には、県政の混乱を通じて、政治や県議会への不信感が増大、有権者の足を投票所から遠ざけてしまったのは遺憾なことであった¹⁶。今回の事件を契機に、地方政治とは一体どうあるべきかを再考する機会となれば、幸いである。

《注》

- (1) 『陸奥新報』2003年4月14日、『東奥日報』2003年14日、『デーリー東北』2003年4月14日。
- (2) 「政治」『東奥年鑑 2004年版（記録編）』〔東奥日報社、2003年〕、78頁。
- (3) 『東奥日報』2003年5月15日。
- (4) 『陸奥新報』2003年4月14日、『東奥日報』2003年4月14日、『デーリー東北』2003年4

月14日。

- (5) 『東奥日報』2003年4月14日。
- (6) 『陸奥新報』2003年4月14日、『東奥日報』2003年4月14日。
- (7) 「社説：県民を直視して議員活動を」『東奥日報』2003年4月14日。
- (8) 『陸奥新報』2003年4月15日。
- (9) 『デーリー東北』2003年4月14日。
- (10) 同上、2003年4月15日。
- (11) 『東奥日報』2003年4月14日。
- (12) 同上、2003年4月15日。
- (13) 詳細は、藤本一美『戦後青森県の政治的争点 1945年～2015年』〔志学社、2018年〕、第五部、第3章参照。
- (14) 『陸奥新報』2003年4月14日。
- (15) 「冬夏言」同上。
- (16) 「県議選分析・記者座談会—親知事派に厳しい審判」『東奥日報』2003年4月14日。

第16章、2007年の県会議員選挙

<目次>

- 1、はじめに
- 2、2007年県議選の概要
- 3、2007年県議選の課題
- 4、おわりに

<注>

1、はじめに

戦後、第16回目の県会議員選挙は2007年4月8日に行われ、無投票で当選した黒石市、平川市、および西津軽郡の5人を含む48人が決定した。今回の選挙は、市町村合併や人口減少で選挙区割りが再編、そのため、選挙区は1増（16区）、総定数は3減（48議席）の下で行われた。党派別の当選者は、自民党24、民主党6、公明党2、共産党2、社民党1、および無所属13人であった。その後、自民党は無所属議員4人を入党させて28人とし、議会で過半数を堅持した。新旧別では、現職35、元職1、新人12人で、議員の平均年齢は、55.6歳と前回に比べて0.2歳若返った。女性議員は2人で1人増え、ま

た、投票率は57.08%に終わり、前回はさらに1.92ポイント下回り過去最低を更新した¹。

このように、県議選に対して有権者の関心が高まらなかったのは、政治離れという根本的問題に加えて、全国でも最低水準の産業・雇用の改善による地域間格差の是正をめぐる具体的論争が乏しく、また明確な争点を欠いていたことも影響している²。今回、立候補者のうち新人が40%を占め世代交代も焦点の一つとなった。しかし、当選者のうちで新人は25%に留まった³。

県議会の臨時会が5月9日に招集、「組織会」で正副議長の選挙が行われた。議長には、自民所属で東津軽郡選出の神山久志（当選6回）を、また副議長には自民党所属でむつ市選出の大見光男（当選3回）を選んだ⁴。

2、2007年県議選の概要

すでに述べたように、第16回県議選は4月8日に投票が行われ、無投票当選の4選挙区5人を含む新県議48人の顔ぶれがそろった。自民党は24人が当選、党籍を有する無所属新人4人を加えて、改選前の29議席から1議席減らし28議席とし、引き続き単独で過半数を制した。一方、二大政党の一翼を担う民主党は現有同数の6議席を確保、また、公明党、共産党は2議席、社民党は1議席で、無所属が13議席であった⁵。

今回の県議選は、市町村合併や人口減少で選挙区割りが再編、選挙区1増、定数3減の下で実施された。総定数や区割りの見直しは、自民党にとって比較的有利に働いた、といえる。エリアが狭まった選挙区を中心に無投票を含めて圧勝、市部では後援会組織をフルに回転させた。ただ、その一方で、次期議長と目されていたベテランが落選するなど、無党派層をはじめ新たな支持者を得ることが出来ないという限界点を

示した。

これに対して、民主党は対抗馬の発掘が難航、出遅れた新人を次々と追加公認したものの、目標としていた議席増を実現できなかった。また、公明党、共産党、および社民党は知名度で劣る新人候補を擁立した。だが、党代表らを投入した強力な支持が奏功し議席維持に成功した⁶。

選挙戦では、候補者たちは党派を問わず雇用、医療、および格差是正など直面する深刻な課題を公約に掲げた。そのため、争点は明確さを欠き、また春休み最後の日曜日と重なったこともあって、投票率が57.08%と過去最低を記録した⁷。

次頁の図表①に、今回の県議選での当選者の氏名と得票数を掲げておいた。最高得票者は、八戸市選挙区の中村寿文（無）で、17,561票獲得。一方、最低得票者は、南津軽郡の阿部弘悦（自）で7,324票であった。

今回、新人は12人当選した。その中で、特に注目を集めて当選した新人たちを紹介しておきたい。

自民党公認で新人の櫛引ユキ子（53歳）＝五所川原市選挙区は1万1,948票獲得、女性候補として五所川原市選挙区では初めて、また西北五地域からの当選は60年ぶりの快挙となった。トップ当選を果たした櫛引議員は、次のように喜びを語った。

「ちゃんとした政治を志す人になるよう、これからも私を支えて下さい。有権者の思いを無駄にせず、自分なりの政治をしたい」⁸。

共産党公認で新人の安藤晴美（55歳）＝弘前市選挙区は、11,383票を獲得、「本当にうれしい。三上和子県議が三期12年務めてきた議席を守ることができた」と深々と頭を下げ、次のように誓った。

「政治や暮らしに対する不満の声が一票となったのだろう。県政の場で市民の思いを伝え

<図表①> 2007年の県議選当選者、得票数、所属会派

* 青森市 (定数10)		* 八戸市 (定数8)		* 弘前市 (定数6)	
高橋修一 (自)	14,157	中村寿文 (無)	17,561	川村悟 (無)	13,687
鹿内博 (無)	12,811	滝沢求 (自)	12,346	岡本行人 (自)	12,686
伊吹信一 (公)	12,311	畠山敬一 (公)	10,828	安藤晴美 (共)	11,383
諏訪益一 (共)	11,795	熊谷雄一 (自)	10,198	三上隆雄 (無)	11,116
森内之保留 (自)	11,502	田名部定男 (民)	10,139	山内崇 (自)	10,307
山内和夫 (自)	11,373	山内正孝 (民)	9,256	西谷冽 (自)	9,867
渋谷哲一 (無)	10,155	山田友 (無)	8,778		
古村一雄 (無)	9,379	清水悦郎 (自)	7,843		
一戸富美雄 (無)	8,699				
奈良岡克也 (社)	7,630				
* 五所川原市 (定数3)		* つがる市 (定数1)		* 十和田市 (定数2)	
櫛引ユキ子 (自)	11,948	三橋一三 (自)	13,152	田中順造 (自)	11,535
成田一憲 (自)	11,455			丸井裕 (自)	11,248
今博 (民)	10,059				
* 三沢市 (定数1)		* むつ市 (定数3)		* 三戸郡 (定数3)	
小繪山吉紀 (無)	14,097	越前陽悦 (無)	13,116	夏堀浩一 (無)	10,802
		菊池健治 (無)	12,456	北紀一 (民)	9,908
		大見光男 (自)	8,574	松尾和彦 (民)	8,954
* 上北郡 (定数4)		* 南津軽郡 (定数1)		* 北津軽郡 (定数1)	
中谷純逸 (自)	11,293	阿部弘悦 (自)	7,324	相川正光 (自)	9,882
三村輝文 (無)	11,278				
斗賀寿一 (民)	10,397				
工藤慎康 (自)	9,724				
* 黒石市 (定数1)		* 平川市 (定数2)		* 東津軽郡 (定数1)	
高樋憲 (自)	無投票当選	中村弘 (自)	無投票当選	神山久志 (自)	無投票当選
		長尾忠行 (自)	無投票当選		
* 西津軽郡 (定数1)					
工藤兼光 (自)	無投票当選				

出典：『デーリー東北』2007年4月9日。

たい」⁹。

その他に、無所属新人の古村一雄（62歳）＝青森市選挙区は9,379票を獲得して第8位で当選し、初当選の意義を次のように強調した。

「今回の勝利で浪岡の存在を示せた。感謝している。（青森市との合併という）浪岡の悲劇を繰り返さない」¹⁰。

3、2007年県議選の課題

2007年の県議選が終了した段階で県内の主要紙は、県議選の特色、課題、および展望を指摘している。『東奥日報』紙は「社説：新しい県議決まる一敏感力・論戦力・実行力」と題して、次のように新しい県議に課題を投げかけた。

「新県議には、“敏感力”を求めたい。選挙戦の現場で県民が何をの望み、何に困っているか

を肌で知ったはず。県民の思いを鈍感ではなく敏感にとらえ、県政に反映させるべきだ。・・・

県民を苦しめる痛みの内容は違うが、どれも切実だ。新県議は産業振興、雇用確保などを公約にして当選してきたのだから、約束を果たす義務を負った。痛みを少しでも和らげる具体的な成果を示してもらいたい。選挙戦で県民に公約を訴え、県民の声に耳を傾けた。相手陣営とは政策論争をした。今度は県を相手に政策論争をする番だ¹¹。

『東奥日報』紙はまた、翌日の「社説：統一選前半選終わる一勢力図に大きな変化なし」の中で、今回の県議選の特徴を次のように総括した。

「県議選の投票率は57.08%となり、過去最低であった前回の2003年の59.00%をさらに1.92ポイント下回った。雇用や産業振興、医療・福祉など県民生活に直結する課題はいっぱいある。しかし、これらを明確な争点として有権者に浸透させることができなかつたことが、投票率に反映したと言える。各党にとって重い課題を残した・・・。

自民党は過半数を維持し、県政界の主導権を引き続き確保することができた。しかし、浮動票が多いとみられる市部で期待した結果が得られなかつたところもある。今後続く県知事選や参院選に向けて、組織の引き締めを図る必要がある。・・・

民主党は人材発掘にもっと力を入れるべきだ。確固として組織を再構築し、有権者に選択肢を示していかなければならない。そうでないと、「二大政党時代の一翼を担う」とは、少なくとも県内では言えない¹²。

県議選が終了した段階で『陸奥新報』紙は、「社説：統一選前半選終わる一勢力図に大きな変化なし」の中で、新県議たちに、次のような課題をつきつけた。

「9日間の選挙戦で各候補は雇用、産業、医療福祉など分野で地域事情を踏まえつつ、それぞれの公約を有権者に訴えてきた。ほとんどの候補は掲げたのが雇用対策だった。県民の閉塞感は強く、全国最下位クラスを脱せない現状を受けたものだ。その手法を紹介すると、“企業誘致”“新産業創造”“地場産業の育成”が挙げた。・・・

県議会は、雇用の拡大が掛け声だけに終わらないよう機会あるごとに県の事業や制度の中身を厳しくチェックする必要がある。また、事業効果を確認して、最大の成果が上がるよう見直しや廃止を求めるのも責務だ¹³。

『デーリー東北』紙もまた、「時評：統一選前半選—未来への道筋明確に示せ」の中で、新県議の在り方を次のように論じた。

「平成の大合併によって地方は確実に変わろうとしている。新時代の地方自治の在り方を懸命に模索している最中だ。地方分権の推進、少子高齢化社会への対応、そして多様化する住民のニーズにも応えられる効率的な行政運営に向け必死の努力が続いている。

しかし、残念ながらそんな中で中央との格差拡大の流れは止まらない。北奥羽エリアに住むわれわれの暮らしも依然として厳しい。そこでまず第一に、知事や県議はこうした住民の痛みの実態をしっかり把握することから始めてほしい。あらためて現実を直視することが、地方再生への道を切り開く最初の一步だと考えるからだ¹⁴。

さて、県議選は終わり、選挙違反者の摘発が行われた。4月9日付けの『東奥日報』紙は、“県南など捜査本格化—県議選違反”という見出しで、次のように報道した。

「8日投開票の県議選で、県警、各署の取締本部は9日、選挙違反の捜査を本格化した¹⁵。

また翌10日付けの報道では、“吉田派運動員

を逮捕—県議選上北郡区—現金買収の疑い”という見出しで、東奥日報、陸奥新報の両紙が選挙違反者の逮捕を報じている。

「県警捜査二課と八戸署は9日、公選法違反（現金買収、事前運動）の疑いで、8日投開票の県議選上北郡で落選した吉田豊候補派の運動員で大工佐々木清一容疑者（59歳）＝六戸町大落瀬高館＝を逮捕した。調べによると、佐々木容疑者は今年2月中旬ごろ、六戸町内で、同選挙区の有権者の農業男性（58歳）に対し、吉田候補への投票と票の取りまとめなど選挙運動の報酬として、現金数万円を渡した疑い」¹⁶。

4、おわりに

県議選の結果については、県内の各紙が「県議選 記者座談会」の中で、それぞれ選挙区ごとに詳細に論じているので、選挙区事情を詳しく知ることができる。その判断はともかく、一方で有権者たちは、新県議に何を期待し望んでいるのであろうか？最後に、有権者たちの子育て、就職、および景気などに関する切実な声を紹介しておく。

*青森市の会社員：男性（66）＝「商店街に人がいないのがさみしい。特に、青森市まで新幹線が来たとき、新町商店街がこのまま活気のない状態だと、どうなってしまうのかと不安だ。街を活気づけるようなことをしてほしい」。

*五所川原市の農業者：男性（49）＝品目横断的経営安定対策導入など農政改革が断行され、農業情勢はさらに厳しくなる。新議員は、農業者と危機意識を共有し、生産者意欲をかきたてるような議論を展開してほしい」。

*五戸町の無職者：男性（21）＝景気が悪くて、なかなか仕事が見つからない。当選した県議には、雇用対策に力を入れてもらいたい。五戸町で働きたいが、八戸市まで範囲を広げて探している。景気さえ良くなってくれば」。

*東北町の社員：女性（33）＝これから結婚して子供を産む女性たちが安心して出産でき、働きながら安心して子育てができるような環境を整備してもらいたい。出産・子育て支援が充実すれば少子化問題も解決できると思う」¹⁷。

いずれも有権者の県議に対する切実な要望ばかりである。新しく選出された県議がこれらの問題に真摯に取り組みよう今後の活動に注目したい。

《注》

- (1) 「政治」『東奥年鑑 2008年度版』〔東奥日報社、2007年〕、102頁、『陸奥新報』2007年4月9日。
- (2) 「投票率過去最低57.08%」『デーリー東北』2007年4月9日。
- (3) 『東奥日報』2007年4月9日。
- (4) 「議会」前掲書『東奥年鑑 2008年度版』103頁。自民党会派の議長候補の要件は、①当選5回以上、②副議長経験者は8年以上の間隔を置く慣例であった。だが、対象者が少なかったこともあり、副議長を経験して5年に満たない神山久志を選出し、従来の慣例を見直した（同上）。
- (5) 『デーリー東北』2007年4月9日。
- (6) 「自民辛くも主導権—解説」『陸奥新報』2007年4月9日。
- (7) 同上。
- (8) 「期待票 新人に追い風」『東奥日報』2007年4月9日、『陸奥新報』2007年4月9日。
- (9) 「歓喜とため息交差」『陸奥新報』2007年4月9日。
- (10) 「勝利で“浪岡”示す」『陸奥新報』2007年4月9日、平成の大合併で青森市と浪岡の合併を巡る確執については、藤本一美『戦後青森県の政治的争点 1945年～2015年』〔志學社、2018年〕、第七部、第5章を参照。
- (11) 「社説：新しい新しい県議決まる—感動力・論戦力・実行力」『東奥日報』2007年4月9日。
- (12) 「社説：統一選前半選終わる—勢力図に大きな変化なし」『東奥日報』2007年4月10日。
- (13) 「社説：県議選終わる—公約実現への不断の

努力を」『陸奥新報』2007年4月9日。

(14) 「時評：統一選前半選—未来への道筋明確に示せ」『デーリー東北』2007年4月9日。

(15) 『東奥日報』2007年4月9日。

(16) 同上、2007年4月10日、『陸奥新報』2007年4月10日。

(17) 「新議員に望む」『東奥日報』2007年4月9日。

第17章、2011年の県会議員選挙

<目次>

1、はじめに

2、2011年県議選の概要

3、2011年県議選の課題

4、おわりに

<注>

1、はじめに

戦後、第17回目となる県会議員選挙は2011年4月10日に投開票が行われた。その結果、無投票当選となった7選挙区の8人を含む48人の新県議が決まった。党派別の当選者は、自民党が現有議席を上回る28人で、定数の過半数を維持した。一方、民主党は7人で、4人減の惨敗に終わった。公明党と共産党は2人、社民党はゼロ、そして無所属は9人であった。新旧別では、現職33、元職3、および新人12人であり、このうち女性県議が3人であった。また、投票率は51.68%に留まり、前回は5.08%下回り過去最低を更新した¹。

県議会は5月11日、改選後の「組織会」となる臨時議会を招集、正副議長選挙を実施、新議長には、当選5回で自民党会派の高樋憲（黒石市選出）を、また副議長には、当選4回で自民党会派の相川正光（北津軽郡選出）を選んだ。第一会派である自民党は、6つの常任委員会の委員長と特別委員会の正副委員長職をすべて独占した²。

2、2011年県議選の概要

今回の県議選については、東日本大震災の影響もあり延期が検討されたものの、当初の予定通り実施された。震災と福島第1原発の事故により、災害への対応や下北半島に集中する原子力発電所と核燃料サイクル事業の是非が争点として浮上した。そのため、経済・雇用対策や中央と地方の格差、環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加の是非を含めた一次産業の振興対策などは影を潜め、争点は総じてぼやけた格好となった³。

すでに述べたように、2011年の県議選は4月10日に投票が行われ、即日開票の結果、無投票当選となった7選挙区8人を含む新県議48人が決定。公認・推薦を合わせた党派別の当選者は、自民党が、無投票当選の現職8人を含めて現有25議席から3人上乗せして、28人と定数48の過半数を制した。確かに、平川市では現職が落選したものの、青森市、八戸市、五所川原市、および上北郡選挙区では元職・新人系6人が当選、勢力を拡大した。また、現職が勇退したむつ市でも新人がトップ当選を果たすなど、世代交代が促進された⁴。

これに対して、民主党は弘前市、八戸市、および五所川原市で現職が落選したほか、新人3人も敗れた。弘前市、五所川原市、および上北郡で議席を失い、現有11議席から4議席減の7議席へと惨敗、党として組織力の弱体ぶりを露呈した。

社民党は党を挙げて議席の死守を図ったものの、当選に届かなかった。一方、共産党は、青森市で2議席目指した。だが新人が敗れ、青森市と弘前市の現職2議席に留まった。また、公明党は青森市と八戸市で現職2議席を死守した⁵。

次頁の図表①は、今回の県議選における当選者と得票数を示したものである。最高得票者は、青森市選挙区の高橋修一（自）で、14,670票を

<図表①> 2011年の県議選当選者、得票数、所属会派

* 青森市 (定数10)		* 八戸市 (定数8)		* 弘前市 (定数6)	
高橋修一 (自)	14,670	熊谷雄一 (自)	13,125	相馬鋳一 (無)	10,284
森内之保留 (自)	11,454	滝沢求 (自)	12,159	西谷冽 (自)	10,038
伊吹信一 (公)	11,171	中村寿文 (民)	10,058	岡元行人 (自)	9,765
渋谷哲一 (民)	9,663	山田知 (民)	9,281	安藤晴美 (共)	8,974
関良 (無)	8,727	畠山敬一 (公)	8,828	川村悟 (無)	8,609
古村一雄 (無)	8,562	田名部定男 (民)	8,627	斉藤爾 (無)	7,366
山谷清文 (自)	7,921	清水悦郎 (自)	8,112		
花田栄助 (自)	7,614	藤川友信 (自)	6,908		
諏訪益一 (共)	7,245				
奈良岡央 (無)	7,209				
* 五所川原市 (定数3)		* むつ市 (定数3)		* 平川市 (定数2)	
櫛引ユキ子 (無)	12,846	横浜力 (自)	11,730	長尾忠行 (自)	9,789
寺田達也 (自)	12,493	菊池憲太郎 (無)	10,781	工藤義春 (無)	5,648
成田一憲 (自)	7,044	越前陽悦 (無)	9,574		
* 南津軽郡 (定数1)		* 上北郡 (定数4)		* 三戸郡 (定数3)	
阿部広悦 (自)	6,088	工藤慎康 (自)	12,015	夏堀浩一 (自)	9,381
		吉田絹恵 (無)	10,407	北紀一 (民)	8,379
		蛭沢正勝 (無)	8,779	松尾恵 (民)	7,647
		沼尾敬一 (無)	8,598		
* 黒石市 (定数1)		* 三沢市 (定数1)		* 十和田市 (定数2)	
高樋憲 (自)	無投票当選	小繪山吉紀 (自)	無投票投票	丸井裕 (自)	無投票当選
				田中順造 (自)	無投票当選
* 東津軽郡 (定数1)		* 西津軽郡 (定数1)		* 北津軽郡 (定数1)	
三橋一三 (自)	無投票当選	工藤兼光 (自)	無投票当選	相川正光 (自)	無投票当選

出典：「県会議員選挙」『東奥年鑑 2012年版』〔東奥日報社、2011年〕、11頁。

獲得。一方、最低得票者は、平川市選挙区の工藤義春（無）で、5,648票に留まった。

今回の県議選では、新人が12人当選した。定員48名中12人ということは当選率が約20%である。そこで、注目された新人議員を紹介し、当選の喜びと決意の声を拾ってみよう。

平川市選挙区で、無所属新人で当選した工藤義春（61歳）は、「私を信じて支えてくれた多くの仲間感謝したい。いただいた点数の重さを胸に、地域のために一生懸命に働く。これが私の恩返し」と決意を表明⁶。

自民党の新人で前回敗れたが、しかし今回当

選した五所川原市選挙区の寺田達也（48歳）は、次のように当選の喜び決意を語った。

「皆様の支えによって当選を果たすことができた。皆様の熱い思いは今でも伝わっている。」「期待を裏切らないように働く場を増やし、若い人が定住できるよう、地域発展のため精一杯努力したい。それが恩返しだと思っている」⁷。

また、弘前市選挙区の岩木地区から、無所属新人で初当選した斎藤爾（40歳）は、次のように喜びを語った。

「多くの人に支えられながら、何と50年ぶりに岩木から県政の扉を開かせてもらえた」と感

激。その上で、「結果を重く受け止め県政発展、そして県民の生活第一を肝に銘じながら県会議員としての道を歩んでいきたい」と決意を新たにした⁸。

上北郡選挙区からの無所属新人で前町議の吉田絹恵（64歳）は、郡初の女性県議となったが、次のように決意を述べた。

「自分のためでなく、相手の立場に立ち、人を大事にしながら頑張っていく⁹。

最後に、むつ市選挙区で市議から初当選した新人の菊池憲太郎（42歳）は、県議を6期務めた父健治の地盤を引き継いだ。憲太郎は当選の喜びを、次のように語った。

「(下北) 半島全体、県民の幸せのため、議員生活を通じて答えを出していきたい¹⁰」。

3、2011年県議選の課題

すでに冒頭でも指摘したように、「3・11」の東日本大震災を境に、日本の状況は、経済、物流、および雇用環境など全ての面で大きく様変わりした。しかも、その影響は短期間に留まることはなく、そこで、青森県を含めて東北、地方の在り方や価値観もまた変わらざるを得なかった。

こうした危機的状況の最中で、県議選が実施され48名の新しい県議が決定した。そのため、新県議の責任はことに重大であり、従来型の県議会運営では時代の変化に対応できない。そこで県議会も機能強化を求められている。『東奥日報』紙は、珍田秀樹署名いりの「評論：県議会は機能強化を一震災境に周囲の環境一変」の中で、県議選後の政治課題を次のように指摘している。

「今回の県議選で28議席を獲得し過半数を維持した県政与党・自民党は、本県のこれからの道筋をどうつけるかという点で最も重要な責任がある。一方、民主党をはじめ野党側も、県当

局、与党会派が進める施策をチェックしつつ、県民生活安定のため歩み寄るべきところは歩み寄る協力姿勢が必要であろう¹¹」。

『デーリー東北』紙もまた、「時評：今こそ政治の実力示せ」の中で、新しい県議たちに次のように課題を突き付けている。

「震災後の混乱と、東京電力福島第1原発の深刻なトラブルの真ただ中で行われた選挙戦だった。直接的な震災被害を受け、原子力施設が集中立地する青森県にとって、“復興”と“原子力”は、これから4年間を通じて語られるべき県政の二代テーマとなるう。

もちろん、雇用や経済対策、人口減少への対応、東北新幹線全線開業後の地域振興策など、以前から県政が抱える難しい時代の進路について、三村申吾知事ら理事者側と活発な議論を交わして欲しい。そこには県政チェックという使命こそあれ、県民不在の党利党略は関係ない。間違っても、自らに託された一票一票の思いを忘れることがあってはならない¹²」。

今回の県議選では、多くの有権者から「こんな時期に（県議）選挙なんて」との声があったのも事実である。結果は、県全体の投票率は過去最低の51.68%という低調ぶりであった。この点に関して、『東奥日報』紙は「社説：議会改革進め信頼回復を一投票率最低の県議選」の中で、“政治が有権者の期待を引き付けられなかったことだ”、としながら次のように課題を提示した。

「選挙の結果、無投票で当選を決めた8人を含め改選された48議員は、政治に対する信頼を回復するという大きな課題を背負ったととらえてほしい。新県議は、県政の喫緊の課題である震災復興対策や雇用・産業対策など有権者に約束した政策実現に取り組むとともに県民の信頼を得られるような議会改革を進めなければならない。

“議会の中で何をやっているのか分からない”、“県行政を追認するだけ”。県民からこんな指摘がある。県民の意識とかけ離れた議会では存在意義がない。4年に一度の選挙で信託を受けているだけでは十分でない¹³。

今回もまた県議選が終了すると同時に、県警は選挙違反の捜査に着手した。『陸奥新報』紙の4月13日付け記事には、“寺田氏陣営運動員を逮捕一五所川原署など一県議選で買収容疑”という見出しの中で、次のように報道した。

「10日に投開票された県議選で、青森署と五所川原署は12日、公選法違反（物品買収、事前運動）の疑いで、五所川原市選挙区で当選した寺田達也陣営の運動員で無職磯野光久容疑者（63）＝五所川原市金木町芦野＝を逮捕した。逮捕容疑は県議選告示前の今年3月下旬ごろ、五所川原市金木町内で数回にわたり、複数の知人に対し、同選挙区から立候補を予定していた寺田氏への投票と票の取りまとめなどを依頼、報酬として日本酒各1本を渡した¹⁴。

4、おわりに

今回の県議選の結果を福島の原因事故に絡ませて、『陸奥新報』紙は「冬夏言」の中で、次のように皮肉っている。意味深い内容なので紹介しておきたい。

「県会議員選挙に県民の審判が下った。県政与党の自民が躍進し、国政与党の民主が議席を減らした。東日本大震災にゆれる中であって、この結果をどうみるべきなのか。

本県には北下半島に集中立地する原子力発電所と核燃料サイクル施設がある。県政与党はもともと、核燃などを受け入れ推進してきた立場でもある。今回の福島第1原発の事故を受け災害への対応策がより重要になった。また原発などへの安全性に対する県民意識がさらに高まったのは事実である。今回の選挙で県政与党へ託

した思いを、当選した議員は胸に刻み、これから政策立案に反映してほしい。それが安全安心を願う県民の意思表示であったと思う。それは議席を減らした民主への思いでもある。国民与党として期待したにもかかわらず、裏切られたとの思いが結果となって表れたともいえる¹⁵。

また先に述べたように、近年、県議選での投票率は低迷を続けており、今回もまた史上最低に終わった。『陸奥新報』紙は「冬夏言」の中で、次のように戒めている。

「自分が1票を入れても政治は変わらない”。以前からよく聞く声である。確かに、震災とその余震に伴う混乱で、選挙どころでないと感じた有権者はいただろう。しかし、小さなことでも、みんなで動けば結果は異なる¹⁶。

近年、県議選の投票率は低下する一方であった。しかし、今回は東日本大震災に伴う数十年に一回という大被害があり、それが有権者の足を引いたのは否めない。

《注》

- (1) 『東奥日報』2011年4月11日、『陸奥新報』2011年4月11日。
- (2) 「県議会」『東奥年鑑 2012年版』〔東奥日報社、2011年〕、73頁。
- (3) 『陸奥新報』2011年4月11日。
- (4) 「県議会選挙」前掲書『東奥年鑑 2012年版』、11頁。
- (5) 同上。
- (6) 「初当選に歓喜—工藤さん」『陸奥新報』2011年4月11日。
- (7) 「地域発展に働く場確保—寺田さん」同上。
- (8) 「岩木から50年ぶり—斉藤さん」同上。
- (9) 「吉田さん 郡初の女性県議」『デリー—東北』2011年4月11日。
- (10) 「父の地盤受け継ぐ—菊池さん、市議から転身」同上。
- (11) 「評論：県議会は機能強化を一震災境に周囲の環境—変」『東奥日報』2011年4月11日（夕）。

- (12) 「時評：今こそ政治の実力示せ」『デーリー東北』2011年4月11日。
- (13) 「社説：議会改革進め信頼回復を一投票率最低の県議選」『東奥日報』2011年4月11日。
- (14) 『陸奥新報』2011年4月13日。
- (15) 「冬夏言」『陸奥新報』2011年4月12日。
- (16) 「冬夏言」同上、2011年4月11日。

第18章、2015年の県会議員選挙

<目次>

- 1、はじめに
 - 2、2015年県議選の概要
 - 3、2015年県議選の課題
 - 4、おわりに
- <注>

1、はじめに

戦後18回目となる県会議員選挙は、2015年4月12日に投開票が行われた。無投票当選となった五選挙区5人を含む48人の新県議が決まった。党派別の当選者は、自民党29、民主党6、共産党3、公明党2、および無所属8人で、社民党は議席を奪還できなかった。その後、自民党は無所属から1人を入党させて、30議席とした。投票率は51.08%に留まり、過去最低であった2011年を0.60ポイント下回った。新議員の新旧別では、現職42、元職1、および新人5人で、このうち女性が3人当選した¹。

5月13日、県議選後初の臨時議会が招集され、「組織会」で正副議長選挙が行われた。その結果、第80代議長に当選5回で、八戸市選挙区の自民党会派の清水悦郎を選出、また第78代副議長には、当選4回で西津軽郡選挙区の工藤兼光を選出した²。

2、2015年県議選の概要

すでに述べたように、2015年4月12日に県議選が行われ、選挙戦では、県が最重要課題に掲げる人口減少対策、地方活性化にむけた具体

的な施策などが主な争点となった。結果は、県政与党の自民党は1議席減の29人が当選、その後無所属から1名入党させ、30議席と安定多数を堅持した³。

県議選は無投票となった11選挙区、都合43議席を競う戦いとなった。県議会で最大勢力を誇る自民党は、無投票を含めて公認した29人が当選、安定過半数を占めた。一方、民主党は現職5人と新人1人が当選、現有議席を確保した。また、公明党は2議席を維持し、共産党は議席1つ上増やし3議席となった。ただ、社民党は議席奪還とならなかった。

この点を敷衍しておくなら、国政と同じく、県政でも「自民党1強」が続いていた。そこで、焦点は今回の県議選で、自民党が安定多数を維持できるかにあった。結果は上で述べたように、改選前の30議席を割り込んだものの、安定多数の29議席を獲得、県民から県政のかじ取りをまかされた形となった。

これに対して、民主党は8選挙区に11人を擁立するなど、二桁の候補擁立で議席増を狙ったものの、議席は現有の6議席に留り、議席増はかなわなかった。また、公明党は堅実に現有の2議席を死守、共産党は八戸市で初めて議席を獲得して、2議席から3議席に増やし、一定の成果をあげた。社民党は県政復帰がかなわなかった⁴。

次頁の図表①は、今回の県議選での当選者と得票数を示したものである。最高得票者は、青森市選挙区の高橋修一（自）で、15,965票。一方、最低得票者は、平川市選挙区の工藤義春（自）で、5,732票であった。

今回の県議選で新人は5人にすぎなかったが、若手議員が躍進し、県政に新風を送るものと期待された。その中で、注目された新県議の喜びの声を紹介しておく。

初の県議選で最下位ながら当選を果たした、

<図表①> 2015年県議選の当選者、得票数、所属会派

* 青森市 (定数10)		* 八戸市 (定数8)		* 弘前市 (定数6)	
高橋修一 (自)	15,965	熊谷雄一 (自)	14,718	安藤晴美 (共)	10,590
諏訪益一 (共)	13,180	田名部定男 (民)	11,325	谷川政人 (自)	9,622
伊吹信一 (公)	11,464	山田友 (民)	10,722	川村悟 (無)	9,347
森内之保留 (自)	10,756	畠山敬一 (公)	9,944	岡本行人 (自)	8,801
花田栄介 (自)	9,232	清水悦郎 (自)	8,690	菊池勲 (無)	8,561
関良 (無)	9,140	藤川友信 (自)	8,417	斎藤爾 (自)	8,403
渋谷哲一 (民)	8,986	松田勝 (共)	7,910		
古村一雄 (無)	8,305	田中満 (民)	7,405		
一戸富美雄 (無)	8,269				
山谷清文 (自)	7,577				
* 五所川原市 (定数3)		* 十和田市 (定数2)		* 三沢市 (定数1)	
寺田達也 (自)	9,789	丸井裕 (自)	10,035	小繪山吉紀 (自)	11,566
櫛引ユキ子 (無)	8,556	田中順造 (自)	9,783		
成田一憲 (自)	7,306				
* むつ市 (定数3)		* 平川市 (定数2)		* 北津軽郡 (定数1)	
越前陽悦 (自)	10,676	山口多喜二 (無)	8,157	斎藤直飛人 (自)	6,696
菊池憲太郎 (自)	10,647	工藤義春 (自)	5,732		
横浜力 (自)	8,498				
* 上北郡 (定数4)		* 三戸郡 (定数3)			
工藤慎康 (自)	10,634	夏堀浩一 (自)	9,687		
吉田絹恵 (無)	10,580	松尾和彦 (民)	8,786		
沼尾啓一 (自)	8,949	北紀一 (民)	7,309		
蛭沢正勝 (自)	8,921				
* 黒石市 (定数1)		* つがる市 (定数1)		* 西津軽郡 (定数1)	
鳴海恵一郎 (自)	無投票当選	三橋一三 (自)	無投票当選	工藤兼光 (自)	無投票当選
* 南津軽郡 (定数1)		* 東津軽郡 (定数1)			
阿部広悦 (自)	無投票当選	神山久志 (自)	無投票当選		

出典：「県会議員選挙」『東奥年鑑 2016年版』〔東奥日報社、2015年〕、17頁。

八戸市選挙区の民主党・田中満（46歳）は、次のように決意を表明した。

「この感動を忘れない。地域のためしっかりとビジョンを持って、4年間働く」⁵。

市議員から県議に転じて初当選した、弘前市選挙区の無所属・菊池勲（33歳）は、次のように決意を述べた。

「子育てや教育の環境整備など、若い世代のための政策に重点を置きたい。弘前市議時代は、

市民から寄せられる生活の中から出て来た課題をくみ取ってきた。その経験を生かした提案を県政でしていきたい」⁶。

同じく、弘前市選挙区で市議3期務めて県議に初当選した自民党・谷川政人（45歳）は、次のように語った。

「皆さんの代弁者となって、県政の糧上で発言、提案し、地域づくりのために努力していきたい」⁷。

八戸市選挙区から出馬して初当選した、共産党の松田勝(67歳)は、議席の重さを実感しながら次のように決意を語った。

「大切な議席にふさわしい活動をする。市民に声をしっかりと届けるため、最初から全力で頑張りたい」「この勝利を八戸の歴史を変える第一歩にしたい」⁸。

3、2015年県議選の課題

新しい県議の課題について、『東奥日報』紙は「社説：新県議決まる “政策実現で県民の信頼を”」の中で、次のように指摘した。

「本紙は告示前、立候補予定者を対象に実施したアンケートで、当選者らは最優先で取り組みたい政策として“雇用の維持・拡大”“子どもを産みやすい環境づくり”“水田農業の基盤強化”などを挙げていた。一方、有権者らは“若い人の雇用を増やして”“農業政策に力を注いで”“若い親の負担を減らして”など、新議員への期待を語る。

選挙結果には、より良い暮らしを求める有権者の強い期待が込められている。新県議は確実に実現するため、全力で議員活動に取り組んでもらいたい。そうでなければ、政治への無関心や不信を招いてしまうからだ⁹。

確かに、新県議は決まったとはいえ、本県は人口減対策、経済再生、および脱「短命県」など、課題は深刻で待ったなしの状態にある。その際、重要なことは議員の政策提言力である。

県の人口は1983年を境に減少傾向にあり、2010年の国政調査で137万3千人と、05年の調査を6万3千人下回った。選挙戦で各候補は農林水産業の振興、賃金上昇といった雇用対策、子育て支援などの人口減少対策を語った。しかし、その多くはスローガンに留まったといってよい。地域の現実をよく知っている議員に求められるのは、具体的な政策提案に他ならない。

困難に直面する時代の中であって、県議会は単なるチェック機能という“待ち姿勢”にとどまらず、議員同士の積極的な議論による政策提言や県民への説明が必要になるであろう¹⁰。

注目された投票率は、51.08%に留まり、前の2011年を0.60ポイント下回り、過去最低を更新した。有権者の選挙への無関心ぶりは、深刻な状況である。『陸奥新報』紙は、「社説：県議選投票率の低迷—議会活動の中身が問われる」の中で、次のように論じた。

「投票率の低迷から抜け出せない要因は何か。東日本大震災の影響を受けた前回はさらに下回っており背景には一過性ではない、かなり根深いものがあると捉える時期にきているのではないか」¹¹。

ただ、投票率は過去最低を更新したものの、前回とほぼ横ばいだった点に注意をする必要がある。県選管の啓蒙活動などに効果があったのか検証する必要もあろう¹²。

今回、県議選では公職選挙法違反の大きな記事は、見当らなかった。筆者の調査不足ならば幸いである。投票日4月12日の『東奥日報』には次のような、小さな記事があった。

「統一選 警告33件、県警、11日現在。県警捜査二課は11日、県議選投票日(12日)を前に、11日までの統一地方選全体の警告件数33件と公表した。2011年の前回より1件増となった。同課によると11日午後5時現在、県議選警告は22件で、内訳は文書頒布15件、文書掲示5件、言論1件、その他1件」¹³。

4、おわりに

県議会改革の必要性は、従来から言われてテーマである。しかし、実現する気配がない。近年の県議選における投票率の低下も、その辺にあるのかもしれない。2015年4月13日付けの『東奥日報』紙の「天地人」には、次のよう

な議会の実態が掲載されている。

「県議会でも一般質問の通告を受け事前に答弁資料が用意される。問題なのは議員の再質問が少ないことだろう。二の矢、三の矢が放たれないのでは、丁々発止といかないまでも議論は深まらない。議会の役割は行政と予算に対する監視監督にある。チェック機能を果たすことで行政に緊張感が生まれる。知事提出の議案に修正を迫ることをしない丸呑みの“異議なし議会”では、緊張関係の維持は難しい。当選した議員諸君は課せられた責務を肝の銘じてほしい」¹⁴。

県議選での投票率低下の理由について、『陸奥新報』の「冬夏言」には、を次のような記事が紹介されていた。

「有権者に“投票に行かない”と決断させる漠然とした感覚とは何か。投票しない理由を尋ねると、次のような答えが返ってくる。“誰に投票しても同じ”。“いいことを言っているのは選挙の間だけ”。過去に体験した思いか。有権者の足を投票所に向かわせないのか」¹⁵。

県議選で県民の審判は下され、一部で「波乱」が明らかになった。例えば、弘前市選挙区では、県議会議長で自民党県連幹事長経験者の西谷烈（5期）が落選、さらに元市政トップの重鎮で無所属の相馬鋁一（7期）のベテラン議員も落選し、それに代わって、菊池勲（33歳）、谷川政人（45歳）の新人若手が勝利し、世代交代を強く印象付けた¹⁶。

48人の新しい県議の顔ブレは揃った、今後4年間にわたり、県政の監視役およびチェック機関として、住民の目線に立って責務を果たしてほしい。また、大きな課題である議会の「透明性」確保など議会改革にも力を注いでいただきたい¹⁷。

《注》

- (1) 「県会議員選挙」『東奥日報 2016年版』〔東奥日報。2015年〕、17頁。
- (2) 「県議会」同上、54頁。
- (3) 『陸奥新報』2015年4月13日。
- (4) 「自民一強で知事選へ」同上。
- (5) 『デーリー東北』2015年4月13日。
- (6) 「若手躍進 県政に新風」『陸奥新報』2015年4月13日。
- (7) 「地域づくりへ努力 谷川さん」同上。
- (8) 「共産悲願 松田さん歓喜」『デーリー東北』2015年4月13日。
- (9) 「社説：新県議決まる 政策実現で県民の信頼を」『東奥日報』2015年4月13日。
- (10) 「課題深刻 待ったなし—新県議決定」同上。
- (11) 「社説：県議選投票率の低迷—議会活動の中心が問われる」『陸奥新報』2015年4月13日。
- (12) 「政策の実行力で明暗—青森県議選」『デーリー東北』2015年4月13日。米国などでも投票率は大統領選で50%台、連邦議員選で35%台、州議員選ではもっと低い。投票率の低さをそれほど気にする必要はないと、考える。むしろ、選挙の際の争点が何であるかの方が大事である。政治への関心が低いことは、一面で「平和」な状態だということでもある。また、有権者の関心が多様化している現実も無視できない。
- (13) 『東奥日報』2015年4月12日。
- (14) 「天地人」同上、2015年4月13日。
- (15) 「冬夏言」『陸奥新報』2015年4月14日。
- (16) 「新たな時代 印象づけ」『東奥日報』2015年4月14日。
- (17) 「時評：住民目線で責務果たせ—青森県議選 投開票」『デーリー東北』2015年4月13日。

第19章、県会議員の補欠選挙

1、はじめに

補欠選挙とは特別選挙の一つで、議員の欠員を補充するために行う選挙である。公職選挙法第113条に規定されており、公職選挙法第112条の規定による繰上げ補充ができず、また再選挙（第109、第110条）の場合と異なり、いった

ん当選して正当に議員となった者につき欠員が生じ、それが一定数の欠員に達したときに行われる。この欠員の定数は、県議会の議員の場合、同一選挙区において2名以上である。なお、これら補欠議員の任期は前任者の残り任期にとどまる（第260条1項）。

2、戦後県会議員補欠選挙の実施年月日、当選者、および得票数

- ・三戸郡補欠選（1948年8月18日）
 - 三浦道雄 8,256票
- ・弘前市補欠選（1949年2月13日）
 - 小野吾郎 7,921票
- ・八戸市補欠選（1949年2月13日）
 - 月館章太郎 9,698票
- ・北津軽郡補欠選（1949年2月13日）
 - 神伊太郎 11,099票
- ・西津軽郡補欠選（1949年2月13日）
 - 毛内豊吉 13,474票
- ・上北郡補欠選（1954年11月29日）
 - 菅原光珀 17,933票
- ・上北郡補欠選（1958年6月18日）
 - 小山田茂 16,724票
 - 工藤一成 12,568票
- ・五所川原市補欠選（1958年11月27日）
 - 木村慶藏 8,399票
- ・西津軽郡補欠選（1969年9月23日）
 - 石田清治 13,073票
 - 神四平 12,769票
- ・八戸市補欠選（1969年11月30日）
 - 河村忠輔 17,875票
 - 榎谷伊勢松 15,683票
- ・弘前市補欠選（1970年1月25日）
 - 藤田重雄 26,222票
 - 福島力男 18,763票
- ・南津軽郡補欠選（1970年1月25日）

- 今井盛男 9,904票
- 佐藤寿 9,190票
- ・むつ市補欠選（1973年10月28日）
 - 杉山肅 8,697票
- ・黒石市補欠選（1978年7月30日）
 - 鳴海広道 13,786票
- ・三沢市補欠選（1978年10月10日）
 - 林肇 無投票当選
- ・弘前市補欠選（1986年7月27日）
 - 相馬鎬一 17,964票
 - 相馬堅茂 13,915票
- ・東津軽郡補欠選（1990年3月25日）
 - 神山久志 9,738票
- ・南津軽郡（1998年4月26日）
 - 阿部広悦 14,266票
 - 長尾忠行 12,255票
- ・黒石市補欠選（1998年4月26日）
 - 中村弘 13,215票
- ・東津軽郡（2002年8月25日）
 - 松森俊逸 無投票当選
- ・十和田市補欠選（2006年2月26日）
 - 田中順造 12,477票
 - 丸井裕 9,349票
- ・黒石市補欠選（2014年6月22日）
 - 鳴海恵一郎 無投票当選
- ・北津軽郡補欠選（2014年9月7日）
 - 追風海直飛人 4,589票

3、おわりに

戦後、県会議員の補欠選挙は23回実施され、都合31人が当選している。一般に、県議選に比べると補欠選では、得票数が高い。その理由は、定数が1名ないし2名と本選挙に比べて少ないからであろう。補欠選挙が行われる場合は、現職議員が他の選挙（市長選や国政選挙）に出馬した時や、死去した場合がほとんどである。なお、無投票当選は、3回あった。

結び

以上において、第二次世界大戦以降の青森県における県議選の概要と課題を述べてきた。それを概観するなら、次の三点が特色として指摘できるように思われる。

第一点は、投票率が終始一貫して低下し続けていることである。実際、戦後第1回目の県議選＝1947年4月の時には、投票率が86.12%もあった。しかし、第18回目の県議選＝2015年4月の段階では、何と51.68%にまで低下している。確かに、その他の選挙でも投票率は低下傾向にあるとはいえ、県議選での投票率の低さは深刻な状態である。近年、選挙に対する有権者の関心の低さは、一体何に原因があるのか。社会的価値観が多様化する中で、選挙への関心は総体的に低下しているのかもしれない。

第二点は、1947年から2015年までの約60年間を通じて、この間、保守勢力が多数派を占めることに1955年以降は、自民党が一時期（＝1995年から2000年の5年間）を除いて、常に与党の座に君臨、正副議長職はもちろん、常任委員会の委員長職を全て独占してきた事実である。青森県では、革新勢力が極めて弱体で、「保守王国」が健在である。

そして、第三点は、1970年代以降、いわゆ

る「無投票当選者」の数が増大していることである。県議選では、特定の選挙区で、定数通りの候補者しか存在しない状況が増大している。当初（1975年）は、一選挙区1人の無投票当選者だったのが、その数が増大し、例えば、1995年の県議選では、五選挙区で都合12人も無投票当選者を輩出している。その後も無投票当選者は続出している（補欠選でも、3事例）。選挙の洗礼を受けずに、議員に当選することは、「代表民主主義」の形骸化につながり、遺憾なことである。立候補者のみならず、政党戦略の在り方が再考されるべきであろう。

その他に留意すべきは、選挙結果が、その時々々の政治的環境に大きく影響されることだ。例えば、中央での政党の集合離散、県政界でのスキャンダル、および新しい政治争点の発生などである。また、ある県議選で大きな敗北を喫すると、次回の県議選では反省に立って復活するなど、票の「移動（スイング）」が生じることである。

いずれにせよ、現職の県議は新たな挑戦者に備えて、日ごろから雑草が育たないように選挙区の「草刈り」に励まなくては行けない。当選者の約三分の一は、毎回入れ替わるからだ。

（未完）

Why Did Japanese Children Cease to Grow Taller in Height in the Midst of a Booming Economy in Contrast with South Korean Youth?

Hiroshi Mori*

Abstract

Over the past half century children's attained height in Japan and South Korea has increased dramatically. At age 17-18 years, Japanese boys were 3 cm taller than S. Korean boys in the 1960s and still slightly taller in the 1980s, but by the early 1990s their height had stabilized, whereas their S. Korean peers kept increasing in height, exceeding the Japanese by 3 cm in the mid-2000s. Economic growth was very rapid in both countries, but with S. Korea some two decades behind Japan due to the Korean War (1950-53). Per capita GDP in Japan was four times that in S. Korea in the mid-1980s and twice in the early 2000s. Over the same period food consumption increased appreciably in the two nations, with per capita net supply of animal products in Japan exceeding that in S. Korea nearly 30 % in the early-2000s.

On the other hand, per capita total caloric intake has been a few hundred calories/day greater in S. Korea than Japan since the mid-1970s. In particular, S. Koreans have consumed twice as many vegetables, excluding potatoes, as Japanese. Specifically, compared to older adults, Japanese children and young adults drastically reduced their consumption of fruit and vegetables, starting in the mid-1970s, whereas their S. Korean peers have maintained their consumption. These contrasts in food consumption patterns may have contributed to the differences in child height growth in the two countries.

Keywords:

Child height, food consumption, fruit and vegetables, Japan, South Korea

<It (stature) is a net measure that captures not only the supply of inputs to health but demands on those inputs (R. Steckel, 1995, p.1903).>

Introduction

Young people in Japan increased conspicuously in height in the last half of the twentieth century: men at age 19-21 years increased (in mean height) from 161 cm in 1949-51 to 171 cm in 1989-91 and women at age 17-19 years increased from 151 cm to 158 cm over the same period and both sexes ceased to grow any taller after the end of the 1980s.

Since 1950, Japan's economy kept growing very rapidly and steadily, despite the two worldwide oil-crises. Growth in child height, among both sexes, was very minimal (i.e., 1 cm or so) during the 1980s, when the economy enjoyed "bubble" which burst at the end of 1991. Per capita caloric supply from animal products (i.e., meats, eggs, milk, and fish) increased steadily from 377 kcal/day in the mid-1970s to 463 in the mid-1980s and eventually to 546 in the mid-1990s, while total caloric supply increased only modestly from 2,531, to 2,599, and then to 2,656 kcal/day, respectively over the same period (Japanese government, MAFF, *Food*

* Professor Emeritus <the0033@isc.senshu-u.ac.jp>

Balance Sheets^{*1}). A plausible explanation may be that Japanese children attained their genetic potentials in height in the early 1990s. In view of the statistical fact that children in South Korea, an ethnically similar country in North-East Asia^{*2}, were the same in height as their Japanese peers in the early 1990s but kept growing taller onward to overtake Japanese children, both sexes, by 3 cm in the mid-2000s, there could be other explanations (specifically in respect to differences in food consumption by growing children, in particular). S. Koreans have long consumed twice as many vegetables as Japanese on a national average and they consumed 20% more fruit than the latter in the mid-1990s. Children in Japan consumed as much vegetables and fruit as adults in the 1970s but they began to reduce their (at-home) consumption of these food products before the early 1980s. Blum states: “A high consumption of animal products alone does not result in increasing body heights, if the overall consumption of calories and other essential nutrients is insufficient” (2013, p.21). An overall supply of “essential nutrients” could have been insufficient in the food consumption of Japanese children since the mid-1980s, despite the fact that per capita net supply of milk and meats, respectively, in Japan in the mid-1980s was thrice and nearly twice more than in South Korea then.

Secular Changes in Child Height in Japan and South Korea, Using School Health Surveys

In our previous studies, the data provided in “Anthropometric Changes in Children from 1965 in Korea,” *Am J Physical Anthropology*, 136 (Kim, Ji-Yeong et al., 2008) were used, which furnish child height by age from 1 to 20 years, in 1965, 1975, 1984, 1997, and 2005 in South Korea. Accordingly, the similar data in the same years, 1965, 1975, 1984, 1997, and 2005, based on the *National Nutrition Surveys*, Ministry of Health and Welfare, Japanese government, were employed.

School Health Examination Surveys, which provide stature by age from 1st graders in elementary school (6 years old^{*3}) to senior students in high school (17 years old^{*3}) have been conducted by the Ministry of Education every year since 1900 in Japan, except for a few years during WW II. The similar government surveys have been conducted in South Korea since 1960, to the best knowledge of the author (Kubota, 2018). The school health surveys in either country do not cover infants from 0 to 5 years of age and near-adults from 18 to 20 years of age. In the arena of human biology, the first two years of life, or 1000 days, including pregnancy, are crucial periods for future adult height (Cole, 2003; Deaton, 2007; Prentice et al., 2013; Headey, Hirvonen, and Hoddinot, 2018; etc.). Analyzing the secular changes in child height in Japan and South Korea since 1965, Cole and Mori (2017) state, “Most of the height increment seen in adults had already accrued by age 1.5 years” (p.12). In this regard, the data which lack the height development for infants from 0 to 5 years may carry some limitations. On the other hand, the school health surveys in both countries are based on very large nationwide samples conducted every year from 1960 to 2015.

Table 1 provides secular changes in mean height of school boys by age (from 6 to 17 years old) in Japan and in South Korea, by 5 year intervals from 1960 to 2010. In view of the fact that the ratios of girls enrolled in high school for higher education in the 1960s and 1970s were substantially lower in South Korea than in Japan (Kim, H.K., 2014), there is a possibility that statistics pertaining to mean height of girls in high schools in the earlier period of our investigation may not represent the entire population. That is the reason why statistics for the mean height of Korean school girls by age from 15 to 17 years during the first two decades are shadowed in Table 2.

^{*1} *Food Balance Sheets*, MAFF, Japanese government, are not exactly the same in fine details as *Food Balance Sheets*, FAOSTAT, the main data sources for this comparative study of Japan and South Korea.

^{*2} Kim, Y.S. (1982) states, on the basis of school children surveys of Korean children born and raised in Japan, no statistically meaningful differences were found between Japanese and Korean children in their stature including sitting height in the end of the 1970s. See Mori (2017; 2018; etc. for more information).

^{*3} Depending on the month when the school surveys conducted, actual age of 1st graders in elementary school were 6 years + some months old: i. e., 6 to 7 years old.

Table 1 Secular changes in mean height of Jp and Kr school boys by age, from 1960 to 2010

mean height of Jp school boys: 3 year moving averages (cm)

age/year	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
6	111.9	113.4	114.5	115.2	115.7	116.4	116.8	116.8	116.7	116.7	116.7
7	117.2	118.8	120.0	120.8	121.3	122.1	122.5	122.6	122.4	122.5	122.6
8	122.2	124.0	125.4	126.3	126.8	127.5	128.0	128.1	128.1	128.2	128.2
9	127.0	128.8	130.3	131.4	132.0	132.7	133.3	133.5	133.5	133.6	133.5
10	131.8	133.6	135.2	136.5	137.2	137.7	138.5	138.9	139.0	138.9	138.8
11	136.5	138.6	140.4	141.9	142.8	143.3	144.4	144.9	145.3	145.1	145.0
12	142.1	144.7	147.0	148.6	149.5	150.1	151.5	152.0	152.8	152.6	152.4
13	148.7	151.8	154.0	156.0	157.1	157.6	158.9	159.5	160.1	159.9	159.7
14	155.3	158.2	160.5	162.2	163.3	163.8	164.6	165.1	165.5	165.3	165.1
15	161.5	163.5	164.7	166.1	167.0	167.5	167.9	168.4	168.6	168.4	168.3
16	163.8	165.7	166.9	167.9	168.8	169.3	169.6	170.1	170.1	170.0	169.9
17	165.1	166.7	167.9	168.8	169.6	170.2	170.5	170.9	170.9	170.8	170.7

Notes: 1965=average(1964:1966), for example.

Sources: Japanese government, Ministry of Education, *School Health Survey*, various issues.

mean height of Kr school boys: 3 year moving averages (cm)

age/year	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
6	111.0	111.9	112.9	114.1	116.4	116.7	117.7	119.0	120.2	121.0	121.8
7	114.9	115.2	117.6	119.7	121.6	122.5	123.0	124.7	125.9	126.8	127.7
8	119.0	119.3	121.5	123.8	126.6	127.5	128.3	130.0	131.2	132.2	133.2
9	123.5	123.4	126.0	128.6	131.4	133.7	133.3	135.0	136.5	137.9	138.5
10	128.0	127.5	130.3	133.2	135.6	137.2	138.3	140.0	141.9	143.1	143.9
11	131.6	131.4	134.5	137.4	140.7	142.1	143.7	145.7	147.9	149.4	150.4
12	140.3	141.8	143.7	144.4	146.3	148.2	149.7	152.0	154.8	156.9	158.0
13	144.5	145.3	148.1	150.4	152.7	154.8	156.0	159.0	161.8	163.6	164.4
14	149.5	150.1	152.3	155.9	159.4	161.0	162.3	164.7	167.0	168.3	169.0
15	155.6	159.0	160.9	163.7	164.4	165.5	166.3	168.3	170.5	171.6	171.8
16	161.2	161.9	163.9	165.6	167.0	167.9	168.3	170.3	172.1	172.8	173.1
17	163.3	163.8	166.1	167.2	168.4	169.4	169.7	171.0	172.9	173.7	173.7

Sources: Republic of Korea, Ministry of Education, *School Health Survey*, various issues.

differences in mean height of school boys between Jp and Kr, 1960 to 2010: using 3 year moving averages (cm)

age/year	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
6	0.9	1.5	1.6	1.1	-0.7	-0.3	-0.9	-2.2	-3.5	-4.3	-5.1
7	2.3	3.6	2.5	1.0	-0.2	-0.4	-0.5	-2.1	-3.5	-4.2	-5.2
8	3.2	4.7	3.9	2.5	0.2	0.1	-0.3	-1.9	-3.1	-4.0	-5.0
9	3.6	5.4	4.4	2.8	0.6	-1.0	0.0	-1.5	-3.0	-4.3	-4.9
10	3.8	6.1	5.0	3.4	1.5	0.5	0.2	-1.1	-2.9	-4.2	-5.1
11	4.9	7.1	6.0	4.6	2.1	1.2	0.7	-0.8	-2.6	-4.3	-5.3
12	1.8	2.9	3.2	4.2	3.2	1.9	1.8	0.0	-2.0	-4.3	-5.6
13	4.2	6.5	5.9	5.6	4.5	2.9	2.9	0.5	-1.7	-3.7	-4.7
14	5.9	8.1	8.2	6.3	3.8	2.8	2.2	0.5	-1.5	-3.0	-3.8
15	5.9	4.6	3.8	2.4	2.6	2.1	1.6	0.1	-2.0	-3.2	-3.5
16	2.7	3.8	3.0	2.3	1.8	1.4	1.3	-0.3	-2.0	-2.8	-3.2
17	1.8	2.9	1.8	1.6	1.2	0.8	0.8	-0.1	-2.1	-2.9	-3.0

Sources: compiled by the author.

Table 2 Secular changes in mean height of Jp and Kr school girls by age, 1960 to 2010

mean height of Jp school girls by age: 3 year moving averages (cm)

age/year	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
6	110.8	112.5	113.6	114.5	114.9	115.7	116.0	116.0	115.8	115.8	115.7
7	116.1	117.8	119.2	120.0	120.6	121.4	121.8	121.8	121.7	121.7	121.7
8	121.3	123.0	124.5	125.7	126.1	126.9	127.4	127.6	127.5	127.5	127.4
9	126.5	128.4	130.0	131.3	131.8	132.6	133.1	133.5	133.5	133.5	133.5
10	132.2	134.1	136.1	137.7	138.2	138.8	139.5	140.2	140.3	140.2	140.2
11	138.4	140.5	142.7	144.2	145.0	145.5	146.2	146.8	147.1	146.9	146.8
12	144.2	146.4	148.3	149.7	150.4	150.9	151.5	151.9	152.2	152.0	151.9
13	148.5	150.3	152.1	153.2	154.1	154.4	154.7	155.1	155.1	155.2	155.0
14	150.9	152.5	154.0	154.9	155.9	156.3	156.5	156.7	156.8	156.7	156.6
15	152.9	154.1	155.1	155.7	156.5	157.0	157.2	157.3	157.3	157.3	157.2
16	153.4	154.6	155.5	156.2	156.8	157.4	157.6	157.8	157.7	157.8	157.7
17	153.9	154.8	155.7	156.3	156.9	157.6	157.9	158.1	158.1	158.0	158.0

Notes: The same as Table 1.

Sources: the same as Table 1.

mean height of Kr school girls by age: 3 year moving averages (cm)

age/year	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
6	110.4	110.7	111.8	113.0	115.1	115.8	116.7	118.0	118.8	119.7	120.6
7	114.7	114.4	115.4	117.9	120.3	121.4	122.0	123.3	124.7	125.4	126.3
8	118.9	118.6	120.2	122.5	125.8	126.5	127.7	128.7	130.1	131.2	132.1
9	122.9	123.3	124.8	127.6	130.6	131.9	132.7	134.7	135.9	137.5	138.2
10	126.3	127.0	129.7	133.0	136.7	137.4	139.0	141.0	142.4	143.9	144.7
11	131.7	131.1	133.4	138.4	142.1	144.0	145.0	147.0	149.1	150.5	151.1
12	142.0	141.9	144.2	146.5	148.6	149.5	149.3	152.7	154.2	155.3	155.7
13	145.6	145.3	148.3	150.3	152.5	153.5	153.7	155.7	157.3	157.9	158.1
14	149.9	147.8	150.8	152.9	154.9	155.4	156.0	157.7	158.9	159.4	159.6
15	153.6	154.3	154.2	155.5	156.1	156.5	157.0	158.0	159.6	160.3	160.4
16	155.0	155.3	156.2	156.0	156.7	157.2	158.0	159.0	160.1	160.7	160.7
17	155.8	157.2	157.3	156.2	157.3	157.2	158.0	159.3	160.6	161.1	161.0

Sources: the same as Table 1.

differences in mean height of school girls between Jp and Kr, 1960 to 2010: using 3 year moving averages (cm)

age/year	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
6	0.4	1.8	1.7	1.5	-0.2	-0.1	-0.6	-2.0	-2.9	-3.9	-4.8
7	1.4	3.5	3.8	2.2	0.3	0.0	-0.2	-1.6	-3.0	-3.8	-4.7
8	2.5	4.4	4.3	3.2	0.3	0.4	-0.3	-1.1	-2.6	-3.7	-4.7
9	3.7	5.1	5.2	3.7	1.2	0.7	0.5	-1.2	-2.4	-4.0	-4.7
10	5.9	7.1	6.4	4.7	1.5	1.4	0.5	-0.8	-2.1	-3.8	-4.5
11	6.7	9.3	9.3	5.8	2.8	1.5	1.2	-0.2	-2.0	-3.6	-4.3
12	2.2	4.5	4.1	3.1	1.8	1.4	2.2	-0.8	-2.0	-3.2	-3.8
13	2.8	5.0	3.8	2.9	1.5	0.9	1.1	-0.6	-2.1	-2.7	-3.1
14	1.0	4.7	3.2	2.1	1.0	0.9	0.5	-1.0	-2.1	-2.7	-3.0
15	-0.8	-0.2	0.9	0.2	0.4	0.4	0.2	-0.7	-2.3	-3.0	-3.3
16	-1.5	-0.8	-0.7	0.2	0.1	0.3	-0.4	-1.2	-2.4	-2.9	-3.0
17	-1.9	-2.3	-1.6	0.1	-0.3	0.5	-0.1	-1.3	-2.5	-3.1	-3.1

Sources: compiled by the author.

We start to analyze school boys, mainly because Table 1 provides full statistics for the entire age groups from 6 to 17 years from 1960 to 2010. Despite the large sample sizes of the school surveys, statistics pertaining to mean height by age groups fluctuate from year to year, particularly in South Korea, possibly because statistics published in the survey reports depict mean height of school children only in Seoul in some years and averages of a few major districts in other years and also the months when the surveys were conducted may have varied from year to year. In order to smooth the annual fluctuations, we employed 3 year moving averages for all age groups: for example, mean height of 10 years old boys in 1970 represents simple average of those in 1969, 1970, and 1971 in Table 1.

With possible statistical errors disregarded, at age 16-17 years, school boys in Japan were 3 cm taller than S. Korean boys in the 1960s and still slightly, say, 1 cm taller in the 1980s. Japanese boys ceased to grow any taller in the early 1990s and onward, whereas S. Korean boys kept growing in height onward to overtake their Japanese peers by 3 cm in the mid-2000s and ceased to grow any taller since then.

In wide-scale international comparisons, per capita national income is found strongly related to adult height, both in time-series and cross-sectional analyses (Steckel, 1995; Silventoinen, 2003; J. Hatton, 2013; Grasgruber et al., 2014; 2016; etc.). After the end of WW II, the economic growth was very fast and steady in the two countries, with South Korea some two decades behind Japan due to the Korean War (1950-53). Per capita GDP (in 2010 U.S. dollars) rose from \$8,608 in 1960, to \$25,489 in 1980, and eventually \$42,170 in 2000 in Japan, whereas that in South Korea also increased steadily, but considerably behind Japan, i.e., \$944, \$3,700, and \$15,104, respectively over the corresponding period (FRED/St. Louis Fed). If purchasing parity, particularly in food prices, is considered, per capita income alone can't explain the differences in height growth patterns of school boys between the two countries. Intuitively quick, easy answers could be that the Koreans, ethnically, should have higher genetic potentials in height than the Japanese. The author, however, wants to explore other explanations, with the recognition of apparent differences in food consumption patterns between the two countries (Mori, 2016; Mori, 2017; Mori, 2018; etc.). Bluntly put, Koreans eat considerably more foods, in respect of total caloric intakes, and particularly substantially more vegetables of greater variety than Japanese. Specifically, young people, including children have reduced their consumption of fruits and vegetables drastically since the early 1980s in Japan, in apparent contrast with their Korean peers. This might have caused "insufficient consumption of essential nutrients" (Blum) in the food diet among Japanese youth, including expecting young women.

Based on the statistics pertaining to mean height of children from 1 to 20 years of age, mentioned above, Mori suspected that Korean children, in accordance with their ethnic traits, tend to grow faster during their late adolescence years than their Japanese peers (Mori, 2016; 2017; etc.). Cole and Mori, based on the same data, analyzed by SITAR, concluded that most of the increment in height seen in adults had already accrued by age 1.5 years, either in Japan or South Korea, as mentioned earlier. A child born in 1960, for example, aged to 11 years old in 1971 and 20 years old in 1980. To determine child growth curve, it is preferable to take the cohort aspects into consideration. When the growth velocity in height from the 1st graders in elementary school to senior students in high school, by birth cohorts, from 1960 to 2010 determined, it proved that the magnitude of growth in height from 6 to 17 years has been nearly constant at 55 cm, almost the same for both Japanese and Korean school boys, over the entire period under this investigation (Fig.1).

To reprise Cole and Mori, most of the height increment seen in senior boys in high school had already accrued by 1st graders in elementary school, age 6 years.

Based on the data provided in Table 1, mean heights of male 1st graders in elementary school in Japan and South Korea from 1960 to 2010 are compared to prepare Fig. 2, which clearly demonstrates that at age 6 years, Japanese boys were 112 cm in 1960 and grew steadily to 115 cm in 1975, 1 cm taller than Korean boys, grew more slowly to 117 cm in 1990 and then leveled off afterward, whereas Korean boys grew more sharply from 111.0 cm in 1960 to 117.7 cm, 1 cm taller than Japanese boys in 1990, and then kept growing afterward to 122 cm, 5 cm taller than Japanese boys in 2010.

Fig 1. Changes in height growth velocity from 6 to 17 yr old, by cohorts, Jp and Kr school boys, from 1960 to 2010

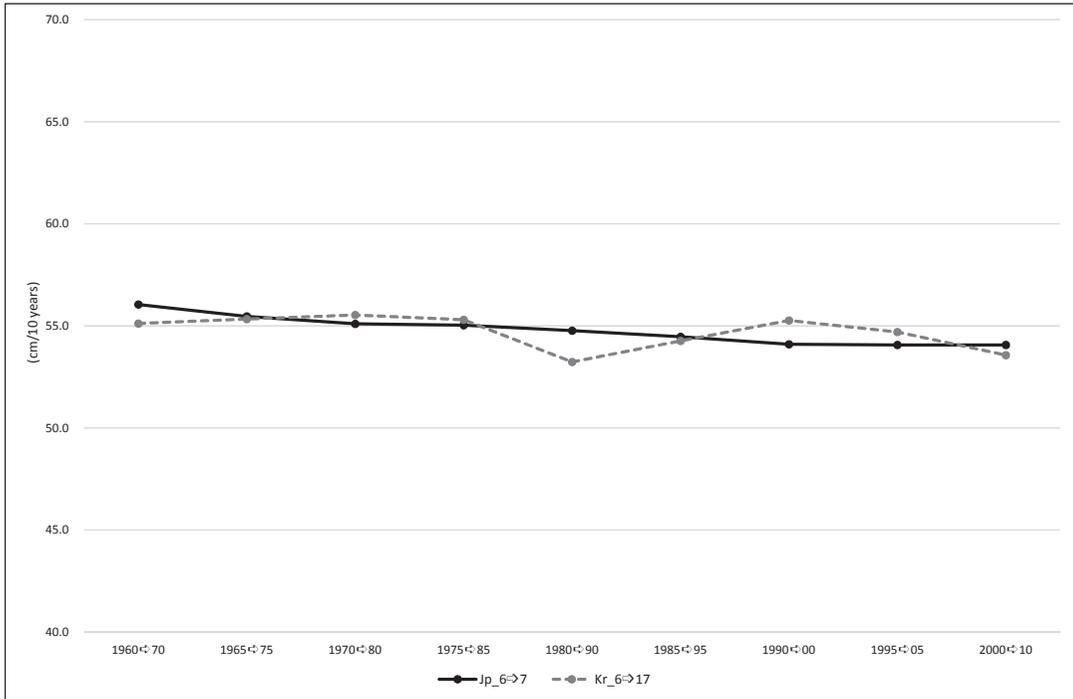


Fig. 2 Changes in mean height of 1st graders in elementary school, Jp and Kr boys, 1960 to 2000

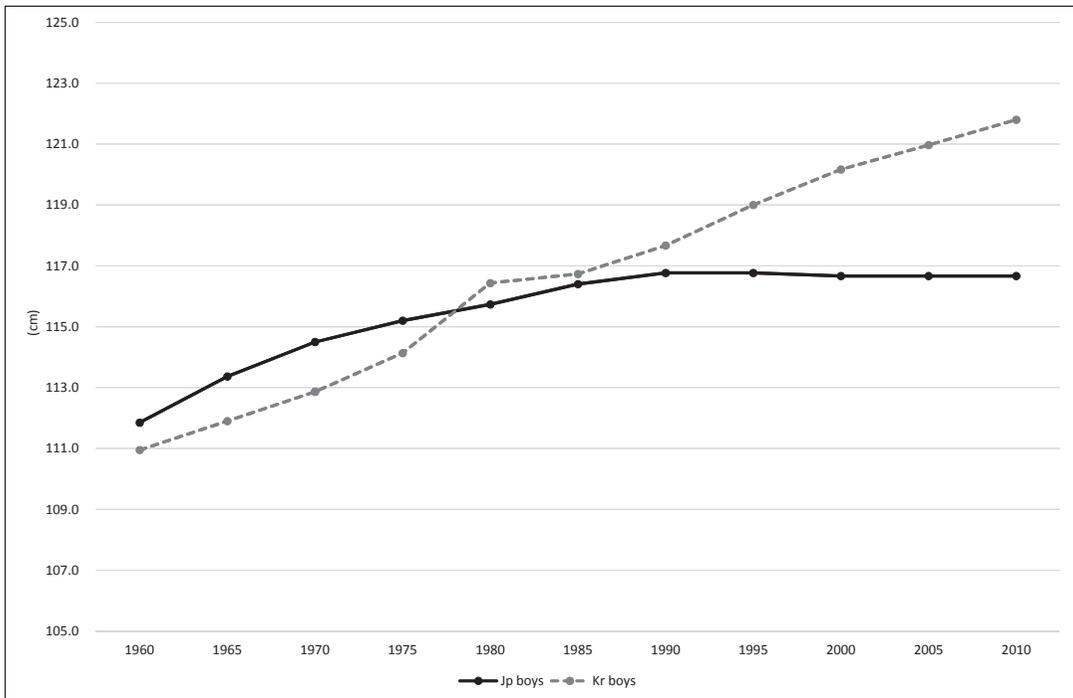


Fig. 3 Changes in growth velocity from 6 to 14 years old, by cohorts, Jp and Kr school girls, 1960-2010

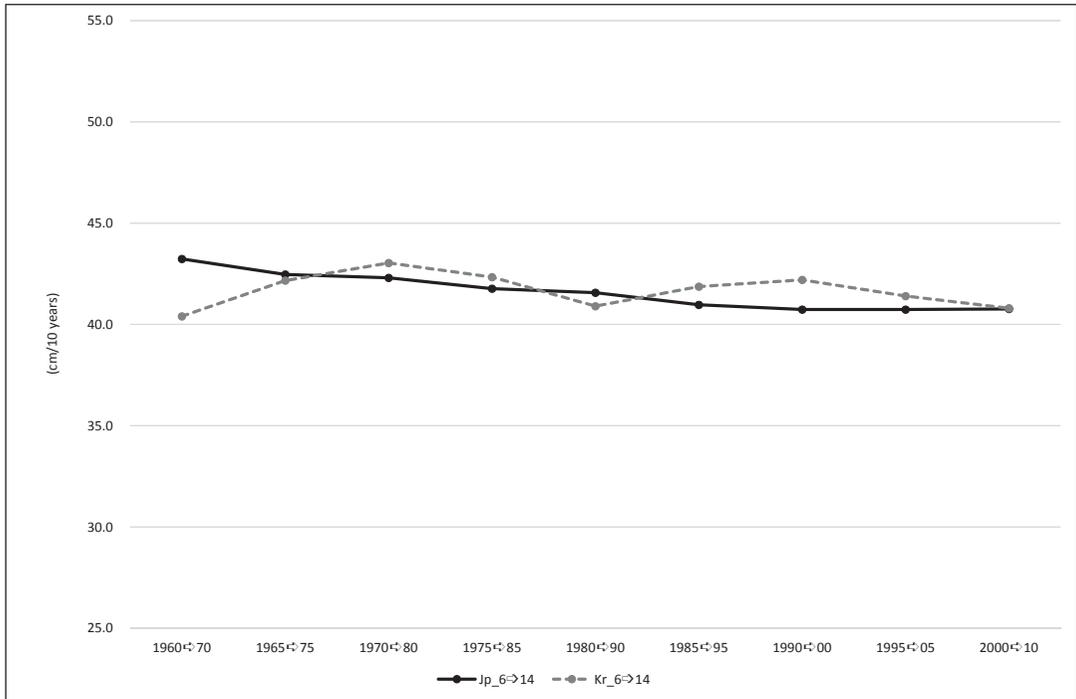
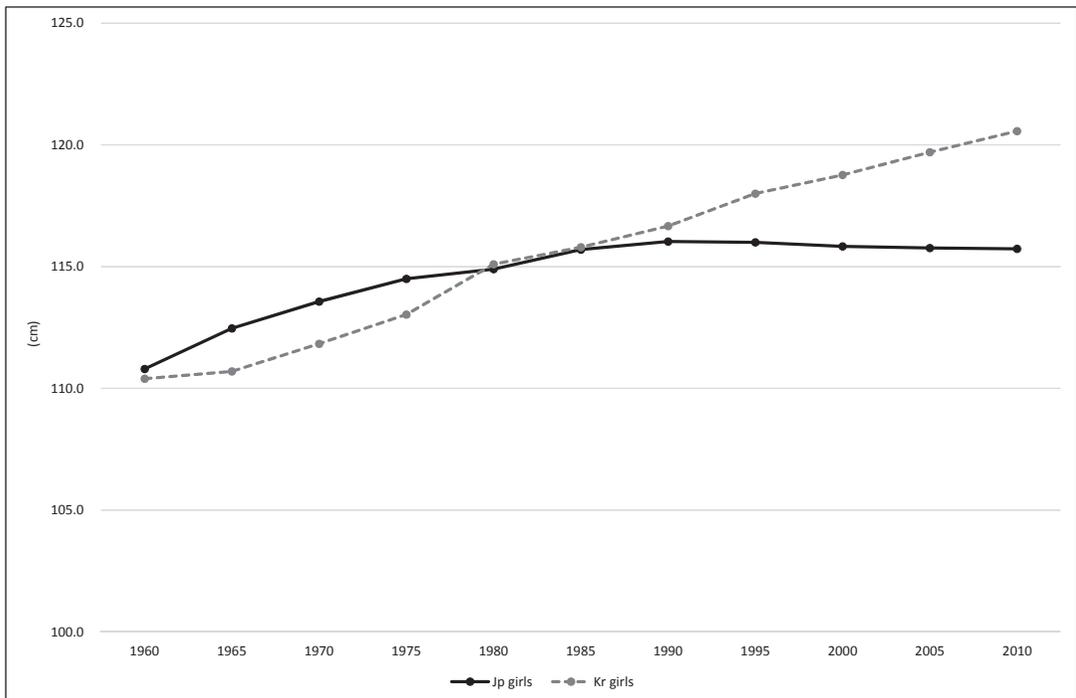


Fig. 4 Changes in mean height of 1st graders in elementary school, Jp and Kr girls, 1960 to 2010



In the case of school girls at age 13-14 years (i.e., 2nd and 3rd graders in junior high school), Japanese children were 3-4 cm taller than Korean girls in the 1960s and the 1970s and still slightly taller in the 1980s but they ceased to grow any taller in height in the early 1990s, whereas their Korean peers kept increasing in height, exceeding the Japanese by nearly 3 cm in the mid-2000s (Table 2). In the same fashion as boys (Fig.1), the growth velocity in height from the 1st graders in elementary school to 3rd graders in junior high school, by birth cohorts, from 1960 to 2010 was determined as shown in Fig. 3. Except for the first decade, the 1960s—when Japanese girls grew faster by nearly 3 cm than S. Korean girls in mean height—girls in the two countries grew almost at the same speed, 41-42 cm per decade from the mid-1960s onward. During the first two decades, the 1960s and 1970s, at age 6 years, Japanese girls were 2 cm taller than S. Korean girls, but they became the same in height at 115-6 cm in the 1980s. Mean height of Japanese girls in the 1st grade in elementary school had stabilized in the early 1990s at 116 cm, whereas S. Korean girls kept increasing in height to overtake Japanese girls by 4 cm in the mid-2000s (Fig. 4).

With possible differences in genetics between the two nations set aside, the author will try to explore the underlying environmental factors, particularly in respect of food supply, “inputs to health” (Steckel) which may have given rise to distinct differences in secular changes in child height development in past half century since 1960 between Japan and South Korea as presented above.

Changes in Overall Food Supply in the Past Half Century in Japan and South Korea

A nationwide nutrition survey was initiated shortly after the end of WW II and has been conducted regularly every year. However, food intakes by major products by age groups weren’t published until 1995 and onward in Japan. The *Korean National Health and Nutrition Survey* was conducted in 1998, followed by the 2nd one in 2001, and the 3rd one in 2005 in South Korea. FAO, the United Nations, has been publishing food supply in terms of per capita supply (kg/year) and per capita caloric supply (kcal/day) under broad food categories and selected products by country every year since 1961 to present (2013) in *Food Balance Sheets*, FAOSTAT. For the sake of internationally consistent comparison, we will rely on FAOSTAT for the basic information on changes in food supply (=consumption) in the two countries since 1961, complimented by other statistics such as *Family Income and Expenditure Surveys* (FIES) and *National Nutrition Surveys*.

Food supply was severely limited during the war years (WW II) and the subsequent few years after the war

**Table 3 Changes in per capita caloric intakes, from vegetal and animal products:
Japan and South Korea, 1961 to 2010**

	Grand Total		Vegetal Products		Animal Products	
	Jp	Kr	Jp	Kr	Jp	Kr
1961	2525	2141	2274	2085	251	56
1965	2620	2367	2289	2293	331	74
1970	2737	2816	2314	2712	423	103
1975	2716	3106	2252	2939	464	167
1980	2798	3025	2261	2812	537	212
1985	2861	2951	2281	2679	580	272
1990	2948	2956	2332	2636	616	320
1995	2920	3022	2294	2609	626	413
2000	2899	3094	2296	2647	604	447
2005	2829	3102	2242	2630	586	472
2010	2685	3281	2135	2746	550	535

Sources: FAOSTAT, *Food Balance Sheets*, various issues.

in Japan and South Korea^{*4} as well. Japan's economy recovered to the pre-war level in 1955 (*White Paper on Economy, 1956*). South Korea's economy was devastated due to the Korean War, 1950-53 and only started to rapidly and remarkably develop after the early 1960s (Frank Jr. et al., *Economic Growth in South Korea since WW II, 1975*). Along with the rapid economic progress, food consumption improved appreciably in total caloric supply in both countries, although there were no official statistics, such as *Food Balance Sheets*, available prior to 1961 for South Korea, to the best knowledge of the author.

Per capita GDP (in 2010 U.S. Dollars) in Japan remarkably increased from \$8,608 in 1960, to \$18,435 in 1970, \$25,489 in 1980, \$37,906 in 1990, and eventually to \$42,170 in 2000, whereas that in South Korea also increased remarkably, but considerably behind Japan, i.e., \$944, \$1,815, \$3,700, \$8,465, and eventually to \$15,104, respectively over the corresponding period (FRED/St. Louis Fed). It should be noted that per capita income in South Korea was nearly one tenth that in Japan in the 1960s through the mid-1970s. Per capita food supply (\approx net intake) was 2,141 and 2,367 kcal (in terms of daily caloric supply) in 1961 and 1965, respectively in S. Korea, appreciably lower than in Japan, which recorded 2,525 and 2,620 kcal, respectively in the corresponding years. S. Korea, however, overtook Japan by 80 kcal in respect of daily caloric intake as early as in 1970 and kept consuming a few hundred kcal more than in Japan from the mid-1970s and onward (Table 3).

South Koreans have consumed considerably more calories since 1970 than Japanese, predominantly from "vegetal products" (FAOSTAT), mainly cereals, whereas the Japanese consumed 423 kcal per day from animal products in 1970 (as compared to 103 kcal consumed by the Koreans in the same year) and the former took 626 kcal from animal products, 213 kcal more than S. Koreans in 1995 (Table 3). Changes in net supply of selected food products in terms of kg/capita/year from 1961 to 2010 in both countries are provided in Table 4, based on the same data sources, *Food Balance Sheets*, FAOSTAT.

It has been widely recognized in human biology that "high quality protein" from meat and milk is positively correlated to development of child height (Hoppe et al., 2006; Beer, 2012; Blum, 2013; Grassgruber et al., 2014; 2016; etc.). Following the remarkable increases of adult height in South Korea in recent decades, Schwendiek and Jun attributed the steady increase of adult height in recent years in S. Korea to rapid increases in per capita consumption of meat and milk in the Korean diets (p.169 and p.170, respectively, 2010). As is shown in Table 4, per capita supply of meat + eggs in S. Korea in 1985 was 25.5 kg/year, half that of Japan in the same year, and particularly that of milk, 25.8 kg/year, was one third that of Japan. Per capita milk consumption in S. Korea increased very rapidly since then to 54.0 kg/year in 2000, yet still two thirds that of Japan in the same year^{*5}. Steady increases in net supply of meat and milk signify substantial improvements in food consumption, either in South Korea or Japan. It does not seem, however, statistically well-founded enough to explain why children in S. Korea kept increasing in height during the last two decades under investigation, to overtake Japanese children by 3 cm or more in the mid-2000s, principally by comparing per capita consumption of these animal sourced food products. Grasgruber et al. predict on the basis of "nutrition + socioeconomic variables" that male height in Japan and S. Korea in the mid-2000 would be 174.5 and 173.1 cm, respectively, as opposed to observed values at 172.1 and 174.3 cm, respectively (Table 5 and Fig. 12, p. 193, 2016).

Equally important may be the statistical facts that South Koreans have been eating substantially more cereals than Japanese since the early 1970s and they also have been steadily increasing their consumption

^{*4} Korea was under Japan's colonization, prior to the end of war. The food supply condition was considered no better than in Japan at that time.

^{*5} Per capita supply of milk, excluding butter, as reported in FAOSTAT, seems to be unreasonably under-calculated for Republic of Korea, particularly after the mid-1980s, for unidentifiable reasons. The author recalculated per capita supply (kg/capita/year) of milk by dividing total domestic supply quantity in 1,000 tonnes, as provided in FAOSTAT, by total population of the country, for the corresponding years.

**Table 4 Changes in per capita net supply of selected product groups
in Japan and South Korea, 1961 to 2010**

(kg/year)

Cereals	Japan	S. Korea	Meat+Egg	Japan	S. Korea
1961	157.8	176.8	1961	16.8	5.5
1965	153.3	184.6	1965	24.6	7.1
1970	144.3	217.8	1970	34.1	9.2
1975	142.4	235.3	1975	39.2	11.8
1980	134.2	199.3	1980	46.7	19.7
1985	133.3	190.7	1985	50.8	25.5
1990	129.5	168.6	1990	57.3	33.7
1995	122.9	168.5	1995	63.9	47.6
2000	120.4	160.3	2000	64.8	57.3
2005	115.1	146.1	2005	65.9	59.9
2010	111.2	149.0	2010	66.7	70.1
Vegetable	Japan	S. Korea	Milk^{*1}	Japan	S. Korea
1961	96.8	75.7	1961	26.2	0.7
1965	119.6	82.3	1965	40.7	3.4
1970	126.8	104.0	1970	53.5	3.8
1975	121.3	147.7	1975	53.6	5.3
1980	122.6	197.9	1980	73.7	12.9
1985	119.5	181.7	1985	79.1	25.8
1990	116.7	200.6	1990	81.8	42.1
1995	116.6	222.3	1995	86.2	48.8
2000	112.8	235.7	2000	84.0	54.0
2005	107.8	215.8	2005	79.9	54.9
2010	98.9	196.5	2010	74.0	52.8
Fruit	Japan	S. Korea	Fish	Japan	S. Korea
1961	29.7	5.2	1961	50.7	13.2
1965	39.0	9.8	1965	51.6	17.6
1970	53.9	12.3	1970	60.2	18.4
1975	61.9	14.6	1975	66.6	39.0
1980	55.6	23.2	1980	65.0	41.3
1985	51.9	35.2	1985	69.7	47.3
1990	50.2	47.0	1990	71.4	46.4
1995	53.2	69.6	1995	71.1	50.1
2000	51.4	69.6	2000	67.3	46.9
2005	60.3	76.1	2005	60.4	53.8
2010	49.1	67.6	2010	52.6	56.7

Sources: FAOSTAT, *Food Balance Sheets*, various years.

Note: *1 Derived by total domestic supply/population, provided in FAOSTAT for both countries.

Table 5 Changes in per capita at-home consumption of fresh fruit by age groups, 1971 to 2010 in Japan

	(kg/year)						
age/year	1971	1980	1985-86	1990	1995-96	2000	2010
0-9 yo	36.3	26.5	15.2	8.9	4.7	2.3	2.4
10-19	45.6	30.5	20.1	14.9	9.4	5.7	4.4
20-29	48.3	31.5	23.4	16.8	15.1	11.8	9.8
30-39	46.1	43.8	36.6	30.4	23.6	21.8	14.8
40-49	51.0	52.6	48.5	44.9	37.2	33.4	20.5
50-59	54.4	59.9	56.6	54.0	50.5	48.5	32.1
60-69	44.5	58.5	61.1	62.0	58.7	60.7	53.3
70+	41.2	54.2	59.6	60.3	62.1	65.8	58.8
Grand ave.	45.6	41.6	36.4	33.8	31.5	31.1	27.7

Sources: derived from FIES by the author, using the TMI model.

Notes: Estimated by 5 year age intervals first, which were simply averaged into 10 year intervals.

of vegetables since the mid-1970s, whereas Japanese have slightly decreased their vegetable consumption since the early 1970s. The Japanese ate about half as much vegetables as the Koreans on average in the 1990s. Some fifty years ago, South Koreans did not eat much fruits, i.e., per capita supply (=consumption) of fruits was meager at 9.8 and 12.3 kg/year in 1965 and 1970, respectively, nearly one fifth that of the average Japanese in the same years. Per capita supply of fruits in S. Korea, however, sharply increased since then to 35.2 kg, two thirds the level in Japan in 1985 and further expanded to 69.6 kg in the-mid 1990s, exceeding Japan by 30%, whereas per capita fruit consumption in Japan gradually declined to 49.1 kg in 2010, as compared to 67.6 kg in S. Korea in the same year. Steady improvements in the Korean diets are vividly described in “South Korea’s entry to the global food economy: shifts in consumption of food between 1998 to 2009” (Lee, Duffey, and Popkin, 2012) and “Analysis of Kimchi, vegetables and fruit consumption trends among Korean adults: data from the *Korean Health and Nutrition Examination Survey*” (Kim, E-K et al., 2016).

Steering away from Fruit and Vegetables by Japanese Youth may Be Responsible for Child Height Stagnation

As briefly mentioned in the previous section, per capita fruit consumption has gradually declined since the mid-1970s in Japan in terms of net supply of fruit, which includes fruit juice imported in frozen-condensed form for various purposes other than juice, partially such as for brewing wine. Per capita at-home consumption of fresh fruits, which may account for approximately 70-80 % of total fresh fruit consumption (Mori et al., 2009) declined from 49.7 kg in 1975, the peak year, to 31.5 kg in the mid-1990s and further to 27.7 kg in 2010 (Table 5). The *1994 White Paper on Agriculture*, Ministry of Agriculture, Japanese government drew public attention to the widespread tendencies of *wakamono no kudamon-banare* (steering away from fruit by youth) by displaying a chart which provides changes in per capita household purchases of fresh fruit, classified by age groups of the head of households (*Family Income and Expenditure Surveys*). The author estimated changes in per capita at-home consumption of fresh fruit by age groups of individual household members from 1971 to 2010 (Table 5), using the TMI model (Mori and Inaba, 1997; Tanaka, Mori, and Inaba, 2004). With some twenty years of experience in estimating per capita at-home consumption of various food products by age groups of household members from FIES, the author has reasonable confidence in the estimated values provided in Tables 5 through 8, which provide changes in per capita at-home consumption of fresh fruit and other products by age groups of family members from 1971 to 2010 (Lewis,

Mori, and Gorman, 2001; Mori, Clason et al., 2009; Mori and Stewart, 2011; etc.).

In the early 1970s, Japanese children ate on average approximately 45 kg of fresh fruit at home, the same as the grand average of 45.6 kg. They, however, began to reduce their fruit consumption drastically since then to 30 kg in 1980 and further to 10-15 kg in the early 1990s, whereas the older household members in their 50s and 60s kept their fruit consumption at fairly high levels above 50 kg over the corresponding period (Table 5). Per capita at home consumption of fresh fruit by Japanese children dropped to approximately 5.0 kg per year on average in the early 2000s, less than one tenth of those in their 50s through 70s at that time. Japanese children are estimated to eat fruit at home less than one fourth the level of national average per capita net supply of fruit in 1990 and barely one tenth the level in 2000, respectively.

While not to the extent of fresh fruit consumption discussed in the above paragraphs, though, per capita at-home consumption of fresh vegetables by Japanese children steadily declined from approximately 60 kg/year in the early 1970s to less than 40 kg in 1990, and further down to some 25 kg in the early 2000s (Table 6), one tenth the level of average per capita net supply of vegetables in South Korea then (Table 4).^{*6}

The government of South Korea conducted a very comprehensive health and nutrition survey (KNHANES) in 1998, followed by a second one in 2001, and then in 2005, 2007, and every year since then. Japan's *National Nutrition Survey* started to publish food intakes under broad food groups by age groups from children to the elderly in 1995, with quite large SDs, particularly in the case of fruit, including confectionaries containing fruits. In view of the statistical fact that Japanese children ceased to grow in height in the mid-1980s, while Korean children kept growing taller after the early 1990s, neither Japan's *National Nutrition Surveys* nor Korean counterparts can directly serve in explaining the differences in growth patterns in child height.

Table 9, based on the cross-sectional panel data, provides changes in per capita daily intakes of fruits and vegetables by age groups, including infants to the elderly group in South Korea. Unlike the Japan's FIES, which covers the entire 12 months of consumption, KNHANES is based on one day-24 hour recall surveys across the nation, which tend to vary by the month when the survey was conducted. Despite these limitations, it is clearly demonstrated in Table 9 that children in S. Korea consume as much vegetables and fruit as those

Table 6 Changes in per capita at-home consumption of fresh vegetables by age groups, 1971 to 2010 in Japan

	(kg/year)						
age/year	1971	1980	1985-86	1990	1995-96	2000	2010
0-9 yo	44.8	33.7	27.3	23.0	20.2	18.3	17.5
10-19	62.2	51.1	44.7	38.8	36.0	30.0	30.6
20-29	67.8	56.1	52.5	45.5	46.2	40.8	37.6
30-39	68.5	65.6	60.2	54.3	52.3	49.8	45.7
40-49	77.4	80.3	78.2	71.7	67.3	62.0	54.7
50-59	89.0	90.5	91.9	84.0	83.7	82.3	66.2
60-69	87.5	93.3	99.0	91.2	91.0	94.0	80.8
70+	71.0	80.0	89.4	80.1	81.3	86.9	81.5
Grand ave.	67.1	63.6	62.4	58.3	59.0	57.2	55.4

Sources: the same as Table 5.

Notes: the same as Table 5.

^{*6} In Japan, per capita at-home consumption of meat by youth increased appreciably from the early 1970s to the early 1980s and stayed fairly constant at a relatively high level since then and that of milk also kept unchanged to the early 2000s, whereas those in the older ages increased consistently and considerably their at-home consumption of both meat and milk since the early 1970s (Tables 7-8).

Table 7 Changes in per capita at-home consumption of meats by age groups, 1971 to 2010 in Japan

	(kg/year)				
age/year	1971	1980	1990	2000	2010
0-9 yo	8.9	10.5	9.9	10.7	11.7
10-19	12.0	17.2	16.6	17.4	17.8
20-29	11.0	14.5	14.1	15.6	15.7
30-39	10.8	14.9	14.3	15.5	17.1
40-49	10.3	16.0	17.2	18.9	20.0
50-59	9.9	14.3	15.4	18.8	19.8
60-69	9.1	12.6	12.6	16.0	19.0
70+	7.7	9.2	9.0	12.1	13.9
Grand ave.	10.6	14.7	15.1	15.5	17.1

Sources: the same as Table 5.

Notes: meats include ham and other processed meats; estimated by 5 year age intervals first and simply averaged into 10 year intervals.

Table 8 Changes in per capita at-home consumption of milk by age groups, 1971 to 2010 in Japan

	(l/year)				
age/year	1971	1980	1990	2000	2010
0-9 yo	28.6	28.9	30.5	26.4	18.1
10-19	23.7	25.6	29.3	26.9	19.8
20-29	26.7	28.3	27.5	22.9	18.8
30-39	19.1	24.5	31.7	30.9	24.1
40-49	11.7	20.2	32.7	36.8	29.8
50-59	10.5	22.0	32.4	35.5	31.2
60-69	16.4	23.6	36.7	39.6	33.4
70+	16.8	23.6	35.4	43.2	35.7
Grand ave.	20.6	24.9	31.7	32.8	27.6

Sources: the same as Table 5.

Notes: the same as Table 5.

individuals in their 20s through 60s. Those in their 20s in the early 2000s were in their adolescence in the early 1990s, suggesting the amount of vegetables and fruit these generations used to eat at that time, in the presence of robust cohort effects in food consumption (Mori and Saegusa, 2010; Mori, Inaba, and Dyck, 2016; etc).

Blum states that a high consumption of animal proteins alone does not result in increasing body height, if the overall consumption of calories and other essential nutrients is insufficient, as cited above. The author suspects or hypothesizes that some “essential nutrients” should be contained in not only vegetables but also in fruit, which is regarded in Japan as non-essential for child growth, being called *mizukashi* (watery confectionary, or jelly desert, etc.).

According to the longitudinal cohort studies of the Mikkabi-machi residents for the past ten years, by the National Fruit Tree Research Institute, Japanese government, in collaboration with the Hamamatsu University School of Medicine, quite high positive correlations exist between large intakes of fruit, mandarins in

**Table 9 Per capita daily intakes of fruits and vegetables
by age groups in South Korea, 1998 and 2001**

(1) 1-6 years old infants (gm/day)

Food groups	1998		2001	
	g	SE	g	SE
Fruits	167.9	10.0	179.6	9.1
Vegetables	81.6	4.1	85.1	3.8

(2) 7-14 years old children (gr/day)

Food groups	1998		2001	
	g	SE	g	SE
Fruits	201.9	10.4	197.7	9.7
Vegetables	190.6	7.0	183.1	4.6

(3) 15-19 years old adolescents (gr/day)

Food groups	1998		2001	
	g	SE	g	SE
Fruits	192.2	13.7	169.6	13.1
Vegetables	227.8	6.0	234.2	7.1

(4) 20-29 years old adults (gr/day)

Food groups	1998		2001	
	g	SE	g	SE
Fruits	220.4	11.4	208.6	12.1
Vegetables	299.8	6.8	297.0	6.7

(5) 30-39 years old adults (gr/day)

Food groups	1998		2001	
	g	SE	g	SE
Fruits	228.8	9.8	227.0	10.4
Vegetables	345.5	6.5	361.7	7.1

(6) 40-49 years old adults (gr/day)

Food groups	1998		2001	
	g	SE	g	SE
Fruits	202.9	8.5	222.4	12.4
Vegetables	360.6	9.4	369.1	7.8

(7) 50-59 years old adults (gr/day)

Food groups	1998		2001	
	g	SE	g	SE
Fruits	189.7	11.2	235.4	12.6
Vegetables	337.5	7.9	349.1	8.8

(8) 60-69 years old adults (gr/day)

Food groups	1998		2001	
	g	SE	g	SE
Fruits	158.6	11.6	210.2	14.1
Vegetables	306.6	8.4	355.9	10.1

Sources: Junghyun Park, Dept. Nutrition, Gachon University (courtesy): original sources, KNHANES.

particular, and the bone mineral densities among their cohort study subjects, mainly post-menopausal females (Sugiura et al. 2008; 2012; 2015; Nakamura et al. 2016; etc.). Other empirical studies overseas, including Ireland, Canada, and China, also report positive correlations between the intakes of fruit and vegetables and bone mineral accrual/densities among the subjects of adolescents (McGartland et al., 2004; Whiting and Vatanparast et al., 2004; Vatanparast, Baxter-Jones et al., 2005; Prynne et al., 2006; Li, J-J et al., 2012; etc.). No empirical studies have discovered that a higher bone mineral accrual among children in their adolescence would lead to greater velocity in height growth.

The author, however, has long suspected that the radical decreases in fruit consumption among Japanese children since the end of the 1970s have been abnormally drastic from the international perspectives and in comparison with South Korea for this study, exerting unhealthy impacts on their stature—in Steckel's words, "the supply of (nutritional) inputs to health" in Japan in the past some 30 years has been deplorably inadequate, or "insufficient".

The younger, or newer generations today will be in their middle age in the mid-21st century and will very likely retain their eating habits then (Mori, Inaba, and Dyck, 2016).

Inadequate inputs to health will be retained for the entire population in not so distant future years.

Summary

Based on *School Health Examination Surveys* conducted by government agencies extensively since 1900 in Japan and since 1960 in South Korea, respectively, children in both countries increased appreciably in height since 1960 (i.e., boys at the age of near-maturity, 17-18 years old, in Japan steadily increased in (mean) height from 165.1 cm in 1960 to 168.8 cm in 1975, 170.2 cm in 1985, 170.9 cm in 1995, and levelled off at 170.8 cm in the mid-2000s, whereas their Korean peers increased more sharply from 163.3 cm in 1960, to 167.2, 169.4, 171.0 and 173.7 cm, respectively over the corresponding period. Japanese boys were 2-3 cm taller in the 1960s and the early 1970s but taller but barely taller by 1-1.5 cm in the mid-1980s, eventually 3.0 cm shorter in the mid-2000s than their South Korean peers.

The economy in the two countries made remarkably rapid progress since the end of WW II, with the South Korean economy lagging some two decades behind Japan due to the Korean War (1950-53). As the economy grew rapidly, food consumption improved conspicuously in quantity and quality in both countries, with some distinct differences in the pattern of food intakes. Per capita meat consumption sharply increased, accompanied by consistent declines in cereal consumption, with per capita total caloric intakes slightly falling in Japan, whereas per capita meat consumption increased modestly but cereal consumption steadily increased until two decades ago, with total caloric intakes gradually rising in South Korea. The other crucial differences are that the Koreans have eaten substantially more vegetables, almost twice as much as the Japanese since 1980 or so and that their fruit consumption has soared very rapidly since the 1960s to surpass that of the Japanese by nearly 30% by the end of the 1990s in terms of per capita net supply (FAOSTAT). As presented in the foregoing section, Japanese children have drastically reduced their at-home consumption of fresh fruit since the mid-1970s, whereas their Korean peers are presumed to have increased their fruit consumption in accordance with national averages. The same phenomena apply to the case of vegetables.

Is consumption of fruit and vegetables positively correlated with the development of a child's height, as is commonly conceived with milk and meats? Will children grow taller in height if they eat more fruit and vegetables? The author is not ready to answer directly: "yes". What he is certain about, however, is the statistical fact that children in Japan eat very little fruit and vegetables lately, as compared to their S. Korean peers. This may have had negative, if not identifiable, impacts on the stature development of Japanese children, despite the statistically discernible fact that per capita consumption of meat, eggs and milk in Japan was somewhat greater than in Korea even in the early 2000s. The comparative investigations of secular changes in child height and food consumption in Japan and South Korea over the past half century deserve further investigations through various approaches.

REFERENCES

- Baten, J. and M. Blum (2014). Why are you tall while others are short? Agricultural production and other proximate determinants of global heights. *European Review of Economic History*, 18, 144-65.
- Beer, Hans de (2012). Dairy products and physical stature: A systematic review and meta-analysis of controlled trials, *Economics and Human Biology*, 10, 299-309.
- Blum, Matthias (2013). Cultural and genetic influences on the ‘biological standard of living’. *Historical Method*, Jan-Mar, 2013, 46(1), 19-30.
- Cole, T.J. (2003). The secular trend in human physical growth: a biological view. *Economics and Human Biology*, 1, 161-168.
- Cole, T.J. and H. Mori (2017). Fifty years of child height and weight in Japan and South Korea: Contrasting secular trend patterns analyzed by SITAR. *Am J Hum Biol*, <https://doi.org/10.1002/ajhb.23054>.
- Deaton, Angus (2007). Height, health, and development. *PNAS*, vol. 104, no. 33, 13232-13237.
- FAO of the United Nations. FAOSTAT. *Food Balance Sheets*, by country and year, on line.
- Frank Jr., C., K.S Kim, and L.E. Westphal (1975). *Economic Growth in South Korea since World War II*. NBER, Cambridge, MA.
- Federal Research Bank of St. Louis. *Federal Reserve Economic Data*, downloaded from internet.
- Grasgruber, P., J. Cacek, T. Kalina, and M. Sebera (2014). The Role of nutrition and genetics as key determinants of the positive height trend. *Economics and Human Biology*, 15, 81-100.
- Grasgruber, P., M. Sebera, E. Hrazdira, J. Cacek, and T. Kalina (2016). Major correlates of male height: A study of 105 countries. *Economics and Human Biology*, 21, 172-195.
- Hatton, Timothy J. (2013). How have Europeans grown so tall? *Oxford Economic Papers* (Advance Access, published September 1), Oxford University Press, 1-24.
- Headey, D., K. Hirvonen, and J. Hoddinott (2018). Animal sourced foods and child stunting. *Am J Ag Economics*, aay053, 31 July 2018.
- Hoppe, C., C. Molgaard, and K.F. Michaelsen (2006). Cow’s milk and linear growth in industrialized and developing countries. *Annu Rev Nutr*, 26, 131-73.
- Japanese Government. Ministry of Education. *School Health Statistical Survey*, various issues, Tokyo.
- Ministry of Health, Labor and Welfare. *National Nutrition Survey in Japan*, various issues, Tokyo.
- Economic Planning Agency. *White Paper on Economy-1956*, Tokyo.
- Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (1995). *White Paper on Agriculture-1994*, Tokyo.
- Ministry of General Affairs, Bureau of Statistics. *Annual Report of Family Income and Expenditure Survey*, various issues, Tokyo.
- Kim, H-K (2014). *Comparative Studies of Education Societies in Japan and South Korea*, Ph.D. Dissertation, Approved on September 15, Hosei University, Tokyo (in Japanese).
- Kim, Ji-Yeong, Choi, J-M, Jin-Soo Moon, S-H. Shin et al. (2008). Anthropometric changes in children and adolescents from 1965 to 2005 in Korea. *American Journal of Physical Anthropology*, 136, 230-236.
- Kim, Y.S. (1982). Growth status of Korean children in Japan. *Annals of Human Biology*, 9, 453-458.
- Kim, E-K, A-W Ha, E-O Choi, and S-Y Ju (2016). Analysis of kimchi, vegetables and fruit consumption trends among Korean adults: data from the *Korean Health and Nutrition Examination Survey* (1998-2012). *Nutrition Research and Practice*, 10(2), 188-197.
- Kubota, Ayu (2018). Librarian, Ikuta Campus, Senshu University, Tokyo (Courtesy).
- Lee H-S, K.J. Duffey, and B.M. Popkin (2012). South Korea’s entry to the global food economy: shifts in consumption of food between 1998 and 2009. *Asia Pac J Clin Nutr*, 21(4), 618-629.
- Lewis, M., H. Mori, and Wm. Gorman (2001). Estimating Japanese at-home food consumption by age groups, while controlling for income effects. *Cohort Analysis of Japanese Food Consumption*, eds. H. Mori, 93-121, Tokyo, Senshu University Press.

- Li, J-J, Z-W Huang et al. (2012). Fruit and vegetable intake and bone mass in Chinese adolescents, young and postmenopausal women. *Public Health Nutrition*: 16(1), 78-86.
- McGartland, C.P., P.J.Robson et al. (2004). Fruit and vegetable consumption and bone mineral density: Northern Ireland Young Hearts Project. *Am J Clin Nutr*, 80, 1019-23.
- Mori, H. and T. Inaba (1997). Estimating individual fresh fruit consumption by age from household data, 1979 to 1994. *Journal of Rural Economics*, 69(3), 175-85.
- Mori, H., D.L. Clason, K. Ishibashi, Wm. D. Gorman, and J. Dyck (2009). *Declining orange consumption in Japan—generational changes or something else?* Economic Research Report, #71, USDA, ERS, pp. 23.
- Mori, H. and Y. Saegusa (2010). Cohort effects in food consumption: what they are and how they are formed. *Evolutionary and Institutional Economics Review*, 7(1), 43-63.
- Mori, H. and H. Stewart (2011). Cohort analysis: ability to predict future consumption — The cases of fresh fruit in Japan and rice in Korea. *Annual Bulletin of Social Science*, No. 45, Senshu University, 153-173.
- Mori, Hiroshi (2016). Secular changes in body height and weight of population in Japan since the end of WW II in comparison with South Korea. *The Monthly Bulletin of Social Science*, No.636, Senshu University, June, 13-25.
- (2017). Stature: Key determinants of positive height trends—the cases of Japan and South Korea. *The Monthly Bulletin of Social Science*, No.644, Senshu University, February, 21-40.
- (2018). Why Koreans became taller than Japanese ? *Annual Bulletin of Social Science*, No. 52, Senshu University, 177-195.
- Mori, H., T. Inaba, and J. Dyck (2016). Accounting for structural changes in demand for foods in the presence of age and cohort effects: the case of fresh fish in Japan. *Evolut Inst Econ Rev*, published on line: 19 September 2016.
- Nakamura, M., M. Sugiura et al. (2016). Serum β -carotene derived from Satsuma mandarin and brachial-ankle pulse wave velocity: The Mikkabi cohort study. *Nutrition, Metabolism & Cardiovascular Diseases*, 26, 808-814.
- Park, Junghyun (2018). Dept. of Nutrition, Gachon University, Courtesy.
- Prentice, A., K. Ward, C. Goldberg, L. Jarjou, S. Moor et al. (2013). Critical windows for nutritional interventions against stunting. *Am J Clin Nutr*, 97, 911-18.
- Prynne, C.J., G.D. Mishra et al. (2006). Fruit and vegetable intakes and bone mineral status: a cross-sectional study in 5 age and sex cohorts. *Am J Clin Nutr*, 83, 1420-1428.
- Republic of Korea. Department of Education, Center for Educational Statistics. *Statistical Yearbook of Education*, various issues, Seoul.
- Korea Centers for Disease Control and Prevention. *Korean National Health and Nutrition Examination Surveys*.
- Schwendiek, Daniel and Seong-Ho Jun (2010). From the poorest to the tallest in East Asia: the secular trend in height of South Koreans. *Korea Journal / Autumn*, Seoul, 151-175.
- Silventoinen, Karri (2003). Determinants of variation in adult body height. *Journal of Biosocial Science*, Cambridge University Press, 266-285.
- Steckel, Richard H (1995). Statue and the standard of living. *Journal of Economic Literature*, XXXIII, 1903-1940.
- Sugiura, M., M. Nakamura, K. Ogawa, Y. Ikoma, F. Ando, and M. Yano (2008). Bone mineral density in post-menopausal female subjects is associated with serum antioxidant carotenoids. *Osteoporosis International*, 19-2, 211-219.
- Sugiura, M., M. Nakamura, K. Ogawa, Y. Ikoma, and M. Yano (2012). High serum carotenoids associated with lower risk for bone loss and osteoporosis in post-menopausal Japanese female subjects: prospective cohort study. *PLOS ONE*, December, 7(12), 1-9.
- (2015). High serum carotenoids associated with lower risk for the metabolic syndrome and its components among Japanese subjects: Mikkabi prospective cohort study. *British Journal of Nutrition*, 114, 1674-1682.
- Tanaka, M., H. Mori, and T. Inaba (2004). Re-estimating per capita individual consumption by age from household data. *Japanese Journal of Rural Economics*, 6, 20-30.
- Vatanparast, H., A. Baxter-Jones, R.A. Faulkner, D.A. Bailey, and S.J. Whiting (2005). Positive effect of vegetable

and fruit consumption and calcium intake on bone mineral accrual in boys during growth from childhood to adolescence: The University of Saskatchewan pediatric bone mineral accrual study. *Am J Clin Nutr*, 82, 700-06.

Whiting S., H. Vatanparast et al. (2004). Factors that affect bone mineral accrual in the adolescent growth spurt. *J Nutr*, 134(3), 696S-700S.

Acknowledgements

Thanks go to Domenica Carrier, Library, LSU at Shreveport for editing the first manuscript and Tim J. Cole, Professor at UCL for valuable comments and rewriting abstract.

所 報

2018. 1~12

2018年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである。

1. 機関及び人事

1. 定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会科学の総合的研究を推進していくために努力をしてきた。今後も、所員の意見・希望等に積極的に応えていきたい。

(1) 第111回定例所員総会 2018年6月2日(土) 10:00~12:30 生田校舎92B会議室

議事: 所長挨拶、所員等の異動、2018年度社研体制、2017年度事業報告、同会計報告、2018年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

(2) 第112回定例所員総会 2018年12月1日(土) 14:30~18:00 生田校舎生田分館5F社会科学研究所会議室

議事: 所長挨拶、所員等の異動、次期所長選出と承認、2018年度事業中間報告、同会計中間報告、2019年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

2. 所員の異動 (2018.1.1以降)

1. 所員の委嘱・解嘱

委嘱: 河藤佳彦(経)、駒崎 道(人)、趙 時英(商)、高橋龍夫(文)、埜 武郎(経)、
福山文子(営)、傅 凱儀(経)、李 春霞(経)

解嘱: 宇都榮子、黒川保美、齋藤 憲、鈴木直次、高橋祐吉、徳田賢二、福島利夫、
嶺井正也、室井義雄、矢澤昇治(以上、定年退職)、伊藤恵子(依願退職)、大谷 正、
巖 基珠、杉本筆美、瀬下博之、服部あさこ、増田英敏、宮本光晴、本江 渉

2. 研究参与の委嘱・解嘱

委嘱: 宇都榮子、黒川保美、鈴木直次、高橋祐吉、徳田賢二、福島利夫、嶺井正也、
室井義雄、矢澤昇治

解嘱: 兎島和人、武田昌之、米地 實(ご逝去)

3. 客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱: 服部あさこ、水戸部啓一、高山正樹

解嘱: 小泉亜紀、李 春霞

4. 特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱：なし

解嘱：なし

3. 運営委員、会計監査、事務局員の構成

1. 2017年度社研体制

運営委員		事務局員（○はチーフ）	
所長	宮寄 晃臣（経）	事務局長	樋口 博美（人）
事務局長	樋口 博美（人）	会計	○鈴木奈穂美（経）
前事務局長	大矢根 淳（人）		谷ヶ城秀吉（経）
運営委員	原田 博夫（経）	研究会	○石川 和男（商）
	白藤 博行（法）		飯沼 建子（経）
	蔡 イン錫（営）		徐 一睿（経）
	神原 理（商）		永島 剛（経）
	宇都 榮子（人）	編集	福島 義和（文）
			○柘田大知彦（経）
			広瀬 裕子（文）
会計監査	永江 雅和（経）	文献資料	佐藤 慶一（ネ）
			福島 義和（文）
		ホームページ	○兵頭 淳史（経）
			恒木健太郎（経）
			○高萩栄一郎（商）
			吉田 雅明（経）

2. 2018年度社研体制

運営委員		事務局員（○はチーフ）	
所長	宮寄 晃臣（経）	事務局長	樋口 博美（人）
事務局長	樋口 博美（人）	会計	○谷ヶ城秀吉（経）
前事務局長	大矢根 淳（人）		佐藤 慶一（ネ）
運営委員	原田 博夫（経）	研究会	○石川 和男（商）
	白藤 博行（法）（2018.9～国内研究）		飯沼 健子（経）
	蔡 イン錫（営）		永島 剛（経）
	神原 理（商）		福島 義和（文）
	今野 裕昭（人）	編集	柘田大知彦（経）（～2018.9.30）
			○鈴木奈穂美（経）（2018.10.1～）

	編集	小池 隆生 (経) (2018.10.1 ~)
会計監査		徐 一睿 (経)
		広瀬 裕子 (文)
	文献資料	兵頭 淳史 (経) (~ 2018.9.30)
		○恒木健太郎 (経) (2018.10.1 ~)
		長尾 謙吉 (経) (2018.10.1 ~)
	ホームページ	○高萩栄一郎 (商)
		吉田 雅明 (経)

4. 事務局会議・運営委員会

1. 事務局会議

2017年度 (2018.1.1以降)

(9) 1月30日 (火) 第9回事務局会議

- ① VASS 東北アジア研究所日本研究センターとの協力協定更新準備状況
- ② 定例研究会申請状況と承認
- ③ 2017年度春季実態調査の準備状況
- ④ 2018年度海外実態調査の企画案：スリランカ案の提案と承認
- ⑤ 月報、年報 (52号) 進捗状況
- ⑥ 叢書 (20号) 進捗状況
- ⑦ 文献資料 (藤本武文庫整理/山田盛太郎文庫修復・製本予定)
- ⑧ PC 関連 (所報デジタル化の作業手順)
- ⑨ 2017年度予算執行状況と今後の予定
- ⑩ 平成32年度以降の研究所再配置と神田分室
- ⑪ 報告：書庫整理 (学生アルバイトによる整理/2017/12/11-15 頒布会)

(10) 3月13日 (火) 第10回事務局会議

- ① 2018年度所員・客員継続意思確認、2018年度研究参与・客員候補者 (事務局承認)
- ② 定例研究会申請状況と承認
- ③ 2018年度海外実態調査の企画：スリランカ案内容と日程 (事務局承認)
- ④ 月報、年報 (52号) 進捗状況
- ⑤ 叢書 (20号) 進捗状況
- ⑥ 文献資料 (藤本武文庫整理状況/文献資料購入)
- ⑦ PC 関連 (所報PDF化作業/リポジトリによる所報公開進捗状況)
- ⑧ 会計 (2017年度予算執行状況報告/年度末支出予定の承認/WEB領収書取り扱い変更案の承認/グループ研究・特別研究グループの会計報告提出状況報告)
- ⑨ グループ研究Aおよび特別研究グループの2018年度継続 (事務局承認)
- ⑩ 報告：VASS 東北アジア研究所との協力協定更新 (2018/2/4-7@ハノイ)

- (11) 3月20日(火) 第11回事務局会議(第3回運営委員会との合同会議)
- ①2018年度所員・客員継続意思確認、2018年度研究参与・客員候補者(運営委員会承認)
 - ②2003年度以前の所報リポジトリによる公開の許諾の説明と承認
 - ③客員研究員の委嘱[1名](運営委員会承認)
 - ④グループ研究Aおよび特別研究グループの2018年度継続(運営委員会承認)
 - ⑤2018年度海外実態調査の企画:スリランカ案内容と日程(運営委員会承認)
 - ⑥会計(2017年度予算執行状況報告/春季実態調査会計報告/WEB領収書取り扱い変更案の承認)

2018年度

(1) 4月17日(火) 第1回事務局会議

- ①2018年度社会科学研究所運営・事務局体制
事務局・運営委員の体制/所員・客員継続意思確認進捗/所員の異動・新規所員の申請・推薦呼びかけ
- ②2017年度報告(「2017年度事業報告書」に基づき)
研究調査事業報告(定例研究会/シンポジウム[壇国大学合同シンポジウム11/10-12@韓国]/特別研究[夏季北前船Part1北海道、春季大阪実態調査])/研究助成/所報刊行(年報・月報、叢書)/文献(特別文庫の収集・整理、書庫の整理)/PC/HP(リポジトリによる公開準備、神田分室の整備) これらをふまえた2017年度決算報告
- ③2018年度方針
2018年度補助金の決定/特別研究企画(夏季実態調査[北前船psrt2日本海東北]、春季実態調査[スリランカ])、公開研究会(川崎市民参加型研究会)/グループ研究助成の募集+助成決定~助成金受渡し段取り(4/24に決定)/所報刊行(月報刊行予定、年報53号募集・執筆要項、叢書(第21号)編集体制・契約書等作成段取り等)/特別文庫の収集と整理/PC/HP(リポジトリ化、PDF化作業)、これらをふまえた2018年度予算案
- ④2018年度前期社総会(6/2)、事務局・運営委員会合同会議(5/22)、次回事務局会議(5/8,5/15)開催日程決定

(2) 5月8日(火) 第2回事務局会議

- ①2018年度社会科学研究所運営・事務局体制(運営委員の在外期間対応/所員、客員研究員継続意思確認状況/所員、客員研究員、特別研究員の新規推薦/客員研究員の資格基準)
- ②2018年度事業計画
特別研究企画(夏季実態調査[北前船part2日本海東北9月上旬]、春季実態調査[スリランカ2/28から11日間]/公開シンポジウム(グローバル教育改革モデルと教育の効果検証システム(7/7))/特別研究助成・グループ研究助成申請状況/所報刊行(月報進捗、年報応募と原稿締切、叢書第21号契約書作成日程)/特別文庫の収集と整理状況/社会・労働関係資料センター連絡協議会入会承認
- ③2018年度予算案(学務課文書に不備、確認の上次回再提案)

- ④2018年度前期社研総会後の事務局会議 (7/3) 開催日程決定
- (3) 5月15日 (火) 第3回事務局会議
 - ①2018年度社会科学研究所運営体制 (所員、客員研究員の継続意思確認状況/新規参与の申請状況/所員、客員研究員、特別研究員の新規推薦/客員研究員の資格基準)
 - ②公開研究会企画
 - ③特別研究助成、グループ研究助成関連 (新規特別研究助成選考委員の選出 (3名) /継続特別研究助成グループ代表者交代/研究助成成果報告掲載先の承認)
 - ④月報進捗状況 (5月号、6月号)
 - ⑤文献資料 (山田盛太郎文庫の製本内容・費用承認/社会・労働関係資料センター連絡協議会担当・内容確認)
 - ⑥2018年度予算案 (事務局承認)
- (4) 5月22日 (火) 第4回事務局会議 (運営委員会との合同会議)
 - ①所長あいさつ
 - ②2017年度事業報告/会計報告/内部監査 (5/8実施) 報告 (運営委員会承認)
 - ③2018年度事業計画案 (運営委員会承認)
2018年度社会科学研究所運営体制、所員の異動・新所員の承認/研究調査事業 (公開シンポジウム、夏季実態調査、2018年度新規特別研究助成審査、特別研究助成グループ代表者交代の承認、定例研究会Aの予算枠記載変更) /所報刊行計画/文献資料収集・整理/PC/HP (所報リポジトリ化・PDF化、HPのCMS化)
 - ④2018年度予算案 (運営委員会承認)
 - ⑤客員研究員の資格基準 (検討)
- (5) 7月3日 (火) 第5回事務局会議
 - ①夏季実態調査 (北前船part2 (秋田~山形~新潟9/3-7) の応募締切日 (7/16)) 承認
 - ②公開シンポジウム「グローバル教育改革モデルと教育の効果検証システム」(7/7) 進捗状況
 - ③定例研究会 (申請と承認: 定例A (申請: 西部忠所員) [地域通貨の現在~実践者の視点から (7/16)] / 2018年度夏季実態調査 (北前船Part2日本海東北) 事前研究会 (7/31))
 - ④定例研究会の申請時期の再確認 (➡後期総会にて提出・確認)
 - ⑤月報進捗状況 (6月号、7-8月合併号)
 - ⑥年報53号応募状況 (6/30締)
 - ⑦文献資料、山田盛太郎文庫製本進捗と今後の予定
 - ⑧後期事務局会議日程 第6回事務局会議 (10/2) 開催日程決定
 - ⑨文献担当事務局員交代の承認
 - ⑩外部監査 (6/19) 報告
- (6) 10月2日 (火) 第6回事務局会議
 - ①編集担当新事務局員就任、編集担当チーフの交代、文献担当新事務局員就任、文献担当チーフの交代 (承認)
 - ②定例研究会 (申請と承認: 定例A (申請: 宮崎晃臣所員) [リーマンショック後10年の日本経

済・韓国経済（11/10）]

- ③2018年度 春季実態調査（スリランカ）の日程・行程案検討
 - ④月報進捗状況（9月号以降）
 - ⑤文献資料（山田盛太郎文庫製本進捗と納品予定／藤本武文庫整理の進捗と今後の日程）
 - ⑥PC/HP（月報PDF化進捗／リポジトリ化公開準備／WEBサイトリニューアル化とCMS移行）
 - ⑦ ①～⑥をふまえて2018予算中間報告と後期予算執行計画
 - ⑧2019年度事業計画案（2019年度年間事業計画、実態調査企画等）
 - ⑨2019年度予算案
 - ⑩2018年度後期社研総会（12/1）、事務局・運営委員会合同会議（11/20）、次回事務局会議（10/16、11/6、11/13）開催日程決定
- ※事務局会議後、編集担当者会議開催（今後の発刊予定、担当分担）

(7) 10月16日（火）第7回事務局会議

- ①定例研究会（檀国大学との定例研究会A（11/10）進捗）
- ②特別研究会（川崎研究会次年度延期の承認）
- ③2018年度 春季実態調査（スリランカ）行程・社研支出予算の承認
- ④月報進捗状況（10月号、11月号、12月号以降の予定）
- ⑤文献資料（山田盛太郎文庫の納品予定／藤本文庫整理の進捗、中国統計書購入の承認）
- ⑥PC/HP（月報リポジトリ化公開延期／HPのCMS化進捗）
- ⑦客員研究員の資格基準検討
- ⑧2019年度事業計画案、予算案（学務提出）の事務局承認

(8) 11月6日（火）第8回事務局会議

- ①定例研究会（申請と承認：定例A（申請：飯沼健子所員）[尊敬・信頼・友情：未来を形作る 外交への礎石一日・スリランカ包括的パートナーシップの事例（12/3）]／準備状況：檀国大学との定例研究会A（11/10）進捗）
- ②所報進捗状況（月報12月号、1-2月合併号の進捗／年報進捗（10/20原稿締切）
- ③文献資料（山田盛太郎文庫修復製本の納入報告／藤本武文庫整理の進捗）
- ④PC/HP（月報PDFの書誌情報リンクの決定・承認）
- ⑤客員研究員の資格基準の改定と総会提出の承認

(9) 11月13日（火）第9回事務局会議

- ①定例研究会（申請と承認：定例A（申請：大矢根淳所員）[雄安新区（＝一带一路に並ぶ）大規模国家プロジェクトにおける気候変動リスク～2018年度首都圏調査に臨んで～（仮）（12/20）]／定例C（村上G）[社研の70年史のための「座談会」構成（内容点検）について（第1回）（12/8）]／定例C（村上G）[社研の70年史のための「座談会」構成（内容点検）について（第2回）（12/15）]／申請定例研究会の開催時間と授業時間との重複について）
- ②所報進捗状況（月報3月号投稿内容変更／年報進捗）
- ③文献資料（山田盛太郎文庫の年度内作業完了報告／藤本武文庫整理の進捗）
- ④PC/HP（月報PDFの書誌情報リンク開始時期変更（2019.4～）の決定・承認）

- ⑤後期総会準備（次期所長の選出／2018年度事業中間報告、会計中間報告（承認）／2019年度事業計画案、予算案（承認））
- (10) 11月20日（火）第10回事務局会議（運営委員会との合同会議）
- ①次期所長の選出と合同会議承認
 - ②2018年度事業中間報告（運営委員会承認）
事務局および運営委員会承認案件（1）新所員承認（2）定例研究会（申請と承認：定例C（野口G）[ビットコイン終焉のシナリオ—WorldCoinの経済学史的考察（12/12）]／2018年度春季実態調査（スリランカ）事前研究会（2/2））（3）所報進捗（11/20現在）（4）文献資料（藤本武文庫整理進捗）（5）PC関連（所報デジタル化、レポジトリ化準備）
 - ③2018年度会計中間報告（運営委員会承認）
 - ④2019年度事業計画案および2019年度要求予算案（運営委員会承認）
 - ⑤2018年度春季実態調査（スリランカ）行程・社研支出予算（運営委員会承認）
 - ⑥社会科学研究所規程・細則・内規（客員研究員関連）の改定（運営委員会承認）
 - ⑦神田新展開による社会科学研究所神田分室について（総会報告事項とする）

2. 運営委員会

- (1) 3月20日（火）事務局会議との合同会議：2017年度事務局会議（11）に同じ
- (2) 5月22日（火）事務局会議との合同会議：2018年度事務局会議（4）に同じ
- (3) 11月20日（火）事務局会議との合同会議：2018年度事務局会議（10）に同じ

5. 研究調査活動

1. 定例研究会（公開研究会、特別研究会、基準A・B・Cを含む）

全学部にまたがる所員、研究参与、客員研究員の幅広い問題関心を積極的に採用しつつ、現代社会の諸問題に対して多様な社会科学的アプローチを試み、研究成果を積極的に公表してきた。

今年度の研究会開催申請の提出メ切は、下記のような日程で進めてきた（下記★参照）。一定の条件を設けた上で緩やかな運用を行ってきた。

★2018年度の研究会申請申込みメ切日程

（5月開催希望／4月15日）（6月開催希望／4月15日）（7月開催希望／6月中旬）（8月開催希望／7月上旬）（9月開催希望／7月下旬）（10月開催希望／9月上旬）（11月開催希望／10月上旬）（12月開催希望／11月上旬）（1月開催希望／11月20日）（2月開催希望／12月20日）

※定例研究会の申請時期について

2016年度～2017年度にかけて定例研究会申請は開催希望の2ヶ月前として運用されてきていたが、2ヶ月前では十分に企画が練られておらず申請が難しいとの理由から、すでに2016年度末の時点で、事務局会議と総会にて、開催希望の「概ね1ヶ月前」と修正され、特に同一月に

開催が重ならないよう配慮するとされていたことを2018年度第5回事務局会議（7/3）で確認（それにより7月開催以降の申請締切日程を変更）、今後はこれに準じて定例研究会開催申請を受け入れていくことを後期の総会にて再度確認した。

参考 定例研究会の区分

- ◇定例研究会A：月一回程度の開催として、一回の予算枠は10万円程度とする（謝金と交通費、懇親会費等を含む総額）。
- ◇定例研究会B：定例研究会予算枠を使用しない研究会（予算はつかないが、広報は社研が担う）
- ◇定例研究会C：グループ研究助成成果報告会としての研究会（開催予算はグループ研究助成予算）
（※グループ研究助成（特別、A）の成果報告会は定例研究会として開催されることになっている。）

2017年度（2018年1月以降）

特別研究会：社研春季実態調査事前研究会

(10) 2月2日（金）14：00～17：00 場所：生田校舎2号館225教室

テーマ：大阪の底力—大都市大阪は国家を超えられるか—

1. 大阪・西成～1990年代初頭以後の25年に焦点をあてて

報告者：小池隆生所員

2. 泉州のタオル産業—生産システムの特徴と縮小下の課題—

報告者：長尾謙吉所員

3. 日本の自動車産業を取り巻く潮流と課題

報告者：水戸部啓一氏（経済学部兼任講師、国際環境経済研究所理事）

参加者：20名

定例研究会C：研究助成A（佐藤慶一グループ）

(11) 2月14日（水）18：00～20：30 場所：日本看護協会ビル・JNAホール

テーマ：首都直下地震 避難の後のことを考える——時限的市街地のデザイン——

報告者：國副 隆氏（渋谷区役所）／佐藤慶一所員／原野泰典氏（坂茂建築設計事務所）／
小泉秀樹氏（東京大学）／大矢根淳所員 他

参加者：78名

定例研究会A：（申請者：樋口博美所員）

(12) 2月21日（水）14：00～15：30 場所：社会科学研究所会議室

テーマ：ベトナムのホアールー祭りの保存——市民レベルの遺産としての保存活動——

報告者：ゴ・フォン・ラン氏

（ベトナム社会科学アカデミー東北アジア研究所日本研究センター所長/日文研外国人研究員）

参加者：8名

定例研究会C：特別研究助成（村上俊介グループ）

(13) 2月22日 (木) 16:30 ~ 18:00 場所: 社会科学研究所会議室

テーマ: 専修大学社会科学研究所70周年に向けて

報告者: 村上俊介所員

参加者: 6名

定例研究会C: 研究助成A (恒木健太郎グループ)

(14) 3月2日 (木) 11:00 ~ 12:30 場所: 神田校舎1号館13A

テーマ: 戦後史学における共同体論とシステムという発想

報告者: 恒木健太郎所員

参加者: 8名

定例研究会C: 研究助成A (鈴木健郎グループ)

(15) 3月6日 (火) 16:00 ~ 18:00 場所: 生田校舎9号館979教室

テーマ: 治癒文化と山岳聖地

1. 世界の火山 報告者: 佐藤 暢所員

2. 聖地と文学 報告者: 根岸徹郎所員

3. 火山・鉱山と治癒文化 報告者: 鈴木健郎所員

参加者: 6名

2018年度

定例研究会A: (申請者: 西部 忠所員)

(1) 7月16日 (月) 15:00 ~ 18:00 場所: 専修大学サテライトキャンパス スタジオA

テーマ: 地域通貨の現在 - 実践者の視点から -

個別報告テーマ:

1. 「10年続いている地域通貨たまのこれまでとこれから」報告者: 江田雅子氏 (地域通貨たまのわネットワーク代表)

2. 「「お互いさまのお金」持続可能な社会のための仕組みづくり」報告者: 池辺潤一氏 (藤野地域通貨よろづ屋事務局代表)

3. 「地域通貨の持続可能性はいかに得られるのか」報告者: 西部 忠所員

参加者: 25名

特別研究会: 社研夏季実態調査事前研究会

(2) 7月31日 (火) 15:00 ~ 16:30 場所: 生田校舎2号館225教室

テーマ: 秋田県の地域と産業経済の動向

報告者: 佐藤良知氏 (秋田県産業労働部産業政策課 政策監)

参加者: 16名

定例研究会A: (申請者: 恒木健太郎所員) 公開研究会

(3) 9月15日 (土) 14:00 ~ 17:30 場所: 神田校舎5号館4階542教室

テーマ: 「戦中史から国体論へ~現代日本の古層~」

提題報告: 『戦中史』と『国体論』を貫くもの

報告者：恒木健太郎所員

リブライ1『戦中史』の著者として 福井紳一氏（駿台予備学校講師）

リブライ2『国体論』の著者として 白井 聡氏（京都精華大学）

参加者：27名

定例研究会A：（申請者：宮崎晃臣所員）

(4) 11月10日（土）13：30～17：30 場所：神田校舎社会科学研究所分室

テーマ：リーマンショック後10年の日本経済・韓国経済

報告者：宮崎晃臣所員、Son sung-jin氏（Dankook Univ） 通訳：徐 玄九氏（法政大学）

コメンテーター：恒木健太郎所員、Park seung-hwan氏（Dankook Univ）

参加者：10名

定例研究会A：（申請者：飯沼健子所員）

(5) 12月3日（月）16：30～18：00 場所：神田校舎7号館782教室

テーマ：尊敬・信頼・友情：未来を形作る外交への礎石一日・スリランカ包括的パートナーシップの事例

報告者：モンテ・カセム博士 Dr. Monte Cassim（大学院大学至善館学長）

参加者：12名

定例研究会C：研究助成A（村上俊介グループ）

(6) 12月8日（土）15：00～17：30 場所：社会科学研究所会議室

テーマ：社研の70年史のための「座談会」構成（内容点検）について（第1回）

報告者：高橋祐吉参与、柴田弘捷参与、町田俊彦参与

参加者：7名

定例研究会C：研究助成A（野口 旭グループ）

(7) 12月12日（水）14：50～18：05 場所：生田校舎10号館101Cゼミ室

テーマ：ビットコイン終焉のシナリオーWorldCoinの経済学史的考察

報告者：塘（とも）茂樹氏（独立研究者（iScholar））

参加者：27名

定例研究会C：研究助成A（村上俊介グループ）

(8) 12月15日（土）15：00～17：30 場所：社会科学研究所会議室

テーマ：社研の70年史のための「座談会」構成（内容点検）について（第2回）

報告者：矢吹満男参与、池本正純参与、黒田彰三参与

参加者：6名

定例研究会A：（申請者：大矢根淳所員）

(9) 12月20日（木）15：00～17：30 場所：社会科学研究所会議室

テーマ：雄安新区：（＝一帯一路に並ぶ）大規模国家プロジェクトにおける気候変動リスク～2018年度首都圏調査に臨んで～

報告者：李 国慶氏（中国社会科学院 都市発展・環境研究所）

参加者：14名

☆その他今年度1月以降、定例研究会Cが4回、特別研究会が1回開催される予定である。

2. シンポジウム

7月7日 (土) 14:15 ~ 18:15 場所: 神田校舎 1号館3階301教室

2018社会科学研究所公開シンポジウム

「グローバル教育改革モデルと教育の効果検証システム

—英国Ofstedの経験と日本の教育政策の路線—

- ・コーディネーター兼司会: 広瀬裕子所員
- ・講師と個別テーマ

Michael Wilshaw氏 (前・英国教育水準局Ofsted長官)

※欠席により代読「教育の質の向上とOfstedの役割」

前川喜平氏 (前・文部科学事務次官)「日本にはなぜOfstedがないのか」

木岡一明氏 (名城大学)「エビデンス・ベースの『学校評価』への転換の模索

—英国の経験に学ぶ—

参加者: 114名

3. 特別研究会企画

特別研究会における実態調査は夏および春の休暇中に実施されている。夏と春の合宿・集中研究会は、定例研究会では実施が困難な実態調査や自治体関係者との特定のテーマに関する討論会や工場見学などを組み込んだ多様な実態調査を開催し、また所報で調査報告を行なっている。2018年3月(2017年度春季)には、「大阪の底力」と題し、大阪天王寺地区~泉州地域を中心とした実態調査を実施した(2018.2.28-3.3)。2018年度の夏季は「北前船の足跡をたどるPart2: 日本海東北 秋田~山形~新潟」を実施した(2018.9.3-7)。春季には「スリランカ現地実態調査」を予定(2019.2.28-3.10)している。

(1) 2017年度春季実態調査: 大阪の底力: 天王寺~西成~泉州(2018.2.28-3.3)

第1日目: 2月28日(水)

- ・宿泊ホテル会議室での現地研究会

テーマ「大阪の産業構造とその地域的特性」講師 高山正樹氏(大阪大学名誉教授)

(大阪天王寺宿泊)

第2日目: 3月1日(木)

- ・西成区役所訪問(区長によるレクチャー[テーマ: 西成特区構想]、質疑応答)
- ・武田薬品大阪工場訪問(工場見学、質疑応答)

(大阪天王寺宿泊)

第3日目: 3月2日(金)

- ・ツバメタオル(株)訪問(製織工場見学、質疑応答)
- ・ダイワタオル協同組合訪問(染色工場見学、質疑応答)

- ・泉州タオル館（大阪タオル工業組合）訪問（聞き取り、質疑応答）
（大阪天王寺宿泊）

第4日目：3月3日（土）

- ・ダイハツ ヒューマンモビリティワールド 訪問（館内見学、質疑応答）
- ・あいりん地区視察（NPOの案内による）

〔参加者：19名〕

(2) 2018年度夏季実態調査：北前船の足跡をたどる Part2：秋田～仁賀保～酒田～鶴岡～新潟
（2018.9.3-7）〔行程はすべてバス移動〕

第1日目：9月3日（月）

- ・秋田駅東口にて集合、バス出発
- ・秋田市役所（産業企画課、観光振興課等）訪問、ヒアリング・意見交換
- ・秋田市土崎みなと歴史伝承館 訪問、見学、ヒアリング
- ・ポートタワーセリオン道の駅あきた港 見学
- ・結団式（秋田市内宿泊）

第2日目：9月4日（火）

- ・TDK工場（本荘東工場、本荘西工場）訪問、見学、ヒアリング
- ・TDK歴史みらい館 訪問、見学（見学前にTDKゲストハウスにて昼食休憩）
- ・にかほ市フェライト子ども科学館 見学
- ・酒造飛良泉 訪問、見学、ヒアリング
→山形県酒田市へ移動（酒田市内宿泊）

第3日目：9月5日（水）

- ・酒田市資料館 訪問、見学、ヒアリング
- ・平田牧場とんや（昼食休憩含む）
- ・旧鑑屋 訪問、見学、ヒアリング
- ・酒田米菓株式会社 訪問、見学、ヒアリング
- ・日和山公園～山居倉庫等 見学

（酒田市内宿泊）

第4日目：9月6日（木）

- ・月山ワイン山ぶどう研究所 訪問、見学、ヒアリング（昼食休憩含む）
- ・Sonyセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社 訪問、見学、ヒアリング
- ・株式会社シンクロン 訪問、見学、ヒアリング
→新潟市へ移動（新潟市内宿泊）

第5日目：9月7日（金）

- ・北前船時代館旧小澤家住宅 訪問、見学、ヒアリング
- ・亀田製菓株式会社本社工場 訪問、見学、ヒアリング
- ・新潟駅前にて解散

〔参加者：15名〕

☆今実態調査については、『月報』（2018年度1月+2月合併号）に掲載予定。

(3) 2018年度春季実態調査：スリランカ実態調査を2019年2月28日～3月10日で実施予定

今回の実態調査は、「スリランカの社会経済—実態と課題」というテーマにて、変容期にあるスリランカの多様な側面を理解すべく、同国を北から南に縦断し、各地に残る歴史や文化に触れながら内戦後の社会とその経済成長の実態および課題についての現地調査を行う。

4. 研究助成

(1) **グループ研究助成A**（所員4名以上・年50万円3年間・定例総会にて研究経過報告義務/1名以上論文発表義務・定例研究会にて成果報告会を開催すること）

2016年度発足

◇「国際経済の展開と地域の諸問題」

（野口 旭（責）・小川 健・浅見和彦・稲田十一・飯沼健子・内川秀三・大倉正典・大橋英夫（※中期在外研究のため7月まで）・加藤浩平・狐崎知己・泉 留維・永島 剛・野部公一・堀江洋文・矢野貴之・小島 直・鈴木直次・室井義雄の18名）

◇「山田盛太郎文庫・藤本武文庫の調査と研究」

（恒木健太郎（責）・柘田大知彦・永江雅和・兵頭淳史・谷ヶ城秀吉の5名）

2017年度発足 なし

2018年度発足

◇「社研70年の活動史研究」

（村上俊介（責）・石川和男・大矢根淳・樋口博美・宮寄晃臣・柴田弘捷の6名）

◇「減災サイクルのステークホルダーと事前復興への取り組みの実相～巨大災害（東日本大震災／首都直下・南海トラフ地震）を射程に～」

（大矢根淳（責）・佐藤慶一・飯 考行・近江吉明・福島義和・宮定 章・三澤一孔・所澤新一郎の8名）

◇「総合商社機能の歴史と現在：経済史・経営史的アプローチと産業調査・業界調査的アプローチの融合を目指して」

（遠山 浩（責）・田中隆之・永江雅和・谷ヶ城秀吉・大島久幸の5名）

(2) **グループ研究助成B**（所員2名以上・年20万円1年間・定例所員総会にて研究経過報告義務）

2018年度発足

◇「日本経済の長期的問題点の整理と検討」

（田中隆之（責）・大倉正典・鈴木将覚・小島 直の4名）

◇「インナーロンドンにおける教育問題と住宅問題—ハックニー・バラとニューハム・バラを事例に—」

（広瀬裕子（責）・福島義和の2名）

◇「中江平次郎文庫の調査研究」

(橋田大知彦(責)・兵頭淳史の2名)

◇「専修大学社会科学研究所の歴史研究」

(石川和男(責)・樋口博美の2名)

◇「地域社会における市民活動の人的資源とネットワークに関する調査研究」

(鈴木奈穂美(責)・小池隆生・畠中 亨の3名)

(3) 特別研究助成 (所員5名以上・年100万円3年間・定例所員総会にて研究経過報告義務、年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施・助成終了後2年以内に『社会科学研究叢書』刊行義務)

2016年度発足

◇「中国の新常態はどこに向かうか」

(原田博夫(責)・徐 一睿・宮崎晃臣・土屋昌明・李 春霞・柴田弘捷・町田俊彦・湯 進の8名)

※大橋所員中期在学研究のため、2018年8月1日付けで責任者を大橋所員から原田所員に交代

2017年度発足

◇「多文化社会と視覚表象研究の可能性」

(土屋昌明(責)・下澤和義・網野房子・井上幸孝・上原正博・根岸徹郎の6名)

2018年度発足 なし

6. 所報の刊行

1. 『社会科学年報』第53号の刊行

所員の執筆申し込みに応じて『年報』第53号を編集する。450部印刷する。

なお、『年報』第53号の製作ならびに出版契約については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。

また、エントリーの締め切りは6月末に設定し、現在、入稿済、初校～再校中である。

論文

「ベトナムにおける自動車産業政策と流通」 石川和男(所員)

「マルクスとオイラー— 遍在する「対称性原理」に『資本論』は存立する—」 内田 弘(参与)

「石巻市域復興を「森里川海の連携」思想から展望する—歴史学の視点からのアプローチ—」

近江吉明(所員)

「自立支援施策におけるアウトリーチ・サービス・モデルの理論的枠組み」 鈴木奈穂美(所員)

「東日本における養蚕業の発展と繭価動向—1900年代半ばにおける「繭市場統合」説の再検討」

高梨健司(客員)

「原爆被爆二世・三世運動の新たな展開

～放射線の遺伝的影響をめぐる被爆二世訴訟と国連での訴え～

中村尚樹(客員)

「アメリカ高等教育財政とレベニュー債 — 「イリノイ大学システム」 を事例に一研究ノート」

埴 武郎 (所員)

「自律的地方教育行政を維持するための強制的介入支援政策」

広瀬裕子 (所員)

「戦後青森県の県会議員選挙と歴代議長②—地方政治の“名望家たち”—」

藤本一美 (参与)

「Why Did Japanese Children Cease to Grow Taller in Height

in the Midst of a Booming Economy in Contrast with South Korean Youth?」

森 宏 (参与)

所報

樋口博美 (事務局長)

編集後記

鈴木奈穂美 (編集担当チーフ)

2. 『月報』の刊行

第654号～第666号を所員等の投稿に基づいて刊行した。なお、『月報』の制作については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。毎号400部程度印刷。

今年度については、昨年度春季の実態調査特集の合併号を刊行した。また、夏季実態調査特集の合併号も刊行予定である。

2017年度 (2018年1月以降)

(8) 12月20日、1月20日 (654号、655号合併号) : 2017年度夏季実態調査特集号

「北前船の足跡をたどる」行程記録」

樋口博美 (所員)

「北海道各地のブドウ栽培・ワイン醸造・ワイン販売に学ぶ地域性」

宮寄晃臣 (所員)

「北海道のワイン生産と、我が国のワイン市場の特性について」

飯田謙一 (参与)

「鉄のまち・室蘭市の盛衰と再生」

柴田弘捷 (参与)

「商取引活動遺産による地域活性化」

石川和男 (所員)

「街並みの破壊と保存—小樽と江差」

村上俊介 (所員)

「江差追分異聞」

池本正純 (参与)

(9) 2月20日 (656号)

「日本のカメラ産業の競争力分析」

望月 宏 (所員)

「株式会社ニコンの歩み—光学機器産業から精密機器産業への展開—」

小原理一郎 (元株式会社ニコン理事・国際部部长)

《研究ノート》「総合光学機器」メーカーの分析 その1 株式会社タムロン」

溝田誠吾 (参与)

(10) 3月20日 (657号)

「ラディカルな教育再生を軸にした地域再生

—ロンドン・オリンピックのホスト地ハックニー区の改革—」

広瀬裕子 (所員)

「石巻市中心市街地における復旧・復興経過から学べること」

福島義和 (所員)

2018年度

(1) 4月20日 (第658号)

「地ビール業発展小史とその現況」

水川 侑 (参与)

- (2) 5月20日 (659号)
「青森県の初代民選知事：津島文治―“井戸堀政治家”の歩み」 藤本一美 (参与)
- (3) 6月20日 (660号)
調査報告「復興ステークホルダーの探索的再構築に関する研究実践
――被災地・石巻での聞き取り調査から――」
大矢根淳 (所員)・佐藤慶一 (所員)・所澤新一郎 (客員)
- (4) 8月20日 (661・662合併号)：2017年度春季実態調査特集号
「社会科学研究所2017年度春季実態調査 大阪の底力 行程記録」 樋口博美 (所員)
「大阪の産業構成の歴史的展開と地域的特性」 高山正樹 (大阪大学名誉教授)
「大都市財政・大阪市財政の特徴―東京都特別区との比較で―」 町田俊彦 (参与)
「戦前期日本タオル工業の生成・発展―泉州と今治の比較を念頭において―」 川村晃正 (参与)
「泉州タオル産業の盛衰と現況」 柴田弘捷 (参与)
「JAPANブランド「泉州こだわりタオル」の現状と課題」 神原 理 (所員)
「わが国のタオル生産と事業承継―大阪府泉佐野市を中心として―」 石川和男 (所員)
「ダイハツ・ヒューモビリティ・ワールド訪問記」 鈴木奈穂美 (所員)
「大阪西成地域 (通称、釜ヶ崎) とNPO法人「釜ヶ崎支援機構」について」 飯田謙一 (参与)
「釜ヶ崎の守護神「カマヤン」と「カフカの階段」その後」 福島利夫 (参与)
「釜ヶ崎の街は本当に福祉の街なのか？」 福島義和 (所員)
「大阪ワインの底力」 宮寄晃臣 (所員)
- (5) 9月20日 (663号)
「貧困認識と規定要因としての「農村的生活様式」
―岩手県内自治体住民に対する意識調査結果から―」 小池隆生 (所員)
- (6) 10月20日 (664号)
「価値形態論の上着は30万円」 望月清司 (参与)
- (7) 11月20日 (665号)
「大阪市と東京都特別区の財政比較」 町田俊彦 (参与)
「新しい方向性を探る財政投融资制度 ―政策遂行手段としての重みを増す財投―」
藤井亮二 (客員)
「イノベーション創出都市 変貌する深圳」 遠山 浩 (所員)
- (8) 12月20日 (666号)
「『戦中史』と『国体論』を貫くもの」 恒木健太郎 (所員)
「『戦中史』に於ける「国体」と天皇制」
福井紳一 (駿台予備学校講師・早稲田大学アジア太平洋研究センター特別センター員)
「講座派の問題設定の特徴と課題について
―『国体論』に対する恒木健太郎氏の議論に寄せて―」
白井 聡 (京都精華大学人文学部講師)
- (9) 1月20日、2月20日 (667・668号合併号)：2018年度夏季実態調査特集号 [編集中]

(10) 3月20日 (669号) [編集集中]

3. 『社研叢書』第21巻刊行について

特別研究助成 (2014年度発足、2016年終了) 『アクショングループと地域主義』 (松尾容孝 (代表)・砂山充子・樋口博美・広田康生・堀江洋文・山本充の6名) が年度内の2019年2月刊行予定である。

7. その他の研究活動

1. 文献資料

(1) 文献資料の収集

- ①社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの (辞書、統計、白書、年鑑等)、および東アジア経済社会に関する文献の収集に重点をおく、という方針に基づいて文献資料の収集を進めてきた。
- ②所員からの文献購入希望を募り、予算枠を考慮しながら随時購入を行ってきた。今年度は一昨年度で購入を停止していた中国統計書を、所員からの要望があることを鑑み、昨年度分と併せて年度末までに購入する。

(2) 文献資料の整理、配架等

①蔵書検索の電子化作業について

文献資料の検索は、これまでも「図書カード」によるものと電子化させたものとの双方で行ってきたが、今年度はさらに蔵書情報電子化の作業 (APIシステム) を進めてきた。

②特別文庫の整理・修復・データベース化について

広く所員が利用できる状態をめざした取り組みを行うことを目標に、特に山田盛太郎文庫、藤本武文庫の整理・修復作業 (データベース作成準備等) を進めてきた。山田盛太郎文庫に関しては、昨年度から始めた劣化資料に関する状態調査・作業修復に引き続き、費用見積を取った上で本格的な修復作業を行った。また、藤本武文庫に関しては、調査・分析・整理を学外の専門的知識提供者に協力依頼をして進めてきた。

(3) 社会・労働関係資料センター連絡協議会への入会

今年度は、研究所組織として社会・労働関係資料保全と公開利用の促進を目的とした社会・労働関係資料センター連絡協議会に入会した。今後は、①ライブラリーの相互利用、②メーリングリストでの情報入手、③廃棄図書・資料の相互利用、④刊行物の相互交換を、積極的に行っていく。

2. PC / HP

(1) CMS化への対応とホームページの充実

学内CMS化を受けて、社研でも1年間の議論を経て、CMS化を行い10月にWEBサイトをリニューアルした。また、その過程で特に月報PDFを書誌情報にリンクさせる必要が生じたことから現在その作業を進めている。

(2) 所報のデジタル化とリポジトリ化について

所報（月報、年報）については、これまでも論文単位のPDFファイルによる揭示化を進めてきた。また、昨年度よりこれら所報のバックナンバーを社研の手元に数冊残した上で、2003年度以前の月報のデジタル化、2005年以前のリポジトリ化作業の準備を進めてきた。デジタル化は外部業者に委託し、リポジトリ化は図書館へ要望書を提出し、その協力を得てきた。さらに現在は、公開する論文への書誌情報（掲載雑誌名、号数、発行年月、DOI等）を付ける作業、またDOI付与の準備作業を進めているが、実際には2019年度図書館のリポジトリシステム改定を待ち、その後に作業を行うことになる。また、これらの作業のために、今後はデジタル・リポジトリ化以前の執筆者（所員以外へ。現所員には確認済み。）への掲載許諾作業を進めていく予定である。

(3) 電子メールの活用

電子メール活用による通信業務効率化を引き続き推進している。所員に対する案内等の原則電子メール化（2007年度開始）を継続しているが、総会案内に関わる出欠確認、委任状集約等については、往復はがき、研究室受付での回収等を継続している。

(4) PCシステムの充実（神田分室含む）

昨年2017年度のPC周辺機器の神田分室セッティング（新PCセットの設置）とネットワーク接続完了に加えて、簡易ホワイトボードやプロジェクターの設置も行い、所員の研究活動の充実に向けての整備を進めた。

8. 社会科学研究所「規程・細則・内規」（2014年3月）の改定

今年度は、昨年度から事務局内で検討を重ねてきた客員研究員に関する規程改定と細則および内規の追加案について、後期総会にて提案、慎重な検討を行った。その結果、規定については提案が承認され、細則と内規については引き続き年度内の事務局会議において、後期総会での出席所員からの意見を反省させたものを事務局が再度検討すること、決定は事務局に一任されることになった。

規程に関しては大学当局の承認が必要なことから、後期総会直後に大学へ規定変更願を提出し、現在その承認を待っているところである（2019年1月16日の常任理事会にて承認予定）。

すでに大学へ提出済みの規程に関しては「変更案」として下記に示しておく。なお、細則と内規に関しては上に記したとおり、今年度1月~3月の事務局会議にて再度検討を行い、これらを含めて、ここ5年の間（2014年度以降）に行われてきた全ての規定・細則・内規の改定内容を反映させた専修大学社会科学研究所の「規定・細則・内規集」改定版を発刊する予定である。

1. 規程改定 専修大学社会科学研究所規程変更（案）

1. 規程 第10条【客員研究員】 「規程・細則・内規集」（2014年3月）p.3

（現行）

所長は、運営委員会の議を経て、研究所の事業を遂行するため、必要があると認めるときには、運営委員会の議を経て、客員研究員を委嘱することができる。

(※「運営委員会の議を経て」が2回あるのは原文のまま。変更案ではここを1回に修正する。)

2. 客員研究員の任期は2年とする。ただし、改めて委嘱することができる。

(変更案)

所長は、定例研究会、特別研究会、特別研究助成、グループ研究助成等、研究所の特定の事業を遂行するため、必要があると認めるときには、運営委員会の議を経て、客員研究員を委嘱することができる。

2. 客員研究員の任期は2年とする。ただし、改めて委嘱することができる。

編集後記

専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第53号をお届けいたします。2017年4月に就任した宮崎晃臣所長、樋口博美事務局長を中心とした事務局メンバーのご尽力もあり、本号も無事刊行することができました。ご労作をお寄せいただきまして所員の皆様、関係者の皆様には、こころより御礼申し上げます。

本号には、英語論文1編を含む10編の論文が掲載されております。以下、これらの課題および対象について、掲載順にご紹介いたします。

石川論文は、ASEAN諸国の中で自動車の消費地へと変貌を遂げ始めたベトナムの自動車産業に注目し、隣接諸国と比較して拡大が遅れた背景を自動車産業政策と流通チャンネルの構造面を通じて考察するとともに、今後のベトナムの自動車産業・通商を展望しています。

内田論文は、自身のこれまでの研究成果のなかで論証してきた「並進対称操作」がオイラーの公式に基礎づけられること、そして、それと同類の再帰的対称性が多様に偏在することを提示することによって、『資本論』が存立する原理が普遍的な対称性原理であることを論証しています。

近江論文は、過去におこなった14～18世紀フランスにおける農山村民の共有権問題の背景にある「森里川海の連携」思想や「森林利益権」に向けられたフランス農山村民の思いを分析した研究成果を踏まえ、石巻の「森里川海の連携」の歴史を分析するとともに、石巻市域復興の方向性を歴史学的視点で展望しています。

鈴木論文は、日本でも保健、福祉、教育、就労といった社会サービス分野で拡大しているアウトリーチ・サービスに注目し、そのサービス・モデルの理論的枠組み（構造と条件）を分析しながら、アウトリーチの概念的定義と操作的定義を導出しています。

高梨論文は、「東日本府県において1900年代半ばに蕪市場の統合が完了し、蕪価格差が終息した」とする中林真幸の主張の再検討を目的にしたもので、東日本各府県の春蚕上繭の価格動向を詳細に描き、中林説の問題点を抽出しています。

中村論文は、国家賠償訴訟や国連を舞台にした働きかけなど被爆二世による国内外での動きに注目したもので、彼らによる新たな被爆者運動の過程をたどりつつ、この運動が核廃絶を求める運動の中で果たした役割を検討しています。

塙論文は、州からの安定的な財政支援を期待できないアメリカ公高等教育の財政資金調達方法について、授業料引き上げに加え、積極的に行われている授業料を担保とする借入れを焦点化しています。イリノイ大学システムの事例をもとに、高等教育レバニユール債を通じた財政資金調達の動向とその財政的リスクを分析しています。

広瀬論文では、ロンドンのハックニーで実施された地方教育行政の機能不全解消のための改革手法に注目

し、もともと有事対応の特別措置としておこなわれたハックニー改革手法が、教育行政のみならず子どもも行政にどのようにして汎用化されていったのかを明らかにしています。

藤本論文では、第二次世界大戦後に18回実施された青森県議会議員選挙のうち、1987～2015年の8回を対象に、選挙の概要と課題を詳細に分析・検討しています。戦後青森県政の基礎資料的な意味合いもある研究です。

森論文は、1960年代以降の日韓の思春期・青年期の食料消費の違いを分析しています。両国の青年期にある若者の身長の違い、つまり、日本人の身長の伸びが鈍化する一方、韓国人の身長は伸びているのは、食料の摂取パターンの違いと関係があると考えています。

2018年度もさまざまなニュースが駆け巡った1年でした。そのなかには、米中貿易摩擦、イギリスの合意なきブレグジット問題など世界経済を揺るがしかねないものもありました。国内に目を向けると、地震や豪雨などによる大規模な自然災害が各地で発生し、日常生活が一変した多くの方もいました。また、行政機関の不祥事も多かったのも、この1年の特徴でしょう。財務省の森友学園に関する公文書改ざん問題、官庁による障がい者雇用の水増し問題、そして、厚生労働省の統計不正問題などです。決済された公文書が改ざんされ、実際の値を水増しして報告され、調査方法がゆがめられてしまうという事態は、実社会で生じている現象や課題を分析する上で障壁となりかねません。

2018年度も後半になると、「平成最後」という言葉が各種メディアで登場するようになりました。『年報』も本号が平成最後に刊行される号となります。元号にたいして、いろいろなお考えはあるかと思いますが、一つの節目ではありますので、簡単に平成期に刊行された『年報』を振り返ることにいたします。この間に刊行された『年報』は23号から53号であり、原稿数は全322編、原稿のジャンル別にみると、論文225編、研究ノート38編、研究動向1編、海外動向2編、史料紹介2編、展望論文1編、書評30編（書評論文を含む）、このほかに、特集が5回編まれ、そこには23編の論文が掲載されました。今後も引き続き、『年報』へ多くの方々から原稿が寄せられることを期待しています。

最後になりますが、佐藤印刷株式会社の村越紀明氏、大槻秀氏は編集にまつわる仕事を手際よくおこなってください、年度内刊行を実現いただきました。心より感謝申し上げます。また、『年報』のみならず『月報』の編集全般にわたり、研究所事務職員の岩本さんには大変お世話になりました。編集委員、投稿者と印刷会社との連絡調整で労を惜みず、きめ細かやかに対応していただきました。この場を借りて、大変感謝を申し上げます。（N.S.）

編集スタッフ 鈴木奈穂美（経済学部） 小池 隆生（経済学部）
徐 一睿（経済学部） 広瀬 裕子（文学部）

執筆者紹介 (執筆順)

いしかわ かずお
石川 和男 本研究所所員 (商学部)

うちだ ひろし
内田 弘 本研究所研究参与

おうみ よしあき
近江 吉明 本研究所所員 (文学部)

すずき なおみ
鈴木奈穂美 本研究所所員 (経済学部)

たかなし けんじ
高梨 健司 本研究所客員研究員

なかむら ひさき
中村 尚樹 本研究所客員研究員

はなわ たけお
埴 武郎 本研究所所員 (経済学部)

ひろせ ひろこ
広瀬 裕子 本研究所所員 (文学部)

ふじもと かずみ
藤本 一美 本研究所研究参与

もり ひろし
森 宏 本研究所研究参与

社会科学年報 第53号

2019年3月10日

編集 専修大学社会科学研究所
代表者 宮 寄 晃 臣
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1
電話 044(911)1089 FAX 044(900)7829

印刷 佐藤印刷株式会社
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前2-10-2
電話 03(3404)2561 FAX 03(3403)3409

THE
SHAKAIKAGAKU-NENPO
 (THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE)

No. 53

MARCH 2019

Articles:

- Automobile Industry Policies and Distribution in Vietnam **Kazuo Ishikawa**
- Marx and Euler
 – *Das Kapital* exists in Universal Principle of Symmetry –
 **Hiroshi Uchida**
- Donner un aperçu de la reconstruction de la région de la ville
 d' *Ishinomaki* au point de vue des “*usages forestiers*” **Yoshiaki Ômi**
- Outreach Service Model in Social Service..... **Naomi Suzuki**
- Development of Sericulture Industry and Cocoon Price Trends in
 East Japan – Reexamination of “the Cocoon Market Integration
 Theory” in the Mid 1900s – **Kenji Takanashi**
- A new development of atomic bomb survivors’
 second and third generation movement **Hisaki Nakamura**
- American Higher Education Finance and Revenue Bonds
 – A Case Study of “University of Illinois System” –
 **Takeo Hanawa**
- Intervention policy to support autonomy of Local Authorities:
 Generalizing the supportive methods exercised in Hackney
 **Hiroko Hirose**
- The Election and Chairman of Aomori Prefecture Assembly in
 the Post-World War II ② **Kazumi Fuzimoto**
- Why Did Japanese Children Cease to Grow Taller in Height in the Midst
 of a Booming Economy in Contrast with South Korean Youth?
 **Hiroshi Mori**

Edited by
 THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE
 SENSHU UNIVERSITY
 Tokyo & Kawasaki